（農地・農業用施設・海岸等）

災害復旧事業の解説

２０２２年版

農林水産省 農村振興局
整 備 部 防 災 課

目　　次

Ⅰ　災 害 概 論

§１　農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業　・・・・・・・・　Ⅰ－ 1
§２　災害復旧制度の沿革　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 4
§３　暫定法災害の要旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 7
１　暫定法の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 7
２　暫定法の対象となる農林水産業施設　・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 7
３　法の対象となる災害原因　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 8
４　災害復旧事業の定義（農村振興局所管）　・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 9
５　法の適用除外　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 10
６　補助の対象及び補助率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 10
（１）補助の対象　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 10
（２）補　助　率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 10
７　災害関連事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 12
８　激甚法の適用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 13
９　起　　債　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 15
10　農地等小災害復旧事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 16
§４　災害発生から復旧工事完了まで　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 17
１　災害の予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 17
２　災害の発生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 17
３　応急仮工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 17
４　災害報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 18
５　復旧計画の樹立　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 19
６　国及び都道府県等への支援要請　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 19
７　査定前着工（応急本工事）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 21
８　設計単価及び歩掛りの同意　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 21
９　災害復旧事業（補助）計画概要書（査定設計書）の提出　・・　Ⅰ－ 21
10　査　　定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 23
11　大規模災害査定方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 23
12　災害復旧事業費の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 24
13　事業着手　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 24

14　事業計画の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 25
15　補助率の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 25
16　予算措置及び復旧進度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 25
17　補助金の交付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 26
18　復旧事業の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 26
19　事業成績書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 26
20　しゅん工認定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 27
21　災害復旧事業メニュー一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ－ 28
22　農地、農業用施設災害復旧事業の手続一覧　・・・・・・・・・　Ⅰ－ 30

Ⅱ　暫 定 法 関 係

Ⅱ－１　暫定法関係法令集

１　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置
　　に関する法律　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　1
第１条　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　1
第２条　定　　義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　1
第３条　補助の対象及び補助率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　3
第３条の２　連年災害における補助率の特例　・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　4
第３条の３　緊要な災害復旧事業に対する政府の措置　・・・・・・・　Ⅱ－　5
第４条　補助金の返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　5
第５条　適用除外　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　6
第６条　災害復旧事業等の監督　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　7
第７条　他の法律との関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　7
第８条　権限の委任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　7
第９条　実施規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－　7
２　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する
　　法律施行令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 10
第１条　沿岸漁場整備開発施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 10
第１条の２　共同利用施設の所有者　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 10
第１条の３　共同利用施設の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 11
第１条の４　災害復旧事業計画概要書等の提出　・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 11
第２条　国が補助する経費の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 12
第３条　災害復旧事業費の決定等　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 12

第４条　補助率増高の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 12
第５条　高率補助の適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 13
第５条の２　連年災害補助率適用の申請　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 14
第５条の３　連年災害補助率の適用地域　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 15
第６条　当該年度の補助金の額の決定　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 15
第７条　補助金交付の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 15
第７条の２　緊要な災害復旧事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 16
第８条　事業成績書等の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 18
第９条　適用除外　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 19
３　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する
　法律施行規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 22
第１条　災害復旧事業計画概要書等の提出期限　・・・・・・・・・・　Ⅱ- 22
第２条　災害復旧事業計画概要書等の軽微な変更　・・・・・・・・・　Ⅱ- 23
第３条　災害復旧事業計画概要書等の変更の手続　・・・・・・・・・　Ⅱ- 23
第４条　補助金交付申請書の提出期限等　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 23
第５条　災害復旧事業の中止等の報告　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 24
第６条　事業成績書等の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 24
第７条　書類の様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 24
第８条　権限の委任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 25
４　農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書
　等の様式を定める等の件（告示）　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 29
１　災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）　・・　Ⅱ- 30
２　補助率増高申請書（連年災害補助率適用申請書）　・・・・・・　Ⅱ- 33
３　補助金交付申請書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 37
４　災害復旧事業計画書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 38
５　災害復旧事業補助計画書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 40
６　収支予算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 41
７　事業成績書及び収支精算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 43
８　災害復旧事業計画概要書等変更協議書　・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 55
９　災害復旧事業中止等報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 57

５　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第２条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第３号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第４号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第５号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（告示）　・・・・・・・・・　Ⅱ－ 58

Ⅱ－２　農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱及びその解説

第１　趣　　旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 60
第１の２工種区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 61
第２　法の適用除外　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 61
第３　国庫補助の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲　・・・　Ⅱ－ 68
第４　国庫補助の対象としない工事費　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 70
第５　災害報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 71
第６　計画概要書等の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 73
第７　設計単価及び歩掛りの承認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 74
第８　事業費目の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 75
第９　削　　除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 79
第10　削　　除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 79
第11　工事雑費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 79
第12　削　　除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 79
第13　事務雑費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 79
第14　農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲　・　Ⅱ－ 79
第15　応急工事費の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 84
第16　災害復旧工事の着手前又は施行中に災害が生じた場合の取扱い　Ⅱ－ 86
第17　削　　除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 86
第18　補助率増高の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 87
第19　被害把握困難地域の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 87
第20　しゆん工認定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 88
第21　書類等の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 88
第22　書類等の経由　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 89
第23　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ－ 89

Ⅱ－３　農地農業用施設災害復旧事業査定要領及びその解説

§１　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 96
第１　趣　　旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 96
第２　災害原因の調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 97
第３　他事業で計画又は施行中の区域内における災害　・・・・・・・　Ⅱ- 98
第４　効用を兼ねる施設に係る災害　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ- 99
第５　過年災害等との重複採択防止　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-100
第６　うち未成及びうち転属　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-101
第７　失格、欠格の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-103
第８　緊急順位　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-106
第９　査定計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-106
第10　査　　定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-106
第11　査定調書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-108
§２　復旧工法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-110
１　復旧工法の基本原則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-110
（１）　復旧工法の限界　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-110
（２）　災害復旧の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-115
（３）　災害復旧事業と災害関連事業の限界　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-115
２　基準の形式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-116
３　基準の説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-117
第12　原形復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-117
第13　効用回復　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-118
第14　原形復旧不可能な場合の工事　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-125
（１）　原形の判定が可能な場合　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-125
（２）　原形の判定が不可能な場合　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-131
第15　原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合の工事　・　Ⅱ-131
（１）　原形に復旧することが著しく困難な場合　・・・・・・・・・　Ⅱ-131
（２）　原形に復旧することが著しく不適当な場合　・・・・・・・・　Ⅱ-132
ア　ため池に係るもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-132
イ　頭首工に係るもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-137
ウ　水路に係るもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-149
エ　海岸（湖岸を含み、負担法適用海岸を除く）に係るもの　・　Ⅱ-156
オ　農道（農道橋を含む）に係るもの　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-161

カ　揚水機に係るもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-167
キ　農地保全施設に係るもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-168
ク　農地に係るもの　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-168
ケ　その他アからクまでに掲げるものに類する工事　・・・・・　Ⅱ-169
第16　自然環境の保全に配慮した工法　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-169
第17　干ばつ災害復旧事業の採択基準　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-169
第18　保　　留　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-172
第19　雑　　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-174

Ⅱ－４　農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等
作成要領
第１　本工事費の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-185
第２　各費目の積算基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-185
第３　本要領によらないことができる工事　・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-188
第４　災害復旧事業の事業費の判定について　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-189

Ⅱ－５　農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する
了解事項
第１　一般的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-190
１　農地の解釈　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-190
２　一箇所工事の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-191
３　農地の流入土砂等の平均の厚さ　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-191
４　農道の幅員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-192
５　復旧すべき農地面積及び１アール当たり限度額　・・・・・・・　Ⅱ-192
６　個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱い　・・・・・　Ⅱ-194
７　うち未成及びうち転属　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-194
８　合併事業費の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-195
９　位置変更後の原施設の増破　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-195
10　都市計画区域内の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-195
第２　個別事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-195
１　農地の被災　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-195
２　農地の区画変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-196
３　代替開墾　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-197
４　牧草地の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-197

５　防除・飲雑用水施設の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-198
６　水路の効用回復の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-198
第３　共通事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-199
１　一定計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-199
２　巻堤工又は水たたき工の採択　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-202
３　主要道又は公共的施設に通ずるものの解釈　・・・・・・・・・・　Ⅱ-202
４　永久橋（全橋）の採択　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-202
５　他事業計画区域内の災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-203
６　接続施設の工法と合わせる復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-210
７　増破等の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-212
８　路面の埋没の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-212
９　事業費決定前の応急仮工事の被災　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-212
10　排土の盛土転用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-213
11　道路の路面　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-213
12　河川の流心部　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-213
13　波除護岸の採択　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-213
14　天然水路の被災　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-213
15　頭首工に洪水量の増大を考慮する場合の取扱い　・・・・・・・・・　Ⅱ-213
16　索道、軌道等運搬施設の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-214
17　農地畦畔と農業用施設の護岸の取扱い　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-214
18　水田養魚に供されている水田の扱い　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-216
19　自然環境の保全に配慮した工法の取扱い　・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-218

Ⅱ－６　農地農業用施設災害復旧事業通知等

§１　各種計画及び他事業との関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-225
１－１　都市計画法による都市計画区域内における農地農業用施設
災害復旧事業の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-225
１－２　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書　・・・・・・・・　Ⅱ-226
１－３　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目に
ついて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-228
１－４　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目に
ついて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-229
１－５　河川災害と農地農業用施設災害との取扱いについて　・・・　Ⅱ-231

１－６　農業用施設災害として取扱う排水路と、公共用施設災害として取扱う河川との区分について　・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-232
１－７　頭首工、橋梁、サイフォン等河川工作物の採択　・・・・・　Ⅱ-233
１－８　原位置を変更して復旧する場合における旧施設の撤去費等の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-233
１－９　河川管理施設等構造令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-234
１－10　河川管理施設等構造令に関する覚書（抄）　・・・・・・・・　Ⅱ-235
§２　査定要領等に係る解釈　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-237
２－１　災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-237
２－２　災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-238
２－３　農地の復旧面積の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-239
２－４　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（告示）　・・・・　Ⅱ-241
２－５　農地災害にかかる客土土壌改良資材投入量算定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-242
２－６　傾斜が20度を超える被災農地の取扱いについて　・・・・・　Ⅱ-244
２－７　農林水産大臣が定める農作物に係る農業所得の確認について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-245
２－８　竜巻を含む突風災害における農地災害復旧事業の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-247
２－９　災害復旧事業における植木畑の対象農地について　・・・・　Ⅱ-248
２－10　圃場整備事業地区に係る農地農業用施設の災害復旧事業の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-251
２－11　農地農業用施設災害復旧事業査定要領第13（２）の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-254
２－12　ため池の波除護岸の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-254
２－13　頭首工に欠口を設ける場合の取扱い　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-255
２－14　土地改良事業、構造改善事業等により新設または改良した用水路、排水路の災害復旧事業の取扱いについて　・・・・　Ⅱ-259
２－15　災害査定における水路護岸等のすり付け工の取り扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-259

２－16　農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係る道路の
災害復旧事業の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-262
２－17　農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて　・・・・・　Ⅱ-262
２－18　「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」の
細部運用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-263
２－19　道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱いについて　・・　Ⅱ-265
２－20　傾斜地果樹園の崩壊とこれによる農地等の埋没による被害
の防止について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-266
２－21　自然環境の保全に配慮した工法の基準について　・・・・・　Ⅱ-267
２－22　災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の
採用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-268
２－23　災害復旧箇所別特性整理表の提出について　・・・・・・・　Ⅱ-269
２－24　自然環境の保全に配慮した工法の留意事項　・・・・・・・　Ⅱ-272
２－25　農地・農業用施設の災害復旧事業における棚田等景観に
配慮した工法の採用について　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-277
２－26　農地・農業用施設等の災害復旧事業における希少な野生
動植物等への配慮について　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-277
２－27　干ばつ災害復旧事業の取扱い　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-278
２－28　干ばつ災害復旧事業の取扱いについて　・・・・・・・・・　Ⅱ-281
２－29　火山噴火の噴出物が堆積した場合の事務取扱要綱第３（２）
の取扱についての覚書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-282
２－30　火山噴火により農業用水の水質が変化した場合の
取扱いについての覚書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-282
２－31　地方公共団体等が実施する農業水利施設及び集落排水施設
の耐震強化等の推進について　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-282
２－32　地震動及び液状化が原因で被災した農業用施設の復旧工法
について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-285
２－33　コンクリートブロックの設計について　・・・・・・・・・　Ⅱ-286
２－34　杭打工の杭の根入れ長の設計について　・・・・・・・・・　Ⅱ-287
§３　提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-288
３－１　農地、農業用施設にかかる被害報告方法について　・・・・　Ⅱ-288
３－２　地すべり災害の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-290
３－３　災害復旧事業における資料整備について　・・・・・・・・　Ⅱ-290

３－４　災害復旧事業における「インターネットを利用した気象資料の活用」について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-291
３－５　インターネットを利用した気象資料の活用に係るURLの表示について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-292
３－６　地籍調査結果の活用について　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-293
３－７　災害復旧事業における「水土里情報システム等のGISや航空写真の活用」について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-293
３－８　GISを活用した農地面積等の算定における留意事項について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-294
３－９　査定設計書添付写真の作成について　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-295
３－10　写真測量を用いた査定設計書添図面等の作成について　・・　Ⅱ-296
３－11　査定設計書の添付図面及び写真の作成について・・・・・・　Ⅱ-297
３－12　査定設計書作成にあたる工種の適用区分ついて　・・・・・　Ⅱ-299
３－13　産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費の計上に伴う計画概要書等の記載内容の追加について　・・・・・・・・・　Ⅱ-301
３－14　災害復旧事業の申請時における産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費の計上について　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-304
３－15　当該年発生災害を当該年度単価等の決定前に査定をする場合の事業費の決定について　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-306
３－16　農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-307
３－17　農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-308
３－18　農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用についての別に定める取扱いについて　・・　Ⅱ-317
３－19　災害復旧事業（補助）計画概要書及び設計書作成における消費税相当額の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-321
３－20　査定前着工の事前打合せ等について　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-325
３－21　航空写真等を活用した大規模災害時等における農地・農業用施設の迅速な被害状況の把握について　・・・・・・・・・　Ⅱ-329
§４　査定の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-331
４－１　農地農業用施設の災害査定の実施について　・・・・・・・・　Ⅱ-331
４－２　「農地農業用施設の災害査定実施について」の運用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-332

４－３　ルース台風災害復旧対策に関する閣議決定（抄）　・・・・　Ⅱ-334
４－４　（参考）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第７条の
規定に基く検査立会に関する件　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-334
４－５　大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設
災害復旧事業査定方針について　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-335
４－６　激甚災害（本激）に係る災害査定の取扱いについて　・・・　Ⅱ-341
４－７　激甚災害に係る災害関連事業の概要書等に添付する図面等を
簡素化した場合の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-341
４－８　机上査定の効率的な実施について・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-342
§５　計画変更及び増高申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-347
５－１　農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の
取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-347
５－２　計画変更の取扱いについて（50・８・21）　・・・・・・・　Ⅱ-352
５－３　計画変更の取扱いについての一部改正について　・・・・・　Ⅱ-352
５－４　農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業等の
実施について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-353
５－５　他事業との合併施行（差額関連事業を含む）の
取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-355
５－６　災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の
簡素・合理化について（昭和63年）　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-357
５－７　災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の
簡素・合理化について（平成２年）　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-362
５－８　（参考）平成16年度発生災害における補助率増高申請
事務手続の簡略化について　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-363
５－９　災害復旧事業に係る補助率増高申請等の簡素・合理化
について（平成17年）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-364
５－10　平成23年発生災害における補助率増高申請事務手続の簡略
化について（平成23年）　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-365
§６　事業の実施等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-367
６－１　農地農業用施設等災害緊急派遣調査実施規程　・・・・・・　Ⅱ-367
６－２　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に
関する法律第３条の２に関する覚書　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-371
６－３　農地・農業用施設災害復旧事業等の適正な執行について　・　Ⅱ-372
６－４　未しゅん功工事の防止について　・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-374

６－５　未しゅん功工事の防止について　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-374
６－６　農林水産省農村振興局所管災害関連事業の実施について　・　Ⅱ-375
６－７　砂防事務ト荒廃地復旧及開墾地復旧事務ノ取扱ノ件　・・・　Ⅱ-376
６－８　揚水（排水）施設及び集落排水施設における災害復旧事業
の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-377
６－９　災害復旧事業による再度災害防止に向けた取組等の
推進について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-378
６－10　機械設備等被災時の復旧工法の検討フロー（案）の送付　・　Ⅱ-379
６－11　災害復旧事業における直営施工方式の推進について　・・・　Ⅱ-381
§７　個別災害に係る取扱い等（参考）　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-384
７－１　（参考）有珠山噴火に係る事務取扱要綱第３（２）の
取扱いについての覚書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-384
７－２　（参考）三宅島火山噴火に伴う降灰農地（畑）復旧に
おける土壌改良工法について（昭和58年）　・・・・・・・・　Ⅱ-384
７－３　（参考）平成６年干害応急対策事業助成要綱について　・・　Ⅱ-387
７－４　（参考）低温により被災した施設に係る災害復旧事業の
取扱いについて（通知）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-389
７－５　（参考）「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の
取扱いについて」の運用について　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-390
７－６　（参考）「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の
取扱いについて」の運用について（補足）　・・・・・・・・　Ⅱ-392
７－７　（参考）平成16年新潟県中越地震被害にかかる平成17年
農地・農業用施設に係る融雪災害の取扱について　・・・・　Ⅱ-394
７－８　（参考）霧島山（新燃岳）噴火に係る農道における災害
復旧事業の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-395
７－９　（参考）平成25年11月から平成26年２月発生の大雪に伴う
農地・農業用施設の災害復旧事業の取り扱いについて　・・　Ⅱ-396
７－10　（参考）平成26年11月22日の地震による災害に係る
災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の
事務の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-397
７－11　（参考）「平成26年11月22日の地震による災害に係る
災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の
事務の取扱いについて」の運用について　・・・・・・・・・　Ⅱ-398

７－12　（参考）ＵＡＶ（ドローン）を活用した農地への流入土砂等の測定について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-400
７－13　（参考）倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-401

Ⅱ－７　農業用施設災害関連事業とその解説
§１　災害関連事業の要旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-403
§２　農業用施設災害関連事業の実施について　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-404
１　計画概要書等の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-404
２　関連事業の調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-405
３　関連事業の審査等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-405
４　関連事業採択の要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-405
５　事業計画の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-406
６　関連事業の増破等の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-407
§３　農業用施設災害関連事業採択基準の解説　・・・・・・・・・・・　Ⅱ-417
１　た　め　池　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-418
２　頭　首　工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-419
３　用　水　路　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-420
４　排　水　路（用排水兼用水路を含む）　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-421
５　海　　岸　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-423
６　農　　道　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-425
７　井堰、揚水機、ため池及び樋門の統合の場合　・・・・・・・・・　Ⅱ-427
§４　通 知 等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-429
１　災害関連事業の取扱いについて　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-429
２　ため池が被災した場合の管理道路の新設について　・・・・・・・　Ⅱ-433
３　合併事業費の変動について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-433

Ⅱ－８　ため池災害関連特別対策事業とその解説
§１　ため池災害関連特別対策事業実施要綱　・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-434
第１　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-434
第２　事業の内容等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-435
第３　採 択 基 準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-436
第４　事 業 の 申 請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-442
第５　事 業 の 採 択　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-443

第６　事業計画の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-443
第７　増破等の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-443
第８　補　　助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-444
第９　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-444
§２　ため池災害関連特別対策事業実施要領　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-447
§３　ため池災害関連特別対策事業の実施について　・・・・・・・・・　Ⅱ-452
１　ため池災害関連特別対策事業計画書　・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-453
〈参考〉ため池災害関連特別対策事業計画箇所別調書
(財務立会調書)　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-456

Ⅱ－９　農地災害関連区画整備事業とその解説
§１　農地災害関連区画整備事業実施要綱　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-458
第１　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-458
第２　事業の内容等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-459
第３　採 択 要 件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-459
第４　事業の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-465
第５　事業の採択　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-467
第６　事業の計画変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-467
第７　増破等の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-468
第８　補　　助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-468
第９　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-468
§２　農地災害関連区画整備事業実施要領　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-471
§３　農地災害関連区画整備事業の実施について　・・・・・・・・・・　Ⅱ-473
§４　農地災害関連区画整備事業計画概要書記入要領　・・・・・・・・　Ⅱ-473

Ⅱ－10　災害関連農村生活環境施設復旧事業とその解説
§１　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱　・・・・・・・・・　Ⅱ-476
第１　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-476
第２　定　　義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-476
第３　事業の内容等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-476
第４　採 択 要 件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-477
第５　事業の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-477
第６　事業の調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-477
第７　事業の採択　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-477

第８　事業の計画変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-477
第９　増破等の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-478
第10　補　　助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-478
第11　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-478
§２　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領　・・・・・・・・・　Ⅱ-482
§３　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱及び要領の
　　運用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-485
§４　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施手順　・・・・・・・・・　Ⅱ-492
§５　調査等に関する了解事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅱ-495

Ⅲ　負 担 法 関 係

Ⅲ－１　負担法関係法令集

１　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法　・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　1
第１条　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　1
第２条　定　　義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　1
第３条　国庫負担　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　2
第４条　国庫負担率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　2
第４条の２　連年災害における国庫負担率の特例　・・・・・・・・・　Ⅲ-　3
第５条　直轄事業に対する地方公共団体の負担率　・・・・・・・・・　Ⅲ-　3
第６条　適用除外　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　4
第７条　災害復旧事業費の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　5
第８条　国庫負担金の交付方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　5
第８条の２緊要な災害復旧事業に対する政府の措置　・・・・・・・・　Ⅲ-　5
第９条　災害復旧事業の監督　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　5
第10条　災害復旧事業費の精算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　6
第11条　負担金の還付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　6
第12条　剰余金の処分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　6
第13条　市町村の災害復旧事業費　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　6
第14条　主務大臣　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　7
第15条　権限の委任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　7
第16条　事務の区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　7
第17条　実施規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-　7
２　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令　・・・・・・・・・　Ⅲ- 11

第１条　公共土木施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 11
第２条　災害復旧事業費の負担所属　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 13
第３条　災害復旧工事の施工中又は着手前に災害が生じた
　　場合の措置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 13
第４条　災害復旧事業費の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 13
第５条　災害報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 14
第６条　国庫負担申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 14
第６条の２　災害復旧事業費の決定通知　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 15
第６条の３　国庫負担金の額の算出方法　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 15
第６条の４　国庫負担金の額の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 15
第７条　設計の変更又は事業の廃止　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 15
第７条の２　緊要な災害復旧事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 16
第８条　市町村災害復旧事業の監督　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 18
第９条　剰余金の処分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 19
第10条　残存物件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 19
第11条　成功認定の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 19
第12条　都道府県知事の事務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 19
第13条　書類の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 20
第14条　主務省令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 20
第15条　権限の委任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 20
第16条　事務の区分　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 20
第17条　実施規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 21
３　海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し
　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令　・・・・　Ⅲ- 25
第１条　小規模な施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 25
第２条　災害状況の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 25
第３条　目論見書及び設計書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 25
第４条　災害復旧事業費の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 26
第５条　国の負担率の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 26
第６条　国庫負担金交付の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 26
第７条　廃止報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 26
第８条　残存物件の換算方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 26
第９条　成功認定の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 26
第10条　削除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 26

第11条　工事台帳の整理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 26
第12条　会計事務の整理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 27
４　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第９条３号の
主務大臣が定める工事を定める件　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 48
５　海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金
交付申請書等の様式について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 49
６　特別地域における国庫負担率について　・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 57

Ⅲ－２　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務
取扱要綱
第１　趣　　旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 60
第２　適用除外　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 61
第３　国庫負担の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲　・・・　Ⅲ- 62
第４　国庫負担の対象としない工事費　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 63
第５　災害報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 63
第６　国庫負担申請の際申請書に添付する図面等　・・・・・・・・・・　Ⅲ- 63
第７　事業費目の内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 65
第８　削　　除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 66
第９　削　　除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 66
第10　工事雑費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 66
第11　削　　除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 66
第11の２　削　　除　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 66
第12　主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費　・・・・・・・　Ⅲ- 66
第13　主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費の取扱い　・・　Ⅲ- 67
第14　国庫負担率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 68
第15　設計の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 68
第16　事業の廃止報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 69
第17　うち未成及びうち転属　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 69
第18　工事費の精算　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 70
第19　書類等の経由　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 71
第20　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 71
Ⅲ－３　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業
査定要領
第１　趣　　旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 77

第２　災害原因の調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 77
第３　他の事業の計画区域内の災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 78
第４　兼用工作物及び他省庁との関係ある施設に係る災害　・・・・・・　Ⅲ- 78
第５　過年災害等との重複採択防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 79
第６　うち未成額及びうち転属額の算定等　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 79
第７　失格及び欠格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 79
第８　緊急順位　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 80
第９　査定計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 81
第10　査　　定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 81
第11　査定調書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 81
第12　復旧工法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 81
（１）　原形復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 81
（２）　原形に復旧することが不可能な場合　・・・・・・・・・・　Ⅲ- 81
ア　原形の判定が可能な場合　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 82
イ　原形の判定が不可能な場合　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 82
（３）　原形に復旧することが著しい困難又は不適当な場合　・・　Ⅲ- 82
ア　原形に復旧することが著しく困難な場合　・・・・・・・　Ⅲ- 82
イ　原形に復旧することが著しく不適当な場合　・・・・・・　Ⅲ- 82
第13　保　　留　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 84

Ⅲ－４　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領

第１　本工事費の構成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 94
第２　各費目の積算基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 94
第３　本要領によらないことができる工事　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 97
第４　災害復旧事業の工事費の判定について　・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 97

Ⅲ－５　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項

１　一定計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 99
２　巻堤工又は水たたき工の採択　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 99
３　他事業計画区域内の災害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ- 99
４　接続施設の工法と合わせる復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-100
５　増破等の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-101

6　応急仮工事の被災　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-101
7　位置変更後の原施設の増破　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-101
8　部分検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-101
9　他の事業の計画区域　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-102
10　合併事業費の変動　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-102
11　小規模な施設の直高　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-102
12　自然環境の保全に配慮した工法の取扱い　・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-102

Ⅲ－６　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業通知等
1　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱第15の規定による軽微な変更のうち構造改善局長が別に定める労務、資材単価又は歩掛の変更について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-107
2　道路等の付属物及び地すべり防止施設に係る災害復旧事業の取扱について（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-107
3　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫負担率の算定についての覚書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-109
4　公共土木施設災害復旧事業国庫負担率の算定の様式について　・・　Ⅲ-109
5　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律に対する国会建設委員会の附帯決議　・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-115
6　覚書（緊急災害復旧事業について）　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-116
7　海岸における消波工等の被災認定の取扱いについて　・・・・・・・　Ⅲ-117
8　設計津波の水位の設定方法等について　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-118
9　海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について　・・・・・・・・　Ⅲ-122

Ⅲ－７　海岸及び地すべり防止施設災害関連事業
§１　海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱　・・・・・・　Ⅲ-126
第１　目的及び趣旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-126
第２　関連事業決定の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-126
第３　関連事業の審査等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-127
第４　設計の変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-127
第５　関連事業の増破等の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-127
第６　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-128
§２　海岸及び地すべり防止施設災害関連事業採択基準　・・・・・・　Ⅲ-131

（1）　一般基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-131
（2）　箇所別採択基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-131
§３　通　知　等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-132
１　地すべり防止施設災害関連事業の査定にあたっての留意
事項について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅲ-132

Ⅳ　その他の災害関係事業等

Ⅳ－１　直轄地すべり対策災害関連緊急事業及び災害関連緊急地すべり対策事業の通知等

§１　農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（抄）　・・・・・　Ⅳ-　1
第１　適用の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ-　1
第４　直轄地すべり防止工事の実施　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ-　1
第４の２　直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施　・・・・・・・　Ⅳ-　1
第５　都道府県知事の地すべり防止工事の実施　・・・・・・・・・・　Ⅳ-　3
第６　都道府県知事の災害関連緊急地すべり防止工事の実施　・・・　Ⅳ-　3
第９　事業費の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ-　4
第11　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ-　5
§２　直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施について　・・・・・　Ⅳ-　7
§３　災害関連緊急地すべり防止工事の実施について　・・・・・・・　Ⅳ- 13
§４　災害関連緊急地すべり防止工事の実施手順　・・・・・・・・・　Ⅳ- 16
§５　農地保全にかかる地すべり防止区域の指定並びに
地すべり等防止事業の実施計画書等の様式について（抄）　・・　Ⅳ- 17

Ⅳ－２　特殊地下壕対策事業

§１　特殊地下壕対策事業実施要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 22
第１　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 22
第２　事業の内容等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 22
第３　事業主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 22
第４　採択要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 23
第５　事業の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 23
第６　事業の調査等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 23
第７　事業の採択　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 23
第８　事業の計画変更　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 24

第９　増破等の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 24
第10　補　　助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 24
第11　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 24
第12　そ の 他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 24
§２　特殊地下壕対策事業実施要領　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 28
§３　特殊地下壕対策事業計画概要書記入要領　・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 28
§４　特殊地下壕対策事業の事務手続き（要綱第４(１)アの場合）　・　Ⅳ- 32
§５　特殊地下壕対策事業の事務手続き（要綱第４(１)イの場合）　・　Ⅳ- 33

Ⅳ－３　災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
§１　災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱　・・・・　Ⅳ- 34
第１　目　　的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 34
第２　事業の内容等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 34
第３　採択基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 34
第４　事業主体　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 35
第５　事業の申請　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 35
第６　事業の採択　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 35
第７　国の補助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 35
第８　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 35
§２　災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要領　・・・・　Ⅳ- 37

Ⅳ－４　災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査
§１　災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査要領　・・・・・・・・　Ⅳ- 50

Ⅳ－５　災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱
（農村振興局）
§１　農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業
査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局）　・・・・・・　Ⅳ- 58
§２　災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局）
の手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅳ- 69

Ⅴ　直 轄 災 害 関 係
§１　直轄災害復旧事業の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ-　1
１　概　　要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ-　1

２　復旧進度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－　1
３　直轄災害と補助災害の相違点　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－　2
４　採択要件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－　6
５　直轄及び代行災害復旧事業手続の流れ　・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 10
６　農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり
　　防止施設災害復旧事業手続の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 12
§２　災害発生から災害復旧事業の完了まで　・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 14
１　災害の発生　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 14
２　災害の報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 14
３　緊急応急工事　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 16
４　災害復旧事業計画書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 17
５　現地調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 24
６　災害復旧事業費の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 33
７　災害復旧事業実施計画書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 34
８　災害復旧事業の実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置　・　Ⅴ－ 35
９　災害復旧事業の完了報告と公告　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 35
10　災害復旧事業の負担金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 37
§３　農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧
　　事業事務取扱要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 39
第１　趣　　旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 39
第２　災害復旧事業の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 39
第３　災害報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 40
第４　災害復旧事業計画書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 40
第５　事業費の積算基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 40
第６　事業費の決定及び通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 41
第７　実施計画書の承認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 41
第８　緊急応急工事の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 41
第９　事業実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置　・・・・・　Ⅴ－ 42
第10　完了報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 42
第11　負担金の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 42
第12　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 42
§４　農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧
　　事業事務取扱要綱の運用について　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 56
１　採択下限について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅴ－ 56

２　事業完了等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 57
３　経済自立の時期について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 57
４　軽微な変更について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 57
§５　農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり
防止施設災害復旧事業事務取扱要綱　・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 58
第１　趣　　旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 58
第２　災害復旧事業の対象施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 58
第３　災害報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 59
第４　災害復旧事業計画書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 59
第５　事業費の積算基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 59
第６　事業費の決定及び通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 60
第７　実施計画書の承認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 60
第８　緊急応急工事の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 60
第９　事業実施中又は着手前に災害が発生した場合の処置　・・・・　V－ 61
第10　完了報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 61
第11　負担金の納付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 61
第12　災害関連事業の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 61
第13　委　　任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 62
§６　農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり
防止施設災害復旧事業事務取扱要綱の運用について　・・・・・　V－ 77
１　採択下限について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 77
２　軽微な変更について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 77
３　災害関連事業の申請について　・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 77
§７　関係通知集　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 82
１　土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知
について（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 82
２　国営土地改良事業の工事完了に伴う土地改良施設の移管等に
関する事務について（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　V－ 83
３　補助災害復旧事業扱いとなったものの処置について　・・・・・　V－ 83
４　直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について　・・・　V－ 84

Ⅵ　激 甚 法 関 係

Ⅵ－１　激甚関係法令集

１　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する

法律（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 1
2　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する
法律施行令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 9
3　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する
法律施行令第18条第１項の特別措置適用申請書に関する省令　・・ Ⅵ- 23
4　農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用申請書
の様式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 25
5　激甚災害指定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 32
6　局地激甚災害指定基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 37
7　市町村の合併の特例に関する法律（抄）　・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 40
8　市町村の合併の特例に関する法律施行令（抄）　・・・・・・・・ Ⅵ- 41

Ⅵ－２　激甚災害に係る湛水排除事業

§１　激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱　・・・・・・・・・ Ⅵ- 42
第１　趣　　旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 42
第２　湛水排除事業の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 42
第３　国が補助する経費の範囲等　・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 42
第４　湛水報告等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 43
第５　湛水排除事業の実施等　・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 43
第６　湛水排除事業出来高調書等の提出　・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 44
第７　事業費の決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 44
第８　事業の監督　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 44
第９　補助金の交付手続　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 44
§２　激甚災害に係る湛水排除事業査定要領　・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 49
第１　趣　　旨　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 49
第２　事業採択の基準等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 49
第３　適用除外とする事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 49
第４　事業実施の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 50
第５　国庫補助の対象とする事業費等　・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 50
§３　通　　知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 54
１）激甚災害に係る湛水排除事業の機械経費の積算の基礎数値
について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅵ- 54
２）激甚災害に係る湛水排除事業の機械経費の積算について　・・ Ⅵ- 54

Ⅶ 適 正 化 法 関 係

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄） ・・・・ Ⅶ- 1
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄） ・ Ⅶ- 7
3 農林畜水産業関係補助金等交付規則（抄） ・・・・・・・・・・ Ⅶ- 9
4 農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（抄） ・・・・・・ Ⅶ- 12
5 農地防災事業等補助金交付要綱（抄） ・・・・・・・・・・・・ Ⅶ- 18
6 農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱（抄） ・ Ⅶ- 35
7 激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱（抄） ・・・・・ Ⅶ- 44
8 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する閣議了解（抄） ・・ Ⅶ- 50
9 所謂施越工事に対する補助について ・・・・・・・・・・・・・ Ⅶ- 50
10 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助における消費税相当額の取扱いについて（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅶ- 51

Ⅷ 地 方 財 政 措 置

1 地方債制度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ- 1
2 補助災害復旧事業債 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ- 1
3 一般公共事業債 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ- 2
4 単独災害復旧事業債 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ- 3
5 農地等小災害復旧事業債 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ- 3
6 特別交付税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅷ- 5
（参考１）地方財政法（昭和23年７月７日法律第109号）
（参考２）令和３年度地方債同意等基準
（参考３）令和３年度地方債同意等基準運用要綱
（参考４）災害復旧事業等充当率一覧表（令和３年度）

Ⅸ 関 係 法 令 等

1 災害対策基本法（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅸ- 1
2 災害対策基本法施行令（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅸ- 19
3 災害対策基本法施行規則（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅸ- 20
4 土地改良法（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅸ- 22
5 土地改良法施行令（抄） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅸ- 42

6　土地改良法施行規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 51
7　海岸法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 52
8　海岸法施行令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 61
9　地すべり等防止法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 63
10　地すべり等防止法施行令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 70
11　沖縄振興特別措置法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 71
12　沖縄振興特別措置法施行令（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 72
13　離島振興法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 73
14　奄美群島振興開発特別措置法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 74
15　奄美群島振興開発特別措置法施行令（抄）　・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 76
16　小笠原諸島振興開発特別措置法（抄）　・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 78
17　行政不服審査法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅸ- 79

Ⅹ　索　　引　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅹ- 1

Ⅰ　災害概論

Ⅰ　災害概論

§１　農林水産省農村振興局が所管する災害復旧事業

災害復旧事業において災害とは、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象によって起る人命の損傷、建物、作物等の損失、河川、道路、港湾あるいは農地、農業用施設等の損害をいいます。従って、これらのものが損害を被ったとしても、それが原因不明であった場合、又は人為的な原因であった場合は、災害として取扱いません。

このように異常な天然現象によって発生した災害に対して、国はその復旧あるいは損害に対していろいろな形で国庫補助あるいは融資を行っています。

これらのうち、農地及び農業用施設等の災害復旧事業は農林水産省農村振興局整備部防災課（災害対策室）において担当しており、その主なものは次のとおりです。

（１）農地農業用施設災害復旧事業

この事業は、農地（耕作の目的に供される土地）及び農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路及び農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設）が災害を受けた場合の復旧事業です。

この事業に対する国庫補助は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（通称「暫定法」）に基づき行われます。

（２）海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業

この事業は、「海岸法」に基づいて管理されている海岸又はこれに設置されている堤防、護岸、突堤等の施設及び「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止施設のうち、農林水産省農村振興局所管のものに災害が発生した場合に対象となる災害復旧事業です。この事業に対する国庫負担は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（通称「負担法」）に基づき行われます。

（３）直轄及び代行災害復旧事業

現に国営で施行中の事業及び事業完了後に国営造成施設として管理委託されている施設等が暫定法第２条５項に規定する災害を受けた場合は、土地改良法第87条の５の規定（急施の場合）により復旧事業を実施します。

（４）農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業

現に国営事業で施行中の海岸保全施設及び地すべり防止施設が負担法第２条第１項に規定する災害を受けた場合は、海岸法第６条及び地すべり等防止法第10条の規定により農林水産大臣の直轄工事として災害復旧事業を施行します。

（５）湛水排除事業

農地等自体に被害がなく、単に洪水が農地に浸入して湛水したため農作物の生産に重大な支障を及ぼす場合、湛水を排除する事業で、この事業は被害の規模が大きい場合にのみ予算補助されるものです。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（通称「激甚法」）制定以前は、相当大規模な湛水排除事業が行われた場合で、国が国庫補助の必要があると考えられる場合に、その都度特別に予算措置がとられました。（昭和34、36、37年に実施）

激甚法制定以後は、激甚法第10条（土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助）に基づき、その都度必要に応じて予算措置されることになっていました。（昭和39、40、41、42、44、46年に実施）

その後、昭和47年に次の恒久的な採択基準が制定され、これに基づき事業が実施されています。（昭和47、49、51、53、54、55、60、61、平成10、14、16、23、29年、令和元年、３年に実施）

〔実施例〕

区　　分	令和３年　湛水排除事業
1．助成対象	令和３年８月の豪雨により湛水した農地において湛水を排除する事業
2．１団地の規模	30ha以上
3．補助率	90％

（６）　除塩事業

災害によって農地に海水が浸入し、塩害を受けたため、これを除去する目的で都道府県、市町村、土地改良区等が応急的に行ったかんがい排水施設の設置又は変更、揚水機による用排水、客土、石灰等の施用に対し、必要に応じて国が助成措置を行うもので、過去において、昭和28年の台風13号災害、昭和34年の伊勢湾台風災害、昭和35年のチリ津波災害、昭和36年の第２室戸台風、平成11年の台風18号災害、による塩害に対し臨時特例的に措置されました。また、東日本大震災に係る除塩事業

については、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」により、土地改良事業とみなして、補助率の嵩上げ等が措置されました。なお、南海トラフ地震など巨大地震及びこれに伴う津波の発生リスクの高まりを契機とし、平成29年に土地改良法に基づく災害復旧事業として位置づけられました。

〔実施例〕

区　　分	平成11年　除塩事業
１．助　成　対　象	９月の台風18号により農地に海水が浸入したため塩害を除去する事業
２．１団地の事業費	工事の費用40万円以上
３．補　　助　　率	50％

区　　分	平成23年　除塩事業
１．助　成　対　象	東日本大震災における津波により農地に海水が浸入したため塩害を除去する事業
２．１団地の事業費	工事の費用40万円以上
３．補　　助　　率	90％

（７）　干害応急対策事業

かんがい期間中において異常な干天が連続し、既設の用水源が枯渇して農作物が枯死するおそれがあるため、これを防止する目的で自主的に水路、井戸の掘さく、揚水機の設置等の応急対策が全国的に実施されたような場合、これらの事業に対し臨時特例的に助成措置を行うもので、過去において昭和33、35、36、37、39、40、41、42、43、48、53、平成６の各年の応急対策事業に対し助成措置がとられました。

〔実施例〕

区　　分	平成６年　干害応急対策事業
１．助　成　対　象	４月１日から９月30日の間における連続干天日数20日以上又は30日間雨量100㎜以下の地域 査定見込額がおおむね１億円以上の都道府県内で実施した事業
２．１団地の事業費	工事費及び機械費の合計額が30万円以上
３．補　　助　　率	1/3　ただし、機械購入及び賃借に係るもので、共同施行で実施したもの20％

この実施例は過去においてとられた措置の事例であり、このような事態が生じた場合に必ず以上のような措置がとられるものと決まっているものではありませんが、災害復旧事業の全ぼうを説明するため参考までに表記しました。

即ち、農村振興局で所管する災害復旧事業は、農作物を作付けする農地と、これを成育させるために必要な用排水施設、営農上必要な道路及び橋梁、海岸保全施設及び地すべり防止施設等の諸施設が異常な天然現象によって壊れた場合や、その機能に障害を生じた場合に、これを原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合等において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設とすることを含む。）ための事業となります。

§２　災害復旧制度の沿革

１　暫定法の制定まで

農地及び農業用施設の災害復旧事業は、農林水産業の維持を図り、併せて農家経営の安定に寄与し、更には国土の保全に対し重大な役割を担っています。災害は地方公共団体及び地域経済に影響するところが少なからずあるため、国はこの災害復旧に対し助成措置を講ずることになりました。

大正年代以降の国の助成策を見ると、農地及び農業用施設等の災害復旧に対して初めて国が助成する措置をとったのは、大正12年の関東大震災のときです。

当時農商務省の農地関係事業の助成制度としては、耕地整理法及び開墾助成法並びにこれに基づく諸規則が制定されていたので、これらの規則の準用によって次のような助成がなされました。

農地の復旧補助率　５/10～10/10

用排水施設補助率　６/10～８/10

以来毎年全国各地を襲う風水害等の災害に対して復旧策、あるいは応急策として国庫補助又は低利融資等の措置が講じられました。

昭和９年（室根台風等）の風水害以降は、災害復旧補助制度の確立を期し、農地の復旧には１/３～５/10、農業用施設の復旧には４/10～6.5/10を補助し、また災害の程度に応じて被害甚大な府県に対しては特に９/10までの補助率をもって助成策が講ぜられ、地域的に補助率を逓増する制度等幾度かの変遷がありました。

昭和24年に至ってシャウプ勧告※により「公共施設の災害復旧は全額国庫負担とすべき性質のものであるが、農地復旧のみは公共性に乏しい」として補助制度を打切られることとなりました。これに対し、被災農家の反対運動が全国的に拡大し、GHQ 及び財政当局は再び農地復旧に対する補助を復活しました。

これを契機として災害復旧事業の国庫補助制度に対する立法化の必要性が痛感され、昭和25年第７国会において現行の「暫定法」が制定されました。

※経済の安定、長期的・安定的な税制、均衡のとれた公平な税制、地方自治確立のための地方財政の強化、強力な執行体制の整備など、国税・地方税を通した税制や税務行政全般にわたる勧告書

２　暫定法の改正経緯

その後社会情勢の変化に伴い改正を重ね現在に至っています。

改正経緯の主なものは、次のとおりです。

年	暫　　定　　法
S25	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（法律第169号）の制定
26	○暫定法の一部改正（法律第92号） ・林地荒廃防止施設、漁港施設のうち、地方公共団体の維持管理に属するものは除く（負担法の対象とした） ・補助率の変更 林道　５/10→奥地幹線林道　6.5/10 その他の林道　５/10
27	○暫定法の一部改正（法律第83号） ・一次高率補助の追加 農　　地　　５/10→８/10 農業用施設　6.5/10→９/10 ○暫定法の一部改正（法律第317号） ・１箇所の工事の費用についての最低額の引下げ　15万円→10万円
29	○暫定法の一部改正（法律第124号） ・補助金の交付先の変更 国から事業を施行する者→国から都道府県
30	○暫定法の一部改正（法律第164号） ・共同利用施設を補助対象

	補助率　２/10 ・二次高率補助の追加 農業用施設　6.5/10→10/10 奥地幹線林道　6.5/10→10/10 漁港施設　6.5/10→10/10
31	○暫定法の一部改正（法律第142号） ・緊要な災害復旧事業に対する政府の措置の追加
33	○暫定法の一部改正（法律第183号） ・二次高率補助の追加 農　　地　５/10→ ９/10 その他の林道　５/10→8.5/10
36	○暫定法の一部改正（法律第100号） ・連年災害における国の補助率の特例の追加
59	○暫定法の一部改正（法律第28号） ・国庫補助対象施設の追加及び共同利用施設の所有主体として営利を目的としない法人の追加 ・１箇所の工事の費用についての最低額の引上げ　10万円→30万円 ・１箇所の工事とみなす範囲の拡大　50ｍ→100ｍ
H10	○暫定法の一部改正（法律第22号） ・１箇所の工事の費用についての最低額の引上げ　30万円→40万円 ・１箇所の工事とみなす範囲の拡大　100ｍ→150ｍ
11	○暫定法の一部改正（法律第87号） ・地方公共団体に対する国の関与を最小限等 ○暫定法の一部改正（法律第160号） ・地方支分部局の長への権限委任規定の追加 ・「主務大臣」、「命令」の明確化
30	○暫定法の一部改正（法律第23号） ・第二条第一項の耕作に農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を追加

３　激甚法の制定

暫定法制定後においても年々の災害は、国民経済に著しい影響を及ぼし、特に昭和28年の第13号台風や、昭和34年の伊勢湾台風等によって大災

害を被った地域の農家は暫定法による国庫補助のみではその負担に耐えきれない状態となったため、このような大災害が発生するたびに激甚災害に対する特例法を制定して国庫補助の増高を図ってきました。このように激甚災害の発生のつど個別的に立法化されることは、その間若干の混乱を惹起しがちであり、また、とかく総合性、合理性に欠けることもあるため、激甚災害に対処する措置法として昭和37年第41臨時国会において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)、(通称「激甚法」) が制定されました。

以上の経過により、現行の災害制度が確立されたわけですが、農地、農業用施設の災害復旧は主としてこの「暫定法」及び「激甚法」によって国庫補助がなされています。

§３　暫定法災害の要旨

１　暫定法の目的〔法第１条〕

わが国は気象的、地理的に災害が発生しやすく、特に南方から襲来する台風の通路にあたり、異常な天然現象に基づく災害は到底避けることができない位置に運命づけられており、毎年各種の災害はあとを断ちません。

その中で農林水産業施設の災害は農林漁家の経営の安定に影響するところが極めて大きいことは云うまでもなく、ひいては一般社会生活の安定にまで影響することとなります。従って、これら農林水産業の基本的な施設である農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及びその他農林水産業者の共同の利用に供する施設の維持を図ることが何よりも強く要請されるゆえんです。

農林水産業施設の設置、維持、管理はそれぞれの管理者が責任とその負担を負うべきですが、前述のような条件下にあるわが国において、災害復旧費は毎年莫大な額に上り、農林水産業者の経済力では災害の復旧を適切かつ敏速に処理することは困難ですので、都道府県が自ら行う、又は都道府県がその他の事業主体に対し補助するに要する経費に対して国が補助して、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与することを目的として暫定法が制定されました。

２　暫定法の対象となる農林水産業施設〔法第２条第１～４項〕

（１）　農地、農業用施設（農村振興局所管）

ア）農地とは耕作の目的に供される土地をいい、土地台帳地目によるものではなく現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとすれば

直ちに農地として使用できる休耕地等を対象とします。〔詳細は了解事項「農地の解釈」を参照のこと〕

イ）農業用施設とは、ため池、頭首工、用・排水路、揚水機等のかんがい排水施設、農業用道路並びに農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設をいいます。

（２）　その他の施設

ア）林業用施設（林野庁所管）

林地の利用又は保全上必要な林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除きます。）及び林道をいいます。

イ）漁業用施設（水産庁所管）

沿岸漁場整備開発施設（護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路等）並びに漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限ります。）

ウ）共同利用施設（大臣官房（地方課）所管）

農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場、鳥獣侵入防止施設その他の農林水産業者の共同利用に供する施設をいいます。

３　法の対象となる災害原因〔法第２条第５項〕

法律には暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象によって生じた災害を対象とすると定められていますが、異常な現象として取扱う限度については事務取扱要綱第３に次のように定められています。

ａ　雨　量……最大24時間雨量80㎜以上。ただし、連続雨量又は時間雨量が大であった場合等はこの限りではありません。

ｂ　風　速……最大風速（10分間平均風速の最大値）15m/sec以上。

ｃ　洪　水……その地点の水位がはん濫注意水位（はん濫注意水位（警戒水位）の定めがない場合は河岸高の1/2）以上。ただし、融雪出水のように比較的長期にわたり出水する場合等はこの限りではありません。

ｄ　干ばつ……連続干天日数（日雨量５㎜未満の日を含む）20日以上。

地震については特に震度を定めていません。また地すべりについてはそれ自体を異常な天然現象としています。詳細な規定については要綱第３

（国庫補助の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲）を参照して下さい。

４　災害復旧事業の定義（農村振興局所管）

国庫補助の対象となる災害復旧事業とは、前述の異常な天然現象によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とする工事で次の条件に合致するものをいいます。

（１）　１箇所の工事の費用が40万円以上のもの。

（２）　１箇所の工事とは、同じ施設が被災した場合、その被災箇所が150m以内の間隔で連続しているものは１箇所の工事と見なします。ただし、同じ施設の被災箇所が150mを超えて離れていても、切り離して施行した場合はその復旧目的が達せられないもの、例えば一定の水位を保持することが必要なかんがい用水路のように何れか１箇所被災した部分が残っても、用水を水田まで導水することができないような場合は150mを超えて離れていても１箇所の工事と見なします。また２以上の施設が被災した場合で、これらを施設別に分離して施行することが、効用回復上、又は施行上困難な場合、これらの復旧工事の事業主体が同一であれば１箇所の工事として取扱います。例えば農地畦畔と水路護岸を兼ねる施設に隣接する農地復旧のようなものは１箇所の工事とします。

（３）　原形復旧を目的とする工事とは、次のような工事をいいます。〔詳細は査定要領（第12、13、14、15、19）参照〕

ア）原形復旧……農地にあっては現況の農地種別どおり復旧する工事。農業用施設にあっては、被災した施設の旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事

イ）効用回復……施設に被災がなくても、災害により地形、地盤等が変化して原施設の効用が失われた場合に原施設の従前の効用を回復するために行う工事

ウ）原形復旧不可能な場合の復旧……被災した農地、農業用施設を原形に復旧することが技術的に不可能な場合、被災前の位置に当該農地及び農業用施設の従前の効用を復旧するために必要な施設をつくる工事

エ）原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合の復旧……被災した施設を原形に復旧することは技術的には可能ではあるが、災害による状況変化等により原形に復旧することが著しく困難な場合又は原施設の効用回復上原形復旧することが技術的に不適当な場合等におい

て、原形復旧に代えて必要な施設をつくる工事

オ）施設を統合する復旧……被災施設を個々に復旧するよりは統合して復旧する方が有利な場合は、原施設の従前の効用回復を限度として施設を統合する工事

５　法の適用除外〔法第５条、令第９条、要綱第２、査定要領第７〕

次にかかげるものは法の適用除外となります。

（１）１箇所の工事費が40万円未満、（２）被害の事実のないもの、（３）異常な天然現象によらないもの、（４）過年災害によるもの、（５）経済効果の小さいもの、（６）対象外施設及び他の事業と重複したもの、（７）維持工事と見られるもの、（８）設計不備、施行粗漏、維持管理不良に起因するもの、（９）他事業の施行中の災害、(10) 被害の小さい農地、(11) 小規模施設

６　補助の対象及び補助率

（１）　補助の対象〔法第３条〕

ア）直接補助

都道府県が事業主体となって行う災害復旧事業に対しては、その事業費の一部（暫定法に定める補助率に見合う額）を国庫補助します。

イ）間接補助

都道府県以外の団体等（市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、共同施行者等）が事業主体となって行う災害復旧事業に対して都道府県が暫定法に定める補助率を下らない比率による補助をする場合、国は、その補助に要する経費（暫定法に定める補助に見合う額）の全額を補助します。

（２）　補助率

災害復旧事業の国庫補助率は、その年の１月１日から12月31日までの間に発生した災害復旧事業費（査定額）を関係農家戸数で除した１戸当たり復旧事業費の額によって決定されることになっています。

また、その年を含む前３カ年間に法の適用となる災害を受けた市町村については、さらに補助率が増嵩されることもあります。

ア）普通補助率〔法第３条２項〕

市町村ごと（市町村合併特例法により合併した市町村については合併の年及びこれに続く５カ年間は新、旧行政区画のうち有利なものをとって差し支えない。）にその年の１月１日から12月31日までの間に発生した災害復旧事業費（農地及び農業用施設の査定額の合計額）を

関係農家戸数で除した農家１戸当たり事業費が８万円以下の部分に対する補助率で、これを一般には普通補助率と呼んでいます。

この場合の補助率は、農地復旧に対しては50％（沖縄県80％）、農業用施設復旧に対しては65％（沖縄県80％）です。

暫定法災害補助率早見曲線

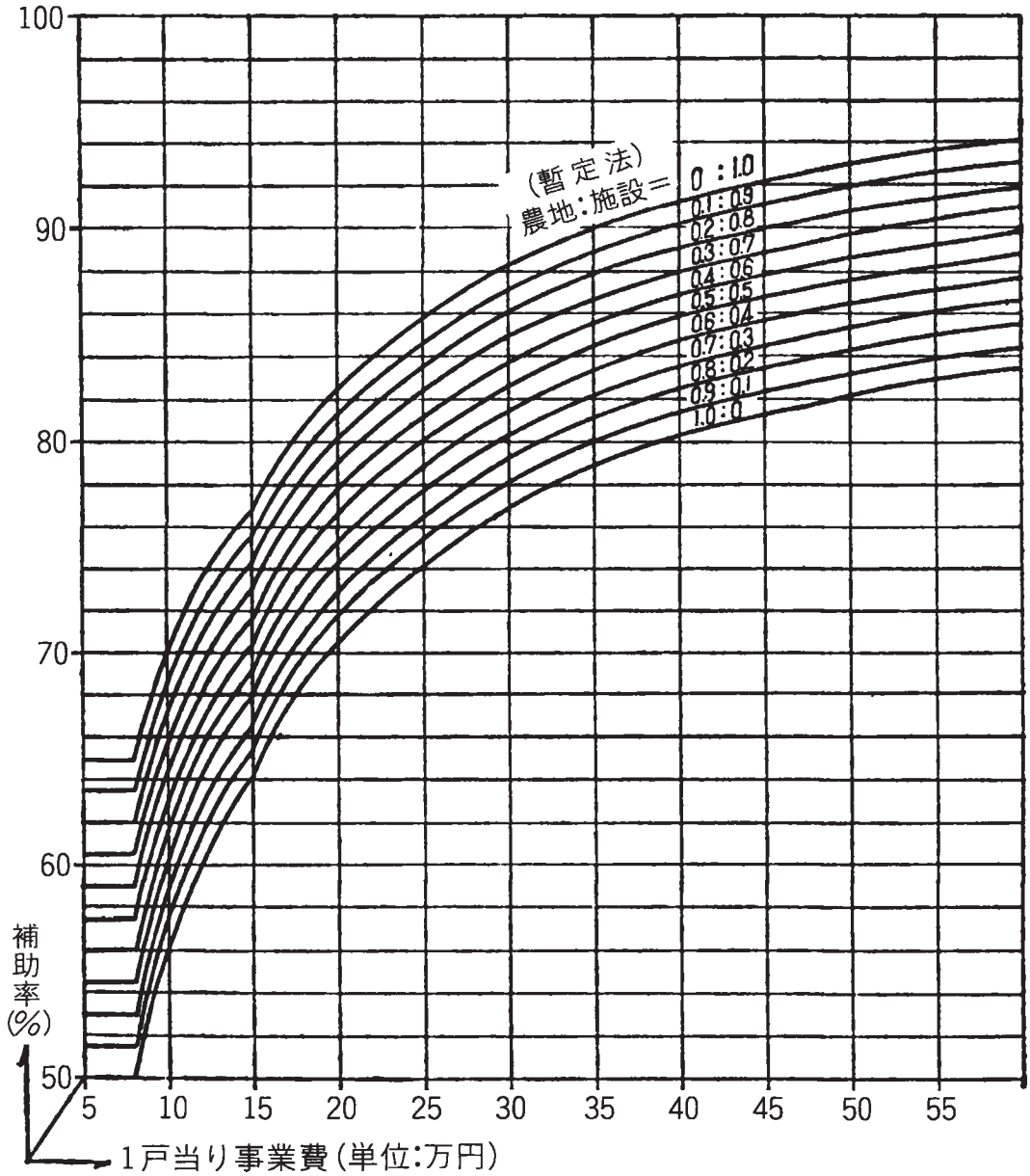

イ）高率補助率〔法第３条３項、令第４条、令第５条〕

ａ　１次高率

前記１戸当たり事業費が８万円を超え15万円以下の部分については、農地復旧に対しては80％、農業用施設復旧に対しては90％を補助します。

ｂ　２次高率

１戸当たり事業費が15万円を超える部分については、農地復旧に対しては90％、農業用施設復旧に対しては100％の補助をすることになっています。

ウ）連年災害補助率〔法第３条の２、令第５条の２、令第５条の３〕

その年を含む前３カ年に災害が発生した市町村にあっては、その３カ年間の災害復旧事業費の合計額を当該年発生災害復旧事業費におきかえて前記ア)、イ）の方法により補助率を算出し、当該年発生災害復旧事業費のみによる補助率と比較して高率の方を当該年発生災害復旧事業の補助率とすることができます。ただし、これは①当該３カ年間の事業費が１戸当たり10万円を超え、かつ、②その年の発生災害による１戸当たり事業費が４万円を超える場合に適用するものとします。この場合、当該年を含む前３カ年間は、必ずしも毎年災害が連続していなくても差し支えありません。

（３）補助率増高申請等の期限

ア）暫定法　施行規則第1条第２項

補助率増高申請書及び連年災害補助率適用申請書は災害発生の年の翌年１月３１日までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあっては、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。

イ）激甚法　特別措置適用申請書に関する省令　第１条

特別措置適用申請書は災害発生の年の翌年１月３１日までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあっては、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。

７　災害関連事業

災害関連事業は、災害復旧事業のみでは将来復旧施設が再度災害を被る

おそれがある場合に、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う事業で（災害関連農村生活環境施設復旧事業の落雷による災害は本事業のみで実施できる)、暫定法及び負担法によって補助されるものではなく、財務省と協議のうえ予算措置されるものです。災害関連事業は、農業用施設災害関連事業、ため池災害関連特別対策事業、農地災害関連区画整備事業、災害関連農村生活環境施設復旧事業、海岸保全施設等災害関連事業及び災害関連緊急地すべり対策事業等があります。

関連事業費については国の助成措置により一律に50%（沖縄県60%）補助されます。ただし、農業用施設災害関連事業、ため池災害関連特別対策事業、農地災害関連区画整備事業（農業用施設に限る)、海岸保全施設等災害関連事業及び災害関連農村生活環境施設復旧事業にあっては、激甚災害に指定された災害であれば補助率及び負担率の嵩上げ措置があります。

８　激甚法の適用

（１）　激甚災害の指定〔激甚法第２条〕

激甚法は、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」あらかじめ中央防災会議の意見を聴いた上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定し、適用すべき措置をあわせて指定することとなっています。

（２）　激甚災害指定基準〔S37．12．７中央防災会議決定〕

法第５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とします。

（Ａ基準）　当該災害に係る農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

（Ｂ基準）　当該災害に係る農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地、農業用施設、林道の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の４%を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が１以上あるもの

（３）　局地激甚災害指定基準〔S43．11．22中央防災会議決定〕

①　当該市町村の区域内における当該災害に係る農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業の査定事業費が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10％を超える市町村（当該査定事業費が１千万円未満のものを除く）が、１以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の合計額が５千万円未満である場合を除きます。

②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込み額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害。ただし、被害箇所がおおむね10未満のものを除く。

（４）　激甚災害の場合の補助率〔激甚法第５条、同令第14条、第15条、第16条、第17条〕

激甚災害に指定された災害の復旧事業については、暫定法の規定により補助額を算出し、その補助額を事業費から差引いたいわゆる補助残額（この場合、災害関連事業の農業用施分を含み、補助率は通常の50％、ただし、沖縄県60％）の総額を、その被災した農地及び農業用施設の関係耕作者数で除した１戸当たりの負担額が２万円以上の場合は、暫定法による補助のほか、地元負担額を軽減するため、次により補助の嵩上げがなされます。

被災農家１戸当たりの補助残額の区分	嵩上補助率
～１万円	０％
１～２万円	70％
２～６万円	80％
６万円～	90％

１つの市町村にその１カ年間に激甚災害と激甚災害に指定されない普通災害の両方の復旧事業がある場合の補助率計算は次の順序で行います。

ａ　その１カ年間の復旧事業費の合計額（激甚災害、普通災害を合算）と、関係農家戸数により前記６（２）ア）～ウ）の方法による暫定法補助率を算出します。普通災害分に対する補助率はここで算出された率となります。

ｂ　その１箇年間の激甚災害による復旧事業費だけを取出して、その復旧事業費、関係農家戸数を算出します。この場合の復旧事業費には農業用施設に係る災害関連事業を新たに加算します。

c　激甚災害復旧事業費に前記ａにおいて求めた補助率を乗じて暫定法による補助額を算出する。この場合、災害関連事業の補助率は50％（沖縄県60％）です。

d　激甚災害復旧事業費から前記ｃによって求めた補助額を差引いて補助残額を求め、それを関係農家戸数で除して、１戸当たり補助残額を算出します。１戸当たり補助残額が２万円を超える場合は嵩上率が適用されます。

e　嵩上額の計算は前記６（２）イ）暫定法補助率計算例に準じて行うものとし、農地、農業用施設、災害関連事業別に按分して算出します。

９　起　　債

（１）　補助災害復旧事業債

災害復旧において、その事業主体が都道府県若しくは市町村の場合又は公共的団体である土地改良区等が実施する農地及び農業用施設の災害復旧事業に対して、都道府県や市町村が負担する場合において、国庫補助残額（以下補助残という）について起債が認められます。その概要は次のとおりです。

（令和３年起債充当率表）

区　　分	充　当　率		算入率
	現　年　災	過　年　災	
農　地　復　旧 農業用施設復旧	補助残のおおむね90％ 補助残のおおむね90％	補助残のおおむね80％ 補助残のおおむね80％	10年（うち据置２年）以内で元利均等償還とします。 なお、元利償還額の95％が基準財政需要額に算入されます。
海岸保全施設及び地すべり防止施設	補助残のおおむね100％	補助残のおおむね90％	基準財政需要額算入率95％
農業用施設災害関連	補助残のおおむね90％	補助残のおおむね90％	基準財政需要額算入率20％

（２）　単独災害復旧事業債

暫定法による補助を受けず、都道府県又は市町村が事業主体となり実施する災害復旧事業については、次のとおり起債が認められること

になっています。

区　　分	起　債　充　当　率	算　入　率
農　　地※	65%	算入率47.5～85.5% 〔財政力補正〕
農業用施設	65%	

※ただし、農地については激甚災害に係る１箇所の事業費が40万円以上の場合に限る。

10　農地等小災害復旧事業

暫定法の対象とならない災害復旧事業のうち、１箇所の工事費が13万円以上40万円未満のもの（小災害という。）で市町村が行う復旧事業については、災害発生年において次のとおり起債が認められることになっています。

激甚災害の小災害（小災害復旧事業債）…〔激甚法第24条、同施行令第44条〕

農地等の小災害復旧事業債を起こすことのできる市町村は、その年に発生した激甚法第５条に規定する農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置を適用することとされた激甚災害のために、当該市町村の区域内で施行される農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業（暫定法第３条の規定によりその事業費を国が補助する補助事業及び小災害復旧事業の双方を含む。）の事業費の合計額が800万円を超える市町村であって、かつ、農地等小災害復旧事業債の起債の一件限度額を超える市町村となっています。なお、起債の充当率については一般被災地と被害激甚地に区分されます。

区　分	１戸当り負担額	起債充当率		算入率
一般被災地	２万円以下の市町村	農　　地　50% 農業用施設　65%		毎年度の元利償還に要する経費は基準財政需要額に算入される。 算入率100%
被害甚大地	２万円を超える市町村	農　　地 74%	2/5の部分50% 3/5の部分90%	
		農業用施設 80%	2/5の部分65% 3/5の部分90%	

※１戸当たり負担額：その年に発生した激甚災害に係る暫定法による農地、農業用施設災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から国庫補助額を差し引いた当該市町村の関係耕作者１戸当たりの負担額

§４　災害発生から復旧工事完了まで

災害が発生してからこれを復旧するまでには、被災者、事業主体、関係官庁等それぞれの立場においていろいろなことを順序よく執り行わなければなりません。本章では災害発生から復旧工事完了までに行う諸事項について順序を追ってその概略を解説します。

１　災害の予防

災害はどんな形で、何時やってくるかわかりません。従って、予期される災害については当然常時において防災的維持管理又は応急工事用資材等を備蓄して対策に万全を期する必要があることは云うまでもないことですが、異常降雨、強風等の予報が発令された場合は、施設の管理者はあらかじめ施設を点検して、被災の原因となるような状態にあれば速やかにこれを整備しておく必要があります。

過去の災害の経験から災害予防上特に注意しなければならないものをあげると次のとおりです。

①　ため池の貯水量を増大するために余水吐に土のう等を積んでいるもの
②　用排兼用水路における堰上角落工等が洪水時に容易に除去できない状態にあるもの
③　井堰の洪水吐のように洪水の通水を目的とする欠口が、維持管理不良のため洪水時に開かないもの
④　ため池の流域内に積重ねた木材等が洪水によりため池内に流入して堤防を破損するか、又は余水吐にかかって洪水を堰上げるおそれのあるもの
⑤　堤防の亀裂及び穴の放置
⑥　洪水の流入するおそれのある用水路の取入口の閉じ忘れ
⑦　その他脆弱なる施設の放置

２　災害の発生

地震、落雷等のように一瞬にして発生する災害については手の施しようもありませんが、洪水のように時間的に余裕のあるものについては、災害のおそれのある箇所の警戒を充分にし、必要に応じて応急工事を行い、災害の発生又は拡大を防止するとともに被災時の気象状況、現地の状況等を写真等によって記録することも必要です。

３　応急仮工事（要綱第14、15）

不幸にして災害が発生した場合、被害を最小限度にくいとめるため必要

に応じて応急工事を実施します。応急工事はその目的によって次のような工事を行います。

① 被災した施設の増破防止のための工事。

② 農地が湛水した場合、作物被害を防止するために行う湛水排除工事。

③ 被災した施設のかんがい及び排水並びに交通等の機能を一時的に回復するか又は補うための仮工事。

これらの応急工事のうちの大部分は被災時における緊急措置として、被災施設の関係者の手で自主的に実施される場合が多いのですが、これらのうち１箇所当たり20万円以上のもので農林水産大臣が特別の事情があると認めた応急工事は国庫補助の対象となるので、応急工事を実施したことが証明される現場写真（実施の必要性がわかるように実施直前の状況及び実施の各段階における状況等できるだけ詳細に記録することが肝要です。）出役人夫、購入資材等の証拠書類を整備しておく必要があります。

実施した応急工事が国庫補助の対象となるかどうかについては査定時に認否されますが、事務取扱要綱の規定に適合すると思われるものは、査定設計書に含めておく必要があります。

４ 災害報告（要綱第５）

被害が発生した場合は、市町村、土地改良区、その他の施設の管理者は直ちに被災地域を調査し、被災した施設名、箇所数、被害額を把握します。（土地改良区等は市町村に報告します。）市町村は所管地域内の被害を取りまとめて都道府県の出先事務所、又は都道府県庁の耕地関係主管課に報告します。

都道府県は、その管内の被害を取りまとめて農林水産省農村振興局長及び地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告して下さい。

報告は、電話その他の方法をもって速やかに行う必要があります。

被害は、災害の規模の小さいときは比較的早くつかみやすいのですが、大災害となれば、その全体の被害を一度につかむことができないことがあるので判明したものから速報的に（少なくとも１日１回程度）順次報告を行い、当該災害の被害総額等を確認したときは遅滞なく被害報告書を作成し、直接農村振興局長及び地方農政局長に報告することになっています。被害報告の期限については特に限定されていませんが、災害復旧の緊急性に鑑みできるだけ速やかにすることが望ましく、大災害の場合においても最終的に全被害額は災害発生後３週間以内に報告することが望ましいもの

です。また、一都道府県の被害推定額が10億円以上の場合は、災害概要報告書を災害発生後１週間以内に農村振興局長及び地方農政局長に提出することになっています。

被害報告額は①激甚災害指定の基礎②査定計画の作成③当該年度の所要額の推定等の資料となるので、特に正確を期する必要があります。

５　復旧計画の樹立

被災地域の関係者は、まず被災施設を復旧する場合の事業主体を定めることとなります（法第３条補助の対象参照)。ここで、復旧事業の規模が大きい又は高度の技術を要する復旧事業で、市町村等では事業実施が困難な場合は、都道府県が事業主体となる場合もあります。

その後、事業主体は、査定を受けるために災害復旧事業（補助）計画概要書を作成して申請を行う必要があります。

なお、災害復旧事業（補助）計画概要書については、被災後２箇月以内の提出を目標とし、遅くとも３箇月以内には提出できるように努めることが望まれます。

６　国及び都道府県等への支援要請

（１）　復旧体制の確立

農地、農業用施設の災害は、工種が多岐にわたるうえ、箇所数が非常に多いことから、各事業主体のみで被害状況調査や計画概要書の作成、実施設計書の作成、現場監督等の対応が困難な場合には、事業主体は技術職員の雇用、又は国及び都道府県等の支援等について考慮しなければなりません。技術職員の支援は主として、都道府県又は近隣市町村等の職員をあてる場合が多いですが、激甚な災害の場合は県内の職員だけでは不足することもあるため、国職員の支援を必要とする場合は、その人数、期間等を調査して、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）と調整の上、対応を行っています。主な応援体制は次のとおりです。

ア）都道府県は、市町村等から派遣の要請を受けた場合、職員の派遣のみならず、都道府県及び市町村の技術職員配置状況等を勘案して復旧体制を確立し、必要に応じて、地方農政局へ派遣の依頼を行います。農林水産省では、大雨特別警報が発令された災害、大規模地震の発生等による災害を対象として、職員をプッシュ型で被災市町村に訪問させ、災害復旧の手続きのポイントの説明や災害対応状況と課題の把握を行う「災害トリアージ」を実施しており、都道府県からの依頼等に

応じ、初期情報収集、緊急概査又は技術支援のために、地方農政局や本省から、MAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）として調査員を派遣します。〔農地農業用施設災害緊急調査実施規程〕

イ）また、災害がある程度広範な地域に集中しており、これを市町村等で個々に復旧する場合は、その地域の各事業主体間の復旧方針、復旧工法等の調整及び一貫した技術支援を必要とすることがあるため、都道府県はその地域を管轄する災害復旧事務所等対応窓口を設けて復旧支援業務に専従できる方法をとることが望まれます。

ウ）地震、豪雨等の自然災害が頻発する中、地方公共団体の技術職員が減少しており、農地及び農業用施設等の早期復旧に向けた被害把握から査定設計書の作成等の災害復旧事務の実施が課題となっています。

被災した地方公共団体に対して、国の職員派遣（MAFF-SAT）や自治法派遣による地方公共団体間の職員派遣等の措置が行われていますが、これらに加え、測量設計コンサルタント等の民間企業（以下、「コンサル」という。）による支援が必要です。

そのため、地方公共団体の範囲を超えた広域から測量設計コンサルを確保するため、農林水産省農村振興局と全国の農業土木関係のコンサルで構成される民間団体と協定を締結しましたので、本協定に基づく民間団体の協力による支援が必要な場合には、地方農政局へ相談してください。

（２）　復旧方針、復旧工法等の助言

ア）事業主体が都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等と多く、技術力に差がある場合、又は事業主体の職員の中には、災害復旧に関する法令等の運用について経験が少ない場合もあるため、農林水産省では災害トリアージを行って技術的な支援を行っていますが、都道府県は、これらが適切に運用されるよう十分な支援が求められます。

イ）被災後の状況を調査し、その災害の特徴を適確に把握し、被災状況に適合した復旧方針を明確にします。即ち、

ａ　まず復旧計画の基準となる降雨量、洪水位（量）等を統一します。これは他省庁所管の河川災害等とも統一する必要があるため関係省庁の出先機関と協議を行います。

ｂ　同一工種の復旧工法を統一するため、各工種について被災地域に

適合する工法を詳細に調整します。

７　査定前着工（応急本工事）〔要綱第14、15〕

災害復旧工事は、査定が終了し、農林水産大臣からの事業費決定通知を受けた後着工することを原則としていますが、止むを得ない理由により査定前に着工する必要のある箇所については、下記を除いて事業主体は着工前に都道府県及び地方農政局と打合せしたうえで、着工しても差し支えありません。これがいわゆる査定前着工です。

（事前打合せを要しないもの）

・土砂等堆積物の撤去
・機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等修繕に限る。）
・農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものを除く。）
・二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る。）

査定前に着工する必要のある箇所とは、

ａ　被災施設又はこれに関連する施設の増破防止、あるいは、作物、人家、公共用施設等への被害を防止するため緊急に着工する必要のある箇所（農地を含む。）

ｂ　緊急に復旧すれば作付時期に間に合う農地の復旧等の箇所を言います。

申出を受けた都道府県及び地方農政局は、提出された、チェックシート及び被害状況写真、により被災事実、復旧工法、その他必要事項について確認して下さい。また、打合せを受けた地方農政局は査定前までに地方財務局へ応急本工事の概要を報告します。

この場合は特に第三者に対して、被災事実が確認できるような現場写真等を十分整備しておく必要があります。これらの手続きを怠った場合は、査定時において欠格として国庫補助の対象とならないことがあるので注意する必要があります。

８　設計単価及び歩掛りの同意〔要綱第７〕

災害復旧事業の申請をしようとする都道府県は、あらかじめ当該年の災害復旧事業の査定設計に使用する設計単価（総合単価を含む。）及び歩掛りを農林水産大臣と協議し、同意を得なければなりません。

９　災害復旧事業（補助）計画概要書（査定設計書）の提出〔令第１条の４、規則第１条、要綱第６〕

災害復旧事業を国庫補助の対象とするために行う申請で、事業主体が所

定の様式に従って箇所別に計画概要書を作成し、農林水産大臣に提出します。この災害復旧事業計画概要書（都道府県以外の者が行うものは災害復旧事業補助計画概要書）がいわゆる査定設計書です。

査定設計書を作成する際、特に注意すべき事項は次のとおりです。

（１）　受益戸数

農地にあっては１戸でも差し支えありませんが、農業用施設にあっては公共的施設であることが条件であるため必ず受益戸数が２戸以上のものでなければなりません。

（２）　二重採択防止（Ｓ30．７．23　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書）

他省庁所管施設と隣接するものは重複して申請するおそれがあるので災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書（建設省河川局長、農林省農地局長、林野庁長官）によって他省庁機関と十分打合せを行い、協定書を取り交したうえで申請（協定書添付）します。

（３）　計画概要書の作成（昭和43年農林省告示第1487号）

計画概要書の作成に当たっては、現場調査を行い、必要に応じて都道府県及び地方農政局の支援を得て復旧計画を樹立しなければなりません。

（４）　被災写真の整備

計画概要書には必ず被災箇所の状況写真を添付します。即ち、査定は現地査定を原則としていますが、場合によっては机上査定となることや実施後において会計検査院の検査等が行われることもあるため、被災後日数が経つにつれて、現場の状況が変化しても、被災時における被災状況が確認できるよう詳細に写真を撮っておく必要があります。

写真は被災箇所全体の状況がわかる全景写真と、さらに部分的に被災が確認できる部分写真に分け、部分写真は水路、道路等の路線工作物にあっては各測点毎のもので、箱尺、ポール等を入れて点間距離断面の大きさが推測できるようにします。また農地復旧の部分写真は一筆ごとに撮るものとし、平面図にカメラ位置、方向及び写真中の地形、地物を記入します。土砂埋没の場合には堆積土砂厚さ等を確認できるよう掘さく面の写真も添付します。なお、現地で確認した起終点等が写真又は画像（三次元点群測量などにより取得した点群データから作成）で明確化できれば、撮影後の写真に起終点等を示すことによ

りポール等の設置を省略することも可能です。

10　査　　定〔令第３条、査定要領第９、第10、第11〕

都道府県知事から提出された計画概要書に基づいて農林水産省は係官を現地に派遣して査定を実施します。この場合、財務省財務関係職員が立会します。

査定は、原則として箇所ごとに現地において被災事実を確認し、その被災状況に対して申請された復旧事業が法令に定められた採択条件に合致し、しかも技術的に妥当な工法であるかどうかを検討し、適正でないものは訂正するわけですが、必ずしも申請額を減額する目的で行うものではなく、あくまで適正な事業となるよう行うものです。

なお、申請額が500万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、机上査定とすることができます。

査定の結果、査定要領（第18）に規定されている事項に適合するものは保留事項とし、農林水産、財務両本省間で協議します。

査定が終了した場合は、地方農政局長はその結果をまとめて農村振興局長に対し、査定調書を速やかに提出します。これと同時に財務省地方財務局長は立会調書を財務本省に提出します。この場合、保留となった箇所があれば査定調書及び立会調書に保留箇所別調書を添付します。

このほか、近年、自然災害が激甚化頻発化する一方で、災害復旧の主な実施主体となる市町村の技術系職員が減少していることから、災害復旧事業にかかる事務を効率的かつ円滑に実施していく必要があります、このため、災害野帳を作成する場合や災害査定における関係書類の修正作業は、以下のとおり実施して下さい。

（１）災害野帳の作成

都道府県において災害野帳の様式を定めている場合には、災害復旧事業計画概要書等の様式や任意の既存資料を活用して作成することを可能とするなど、都道府県は、市町村等申請者の事務負担軽減に努めて下さい。

（２）災害査定における関係書類の修正作業

災害査定において、査定設計書に修正が生じた場合には、その修正箇所について上段に修正した内容を記載していますが、修正の無い箇所の上段書き（変更が無い旨の「〃」の記載）は必ずしも必要とせず、また、修正箇所についても、必ずしも手書きである必要はなく、電子媒体による修正書きも可能ですので、事務の効率化・円滑化に努めて下さい。

11　大規模災害査定方針

大規模災害が発生し、その災害が激甚災害指定又は指定の見込みが公表された場合、対象区域において「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針」（以下「大規模災害査定方針」という。）が適用されます。

対象区域は、当該激甚災害に係る対象施設の種類別の被災箇所数が、過去５箇年の平均被災箇所数よりも多い区域（都道府県）となります。

大規模災害査定方針が適用された区域においては、机上査定限度額が査定予定件数の約９割まで引き上げられるほか、事業実施計画概要書等に添付する図面や写真等の添付の簡素化、概要書又は設計書に添付する図面等の簡素化等を行うことができるようになります。

なお、大規模災害査定方針の対象事業は、暫定法及び負担法に係る災害復旧事業ですが、計画概要書等に添付する図面等の簡素化は、災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業についても対象となります。

12　災害復旧事業費の決定〔令第３条〕

農林水産本省は提出された査定調書の査定額を、財務本省に提出された立会調書と照合を行い、突合が了すれば、その旨を地方農政局長等に通知します。通知を受けた地方農政局長は事業費を決定し、地方農政局長名をもって各都道府県に対し、事業費の決定通知を出します。

なお、保留となった箇所については両省間で協議して、これを解除したうえ決定します。

また、一部の災害関連事業については、箇所別に農林水産、財務両省で協議して、災害復旧事業と同様に決定通知を出します。

13　事業着手〔令第３条〕

農林水産大臣から事業費の決定通知を受けた場合は、補助金交付決定前でも都道府県が行う災害復旧に係る計画概要書、都道府県以外の者が行う災害復旧に係る（補助）計画概要書に基づき事業に着手してよいことになります。これがいわゆる施越工事です。

ただし、査定が終了し、いまだ決定通知を受けていないものでも、特に緊急度の高いもので早急に着工を要する場合は、査定時に保留とならなかった箇所についてのみ都道府県の指導のもとに着工することもできます。これがいわゆる決定前施行です。

事業の実施にあたっては、詳細な現地調査を行ったうえ査定によって決定された規模、工法によって行うものとしますが、やむを得ない理由があれば査定時の事業内容に変更を加えることができます。また事業実施に使

用する単価、歩掛りはその現地に適合したものを使用するものとします。

14　事業計画の変更〔令３第条、規則第３条〕

やむを得ない理由により事業計画の変更、並びに事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の同意を得、又は報告を行なわなければならないことになっていますが、変更の内容が軽微なものは農林水産大臣の同意を得る必要はなく、知事権限で処理することができます。

事業計画は、計画概要と年度計画の２つに分けられ、計画概要を変更する場合は規則第３条及び農林省告示によって農林水産大臣の同意を受けます。また年度計画はその年度の予算割当を受けた場合、施行令第７条により提出する補助金交付申請書に添付するもので、その変更は規則第３条によって同意を得なければなりません。事業費決定後において計画変更によって事業費に変更を来たした場合においても補助率の変更は行いません。

なお、増破等の取扱いは新たな被災部分の復旧費が40万円に満たない場合は、計画変更によって処理します。

このほか、効率的かつ円滑に事業を実施するため、あらかじめ農林水産大臣の同意を要する変更を行う場合において、変更内容の適法性など、事業実施主体で判断に迷う案件は、工事中断の発生や事業計画の変更に係る手続きの手戻りが生じることがないように、事業主体は、事前に都道府県や地方農政局へ相談（打合せ）することが重要です。

また、都道府県は、国との協議を要しない軽微な変更において、都道府県へ事前に協議や承認を要するものを必要最小限とするなど、市町村などの事業主体の事務負担の軽減に努めることも重要です。

15　補助率の決定〔令第４条、第５条、第５条の２、第５条の３、規則第１条、要綱第18〕

当該年に発生した災害の事業費（災害関連事業を含む）が決定された場合は、翌年１月31日までに都道府県知事は補助率増高申請書、連年災害補助率適用申請書、特別措置適用申請書、市町村別補助率増高資料（計算書）を農林水産大臣に提出します。農林水産大臣はこれ等の申請書を審査のうえ地域を指定してこれを官報に告示し、都道府県知事に市町村ごとの具体的な補助率を通知します。

16　予算措置及び復旧進度

災害復旧事業はその年度の実施事業費に対し、決定された補助率により

補助されます。ただし、災害復旧事業は施越工事が認められていることから、事業主体が各年度の割当額を超えて実施したものに要する補助金は翌年度以降に交付されます。

災害復旧事業は原則として、災害発生年の４月に始まる会計年度を含む３箇年度以内に完了させることとしています。復旧進度は、初年度に30%、２年度までに80%を目安としており、当初予算ではこの進度を確保するため必要な経費が計上されます。当該年に発生する災害については当初予算編成時には実績がないため、災害の発生量を過去のデータ等から推定して所要額を計上します。最近の実績では、補正予算により高い復旧進度が確保され、早期復旧が図られています。

17　補助金の交付〔令第６条、第７条、規則第４条、適化法〕

当該年度における予算割当通知を受けた都道府県は、通知を受けた日から60日以内に補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、補助金交付規程（間接補助のみ）を添付して農林水産大臣に提出します。農林水産大臣はこれを審査のうえ補助金の額を決定し、その結果を都道府県に通知します。

18　復旧事業の実施〔法第６条、適化法第11条、第12条、要綱第16、第20、規則第１条〕

事業は各事業主体によって実施されますが、災害復旧事業は補助事業であり国庫補助の適正な実施を期するため、事業の監督はすべて都道府県が行うことになっています。都道府県は補助金を交付された箇所について、その年の12月31日現在の実施状況をその年度の１月31日までに農林水産大臣に提出しなければなりません。工事は所定の帳簿等を整え設計書、図面、仕様書に基づき正確に実施することは勿論ですが、特に工事中の写真は各段階について詳細に記録保存し、出来高及び実施の状況過程が確認できるようにすることが必要です。

工事中に生じた手戻り、増破等は設計変更又は新規発生災害として処理します。また工事が予定期間内に完了しないときは、都道府県は、農林水産大臣に報告しなければなりません。

19　事業成績書〔令第８条、規則第６条、適化法第14条〕

補助金の交付を受けた事業が完了（年度実施分）した場合は、事業成績書及び収支精算書を提出します。提出期間は事業完了の日から１箇月後と、補助金交付の翌年度の４月10日（特に事情のある場合は４月30日）のいずれか早い期日までに、部数は正副２部を農林水産大臣に提出します。

ただし、補助金の全額を前金払又は概算払により交付されたものは、翌年度の６月10日までとなっています。また、補助金を返還するものについては、その提出時期を農林水産大臣が指定します。

20　しゅん工認定〔要綱第20〕

事業のしゅん工認定は都道府県営事業（直接事業）については地方農政局、その他の団体等の実施した事業（間接事業）については都道府県が行います。しゅん工認定は、書類検査と現場検査に区分され、技術、事務の両面から細部にわたり厳正に実施されることとなります。

21　災害復旧事業メニュー一覧

事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件	補助率又は負担率
農地災害復旧事業	農地の災害復旧	都道府県 市町村 土地改良区等	１箇所の工事費が40万円以上のもの	50/100 沖縄80/100 （暫定法の高率補助及び激甚災害の嵩上げあり）
農地災害関連区画整備事業	災害復旧事業と併せて行う隣接農地を含めた一体的な区画整理	都道府県 市町村 土地改良区等	再度災害防止のために行うものであって、受益戸数２戸以上、工事費400万円以上、復旧事業の被災面積･復旧工事費以内、他の改良計画がなく、事業効果大のもの	50/100 （農業用施設にあっては激甚災害の嵩上げあり）
農業用施設災害復旧事業	農業用施設の災害復旧	都道府県 市町村 土地改良区等	１箇所の工事費が40万円以上のもの	65/100 沖縄80/100 （暫定法の高率補助及び激甚災害の嵩上げあり）
直轄・代行災害復旧事業	直轄・代行土地改良事業に係る農地・農業用施設の災害復旧	国	実施中の地区においては、事業費が500万円以上（1箇所75万円以上のもの）であり、かつ基本事業の当該年度残事業費の１％を超えるもの 完了地区においては１箇所の事業費が2,000万円以上のもの	65/100 北海道・離島・奄美 85/100 沖縄90/100 （土地改良法の高率負担あり）
農業用施設災害関連事業	災害復旧事業と併せて行う再度災害防止に係る残存施設等の補強	都道府県 市町村 土地改良区等	工事費200万円以上、かつ復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果大のもの	50/100 （沖縄60/100） （激甚災害の嵩上げあり）
ため池災害関連特別対策事業	激甚な災害を受け、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合に、被災ため池と一連の地域内又は上流の土砂災害に関連して緊急に対策が必要なため池について、災害復旧事業と併せて行うため池の整備	都道府県 市町村 土地改良区等	工事費が1,500万円以上、復旧工事費以内、他の改良計画がなく、効果が大であって、総貯水量が1,000m3以上、かつ堤体の漏水、変形、余水吐の破損、断面不足、取水施設のぜい弱化等が生じているもの	50/100 （激甚災害の嵩上げあり）
海岸保全施設災害復旧事業	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	都道府県 市町村	１箇所の工事費が120万円以上。ただし、政令指定都市以外の市町村は60万円以上のもの	2/3等 北海道・離島・奄美・沖縄・小笠原諸島（4/5に満たない場合）4/5 （激甚災害の嵩上げあり）
直轄海岸保全施設災害復旧事業	国が施行する海岸保全区域に係る海岸保全施設の災害復旧	国	１箇所の事業費が75万円以上のものの合計が500万円以上、かつ当該年度の残事業費の1%を超えるもの	2/3等 北海道・離島・奄美・沖縄・小笠原諸島（4/5に満たない場合）4/5 （激甚災害の嵩上げあり）

事業名	事業内容	事業主体	主な採択要件	補助率又は負担率
海岸保全施設災害関連事業	海岸保全施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設整備	都道府県 市町村	１箇所の工事費が600（県、指定都市800）万円以上、かつ復旧工事費を超えないものであって、他の改良計画がなく、効果大のもの	1/2 北海道・離島5.5/10 沖縄3/5 奄美2/3 （激甚災害の嵩上げあり）
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が海岸保全施設の機能を阻害する場合に緊急的に実施する流木等の処理	都道府県 市町村	一の事業主体の事業費が200万円以上、かつ海岸保全区域内、海岸保全施設の区域及びこれら施設から１km以内の区域に漂着した漂着量が1,000m3を超えるもの	1/2
地すべり防止施設災害復旧事業	地すべり防止区域内の地すべり防止施設の災害復旧	都道府県	１箇所の工事費が120万円以上のもの	2/3等 北海道・離島・奄美・沖縄・小笠原諸島（4/5に満たない場合）4/5 （激甚災害の嵩上げあり）
直轄地すべり防止施設災害復旧事業	国が施行する地すべり防止区域に係る地すべり防止施設の災害復旧	国	１箇所の事業費が75万円以上のものの合計が500万円以上、かつ当該年度の残事業費の1%を超えるもの	2/3等 北海道・離島・奄美・沖縄・小笠原諸島（4/5に満たない場合）4/5 （激甚災害の嵩上げあり）
地すべり防止施設災害関連事業	地すべり防止施設の災害復旧に併せて行う当該被災施設又は一連の施設の整備	都道府県	１箇所の工事費が800万円以上、かつ復旧工事費を超えないものであって、他の改良計画がなく、効果大のもの	1/2 （激甚災害の嵩上げあり）
災害関連緊急地すべり対策事業	地すべり防止区域内において緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事	都道府県	１箇所の事業費が600万円を超えるもの	渓流工事2/3、その他工事1/2
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	直轄工事の施行区域又は当該年度内の施行が確実な区域において当該年度内に緊急に行う必要があると認められる地すべり防止工事	国	１箇所の事業費が600万円を超え、かつ当該年度内に地すべり防止工事が予定されていないもの	渓流工事2/3、その他工事1/2
災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で実施したものに限る。）の災害復旧	市町村 土地改良区等	１箇所の工事費が200万円以上、かつ受益戸数２戸以上であって、維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施工中に生じたものでないもの	50/100 （激甚災害による集落排水施設復旧事業費、その他の農村生活環境施設復旧事業費が甚大な市町村（6,000万円以上等）80/100）
特殊地下壕対策事業	農地等の災害復旧事業に伴う場合又は農地等に対する危険度が増し放置し難い場合に、特殊地下壕の埋戻し、防災処理等を実施	都道府県 市町村	１箇所の工事費が200万円以上のもの	50/100
湛水排除事業	激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除	土地改良等	浸水面積が１週間以上にわたり30ha以上である区域であって、湛水排除量が30万m3を超えるもの	9/10

22　農地、農業用施設災害復旧事業の手続一覧

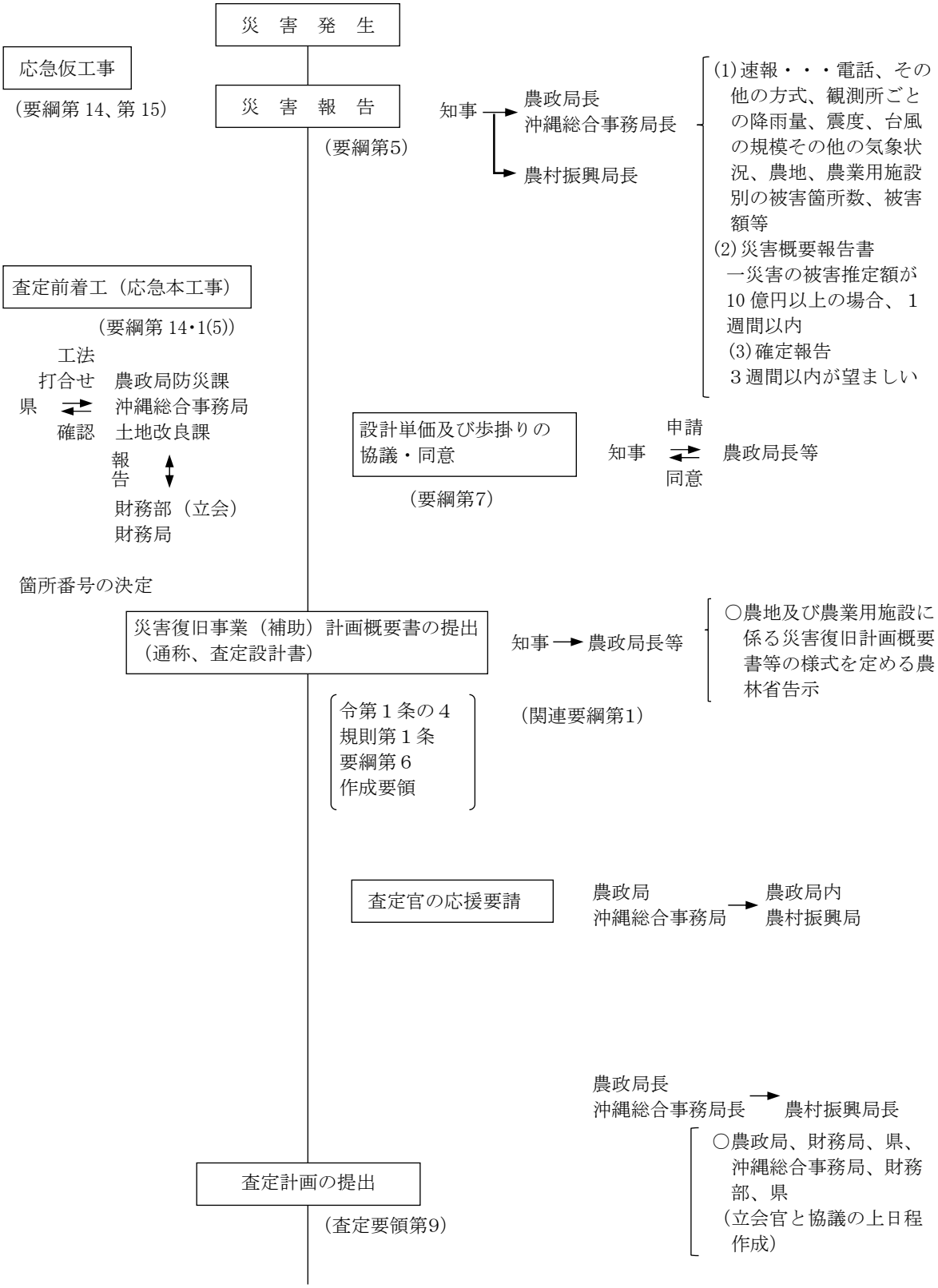

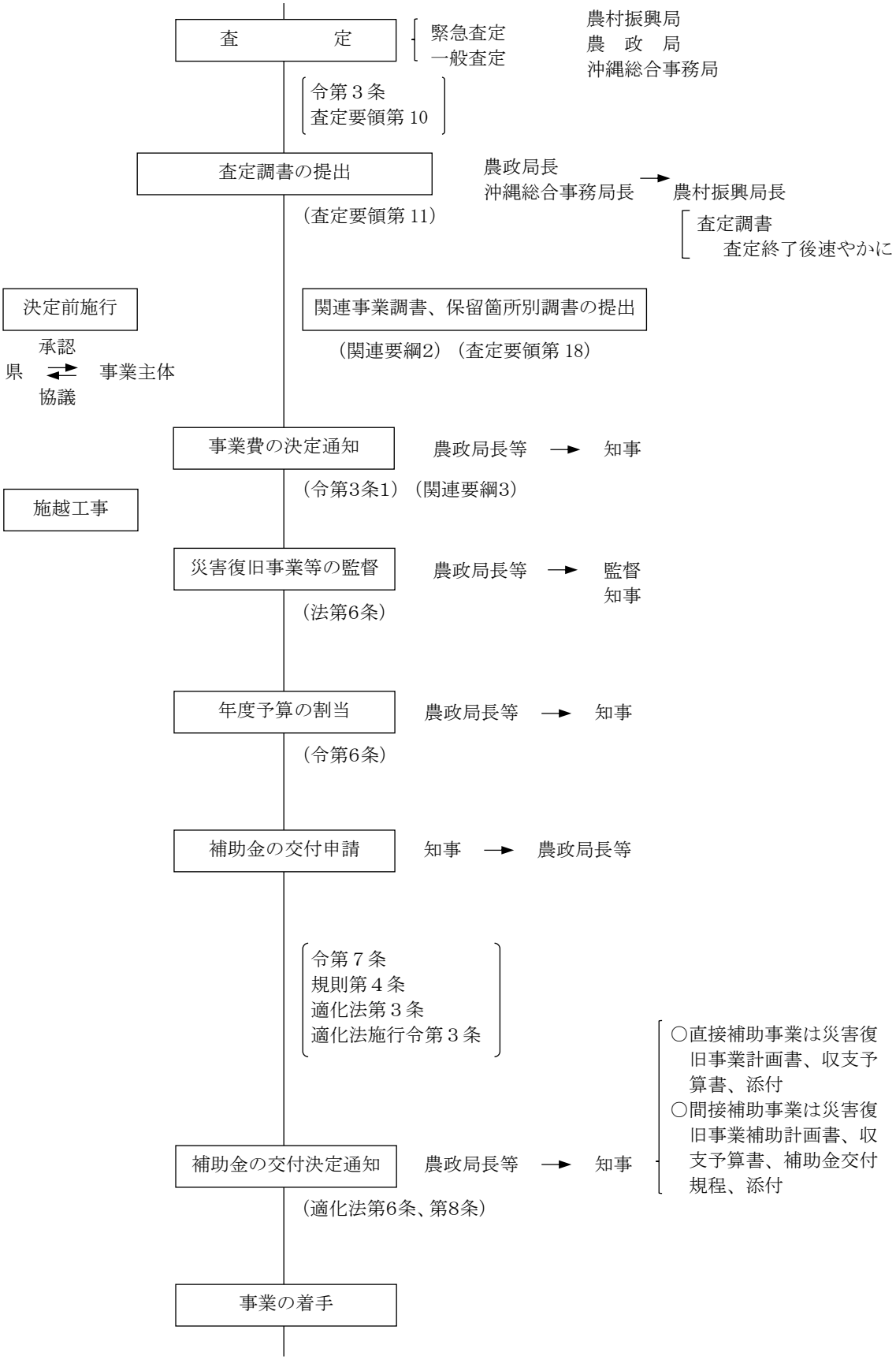
査　　定
緊急査定
一般査定
農村振興局
農　政　局
沖縄総合事務局
令第３条
査定要領第 10
査定調書の提出
農政局長
沖縄総合事務局長
農村振興局長
（査定要領第 11）
査定調書
査定終了後速やかに
決定前施行
関連事業調書、保留箇所別調書の提出
（関連要綱2）（査定要領第 18）
承認
県
事業主体
協議
事業費の決定通知
農政局長等
知事
（令第3条1）（関連要綱3）
施越工事
災害復旧事業等の監督
農政局長等
監督
知事
（法第6条）
年度予算の割当
農政局長等
知事
（令第6条）
補助金の交付申請
知事
農政局長等
令第７条
規則第４条
適化法第３条
適化法施行令第３条
○直接補助事業は災害復旧事業計画書、収支予算書、添付
○間接補助事業は災害復旧事業補助計画書、収支予算書、補助金交付規程、添付
補助金の交付決定通知
農政局長等
知事
（適化法第6条、第8条）
事業の着手

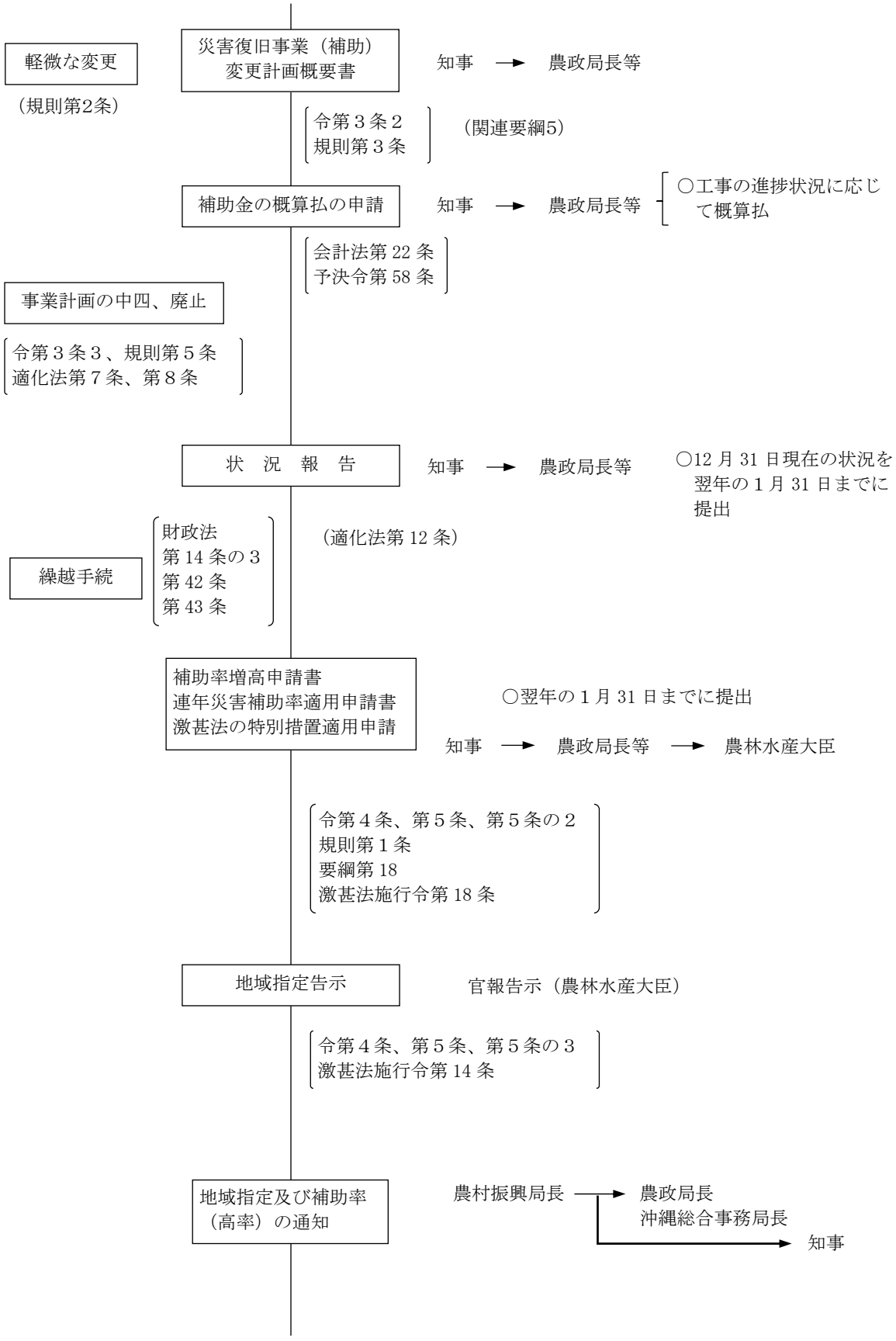
軽微な変更
（規則第2条）
災害復旧事業（補助）
変更計画概要書
知事 → 農政局長等
令第３条２
規則第３条
（関連要綱5）
補助金の概算払の申請
知事 → 農政局長等
○工事の進捗状況に応じて概算払
会計法第 22 条
予決令第 58 条
事業計画の中四、廃止
令第３条３、規則第５条
適化法第７条、第８条
状 況 報 告
知事 → 農政局長等
○12 月 31 日現在の状況を翌年の１月 31 日までに提出
繰越手続
財政法
第 14 条の３
第 42 条
第 43 条
（適化法第 12 条）
補助率増高申請書
連年災害補助率適用申請書
激甚法の特別措置適用申請
○翌年の１月 31 日までに提出
知事 → 農政局長等 → 農林水産大臣
令第４条、第５条、第５条の２
規則第１条
要綱第 18
激甚法施行令第 18 条
地域指定告示
官報告示（農林水産大臣）
令第４条、第５条、第５条の３
激甚法施行令第 14 条
地域指定及び補助率
（高率）の通知
農村振興局長 → 農政局長
沖縄総合事務局長
知事

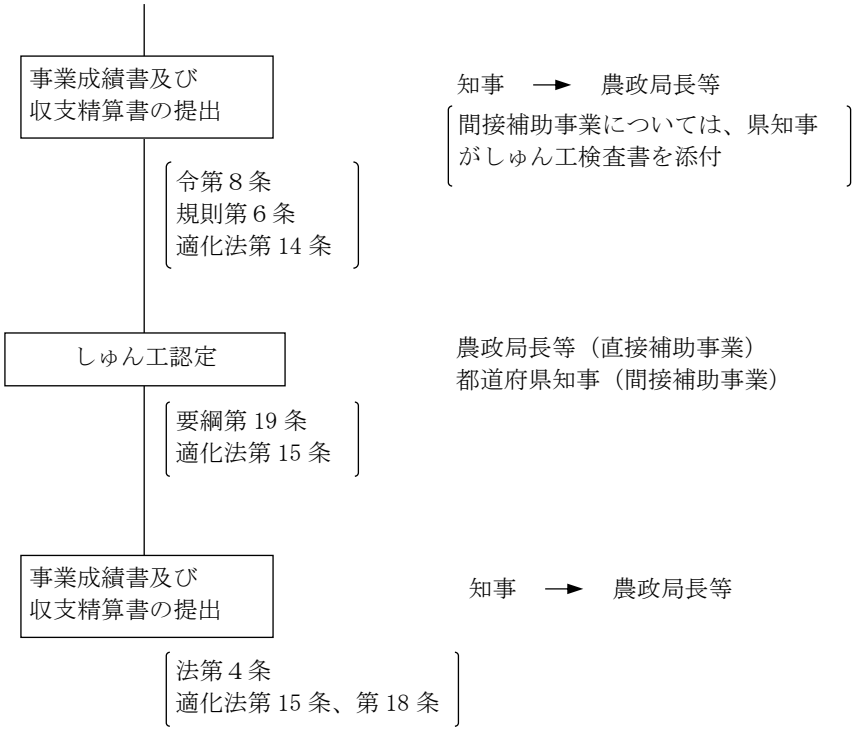

根拠法令等

財政法 ･･･ （昭 22 年法律第 34 号）
会計法 ･･･ （昭 22 年法律第 35 号）
予決令 ･･･ 予算決算及び会計令（昭 22 年勅令第 165 号）
適化法 ･･･ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭 30 年法律第 179 号）
適化法施行令 ･･･ 〃 〃 施行令（昭 30 年政令第 255 号）
激甚法施行令 ･･･ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令
（昭 37 年政令第 403 号）
法 ･･･････ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
（昭 25 年法律第 169 号）
令 ･･･････ 〃 〃 施行令 （昭 25 年政令第 152 号）
規則 ･･･････ 〃 〃 施行規則（昭 25 年農林省令第 94 号）
要綱 ･･･････ 農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭 40.9.10 40 農地Ｄ第 1130 号）
作成要領 ･･･ 農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平 5.6.16 ５構改Ｄ第 421 号）
査定要領 ･･･ 農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭 40.9.10 40 農地Ｄ第 1128 号）
関連要綱 ･･･ 農業用施設災害関連事業の実施について（昭 40.9.10 40 農地Ｄ第 1129 号）

※農政局長等：地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）
※本手続き一覧は、農林水産大臣から農政局長等への権限の委任後における手続きを示したものである

Ⅱ　暫 定 法 関 係

Ⅱ－１　暫定法関係法令集

１　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

昭和25年５月10日　法律第 169号
改正　昭和26年３月31日　法律第　92号
〃　昭和26年３月31日　法律第　97号
〃　昭和27年４月11日　法律第　83号
〃　昭和27年12月22日　法律第 317号
〃　昭和28年８月17日　法律第 233号
〃　昭和28年11月16日　法律第 270号
〃　昭和29年５月25日　法律第 124号
〃　昭和30年８月13日　法律第 164号
〃　昭和31年６月11日　法律第 142号
〃　昭和33年４月15日　法律第　62号
〃　昭和33年12月25日　法律第 183号
〃　昭和36年５月30日　法律第 100号
〃　昭和53年５月１日　法律第　36号
〃　昭和53年７月５日　法律第　87号
〃　昭和59年５月11日　法律第　28号
〃　平成10年３月31日　法律第　22号
〃　平成11年７月16日　法律第　87号
〃　平成11年12月22日　法律第 160号
〃　平成30年５月18日　法律第　23号

（目　的）

第１条　この法律は、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

（定　義）

第２条　この法律で「農地」とは耕作（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第１項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

（１）　かんがい排水施設

（２）　農業用道路

（３）　農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

２　この法律で「林業用施設」とは、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。

（１）　林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。以下同じ。）

（２）　林　道

３　この法律で「漁業用施設」とは、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

（１）　沿岸漁場整備開発施設（消波施設その他政令で定めるものに限る。）

（２）　漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限る。以下同じ。）

４　この法律で「共同利用施設」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合その他営利を目的としない法人で政令で定めるものの所有する倉庫、加工施設、共同作業場その他の農林水産業者の共同利用に供する施設でその所有者の区分ごとに政令で定めるものをいう。

５　この法律で「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象により生じた災害をいう。

６　この法律で「災害復旧事業」とは、災害によつて必要を生じた事業で、災害にかかつた農地等を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）を目的とするもののうち、１箇所の工事の費用が40万円以上のものをいう。

７　災害によつて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設（農地を含む。以下同じ。）を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、１箇所の工事の費用が40万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

８　前２項の場合において、１の施設について災害にかかつた箇所が150メートル（漁港施設にあつては100メートル。以下同じ。）以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに１の施設について災害にかかつた箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は２以上の施

設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、１箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する者が２以上あるものについては、この限りでない。

参照条文（令：施行令　令第１条　令第１条の３／則：施行規則　令第１条の２）

（補助の対象及び補助率）

第３条　国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

（１）　都道府県が行う災害復旧の事業費の一部

（２）　都道府県以外の者の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号（第３項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁業用施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率を下らない比率による補助をする場合におけるその補助に要する経費（当該各号に定める比率を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部

２　前項第１号の規定により国が行う補助の比率は、次の区分による。

（１）　農地に係るもの　　当該災害復旧事業の事業費の10分の５

（２）　農業用施設に係るもの　　当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5

（３）　林業用施設に係るもの

イ　林地荒廃防止施設に係るもの　　当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5

ロ　林道に係るもの

（１）　奥地幹線林道に係るもの　　当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5

（２）　その他の林道に係るもの　　当該災害復旧事業の事業費の10分の５

（４）　漁業用施設に係るもの　　当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5

（５）　共同利用施設に係るもの　　当該災害復旧事業の事業費の10分の２

３　その年の１月１日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた農地、農業用施設、林道及び漁業用

施設の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額に相当する部分につき、第１項第１号の規定により国が行う補助の比率は、前項の規定にかかわらず、次の区分による。

（１）　農地に係るもの　　当該部分の10分の８（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の９）

（２）　農業用施設に係るもの　当該部分の10分の９（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の10）

（３）　林道に係るもの

イ　奥地幹線林道に係るもの　当該部分の10分の９（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の10）

ロ　その他の林道に係るもの　当該部分の10分の7.5（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の8.5）

（４）　漁業用施設に係るもの　　当該部分の10分の９（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の10）

４　前項の地域は、その年ごとに農林水産大臣が指定する。

参照条文

令第１条の４	令第６条	則第３条
令第２条	令第７条	則第４条
令第３条	令第８条	則第５条
令第４条	則第１条	則第６条
令第５条	則第２条	則第７条

（連年災害における補助率の特例）

第３条の２　その年の12月31日までの３年間に発生した災害により甚大な被害を受けた政令で定める地域内においてその年の１月１日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業につき前条第１項第１号の規定により国が行なう補助の比率は、同条第２項及び第３項の規定にかかわらず、農地、農業用施設並びに奥地幹

線林道及びその他の林道ごとに、当該３年間の災害により被害を受けたこれらの施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該３年間の災害がその年の１月１日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき同条第４項の規定による指定がなされたものとみなして同条第２項及び第３項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た商に相当する比率とする。この場合において、その商は、小数点以下３位まで算出するものとし、４位以下は、四捨五入するものとする。

２　前項に規定する地域内においてその年の１月１日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業で都道府県以外の者の行うものについての第３条第１項の規定の適用については、同項第２号中「次項各号（第３項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁業用施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率」とあるのは「次条第１項の規定により算出される比率」と、「当該各号に定める比率を超えて」とあるのは「その同項の規定により算出される比率を超えて」とする。

３　前２項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前条の規定により算出した同条の規定による国の補助の額が、前２項の規定を適用して同条の規定により算出した同条の規定による国の補助の額をこえる場合は、適用しない。

参照条文（令第５条の２　則第１条／令第５条の３　則第７条）

（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）

第３条の３　政府は、前２条の規定により国が直接又は間接にその事業費を補助する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、その施行者が当該年度（災害の発生した年の４月１日の属する会計年度をいう。）及びこれに続く２箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の補助金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

参照条文〔令第７条の２〕

（補助金の返還）

第４条　第３条第１項第１号の規定によりその行う災害復旧事業につき補助金の交付を受けた都道府県は、その交付を受けた年度（当該年度において

施行すべき災害復旧事業の一部を翌年度において施行することについての農林水産大臣の承認（以下この項において「農林水産大臣の承認」という。）があつた場合には、当該年度及び翌年度）において当該都道府県が当該事業に支出した金額に当該事業に対する国の補助率（同条の規定により当該事業につき国が補助する金額の当該事業の事業費に対する比率をいう。）を乗じて得た額が、当該年度において交付を受けた補助金の額に満たないときは、その交付を受けた補助金のうちその差額に相当する金額を、当該年度の終了後（当該年度の終了前に当該事業が終了した場合又は農林水産大臣の承認があつた場合においては、当該事業の終了後）遅滞なく国に返還しなければならない。

2　第３条第１項第２号の規定により都道府県以外の者が行う災害復旧事業に対してその行う補助につき補助金の交付を受けた都道府県は、その交付を受けた年度（当該年度において当該補助のために支出すべき金額の一部を翌年度において支出することについての農林水産大臣の承認（以下この項において「農林水産大臣の承認」という。）があつた場合には、当該年度及び翌年度）において当該都道府県が当該補助のために支出した金額（その金額の全部又は一部につき返還があつた場合には、当該返還金に相当する金額を除いた金額）が、当該年度において交付を受けた補助金の額に満たないときは、その交付を受けた補助金のうちその差額に相当する金額を当該年度の終了後（当該年度の終了前に当該事業が終了した場合又は農林水産大臣の承認があつた場合においては、当該事業の終了後）遅滞なく国に返還しなければならない。

3　農林水産大臣は、第３条第１項の規定により補助金の交付を受けた都道府県がその補助金の交付を受けた年度（前２項に規定する農林水産大臣の承認があつた場合には、当該年度及び翌年度）において当該補助の目的に従つてその補助金を使用しないとき、又は当該補助の目的である事業の施行若しくは補助の実施が著しく不適当であるときは、当該都道府県に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

参照条文〔則第６条〕

（適用除外）

第５条　この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

（１）　経済効果の小さいもの

（２）　維持工事とみるべきもの

（３）　明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたもの

と認められる災害に係るもの

（４）　甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

（５）　災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの

（６）　土砂流入による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径１ミリメートル以下の土砂にあつては２センチメートル,粒径0.25ミリメートル以下の土砂にあつては５センチメートルに満たない農地に係るもの

（７）　耕土流失による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流失耕土の平均の厚さが１割に満たない農地に係るもの

（８）　災害により搬出不能となつた用薪材の量が550立方メートルに満たない林道その他農地等のうち農林水産大臣の定める小規模な施設に係るもの

参照条文〔令第９条〕

（災害復旧事業等の監督）

第６条　農林水産大臣は、第３条第１項の規定により国の補助を受ける都道府県に対して、当該都道府県の行う災害復旧事業又は災害復旧事業を行う者に対してする当該都道府県の補助を適正に実施させるため、必要な検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、事業の施行又は補助の実施に関し必要な指示をすることができる。

（他の法律との関係）

第７条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）により国が費用を負担する災害復旧事業については、この法律による補助は行わない。

（権限の委任）

第８条　この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

（実施規定）

第９条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　　則　抄

１　この法律は、公布の日から施行し、昭和25年４月１日から適用する。

附　　則（昭和26年３月31日　法律第92号）

この法律は、昭和26年４月１日から施行する。

附　　則（昭和26年３月31日　法律第97号）抄

この法律は、昭和26年４月１日から施行する。

附　　則（昭和27年４月11日　法律第83号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和26年１月１日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附　　則（昭和27年12月22日　法律第317号）

１　この法律は、公布の日から施行し、昭和27年１月１日以降発生した災害に関し適用する。

２　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条の改正規定は、同法第２条第６項に掲げる施設の災害復旧事業であつて昭和26年以前に発生した災害に因るもののうち国の補助金の全部又は一部の交付を昭和27年３月31日現在においてまだ受けていなかつたものについても、適用する。

附　　則（昭和28年８月17日　法律第233号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和28年11月16日　法律第270号）

この法律は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和29年５月25日　法律第124号）

１　この法律は、公布の日から施行する。

２　改正前の第３条第１項の規定により国が支出した補助金については、なお従前の例による。

附　　則（昭和30年８月13日　法律第164号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和30年１月１日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附　　則（昭和31年６月11日　法律第142号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第３条の２の規定は、昭和31年１月１日以降発生した災害に関し適用する。

附　　則（昭和33年４月15日　法律第62号）抄

この法律は、昭和34年１月１日から施行する。

附　　則（昭和33年12月25日　法律第183号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和33年１月１日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附　　則（昭和36年５月30日　法律第100号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和35年１月１日以後に発生した災害について適用する。

附　　則（昭和53年５月１日　法律第36号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和53年７月政令285号により、昭和53年10月２日から施行〕

附　　則（昭和53年７月５日　法律第87号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和59年５月11日　法律第28号）抄

１　この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

附　　則（平成10年３月31日　法律第22号）抄

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

附　　則（平成11年７月16日　法律第87号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、平成12年４月１日から施行する。〔後略〕

附　　則（平成11年12月22日　法律第160号）抄

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成13年１月６日から施行する。〔後略〕

附　　則（平成30年５月18日　法律第23号）抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

２　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令

昭和25年５月20日　政令第 152号
改正　昭和26年５月８日　政令第 138号
〃　昭和27年５月13日　政令第 146号
〃　昭和28年11月28日　政令第 357号
〃　昭和29年６月２日　政令第 131号
〃　昭和30年11月１日　政令第 295号
〃　昭和31年８月22日　政令第 268号
〃　昭和33年12月25日　政令第 344号
〃　昭和34年２月６日　政令第　13号
〃　昭和36年６月８日　政令第 183号
〃　昭和44年４月11日　政令第　91号
〃　昭和53年７月５日　政令第 282号
〃　昭和59年５月11日　政令第 129号
〃　昭和60年８月10日　政令第 249号
〃　平成11年12月22日　政令第 416号
〃　平成12年６月７日　政令第 310号
〃　平成19年３月２日　政令第　39号
〃　平成22年４月１日　政令第　98号
〃　平成23年12月28日　政令第 429号
〃　平成24年12月21日　政令第 301号

（沿岸漁場整備開発施設）

第１条　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「法」という。）第２条第３項第１号の政令で定める沿岸漁場整備開発施設は、護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路（しゆんせつによるものを除く。）並びに水産動植物の定着のための捨石工その他の施設で農林水産大臣の定める基準に適合するものとする。

参照条文〔法第２条第３項第１号〕（法：法律）（則：施行規則）

（共同利用施設の所有者）

第１条の２　法第２条第４項の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

１　農事組合法人であつて、組合員たる資格、組合員の加入及び脱退に関する事項、組合員の属する世帯数その他農林水産大臣の定める事項が農林水産大臣の定める基準に適合するもの

２　農業、林業又は水産業の振興を主たる目的とする一般社団法人又は一般

財団法人であつて、次に掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの

イ　農業の振興を主たる目的とする法人にあつては、農業を営む者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は地方公共団体

ロ　林業の振興を主たる目的とする法人にあつては、林業を営む者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は地方公共団体

ハ　水産業の振興を主たる目的とする法人にあつては、水産業を営む者、水産業協同組合又は地方公共団体

３　地方公共団体

参照条文〔法第２条第４項〕

（共同利用施設の種類）

第１条の３　法第２条第４項の所有者の区分ごとに政令で定める施設は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合並びに前条第１号及び第２号に掲げる者の所有に係るものにあつては農林水産物（その加工品を含む。）倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限る。）製造施設、共同作業場、産地（水揚地を含む。）市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、養殖施設、農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。）、給水施設、給油施設、林産物搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴つて生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び鳥獣侵入防止施設とし、前条第３号に掲げる者の所有に係るものにあつては種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設及び鳥獣侵入防止施設とする。

参照条文〔法第２条第４項〕

（災害復旧事業計画概要書等の提出）

第１条の４　法第３条の規定による補助を受けようとする都道府県は、農林水産省令で定める手続に従い、同条第１項第１号の経費の補助を受けようとする場合には災害復旧事業計画概要書、同項第２号の経費の補助を受けようとする場合には災害復旧事業補助計画概要書を農林水産大臣に提出しなければならない。

参照条文〔法第３条　則第１条、則第７条〕

（国が補助する経費の範囲）

第２条　法第３条第１項第１号の規定により国が補助する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費及び機械器具費の合計額（以下「工事費」という。）とし、同項第２号の規定により国が補助する経費は、災害復旧事業の工事費の補助に要する経費とする。

２　前項に規定する工事費には、農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

参照条文〔法第３条第１項〕

（災害復旧事業費の決定等）

第３条　農林水産大臣は、第１条の４の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を受理したときは、その定める基準に従つて審査を行い、当該災害復旧事業の事業費を決定し、その結果を都道府県に通知する。

２　前項の規定により通知を受けた都道府県は、当該災害復旧事業計画概要書又は当該災害復旧事業補助計画概要書の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

３　第１項の規定により通知を受けた都道府県は、当該災害復旧事業を中止し、又は廃止したときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

参照条文〔法第３条〕

（補助率増高の申請）

第４条　法第３条第３項の規定による補助の比率により同条第１項第１号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする都道府県は、第１条の４の規定により災害復旧事業計画概要書を提出するほか、農林水産省令で定める手続に従い、補助率増高申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　前項の規定は、法第３条第３項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第１項第２号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする都道府県について準用する。この場

合において、前項の規定中「災害復旧事業計画概要書」とあるのは、「災害復旧事業補助計画概要書」と読み替えるものとする。

3　農林水産大臣は、第１項（前項において準用する場合を含む。）の規定により提出された補助率増高申請書の審査の結果に基き、法第３条第４項の地域の指定を行う。

参照条文（法第３条　則第１条／則第７条）

（高率補助の適用範囲）

第５条　法第３条第３項各号列記以外の部分の政令で定める額は、次のとおりとする。

（１）　農地及び農業用施設に係るもの

市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数を８万円に乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該農地と農業用施設との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額

（２）　林道に係るもの

市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を千円に乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該奥地幹線林道とその他の林道との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額

（３）　漁業用施設に係るもの

市町村ごとに、その区域内又は地先にある漁業用施設について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該市町村のその年の４月１日の属する会計年度における標準税収入を当該市町村の世帯数で除した額にその区域内に住所を有する漁業を営み又はこれに従事する者（水産業協同組合の組合員である者に限る。）の属する世帯数を乗じて算出した額の３倍に相当する額を超える場合において、その超える部分の額

２　法第３条第３項第１号及び第２号の政令で定める額は、市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設に

ついて、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数を15万円に乗じた額をこえる場合において、そのこえる部分の額を当該農地と農業用施設との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額とする。

3　法第３条第３項第３号イ及びロの政令で定める額は、市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を1,200円に乗じた額をこえる場合において、そのこえる部分の額を当該奥地幹線林道とその他の林道との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額とする。

4　法第３条第３項第４号の政令で定める額は、市町村ごとに、その区域内又は地先にある漁業用施設について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該市町村のその年の４月１日の属する会計年度における標準税収入を当該市町村の世帯数で除した額にその区域内に住所を有する漁業を営み又はこれに従事する者（水産業協同組合の組合員である者に限る。）の属する世帯数を乗じた額の６倍に相当する額を超える場合において、その超える部分の額とする。

参照条文〔法第３条第３項〕

（連年災害補助率適用の申請）

第５条の２　法第３条の２第１項の規定による補助の比率により法第３条第１項第１号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする都道府県は、第１条の４の規定により災害復旧事業計画概要書を提出するほか、農林水産省令で定める手続に従い、連年災害補助率適用申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2　前項の規定は、法第３条の２第２項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第１項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第３条第１項第２号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする都道府県について準用する。この場合において、前項の規定中「災害復旧事業計画概要書」とあるのは、「災害復旧事業補助計画概要書」と読み替えるものとする。

参照条文（法第３条第１項　則第１条／法第３条の２　則第７条）

（連年災害補助率の適用地域）

第５条の３　法第３条の２第１項の政令で定める地域は、左に掲げる市町村の区域とする。

（１）　農地及び農業用施設に係るもの

その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年の12月31日までの３年間に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額がその区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数を10万円に乗じた額をこえ、かつ、その年の１月１日から12月31日までに発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額がその区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者であつて当該災害を受けたものの総数を４万円に乗じた額をこえる市町村

（２）　林道に係るもの

その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年の12月31日までの３年間に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を1,100円に乗じた額をこえ、かつ、その年の１月１日から12月31日までに発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を500円に乗じた額をこえる市町村

２　前項の市町村は、その年ごとに、農林水産大臣が告示する。

参照条文〔法第３条の２第１項〕

（当該年度の補助金の額の決定）

第６条　農林水産大臣は、第３条の規定により決定した災害復旧事業費に基いて、当該年度における法第３条の規定による補助金の額を決定し、これを都道府県に通知する。

参照条文〔法第３条　　則第４条〕

（補助金交付の申請）

第７条　前条の規定により通知を受けた都道府県は、農林水産省令で定める手続に従い、補助金交付申請書に、法第３条第１項第１号の経費に係るものにあつては災害復旧事業計画書及び収支予算書、同項第２号の経費に係るものにあつては災害復旧事業補助計画書、収支予算書及び補助金交付規程を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

参照条文（法第３条第１項　　則第４条、則第７条）

（緊要な災害復旧事業）

第７条の２　法第３条の３の政令で定める災害復旧事業は、農林水産業の生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼす災害に係る災害復旧事業であつて、次に掲げるものとする。

（１）　農地については、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂で、これにより当該農地についての耕作の継続を不可能又は著しく困難とするものによつて必要を生じた事業

（２）　農業用施設については、次の表の上欄に掲げる農業用施設について、それぞれ同表の下欄に掲げる災害によつて必要を生じた事業

１　かんがい排水施設 （１）用排水路	（イ）　破　堤 （ロ）　堤防の欠壊で、破堤のおそれがあるもの （ハ）　水路（隧｛ずい｝道、掛ひ、サイフォン及び分水工を含む。）、水門、ひ門又はひ管の全壊、欠壊、き裂又は埋そくで、通水を著しく阻害するもの （ニ）　護岸、根固工、床止工又は落差工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
（２）ため池	堤防、余水吐、取水装置、承水路又は放水路の全壊、欠壊又は埋そくで、これにより取水を不可能若しくは著しく困難とするもの又はこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
（３）頭首工	（イ）　堤体（流送路、土砂吐及び魚道を含む。）、取入水門又は取付堤（護岸を含む。）の全壊又は欠壊で、これにより取水を不可能又は著しく困難とするもの （ロ）　取付護岸（根固工を含む。）、床止工又は水たたき工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、堤体に著しい被害を生ずるおそれがあるもの
（４）揚水施設	

2　農業用道路	揚水機場（受電施設を含む。）又は揚水機の流失、埋没、沈下又は浸水で、これにより揚水を不可能とするもの 埋没又は欠壊で、これにより当該農業用道路の通行を不可能又は著しく困難とするもの（う回道路による通行が著しく困難でない場合を除く。）
3　農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設 （１）干拓堤防、輪中堤防又は海岸堤防	(イ)　破堤 (ロ)　堤防の欠壊で、破堤のおそれがあるもの (ハ)　堤防の前面の土砂の流失で、根固めをする必要があるもの (ニ)　ひ門又はひ管の前面又は背面における土砂のたい積で、これにより排水を不可能又は著しく困難とするもの (ホ)　水門、ひ門又はひ管の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
（２）防災ため池又は温水ため池	堤防、余水吐、取水装置、承水路又は放水路の全壊、欠壊又は埋そくで、これにより農地若しくは農作物の災害の防止を不可能若しくは著しく困難とするもの又はこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
（３）土留工、土砂だめ工又は階段工	全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

（３）　林業用施設については、次の表の上欄に掲げる林業用施設について、それぞれ同表の下欄に掲げる災害によつて必要を生じた事業

1　林地荒廃防止施設 山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施	えん堤、谷止工、床止工、防潮堤、護岸又は山腹工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれが

設（防潮堤を含み、立木を除く。）	あるもの
2　林　道	（イ）　幅員３メートル以上の林道の埋没又は欠壊（軽微なものを除く。） （ロ）　幅員３メートル未満の林道で、これに、その生産に係る木材、薪炭等の林産物の搬出を依存することとなる森林の立木材積が8,340立方メートルを超えるものの埋没又は欠壊（軽微なものを除く。） （ハ）　林道の埋没又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

（４）　漁業用施設については、次の表の上欄に掲げる漁業用施設について、それぞれ同表の下欄に掲げる災害によつて必要を生じた事業

1　沿岸漁場整備開発施設	破壊、埋そく又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
2　漁港施設	（イ）　外郭施設の破壊で、漁船の出入若しくは停泊に重大な支障を及ぼすもの又はこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの （ロ）　係留施設の破壊で、漁船の係留若しくは荷役に重大な支障を及ぼすもの又はこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの （ハ）　水域施設の埋そくで、漁船の出入又は停泊に重大な支障を及ぼすもの

参照条文〔法第３条の３〕

（事業成績書等の提出）

第８条　法第３条の規定による補助を受けた都道府県は、農林水産省令で定める手続に従い、事業成績書及び収支精算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

参照条文〔法第３条　則第６条　則第７条〕

（適用除外）

第９条　次に掲げる農地等に係る災害復旧事業は、法第５条第１号の経済効果の小さいものとする。

（１）　傾斜が20度を超える農地（その農地の利用又は保全のための農業用施設を含む。以下同じ。）であって、農地の傾斜による生産条件の著しい格差がないと認められるものとして農林水産大臣が定める農作物の栽培の用に供するもの以外のもの

（２）　土層の厚さが40センチメートル未満の農地

（３）　土性が粗い砂土、火山灰、火山れき又は高位泥炭土の農地

（４）　当該農地と関連のある他の工事が完了しなければ効果のない農地

（５）　有効幅員120センチメートル未満の農業用道路

（６）　その災害復旧事業の事業費の額が、当該災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として、農林水産大臣が毎年定めるところにより、算定される金額を超える農地

参照条文〔法第５条第１号〕

附　　則

１　この政令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和26年５月８日　政令第138号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和26年４月１日から適用する。

附　　則（昭和27年５月13日　政令第146号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和28年11月28日　政令第357号）

この政令は、公布の日から施行する。但し、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第10条第６号の改正規定は、昭和28年度分の補助金から適用する。

附　　則（昭和29年６月２日　政令第131号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和30年11月１日　政令第295号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和30年１月１日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附　　則（昭和31年８月22日　政令第268号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第７条の２の規定は、昭和31年１月１日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適

用する。

附　　則（昭和33年12月25日　政令第344号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和34年２月６日　政令第13号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和33年１月１日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附　　則（昭和36年６月８日　政令第183号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和35年１月１日以後に発生した災害について適用する。

附　　則（昭和44年４月11日　政令第91号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　この政令による改正後の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第９条第６号の規定は、昭和44年１月１日以後に発生した災害に係る災害復旧事業から適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

附　　則（昭和53年７月５日　政令第282号）抄

（施行期日）

第１条　この政令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和59年５月11日　政令第129号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和60年８月10日　政令第249号）

１　この政令は、公布の日から施行し、昭和60年１月１日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

２　昭和60年１月１日からこの政令の施行の日の前日までの間に発生した災害に係る災害復旧事業のうち、改正前の第９条第６号に掲げる農地に該当せず、かつ、改正後の同号に掲げる農地に該当する農地に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

附　　則（平成11年12月22日　政令第416号）抄

この政令は、平成12年４月１日から施行する。

附　　則（平成12年６月７日　政令第310号）抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年１月６日）から施行する。

附　　則（平成19年３月２日　政令第39号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日か

ら施行する。

附　　則（平成22年４月１日　政令第98号）抄

第１条　この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第１条　この政令は、公布の日から施行する。

附　　則（平成23年12月28日　政令第429号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第９条第１号の規定は、平成23年８月29日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附　　則（平成24年12月21日　政令第301号）

この政令は、公布の日から施行する。

３　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則

	昭和25年８月９日	農林省令第94号
改正	昭和26年５月９日	農林省令第29号
〃	昭和27年６月11日	農林省令第41号
〃	昭和29年６月８日	農林省令第33号
〃	昭和30年11月１日	農林省令第47号
〃	昭和31年10月３日	農林省令第52号
〃	昭和36年６月13日	農林省令第32号
〃	昭和43年10月１日	農林省令第60号
〃	昭和53年５月20日	農林省令第34号
〃	昭和53年７月５日	農林省令第49号
〃	昭和59年５月11日	農林水産省令第17号
〃	平成12年２月29日	農林水産省令第14号
〃	平成12年９月１日	農林水産省令第82号
〃	平成23年４月１日	農林水産省令第16号
〃	平成24年１月30日	農林水産省令第４号
〃	平成27年１月20日	農林水産省令第２号
〃	令和元年12月27日	農林水産省令第50号

（災害復旧事業計画概要書等の提出等）

第１条　都道府県知事が農地及び農業用施設に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条の４の災害復旧事業計画概要書若しくは災害復旧事業補助計画概要書、令第４条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の補助率増高申請書又は令第５条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の連年災害補助率適用申請書を農林水産大臣に提出するときは、当該都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）を経由しなければならない。

参照条文

法第３条	令第１条の４
法第３条の２	令第４条
	令第５条の２

２　令第４条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の補助率増高申請書又は令第５条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の連年災害補助率適用申請書は災害発生の年の翌年１月31日まで

に、農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあつては、この限りではない。

参照条文（法第３条　令第４条／法第３条の２　令第５条の２）

３　都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。

（災害復旧事業計画概要書等の軽微な変更）

第２条　令第３条第２項の農林水産省令で定める軽微な変更は、災害復旧事業の事業費の変更であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

（１）　工種の変更に伴うもの

（２）　施行箇所の変更に伴うもの

（３）　農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費（令第２条第１項に規定する工事費をいう。）の額の変更に伴うもの

（４）　農地、農業用施設及び林地荒廃防止施設に係るものにあつては、農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更に伴うもの

（５）　その他農林水産大臣が別に定める変更に伴うもの

参照条文（法第３条　令第３条第２項／令第１条の４　則第７条／農林水産大臣告示）

（災害復旧事業計画概要書等の変更の手続）

第３条　都道府県は、令第３条第２項の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書の変更について協議しようとするときは、当該変更に係る部分を明らかにした上で、災害復旧事業の事業費の総額の増減その他必要な事項を記載した協議書を提出しなければならない。

参照条文（法第３条　令第３条第２項／令第１条の４　則第７条）

（補助金交付申請書の提出期限等）

第４条　令第７条の補助金交付申請書は、令第６条の規定により補助金の額の通知を受けた日から60日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

参照条文 ［法第３条
令第６条
令第７条］

（災害復旧事業の中止等の報告）

第５条　令第３条第３項の規定による報告は、災害復旧事業を中止し、又は廃止した後、遅滞なく、その旨を記載した報告書を提出してしなければならない。

参照条文 ［法第３条　令第３条第３項
令第１条の４　則第７条］

（事業成績書等の提出）

第６条　補助金の交付の決定があつた年度内に当該事業が完了した場合における令第８条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出は、当該事業の完了の日から起算して１箇月を経過した日又は当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の４月10日のいずれか早い期日までに、正副２部を農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の４月30日まで繰り下げることがある。

２　都道府県に対し、補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における前項の提出期日は、同項の規定にかかわらず、当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の６月10日までとする。

３　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「法」という。）第４条第１項又は第２項の規定により農林水産大臣の承認を受けた場合における令第８条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出は、当該承認に当たつて農林水産大臣が指定する期日までに、正副２部を農林水産大臣に提出してするものとする。

参照条文 ［法第３条
法第４条
令第８条］

（書類の様式）

第７条　令第１条の４の規定による災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画概要書、令第４条第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定による補助率増高申請書、令第５条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定による連年災害補助率適用申請

書、令第７条の規定による補助金交付申請書、災害復旧事業計画書、災害復旧事業補助計画書及び収支予算書、令第８条の規定による事業成績書及び収支精算書、第３条の規定による協議書並びに第５条の規定による報告書の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

参照条文

法第３条	令第８条
法第３条の２	則第３条
令第１条の４	則第５条
令第４条	農林水産大臣告示
令第５条の２	
令第７条	

（権限の委任）

第８条　法第４条及び第６条並びに令第１条の４、第３条、第６条、第７条及び第８条の規定による農林水産大臣の権限のうち次に掲げる災害復旧事業に関するものは、地方農政局長に委任する。ただし、法第６条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

（１）　農地又は農業用施設の災害復旧事業

（２）　農業協同組合、農業協同組合連合会、令第１条の２第１号に掲げる者、同条第２号に掲げる者（農業の振興を主たる目的とするものに限る。）又は同条第３号に掲げる者が所有する共同利用施設（同号に掲げる者が所有するものにあっては、農業に係るものに限る。）の災害復旧事業

附　　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（災害復旧事業計画概要書等の提出期限の特例）

２　平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第18号）第１条の規定により激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業について、法第３条の規定による補助を受けようとする場合における第１条の規定の適用については、同条中「災害発生後60日」とあるのは、「災害発生後60日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして都道府県知事が定める日から60日）」とする。

3　平成23年に福島県において発生した災害に係る災害復旧事業について、法第３条第３項の規定による補助の比率により同条第１項第１号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合、同条第３項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第１項第２号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合、法第３条の２第１項の規定による補助の比率により法第３条第１項第１号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合又は法第３条の２第２項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第１項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第３条第１項第２号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合における第１条の規定の適用については、同条中「翌年１月31日」とあるのは、「翌年１月31日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると福島県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして福島県知事が定める日の属する年の翌年１月31日）」とする。

4　平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業について、法第３条の規定による補助を受けようとする場合における第１条の規定の適用については、同条中「災害発生後60日」とあるのは、「災害発生後60日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして長野県知事が定める日から60日）」とする。

5　平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業について、法第３条第３項の規定による補助の比率により同条第１項第１号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合、同条第３項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第１項第２号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合、法第３条の２第１項の規定による補助の比率により法第３条第１項第１号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合又は法第３条の２第２項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第１項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第３条第１項第２号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合における第１条の規定の適用については、同条中「翌年１月31日」とあるのは、「翌年１月31日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについ

ては、平成28年１月31日)」とする。

附　　則（昭和26年５月９日　農林省令第29号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和27年６月11日　農林省令第41号）抄

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　昭和26年に発生した災害に係る災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第３条第３項の規定による補助を受けようとする者についての改正後の第１条の規定の適用については、同条中「翌年１月31日」とあるのは「昭和27年７月10日」と読み替えるものとする。

附　　則（昭和29年６月８日　農林省令第33号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和30年11月１日　農林省令第47号）抄

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　昭和30年１月１日から同年10月31日までの間に発生した災害にかかつた農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第２条第４項の共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書についての農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第１条の規定の適用については、同条中「災害発生後」とあるのは「昭和30年11月１日から」と読み替えるものとする。

附　　則（昭和31年10月３日　農林省令第52号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和36年６月13日　農林省令第32号）抄

１　この省令は、公布の日から施行する。

２　昭和35年に発生した災害に係る災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第３条の２第１項の規定による補助の比率により同法第３条第１項の規定による補助を受けようとする都道府県についての改正後の第１条の適用については、同条中「災害発生の年の翌年１月31日」とあるのは「昭和36年７月31日」と読み替えるものとする。

附　　則（昭和43年10月１日　農林省令第60号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和53年５月20日　農林省令第34号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和53年７月５日　農林省令第49号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和59年５月11日　農林水産省令第17号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（平成12年２月29日　農林水産省令第14号）

この省令は、平成12年４月１日から施行する。

附　　則（平成12年９月１日　農林水産省令第82号）抄

（施行期日）

第１条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年１月６日）から施行する。

附　　則（平成23年４月１日　農林水産省令第16号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（平成24年１月30日　農林水産省令第４号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（平成27年１月20日　農林水産省令第２号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（令和元年12月27日　農林水産省令第50号）

この省令は、公布の日から施行する。

４　農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（告示）

	昭和43年10月１日	農林省告示第1487号
改正	昭和47年９月７日	農林省告示第1621号
〃	昭和53年５月20日	農林省告示第 599号
〃	昭和53年７月５日	農林省告示第 793号
〃	昭和59年５月11日	農林水産省告示第1019号
〃	平成３年６月24日	農林水産省告示第 858号
〃	平成５年７月26日	農林水産省告示第 860号
〃	平成12年３月30日	農林水産省告示第 448号
〃	平成31年３月26日	農林水産省告示第 559号
〃	令和４年４月15日	農林水産省告示第 781号
〃	令和８年４月21日	農林水産省告示第 601号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）第７条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を次のように定め、昭和35年９月３日農林省告示第843号（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式に関する件）は、廃止し、昭和43年度分の補助金から適用する。ただし、昭和43年10月31日以前に提出される災害復旧事業計画概要書等の様式については、なお従前の例による。

農林大臣

１．災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）

災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿

県（都道府）知事

年　月発生した災害により被害を受けたので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第１条の４の規定により災害復旧事業計画概要書(災害復旧事業補助計画概要書)を別紙のとおり提出する。

別紙

第１表

年災害復旧事業（補助）計画概要書

災害名及び被災年月日	台風　号（　月水害）　年　月　日	事業主体名	
地区名		箇所番号	
施行位置	郡　町 市　村　字	地域区分	
受益面積(関係面積)	ha	受益戸数	戸
被災前の工法		直営又は請負の別	
工種		緊急順位	
区分	事業量	事業費	摘要
総事業		千円	
うち未成		千円	
うち転属		千円	
差引		千円	産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費 千円
災害原因及び被災状況			
復旧工事計画			

注１．　関係面積は、被災した農地の面積又は被災した農業用施設により受益する地域の面積を記入すること。

２．　受益面積は、被災した農地の面積又は被災した農業用施設の復旧によって直接受益する地域の面積を記入すること。

３．　受益戸数は、被災した農地又は被災した農業用施設の復旧によって直接受益する農地について耕作の事業を行う戸数を記入すること。

４．　地域区分については、中山間地域（農林統計上用いられる農業地域類型区分のうち中間農業地域及び山間農業地域をいう。）に該当する場合は「○」を入力すること。

５．　災害関連事業費については、かっこ外書きで記入すること。

６．　事業量の欄には、農地にあっては田畑別の面積(ha)と畦畔の延長(m)を、畦畔のみの場合にあってはその関係農地の田畑別面積(ha)と畦畔の延長(m)をかっこ書きで記入すること。

６．　農地と農業用施設とを合併して施行する場合には、総事業の摘要の欄に当該農地及び農業用施設に係る箇所番号を記入すること。

７．　面積は ha とするが、小数点以下２位までとし、３位を４捨５入する。

８．　「事業費総括」、「工事費内訳」、「応急工事費内訳」及び図面を添えること。

第２表

事　業　費　総　括

費　　目	金　　額	摘　　要
工　事　費	千円	
本　工　事　費		
附　帯　工　事　費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
船舶及び機械器具費		
営　繕　費		
工　事　雑　費		
応　急　工　事　費		
事　務　雑　費		
合　計		

第３表

工　事　費　内　訳

費目	工種	細目	細別	数量	単位	単価	金額	摘要

注　単価表、数量計算書及び構造計算書を添えること。

第４表

応　急　工　事　費　内　訳

費　　目	金　　額	摘　　要
本　工　事　費	千円	
附　帯　工　事　費		
測　量　及　び　試　験　費		
用　地　費　及　び　補　償　費		
船舶及び機械器具費		
営　　繕　　費		
工　事　雑　費		
計		

添付図面

(1)　位置図(5万分の1又は2万5千分の1図)
(2)　被災図
(3)　平面図
(4)　縦断面図
(5)　横断面図
(6)　構造図
(7)　被害写真

注1　位置図に資材の採取場所、運搬経路及び距離を記入すること。
　2　被災図には、被災前後の状況を明記すること。
　3　被害写真には、撮影年月日を記入すること。

２　補助率増高申請書(連年災害補助率適用申請書)

年災害復旧事業費補助率増高申請書(連年災害補助率適用申請書)

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　　殿

県（都道府）知事

年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた下記市(町村)内における農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条第3項の規定による高率補助(第3条の2第1項の規定による補助の比率による補助)を受けたく別紙補助率増高申請(連年災害補助率適用申請)内訳を添えて申請する。

記

補助率増高申請市町村(連年災害補助率適用申請市町村)

郡(支庁)名　　市町村名

別紙

補助率増高申請(連年災害補助率適用申請)内訳

郡(支庁)市町村名

区　分	当該市町村の総事業費			耕作の事業を行う者の実数 (B)	１人当たりの事業費 (A/B) (C)	補助率		当年災害の補助金の額			摘要
	農地	農業用施　設	計 (A)			農地	農業用施　設	農地	農業用施　設	計	
単年災害	円	円	円	人	円			円	円	円	
通年災害											

注１　暫定措置法第３条第２項又は第３条の２の規定により旧市町村の区域に関し補助率増高(連年災害補助率適用)の申請をする市町村については、旧市町村名およびその旧市町村が現市町村に合併した年月日を摘要欄に記入すること。

２　当該市町村の総事業費の欄の上段(単年災害)には、その年の12月31日までの１年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、下段(連年災害)には、その年の12月31日までの３年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入すること。

3　「年災別箇所別等災害復旧事業費内訳」及び「耕作者名簿」を添えること。

4　耕作の事業を行なう者の実数の欄には、「年災別箇所別等災害復旧事業費内訳」中の耕作の事業を行なう者の数の実数の欄の計及び合計の数値をそれぞれ該当の段に記入すること。

5　補助率欄は、1人当たりの事業費の欄の額が少額の段は記入を要しない。

6　補助率は、C欄の額が8万円をこえ15万円以下のときは、農地にあつては $\frac{80{,}000\text{円}\times0.5+(\text{C}-80{,}000\text{円})\times0.8}{\text{C}}$、農業用施設にあつては $\frac{80{,}000\text{円}\times0.65+(\text{C}-80{,}000\text{円})\times0.9}{\text{C}}$ とし、C欄の額が15万円をこえるときは、農地にあつては

$$\frac{80{,}000\text{円}\times0.5+(150{,}000\text{円}-80{,}000\text{円})\times0.8+(\text{C}-150{,}000\text{円})\times0.9}{\text{C}}$$

、農業用施設にあっては

$$\frac{80{,}000\text{円}\times0.65+(150{,}000\text{円}-80{,}000\text{円})\times0.9+(\text{C}-150{,}000\text{円})\times1.0}{\text{C}}$$

として算出し、小数点以下4位を4捨5入すること

ただし、沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率は、C欄の額が8万円をこえ15万円以下のときは、農地にあつては $\frac{\text{C}\times0.8}{\text{C}}$、農業用施設にあっては $\frac{80{,}000\text{円}\times0.8+(\text{C}-80{,}000\text{円})\times0.9}{\text{C}}$ とし、C欄の額が15万円をこえるときは、農地にあつては $\frac{150{,}000\text{万円}\times0.8+(\text{C}-150{,}000\text{円})\times0.9}{\text{C}}$、農業用施設にあっては

$$\frac{80{,}000\text{円}\times0.8+(150{,}000\text{円}-80{,}000\text{円})\times0.9+(\text{C}-150{,}000\text{円})\times1.0}{\text{C}}$$

として算出し、小数点以下4位を4捨5入すること

7　金額の単位は、円とし、円未満は、4捨5入すること。

8　連年災害の補助率が適用されない市町村(単年災害のCが4万円以下又は連年災害のCが10万円以下の市町村)については、連年災害の段は記入を要しない。

９その他補助率増高の申請に必要な書類を添付すること。

附票の１

年災別箇所別等災害復旧事業費内訳

郡(支庁)市町村名

年災別	箇所番号	事業主体名	災害復旧事業日			耕作の事業を行う者の数		摘要
			農地	農業用施設	計	延数	実数	
前前年災害			円	円	円	人	人	
計								
前年災害								
計								
当年災害								
計								
合計								

注　連年災害の補助率が適用されない市町村については、前前年災害及び前年災害の欄は、記入を要しない。

附票の２

耕　作　者　名　簿

郡(支庁)市町村名

一連番号	住所	氏名	本人の該当する箇所及び地番						摘要
			前前年災害		前年災害		当年災害		
			箇所番号	地番	箇所番号	地番	箇所番号	地番	
		計　人	延箇所数		延箇所数		延箇所数		

注１　氏名欄の計の数値が申請書の別紙「耕作の事業を行なう者の実数」の欄の数値と一致すること。

２　延箇所数の数値が、附表の１の「耕作の事業を行なう者の数」の欄の延数の数値と一致すること。

３　連年災害の補助率が適用されない市町村については、前前年災害及び前年災害の欄は記入を要しない。

３　補助金交付申請書

年度都道府県営(団体営)災害復旧事業補助金交付申請書

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

県(都道府)知事

年度災害復旧事業を実施したいから補助金　　円を交付されたく、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第７条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請する。

記

１．　年度災害復旧事業計画書(　年度災害復旧事業補助計画書)
２．　収支予算書
３．　補助金交付規程

注１．　この申請書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分して作成すること。
２．　補助金交付規程は、団体営事業に係るものにのみ添えること。

４　災害復旧事業計画書

年度災害復旧事業計画書

年災	年災	地区番号及び箇所番号				所在地															
		地区名				工期															
費目	工種	総事業				前年度まで			本年度								翌年度以降			摘要	
		事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源					事業量	事業費	国庫補助金		
												都道府県費	市町村費	その他費	計						
工事費			円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円	円		円	円		
本工事費																					
	ため池																				
	頭首工																				
	○○																				
付帯工事費																					
測量及び試験費																					
用地及び補償費																					
船舶及び機械器具費																					
応急工事費																					
合計																					

注　１．前年度の高率差額金がある場合には本年度の国庫補助金欄に外数で記入し、摘要欄にその算式を記入すること。
２．高率差額金の算式は次による。(前年度事業費×当該市町村の補助率)－前年度受領国庫補助金＝前年度分の高率差額金。
３．「工事費内訳」及び図面を添えること。
４．この様式により難い場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

附表

工　事　費　内　訳

地区名

費　　目	工種	細目	細別	数量	単位	単価	金　額	摘　要
						円	円	
合　　計								

添付図面

(1)　平面図

(2)　縦断面図

(3)　横断面図

(4)　構造図

注１．　災害復旧事業を単年度で施行する場合には、添付図面を全部省略することができる。

２．　図面は、年度別に色別(当該年度赤、前年度まで緑、翌年度以降青)すること。

５　災害復旧事業補助計画書

年度災害復旧事業補助計画書

区分		年災	

地区番号及び箇所番号	所在地	事業主体	費目	工種	総事業				前年度まで			本年度							翌年度以降			工事施行の状況		摘要
					事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源				事業量	事業費	国庫補助金	請負又は直営の別	工期 年月日から 年月日まで	
															県(都道府)費	市町村費	その他費	計						
						円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		円	円			

注１．　区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
２．　費目の欄には,工事費（営繕費,工事雑費を除く。）を記入すること。
３．　前年度の高率差額金がある場合には、本年度の国庫補助金の欄に外数で記入し、摘要欄にその算式を記入すること。
４．　高率差額金の算式は、次によること。
(前年度事業費×当該市町村の補助率)－前年度受領国庫補助金＝前年度分の高率差額金
５．　摘要欄には、３の算式を記入するほか、事業主体ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合にはその減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
６．　この様式により難い場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

６　収支予算書

Ⅰ　都道府県営事業の場合

年度災害復旧事業収支予算書

(1)　収入の部

区　　分	予算額（当初）	予算額（補正後）	差引増（減）額	摘　　要
国　庫　補　助　金				
県　（　都　道　府　）　費				
○　　○　　費				
計				

(2)　支出の部

区　　分	予算額（当初）	予算額（補正後）	差引増（減）額	摘　　要
県（都道府）営災害復旧事業費				
農　　地				
○○年災				
○○地区				
○○地区				
小　　計				
農業用施設				
○○年災				
○○地区				
○○地区				
小　　計				
計				

予算議決(予算議決予定)　　年　　月　　日

Ⅱ　団体営事業の場合

年度災害復旧事業収支予算書

(1)　収入の部

区　　分	予算額（当初）	予算額（補正後）	差引増（減）額	摘　　要
国　庫　補　助　金				
県　（ 都 道 府 ）　費				
計				

(2)　支出の部

区　　分	予算額（当初）	予算額（補正後）	差引増（減）額	摘　　要
補　助　金				
農　　地				
○○年災				
○○年災				
小　　計				
農業用施設				
○○年災				
○○年災				
小　　計				
計				

予算議決(予算議決予定)　　年　　月　　日

7　事業成績書及び収支精算書

年度都道府県営(団体営)災害復旧事業成績書及び収支精算書

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　　殿

県(都道府)知事

　　年　　月　　日付け　　第　　号をもつて補助金の交付決定の通知のあつた平成　　年度災害復旧事業を実施したので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第８条の規定に基づき、　　年度災害復旧事業成績書及び収支精算書を別紙のとおり提出する。

注１．　この事業成績書及び収支精算書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分し作成すること。
２．　都道府県営事業にあつては,第1表から第13表までの調書を添えること。
３．　団体営事業に係る事業成績書には、都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。

別紙1

事業成績書

Ⅰ　都道府県営事業の場合

第１表

年度都道府県営災害復旧事業成績書

年　　災

地区番号及び箇所番号

地　　区　　名

所　　在　　地

工　　期
年　月　日　から 年　月　日　まで

費　　目	工種	総事業				前年度まで			本年度出来高							残事業			摘要
		事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源				事業量	事業費	国庫補助金	
												県(都道府)費	市町村費	その他費	計				
工　事　費			円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		円	円	
本工事費																			
付帯工事費																			
測量及び試験費																			
用地及び補償費																			
船舶及び機械器具費																			
応急工事費																			
計																			

注１．　計画と出来高が相違する場合にはその部分についてのみ計画を括弧書きで上段に記載すること。

２．　この様式により難い場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

３．　次の書類を添えること。

(1)　本工事出来高調書

(2)　請負調書

(3)　直営調書

(4)　材料購入調書

(5)　労務費調書

(6)　測量及び試験費調書

(7)　用地買収費調書

(8)　補償費調書

(9)　船舶及び機械器具費調書

(10)　応急工事費調書

(11)　取得財産調書

(12)　残材料調書

第２表

本 工 事 出 来 高 調 書

地区名

工　　種	施行箇所又は測点番号	事 業 量	工　　期	出 来 高 金 額			摘　　要
				請　　負	直　　営	計	
○○水路	測点　号から 測点　号まで	延長　　m 切土　　m3 盛土　　m3		円	円	円	
○○橋梁	測点　号 又は第　号橋梁	コンクリート橋 ○　○　橋					
○○頭首工		延長　　m					
計							

注１．　この表は、当年度の出来高を記入すること。

２．　事業量については主要工種の数量を記入すること。

３．　出来高金額の直営の欄には、人夫賃及び材料の支払金額を記入すること。

４．　この表には、工事出来形一覧図を添えること。

第３表

請　　負　　調　　書

地区名

請負契約名	施行箇所又は測点番号	数　　量	設計金額	請負金額	請負契約締結の方法	請負人住所・氏名	着工年月日 竣功年月日	摘　　要
			円	円				
計								

第４表

直　　営　　調　　書

地区名

工　　種	材　料　費	労　務　費	そ　の　他	計	摘　　要
○　○　た　め　池	円	円	円	円	
○　○　水　　路					
計					

注　その他の欄の経費については、明細書を添えること。

第５表

材　　料　　購　　入　　調　　書

地区名

名　　称	形状、寸法	数　　量	単　　位	単　　価	金　　額	摘　　要
				円	円	

第６表

労　　務　　費　　調　　書

地区名

種　　別	員　　数	単　　価	金　　額	摘　　要
		円	円	

第７表

測　量　及　び　試　験　費　調　書

地区名

区　　分	工　　種	種　　別	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　　要
基礎地盤調査	ボーリング				円	円	
○　　○							

第８表

用　地　買　収　費　調　書

地区名

地　　目	買　収　地　積	単　　価	金　　額	摘　　要
田	ha	円	円	
畑				
山　林				
宅　地				
○　○				
計				

注１．　摘要欄には、用途別に地積及び金額を記入すること。
　２．　この表には、買収箇所の一覧図を添えること。

第９表

補　　償　　費　　調　　書

地区名

区　　分	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要
立　木		円	円	
立　毛				
○　○				
計				

注　この表には、補償箇所を示す図面を添えること。

第10表

船　舶　及　び　機　械　器　具　費　調　書

地区名

区　　分	名　　称	形状寸法	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　　要
購　入					円	円	
修　理							
借　上							
計							

第11表

応　急　工　事　費　調　書

地区名

費　　目	工　種	数　量	金　額	摘　　要
工　　事　　費			円	
本工事費				
付帯工事費				
測量及び試験費				
用地及び補償費				
船舶及び機械器具費				
計				

第12表

取 得 財 産 調 書

地区名

地区番号及び箇所番号	事業主体名	名　　称	形状、寸法	数　量	単　価	金　　額	検収（取得）年月日	摘　　要
					円	円		

第13表

残　材　料　調　書

地区名

地区番号及び箇所番号	事業主体名	名　　称	形状、寸法	数　量	単　価	金　　額	検収（取得）年月日	摘　　要
					円	円		

Ⅱ　団体営事業の場合

年度団体営災害復旧事業成績書

区分		年災	

地区番号及び箇所番号	所在地	事業主体	費目	工種	総事業				前年度までの出来高			本年度出来高							残事業			工事施行の状況		摘要
					事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源				事業量	事業費	国庫補助金	請負又は直営の別	工期 年月日から 年月日まで	
															県(都道府)費	市町村費	その他費	計						
						円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		円	円			

注１．　都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。
２．　区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
３．　費目の欄には,工事費（営繕費,工事雑費を除く。）を記入すること。
４．　計画と成績が相違する場合は、その部分についてのみ計画を括弧書きで上段に記載すること。
５．　摘要欄には、箇所別に検査を実施した者の職名及び氏名並びに検査年月日を記入するとともに、事業主体ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合にはその減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
６．　この様式により難い場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

別紙２

収支精算書

Ⅰ　都道府県営事業の場合

年度災害復旧事業収支精算書

(1)　収入の部

区　　分	予算額	精算額	差引増（減）額	摘　　要
国庫補助金	円	円	円	
県（都道府）費				
○　○　　費				
計				

(2)　支出の部

区　　分	予算額	予算額	差引増（減）額	摘　　要
県（都道府）営災害復旧事業費	円	円	円	
農　　地				
○○年災				
○○地区				
○○地区				
小　　計				
農業用施設				
○○年災				
○○地区				
○○地区				
小　　計				
計				

予算議決　　年　　月　　日

(3)　国庫補助金精算

区　　分	交付決定額		概算払(前金払)受領総額	精　算　額		差引国庫補助金未受領額（返還）額		摘要
	事業費	国庫補助金		事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金	
県（都道府）営災害復旧事業費	円	円	円	円	円	円	円	
農　　地								
○○年災								
○○地区								
○○地区								
小　　計								
農業用施設								
○○年災								
○○地区								
○○地区								
小　　計								
計								

Ⅱ　団体営事業の場合

年度災害復旧事業収支精算書

(1)　収入の部

区　　分	予算額	精算額	差引増（減）額	摘　　要
国 庫 補 助 金	円	円	円	
県（都道府）費				
計				

(2)　支出の部

区　　分	予算額	予算額	差引増（減）額	摘　　要
災害復旧事業補助金				
農　　地				
○○年災				
○○年災				
小　　計				
農業用施設				
○○年災				
○○年災				
小　　計				
計				

予算議決　　年　　月　　日

(3)　国庫補助金精算

区　　分	交付決定額		概算払(前金払)受領総額	精　算　額		差引国庫補助金未受領額（返還）額		摘　要
	事業費	国庫補助金		事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金	
補　助　金	円	円	円	円	円	円	円	
農　　地								
○○年災								
○○年災								
小　　計								
農業用施設								
○○年災								
○○年災								
小　　計								
計								

８　災害復旧事業計画概要書等変更協議書

年都道府県営（団体営）災害復旧事業計画（補助計画）
概要書の変更協議書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

県（都道府）知事

年　月　日付け第　　号をもつて災害復旧事業の事業費の決定の通知があつた　　年災害復旧事業計画（補助計画）概要書について変更したいので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第３条第２項の規定に基づき、下記の書面を添えて協議する。

記

１　　年災害復旧事業の事業費の総額の増減表　　（単位：千円）

区　分	査定額			前回までの変更改定額			今回変更増減（△）額			今回変更改定額			備考
	箇所数	事業費	補助金	箇所数	事業費	補助金	箇所数	事業費	補助金	箇所数	事業費	補助金	
農　地													
農業用施　設													
計													
災　害関　連													

２　　年災害復旧事業変更地区別一覧表

施設の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号		所在地			事業主体	工種	数量	補助率	査定額		変更経過				今回変更協議額		増△減		変更理由
地区	箇所	郡市	市町村	字					事業費	補助金	回数	事業費	補助金	番号 年月日	事業費	補助金	事業費	補助金	
									千円	千円		千円	千円		千円	千円	千円	千円	
合　　計																			

注：増減（△）の欄は、決定された事業費又は前回の変更協議で同意を得た額と今回変更協議額との差額を記入すること

３ 変更理由書

９ 災害復旧事業中止等報告書

年災害復旧事業中止（廃止）報告書

番　　号

年　月　日

農林水産大臣　殿

県（都道府）知事

　年　月　日付け第　号をもつて災害復旧事業の事業費の決定の通知があつた　　年災害復旧事業のうち、別紙箇所に係る事業を中止（廃止）したので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第３条第３項の規定に基づき、報告する。

別紙

区　分		年　災						
								（単位：円）
地区番号及び箇所番号	所在地	事業主体	工　種	総事業費		既割当額		中　止（廃止）の理由
				事業費	補助金	事業費	補助金	

５　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第２条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第３号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第４号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第５号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（告示）

平成12年３月30日　農林水産省告示第 453号
改正　平成25年８月27日　農林水産省告示第2397号
〃　令和元年７月２日　農林水産省告示第 488号
〃　令和３年12月10日　農林水産省告示第2105号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）第２条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第３号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第４号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第５号の農林水産大臣が別に定める変更を次のように定め、平成12年４月１日から施行する。

農林水産大臣

１　農地及び農業用施設に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第２条第３号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更は、増加し、又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。）が、300万円を超え、かつ、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額（その額が１千万円を超える場合は、１千万円。ただし、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るもののうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあっては、その額が２千万円を超える場合は、２千万円）を超えるものとする。

２　農地及び農業用施設に係る規則第２条第４号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更は、次に掲げる変更とする。
イ　災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計単価のうち、労務に係るものの1.3倍又は資材に係るものの1.3倍に相当する額を超える変更

ロ　災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった歩掛の1.3倍に相当する歩掛を超える変更

3　農地及び農業用施設に係る規則第２条第５号の農林水産大臣が別に定める変更は、次に掲げる変更とする。

イ　主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更

ロ　災害復旧事業の対象となる農地の面積の変更（当該変更に伴い減少する面積が変更前の面積の20パーセントを超えないものを除く。）

Ⅱ－２　農地農業用施設災害復旧事業
事務取扱要綱及びその解説

	昭和40年９月10日	40農地Ｄ第1130号
改正	昭和41年２月４日	41農地Ｄ第 143号
〃	昭和43年10月１日	43農地Ｄ第 820号
〃	昭和47年５月15日	47農地Ａ第 813号
〃	昭和47年８月１日	47農地Ｄ第 532号
〃	昭和51年７月１日	51構改Ｄ第 483号
〃	昭和53年３月31日	53経　　第 589号
〃	昭和53年７月５日	53文　　第 261号
〃	昭和53年12月26日	53構改Ｄ第 360号
〃	昭和54年５月29日	54構改Ｄ第 978号
〃	昭和54年７月10日	54構改Ｄ第 554号
〃	昭和59年９月14日	59構改Ｄ第 944号
〃	平成３年６月14日	３構改Ｄ第 344号
〃	平成５年６月16日	５構改Ｄ第 419号
〃	平成８年３月29日	８構改Ｄ第 256号
〃	平成10年10月20日	10構改Ｄ第 270号
〃	平成12年４月１日	12構改Ｄ第 244号
〃	平成13年１月５日	12構改Ｄ第1063号
〃	平成22年４月１日	21農振　第2311号
〃	令和元年12月27日	元農振　第2331号
〃	令和３年４月１日	２農振　第3500号
〃	令和４年４月１日	３農振　第2929号
〃	令和８年４月７日	７農振　第2171号

（農林事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（趣　　旨）

第１　農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関する事務の取扱いについては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「規則」という。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第１項の特別措置適用申請書に関する省令（昭和38年農林省令第４号。以下

「省令」という。)、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年農林省告示第1487号。以下「様式を定める告示」という。）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第２条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第３号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第４号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第５号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（平成12年農林水産省告示第453号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（工種区分）

第１の２　工種は、法第２条第１項に規定する農地及び農業用施設について、次の各号に掲げる区分によるものとする。

（１）　農地にあっては、田、畑及びわさび田

（２）　農業用施設にあっては、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防（海岸を含む。）道路、橋梁及び農地保全施設

（了解事項「農地の解釈」（第１，１）参照）

（法の適用除外）

第２　法第５条第２号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは、次の各号に掲げる工事をいう。

第2.1

（１）　石積み又は石張り等の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事

石積又は石張が破損するおそれがあり、未然にこれを防止するために空隙にコンクリートを填充する工事等は、災害がまだ発生していないので維持工事で行わなければなりません。

第2.1

（２）　直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみの工事

石積又は石張が災害によって差狂い、脱石等を生じた場合でも、その状態からみて直ちに崩落するおそれがないようなものは、災害復旧工事として取扱わず維持工事として補修します。ただし、差狂い、脱石に加えてはらみ出し等があり、わずかな震動、衝撃により崩壊する状態にあるもの、あるいは重要施設の一部でその崩壊等により甚大な災害を誘起するおそれのある場合は、災害復旧事業として採択することは差し支えありません。

第2.1

（３）　隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂の修繕のみの工事

隧道の巻立コンクリートに生じたヘアークラック等で安定上なんら支障がないと認められるものは維持工事とします。

第2.1

（４）　木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその小量の脱石の補充のみの工事

木工沈床の方格材が部分的に破損したり、中詰石等が多少流失した程度のもので、放置しても直ちに増破するおそれがなく、堰上げ機能に障害がない場合は維持工事として修理します。

第2.1

（５）　小量の捨石の補充のみの工事

井堰の護床、護岸の根固め等の捨石が少量流失した場合で、直ちに補充しなくても施設の安定に支障がない場合には、維持工事として補充します。

第2.1

（６）　堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事。この場合において、「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出し

ない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障がない程度の低下をいう。

河床が低下し、その程度が僅少で、直ちに堤防、護岸等に影響を及ぼさない場合は維持工事によって床止め、又は根固工を施工します。ただし、護岸の基礎が露出する程度に河床低下を来し、護岸等の安定が期せられない場合には災害復旧事業として採択します。

第2.1

（７）　堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。この場合、水路堤防について「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がない場合をいう。

ため池の土堰堤、河川堤防等に被災はないが、放置すれば漏水を起こすおそれがあるため、これを予防するためにあらかじめ行うグラウト工等は維持工事とします。ただし、パイピング等により漏水を起している場合は災害復旧事業として採択します。

ため池の土堰堤がパイピングにより漏水を起こした場合は、直ちに放水して貯水位を下げて増破を防止しますが、この種の災害は事後においては確認が困難なため、発見した時は写真によって記録しなければなりません。

水路堤防については、パイピング現象を起こしても人為的に水位を下げるわけにはいかず、発見したものについては直ちに土のう等により応急工事を施すので、事後において被災を確認する場合は、まず応急工事をしているものは被災事実を認めても差し支えありません。ただし、当然応急工事を必要とするもので、出水中発見できなかったために応急工事を施していない場合であっても、被災事実が確認されたものは災害復旧事業として採択できます。

第2.1

（８）　橋梁の高欄又は橋梁若しくは隧道の照明設備のみに係る工事

橋梁の欄干、又は隧道、橋梁、頭首工等の照明設備のみの災害は維持工事として施行しますが、他の部分と同時に被災した照明設備等の付属

物は復旧工事に含めて採択できます。

第2.1
（９）　そだ、雑石程度の井堰に係る工事

そだ、雑石程度の井堰とは、毎年受益農家が出役により築直しをする程度の井堰をいい、そだ堰については、そだ束を止杭を使用せずに石礫等で押えたもの、雑石積とは、付近の石礫を掻立てて盛ったものでこれらの単独又は組合せた簡易な井堰をいいます。

第2.1
(10)　その他前各号に掲げるものに類する工事

第２
２　しゅん工認定（第20に規定するもので中間検査を含む。）等による検査又は監察等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて農林水産大臣が手直し又は補強工事を命じた箇所で、当該工事が未完了であることに基因して生じた災害復旧事業は、法第５条第３号に規定する「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたもの」とする。

諸々の検査、監査等によって指摘された手直し、補強等の工事が完了していない時点に災害が発生し、指摘された工事を行っていなかったために発生したことが明らかな場合はその災害は国庫補助の対象としませんが、同一施設でも施行粗漏に起因しない部分の災害復旧事業は国庫補助の対象となります。

第２
３　法第５条第４号に規定する、「はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害」とは、次の各号に掲げるものをいう。

はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じた災害は適用除外となりますが、たとえ築造年限の古い施設であっても、常時適切な維

持管理がなされて現在まで使用に耐えてきたものは適用除外としません。次の（１）～（４）に適用除外となるものが列記されています。

第2.3

（１）　柵工、枠工、木工沈床又は木橋等の甚だしい腐朽により、これらの施設に生じた災害

柵工、枠工、木工沈床、木橋等木造の工作物で、その腐朽部分の補修の義務を怠ったため、被災前においてすでに利用上の機能を失っていたことが明らかな施設は適用除外とします。

第2.3

（２）　水門、樋門等河川に設けられた施設の操作その他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害

水門、樋門等の河川工作物の通常の維持管理が悪く、被害時にその機能を発揮することができなかったことに起因する災害、又はそれらの施設の人為操作の間違い、あるいは操作を行わなかったことに起因する災害は適用除外とします。ただし、通常の管理が適切に行われていた施設で、災害時の状況からみて、当然不可抗力と見なされる条件により、所定の操作ができなかったものについてはこの限りではありません。

第2.3

（３）　堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害

堤防の法面等を畑地として使用して法面保護がなされていなかったために、その部分が洗掘されて発生した災害は適用除外とします。

第2.3

（４）　以前に生じた災害に係る復旧工事が40万円未満のものであること、当該災害が異常な天然現象によらないものと認められること又は当該復旧工事が維持工事と認められることを理由として国庫補助の対象とされなかった箇所につき、当該被災施設の復旧に着手する以前に生じた新たな災害で、次に掲げるもの以外のもの

ア　当該復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに生じた災害
イ　当該復旧工事が完成していたとしても新たに当該箇所につき被害が生じたと明らかに想定される程度の大災害

被災した施設が査定において、１箇所当たり工事費が40万円未満で失格となったもの、被災時の現象が規定された「異常な天然現象」の基準以下のため欠格となったもの、又は被災が小さく「維持工事」と見なされて欠格となったものが新たな災害によって被災した場合、前災の被災箇所をなんらかの事業で復旧していなかった場合は原則として国庫補助の対象としませんが、前災と後災の日数が接近しており、前災を復旧する時間的余裕がなかったために復旧できなかった場合、あるいは、後災が激甚で、たとえ前災を復旧していたとしても当然被災したであろうと推定できる場合は、国庫補助の対象としても差し支えありません。

第2.3
（５）　その他前各号に掲げるものに類する災害

第２
４　法第５条第５号に規定する「災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害」とは、災害復旧事業以外の事業の着工の日からしゅん工検査（部分検査を含む。以下同じ。）の完了の日（しゅん工検査が遅れている場合においては書類、写真等によってその工事がしゅん工した事実を確認することができる日。）までの間に生じた災害をいう。

災害復旧事業の施工中に生じた手戻り又は増破は、暫定法の対象となりますが、災害復旧事業以外の改良工事等の実施中の災害は暫定法の対象となりません。ただし、他の事業そのものは継続中であっても、部分的に竣工した施設がある場合で、その施設が農業用施設としての機能を発揮している場合は暫定法を適用できることになっています。この場合、機能を発揮している施設の竣工認定は、全工事の竣工検査が終っているものは勿論のこと、部分検査によってその部分の竣工を認定されたものも法を適用して差し支えありません。また実質的に竣工しているもので、竣工検査実施前に被災したものについて、書類、写真等によって竣工した事実、及び農業用施設として単独に機能を発揮していたことが確認できる場合は、法を

適用することができます。

第２

５　法第５条第８号に規定する「小規模な施設に係るもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

第2.5

（１）　道路の路面又は側溝のみに係る工事

道路の路面、又は側溝のみの被災は法の適用除外とし、維持工事で補修しますが、土止壁を含む路面の崩壊、崩壊土による埋没等の被害を受けた場合は路面、側溝等も含めて復旧することができます。

なお、砂利道における道路の路面の災害で、改良済みの道路が下層路盤も被災した場合、上層下層の区別がない道路及び未改良道路が30センチメートル程度以上被災した場合は災害復旧事業として採択するものとします。（了解事項「道路の路面」（第３、11）参照）

第2.5

（２）　車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土のたい積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が1.2メートル以上残されたものをいう。）のみに係る工事

道路に崩壊土が堆積した場合で、崩壊部分の土止壁等を施す必要はなく、単に崩壊土の除去のみを行う場合には、堆積していない交通可能な部分が1.2m以上ある場合は法の適用除外とします。ただし、崩壊部分の復旧に土止工等を施す必要がある場合は堆積土砂の排土も法の適用対象として復旧費に含めて差し支えありません。また、排土のみの工事でも交通可能な部分が1.2m以下の場合は法の適用となることはいうまでもありません。

（災害にかかつた農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額）

第２の２　令第９条第６号に規定する「災害にかかつた農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額」は農林水産大臣が毎年定めると

ころにより算定する。

（国庫補助の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲）

第３　降雨、洪水、暴風等による災害のうち、次の各号の一に該当する災害の復旧は、国庫補助の対象としないものとする。

第３

（１）　河川の出水による災害にあっては、被災当時における被災施設の所在箇所の水位が警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の５割程度の水位）未満の場合に生じた災害。ただし、河床の低下等河状の変動により警戒水位が不適当な場合又は融雪出水のように比較的長期にわたる場合は、この限りでない。

河川の出水によって、農業用施設が被災した場合の異常な天然現象とみなす現象とは、被災施設地点における被災時の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）以上でなければなりません。はん濫注意水位（警戒水位）を指定していない河川等にあっては、被災時の水位が低水位から河川の天端までの高さの1/2以上とします。

ただし、河床の低下等河状の変動のため被災時の水位は指定されたはん濫注意水位（警戒水位）に達しなかったが、流量、流速等が異常に大きく被災施設に与えた影響が大である場合、又は融雪出水のように比較的長期にわたって出水し、被災施設に連続的に衝撃を与えた場合は、被災時の水位が上記未満の場合においても採択できます。

第３

（２）　降雨による災害にあっては、被災の当時における最大24時間雨量が80ミリメートル未満であった場合に生じた災害。ただし、最大24時間雨量が80ミリメートル未満であっても、次のアからウまでの一に該当する場合は、この限りでない。

ア　連続雨量又は時間雨量が大であった場合

イ　上流地域の異常降雨による河川等の洪水又は増水によって発生した場合

ウ　火山噴火の噴出物のたい積により上流地域の状況が著しく変化した場合

降雨によって農地及び農業用施設が被災した場合の異常な天然現象とは、次のようなものをいいます。

ａ．被災原因となった洪水の発生原因である降雨量が24時間に80㎜以上であること。この場合の24時間のとり方については特に規定はなく、雨量記録中最大の時間と考えて差し支えありません。

ｂ．長期にわたって降雨が連続した場合で、その最大24時間雨量が80㎜未満の場合においても、連続雨量により流出率が増大して異常洪水を起こした場合、又は時間雨量が大きく（概ね20㎜/h）洪水又は土砂崩れ等を起こした場合の災害は採択できます。

ｃ．災害発生地域においては降雨はなくても、上流地域に異常降雨があったため下流が洪水となったような場合の災害は採択できます。この場合における上流地域の異常降雨は前述によるものとします。

第３

（３）　暴風による災害にあっては、最大風速が、15メートル未満であった場合に生じた災害

最大風速とは、10分間平均風速の最大値のことをいいます。

第３

（４）　干害にあっては、連続干天日数（日雨量が５ミリメートル未満の日を含む。）が20日未満であった場合に生じた災害

第３

（５）　火山噴火の降灰等による農地の災害のうち、その筆における降灰等の平均の厚さが、粒径１ミリメートル以下の場合にあっては２センチメートル、粒径0.25ミリメートル以下の場合にあっては５センチメートルに満たない農地に係るもの

（国庫補助の対象としない工事費）

第４　国庫補助の対象としない工事費は、次の各号に掲げるものとする。

第４

（１）　令第７条の規定により提出した災害復旧事業計画書又は災害復旧事業補助計画書（農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｄ第284号農林水産事務次官依命通知）第３の規定により変更されたものを含む。）の基礎となった設計の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費

災害復旧事業は法の精神に基づいて、被災農地等の従前の効用を回復することを限度としており、その工事内容及び範囲は、査定によって決定されますが、事業の実施に際しては、その工事内容及び範囲内で、さらに詳細に補助金交付申請書に添付する災害復旧事業計画書（間接補助の場合は災害復旧事業補助計画書）即ち実施設計書を作成し、これに基づき施行することになりますが、その設計内容を承認なく変更して実施し、法の精神に基づく限度を超過して改良工事を行ったような場合は、その超過部分に相当する工事費は国庫補助の対象としません。

第４

（２）　工事の出来高が不足し、又は粗漏である場合における手直し又は補強に要する工事費

工事が出来高不足の場合におけるこれに見合う額、又は施行粗漏により、設計書に示された規模、強度、機能等が発揮せず、復旧目的を達成しない場合において行う手直し、又は補強に要する工事費は国庫補助の対象としません。

第４

（３）　国庫補助金で購入した水防用資材を応急工事に使用した場合の、当該資材の購入に要した費用

その施設の水防用として、国庫補助を受けて購入して常備していた水防用資材を応急工事に使用した場合は、その資材の購入費のうち国庫補助に見合う額は国庫補助の対象としません。ただし、他の施設の水防用として常備していた資材を一時借用して応急工事に使用した場合で、事後において返済する場合の資材は国庫補助の対象とします。

第４

（４）　工事発生品で、災害復旧事業に使用できるものと同じ効用をもつ材料を購入する場合における購入費に相当する費用

被災施設の残存部分を取壊した場合の復旧工事に使用可能な材料、あるいは掘さく等によって生ずる土砂、石礫等のうち復旧事業に使用できるもの等があるにもかかわらず、他から購入した場合は、使用可能な工事発生品に見合う購入材料費は国庫補助の対象としません。したがって、これら工事発生品は極力復旧工事に使用するよう設計の際留意する必要があります。ただし、工事発生品のうち、災害復旧工事に転用できないもの（例えば、工種変更、能力変更等によって使用不能となる旧揚水機のようなもの）の残存価格等については、復旧工事が竣工した場合に処理するものとし、査定時においては復旧工事費から残存価格を差引くことはしません。

（災害報告）

第５　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において農地及び農業用施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び当該都府県を管轄する地方農政局長（沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。この場合において、一の災害の被害箇所及び被害金額を確認したときは、遅滞なく、被害報告書（様式第１第１号）を農村振興局長及び当該都府県を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

２　都道府県知事は、当該都道府県の区域内における前項の災害による被害推定額が10億円以上又は特に必要があると認められる災害の場合にあっては、前項の報告のほか、災害の発生後１週間以内に、災害概要報告書（様式第１第２号）を農村振興局長及び当該都府県を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

災害が発生した場合、都道府県は、管内各市町村に連絡して被災箇所の調査を行い、被害の判明の都度、集計して、電話その他の方法をもって直

接、農村振興局整備部防災課及び地方農政局農村振興部防災課に報告します。ただし、北海道は農村振興局整備部防災課に、沖縄県は農村振興局整備部防災課及び沖縄総合事務局農林水産部農村振興課に報告します。被害報告の電話等は、いわゆる速報的なものですから、その内容は、農地については被害箇所数、被災面積、被害額、農業用施設については箇所数、被害額、被災施設の工種のほか、災害中心地（例えば、○○水系、上流部等）及び被害集計時点を明確にし、災害が激甚な場合は、少なくとも１日１回程度は報告することが望ましいです。

一つの災害（原因単位）について、全被害が確認された時点においては最終的に、様式第１第１号によって公文書による被害報告を行います。（この報告は第２項に示す災害概要報告書の提出には関係なく、必ず提出するものです。）被害報告の被害額は、被災箇所を復旧するのに必要な復旧工事費の概算額としますが、１箇所当り工事費が40万円未満のいわゆる小災害も含めて積算します。この被害額は、激甚災害の指定を行う場合の推定査定額算出の基礎資料等となるものですから、できるだけ正確なものが望ましいです。

なお、要綱上は災害報告の期限は特に規定していませんが、できるだけ速やかに行うものとし、大災害にあっても最終報告は発生後３週間以内に行うことが望ましいです。

また、平成29年12月21日に、内閣府の中央防災会議において「激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善」が決定され、災害発生後は速やかに被害報告を集計し、早期に激甚災害指定の要否を判断することとなっており、今後は、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で１週間程度で「指定見込み」の公表を行うものとされています。

一都道府県において、一つの災害の被害推定額が10億円以上になった場合又は特殊な災害が発生した場合は、国において詳細に被害の状況を把握し、特別な措置を講ずる必要があるか否かについての検討資料とするため、都道府県は速やかに被害調査を行い、第１項による被害報告を行うほか、様式第１第２号による災害概要報告書を災害発生後１週間以内に農村振興局長及び地方農政局長に提出しなければなりません。なお、地すべり災害については、「地すべり災害の取扱いについて」（昭和59年４月18日付け事務連絡）のとおり、年内に終息が確認され被害報告を訂正する必要が生じた場合は速やかに再報告するものとし、終息が越年する場合にあって

は被害報告を更新します。

（計画概要書等の提出）

第６　都道府県知事は、令第１条の４の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を農林水産大臣に提出するときは、総括表（様式第２）をこれに添付するものとする。

暫定法による国庫補助を受けて災害復旧事業を実施しようとする場合、都道府県知事は農林水産大臣に対して、災害復旧事業計画概要書を添えて事業の申請をし、農林水産省の現地査定を受けることとなります。その際都道府県で復旧事業を行うもの（直接補助を受けるもの）については災害復旧事業計画概要書を、また、市町村、団体等が行う復旧事業に対し都道府県が補助を行うもの（間接補助を受けるもの）については災害復旧事業補助計画概要書（内容は災害復旧事業計画概要書と同じ。）を提出しますが、この場合に様式第２による総括表も添付することになっています。

なお、災害復旧事業（補助）計画概要書の提出期限に関する定めはありませんが、規則第１条第３項に基づく被害把握困難地域を除き、被災後２箇月以内の提出を目標とし、遅くとも３箇月以内には提出できるように努めてください（これによりがたい場合は、地方農政局等へ相談ください。）。

地すべり災害については、地すべりが進行中である等の理由により復旧計画が樹立できず、規則第１条に定める災害復旧事業（補助）計画概要書の提出ができない場合は、その理由書を地方農政局へ提出する必要があります。

迅速な事業着手と早期復旧を図るためには、都道府県と市町村の役割分担を明確化し、都道府県が実施主体となる場合の基準をあらかじめ定めておくことが重要です。

このため、当該基準を整備していない都道府県では、既に基準を整備している都道府県の事例を参考に基準の整備に取り組んで頂くようお願いします。また、既に基準を整備している都道府県においては、当該基準について、関係機関へ定期的に周知されるようお願いします。

第６

２　令第２条第２項に規定する費用に係る工事を含む災害復旧事業につい

て、令第１条の４の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を提出する場合において、当該工事がしゅん工しているときは、当該工事のしゅん工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。

第１項により災害復旧事業（補助）計画概要書を提出する場合において、応急工事等のようにすでに施行済の工事がある場合は、被災の状況、工事実施状況等、事業実施の必要性及び工事の施行が確認できる現場写真のほか当該工事に要した費用を確認することができる見積書、契約書、請求書、領収書等の必要書類を添付するものとします。

第６

３　既に提出した災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業補助計画概要書又は第１項に規定する総括表の内容に変更を加える場合には、変更届を提出するものとする。

災害復旧事業の計画を変更する必要が生じた際は、効率的かつ円滑に事業を実施するため、あらかじめ農林水産大臣の同意を要する変更を行う場合において、変更内容の適法性など、事業実施主体で判断に迷う案件は、工事中断の発生や事業計画の変更に係る手続きの手戻りが生じることがないように、事業主体は、WEB等も活用しつつ、事前に都道府県や地方農政局へ相談（打合せ）してください。

また、都道府県は、国との協議を要しない軽微な変更において、都道府県へ事前に協議や承認を要するものを必要最小限とするなど、市町村などの事業主体の事務負担の軽減に努めてください。

（設計単価及び歩掛りの承認）

第７　都道府県知事は、令第１条の４に規定する災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を提出するときは、あらかじめ当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛りについて、農林水産大臣に協議し、その同意を得なけなければならない。

災害復旧事業（補助）計画概要書は災害発生後に作成し、これに基づいて農林水産省の現地査定を受けることは前述のとおりですが、この災害復

旧事業（補助）計画概要書を作成する場合の設計単価及び歩掛りについては、作成者（各事業主体）間の不均衡をなくすため、あらかじめ農林水産大臣に協議し、その同意を得ることになっています。

なお、その年の新単価が決定されるまでは、前年単価等により査定事業費を決定することとなります。(材料単価については、平成26年から査定時の市場価格とされています)

また、本事項の同意に係る決裁については、農林水産省行政文書決裁規則により地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に委任されています。

(事業費目の内容)

第８　様式を定める告示の様式中、災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業補助計画概要書、災害復旧事業計画書、災害復旧事業補助計画書及び事業成績書（以下「災害復旧事業計画概要書等」という。）に計上する工事費の各費目の内容は、次に定めるところによる。

（１）　本工事費　事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地の借料並びに事業主体が負担する労務者保険料（労働者災害補償保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料等をいう。以下同じ。）とする。ただし、請負施行の場合にあっては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等とし、その内容については、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

（２）　附帯工事費　事業主体が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。

（３）　測量及び試験費　工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。

（４）　用地費及び補償費　工事の施行に必要な土地の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金

に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。

（５）　船舶及び機械器具費　工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料等を含む。）又はすえ付け、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

（６）　営繕費　工事を施行するために必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新築（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料とする。

（７）　工事雑費　工事の現場事務に必要な賃金、需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水料等をいう。）、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。）備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。）、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。）、並びにこの費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の共済費（社会保険料）等とする。

第８

２　様式を定める告示の様式中、災害復旧事業計画概要書等に計上する事務雑費の内容は、事業の施行に必要な職員の給料、職員手当（退職手当を除く。）、賃金、旅費、需要費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水料費等をいう。）、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。）、備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。）、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。）並びにこの費目から賃金又は給料が支弁される者に係る事業主負担の共済費（社会保険料）等とする。

査定時に提出する計画概要書、全体事業計画書、補助金申請時に提出する事業計画及び事業成績書に計上する工事費の各費目を規定したもので、総括して図示すれば次のとおりです。

なお、営繕費（間接工事費でない。）、工事雑費、事務雑費は国庫補助の対象外ですが、法第２条第６項に示す災害復旧事業の要件（１箇所の工事の費用が40万円以上）については、これらの費用を含めて判断します。

「直営施工の場合」

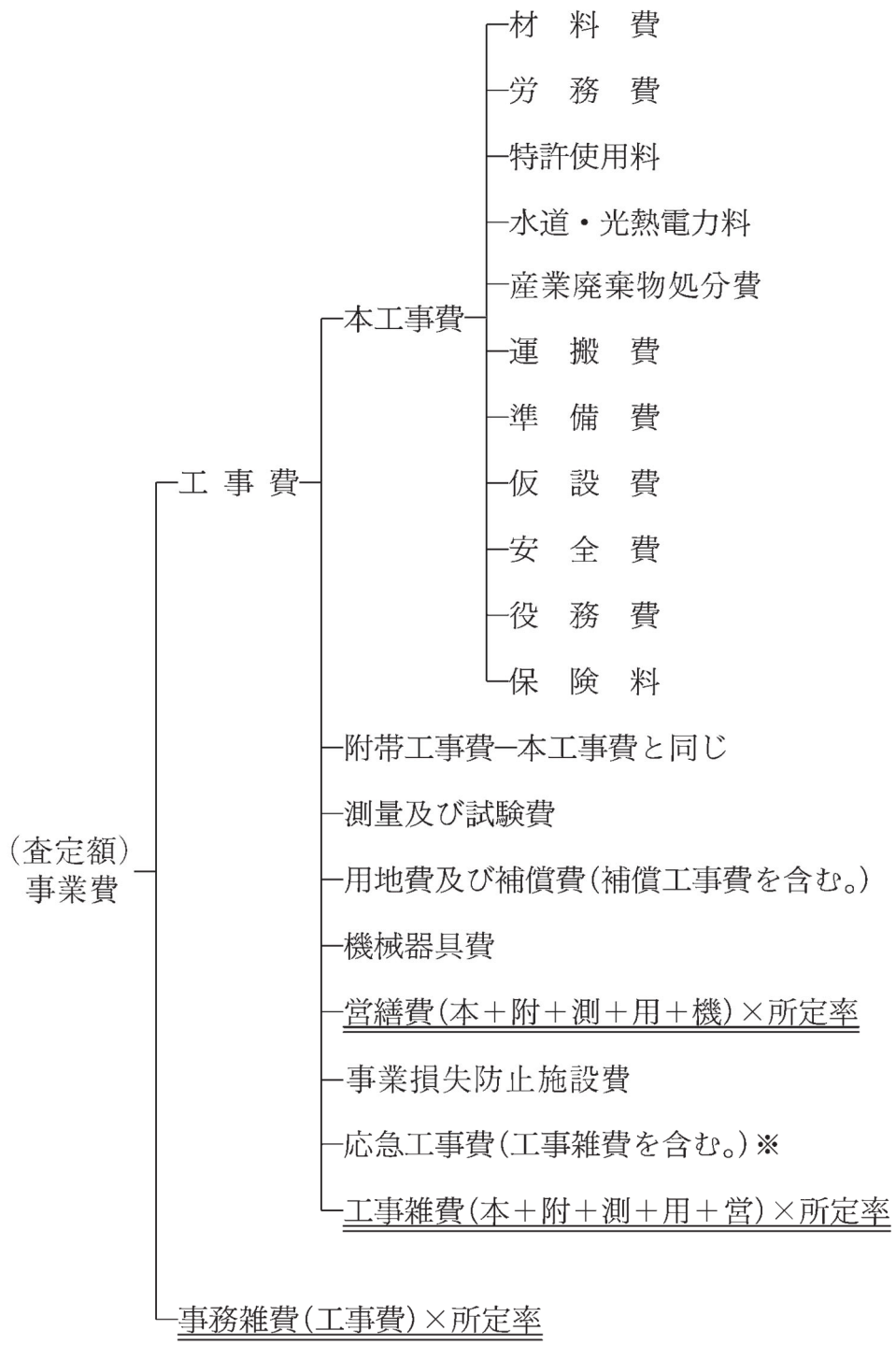

下線 ＝＝＝ は国庫補助の対象外

※応急工事費のうち営繕費（積上）及び工事雑費は国庫補助の対象としない。

「請負施工の場合」

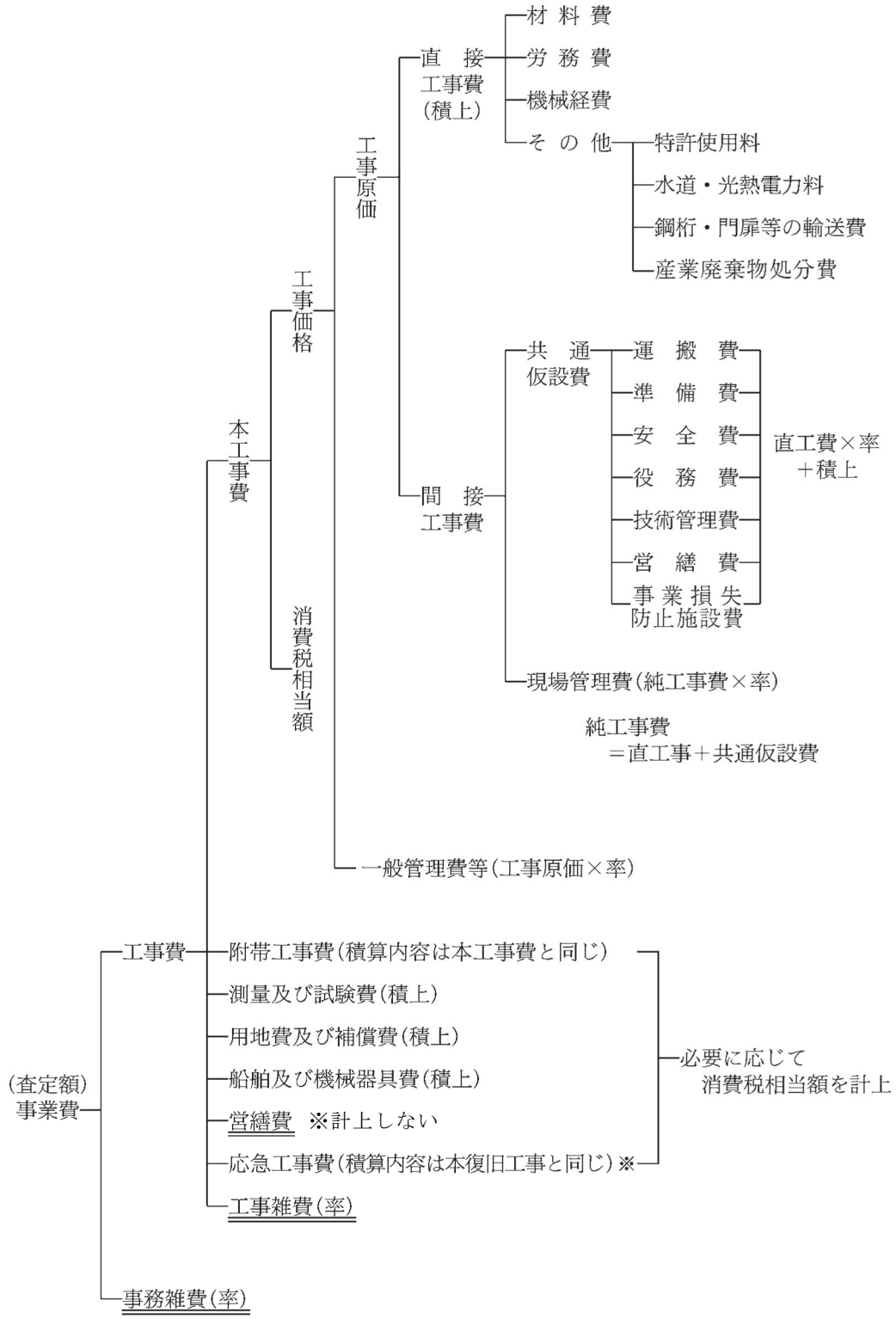

下線＿＿＿は国庫補助の対象外

※応急工事費のうち営繕費(積上)及び工事雑費は国庫補助の対象としない。

第９　削　　除

第10　削　　除

（工事雑費）

第11　工事雑費は、次の各号に掲げる区分に従い、当該工事費（工事雑費を除く。）にその号に定める率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

（１）　直接施行に係る工事費　　1,000分の35

（２）　間接施行に係る工事費　　1,000分の15

第12　削　　除

（事務雑費）

第13　事務雑費は、当該工事の工事費の額の1,000分の15に相当する額の範囲内とする。

（農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲）

第14　令第２条第２項に規定する農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲は、地方公共団体、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は共同施行者が施行する次の各号に定める工事（次項に定めるものを除く。）に要する費用とする。この場合において、査定前に施行したものについては、査定時において応急工事として認めるものは、写真その他の証拠書類等によって被災の状況及び工事のしゅん工並びに工事費の精算等が確認できるものに限るものとする。

災害が発生し、災害復旧工事を待っていたのでは、被災施設が増破したり、農作物の被害が拡大するような場合は、応急工事を実施して防止することができます。応急工事の一部は査定後において国の指示によって行うものもありますが、その性格上、大部分は査定前に事業主体の判断で実施するものです。このように査定前に行うものでも国庫補助の対象となりますが、決算補助という形となるので、その実施に当っては、工事費の精算を確認するために必要な契約書、領収書、材料購入の見積及び領収書、人夫の出役簿、その他工事に要した費用を確認できる書類の整備はいうまでもありませんが、このほか、その応急工事を実施することの必要性が確認

できる被災状況の写真及び工事実施中の各段階における連続写真、応急工事の出来高が確認できる竣工写真等を必ず整備しておく必要があります。これらの資料が整備されていないものは国庫補助の対象とならないこともあるため十分注意する必要があります。なお、応急工事の事業主体には、共同施行者を含むものとしますが、この場合の共同施行者とは単に２人以上の集まりというものではなく、ある程度の集団の共同体であって責任主体の明確なものをいいます。

第14.1

（１）　被災した農地を含む地域が湛水し、湛水面積が30ヘクタール以上、又は湛水量が30万立方メートル以上であって自然排水（当該区域に既存の排水施設がある場合は、これによる排水を含む。）を待つときは、復旧工事の施行又は農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合における排水工事及び堤防切開（埋めもどしを含む。）工事。この場合の工事は、農地に係る災害復旧事業とする。

農地の湛水を応急排除する場合を規定したもので、激甚災害の場合、激甚法第10条の規定により土地改良区等が行う湛水排除事業と異なるのは、農地が被災しているという条件がないと、応急湛水排除は暫定法の補助対象とならないことです。即ち、応急工事として湛水排除事業が採択される条件は次のとおりです。

ａ．農地が被災していること。

ｂ．被災農地を含む同一水面（樋管、水路、サイホン等の排水施設によりつながっているもの及び一方の区域の排水を他方の区域を通じて２段排水する場合等にあっては同一洪水区域と見なす。）による最大湛水面積が30ヘクタール以上又はその湛水量が30万立方メートル以上であること。

ｃ．その湛水区域の既設の排水施設のみで排水したのでは、湛水が長時間にわたるため、地域内の農作物が著しく減産となることが明らかな場合、又は被災農地の復旧工事の着手が遅延する場合。

また、応急工事で実施する工事は、次の範囲内です。

ａ．排水機（原動機を含む）の借入に要する費用

ｂ．排水機の基礎工事、運搬、据付、撤去に要する費用

ｃ．排水機の運転に要する費用（燃料費、電気料金とし、運転に要する

労務費を除く。）

ｄ．堤防の切開工事（切開箇所の埋戻し及びこれに導水するための排水路の掘さくを含む。）

この場合の応急工事は、農地復旧として処理するものとします。従って、その補助率については農地復旧のものを適用します。ただし、応急工事費は復旧農地の限度額の計算には入れないものとします。（了解事項「農地の被災」（第２、１）参照）

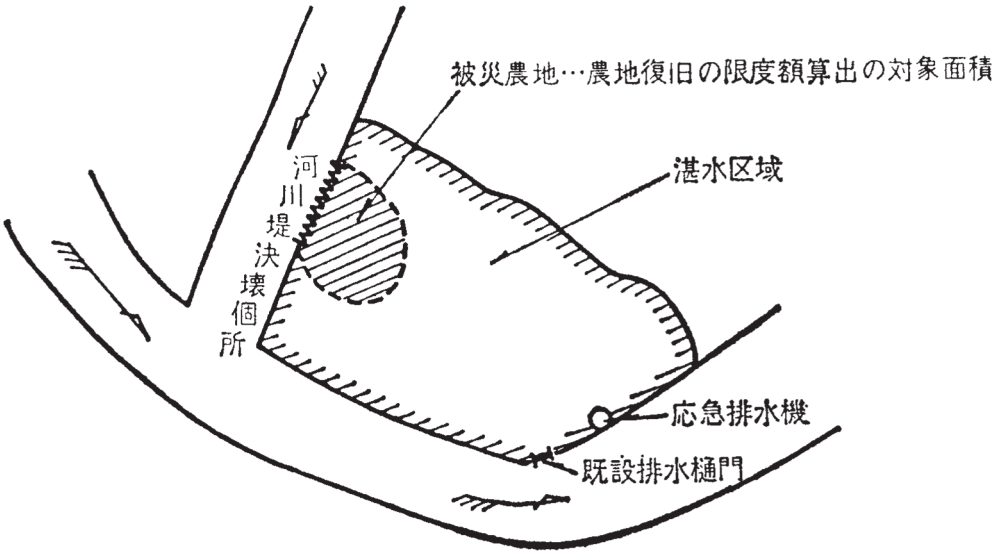

第14.1

（２）　農業用施設が被災し、次期出水等により、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該施設被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれが大きいため早急に施行しなければならない増破防止工事又は仮締切工事

ため池、頭首工、排水路等の農業用施設が被災し、これを放置すれば次期出水等により、その被災施設、その被災施設に隣接する施設あるいは背後農地等が甚大な被害を被るおそれがある場合には、増破防止の工事、又は決壊部等の仮締切を行って農地等への洪水の流入を防止する応急工事を実施することができます。

第14.1

（３）　かんがい排水施設が被災し、本工事の復旧を待つときは、農作物の生産に重大な支障を及ぼす場合におけるかんがい排水のための仮工事。ただし、揚水機の運転労務費を除く。

かんがい排水施設が被災し、本復旧工事完了までは相当の日数を要し、その間において、かんがい用水の取水が不能となったり、あるいは農地の排水が不能となり、農作物の生産に重大な影響を及ぼす場合は、仮締切、用水機の設置、臨時用水路の掘さく等の応急取水のための工事または臨時排水路の掘さく、仮締切、排水機の設置等の応急排水のための工事を行うことができます。ただし、この場合における用排水機については運搬、据付、撤去、機械損料、燃料等に要する費用とし、機械購入費、運転労務費については国庫補助の対象としません。

第14.1

（４）　特に重要な農道又は橋梁（有効幅員が2.5メートル以上のものに限る。）が被災し、交通上著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ、適当なう回路（う回距離がおおむね２キロメートル程度）がないため早急に施行しなければならない仮道工事、仮桟道又は仮橋工事であって、次の各号の一に該当する場合において施行するもの

ア　農産物の生産又は搬出に重大な支障があるために施行しなければならない場合

イ　奥地住民の唯一の交通路であり、民生安定上必要があるため緊急に施行しなければならない場合

農道及び橋梁が被災した場合の応急工事について規定したもので、他のかんがい排水施設については、特に効用上の制限はありませんが、この場合は有効幅員2.5メートル以上、かつ、他にう回路がない場合、又は、う回路があってもそのう回距離がおおむね２キロメートル以上となる場合で農産物の生産、搬出に支障を来すもの、あるいは、民生安定上必要なものは応急工事を実施することができます。

第14.1

（５）　前各号に掲げるもののほか、令第３条第１項の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち、農林水産大臣が復旧工事の全部又は一部とすることが適当と認めるもの

前号（１）～（４）までの応急工事は、被災後の状況から必ず実施し

なければならないと認められる性格のものですが、次のような被災箇所で止むを得ないと判断される場合には、応急工事を実施することができます。

（１）　被災施設又はこれに関連する施設の増破防止、あるいは、作物、人家、公共用施設等への被害を防止するため緊急に着工する必要のある箇所（農地を含む。）

（２）　緊急に復旧すれば作付時期に間に合う農地の復旧等の箇所

また、応急本工事は、都道府県、地方農政局等と事前打合せを行った上で着工するものとしますが、次に示す内容は事前打合せを行わずに着工しても差し支えありません。

・土砂堆積物の撤去
・機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等に限る）
・農地畦畔の復旧（法面復旧を除く）
・二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る）

このように止むを得ない理由により査定前に応急工事を実施した場合は、その工事のうち本復旧工事として使用できるものに限り国庫補助の対象とすることができます。

第14

２　前項の規定により除かれる工事は、次に掲げるとおりとする。

（１）　前項第１号から第４号までに掲げる工事（以下「応急仮工事」という。）で、当該各号の工事に要する費用が20万円未満のもの

（２）　応急仮工事で、これらに係る復旧工事に要する費用が40万円未満のもの

この除外規定では、応急仮工事は１箇所当り20万円以上のもので、かつ、応急仮工事費を除く事業費が40万円以上のものを国庫補助の対象とするものです。

なお、応急本工事については20万円以下のものでも応急本工事費を含めた事業費が40万円以上となれば採択されることになります。

（応急工事費の取扱い）

第15　令第２条第２項に規定する農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

（１）　第14に定める応急工事費の費目の内容は、第８の事業費目に準ずるものとする。ただし、揚水機の運転費用については、燃料費（電力料金を含む。）に限るものとする。

費用の積算は本復旧工事に準じます。従って、必要な工事雑費を計上することは差し支えありません。応急用排水機の運転に要する費用については、燃料費又は電力料金は補助対象としますが、運転労務費は営農労力と見なすこととし、補助対象としません。また、現場管理費、一般管理費等及び営繕損料については、特に必要と認められるもののほかは対象としません。

第15.1

（２）　令第３条第１項の規定による事業費の決定以前に施行した第14第１項各号に掲げる工事（以下「施行済応急工事」という。）の費用は、次により算出される金額とする。

ア　Ａ＜Ｂの場合は、Ａとする。

イ　Ａ＞Ｂの場合は、Ｂとする。

Ａ……施行済応急工事のために現実に要した費用の額

Ｂ……第７の規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛りにより施行済応急工事に要する費用を算出した場合の当該算出額

Ｂにおいて、第７の規定によって同意を得た設計単価及び歩掛りにより難い場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができます（農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領第２）。

第15.1

（３）　応急仮工事により、新設若しくは改修された排水工事、増破防止施設、かんがい排水施設、仮道、仮桟道若しくは仮橋が被災し、又は当該応急仮工事の施行中に手もどりを生じた場合における当該被災部分若し

くは手もどり部分に係る新たな工事に要する費用は、次のアからウまでに掲げるものを除き、原則として応急工事としない。

ア　当該工事が復旧工事の一部となるもの

イ　当該工事を施行しないときは、かんがい排水に重大な支障を及ぼすと認められるもの

ウ　当該施設に係る工事を早急に施行しなければならない場合で、次の（ア）から（ウ）までの１に該当するもの

（ア）　当初の応急仮工事が採択された年に発生した災害が激甚であり、かつ、当該都道府県の地域内における被災箇所が多数であるため、重要被災箇所から順次復旧していること等やむを得ない事由により復旧工事の着手又は施行が遅延している場合

（イ）　復旧工事のしゅん工までに長期間を要する場合

（ウ）　原施設が被災した年と同一年において新たに被災した場合

応急仮工事として施行した施設が事業費の決定前に被災した場合は、その応急仮工事の必要性、時期、方法等を検討のうえ、当該応急仮工事に要した費用を当該被災部分に係る新たな工事の費用とあわせて採択することができます。

第15.1

２　応急工事に使用した材料を復旧工事に使用する場合は、第１号の額が第２号の額未満の場合に限るものとし、当該材料の購入に要する費用は、応急工事に要する費用とする。

（１）　応急工事に使用した材料を復旧工事に使用できるものに要した費用並びに当該材料を復旧工事に使用するために必要な除却及び運搬に要する費用の合計額

（２）　復旧工事に新たな材料を使用する場合における当該材料に要する費用

応急工事に使用した材料を本復旧工事に使用する場合の条件は、本復旧工事に別途材料を購入する場合と応急工事に使用した材料を転用する場合（修理、補強、除却、運搬等を含む。）を比較して転用することが

安い場合のみとします。

即ち、（復旧工事用に使用する材料の修理、補強費）＋（除却、運搬費）＜（現場着新規購入費）の場合とします。

（災害復旧工事の着手前又は施行中に災害が生じた場合の取扱い）

第16　令第３条第１項の規定によって事業費が決定された災害復旧事業に係る農地及び農業用施設の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中にさらに法の適用を受ける災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は、新たに生じた災害による災害復旧事業に併せて一の災害復旧事業として施行するものとする。

２　前項の場合において、新たに生じた災害が前の災害と発生の年を異にするときは、国が行う補助の比率についての法第３条第２項及び第３項の規定の適用は、その未着手又は未施行の工事に係る部分の事業費と新たに生じた災害に係る工事に係る部分の事業費とに分けてするものとする。

災害復旧事業の着手前又は施行中に災害が発生し、前災による工事が増破又は手戻りが生じた場合は、後災の天然現象、被災規模等が法の適用を受けるものであれば前災（未着手又は未施行分工事）と後災（前災の手戻り工事及び新たな被災分の工事）をあわせて一の災害復旧事業として実施します。ただし、法の適用を受けない程度の増破（失格）であれば前災の計画変更として処理します。「欠格」（要領第７）となる増破については、法令等に照らして資格を欠くものであるため、当然ながら災害復旧事業として認められないこととなります。ただし、前災の災害復旧事業で施行する構造物の安定に不可欠な部分に限っては、前災の計画変更として処理します。

暫定法による災害復旧事業の補助率は、前災と後災の発生年を異にする場合は異なってくるので、事業費を前災と後災にそれぞれ区分して適用します。また、同一年に発生した災害は補助率が同一ですが、その何れかが激甚災害に指定された場合は、前災と後災の補助率が異なってくるため、同様に事業費をそれぞれ区分して適用します。

第17　削　　除

（補助率増高の申請）

第18　様式を定める告示の２の別紙の注の９の「その他補助率増高の申請に必要な書類を添付すること。」とは、都道府県知事が、令第４条第１項の補助率増高申請書又は令第５条の２第１項の連年災害補助率適用申請書を提出する場合において、当該災害に係る市町村長から補助率増高に係る資料の提出があったときは、これを当該申請書に添付して、農林水産大臣に提出することをいう。

災害復旧事業の補助率は市町村単位に決定されるもので、その年の１月１日から12月31日までに発生した災害で農林水産大臣が決定した事業費を関係農家戸数で除した、１戸当り事業費の額によって決定されます（連年災害における補助率の特例の場合を含む。ただし、激甚災害に指定された災害については暫定法に基づく補助率のほか、さらに激甚法による補助率嵩上計算を行う。）。これらの補助率算出資料は各市町村単位に作成したものを都道府県知事が取りまとめ、農林水産大臣に対して補助率増高申請を行います。農林水産大臣はこれらを審査して各市町村の補助率を決定し、都道府県知事に通知するとともに当該市町村を官報に告示します。

（被害把握困難地域の取扱い）

第19　規則第１条第２項及び省令第１条に規定する「災害による被害状況の把握が著しく困難である」とは、次に示す事由によるものをいう。

（１）　政府が法令等により立入りを禁止する区域内のもの

（２）　災害発生箇所の積雪により、被害状況の把握のための調査を災害発生の年の翌年１月31日までに行うことが著しく困難なもの

（３）　その他特別の事情により、被害状況の把握のための調査を災害発生の年の翌年１月31日までに行うことが著しく困難なもの

２　規則第１条第３項又は省令第１条第２項の規定による承認を受けようとする都道府県知事は、災害発生の年の翌年１月15日までに、被害把握困難地域指定申請書（様式第３）を農林水産大臣に提出しなければならない。

ただし、激甚災害の指定が災害発生の年の翌年１月16日以降となった場合は、激甚災害の指定後速やかに、省令第１条第２項の規定に基づく被害把握困難地域指定申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

３　農林水産大臣は、前項の規定により提出された被害把握困難地域指定申請書を審査の上、適当と認めるときはこれを承認し、当該都道府県知事に

その旨を通知するものとする。

４　都道府県知事は、前項の規定により承認を受けた地域（以下「被害把握困難地域」という。）の被害状況の調査が可能となったときは、遅滞なく、被害把握困難地域指定解除報告書（様式第４）を農林水産大臣に提出しなければならない。

５　都道府県知事は、被害把握困難地域の指定を解除した地域において実施する災害復旧事業に係る補助率増高申請書又は連年災害補助率適用申請書を前項の規定により提出する被害把握困難地域指定解除報告書に記載する被害状況の調査が可能となった日の属する年の翌年１月31日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

（しゅん工認定）

第20　地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）は、直接事業が完了したときは、しゅん工認定を行う。

２　都道府県知事は、間接事業に係る災害復旧事業が完了したときは、しゅん工認定を行うものとする。

（書類等の整備）

第21　都道府県知事は、直接事業について、次の各号に掲げる書類等を整理しなければならない。ただし、第５号から第９号までの書類等については、工事を請負施行する場合であって当該工事請負契約書にこれらに相当する書類等を工事を請け負った者が整備する旨定められている場合には、都道府県知事は、当該書類等を整備することを要しない。

（１）　現金出納に関する帳簿
（２）　経費の整理に関する帳簿
（３）　負担金又は賦役の徴収を証する帳簿
（４）　出面を証する帳簿
（５）　工事用資材等の検収及び受払いを証する帳簿
（６）　工事日誌
（７）　工事の出来高を証する帳簿
（８）　工事の施行を示す写真
（９）　その他工事の施行を証する書類

第５号から第９号までの書類等に相当する工事請負契約書に基づいて作成又は調整することとなっている工事関係資料は次のとおりです。

（１）　工事用資材の検収及び受払いを証する帳簿

「支給材料及び貸与品」に関する条項に定める資料及び土木施工管理基準等の「品質管理」に定める資料

（２）　工事日誌

「工事記録の整備」に関する条項に定める資料

（３）　工事の出来高を証する帳簿

土木施工管理基準等の「直接測定による出来形管理」に定める資料

（４）　工事の施行を示す写真

土木施工管理基準等の「撮影記録による出来形管理」に定める資料

（５）　その他工事の施行を証する書類

土木施工管理基準等の「工程管理」に定める資料

２　都道府県知事は、間接事業を行う場合に制定する補助金交付規定に、間接事業に係る災害復旧事業を行う者は前項に準ずる書類等を整備しなければならない旨の規定を設けるものとする。

（書類等の経由）

第22　都府県知事は、法、令、規則、省令又はこの要綱の規定により農林水産大臣に対し書類等を提出するときは、当該都府県を管轄する地方農政局長を経由しなければならない。

（その他）

第23　この要綱に定めるもののほか、農地及び農業用施設災害復旧事業の実施については、農村振興局長が別に定めるところによる。

２　本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第２条第２号から第４号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき、施工を行う

ことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第３号）第八条第八号に規定される「非常災害のために必要な応急措置として行う工事」に該当するものについては、この限りではない。

様式第１第１号

被　害　報　告　書

番　　号
年　月　日

農村振興局長　　殿
（地方農政局長又は
沖縄総合事務局長）

都道府県知事

農地及び農業用施設に以下のとおり被害が発生したため、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第５第１項の規定により報告します。

［令和○○年］　　記

都道府県名：○○県　災害名：○○○○　　報告月日：○／○

発生期間：○／○～○／○　報告回数：第○回　※確定報の場合は（最終）と記載する。　　単位：千円

市町村名	農地		農業用施設		合　計		農業用施設内訳															
							ため池		頭首工		水路		揚水機		堤防		道路		橋梁		農地保全施設	
	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額
○○市																						
○○市																						
○○町																						
○○村																						
○○市																						
○○町																						
○○村																						
合計																						

様式第１第２号

災　害　概　要　報　告　書

番　　号
年　月　日

農村振興局長　殿
（地方農政局長又は沖縄総合事務局長）

都道府県知事

年　月　日から　月　日までの台風〇号（豪雨）により農地及び農業用施設に下記のとおり被害が発生したから農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第５第２項の規定により報告します。

記

１　災害の概要

注　都道府県内の主要観測所の降雨量（降雨時間、日最大、最大 24 時間量）や、氾濫又は氾濫のおそれのある主要河川の水位等について、簡潔に記載すること。

２　被害の概要

（1）　農地及び農業用施設の被害推定額　（単位：千円）

市町村名	被害推定額	左の内訳					備考
		農地			農業用施設		
		箇所	面積	金額	箇所	金額	
			(ha)				

注　備考欄には、各市町村における調査の進捗状況（被災範囲の〇割調査済、調査完了等）を記載すること。

（2）　特記事項

重大な被害の概況（農地及び農業用施設以外の被害、国営、代行又は都道府県営土地改良事業として施行中または施行済の事業、その他１箇所の被害が大きいもの、応急対策を実施したもの等を実施したもの等）

（3）　写真

３　措置

（1）　都道府県のとった措置

（2）　国に対する要望事項

様式第２

年　　災害

災害復旧事業（又は災害復旧事業補助）計画概要書総括表

都道府県名

総　　括　　表

区　分	災害復旧事業							災害関連事業	合　計	摘　要
	農　地			農業用施設		計				
	面積	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	金額	金額	
復旧申請額	ha		千円		千円		千円	千円	千円	

地　区　別　一　覧　表

(1)　農　　地

番　号		所　在　地			地域区分	事業主体名	被害額	申　請				摘　要
地区	箇所	郡市	町村	字				工種	緊急順位	数量	金額	
							千円	田畑		ha	千円	
				市町村計								
				合　計								

(2)　農業用施設

番　号		所　在　地			事業主体名	被害額	申　請					摘　要
地区	箇所	郡市	町村	字			工種	緊急順位	受益面積	数量	金額	
						千円	水路		ha	メートル	千円	
							ため池			箇所		
				市町村計			何々					
				合　計								

注　１．災害関連事業は、数量欄及び金額欄にかっこ書で外数とすること。
　　２．再災害の箇所は、摘要欄にその旨を記入すること。
　　３．地域区分については、中山間地域（農林統計上で用いられる農業地域類型区分のうち中間農業地域及び山間農業地域をいう。）に該当する場合は「○」を入力すること。

様式第３

被　害　把　握　困　難　地　域　指　定　申　請　書

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　殿

都道府県知事

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第１条第３項（及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第１項の特別措置適用申請書に関する省令第１条第２項）の規定に基づき、年　月　日発生の○○災害で被災した下記の市町村を被害状況の把握が著しく困難な地域に指定したく申請する。

※１　（　）は、当該災害が激甚災害に指定されている場合に記載する。

※２　激甚災害の指定が、災害発生年の翌年一月十六日以降となり、省令第１条第２項の規程による承認を受けようとする場合は、＿＿を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第１項の特別措置適用申請書に関する省令第１条」に置き換える。

記

１　被害状況の把握が困難な理由

○○○

２　被害状況の把握が困難な市町村

郡　市	町　村	指定する区域	被害状況の把握が困難となった時期	被害状況の調査が可能となる時期の見込み	災害査定を実施する時期の見込み	備　　考
○○市		全域	○月上旬	翌年○月中旬	翌年○月下旬	要綱第19第１項(2)
○○郡	○○村	一部	○月上旬	翌年○月中旬	翌年○月下旬	要綱第19第１項(2)

※　市町村の一部を指定する場合は、指定する区域としない区域の別が分かる図面等を添付すること。

３　その他説明資料

※　被害写真等の状況が分かるもの、及び復旧工程表を別紙で添付すること。

様式第４

被　害　把　握　困　難　地　域　指　定　解　除　報　告　書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

都道府県知事

年　月　日発生の○○災害により被害状況の把握が著しく困難となった市町村について、その調査が可能となったことから、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第19第４項の規定に基づき報告する。

記

１　被害状況の調査が可能となった市町村

郡　市	町村	解除する区域	被害状況の把握が困難となった時期	被害状況の調査が可能となった日	被害報告書提出時期の見込み	災害査定を実施する時期の見込み	備　　考
○○市		一部	○年○月	○年○月○日	○月中旬	○月下旬	要綱第19第１項(2)
○○郡	○○村	全域	○年○月	○年○月○日	○月中旬	○月下旬	要綱第19第１項(2)

※　指定を一部解除とする市町村については、解除となる区域と指定を継続する区域の別が分かる図面等を添付すること。

２　指定を継続する市町村

郡　市	町　村	指定の区域	被害状況の把握が困難となった時期	被害状況の調査が可能となる時期の見込み	災害査定を実施する時期の見込み	備　　考
○○市		一部	○年○月	○月中旬	○月下旬	要綱第19第１項(2)

Ⅱ－３　農地農業用施設災害復旧事業
査定要領及びその解説

昭和40年９月10日　40農地Ｄ第1128号
改正　昭和47年５月15日　47農地Ａ第 816号
〃　昭和47年８月１日　47農地Ｄ第 530号
〃　昭和53年７月５日　53構改Ａ第1092号
〃　昭和53年12月26日　53構改Ｄ第 979号
〃　昭和54年３月30日　54構改Ｄ第 202号
〃　昭和54年５月29日　54構改Ｄ第 361号
〃　昭和59年９月14日　59構改Ｄ第 948号
〃　平成10年10月20日　10構改Ｄ第 271号
〃　平成12年４月１日　12構改Ｄ第 257号
〃　平成13年１月５日　12構改Ｄ第1063号
〃　平成13年４月10日　12農振　第2086号
〃　平成29年７月５日　29農振　第 888号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3587号
〃　令和４年４月１日　３農振　第2936号
〃　令和５年３月31日　４農振　第2671号
〃　令和７年12月24日　７農振　第1972号-１

（農地局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

§１　一　般　事　項

査定要領の内容は大別すると査定実施上必要な一般的な事項と、被災の程度による復旧工法の基準の２つに大別されます。

査定要領の第１から第11までは一般事項について規定しています。

（趣　　旨）

第１　災害復旧事業の査定は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）及び農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

（災害原因の調査）

第２　災害原因の調査については、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとし、併せて被災施設（農地を含む。以下同じ。）の原形及び被災状況を調査するものとする。

（１）　降雨については、最大時間雨量、最大24時間雨量及び連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況

（２）　洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間及び流送土砂量並びに湛水量及び湛水時間等

（３）　融雪については、前各号のほか、積雪量、気温の変化、流氷、なだれ等

（４）　暴風については、風向、風速及び気圧等並びにこれらの時間的関係

（５）　高潮又は波浪については、潮位、潮位偏差、風向、風速、気圧及び波高等並びにこれらの時間的関係

（６）　地すべりについては、降雨量、地すべりの生じた区域及び地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動状況

（７）　干ばつについては、連続干天日数、渇水位、渇水量、土質等

（８）　地震については、震度、震源地等

（９）　火山噴火については、噴火口の位置、風向、風速、噴出物の量及びたい積の状況等並びにこれらの時間的関係

災害査定に当たって、その災害が法令等に定められた採択条件に合致しているかどうかについて検討するとともに、被災前の状況、被害の実態及び被災原因を把握して適切な復旧工法を決定するための資料を得るうえで必要な調査事項を列挙したものです。

ここで特に注意することは、（６）地すべりについて降雨量を調査することとなっていますが、地すべりはそれ自体が異常なる天然現象であることから、降雨等が地すべりの直接の原因若しくは誘発する原因でなくても法の適用となります。

また、災害査定時における気象状況の説明に当たっては、公的機関がインターネットで公表している気象資料を活用できます。

（他事業で計画又は施行中の区域内における災害）

第３　災害復旧事業以外の事業（実施中又はその実施が確実に見込まれるものに限る。以下「他の事業」という。）の計画区域内で発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、被災後の状況を勘案して他事業の計画を検討のうえ、次の各号に定める基準により災害復旧事業の内容を決定する。

災害復旧事業以外の事業とはどういうものを指しているかというと、条文には「実施中又はその実施が確実に見込まれるもの」と特記してあります。

即ち、実施設計書が出来上り、その事業で実施する事業の範囲、事業量、工種等が決定していても、その予算裏付がなく着工の見通しがないものは勿論他事業で計画中のものとしては取扱いません。つまり、このような地区を他事業計画地区と見なし、暫定法を適用しないとすると、申請のあった災害復旧事業を放置することになり、裏を返せば、国は改良工事等の国庫補助を約束したことになるため、少なくとも着工承認を得たもの、または、着工年次がはっきり約束されているもののほかは、一般の災害復旧地区として取扱わざるを得ないものとしています。（了解事項「他事業計画区域内の災害」（第３、５）参照）

第３

（１）　他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法によるものとする。

第３

（２）　他の事業により一部がしゅん工した施設に発生した災害については、当該施設が農業用施設としての機能を発揮している場合には、災害復旧事業として採択することができる。

他の事業が一部着工している場合及び着工年次が明確な場合で、その計画によって必ず改良若しくは更新を行うことが明らかな在来施設が被災した場合は、その事業の工程等から検討して、その被災部分に着手する時期及び事業完了時期を推定し、それまでの期間その効用を保ち得る程度の暫定的な工法で復旧することは災害復旧事業として認めようとい

うものです。（了解事項「他事業計画区域内の災害」（第３、５）参照）

ただし、他事業により竣工した施設は、管理権の如何にかかわらずその施設が農地、農業用施設として独立した機能を発揮する状態にあれば、一般の災害復旧事業として採択することができます。

（効用を兼ねる施設に係る災害）

第４　２以上の農業上の効用を有する農業用施設及び農業用施設としての効用その他の効用とを兼ねる工作物（以下「兼用工作物」という。）に係る災害復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

（１）　２以上の農業上の効用を有する農業用施設については、最大の効用を有する農業用施設の工種に係る災害復旧事業とする。

例えば、農道と農業用水路が平行しており、その護岸が水路の護岸と農道の土止壁を兼ねているような場合の取扱いであって、この場合は、その工作物が果す効用が何れを主体としているかについて検討し、効用の大きい方の工種として採択して差し支えありません。

第４

（２）　兼用工作物については、原則として、当該工作物の災害復旧事業費を農業用施設としての効用とその他の効用との割合に応じて振分け、農業用施設に係る金額の範囲内で行うものを農業用施設に係る災害復旧事業とする。

例えば、農業用水と水道用水を同時に取水するための頭首工、あるいは農業用水と発電用水の共同貯水池等、農業用施設以外の施設との兼用工作物が被災した場合の取扱いは、その施設を復旧するに要する総額を共同で費用振分けを行って負担し合うものとし、農地農業用施設の災害復旧費は費用振分けによる負担額とします。

この場合の費用振分け方法は、事業主体間において災害復旧に関する協定等がある場合は、それによることが望ましいでしょう。ただし、相互の負担額の算定が合理的であれば方法の如何は問いませんが、特に方法がない場合は身替妥当支出法等を適用するとよいでしょう。

第４

（３）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）の対象となる施設としての効用と農業用施設としての効用とを兼ねる施設に係る災害復旧事業については、前号の規定にかかわらず、「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について（昭和30年８月16日付け建河発第342号、30地局第4591号、30林野第12518号）」の定めるところによるものとする。

兼用工作物が負担法又は暫定法の対象となる場合においては、二重採択防止の覚書の規定により採択するものとします。例えば、頭首工に接する河川護岸のように、頭首工の付帯護岸でもあり、河川の護岸でもあるような場合においては、頭首工に近い部分（上流10ｍ以内、水叩下流15ｍ以内）については農業用施設として採択し、その他は河川護岸として負担法災害とします。

この場合は申請書提出に先立ち、耕地出張所長（これに類する職にあるものを含む。）と関係出先機関の間で事業区分について協議し、その協定書を申請書に添付します。また、申請箇所の現場には、各省庁所管を識別した標識杭（所属年災、申請番号、工事延長、起終点の別を記入する。）等によって明示する必要があります。

（過年災害等との重複採択防止）

第５　査定に際しては、当該申請に係る箇所が既に採択した過年災害箇所又は当年災害箇所と重複して採択することのないように、耕地出張所（土地改良事務所、地方事務所等）ごとに、過年災害箇所又は当年災害箇所で未着手のものについては、管内図または国土地理院刊行の地図（縮尺５万分の１）に地区番号及び箇所番号を記入したものを、なお必要がある場合は設計書、写真等を提出させ、重複申請の有無を調査しなければならない。

災害が激甚な場合は特に必要な事項で、過年度において災害復旧として採択している箇所で復旧工事に着手していない場合は、新災による被害箇所と、現地で判定できない場合もあり、また、同じ災害による被災箇所についても、現地査定が数回に分けて実施される場合は前回までの査定がすでに実施済の箇所と未査定の箇所の判別ができないので、二重申請にならないよう県の出先機関等において十分注意し、査定時に判別できるよう資

料を整えるとともに、現地においても杭等によって明示する必要があります。

（うち未成及びうち転属）

第６　要綱第16に規定する未施行工事の工事費の額（以下発生の年を同じくする場合は「うち転属額」といい、発生の年を異にする場合は「うち未成額」という。）は当該工事に係る決定工事費（令第３条第２項の規定による変更があったものについては変更後の工事費）の額から新たな災害の発生時における既施行工事の出来高金額を控除したものとする。

２　前項の既施行工事の出来高金額は請負施行の場合にあっては、契約に特別の定めがある場合を除き、その算出方法は別記（１）のとおりとする。

３　災害復旧事業と他の事業と合併して施行する場合における当該災害復旧工事の出来高金額は算出方法は、別記（２）のとおりとする。

４　前３項に規定するもののほか、災害復旧事業の施行中に新たな災害が発生し、手もどりを生じた場合における工事費の算出方法は、別記（３）のとおりとする。

別記（１）

請負施行の場合における出来高金額の算出方法

実施設計額	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ａ
請　負　額	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ｂ
実施設計に見合う出来高金額	・・・・・・・・・	Ｃ
災害発生時における出来高金額	・・・・・・・・	Ｄ＝Ｃ×Ｂ／Ａ

別記（２）

合併施行の場合における出来高金額の算出方法

合併設計額	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ａ
合併設計額のうち、災害復旧工事の設計額	・・	Ｂ
合併設計額の出来高金額	・・・・・・・・・・・	Ｃ
災害復旧工事の出来高金額	・・・・・・・・・・	Ｄ＝Ｃ×Ｂ／Ａ

別記（３）

災害復旧事業の施工中に新たな災害が発生し手もどりを生じた場合における工事費の算出方法

前災	決定工事費の額（設計変更額を含む）	・	Ａ
	既施行工事の出来高金額	・・・・・・・	Ｂ
	未施行工事費の額	・・・・・・・・・・	Ｃ＝Ａ－Ｂ

後災　新たな災害による必要工事費の額（手もどり
　　額を除く）　・・・・・・・・・・・・・・・　Ｄ
　　手もどり額　・・・・・・・・・・・・・・・　Ｅ
　　決定工事費の額　・・・・・・・・・・・・・　Ｆ＝Ｃ＋Ｄ＋Ｅ
　　（うち未成額又はうち転属額）　・・・・　Ｃ

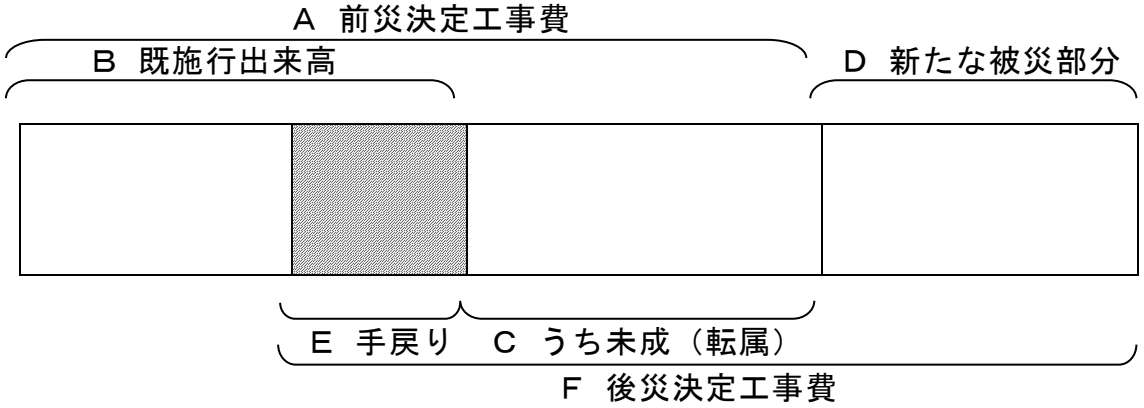

災害復旧事業の着手前又は施行中に災害が生じた場合の取扱いについて要綱第16では、①前災（未着手又は未施行分工事）と後災（前災の手戻り工事及び新たな被災分の工事）を合せて１の災害復旧事業として実施すること、②法に基づく補助率は、災害の発生年が異なる場合又は発生年が同じであっても激甚災害に指定された場合は補助率が異なってくるため、前災、後災それぞれの事業費に対して適用することとなっています。上図では、C（うち未成（転属））が前災の補助率、E（手戻り）とD（新たな被災分）が後災の補助率となります。この場合、予算もその発生年度別に措置されることになります。また、うち未成（転属）がある場合の査定票（様式１）への記載は、上図を例にすると、事業費欄にはF（後災決定工事費）、うち未成額欄にはC（うち未成（転属））、差引額欄にはFからCを差し引いた額を記載します。

うち未成額、うち転属額の算出方法は、新たな災害の発生した時点における前災の総事業費からその時点における既施行工事の出来高金額を差引いた差額とするものとし、前災の総事業費とは、全体事業計画の変更が承認されている場合は変更後の事業費とすることになっています。

請負施行の場合において出来高金額を算出する場合は、発注者側の実施設計額から、出来高に見合う実施設計額を算出し、その額に請負額と実施設計額の比、即ち請負比率を乗じて算出するものとします。

このほか、本条においては、災害復旧事業実施中に新たな災害が発生し、手戻りを生じた場合における工事費の算出方法、並びに災害復旧事業と他の工事（他の災害復旧工事を含む。）との合併施行中に手戻りを生じた場合の工事費の取扱い方法について述べてありますが、施行中の工事の総工事費はすべてその時点における変更設計額とすることになっています。

また、了解事項でうち未成額及びうち転属額として控除する額を事業計画の変更後の金額とする場合は、年災別、箇所別に当初決定工事に対する増減額を明確にし、査定終了後財務省に連絡することになっています。（了解事項「うち未成及びうち転属」（第１、７）参照）

（失格、欠格の取扱い）

第７　査定に際し、災害復旧事業として採択しないこととした場合においては、次表に掲げる失格又は欠格（表中「理由の名称」の欄中「失格」以外の項を総称していう。以下同じ。）の理由の名称を査定票（様式第１）に表示するものとする。

番号	理由の名称	理　　由
１	失格	１箇所の工事費40万円未満のもの
２	被害の事実なし	被災の事実が全然認められないもの、又は該当施設が存在しないもの
３	異常な天然現象によらない	法第２条第５項に該当しないと認められるもの
４		被災の事実はあるが当年災害によらないもの
５	過年災害	令第３条第２項により処理すべきもの
６	前災処理別途施行	別途施行済の工事で復旧の目的を達したと認められるもの、又は別途工事で施行することが妥当と認められるもの
７	重複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されたもの
８		法第２条第１項に該当しない施設に係るもの
９	対象外施設	法第５条第１号に該当するもの
10	経済効果小	法第５条第２号に該当するもの
11	維持工事	法第５条第３号に該当するもの

12	設計不備	法第５条第３号に該当するもの
13	施行粗漏	法第５条第４号に該当するもの
14	維持管理不良	法第５条第５号に該当するもの
15	工事中災害	法第５条第６号又は第７号に該当するもの
16	農地被害小 小規模施設	法第５条第８号に該当するもの

査定の結果、国庫補助の対象とならないと認められるものについては、査定票にその旨を明記することになっており、失格と欠格の二種に大別して取扱っています。

失格は、査定の結果その箇所の金額が暫定法第２条第６項に規定する40万円（１箇所の工事費限度額）未満となった場合をいい、欠格は、法令等に照し災害復旧工事としての資格を欠くもの（上記表中「理由の名称」の欄中「失格」以外の項を総称していう。）をいいます。

失格、欠格事由については、以下の点に留意してください。

失格・・・査定１箇所の工事の費用が事業損失防止費及び産業廃棄物処理費を除いて40万円以上あるかどうかを確認します。

異常な天然現象によらない・・・降水量、風速、洪水位等の観測結果を確認し、要綱第３の基準に該当する場合は、災害復旧事業の対象とはなりません。なお、天然現象の観測結果を示す資料には、公的機関がインターネットで公表している気象資料等を活用できます。

前災処理・・・災害復旧事業の着手前又は施工中に災害が発生し、前災による工事が増破又は手戻りが生じた場合において、増破部分を復旧する工事費が40万円に満たない場合（欠格となるものは含まない。）は、前災の計画変更で処理することとし、新たな災害復旧事業とはなりません。

対象外施設・・・要綱第１の２、了解事項第１の１

経済効果小・・・令第９条に記載されているものに該当するものをいいます。なお、傾斜が20度を超える農地については災害復旧事業の対象と

なりませんが、果樹農業振興計画に係る果樹であって、当該農地以外の農地で栽培される場合と概ね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られている場合、災害復旧事業の対象となります。

維持工事・・・施設の機能に支障が無い程度の被害等については、維持工事とみなし、災害復旧事業の対象となりません。

設計不備・・・農地・農業用施設等の機能を維持するための適切な設計・施行がなされていない施設については、災害復旧事業の対象となりません。ただし、「適切な設計・施行が成されていたかどうか」は、設置時点の基準で判断することとなり、古くに設置された施設で、設置時点では基準が無かったもの又は設置時点では基準を満たしていたが、その後の改正等により、現在の設計基準にそぐわなくなったものが災害復旧事業の対象にならないということではありません。

施行粗漏・・・同上

維持管理不良・・・施設等の維持管理状況を災害査定時に説明することができなければ、調査官等から維持管理不良と判断され災害復旧事業の対象とならない場合もあります。このため、被災前に適切な維持管理がなされていたことを査定時に説明する必要があり、日常の維持管理記録（維持管理実態が判る資料、写真）について日頃から整理に努めておくことが重要です。

工事中災害・・・災害復旧事業以外の事業（実施中又はその実施が確実に見込まれるもの）の計画区域内で発生した災害のうち、竣工していて効用を発揮していた場合は、災害復旧事業の対象とできますが、それ以外の場合は、状況に合わせ、災害復旧事業となる部分を検討することとなります。

※災害復旧事業の施工中に発生した災害（要綱第16）

小規模施設・・・効用に支障が無い程度の被災に係る工事については、災害復旧事業の対象となりません。

（緊急順位）

第８　緊急順位において、Ａ及びＢに区分して査定票に表示するものとする。

２　前項のＡは令第７条の２に規定する緊要な災害復旧事業に係るものとし、Ｂはその他の事業に係るものとする。

災害復旧事業のうち、緊急に復旧を要する事業については、災害の発生した会計年度を含めて３カ年以内に事業が完了するよう予算措置が講じられることとなっています。査定要領は緊急順位を設けることによってこれに対処していますが、その順位は暫定法施行令第７条の２に規定する「緊要な災害復旧事業に係るもの」をＡ順位とし、その他のものをＢ順位として査定票に表示することとなっており、Ａ順位の地区から優先的に予算措置が行われます。

（査定計画）

第９　地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、以下同じ。）は、新規発生災害の査定を実施しようとする場合には当該災害に係る都府県知事及び財務局長と打合せの上、査定計画（様式第３）を農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

査定計画は、１の災害単位に計画するものとし、災害の規模、計画概要書作成の時期、緊急度、査定要員の実態等を考慮し、査定応援の必要がある場合は事前に本省と打合せを行い、査定開始月日、期間、人員等の実施計画を作成して、都府県及び所管財務局と打合せのうえ本省に提出します。査定計画に変更を生じた場合は必ず速やかに本省に連絡してください。

（査　　定）

第10　査定は原則として実地に行うものとするが、申請額が500万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地農地事務所等において机上により査定を行うこと（情報通信技術を利用して遠隔から査定を行うことを含む。）ができる。この場合には写真（写真に代わる動画、三次元点群測量により作成した画像を含む。）、計画

概要書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。

２　査定を行った際には、査定の結果を査定票に表示し、計画概要書の表紙に添付するものとする。

３　資料不備等により査定することができない場合は、次回廻しとすることができる。

査定は原則として、箇所ごとに現地調査を行い、被災事実を確認するとともに、原施設の能力、効用、維持管理の状況、被災の原因、被災後の現地の状況等を調査し、法の適用の可否、復旧工法の適否等を検討し申請内容の適否を判断します。ただし、査定は復旧事業の緊急性から迅速を要するため、工事費が安い箇所、現地がとび離れた遠隔地で交通の便が特に悪い箇所、復旧工事が比較的単純な箇所等でその箇所の現地調査を行うことにより査定能率に大きく影響する箇所については便宜上実地査定を止めて机上査定としますが、この場合においては図面との関連性のある詳細な写真を準備し、被災事実、被災規模を確認します。でき得れば被災前の状況が確認できる写真、図面等の資料も整えることが望ましく、この場合の被災写真は必ず被災の全景と部分写真の両方を準備し、平面図にカメラ位置、撮影方向等を記入して下さい。水路等の路線構造物の被災については各測点毎の部分写真の他に、未被災部分も含めて連続的に現地の状況が確認できる写真を準備してください。各写真には測点番号を記入した黒板又は紙及び大きさが判定できるようポール、箱尺の類を同時に撮影しますが、起終点等が写真や画像で明確化できれば、撮影後の写真に起終点等を示すことによりポール等の設置を省略することも可能です。なお、これらの資料作成に当たっては、地籍調査結果や水土里情報システム等のＧＩＳや航空写真を活用することができます。また、三次元点群測量などによる点群データから図面を作成することが可能で、取得した点群データから画像を作成できる場合は、添付する写真をこの画像に代え、起終点、各測点及び横断測線を示すポール、距離測定のためのリボンテープ等の設置を省略することができます。このほか、崩壊地等の危険箇所において、ポールの設置、リボンテープによる計測等が困難な場合は、ＵＡＶによる写真撮影などの活用を検討して下さい。

査定において、災害野帳を作成する場合や査定による関係書類の修正作業は、災害復旧事業にかかる事務を効率的かつ円滑に実施するため、以下

のとおり実施して下さい。

（１）災害野帳の作成

都道府県において災害野帳の様式を定めている場合には、災害復旧事業計画概要書等の様式や任意の既存資料を活用して作成することを可能とするなど、都道府県は、市町村等申請者の事務負担軽減に努めて下さい。

（２）災害査定における関係書類の修正作業

災害査定において、査定設計書に修正が生じた場合には、その修正箇所について上段に修正した内容を記載していますが、修正の無い箇所の上段書き（変更が無い旨の「〃」の記載）は必ずしも必要とせず、また、修正箇所についても、必ずしも手書きである必要はなく、電子媒体による修正書きも可能ですので、事務の効率化・円滑化に努めて下さい。

査定の結果については、各箇所別に計画概要書の表紙に添付する査定票に申請内容に対し朱で査定事項を簡明に記入し、サインします。失格、欠格の場合は要領第７に示す名称を記入します。これがいわゆる「朱入れ」です。なお、現地調査において財務省の立会官と意見の調整ができなかった場合は保留とし、所定の調書を作成して本省に持ち込み本省間で折衝することになります。査定は40農地Ｄ第745号（昭和40年６月28日付け）の局長通知（通知等４―１参照）によって行うものとします。

被災施設及び付帯工等が土砂の埋塞等により危険で立ち入れない場合など、査定までに調査を実施することが困難な場合（以下「不可視」という。）については、申請時に事業主体より調査官と立会官に対し、「不可視による未申請であり、申請時の事業量及び事業費に不可視部分を含めないものとし、図面には不可視部分の範囲を含めて図示する」旨を説明し、調査官は査定票の査定内容欄に条件付き査定として、「実施時に被災状況を確認し、必要に応じて計画変更により対応する」旨を記載するものとします。なお、不可視部分の計画変更は、計画の基本的事項にあたることから、被災が確認された段階で事業費変更の程度に限らず関係財務局へ事前協議を行うこととします。

（査定調書の提出）

第11　地方農政局長は第10に規定する査定を実施した場合においては、遅滞なく、査定調書（様式第４）を農村振興局長に提出するものとする。

査定調書は、立会官が財務本省に提出する調書と必ず一致するよう十分突き合せを行った後に地方農政局が作成して提出するものとし、保留箇所並びに本省協議となる仮決定額については明記する必要があります。

§２　復　旧　工　法

１　復旧工法の基本原則

（１）　復旧工法の限界

災害復旧事業は他の一般改良事業とその目的を異にするため、工法についても自ずから限度があることはいうまでもありません。従って、災害復旧事業としての工法を規定するためには、まず法の精神を理解し、それに基づいて復旧事業として取り得る工法の限界について明確にする必要があります。法第２条第６項には災害復旧事業の原則は被災した施設を原形に復旧することであると規定していますが、原形に復旧することが不可能な場合には原施設の効用を回復するために必要な施設を造ることも災害復旧であるとしています。また、同条第７項には原形に復旧することが困難又は不適当な場合、これに代るべき施設を造ることも災害復旧であるとしています。

即ち、これらの条項を端的にいえば、災害復旧事業は「被災した施設の従前の効用回復を行う事業」であるということです。

原施設の効用回復とは何かというと、一般に構造物を築造する場合は必ずその構造物に対し、利用上の目的を果たすための機能と、その機能を維持するための耐久性を与えることです。例えば、ある地域の農地をかんがいするために、河川に頭首工を築造し、用水を取入れる場合、その農地に導水可能な位置に取入に必要な高さまで、河川水を堰上げる井堰を築造し、かんがいに必要な水量を呑込む取入口、さらにその水を農地まで導水する用水路を造りますが、このように農地のかんがいという目的を果すための構造物の堰上能力、取水及び導水能力等をその施設の利用上の機能といいます。

また、施設が利用上の機能を維持するための耐久性とは前述の頭首工についていえば、河川水を堰上げるために井堰を築造するわけですが、この井堰は単に河川水を堰上げるだけであれば古畳、板材等によっても堰上げは可能ですが、一度洪水を受ければ流失してしまうことは明らかであり、毎年安定した用水の取入れをしようとすれば、もっと強固な材料で築造しなければならない。即ち、この井堰を50年間安全に保とうとすれば50年間に起こり得るすべての洪水等の現象に対応するような規模及び構造としなければならないのです。このようにその構造物を長期間安全に保ち得る強さを耐久性又は安定度といいます。

それでは、復旧事業により被災した施設の従前の利用上の機能及び安定度を回復するとはどういうことかについて次に説明します。

ア）利用上の機能の回復

災害復旧事業は従前の機能を回復することを限度とし、その機能を従前以上に増大することは原則として許されません。従って、激甚な災害によって施設が被災した場合は、単にその施設に対して被害を与えるだけではなく、同時に附近の地形、地ぼうまで変化する場合も多く、このような場合は原形復旧に代えて構造、工法、位置等の変更又は代替施設の新設等を行うことは許されますが、これはあくまで原施設が従前に果していた利用上の機能を回復する程度までであって機能の増大を図ることは許されないことになります。ここにいう施設の機能とは、用水施設にあっては、その施設が支配する農地にかんがいする水量（水温水質を含む）をいいます。

また、排水施設は、その施設が対象とする地域に対する浸水、洪水を防止するために造られますが、経済面から考えて頻度の少ない極端に大きい降雨、洪水は対象とせず、ある程度以上の頻度をもつ洪水等を対象として築造されます。従って、対象とした洪水よりも大きい洪水が発生したような場合には、地域への浸水、湛水を許す計画となっており、一般に排水施設の能力を表現する場合はその支配地域に対する浸水、湛水の頻度と、湛水した場合の最大湛水深、排除時間等によっています。

従って、災害により流域の状況、地形、地盤の状況、洪水量あるいは洪水の頻度等が変化し、被災前にその施設が処理した排水量ではその地域に対する浸水、湛水の頻度が増す場合又は最大湛水深、排除時間等が増すような場合はその施設の従前の機能を回復することができないこととなります。

つまり排水施設の従前の機能を回復することは、浸水、湛水の頻度、湛水深、湛水時間等を被災前と同条件にすることであり、必ずしも施設の処理する排水量の増減には関係しません。また、道路、橋梁等の交通施設にあっては従前の交通の量及び質が回復されればよいこととなります。

イ）施設の従前の安定度の回復

災害による被災程度が軽微で、しかも付近の地形、地盤等の変動がない場合は、原位置に原形復旧することによって、その施設の利用上の機能と同時にその施設の従前の安定度も回復し得ますが、災害によって地形、地

盤、その他種々の状況の変化が伴う場合には無理に原位置に原形復旧を行えば利用上の機能の回復は可能でも施設の安定は保ち得ない場合もあります。このような場合を工法的に原形復旧不可能、困難又は不適当といい、原形復旧に代えて、従前の施設の安定度を限度として位置、規模、構造、工法等を変更して復旧することになります。この場合に復旧事業として取り得る工法の限界は「災害による状況変化に対応して従前の安定を保ち得る」程度です。

ａ　災害による状況変化

ここで災害による状況変化とは次に掲げるものに類するものをいいます。

① 構造物築造地点の地形、地盤が洪水等により洗掘又は埋没したり、地震、地すべり等により隆起、陥没、亀裂等を生じた変化

② 流域の山地崩壊等により植生状態、地形、地ぼう、勾配等が変化した場合又はこれに伴い洪水の到達時間、流出率、最大洪水量等の変化及び転石、土砂等の流出物、流出量の変化

③ 今回の災害時の降雨量、洪水量等を含めることにより構造物築造地点における被災前までの確率降雨量、洪水量等の構造物設計の基礎となる条件の変化

ただし、災害による状況の変化は、その後日時がたつにつれてある程度落着きを見せる場合が多いため、復旧計画に当たってはこれらの状況を考慮する必要があります。

ｂ　施設の従前の安定度

被災原因及び被災後の状況変化により原形復旧が不適当な場合は、必要最小限度の復旧工法により従前の安定度を回復します。

例えば、頭首工が全面的に被災し、その原因の一つとして洪水量の増加が考えられる場合は、取水のための井堰の堰上高に変更はありませんが、堰体が受ける外力は動水圧の増、上下流水位差の増大に伴う静水圧、揚圧力の増等が生じることから、これらを踏まえた被災後の堰の設計条件により復旧を検討する必要があります。また、水路等の法面の崩壊の例で、異常降雨により土止工背面の地下水が上昇したことが原因で土止工が被災した場合は、水抜きドレーンの設置等、背面の水圧を低下させる措置を検討する必要があります。

施設の安定度は一般にその施設が対応し得る外力によって表現される場合が多く、例えば、何年に１回の洪水に対して安全だとか、震度いくらの

地震に対して安全だというように表現されます。従って、施設の従前の安定度がどの程度であったかということを把握するには、比較的築造時期の新しいものについては設計書等から、その施設を設計する際に用いた計画降雨量、洪水量、その他その施設が対応する外力等が明確な場合、施設の安定度合は簡単に把握できます。一方、築造時期の古いもので当初設計の資料等のないものについては、被災前の施設の規模、構造、地形、地盤の状態及びその地点における降雨、洪水等構造物の外力となる現象の発生確率等から施設の安定度を推定するほかはありませんが、一般的にはその施設の構造、規模、材料等からどの程度の耐用年数を目的に造られたかが推定でき、また、構造物はその耐用期間内に発生すると推定される最大の現象に対応できるような安定度を与えることは常識であるため、これらにより必然的にその施設の安定度は推定できることとなります。

施設の従前の安定度の回復とは頭首工を例にすると、何年に１度起こり得る流量（確率流量）までは安全であるという尺度を安定度とし、例えば被災前の安定度が30年確率流量であれば被災後の時点において算定される30年確率流量に対して施設の安定を保つよう復旧することをいいます。

ただし、排水路、海岸堤防、ため池の余水吐及び橋梁にあっては、次のとおりです。

①　排水路及び海岸堤防

排水路及び海岸堤防が甚大な被害を被った場合は、被災時の現象に対応する工法とすることができます。即ち、排水路及び海岸堤防はそれが農業用施設であっても単に農地のみに止まらず他の公共施設、民家等の防災施設としての役割も果す場合があるため、これらの施設は築造当時において当然将来起こり得る現象に対応して十分安定を保つよう計画されるものであり、またその施設が築造されてから今回被災するまでに発生したすべての現象に対応してきたわけであり、言いかえればこれらの施設は従前においては起こり得るすべての現象に対応できる安定度をもっていたものと考えて差し支えありません。従って、復旧に当たっては将来起こるであろうと推定されるすべての現象に対応できる工法をとらなければなりませんが、ここで将来起こり得るすべての現象とは、一般改良事業計画を樹立する場合のように超過確率計算によって求める現象を採るのではなく、災害復旧事業としては、その施設が激甚な災害を被ったときの現象を限度としています。

②　ため池の余水吐

余水吐はため池の防災上極めて重要な施設であり、通水能力以上の洪水等が原因として余水吐が被災し、降雨量の増加又は災害により流域内の流出率が増大した場合等にあっては、被災時の洪水を対象とせず、被災後の確率雨量に対応する工法とすることができます。

③　橋梁

橋梁が全延長にわたって被災し、洪水量の増大、及び河床上昇等に伴って洪水位が上昇した場合は、被災時の洪水に対応する工法とすることができます。

c　復旧施設として取り得る工法の限界

施設の被災前の状況及び被災状況から、原形復旧とすることの可否を検討し、原形復旧が不可能、困難又は不適当な場合はこれに代る施設を造りますが、その工法の限度は前述のとおりあくまで災害による状況変化に対応して従前の安定度を保つことを限度として復旧工法を決定しなければなりません。

もし、再度災害防止上、従前の安定度を超える工法をとる必要のある場合、超過部分は関連事業とすることにしています。

また、復旧する部分は原則として被災した箇所に限られますが、全面的に被災した水路、堤防等で部分的に残存した部分は、そのまま残して復旧部分に取付けても復旧目的は達成できないので、被災区間と同一工法により改築するものとし、「災害一人歩き」に基づいて本災として採択します。

以上をとりまとめると復旧工法の限界は次のとおりです。

①　災害による状況変化に対応する従前の安定度を限度とするもの。

○　原形復旧不可能な場合の復旧

○　施設に被災はなく単に効用を失墜した場合の効用回復を行う復旧

○　原形復旧が困難又は不適当なものの復旧

②　被災時の現象に対応することを限度とするものは、排水路及び海岸堤防が甚大な被害を受けた場合並びに橋梁が全延長にわたって被災した場合で、原形に復旧することが不適当な場合。

③　被災後の確率雨量に対応することを限度とするものは、ため池の余水吐が通水能力以上の洪水等が原因で被災し、降雨量の増加又は災害により流域内の流出率が増大した場合等。

（２）　災害復旧の範囲（「災害の一人歩き」について）

災害復旧事業はそれ自体で施設の従前の効用を完全に回復しなければなりません。つまり、災害復旧事業と同時に行う災害関連事業等に効用回復の一部を負担させるようなことがあってはならないわけです。これを「災害一人歩き」と呼んでいます。即ち、災害復旧事業を行う範囲は原則として被災した部分に限られますが、場合によっては被災していない部分に対してもある程度の工事を施さないと効用回復することができない場合もあります。例えば、昭和40年以前の査定要領にはこのような思想が一貫されていなかったため、災害復旧は単に被災した部分のみとされていました。したがって、本災だけではその施設の効用すら回復することができず、関連事業と合併施行することによってはじめて効用の回復を果し得るような場合も生じていました。ため池の一部が決壊した場合を想定すると、昭和40年以前の査定要領では決壊流失した部分のみを築堤して復旧することが本災でできる範囲でした。その築造に際しては付近で採取可能な土を使用するため断面の安定のためには前刃金方式を採用せざるを得ない場合もあります。ところが旧堤が均一式堤体であったとすれば、新築部分と旧堤とは一体の堤防として接続できないことになります。これを１つの貯水堤防として効用を発揮させるには最小限未被災残存部分にも新築部分の前刃金と連続した前刃金だけは挿入して袖部に取付けなければなりません。

このような場合、昭和40年以前の査定要領では未災部分の前刃金を関連事業として採択して実施してきたわけで、これは本災と関連事業の合併によってはじめて復旧目的である貯水堰堤としての効用を回復したことになります。

この場合、本災部分は法に基づいて補助対象となりますが、関連事業は別途に行う予算措置であることから、本災が採択されても関連事業は必ず採択されると決まったものではありません。従って、関連事業が不採択となった場合は、この災害復旧事業は法の精神に基づく効用回復ができなくなるという矛盾が生じてきます。このような矛盾をなくして、本査定要領では少なくとも法の目的を達成するに必要な範囲の事業は、たとえ未被災部分の工事でも本災として実施できるように、いわゆる「災害一人歩き」によってすべての工法を決定することを原則としています。

（３）　災害復旧事業と災害関連事業の限界

昭和40年以前の査定要領では、災害復旧事業と、これと同時に行う災害

関連事業の限界が明確にされなかったため、工法、構造等決定の際個人差を生じていましたが、これらの工事の限界は次のとおりです。

a　原施設の利用上の機能については原則として災害復旧事業及び災害関連事業とも従前のものを上回る改良は行ってはなりません。ただし、排水施設のように排水機能そのものが施設の安定に直接関係があるものは、再度災害を防止するために関連事業により必要最小限度の機能を増大することは差し支えありません。

b　施設の構造、規模を変更して施行する場合の限界は、災害復旧事業にあっては、「災害による状況変化に対応して従前の安定を保ち得る程度」とし、災害関連事業にあっては、災害復旧事業のみでは再度災害を受けるおそれがある場合において、「被災箇所あるいはこれと関連する未被災箇所について、一般の施設を築造する場合当然満たすべき条件を限度とする施設の補強等の改良」とします。

２　基準の形式

昭和40年以前の査定要領には「復旧工法の基準」という項を設けて、その原則を明らかにし、さらに被災の形態、程度別の工法事例を工種別に列挙した形であったのですが、法の趣旨は災害の程度及びその態様によって、それに適合した工法をとることになっているため、総括的に復旧工法の基準原則を示す方法をとることは不合理となることから、本要領では被災の形態、種類ごとに各工種について基準とすべき復旧工法を列挙して、それを復旧工法の基準とし、これに類する災害の復旧工法決定の指針とする方式がとられています。即ち、被災程度が軽微で部分的な場合は原形復旧とするほか、施設に被害がなく効用を失墜した場合の工法、被害が激甚で原形復旧が不可能、困難または不適当な場合の復旧工法、その他干ばつ等の特殊な災害の場合の工法等に分類し、それぞれの場合における工法を例示して、あらゆる形態の災害に対してこの例示工法を応用することによって自ずから工法が決定できるような基準です。

一見すれば各条項に例示されたもののみが復旧事業として法の適用を受ける様に見えます。いわゆる限定基準のような感じを受けますが、実は、多種多様の災害のすべてについて例を掲げることはできないので、主な事例のみを例示してあるため各例示そのものが、その被災形態、程度に対する工法基準であり、いわゆる原則基準と考えて下さい。災害復旧事業の採択工法は結果的に一つにしぼられるべきであり、実施しない工法で経費を

積算し、その額の範囲内なら何でもできるという考え方は、本末を誤っています。勿論比較設計を否定するものではなく、同一目的を達成するために最も経済的な手段によることは当然のことであり、要領、基準以前の問題であることは言うまでもありません。

３　基準の説明

（原形復旧）

第12　法第２条第６項に規定する「原形に復旧すること」とは、農地にあっては、田、畑及びわさび田の区分に従い復旧することをいい、農業用施設にあっては、その被災施設の旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。ただし、農地を原形に復旧する工事費が復旧限度額（令第９条第６号に規定する金額をいう。以下同じ。）を超過する場合においては、その限度額の範囲において耕作し得る状態に復旧することも原形復旧とみなすものとする。

原形復旧工法について、農地と農業用施設に分けて定義したもので、農地については被災前の現況における農地種別どおり復旧することを原形復旧としています。ここで現況農地種別を田、畑及びわさび田と特に区分して掲げてありますが、一般に耕地を大別すれば田、畑の二種に区分され、一口にいえば田とは耕土の下に不透水性の心土を有するもので、畑とは耕土の下に心土を有しない耕地です。また、わさび田は普通田と構造が全く異なり、その構造、形態は地域によっても異なります。静岡県伊豆地方のわさび田は基礎に転石を並べその上に玉石、大径礫と序々に径の小さいものを積んで、耕土に相当する部分に砂を置いており、その構造は普通田と同一に取扱うことのできないものです。また、わさびそのものが林産物であることも農地関係事業で取扱うことに多少特異性があるので区分して取扱うことにしています。

農地の原形復旧を厳密にいえば、区画形状、標高、畦畔、耕心土の土層厚さ、基盤の状態等すべてが被災前と全く同様であることですが、これは現実的には不可能なことですから、次の条件によって復旧するものは原形復旧と見なせばよいことになります。

（１）　区画形状を変更しないもの

（２）　用排水機能に影響を及ぼさない程度の標高の変化

（３）　旧畦畔の効用（境界、土止、止水等）を回復するための最小限度

の工法変更

（４）　耕心土の厚さを近傍農地の標準厚さとし、農地として利用可能な土を使用して復旧するもの

（５）　必要な地均し、締固めを行う基盤整備

このほか農地については施行令第９条第６項にいわゆる農地復旧限度額が定められており、これを超過するものは経済効果が小さいということになり、当初は限度額を超過する箇所は全額法の適用除外とされていましたが、その後において限度額までは国庫補助の対象とする運用に変わっています。従って、限度額を超過する地区については、その総額のうち限度額までを採択し、超過分は非補助扱いとします。

（６）　畦畔復旧の省略による区画形状の変更であって、大規模な土工を伴わず、用排水系統に影響を及ぼさないもの

農業用施設については、原施設と形式、寸法、材質の等しい施設に復旧することと規定していますが、次の条件によって復旧することを原形復旧と考えます。

（１）　位置については、あくまで原施設のあった位置（設置方向等も含む。）に復旧しなければなりません。

（２）　形状、寸法については、その施設の利用上及び強度上関係ある部分（例えば橋梁の延長、幅員、桁の断面等）は原施設と同じ形状、寸法としなければなりませんが、欄干の装飾のように利用、強度に関係のない部分は、必ずしも原施設と同一のものとする必要はありません。

（３）　材質については、原施設の老朽度は無視するものとし、原施設に使用されていた材質と利用上、強度上、概ね同一であれば差し支えありません。例えば、石積工が被災した場合において、復旧時に石材が入手困難であれば、これと同等の強度を有するコンクリートブロックを使用することも原形復旧と見なします。

（効用回復）

第13　効用回復とは、災害により施設の効用が失なわれた場合において当該施設の従前の効用を回復するため、次の各号に掲げる必要最小限度の工事を施行することをいう。

災害復旧事業はすべて効用回復を目的としていますが、ここにいう効用回復とは既存の施設そのものには被災がないが、災害による状況の変化のため施設がその従前の機能を失なったり、障害を起こした場合、その施設の従前の機能を回復するために行う工事を指しています。

第13

（１）　水路又はため池が埋そくしたため、用排水の機能が確保できなくなった場合における当該埋そく土砂を掘削する工事。この場合において、「水路が埋そくした」とは、原則として水路断面の３割以上が埋そくした場合をいう。また、掘削する土量は、原則として全土量を対象とするが、排水路についてはその後の流失等を考慮してたい積土量の７割を限度とする。

水路やため池が洪水の流出土砂、土砂崩壊等で埋そくし、水路護岸や貯水堰堤に被災はないが水路の通水能力、ため池の貯水容量が減少して、従前の機能を発揮することができなくなった場合における復旧工法であって、この場合は勿論、埋そく土を取除くことによって効用は回復できるわけです。この場合、用水路やため池については流入土の全量を取除くことを認めますが、排水路にあっては被災後においても常に流水があり、また、復旧工事に着手するまでには中小洪水等の出水も考えられ、過去の事例によっても被災直後には完全に埋そくしていたものが、復旧工事に着手する段階においては埋そく土砂が相当量流下し、極端な場合は復旧する必要がなくなっていることもあるため、自然流下量を査定時に前もって見込むこととし、まず災害と見なす程度は水路断面の３割以上が埋そくした場合とし、その後流下する量は過去の実績から見て堆積土量の３割と定め、残りの７割を国庫補助の対象として取除くことにしています。ただし、排水路においても自然流下による減少のない場合もあり、逆にその後さらに堆積するようなこともあり得るため、査定時における事業費決定は３割減という推定のものに決めたとしても実施に際しては当然工事着手時の堆積状態により実施設計書を作成し、当初査定時の推定と相違した場合は設計変更を行なって、効用回復に必要な土量を取除くことは差し支えありません。

用水路やため池にあっては、被災後の土砂の自然流下は考えられないことや、これらの施設は、毎年維持管理によって所要通水断面、所要貯

水容量は完全に確保されていることから、堆積土砂は全量復旧事業によって取除くものとしています。ただし、ため池にあっては死水面までとします。

第13

（２）　河床の低下が著しく自然取入れができなくなった場合において必要最小限度に取入口の位置を変更し、若しくはこれに接続する用水路の延長を増加する工事又は井堰若しくは揚水機を新設する工事

井堰や床止工をもたない自然取水工が、河床の低下によって機能障害を起こした場合の復旧工法で、自然取水工はその地点の渇水時の水位を対象に所定の水量が流入するよう取入口断面を定めてありますが、河床が低下すれば当然渇水位が低下して、所定の水量が取水できなくなります。この場合、水位の低下がわずかであれば単に取入口の断面拡幅程度の工事で効用回復は可能ですが、河床低下が甚だしい場合は原施設が宙に浮いてしまう場合もあります。このようなときは、取入口を上流部の取水可能位置までさかのぼって新設し、旧水路に連絡するための水路も併せて新設して効用回復を図るか又は、その地点で井堰または揚水機を新設して、水位上昇を図って効用を回復する等の工法をとりますが、工法の決定に際しては、河床低下の原因を把握すると同時に今後さらに低下が進行するものか、あるいは安定したものかについて十分検討し、もし持続する傾向にある場合は、取入口の位置も河床に岩盤が露出しているような安定地点を選ぶ必要があります。また、井堰又は揚水機を新設する場合は安定後の河床を推定したうえで、その構造を決定しなければなりませんが、何れの工法による場合も安全でかつ安価な方法とします。

新設する施設の構造は何れも必要最小限度としますが、これは応急的な簡易構造物という意味ではなく、井堰にあっては堰上高に応じて、高いものは可動堰又はコンクリート固定堰としなければなりませんが、１ｍ以下の低いものについては他の工法によることも考慮しなくてはなりません。新設する用水路は程度超過とならないよう護岸を行いますが、河川と並行して設置する場合で漏水のおそれがある場合は、巻立工法をとっても差し支えありません。

第13

（３）　頭首工に被災はないが、河状の変動が著しく、取水不能となった場合において、必要最小限度に井堰の延長を増加する工事、止水壁を新設又は改修する工事、グラウト工の施行、揚水機若しくは集水暗渠等の代替施設を新設する工事又は河状を旧に復するため河床を掘削し、水制工を設け若しくは井堰に欠口を新設する工事

災害による河床の上昇、低下、流心の移動、流路の変動等によって頭首工自体には被災はないが、取水能力に障害をきたした場合の復旧工法を規定しています。被災形態別の復旧工法は次のとおりです。

１）全川締切の井堰の取付部が流失したり、流水部分のみを締切った井堰の寄州が流失して堰上げ能力を失った場合等にあっては、堰上げに必要なところまで井堰を延長して堰上機能の回復を図ります。この場合、延長する井堰の構造は原則として旧井堰と同構造としますが、取入口側が流失した場合には必要に応じて土砂吐、洪水吐等を設置しても差し支えありません。

２）河床が甚だしく低下し、水位低下によって自然取入が不能となった場合は、前第13の（２）によって処理するほか、代替施設として揚水機を新設することができます。また、河床が上昇して取水口が埋没した場合においては、位置を変更するとか近傍の適地に井堰を新設する等の工法も考えられますが、場合によっては集水暗渠を新設して効用回復をしても差し支えありません。この場合において旧取入水路と連絡するための暗渠、隧道等の水路も新設しても差し支えありません。ただし、このような代替施設によって復旧する場合は河床の安定、不安定についての調査を行い、不安定の状況にある場合は将来の変動を十分考慮に入れて位置、工法を決定しなければなりません。

３）被災前においては、取入口側にあった流心が災害により反対側に移動し、取入口側に寄州がついて取水に支障をきたす状態となった場合は、その原因を調査し、それが一時的なものであれば、河床を掘削してみお筋を引替えることによって河状を旧形状に復することも可能ですが、河川上流部の屈曲部の変化等によって生じた流心の変動は放置しても自然に旧形状に復することはないので、このような場合は適当な位置に水制工を設置して、取入口側に流心を向け変えるとか、あるいは井堰に土砂吐、洪水吐を新設して流水を取入口側に導くことによ

って、みお筋を形成される方法をとります。このように水制工又は欠口を新設する場合には、実施に先だって模型実験を行うことが望ましく、これに必要な費用は、査定設計委託費補助又は大規模災害査定方針の対象となる場合は、国庫補助の対象となります。

４）井堰の下流が河床低下を起こし、上下流水位差が増大したため、井堰の基礎が貫孔作用を起こした場合においては、上下流にコンクリート又は矢板の止水壁を挿入し、必要に応じて透水路を塞ぐためにグラウト工を施行します。基礎に貫孔作用を生じた井堰を本項にあげたのは、人工部分が形状被害を受けていないという意味であり、堤体又は基礎に貫孔作用を生じたもの又は基礎の貫孔作用が進み空洞を生じたものは完全に堰上げ能力を失ったことになり井堰の被災と見なし、他の条項を適用することとなります。

第13

（４）　揚水機に被災はないが、著しく河状が変動したため揚水不能となった場合において、従前の効用回復を限度として水制工又は導水施設を新設する工事又は揚程を増加する工事

河川から揚水していた揚水機が、流心の移動によって吸水位置に寄州がついて揚水できなくなった場合には、水制工を設けて流心を吸水位置に導くか、あるいは吸水槽から河川流心部に導水管を埋設して導水する工法により効用回復を図ります。また、河床が低下した場合において、既設揚水機の能力（揚程及び揚水量）に余裕がある場合は河川水を導入可能な位置まで吸水槽を下げて、吸水管を継ぎ足せば機能の回復ができます。機械の能力に余裕のない場合には河川の水位を旧に復するため床止工又は井堰を新設しますが、低下後の水位を対象として、従前の水量を揚水するために必要な揚水機を購入する方が河川水位を旧に復するための工事費より安い場合は揚水機を取替えても差し支えありません。また、吸水槽が地盤沈下等によって沈下した場合、又は河川に排水する排水機が河床の上昇に伴なって水位が上昇し、揚程が増大して排水不能になった場合においてもこの例に準じて復旧します。

第13

（５）　地震等により地盤が急激なかん没又は隆起を来たした場合、変動前

までの復旧工事若しくは従前の効用回復を限度とする代替施設としての用排水施設の新設

地震が発生すれば地盤が陥没、隆起を起こしますが、特に軟弱地盤においてはその程度が激しく、昭和39年に発生した新潟地震では新潟市付近一帯の平野が甚だしい起伏を生じ、激甚な箇所では約1.5ｍの沈下を生じました。この種の災害の特徴の一つとして形状的には被害を受けていないものでも機能が低下して、従前の効用が発揮できなくなる場合があります。このような機能障害も災害復旧事業として効用回復を行うことができます。地震による主な機能障害とその復旧方法は次のとおりです。

１）水路に被災はないが、広範囲にわたる地盤変動により、その水路勾配が緩くなり通水量が減少します。この場合の復旧工法は断面の拡大ですが、その水路の利用目的によって工法も異なります。即ち、排水路にあっては水位を下げることは差し支えないので、水路底の掘下げ工法をとり、堀下げ部に矢板工、板柵工等必要最小限度の護岸工を施します。用水路にあっては、かんがいに必要な水位を保つ必要があるため、一般的には側壁の嵩上げを行う工法をとりますが、既設水路が粗度の大きい土水路等の場合は護岸工、巻立工を施して粗度を小さくすることによって従前の通水能力を回復できる場合もあります。

２）集団農地の一部分が陥没したため、排水路による自然排水ができなくなった場合は、陥没地域の排水に必要な排水機を新設して旧排水路に揚水して効用回復を図ります。また、部分的に農地が隆起して用水路による自然かんがいが不能となった場合は、揚水機を新設して既存用水路から揚水して効用回復を図ります。

３）集団農地内の地盤変動が甚だしく、水路勾配が逆になったり、用水路の位置が低位部となり排水路の位置が高位部となる等全くその効用が果せなくなった場合においては、被災後の状況に合せて用排水系統及び水路の利用目的を変えて効用の回復を図ります。

４）排水施設には形状、機能ともに被害はないが、その集水区域が地盤変動により、地形勾配が急になり、従って洪水の到達時間が短縮し、流出率が増大する等の変化を生じ最大洪水量が増大したため、既存排水施設では排水不能となったり、あるいは農地が陥没したため既存の排水施設の能力では洪水時における農地の一時湛水の面積、時間、水

深等が増大し、作物育成に支障を来す状態となる等の現象も機能障害として取扱います。この場合は災害後の状況変化を対象として、災害前の排水効果が得られるよう、既存施設の改修、増設等を行い効用の回復を図ります。

第13
（６）　火山噴火の噴出物により用排水路が埋そくし、かつ流域の状況が著しく変化したため洪水量が増大した場合において、従前の効用回復を限度として施設を改築する工事

活火山周辺地域では、火山活動に伴う噴出物の度重なる堆積により、流域の植生及び流出機構に著しい変化が生じ、降雨ごとに山地荒廃が進み、土石流の発生が頻発し用排水路は埋そく氾濫の被災を受けることがあります。このような場合、用排水路の従前の効用機能を維持するには、流出機構の変化を加味して断面の拡大又は、洪水量を調節する構造物の設置などの改築が必要です。しかしながら、山地荒廃、渓流荒廃の防止安定が不可欠であり森林法、砂防法の諸事業との有機的な調整を行いながら、施設の改築を図らなければ過大となるおそれがあるので留意する必要があります。

第13
（７）　その他前各号に掲げるものに類する工事

前項（１）～（６）までに掲げる事例のほか、施設に形状被害はないが、災害が原因となってその施設の機能に障害が生じた場合は工種の如何にかかわらず、災害前までその施設が発揮した効用を回復することを限度として、改修、増設、代替施設の新設等を行うことができます。

（原形復旧不可能な場合の工事）
第14　法第２条第６項に規定する「原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設とすること」とは、被災前の位置に当該農地及び農業用施設の従前の効用を復旧するため、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

原形復旧不可能な場合とは、災害によって地形、地盤の変動が著しく、技術的に被災前の位置において旧施設と形状、寸法、材質の等しい施設を造ることは絶対不可能な状態となったことをいいます。例えば、地すべりによって地形、地ぼうが変化した場合において水路、道路等は被災前の施設と等しいものは絶対に造ることはできないことになります。また、天然河岸とか天然海岸等が被災した場合においても人工的に天然のものは造り得ないわけで、このような場合に被災前の位置に従前の効用を復旧する工事を原形復旧不可能な場合の工事といいます。本条では原形復旧不可能なものについて被災程度が比較的小規模で原形の判定が可能な場合と、被災程度が激甚で原形判定が不可能な場合の二つに分けて、復旧工法を規定しています。

第14

（１）　原形の判定が可能な場合

第14（１）

ア　農業用施設が被災し、河床の変動、海岸汀線の移動、その他の地形、地盤の変動のためその被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、従前の効用回復を限度として、形状、寸法若しくは材質を変更して施行する工事であって、次の（ア）から（キ）までに掲げるもの。

農業用施設が被災し、その原形の判定は可能であるが、地形、地盤の変動等の状況変化が甚だしくて原形復旧が不可能なときの復旧工法を規定しています。原形復旧が不可能なわけですから、形状、寸法、材質を変更しなければなりませんが、その変更はあくまで従前の効用を回復することを限度とすることは前に述べたとおりです。

第14（１）ア

（ア）　堤敷、土堰堤敷等が洗掘された場合の床掘り、そで掘り等の増加又は洗掘の結果堤高の高くなる場合の必要最小限度の堤幅の拡張及び勾配の緩和

海岸堤防、河川堤防、貯水用土堰堤等の堤防が決壊し、堤敷が洗

掘された場合、従前の効用を回復するためには被災前の堤防天端高としなければならないので、洗掘された地盤面から従前の天端高まで築堤します。この場合、当然堤敷が洗掘された場合は被災後の地盤上に築堤するための床掘、また、取付部が被災した場合は袖掘等の工事が増加します。堤防高については洗掘されただけ堤高が大となるので、天端幅及び法勾配を原施設のとおり復旧しても堤敷幅は当然拡張されることとなります。さらに堤防高が増大したことによって原施設の法勾配では、従前どおりの安定が期せられない場合は法勾配も変更して差し支えありません。

第14（１）ア

（イ）　護岸、井堰の根入れの増加及びこれに伴う必要最小限度の断面の拡張

水路護岸、井堰等が流失し、河床等が洗掘された場合においてこれ等の施設の従前の効用を回復するには、洗掘の深さに相当する部分だけ高さが増大するため、当然工作物の安定に必要な根入の増加及び断面の増加を考えなければなりません。

第14（１）ア

（ウ）　河床の深掘れの場合の根固工、水制工、床止工等の新設

河川護岸、頭首工、集水暗渠、サイホン等の河川に設置された工作物が被災した場合で、所定の工法によって復旧しても河床の深掘が甚だしくて、復旧施設の安定が期せられない場合の復旧工法を示したもので、護岸にあっては前項（イ）によって根入の増加を施しても、河床の深掘の状態から見て、なお安定が期せられない場合にはさらに木工沈床、コンクリートブロック等の根固め工を追加しても差し支えありません。また、河川の一部が深掘れし、復旧施設の安定が期せられない場合は、洗堀をくい止めるため適当な位置に床止工を設けます。

集水暗渠、サイホン等の復旧において、河床の変動を止めないと施設の安定が期せられないときは、木工沈床、コンクリート壁、矢板工等による床止工を新設して差し支えありません。

第14（１）ア

（エ）　橋梁、サイホン、井堰等の延長の増加

橋梁、サイホン、井堰等の取付部が洗掘又は崩壊した場合は延長を増加して復旧します。

第14（１）ア

（オ）　巻立のない隧道が崩落等をきたし、その部分の安定が期せられない場合において必要最小限度の巻立及びグラウト工の施行

素掘隧道が崩落した場合は巻立工を行ない、必要とあれば空隙を填充するためのグラウト工を行なって安定を期します。

第14（１）ア

（カ）　河床の変化等により杭打ち不能となった場合において杭打ちに代わる基礎工の施行

杭打基礎を施した構造物が被災し、基礎部に転石等の層ができたり又は岩盤が露出したような状況変化をきたした場合は、被災後の状況とその後の状況の変化を考慮に入れて、潜函、井筒、矢板、コンクリート等適当な工法に変更して施行できます。

第14（１）ア

（キ）　農地保全施設に係る地表水排除工、地下水排除工、抑止工等の根入れ及び延長の増加、断面の拡張、勾配の緩和

農地保全施設の地表水排除工（排水路、承水路、集水路等)、地下水排除工（暗渠排水、集水井、排水ボーリング、排水トンネル等)、抑止工（擁壁、杭打ち、枠工等）が被災し、これらの施設の従前の効用を回復するには、工作物の安定に必要な根入、延長の増加及び断面の増加又は原施設の法勾配の変更も考えなければなりません。

第14（１）

イ　地すべり、洪水、地震等により、農地及び農業用施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地盤が変化したため、当該被災施設を原形に復旧することが不可能な場合における必要最小限度の土止工又は承水路若しくは排水工等の農地保全施設の新設

相当広範囲にわたり地すべりが発生して、農地、農業用施設が崩壊したり、大洪水によって一つの谷間が全面的に流出したり、あるいは地震によって広範囲に隆起、陥没を生じたような場合は、原形復旧することは不可能なため、被災地域を総合的に復旧することになります。

この場合、その地域内の農地、農業用施設は被災後の状況に合せてそれぞれの効用を回復する程度に工法等を考えて復旧しますが、同時に復旧施設の安定を図るために必要な土止工及び承水工、水抜工等を含む農地保全施設も新設することができます。

第14（１）

ウ　天然水路が欠壊し、欠壊面の安定が期せられない場合における必要最小限度の堤防又は護岸等の新設

天然の水路が決壊、法崩落等を起こし、その箇所が不安定で、そのまま放置すればますます被害が拡大するおそれのある場合は、護岸、堤防等を造って安定を図ります。

この場合における工法は必要最小限とし、護岸は空積でもよい場合もありますが、水衝部及び水路勾配が急で空積による場合は吸出しのおそれがあるもの、又は転石、土石流による衝撃が強く空積では安定が期せられない場合等にあっては練積又はコンクリート擁壁等の工法によることもできます。

護岸の基礎、根入深さについては必要最少限度としますが、河床の地質を十分検討のうえ、上部の荷重を支えるに十分で、しかも洪水出水中における一時洗掘によって倒壊しない構造とします。

決壊流出した天然河岸が従前において、堤防の効果を果していた場合は、堤防を新設することができますが、この場合築堤断面は天然河

岸の従前の高さを限度とし、材料は現場付近で採集できる土砂等を使用し、必要最小限度の護岸を施行するものとします。農業用施設としての天然の水路は、渓流及び普通河川（一級河川、二級河川以外の河川）で原則として背後に農地がある場合とします。ただし、一級河川、二級河川にあっても背後に農地のある場合で、公共土木施設と二重採択防止のための協定を行って申請されたものは採択しても差し支えありません。

第14（１）

エ　天然の海岸が欠壊したため背後地の農地等に被害を及ぼした場合又はそのおそれが大きい場合における堤防、護岸又は防砂突堤等の新設

海水の侵入、土地の侵食等を防止する堤防としての効用を果していた天然の海岸が災害によって決壊し、背後の農地が被災した場合や、その被災の規模及び決壊状況から、そのまま放置すれば背後農地に被害を及ぼすことが明らかな場合、即ち、海岸が堤防としての効用を失う程度に被災した場合は、その海岸が堤防として果してきた従前の効用回復ができる程度の施設を新設することができます。この場合、災害復旧として新設する施設の種類及び工法については、被災前における天然海岸の状況、被災原因、被災後の状況等によって決定しますが、一応の標準とすべき復旧工法は次のとおりです。

（１）　海岸砂丘の被災

被災前において、自然に形成された海岸砂丘が堤防状の形態を成していた場合においては、砂丘の残存部分の天端に合わせて堤防を新設します。砂丘断面の一部分が流失した場合は、その砂丘が堤防としての効用を失墜したものと判断される場合に限り、堤防を新設することができます。(図―１参照)

（２）　自然傾斜した海岸の被災

陸地から海に向かって自然に傾斜した海岸が侵食、洗掘等の災害を被った場合において図―２のように汀線付近で護岸を新設するか、消波用ブロック等による突堤（図―３）を新設して自然の砂州による復旧を図りますが、流失部分に農地等の私有地があり汀線を後退することができない場合は図―４のように堤防を新設するか又は、前面を護

岸し背後を埋戻して復旧します。この場合における堤防高さは残存の海岸がけと同じ高さとします。

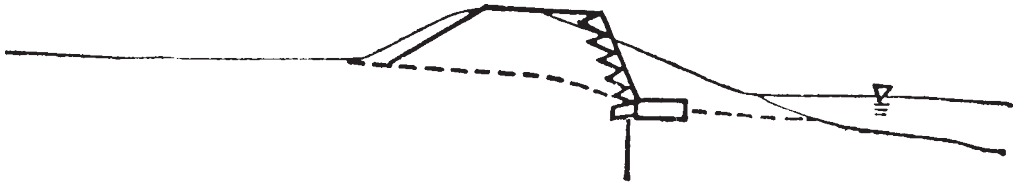

図—1

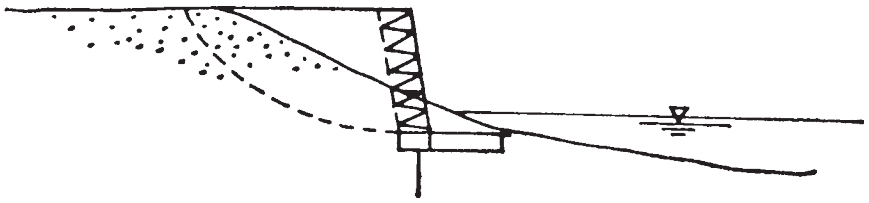

図—2

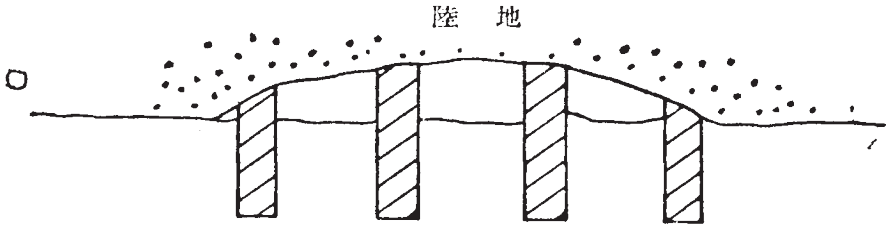

図—3

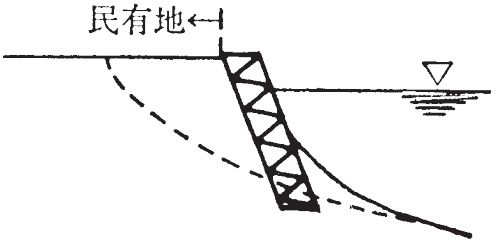

図—4

第14（１）

オ　その他アからエまでに掲げるものに類する工事

第14

（２）　原形の判定が不可能な場合

被災地及びその付近の残存施設を考慮の上、災害後の状況に適応した工法により、従前の効用回復を限度として施行する工事

本号は主として天然の施設等を対象に考えられた基準であって、例えば、天然海岸等が全面的に被災し、その原形の判定ができない場合において、原施設の従前の効用を回復するために、必要な工事を施行することができますが、この場合、原施設の利用上の機能を上廻る施設を造ることは認められません。

また、安定性の面については付近の残存施設を考慮の上、被災後の状況に対応できる工法とすることができます。なお、災害による状況変化の甚だしい場合は被災原因に対応する工法とすることができますが、これは原形復旧不適当な場合の条項によるものとします。

（原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合の工事）

第15　法第２条第７項に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設とすること」とは、次の各号に掲げる工事をすることをいう。

第15

（１）　原形に復旧することが著しく困難な場合

農業用施設が被災し、河床の変動、海岸汀線の移動、その他の地形、地盤等の変動のため又はその被災施設の除去が困難なため原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を回復するため位置、法線若しくは必要最小限度の工法を変更する工事、ため池を揚水機に、頭首工、揚水機、水路を相互に、水路をサイホン若しくは水路橋に、サイホン、水路橋を相互に、水路、水路隧道を相互に、道路、橋梁、桟道、隧道を相互に変更する工事、これに伴い形状、寸法若しくは材質等を変更し、若しくは水制工、根固工、床止工、排水工、土止

工、法留工、消波工等を新設する工事、又はこれらに類する工事

原形復旧が困難な場合とは、被災施設が人為的に築造された構造物である限り、災害によって多少の状況変化を生じた場合においても、無理に原位置に原形復旧しようとすれば、不可能とはいいきれない場合もあります。しかしながら、無理に原形復旧しようとしても施行上相当な困難が伴い、工事費が増大し、しかも復旧する施設が技術的に安定しない場合もあります。

このような場合には、施設の従前の利用上の機能と安定条件を回復する程度に位置、工法等を変更して復旧しても差し支えありません。例えば、開渠の一部分を隧道、サイホン、水路橋等として復旧したり、あるいは道路を橋梁、桟道、隧道等として復旧するように工法を変更すること、また、山腹の水路、道路等が崩壊した場合とか、橋梁、井堰、サイホン等の河川の工作物の設置位置の河状が著しく変化した場合、あるいは、被災施設の取除きが非常に困難な場合等で位置を変更することは差し支えありません。この場合、位置、工法の変更に伴なって当然施設が安定するために必要な形状、寸法、材質を変更し、又は必要な土止工、排水工等の新設を行っても差し支えありません。

第15

（２）　原形に復旧することが著しく不適当な場合

原形復旧が不適当な場合とは、原形復旧しようとすれば必ずしも不可能でも、また著しく困難でもないが、災害によって施設の原位置又は付近の地形、地盤の変動、施設に与える外力（水位、流量、降雨量、震度等）等に変化を生じたため、これらの状況変化を無視して原形に復旧した場合は、施設の従前における利用上の機能の回復ができない場合、又は従前の安定が期せられない場合において、原形復旧に代えて、従前の効用を回復するに必要な施設を施行する場合のほか、当該被災原因に対応する施設を造ること、あるいは施設の利用上又は隣接施設との効用上原形に代るべき施設を造ることも含んでいます。

第15（２）

ア　ため池に係るもの

ため池が被災し、流域の状況、洪水量又は堤体基礎地盤の状況等が甚だしく変化したため原形に復旧することが著しく不適当な場合において、従前の効用回復を限度として施行する次の（ア）から（エ）までに掲げる工事をいう。

ため池の災害によって生ずる状況変化の主なものは、堤体基礎地盤の変動、流域の状況変化、確率雨量の変化等です。これ等の状況変化に伴なって原形復旧が不適当となった場合の工法を、（ア）堤体の部分被災、（イ）堤体の決壊、（ウ）余水吐の被災、（エ）取水施設の被災の４項に分けて復旧工法を規定しています。

第15（２）ア

（ア）　前後法面の滑落、貫孔作用、若しくは地すべり又は地震等によりき裂を生じた場合における技術的に必要最小限度の波除護岸、下流側腰石垣、前刃金の新設（必要最小限度の取付部分を含む。）又は水抜工、グラウト工、地杭工、若しくは直接貯水池に面する崩壊部分の土止工の施行

堤体の被災で、その被災程度が部分的である場合の復旧工法を規定したものです。この場合、復旧工事の範囲は「災害一人歩き」に基づき、すべて効用回復に必要な取付工事を含むものです。被災の種類と復旧工法を列記すれば次のとおりです。

（１）　降雨、地震等による前後法面（上下流法面）が滑落した場合、又は堤体が貫孔作用をおこし空洞を生じた場合、あるいは大亀裂を生じた場合等は滑落土又は空洞・亀裂等のある部分を取除き、接続面をベンチカットした後、盛土締固めを行うほか、次により復旧します。

ア）前法面（上流法面）滑落の場合で波浪による洗掘を起こすおそれがある場合は、復旧により新しく盛土した部分に波除護岸（上流法面保護工）を新設することができます。

イ）後法面（下流法面）滑落の場合で、法面安定上必要な場合は腰石垣を新設することができます。

ウ）法面の滑落が相当大きく、堤防断面の概ね１/２以上の盛土を要するような場合で、盛土材料及び断面形状から前刃金を

挿入する必要がある場合はこれを新設することができます。この場合、盛土部分のみに前刃金を挿入しても貯水堰堤としての機能が発揮できない場合は、残存部分についても前刃金を挿入しても差し支えありませんが、技術的に必要最小限度の範囲とします。

エ）後法面（下流法面）が滑落した場合、近傍において適当な盛土材料が得られず、当該材料を使用する場合は浸潤線が法面と交わることもあり、これを下げる必要があるため、ドレーン又はフィルターを設けて浸潤線が堤体断面内に収まるようにします。

（２）　地震、干ばつ等によって小亀裂を生じた場合、又は貫孔作用を生じたが空洞にまで発展していない場合は、ベントナイト等で充填します。

（３）　極く小規模なため池の後法面（下流法面）が滑落し、その滑落厚さが薄く、盛土の必要がない場合は地杭を打って復旧に代えます。

（４）　直接貯水池に面する地山が崩壊した場合で、これを放置すればさらに崩壊して、その崩壊が貯水池に入り、貯水位の急激な上昇を引き起こすおそれがある場合は、土止工を施行することができます。

第15（２）ア

（イ）　堤体が欠壊した場合における技術的に必要最小限度の断面の拡大、構造若しくは工法の変更又は堤体が一つの機能体としての効用を発揮するために残存部分若しくはそで部に必要最小限度の中心刃金若しくは前刃金の取付けを行う工事

堤体が洪水、地震、地すべり等によって決壊した場合は、決壊した部分は近傍で得られる築堤材料を使用して復旧します。この場合、地震、地すべりの場合は勿論のこと、洪水による決壊の場合にあっても、残存部分が、決壊時の震動等により大亀裂を生じ崩壊寸前の状態となっている場合もあるので詳細に調査しなければなりません。復旧計画の順序と主な注意事項は次のとおりです。

（１）　復旧堤体は残存部の完全なところまでベンチカットして取

付けます。

（２）　復旧部分の堤体断面はできるだけ残存部分の断面と形式を合せることが望ましいが、築堤材料は近傍から求めるため、新たに土質調査を行ったうえ、当該貯水池の最高内水位に対して安定するよう断面計画を行って、形式及び断面を決定しますが、必要があれば断面の拡大、刃金工、水抜工等の挿入は考慮することができます。ただし、有効貯水量増のための嵩上げを行ってはなりません。

復旧部分の断面決定上注意すべきことは次のとおりです。

ア）旧堤体が刃金式断面の場合は復旧堤体も刃金式断面とし、刃金の位置を合せます。

イ）旧堤体が均一式断面の場合で、復旧堤体に刃金を入れる必要がある場合は必ず前刃金を挿入するものとします。

ウ）法勾配は前法面についてはできるだけ旧堤体と合わせるものとし、もし使用材料が異なることにより断面が変わる場合は後法面を変えるものとします。

（３）　復旧堤体の基礎については地質調査を行い、災害による変動状況等を確実に把握して、必要な処理を行わなければなりません。

（４）　旧堤体断面と復旧断面の形式が同一な場合は、刃金部を入念に取付けするものとしますが、均一式堤体に刃金式堤体を取付ける場合は、堤体を一つの機能体として貯水機能を発揮させるためには、少なくとも前刃金だけは残存部分を含み全線を通して袖部まで取付ける必要があります。「災害一人歩き」によって本災とします。ただし、新旧断面の不揃いを直すため、残存部分の全線にわたり盛土等を行うことは効用回復とは関係がないので、本災としては取扱いませんが、新旧断面の後法が不揃いの場合、旧堤体に取付けるための工事は本災とします。

第15（２）ア

（ウ）　被災した余水吐（放水路を含む）の復旧において流域の状況、洪水量の変化、流下物等の検討の上技術的に必要最小限度の断面の拡大、延長の増加、位置又は材質の変更等を行う工事

余水吐（放水路を含む）は土堰堤の防災上極めて重要な施設で、堤体の決壊の原因は余水吐の通水不足による場合があります。余水吐自体の被災原因は、主として通水能力以上の洪水、又は流下物がかかって通水能力を阻害したことにより溢水して洗掘される場合、若しくは流下物の衝撃によって破壊される場合等があります。従って、復旧に際しては、その被災原因を究明し、降雨量が増加した場合、又は災害により流域内に土砂崩壊等が発生し、流出率が増大した場合等にあっては当然状況変化後の条件により、余水吐の必要な能力を検討して断面を拡大することができます。この場合の通水能力は余水吐に限り、被災時の洪水を対象とせず、被災後の確率雨量によって所要断面を決定しても差し支えありません。また、寒冷地の融雪洪水には流氷を伴う場合がありますが、被災原因がこのような不可抗力による場合で、今後も同じ条件が繰返されるおそれがある場合は、これらを処理するために必要な工法をとっても差し支えありません。余水吐や放水路が被災した場合で、安定上必要と認めるときは、勾配の修正または延長の増加を行っても差し支えありません。

また、堤体盛土上に設置されていた余水吐が全面的に被災し、再び盛土した上に設置することが堤体安定上不適当な場合は、位置を変更して地山に設置することができます。これらの工事を行う場合、安定上必要な程度に材質を変更することは差し支えありませんが、程度超過とならないよう注意しなければなりません。

第15（２）ア

（エ）　被災した取水施設（斜樋、竪樋、底樋その他これに類するものを含む）の復旧において堤体の安定を期するため、又は工事中の仮排水路を兼ねるため原工法によることが著しく不適当な場合における位置、形状、寸法若しくは材質等の変更若しくはこれらに類する工事

ため池の取水施設は斜樋、竪樋、底樋が多いですが、最近は温水取水を目的とするいろいろな構造の取水施設があります。これらの取水施設が被災した場合は原工法によるものとしますが、原施設が

木樋のように腐朽するもの、又は石板の組合せによるもの等は堤体盛土との間に空隙を生じパイピングを誘発するため堤体安定上不適当ですから材質を変更して復旧しても差し支えありません。斜樋、堅樋等の取水能力を増大することはできませんが、底樋についてはこれを工事中の仮排水路とする場合は仮排水に必要な断面とし、工法、寸法、材質とも必要最小限度に変更しても差し支えありません。

第15（２）

イ　頭首工に係るもの

頭首工（粗朶、雑石積程度井堰を除く）が被災し、河床の変動、流心の移動、その他の地形、地盤等の変動が甚だしいため原形に復旧することが著しく不適当な場合において従前の効用回復を限度として施行する次の（ア）から（ウ）までに掲げる工事

災害によって生ずる状況変化のうち、頭首工に関係する主なものは、河床の上昇、低下、流心（みお筋）の移動、深掘れ、水衝部の移動、洪水量、洪水位等の変化です。これ等の諸条件が変化すれば原形復旧を行っても復旧目的は達成されないため代るべき施設を造ります。

ここでは井堰が部分的に被災した場合の工法についての規定です。井堰の構造は非常に種類が多く、しかも部分被災についても被災形態及びその程度が非常にまちまちであるため、工法の規定も非常に抽象的となっていますが、実際に運用する場合は個人差が生じないよう、個々の災害についての処理方針を統一しなければなりません。

（１）　工法の決定

井堰が局部的に被災した場合は、その被災程度、状況変化等を調査のうえ次により復旧工法を決定します。

ア）被災程度が軽微で状況の変化が少なく、原形復旧によって従前の利用上の機能が回復され、施設の安定が期せられると判断されるものは云うまでもなく原形復旧としますが、原形復旧を行っただけでは復旧目的が達成できないことが確認される場合において、はじめてこの「原形復旧不適当」の項が適用されます。

イ）次に、被災部分について復旧目的を達成するための必要最小限度の工法を決定します。これは原施設の状態、状況変化の程度とその内容等によって検討しますが、非常に多種、多様なためケース・バイ・ケースで処理しなければなりません。

ウ）被災部分の復旧工法が決まったら、残存部分との取付け工法を決定します。即ち、井堰の一部が決壊流失し、これを従前の工法に復旧することが不適当なため、被災部分の構造、工法を変更して復旧する必要が生じた場合においては残存部分と復旧部分の断面が異なってきます。

井堰は形状的に相当長いものもありますが、水路、道路等の路線工作物とは、その性格が全く異なり河川水を堰上げるための一つの機能体であるから、部分的に構造、断面等の異なる部分があると水密度の小さい部分に対して透過水が集中し横断面の小さい部分に対して越流水の収れん等を起こすため安定上好ましくないこと、堰上機能を保持するうえにも継目処理を十分にしなければならない等問題が多いです。

部分復旧により復旧部分と残存部分の構造断面が異なる場合は、このような取付部分の処理が必要となりますが、これに要する費用は「災害の一人歩き」に基づいて本災として採択することができます。

（２）　「原形復旧不適当」の判定方法

災害による状況変化と、原形復旧不適当の関係については一概に規定できませんが、原形復旧不適当と判定する場合の主な条件は次のとおりです。

ア）河床低下又は深掘れを生じた場合

この場合は、取入に要する水位まで堰上げるためには、堰上高が増大します。従って井堰の受ける静水圧、揚圧力、浸透路長、水叩部の落下衝撃等が増大するほか、河床低下等によって河床勾配が急になった場合においては流速が増すため、増加した流速による速度水頭（静水圧）及び動水圧が増大することになります。これらの変化条件を加味して従前の構造により復旧する場合の井堰断面について安定度を検討し、安定を保ち得ない場合は原形復旧は不適当ですから、断面の構造、寸法、材質等を変更する必要が生じます。

イ）洪水量が増大した場合

単に洪水量が増大した場合は、井堰の堰上高に変化はありませんが、堰体への外力は動水圧の増、上下流水位差の増大に伴なう静水圧、揚圧力、浸透路長の増、水叩部の流水落下衝撃の増等が考えられるため、前に述べた方法により井堰断面の安定度を検討します。この場合は井堰断面の構造、寸法、材質の変更を考慮するほか、洪水吐の新設を必要とすることもあります。

ウ）河床の上昇又はみお筋が移動した場合

この場合において原形復旧すれば取入口が埋そくしたり、又は、取入口からの土砂流入を招くことになり効用回復ができないため必要な導流壁、土砂吐、洪水吐も加えて復旧します。

ただし、これはこれらの設備を施して効果のある取入口側の部分が被災した場合、その復旧にあたって考慮すべきことで、未被災箇所にこれらを新設することは効用回復の項を適用することになります。

エ）河川の流路が変動した場合

河川の流路が変動し、井堰の取付部、護岸等が被災し、被災部分に対する水衝作用が増加した場合で、原形復旧では安定が期せられないときは、構造、工法を変更して復旧します。

第15（２）イ

（ア）　井堰が被災した場合、必要最小限度に形状、寸法若しくは材質等を変更する工事、副えん堤、止水壁の新設、グラウトエの施行又は頭首工の機能を一つの機能体として発揮させるために必要な残存部分若しくはそで部への取付工事

（１）　局部的に被災した場合の復旧工法

ア）井堰が局部的に決壊流失した場合

井堰が決壊流失することは、動・静水圧、土圧、揚圧力、地震力に抵抗しきれなかった場合の移動、転倒のほか、圧力水による基礎又は堤体の貫孔作用による崩壊等によるもので、

復旧工法の決定に際しては、その被災原因がこれらのうち何れによるものかをよく調査し、復旧施設は被災後の状況に対応して、従前の安定を保ち得るような規模及び構造としなければなりません。この場合、残存施設との取付け及び強度均衡を考慮する必要があるため、原施設と極端な差のないもので安定度の高いものを選ぶべきです。このような観点から、構造、工法の変更は概ね次の程度にとどめることが望ましい。また、井堰の下流に設ける護床工については流速及び河床の地質等を考慮して河床安定上必要な工法とします。

a　原施設が木工沈床堰、石張（積）堰（コンクリート壁を使用しないもの）の場合

木工沈床堰の堰上げ高さ（設置位置の最深河床から天端までの高さをいいます。以下同じ）はその河川の洪水量及び勾配によって異なりますが、従来５層（約1.5m）を限度としており、コンクリート壁を使用しない石張堰（空張、練張とも）についても概ね1.5mを堰上げの安定限度としています。従って、復旧施設の堰上高がこの限度を超える場合は、当然断面の構造を変える必要が生じます。

この場合の復旧工法は、原則としてコンクリート止水壁を使用した単段又は多段石張堰とし、表面張石の寸法は洪水量、流速を勘案して決定し、その工法を空張又は練張とします。

多段石張堰の堰上高さは、河川の洪水量及び勾配によって異なるが概ね2.5mが安定の限度です。

b　原施設が多段石張堰の場合

堰上高が2.5m以上となる場合は、コンクリート堰とします。

c　原施設がコンクリート堰の場合

被災部分は被災後の条件に対応する断面として、コンクリート堰によって復旧しますが、コンクリート固定堰は原則として堰上高５m以下とし、それを超える高さとなる場合は洪水時の水圧を小さくし、下流水叩の落下衝撃を小さくするため上部を可動堰とすることが安定上望ましいです。

イ）基礎又は堤体が貫孔作用を起こした場合

前部又は前後部に矢板又はコンクリートによって止水壁を造り、被災区間にセメント又はモルタル注入を行います。空洞を生じており注入だけでは空洞を閉そくできない場合は、その部分を取壊し改築することができます。

ウ）石張堰等の横断的な部分被災の場合

井堰前部又は後部が被災した場合は、前面又は後面にコンクリート又は矢板の止水壁を設け、中詰を行った後表面を石張、コンクリートブロック張又はコンクリート張を施します。

（図―６参照）

なお、後部の被災に伴い、井堰下流が甚だしく洗掘され安定が期せられない場合は、法尻に矢板を打って堰体を復旧し、その下流にコンクリートブロックを積むか、又は捨石を行うことができます（図―７参照）。法尻の深掘れが著しい場合又は河床に転石等があって矢板工が施行できない場合は、井筒工又は潜函工を施行することができます（図―８参照）。深掘れ部分に捨石等を行って堰体を延長することは、越流水の流速を増して下流洗掘を助長する結果となるため、このような工法によることは好ましくありません。

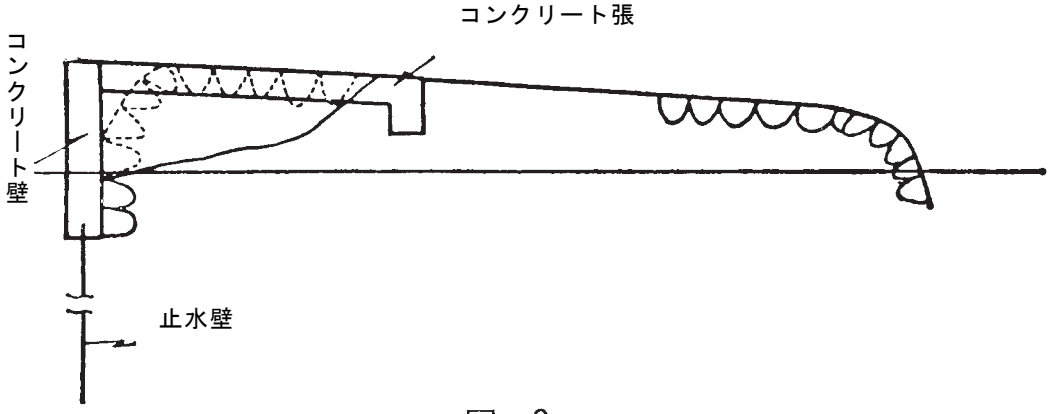

図―6

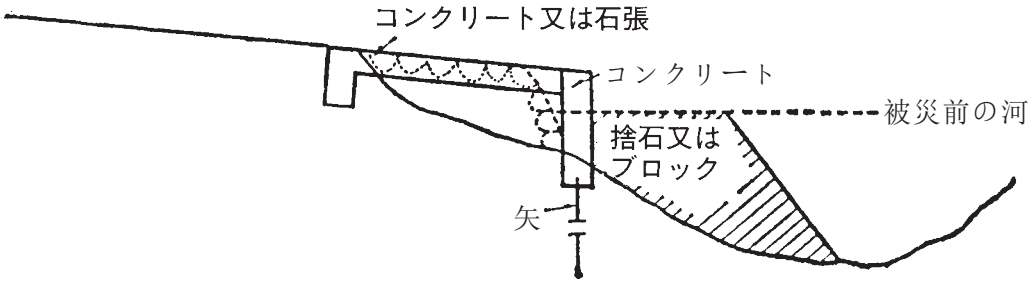

図―7

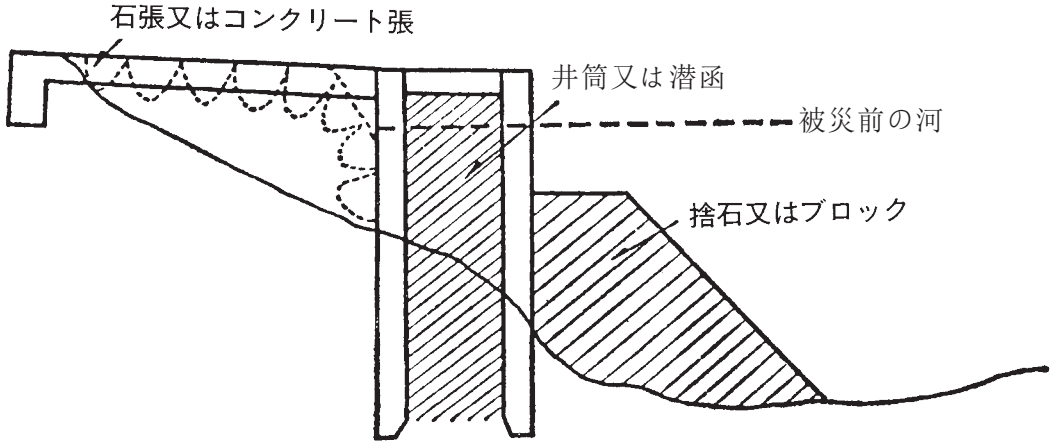

図―8

（２）　残存部分との取付け

井堰を局部的に復旧する場合、復旧部分と残存部分の構造、工法が同一である場合の取付けは比較的簡単ですが、構造、工法が異なる場合は、必然的に断面形状が異なってくるため取付は困難となります。また、材質が異なる場合は完全結合ができないため、その取付箇所は隔壁により絶縁されるので、構造上の弱点となったり、あるいは水密性が保ち得ないことにもなります。従って構造、工法、材質の異なる堰体を一つの機能体として結合させるには、①越流水は横断面の小さな部分に収れんされ、収れん部の水圧、衝撃を増すばかりでなく、河川の流心変動の原因ともなるため、収れん部での横溢流を小さくするためには断面形状の概ね等しい部分で取付けを行います。②また、新旧取付部は絶縁状態にあることと、越流水の横溢流現象により流速が増大する等弱点となりやすいので、構造を強化する必要があります。③新旧取付部は漏水箇所となり易いため漏水防止については特に注意

しなければなりません。ただし、単に設けただけで取付け可能な場合は必要最小限度の工事とすることはいうまでもありません。

ア）木工沈床堰に単段又は多段石張堰を取付ける場合

木工沈床堰の一部が決壊流失し、決壊部が深掘れしたため多段式石張堰として復旧する場合の問題点は、木工沈床堰と石張堰で横断面形状が非常に異なることと、取付部が結合できないため絶縁されることです。従って、これ等を一つの機能体として結合させるためには次のような方法によります。

ａ　まず決壊部の状況に即応した石張堰断面を決定します。

ｂ　木工沈床堰は、堰上げ高によってその層数が変るため、流心部と水深の浅い部分では井堰断面の底幅が異なります。従って石張堰と断面の底幅が概ね等しくなる点まで、残存部分を除去して取付けるものとします。

図―９の右岸流心部が決壊流失し、図―10のような深掘れを生じた場合、原形復旧不適当なため多段式石張堰により復旧するものとし図―11の実線で示す石張堰断面により復旧します。

この場合、被災部分の断面幅と石張堰幅を比較すれば残存の木工沈床堰の幅より大きく、水叩部においては相当な段差を生ずるため、このまま取付けを行った場合は越流水の収れんが大きく技術的に安定が期せられないため、石張堰断面幅より小さいＣ―Ｃ〃断面（図９．11）で取付けます。右岸についてはは袖部までＢ―Ｂ〃断面（図９．11）と同一であるため、残存部分を取除いて石張堰を袖部まで取付けます。

取付部はコンクリート隔壁を挿入し、残存部堰体の前後部に石張堰のコンクリート壁を延長して河床の横浸透を防止し、さらに横溢流による脱石等を防止するため、木工沈床の表面を厚さ30cm程度のコンクリートで被覆して補強します。この補強区間は約６ｍ（３マス）程度が適当です。

石張堰の水叩部分及び護床工は流水の収れんを考慮して、所要の断面、工法とするよう特に注意を要します。

イ）木工沈床堰にコンクリート堰を取付ける場合

前に述べた石張堰を取付ける場合と同様に、取付部分の木工沈床堰の断面幅がコンクリート堰断面幅（堰体の上流端から水叩末端までの長さ）と同じか又は小さくなる部分で取付

けるものとし、取付部分の工法は前述の石張堰を取付ける場合と同様ですが、復旧延長が短くて収れんが防止できないときは、水叩下流に副堰堤等を設けてウォータークッションとすることも考えられます。

ウ）石張堰にコンクリート堰を取付ける場合

石張堰は、木工沈床堰に比較すれば断面幅は小さく、全線を通じて断面幅の変化はない場合が多いため、残存部分を取除くことはせず直ちに取付けるものとし、その工法は前述と同様境界部にコンクリート壁を設けて取付けます。残存部分の取付から約５ｍ区間は横溢流に対処するため、前後にコンクリート又は矢板の止水壁を挿入し、その区間の表面は厚さ約30㎝のコンクリート被覆を行って補強します。

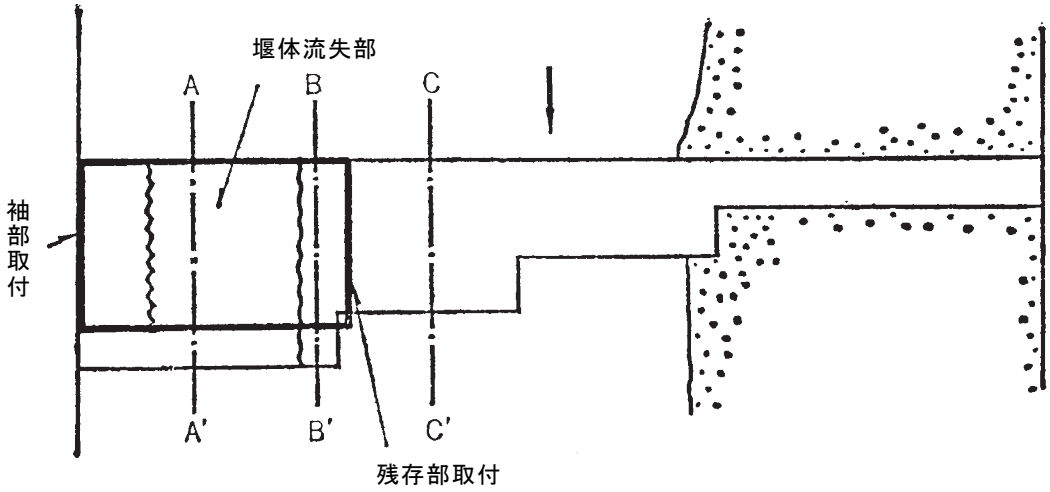
堰体流失部
A
B
C
袖部取付
A'
B'
C'
残存部取付

図—9

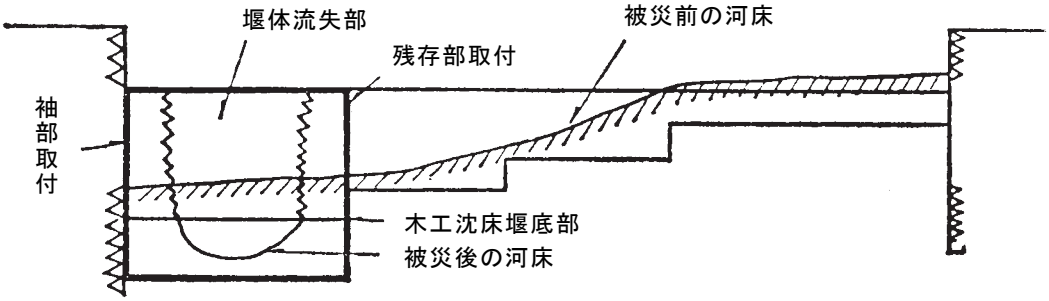
堰体流失部
残存部取付
被災前の河床
袖部取付
木工沈床堰底部
被災後の河床

図—10

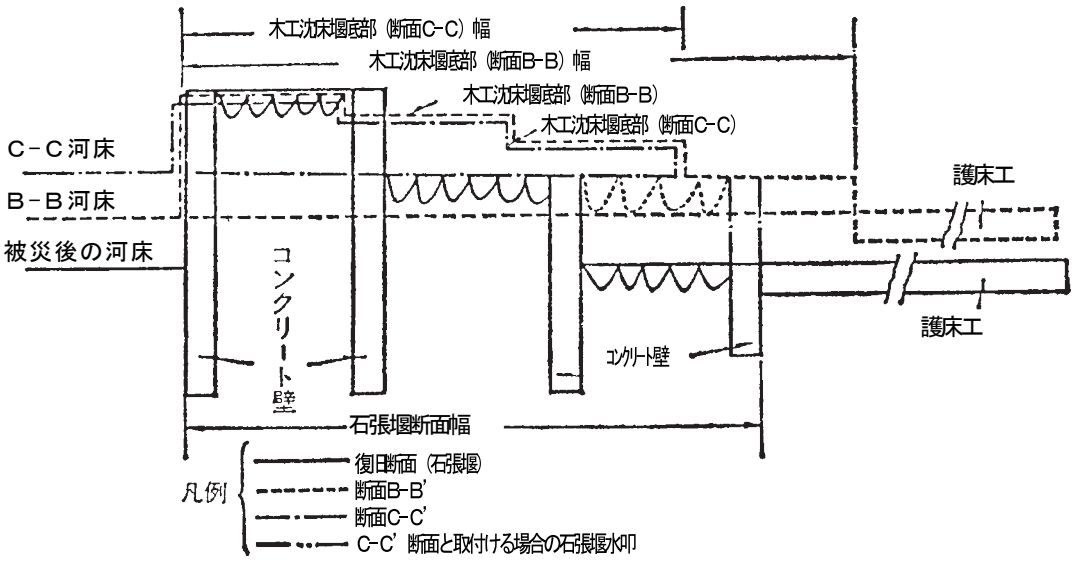
木工沈床堰底部（断面C-C）幅
木工沈床堰底部（断面B-B）幅
木工沈床堰底部（断面B-B）
木工沈床堰底部（断面C-C）
C－C河床
B－B河床
被災後の河床
コンクリート壁
護床工
護床工
コンクリート壁
石張堰断面幅
凡例
復旧断面（石張堰）
断面B-B'
断面C-C'
C-C'断面と取付ける場合の石張堰水叩

図—11

第15（２）イ

（イ）　井堰の全部又は堰体部分の延長の３分の２以上（堰体と水たたきの明確でない石張堰等にあっては平面積の３分の２以上）が被災し、残存部分に取付けて復旧することが技術的に著しく不適当な場合における当該被災井堰の全部についての位置、形状、寸法又は材質等を変更する工事

井堰が全面的に被災した場合において、堰体の２/３以上が被災し、かつ残存部分に取付けて復旧することが不適当な場合に限り、被災井堰の全部、つまり被災部分及び未被災部分を含めて必要に応じて位置の変更及び形状、寸法、材料を変更しても差し支えないことになっています。

（１）　被災程度は堰体部分（水叩及び護床工を除く）の延長の２/３以上が流水の堰上げ能力を失う程度に被災した場合とします。

ただし、堰上部と水叩部が区別し難い構造の木工沈床堰、石張堰等にあっては平面積の２/３以上が堰上げ能力を失うか、又は堰上げに支障を来す程度に被災した場合とします。この場合、堰上げに支障を来す程度とは、中詰が流出したもの、又は貫孔作用により空洞を生じたものとし、単に張石の欠落程度の被災は含めないものとします。

（２）　残存部分に取付けて復旧することが技術的に不適当な場合とは、例えば、井堰の中央部２/３が完全に流失した場合、その流失した部分の河床が洗掘されたため、残存部分の下流河床と流失部分河床との間に段差が生じ、残存部分をそのまま使用することとして、流失部分をこれに取付けて復旧する場合は、復旧部分と残存部分の水叩、護床工、下流河床の高さが異なるため、これを取付けることは技術的に不適当であるし、また取付工事も困難となります。また、たとえこれを取付けて復旧しても、復旧後においては、流水は復旧部、残存部とも均等に越流するため、井堰下流の河床高も均等化する傾向となりますが、特に２/３以上被災した場合は残存部の下流河床はその幅も狭いので、復旧部

の下流河床と同一となるまで低下するため残存部の安定は期し難くなります。従って残存部分に取付けて復旧する場合は一つの堰体としての機能及び従前の安定度を回復することができないことになります。従って残存部分を含めて同一工法により復旧する必要があります。(図―12参照)

また、災害により河川の流路が変化して、旧位置に頭首工を築造することが不適当となった場合は位置を変更して頭首工を新設しても差し支えありません。

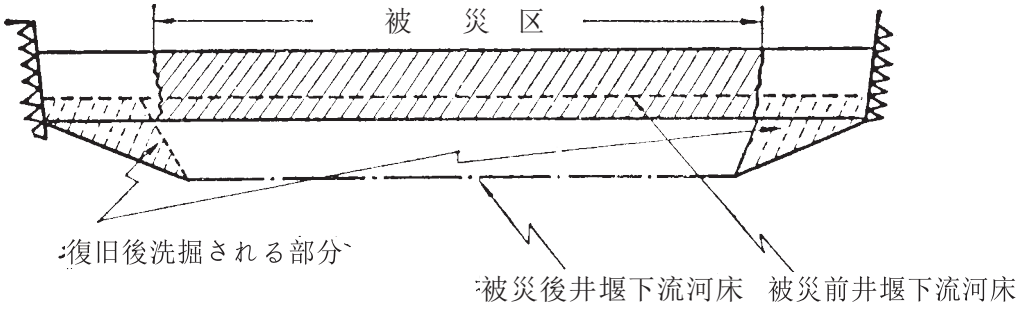

図―12

全面被災を受けた井堰を復旧する場合の工法は、被災後の状況並びに被災前の安定度（確率年）に対応する被災後の時点における確率流量及び水位等により算定される強度を限度とします。また、位置を変更して復旧する場合において新しく設置する位置が旧位置よりも著しく条件がよくなり、原工法よりも程度を下げて施行しても従前の効用が回復できる場合は必ずしも原工法による必要はなく、必要最小限度の工法とすることが望ましいですが、河川の渇水量が取水量に比べて小さく、工法の程度を下げたのでは用水の取水に支障を来す場合、又は河川の転石、流下物等に対処するために必要な場合等、特別の理由により原工法によらざるを得ない場合はこの限りではありません。

第15（２）イ

（ウ）　井堰の構造改訂に伴い堤体に付帯する土砂吐、洪水吐、魚道又は流筏路等の新設を必要と認める場合における必要最小限度の規模

及び工法で行う当該施設の新設

この場合、井堰の構造改訂とは、井堰の構造、規模、断面形状、材質を改訂するもののほか、井堰の設置方向を改訂することも含んでいます。これらの構造改訂に伴って新設の必要を認める場合とは、次のようなものをいいます。

（１）　洪水吐、土砂吐の新設が必要となる場合

例えば、河川流心に対して斜に設置された、いわゆる斜堰が被災し、これを流心に直角な直線堰に復旧する場合、従来の斜堰は取入口の反対側上流部から取入口に向って設置されていたため、単に河川水を堰上げるためだけでなく導流堰の役目も果しており、井堰に沿って取入口に向うみお筋を形成していましたが、これを流心に直角な井堰に変えるとみお筋を取入口に引けないことになるため、洪水吐を新設してみお筋を取入口に導かなければなりません。洪水吐により洪水の流心を取入口に導く場合は取入前面に土砂が堆積するため、洪水吐と併せて土砂吐も新設する必要が生じます。

土砂吐、洪水吐の規模はその河川の流況、洪水量、流出土砂量、及び流出土砂の粒径等によって異なるので、これらを検討のうえ決定しますが、工法については必要最小限度とします。これはその規模によって異なり、小さいものは手動巻上げ等、簡単な可動堰としますが、規模が大きく手動によれないものは動力つきローラーゲート、あるいは自動転倒堰とすることも差し支えありません。洪水吐、土砂吐を角落工とすることは洪水時に操作が不可能であるため避けるべきです。

（２）　魚道、流筏路の新設が必要となる場合

例えば、下流側の法勾配の緩やかな石張堰が被災し、その復旧はコンクリート固定堰とする場合に、従来の井堰は越流水の流速が比較的遅く、しかも井堰の上下流水面が連続していたため、魚類の遡上に何等支障がありませんでしたが、コンクリート固定堰とすることにより井堰の下流側法は急勾配となり、越流水は落下水となって水叩部に落ち

るため、魚類の遡上が不能となるため新たに魚道を設ける必要が生じます。流筏路についても同様なことがいえます。

第15（２）

ウ　水路に係るもの

（ア）　用水路（水路橋、サイホン等を含む。）

用水路が被災し、地すべり、洪水等により流失、埋没等著しく地形、地ぼう等が変動した場合において、従前の効用を回復するため必要最小限度に位置、工法、形状若しくは寸法等を変更する工事、土止工若しくは従前の水位及び流量を確保するため舗装工を新設する工事又はこれらに類する工事

河川の氾濫、土砂崩壊、地すべり、地震動及び液状化等によって用水路が決壊流失、浮上、沈下したり、用水路を含んでその一帯に崩壊土が堆積したような場合で原形復旧を行った場合は、用水を通水するための機能の回復又は用水路の安定が期せられないような状況変化を生じたときは、位置、工法、形状、寸法を変更すると同時に安全を保つために必要な土止工等を新設しても差し支えありません。また、導水路は導水途中における漏水損失をできるだけ防止する必要があることと、流水によって法面洗掘を起さないために、盛土水路にあっては必ず三面舗装を必要とするほか、切土水路にあっても透水性の高い土質の場合、又は流水により洗掘されるおそれのある場合は、三面舗装あるいは護岸工を施す必要があります。ただし断面の通水量は従前のとおりとします。復旧事例と復旧上注意すべき点をあげると次のとおりです。

（１）　山腹水路が、土砂崩壊によって流失し、盛土によっては安定が期せられない場合は、ブロック積又は擁壁等によって土止をした後、三面舗装の用水路を造ります。また水路の山側の安定が期せられない場合においても土止工を施行します。

（２）　山すその水路が土砂崩壊、地すべり等の崩土によって埋没し、この崩土を取除くと崩壊面の安定が期せられない場合は、う回水路を新設して効用回復を図ります。

（３）　水路橋、サイホン等が被災した場合の工法については具体的には規定していませんが、従前における利用上の機能の回復と施設が安定を保ち得る程度とします。

サイホンにあっては河床等の深掘れに対処して上流又は下流に矢板工、コンクリート壁等による床固めを施行したり、水路橋にあっては河床の変動、洪水量の増加、転石等に対処するため下部構造は永久構造としても差し支えありませんが、上部構造は原工法によることを原則とします。

（４）　パイプライン等の農業用施設が地震動及び液状化により被災し、被災の程度から構造物の撤去後再設置する場合等においては、次に示す復旧工法を検討します。

ア）基礎材及び埋戻土を液状化に対応した材質、工法とすること。

イ）マンホール等が浮上した場合でア）の対応に加え、浮上防止に対応した復旧工法とすること。

ウ）地震動による管路等の離脱箇所については、離脱防止に対応した継手等により復旧すること。

第15（２）ウ

（イ）　排水路（用排兼用水路を含む以下同じ。）に係るもの

（ｉ）　排水路が被災し、河床の変動その他の地形、地盤等の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合における当該施設の従前の効用を回復するために行う位置、法線、形状、寸法若しくは材質等の変更、水制工の新設又は根固工、床止工、排水工、土止工等の施行

排水路が被災し、地形、地盤、河床等が変動したために、原形に復旧したのでは水路の安定が期せられない場合の被災部分についての復旧工法の規定です。

（１）　河床が移動し、被災前の流路によることが水路の安定上不適当な場合は、法線を変更し、被災後の法線（断面拡張を意味するものではない）によって復旧します。また、土砂崩壊、地すべり等によって崩壊又は埋没した場合等において原位置に復旧することが不適当な場合は位置を変更して復旧します。

（２）　被災した法面等が原形に復旧したのではその安定が期せられない場合は、原形が素掘水路であっても復旧工事としてはブロック積、擁壁、矢板、柵工等の護岸を施すことができます。ただし、被災後の状況変化を考慮して、復旧工法が過度とならないよう特に注意します。

（３）　被災程度が激甚で、地形、地盤、河床の安定が期せられない場合は、根固工、床止工、落差工等を設置するか、あるいは流水の衝撃を防ぐため水制工等を設けて安定を図るものとします。また、山腹等の用排兼用水路にあって通水量が増大する場合は、被災箇所の復旧の際、渓流等に放水するための排水工を設けても差し支えありません。

（４）　水路の部分復旧の場合は、断面拡張は行いません。即ち、被災部分を局部的に断面を拡大しても、残存部分の拡大がなされない限り、断面拡大の効果はありません。昭和40年以前は残存部分を関連事業で採択することを前提として災害復旧工法を決定していたため、局部的な被災部分の復旧にも断面拡大を考慮してきたわけですが、昭和40年以降はいわゆる「災害一人歩き」に基づき、関連事業との合併は前提としていないため、災害復旧としてはあくまで原形断面とします。もし関連事業と併せて全水路の断面拡大を図る場合は、それに必要な総額から、原形復旧費を差引いた残額を関連事業費とします。

（５）　被災部分の復旧の際、護岸、底張等の残存部分の取付工事は、災害復旧費の中に含めるが、被災区間が極めて接近している場合（３～４ｍ程度）は取付け、及び巻込みに代えて未被災部分も含めて護岸を連絡させても差し支えありません。

（６）　排水路が地震動及び液状化により被災した場合の復旧工法については、前記第15の（２）のウの（ア）の解説（５）と同様とします。

第15（２）ウ（イ）

（ⅱ）　排水路が被災し、その被災箇所が新たに河川の水衝部になった

ため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該災害を与えた洪水等を対象として施行する必要最小限度の工事

災害によって河状が変化し、被災前までは水衝部でなかった被災箇所が水衝部になった場合は、原形復旧を行っても堤防の安定が期せられないため、当該被災時における洪水、波浪、土石流等の被災原因に対応できるよう構造の強化、水衝部による水位上昇に見合う堤防の嵩上工、護岸工等を行うことができます。ただし、被災箇所を含む一連の施設としての効用が発揮できるものでなければなりません。

第15（２）ウ（イ）

（ⅲ）　排水路が被災し、当該箇所が河川の水衝部でなくなり、かつ、再び河川の水衝部となるおそれがないため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において被災後の状況に即応して施行する必要最小限度の工事

災害による河状変化が前号と逆の場合で、被災前は水衝部であった被災箇所が、被災後は水衝部でなくなり、上下流の状況から将来ともに水衝部になり得ないことが明らかな場合は、たとえ被災前において水衝部として相当強固な施設であった場合でも、必ずしも原形復旧を行う必要はなく、必要最小限度の工法とすればよいです。

第15（２）ウ（イ）

（ⅳ）　排水路が被災し、その被災箇所の背後地に集団農地等があるため、その被災施設を原形に復旧することが不適当な場合において、当該災害を与えた洪水等を対象として必要最小限度に断面を拡大し、又はかさ上げする工事

排水路が被災した場合の復旧工法は、第15（２）のウの（イ）の（ｉ）の解説で述べたように断面の拡張は行わないことにしていますが、被災箇所を含めた一連の効用が発揮される場合

は、被災時の洪水等を対象として水路断面の拡幅、堤防の嵩上げ等の断面拡張を災害復旧事業で行っても差し支えありません。例えば、図―13のように山から山を結び河川堤防が決壊流失した場合、その上、下流部とも既に河川改修が終わっており、被災洪水に対応できる程度の高さを有する堤防がある場合は、その中間にある被災部分は被災時の洪水に対応できるよう嵩上げを行って復旧しても、一般の局部被災の場合とは異なり上下流堤防と一連の効用が発揮されることになります。

ここでいう集団農地とはある程度まとまった農地という意味で特に定義はありませんが、ただ普通河川の場合、背後に農地のないものは農業用施設とはいいきれないので、特に「集団農地がある場合」と条件を付けてあります。

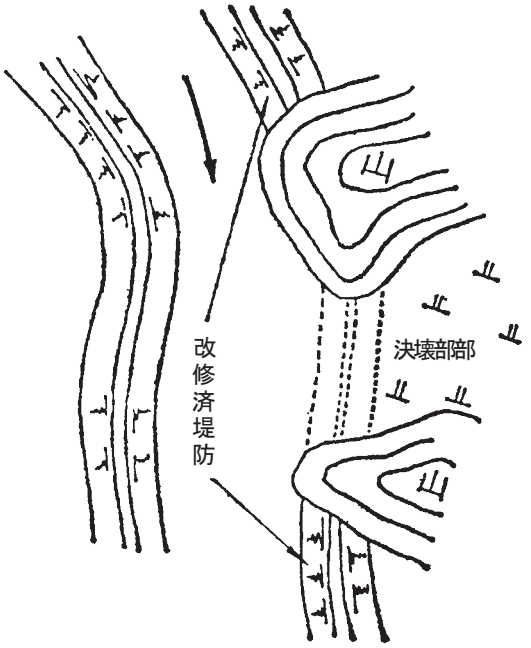

図―13

第15（２）ウ（イ）

（ｖ）　**排水路が広範囲にわたって被災し、その程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水等を対象として被災後の状況に適応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。この場合において、「広範囲にわたって被災し、その程度が激甚」とは、堤防又は河岸の欠壊（原則として有堤部にあっては法尻から天端まで、無堤部にあっては河床から地盤高までの部分がすべて欠壊したものをいう）した区間の延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要のある区間の延長の８割程度以上の場合をいう。**

被災程度が激甚で未被災部を含む「一定計画」による復旧の基

準で、排水路が特に大きい洪水により全面的に被災し、災害による地形、地盤の変動があまりにも大きいため、単に被災箇所を原形に復旧しただけでは排水機能の回復、及び施設の安定が期せられないためわずかな残存部分も含む被災区間全体にわたり一定計画により復旧するものであります。

一定計画による復旧を行う場合の条件は、ある区間の堤防又は護岸が全延長の概ね80%以上被災している場合に限ります。

（１）　ある区間とは了解事項（一定計画）にあるとおり、当該区間全体にわたって一連の機能を発揮することができ、機能、効果が同一である区間を単位とします。

これは、単に水路の延長の80%以上というように規定した場合は、ある一本の水路のうち、最も激甚な被災を受けた部分のみを区切って、その区間だけに一定計画による復旧工法を適用することもできることになり、その区間は水路の全体から見れば極めて局部的でしかない場合も起こります。このような復旧は水路の部分復旧と何等異なるところがなく、一定計画の効果は発揮できません。従って、例えば、次のような区間に限って一定計画を行ってもよいことになっています。

ａ　末端が復旧計画に使用する計画洪水量を流下し得る程度の断面を有する幹線水路又は河川に接続している水路で、大河川等との接続箇所を含んで相当長区間被災したもの

ｂ　既に計画洪水量を流下し得る程度に改修された水路に接続する上流部で相当長区間被災したもの

ｃ　その他その区間を一定計画によって復旧した場合、その下流で洪水を十分処理できる能力を有する場合

（２）　被災の程度は、図―14に示すように堤防の形態を成した畦畔等を有する水路にあっては法尻から天端まで通して崩落している場合とし、無堤部（図―15）にあっては河床から最上端まで完全に崩落した場合とします。従って法の上部、あるいは下部のみが損壊した箇所は、一定計画とする条件の延長には含めません。

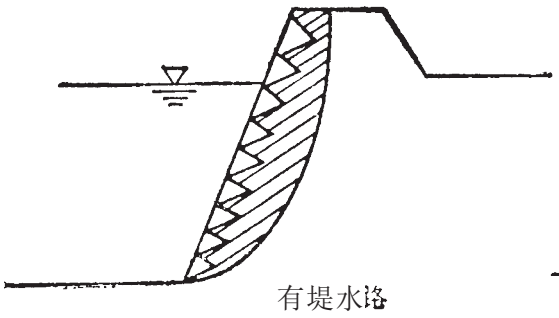

図―14

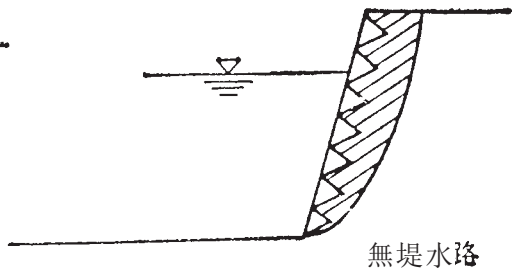

図―15

（３）　延長の80％とは、一定計画による復旧をしようとする区間の両岸の延長和を分母とし、（２）に説明した程度の被災区間の延長の合計を分子として得た商とします。

（４）　この場合における復旧工法は、被災時の洪水等の被災原因に対応する通水断面を与えるものとし、必要な断面の拡幅又は嵩上げを行い、安定上必要な工法により護岸を行います。なお、水路の安定上必要な場合は床止工、根固工、落差工を一定の基準により設置することができます。さらに流路を安定させるために必要な曲線の修正、ショートカット等も併せて行うことができます。

水路幅の拡張に伴って改築を必要とする道路橋、水路橋、サイホン等の工事は補償工事とします。（了解事項「一定計画」参照）

第15（２）ウ（イ）

（vi）　排水路が越水のため被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水等を対象として被覆工等を新設する必要最小限度の工事

排水路の被災原因が洪水の越水にある場合は、被災時の洪水等を対象として堤防等に被覆工を施して復旧しても差し支えありません。（了解事項「巻堤工又は水叩工の採択」参照）

第15（２）ウ（イ）

（vii）　排水路が被災し、その被災施設に接続する一連の施設の位置、

規模、構造等の状況を勘案して当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該接続施設の位置、規模、構造等にあわせて施行する工事

被災した排水路に接続する残存施設が既に改良事業等によって改修されており、断面、法線、護岸工等が被災箇所の原施設と比較して機能的にも強度的にも改良されている場合は、被災箇所を原形に復旧しても再び弱点となり、施設の安定は期し難いため原形に復旧することは不適当です。従って、このような場合に限り、前後残存施設の断面、法線、構造、工法に合わせて復旧します。(了解事項「接続施設の工法と合わせる復旧」参照)

第15（２）ウ

（ウ）　天然の水路が被災し、河床の変動その他の地形、地盤等の変動のため、原形に復旧することが著しく不適当な場合において位置、法線を変更して堤防、護岸等を新設する工事

天然の水路が被災し、地形、地盤、河床等が変動したために原形に復旧した場合は水路の安定が期せられない場合の被災部分について位置、法線を変えて復旧する規定を示しています。

即ち、天然の水路の河床等が移動し、被災前の流路によることが水路の安定上不適当な場合は、法線を変更し、被災後の法線によって復旧したり、また、土砂崩壊、地すべり等によって崩壊又は埋没した場合等において原位置に復旧することが不適当な場合は位置を変更して復旧するもので、必要最小限度の堤防護岸を新設し、根固工、床止工、水制工等の新設をしても差し支えありません。

第15（２）

エ　海岸（湖岸を含み、負担法適用海岸を除く。）に係るもの

農業用施設としての海岸及び湖岸は、その背後に集団農地又は農業用施設があり、その効用が農地、農業用施設の保全を主としているものです。天然の海岸については、原形復旧は不可能なため、本項の原

形復旧不適当な場合の規定は適用できないため特に削除してあります。

また、海岸法によって地方公共団体が管理する海岸保全施設で負担法を適用するものは暫定法の対象としません。

参考のため海岸法第40条によって管理されている海岸のうち暫定法を適用しても差し支えないものを列挙すれば次のとおりであります。

a　農村振興局専管区域のうち、地方公共団体が管理するもので、復旧事業主体が土地改良区等のもの

b　農村振興局、他省庁の二重所掌又は共管区域のうち、地方公共団体が管理するもので、復旧事業主体が土地改良区等のもの

c　他省庁専管区域のうち、施設の管理者で復旧することが困難な場合で、県、市町村、土地改良区等が復旧する場合

d　海岸保全区域の指定のないものについては、その効用を検討のうえ採択できます。

第15（２）エ

（ア）　海岸が被災し、海岸汀線の移動その他の地形、地盤等の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を回復するため行う位置、法線、形状、寸法若しくは材質等の変更、根固工、消波工の施工又は突堤等の新設

災害によって海岸汀線が移動したり、地形、地盤が変動したため、原形復旧を行ったのでは、従前の海岸、又は湖岸の保全機能の回復ができない場合、又は構造物の安定が期せられないことが明らかな場合は原形復旧不適当ですから、復旧目的を達成するために必要な程度に、堤防又は護岸の位置、法線の変更、被災後の状況変化に対応して、堤防、護岸の規模、構造、工法等の変更を行うことができます。ただし、局部被災の場合は堤防、護岸の嵩上げは認められません。なお、施設の安定上必要なときは根固工、消波工、突堤等を設けることができます。

第15（２）エ

（イ）　海岸が被災し、その被災箇所が新たに海岸の波浪収れん部とな

ったため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として施行する必要最小限度の工事

災害によって地形変化が生じ、被災前においては波浪の収れん部ではなかった被災箇所が新たに収れん部となった場合は、原形復旧を行っても施設の安定は期せられないため被災時の波浪等を対象として構造を強化して復旧することができます。

第15（２）エ

（ウ）　海岸が被災し、当該被災箇所が波浪収れん部でなくなり、再び波浪収れん部となるおそれがないため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

災害によって地形変化が生じ、被災前において波浪の収れん部であった被災箇所が収れん部でなくなり、将来とも再び収れん部となるおそれがない場合は、被災前の施設は収れん部として強固なものを設置してあった場合でも、必ずしもそのような強固な構造とする必要はなく、被災後の状況に合わせて復旧すべきです。

第15（２）エ

（エ）　海岸が被災し、その被災箇所の背後地に集団農地等があるため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として施行する必要最小限度の工事

海岸が被災し、背後に集団農地があって原形復旧を行ったのでは越水、越波によって農作物等に被害を与えることが明らかな場合は、被災原因に対応して堤防、護岸の嵩上げ、構造、工法の変更をして復旧することができます。ただし、排水路の場合と同様に、被災箇所を含めた一連の効用が発揮される場合のみとします。即ち、被災箇所に接続する残存施設が既に改修されており、被災原因に対応しても十分安全な場合、又は被災区間が、山麓とか河口の河川堤等に取付く単独区間である等の場合に限っています。

第15（２）エ

（オ）　海岸が広範囲にわたって被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として被災後の状況に適応する被災箇所を含む全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。この場合において、「広範囲にわたって被災し、その程度が激甚」とは堤防又は護岸等の欠壊（原則として有堤部にあっては、平均水面（法尻が平均水面以上にあるときは法尻）から天端まで、無堤部にあっては、有堤部に準じた部分がすべて欠壊したものをいう。）した区間の延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要のある区間の延長の８割程度以上の場合をいう。

海岸を一定計画によって復旧する場合の基準で、その考え方は排水路の一定計画による復旧の場合と全く同様で、次の条件に合致する場合には未被災部分を含めて、被災原因に対応する必要な構造、工法、規模（嵩上げを含む。）等によって復旧することができます。

ａ　一つの区間の延長の概ね80％以上が法尻から天端まで崩落する程度の災害を受けていること

ｂ　被災区間は、例えば、山麓から山麓、河口の河川堤から河口の河川堤というように独立している区間、又は、残存取付部が既に被災時の現象に対応できる程度に改修されている場合の被災区間等のように機能、経済効果等が同一である単位でなければなりません。（了解事項「一定計画」参照）

第15（２）エ

（カ）　海岸が越水又は越波のため被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として行う水たたき工、被覆工等を新設する必要最小限度の工事

海岸の被災原因が越水又は越波にある場合は、被災時の高潮、波浪等を対象として堤防の被覆工、又は堤防裏法尻の水叩工を施行することができます。（了解事項「巻堤工又は水叩工の採択」参照）

第15（２）エ

（キ）　海岸が被災し、その被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等の状況を勘案して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該接続施設の位置、規模、構造等に併せて施行する工事

被災した海岸保全施設に接続する残存部分が既に改良事業等によって改修されているような場合で、被災箇所を原形に復旧しても再び弱点となって、施設の安定が期せられない場合は原施設の如何にかかわらず、前後の残存施設の法線、規模、構造、工法に併せて復旧しても差し支えありません。（了解事項「接続施設の工法と合わせる復旧」参照）

第15（２）エ

（ク）　天然の海岸が欠壊し、海岸汀線の移動その他の地形、地盤等の変動のため、原形に復旧することが著しく不適当な場合において位置、法線を変更して堤防、護岸又は防砂突堤等を新設する工事

海水の侵入、土地の侵食等を防止する堤防としての効用を果していた天然の海岸が決壊し、汀線の移動、地形、地盤等が変動したために、被災前の位置、法線によることが堤防、護岸等の安定上不適当な場合は、法線を変更し、被災後の法線によって復旧したり、また、海岸線の土地侵食等によって被災前の位置に復旧することが不適当な場合は位置を変更して復旧するもので必要最小限度の堤防、護岸又は突堤等を新設することができます。

（１）　海岸砂丘の被災

被災前に効用を果していた海岸砂丘の堤防線を後退して堤防を新設します。（図―16参照）

図―16

（２）　自然傾斜した海岸の被災

陸地から海に向って自然に傾斜した海岸が被災した場合、図―17のように汀線を後退して護岸を新設するか、図―18のように消波ブロック等による突堤を新設し自然の砂州による復旧を図ります。

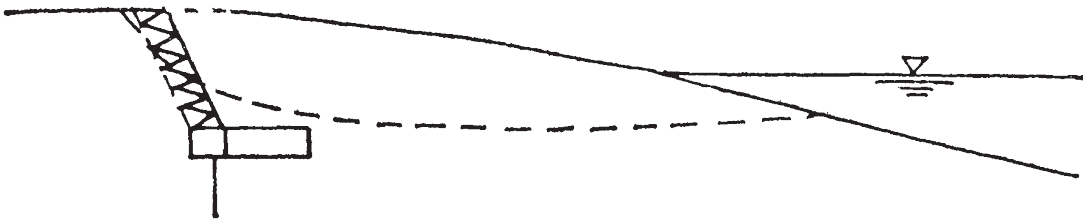

図―17

第15（２）

オ　農道（農道橋を含む。）に係るもの

（ア）　農道が被災し、流失、埋没その他の地形、地盤等の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において従前の効用を回復するために行う路線、位置、形状、寸法又は材質等の変更、土止工若しくは法留工等の形状若しくは材質等の変更、排水工等の新設又は道路を橋梁若しくは桟道に変更する工事

農道が被災した場合、状況変化が甚だしくて原位置に原形復旧した場合は、道路としての機能の回復及び道路の安定が期せられない場合は、復旧目的を達成するに必要な変更をしても差し支えありません。例えば、山腹の道路が土砂崩壊、地すべり、又は洪水等によって流失し、原位置の山腹が、相当広範囲に崩壊しているような場合は、路線を変更して崩壊部を避けて新設します。崩壊が小さく位

置を変更する必要のない場合は、土止工（山側の土止工は１段を原則とする)、法止工等を新設するか、又は原施設のこれらの構造、工法、規模等を変更して安定を図るものとします。

また、洪水の流出、湧水等の増大により路面が洗掘される状況となった場合は道路側溝、横断暗渠等の排水工を設けることができます。

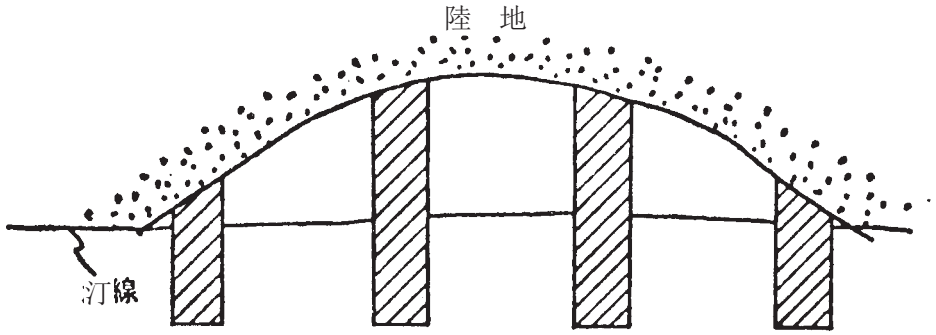

図―18

災害による状況変化により、洪水時において路面が冠水するおそれがある場合には路面を嵩上げして復旧します。また、地形、地盤の変動が甚しく路線の一部に、常時湛水する場合、あるいは流路となるような場合で、嵩上げだけでは安定が期せられない場合は、道路を橋梁、又は桟道として復旧しても差し支えありません。農道橋についても、これ等に類する工事を施行することができます。

第15（２）オ

（イ）　排水路と効用を兼ねる農道が被災した場合については、ウの（イ）の（ｉ）から（ⅶ）まで掲げる工事に相当する工事

排水路の護岸と農道の法止工、土止工を兼ねている施設が被災した場合は、排水路、農道とも安定するような工法をとるものとし、工法の基準は排水路護岸に準ずるものとします。

第15（２）オ

（ウ）　橋梁（潜水橋を除く。以下同じ。）の下部構造の木造部分が被災し、洪水量の増大、河床の変動、流木、流氷、転石等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該被災部分を必要最小限度に永久構造として復旧する工事

橋梁の下部構造が木造の場合は、洪水量の増大、河床の変動、流木、流氷、転石の流下等があれば、原施設の如何にかかわらず被災した部分については、石造、コンクリート造等の永久構造として復旧することができます。ただし、潜水橋（河川の低水敷に架設されているもの）については、下部、上部を問わず永久橋として復旧することはできません。

第15（２）オ

（エ）　橋梁の全部又は一部が木造である橋梁の当該木造部分の延長の２分の１以上が被災し、かつ、つぎの（ｉ）から（ｖ）までのいずれかに該当する場合、又は河川の流心部若しくは水衝部のみに係る木造部分の延長の２分の１以上が被災した場合において、当該被災部分を永久構造として復旧する工事、又はこれに伴いけた下高を上げて施行する工事（残存部分との取付工事を含む。）

（ｉ）　当該被災橋梁の関係面積が20ヘクタール以上で、かつ、有効幅員が2.5メートル以上、橋長が５メートル以上のもの

（ii）　当該被災橋梁が国道又は主要地方道に通じているもの

（iii）　当該被災橋梁が学校、病院、停車場、役場、市場、農畜産物集荷場等の公共的施設に通じているもの

（iv）　当該被災橋梁に係る河川の洪水流量が増大した場合、河床の変動した場合、河川の勾配が急な場合又は流木、流氷、転石等が多い場合

（ｖ）　当該被災橋梁に係る海岸の越波量が増大した場合

橋梁の被災部分（上部、下部とも）を永久構造とし、さらにその部分の桁下高を上げて復旧する場合の基準です。その第１条件としては木造部分の延長の１／２以上が被災した場合とし、この場合において第２の条件として５つの条件のいずれかに該当すれば、その被災部分を永久構造とすることができ、さらにこれに伴って桁下高を上げる必要があれば桁下高を上げて復旧することができます。この場合、残存部分と復旧部分との間に段差ができるので、木造により取付工事を行うことも災害復旧工事として施行できます。

「被災延長について（了解事項「永久橋（全橋）の採択」参照)」

例えば、全延長が100ｍの橋梁のうち40ｍがすでに永久構造となっており、残り60ｍが木造であった場合は、その木造部分が30ｍ以上被災すれば、その被災した部分を永久構造とすることができます。水衝部、流心部に係る部分についても同様に解釈します。

「流心部、水衝部について（了解事項「河川の流心部」参照)」

高水敷と低水敷に分かれている河川については、低水敷部分を流心部と考えます。平水時において河川全幅が流心部である河川については、全幅を流心部と見なします。

（ｉ） 関係面積20ヘクタール以上、有効幅2.5ｍ以上、橋長5.0ｍ以上のもの。

ここで関係面積には、図―19に示すように右岸に17ヘクタール、左岸に18ヘクタールの農地があった場合、この橋梁の関係面積は、その川の対岸に住宅を有する農家の農地面積の合計です。従って図のような場合は左岸７ヘクタール、右岸５ヘクタールの計12ヘクタールが関係面積となります。

（ⅱ） その橋梁のかかっている農道が国道または主要地方道に直接通じているもの。

ここで主要地方道とは道路法第56条に規定する国土交通大臣が指定する都道府県道及び市道です。

（ⅲ） 学校、病院、停車場、役場、市場農畜産物集荷場等公共的施設に通じているもの。

この場合、これらに類する公共的な施設は含まれますが、一般に農道そのものがこのような施設に直接通じている場合は少なく、普通の場合、市町村道以上の道路に面していますが、公共的施設に行くためには必ずその農道を通らなければならない場合、又はその農道を通ることが一番近道である場合は、直接通じているものと見なします。（了解事項「主要道又は公共的施設に通ずるものの解釈」参照）

（ⅳ） 災害により河川の洪水量が増大した場合、又は河床が変動した場合、あるいは急勾配河川、流木、流氷、転石の多い河川にかかる橋梁であること。

（ｖ）　河口等海岸部に近い橋梁で、災害により越波量が増大した場合。

なお、河川の流心部又は水衝部のみの架設区間の木造部分が１／２以上被災した場合は、その被災した木造部分は無条件に永久構造とすることができます。

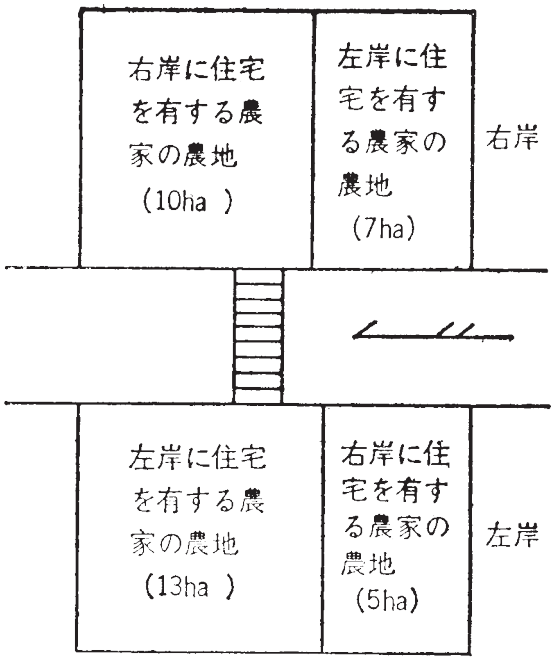

図―19

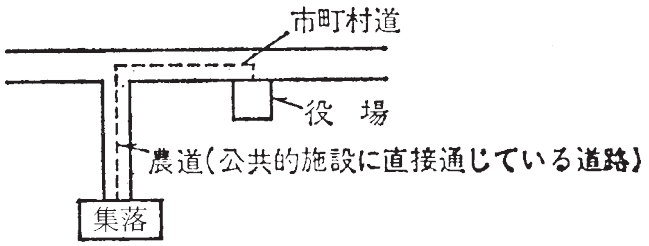

図―20

第15（２）オ

（オ）　橋梁の全部又は一部が木造である橋梁の当該木造部分の延長の３分の２以上が被災し、かつ、前記（ｉ）から（ｖ）までに掲げるいずれかに該当する場合、又は当該被災部分が河川の流心部若しくは水衝部のみに係る木造部分の延長の３分の２以上が被災した場合であって、残存部分との取付けが不適当な場合において当該被災橋梁の木造部分を永久構造として復旧する工事、又はこれに伴いけた下高を上げて施行する工事

橋梁の木造部分の延長２／３以上が被災した場合で、次の条件に適合するものは、未被災部分を含めて木造部分の全延長を、永久橋とすることができます。

条件１　残存部分との取付けが不適当な場合（了解事項「永久橋（全橋）の採択」参照）

２　前号（第15（２）オ（エ）の（ｉ）～（ｖ））に掲げる事項の何れかに該当する場合

河川の流心部又は水衝部のみの架設区間の木造部分が２/３以上被災した場合で残存部分との取付けが不適当な場合は流心部又は水衝部の全区間を残存部も含めて永久橋とすることができます。この場合は前記条件２に適合する必要はありません。（了解事項「永久橋の採択」参照）

第15（２）オ

（カ）　橋梁が全延長にわたって被災し、洪水量の増大、河床の変動等のためその被災施設を原形のけた下高で復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水を対象として必要最小限度において全延長にわたってけた下高を上げて施行する工事、又はこれに伴い形状、寸法、材質等を変更して施行する工事。この場合において、けた下高は原則として当該橋梁に係る河岸の堤防又は護岸の高さに所要の余裕を考慮した高さとする。ただし、けた下高を上げるために必要となる取付部分の工事費は、原則として橋梁復旧費の50パーセントをこえてはならない。

被災した橋梁の桁下高を上げる場合の基準です。即ち、桁下高を上げて復旧できるのは、橋梁が全長に亘って被災した場合のみにしぼっています。これは桁下高の不足によって生ずる災害は、従来の例によればすべて全長に亘り被災する場合が多いこと、また、「災害一人歩き」に基づいて考えれば部分被災の場合に被災部分だけの桁下高を上げても一連の効用が発揮されないためです。

桁下高を上げて復旧する場合の条件は、洪水量の増大、及び河床上昇等に伴って洪水位が上昇した場合に限るものとし、桁下高を上げることによって橋梁の安定上必要となる形状、寸法、材質の変更は行ってもよいことになっていますが、この場合において形状、寸法、材質の変更が必要となるのは下部構造に限られます。

桁下高は、原則として橋梁の河岸の堤防又は護岸の高さとしますが、堤防等の洪水面上の余裕高が小さい場合は、所要の洪水面上の余裕高を考慮して桁下高を決定します。

桁下高は、河川管理施設等構造令によれば、次のとおりです。

計画高水流量Q（㎥/s）	桁　下　高　h（m）
200未満	0.6
200～　500 〃	0.8
500～ 2,000 〃	1.0
2,000～ 5,000 〃	1.2
5,000～10,000 〃	1.5
10,000以上	2.0

なお、一般排水路の場合は桁下高0.3mとします。

桁下高を上げることによって取付道路の改善を行う必要が生じますが、取付道路は未被災であっても災害復旧事業として採択します。その費用は橋梁の復旧費の50％を限度とし、これを超える場合は超過額を補助対象としません。

第15（２）オ

（キ）　橋梁が全延長にわたって被災し、その被災施設に接続する道路の幅員を勘案して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該被災施設を当該接続する前後道路の幅員にあわせて拡幅する工事

橋梁の幅員増大に関する基準で、橋梁が全延長にわたって被災した場合、被災した橋梁の幅員が前後取付道路の幅員に比較して狭小な場合には、前後道路の幅員と同じ幅員として復旧することができますが、この場合において、接続する農道の途中に復旧する橋梁の幅員より狭い部分があって、橋梁の拡幅が無意味な場合には拡幅は行わないものとします。

第15（２）

カ　揚水機に係るもの

地すべり、洪水、地震等により、揚水機が被災し、流失、埋没、沈下等著しく地形、地盤等が変動したため、当該施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、従前の効用回復を限度として位置、形状、寸法若しくは材質等を変更する工事、水制工又は導水施設

を新設する工事若しくは揚程等を変更する工事

揚水機が地すべり、洪水、地震等のため被災し、その程度が激甚な場合において、被災原因を対象として従前の効用を復旧するため位置、構造、材質等の変更を行い、それに伴い水制工又は導水施設を新設又は揚程を増加することができます。

なお、被災施設の接続箇所の関係から原形に復旧することが明らかに不適当と認める場合において、接続箇所の形状に合致するよう機場位置の変更及び嵩上げを行っても差し支えありません。

第15（２）

キ　農地保全施設に係るもの

地すべり、洪水、地震等により、農地保全施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地盤が変化したため、当該施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、従前の効用回復を限度として位置、形状、寸法若しくは材質を変更する工事

地すべり、洪水、地震等により山くずれ、がけくずれ、土石流、土壌侵食及び地すべり等が発生したため農地保全施設である地表水排除工、地下水排除工、抑止工等が被災しその程度が激甚な場合において被災前の効用を回復することを限度に位置、構造、材質等を変更することができます。

第15（２）

ク　農地に係るもの

火山噴火の噴出物により農地が被災し、かつ流域の状況が著しく変化したため、原形に復旧することが不適当な場合における必要最小限度の土止工又は承水路、若しくは排水路工等の農地保全施設の新設

火山活動に伴った噴出物の堆積によって流域の植生及び流出機構は、著しい変化を受けるため降雨等により山地などの荒廃が進み、泥流発生が明白な場合には、農地に堆積した噴出物の除去のみでは持続的に農地の効用を維持することは不適当であるため、土止工又は承水路、若しくは排水路工等の農地保全施設を新設することが必要となり

ます。しかしながら、農地農業用施設災害復旧事業として対処するにはおのずから限度があるため、第13の（６）と同様森林法、砂防法の諸事業との有機的な調整を図りながら必要最小限度の復旧工法とすべきです。

第15（２）

ケ　その他アからクまでに掲げるものに類する工事

前記第15（２）のア～クまでに掲げるため池、頭首工、水路、海岸、農道、揚水機、農地保全施設及び農地の事例のほか、原形に復旧することが不適当な場合に従前の効用を回復することを限度として位置、構造、材質等を変更してそれに代るべき必要な施設を行うことができます。

（自然環境の保全に配慮した工法）

第16　第12から第15に掲げる復旧の工法の決定に際し、自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

この条項は第12～15の条項に加え、自然環境の保全に配慮した工法を採る必要がある場合、必ずしも効用回復に限定されない場合があります。環境工法そのものは、付加的施設として位置づけられがちですが、災害復旧であることを考えれば、環境工法が一人歩きすることなく、施設一体として、通常の原形復旧と同等の効用を回復できるように努める必要があります。

（干ばつ災害復旧事業の採択基準）

第17　干ばつ災害復旧事業の査定は、次の各号によるものとする。

干ばつ災害は、応々にして干害応急対策事業と間違われやすいですが、干害応急対策事業は、干ばつによって既存水源の用水が減少し、作物被害を被むる状態となった場合、これを防止するために用水を確保する目的で事業主体が自主的に実施した応急対策に対して臨時特例的に助成するもので暫定法の適用事業ではありません。ここでいう干ばつ災害は、干ばつによって農地、農業用施設そのものが被災した場合の復旧について規定して

います。

第17

（１）　採択の範囲

重粘土地帯において連続干天日数（日雨量５ミリメートル未満の日を含む）が20日以上で、農地及び農業用施設にき裂が甚だしく、通常の維持管理による手直しでは原機能の復旧が不可能と認められるものに係る災害復旧事業で、次の事項に該当するものに限るものとする。

干天が連続した場合、農地、農業用施設が乾燥してひびわれを生ずることがあります。そのひびわれは普通土砂の場合は降雨、かんがい用水等によって水分を与えられれば自然に旧に復する場合が多いですが、重粘土地帯におけるき裂は非常に深く、しかもき裂の表面に「にかわ質」の皮膜を生じ、水分を与えた程度では旧に復しません。このような通常の維持管理による手直しでは原機能の復旧が不可能な現象が農地、農業用施設に発生した場合は、暫定法を適用して復旧することができます。ただし、この場合の条件としては連続干天日数が20日以上の場合となっています。干天とは１日の降雨量が５㎜未満の日としています。

第17（１）

ア　農地

田面のき裂が25センチメートル以上の深さであり、かつ、き裂が耕盤層を破壊して心土層に到達し、漏水が甚だしくそのままでは植付けが不能と認められるもの。

干ばつによる農地の災害は田面、畦畔のき裂です。このき裂が深くなると漏水が甚だしくなって水田としての効用を失うことになるため、復旧しなければなりませんが、き裂の程度は通常の維持管理による手直しで復旧できないもので、これを定量的に規定するとき裂の深さ25㎝以上となります。これは作土層及び耕盤層の標準的な厚さをそれぞれ15㎝、10㎝とし、き裂深さがこれを上回り、かつ、き裂が耕盤層を破壊して心土層に到達している場合はその範囲を災害復旧事業の対象としています。

第17（１）

イ　農業用施設

き裂の入った土堰堤又は土水路で、そのままで貯水又は通水すれば欠壊あるいは甚だしく漏水するおそれがあるもの。

農業用施設のうち干ばつによる被害を受けるものは、土堰堤又は土水路です。これらはき裂の入った状態のまま貯水や通水を行うとき裂が透水路となり、空洞に発達し、やがて決壊を招くことになります。このようなおそれのある場合は災害復旧事業として採択することができます。

第17

（２）　復旧工法

ア　農地

き裂範囲の田面の心土のねり直し（厚さ50センチメートル以内）と畦畔のつき直しの工事費を比較して工事費の低い方法による。

き裂を生じた田の効用回復とは、田の保水力を回復することになります。従って不透水層である心土をねり直してき裂をなくせば足りますが、重粘土地帯は一般に土層が厚く、基盤も粘土層の場合が多いため、心土と基盤の区分が明確でない場合も多いので、心土厚さを最大50cmと考え、ねり直し厚さを50cm以内としています。即ち、復旧に際してはまず耕土を取除き、心土を50cm以内の範囲内で必要厚さだけねり直した後、耕土をまき出す工法をとります。

ただし、階段式水田において基盤が粘土の場合、畦畔をつき直して刃金工を施行すれば、必ずしも心土のねり直しをしなくても保水能力が回復できる場合は、心土ねり直しの工費と比較して安い工法をとることになっています。

第17（２）

イ　農業用施設

原形に復旧することを原則とする。

き裂の大小、深さ等によって工法は異なりますが、一般的にはき裂部分を掘削して盛り返えすか又はベントナイト等のグラウト工によってき裂の閉そくを図ります。

（保　　留）

第18　災害復旧事業の採択に当り、当該災害復旧事業が次の各号の１に該当する場合には採択を保留するものとする。

（１）　１箇所の工事費（うち未成及びうち転属を含む）が２億円以上となった場合

（２）　工法決定上、他省所管の災害復旧事業又は他の改良事業（他省所管の事業を含む）等と計画の基準となるべき事項を統一する必要がある場合であって、他の事業が未確定のため協議を要する場合

他省庁が所管する災害復旧事業又は他の改良事業（他省庁所管のものを含む）と当該災害復旧事業が接続するか、あるいは直接関連があって、一連の効用を発揮する場合は、気象、水象等の計画の基準となる事項について統一する必要があります。例えば、１の河川が被災した場合、接続する部分を他省庁と分割して復旧する場合等においては計画の基準となる降雨量、洪水量等についても統一するとともに、工法についても極端な差異が生じないように協議する必要があるので、たとえ現地において他省庁の出先機関と協議済のものであっても本省協議としなければなりません。

ただし、河川堤防と農地、河川堤防と頭首工のように、位置的には接続していても、一連の効用を発揮しないもので計画の基準となるべき事項を協議して統一する必要のない場合は、現地決定を行い本省協議の必要はありません。この場合、決定後において河川堤防の法線の変更により農地の復旧面積、井堰の延長等に変更を生じた場合は計画変更として処理します。なぜならば、他省庁の法線等は実施の段階で変更となる場合も考えられるので、当初決定時に協議することが無意味となるからです。

第18.1

（３）　施設が統合して採択する場合で工事費（うち未成及びうち転属を含む）が4,000万円以上となった場合

要領第19の２の規定により施設を統合して復旧する場合で工事費（うち未成及びうち転属を含む）が4,000万円以上となった場合は、本省間において統合の必要性、復旧工法の適否について協議することになっているため、設計書のほか、統合を必要とする理由、統合施設の規模、構造、工法等の決定資料を添えて本省に提出します。

第18.1

（４）　面積20ヘクタール以上の農地の区画を変更して採択する場合又は面積10ヘクタール以上の農地を代替地に復旧する場合

要領第19の１の（２）の規定により、農地の区画を変更して復旧するもので、復旧する農地面積が20ヘクタール以上のものについては、復旧計画の適正を期するため本省協議とします。

要領第19の１の（１）の規定により原位置復旧にかえて代替地開墾等を行う場合においては、代替地において復旧する理由等の参考事項を設計書に添付して本省に協議しなければなりません。

第18.1

（５）　他の関係省庁と協議を要する場合

ここで協議を要する場合とは、査定の際、査定官と立会官との意見不一致のため本省間で協議する必要が生じた場合のことをいいます。

第18.1

（６）　他の事業との費用分担につき検討を必要とする場合

第18

２　保留箇所については、地方農政局長は査定終了後15日以内に農村振興局長に協議し、その同意を得なければならない。

災害復旧事業の査定にあたり、工法決定上他省庁と協議を要するもの、一定規模以上のもの及び国庫補助の対象とすることに疑義があるもの等については、査定終了後15日以内に協議し、その同意を得ることになってい

ます。
なお、保留となった箇所については、農林水産、財務本省の間で協議します。

３　農村振興局長に協議する場合は、保留箇所別調書（様式第２）を作成し、これを添付するものとする。

保留箇所について、農村振興局長に協議する場合、保留箇所別調書（様式第２）を作成し、添付することになっています。

（雑　　則）

第19　次の各号に掲げる工事は、災害復旧事業として行うものとする。

（１）　農地を従前の位置に復旧することが著しく不適当な場合において、他に適地がある場合に、従前の面積並びに従前の農地及び農業用施設の復旧費の範囲内において代替開墾を行うこと（必要最小限度の農業用施設の新設を含む。）

農地を原位置に復旧することが不適当な場合とは、次のような場合です。

a　河川沿いの農地が河川堤防の決壊によって被災した場合、河川の洪水量が増加したため河川堤防の法線を後退させて復旧する場合の堤防敷及び河川敷となる農地、又は地すべり地域等でその地域内に水田を造ることは地すべりを助長することとなるため復旧不可能な水田等をいいます。

b　河川沿いの輪中式の農地で、洪水量の増加、又は河床の上昇に伴って洪水位が上昇し、洪水の侵入を防止することが困難となった農地のように、災害による状況変化によって繰返し災害を被むることが明らかとなり、農業経営の安定が期せられなくなった農地をいいます。

以上のような場合は代替地復旧を行っても差し支えありませんが、代替地としては被災農地から近い廃川敷、原野等を選定します。

復旧面積、及び田畑等の種類は旧農地の種別面積を原則としますが、代替地の立地条件により止むを得ない場合は種別面積の変更は認められますが、総面積は旧面積を超えてはなりません。

工事費は原位置において復旧可能な場合は、原位置における復旧費

の範囲内とし、原位置において復旧不可能な場合は、当該年災に使用する農地復旧限度額の範囲内とします。この場合の工事費には、旧位置で復旧しないことによって不必要となる農業用施設の復旧費も含めるものとします。代替地において用排水施設を造る場合で、それに要する費用が不要となった農業用施設の復旧費をこえる場合は、その超過額は農地として処理します。また放棄した農地、農業用施設は別途自己負担により復旧して使用しても差し支えありませんが、以後災害が生じても国庫補助の対象となりません。（了解事項「代替開墾」参照）

第19.1

（２）　地すべり、洪水、地震等により、農地及び農業用施設が被災し、流失、崩壊、埋没等著しく地形、地ぼう等が変化したため、当該被災農地を原形に復旧することが不適当な場合において被災した農地の区画を変更して施行する復旧工事。この場合、区画変更に伴う耕地面積の増加は原則として行わないものとする。

災害による地形、地ぼうの変化が甚だしく、農地を原形に復旧することが不適当なため、区画を変更して施行する場合の工法の基準です。取扱いの詳細については別途了解事項に明記してあります。（了解事項「農地の区画変更」及び「個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱い」参照）

第19

２　井堰、揚水機、ため池又は樋門をそれぞれ統合して復旧する場合の統合後の施設の用排水能力は、統合前の個々の被災施設の能力を合計したものの範囲内とする。

（１）　統合の条件

例えば、同じ河川に連続して設置された井堰がそれぞれ被災した場合、災害復旧事業を施行できる限度は、従前の効用（安定性も含める）を回復することとしており、全面被災の場合でも被災前の安定度（確率年）に対応する被災後の時点における確率流量、水位等により算定される強度までは与えられますが、それ以上の現象に耐え得るだけの強度は

与えられません。従って、これらを個々に被災前の安定度に対応する強度以上の施設としようとすれば、個々に災害関連事業と併せて復旧しなければなりませんが、同一河川にある井堰を再度災害防止上必要な強度のものとするには、受益戸数、受益面積の大小にかかわらずほぼ同一な井堰としなければなりません。しかしながら、わずかな関係者でこのような完全な施設をつくることは、その負担にも耐えられないため、統合という必要性が生じます。即ち、統合井堰の規模、構造も個々に完全な井堰をつくる場合の規模、構造も同一河川に造る限りにおいては全く同じわけですから、井堰自体について考えれば、個々に災害関連事業を取入れて復旧するよりも安価であることは言うまでもありませんが、取水施設については統合によって取水量が増大すればそれだけ大きくなることは止むを得ません。また個々に取水した場合はかんがいする農地までの導水距離は近いが、統合すればその導水距離は長くなり、さらに導水のための水路も設けなければなりません。

しかしながら、これらの費用を考慮に入れてなお経済的に有利であれば統合すべきです。過去の事例をみても、再度災害防止に必要な施設を個々に造るよりも、統合した方が有利な場合が多いです。

（２）　統合施設の基準

ア）統合施設の工法

統合する施設の規模、構造、工法等については、その施設の耐用年数中に発生すると思われるすべての現象に対して安全なものとしますが、この場合河床等が安定していない場合は、安定後の状況を推定したうえで実施するように特に注意する必要があります。また、施設自体の安定のほか他事業、他施設に及ぼす影響等についても十分調査したうえ実施するものとします。これ等の点について被災直後の混乱期に、しかも短期間に実施する事業ですから特に注意すべきです。

イ）統合施設の機能

災害復旧事業である以上、施設の利用上の機能は当然原施設の機能を限度とし、機能増大は認められません。

従って、用水施設については、原施設のかんがい能力の合計を限度とします。ただし、導水損失の増大に見合う水量等を補うための取水量の増加等は止むを得ません。しかしながら、排水機、排水樋門等の排水施設は用水施設とは異なります。例えば、原施設が農地の湛水時間、湛水深が作物の冠水許容限度以下となるような排水能力を持たせ

てあった場合において、災害によって降雨量、洪水量等が増大したとすれば、単に原施設の排水量の合計を統合施設の能力としたのでは、作物の冠水許容限度を超える湛水を起こす場合もあります。このような場合は、作物の冠水許容限度の湛水を起こさないだけの機能とすることが、いわゆる効用回復ですから、排水施設に限り、原施設の合計排水量より大きいものを設置することもあり得ます。

なお、用水施設を統合する場合における統合施設からの導水は原則として、原施設の用水路に最短距離で連絡するものとします。この場合の路線はでき得る限り既存水路を使用することが望ましいです。

（了解事項「合併事業費の変更」「位置変更後の原施設の増破」参照）

様式第１

査　定　票

番　　号　　箇所／地区

査定年月日　　年　　月　　日　　実地査定、机上査定

区分	工種	緊急順位	事業量	事業費	うち未成額(転属額)	差引額	備　　考
申請				千円	千円	千円	
査定							

査定内容

注　１．査定内容には、査定のときに指示した事項又は失格、欠格、理由の名称その他必要な事項を記入すること。

２．保留箇所については仮査定額を計上すること。

３．災害関連事業については事業量及び事業費（現地調査額）を（　）外書で記入することとし、備考欄に採択理由（採択基準第何項第何号等）及びＡ、Ｂ項の別を明記すること。

４．うち未成額、うち転属額のある箇所については備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。

調査官　農林水産技官　氏　　名

（内閣府技官）

立会官　財務事務官　氏　　名

（内閣府事務官）

様式第２

保留箇所別調書

主任査定官○○農政局　　農林水産技官　氏　　名
（沖縄総合事務局内閣府技官）
調査官○○農政局　　農林水産技官　氏　　名
（沖縄総合事務局内閣府技官）
主任立会官○○財務局　　大蔵事務官　氏　　名
（沖縄総合事務局内閣府事務官）
都道府県名　立会官○○財務局　　財務事務官　氏　　名
（沖縄総合事務局内閣府事務官）

<table>
<tr><td colspan="3">所 在 地</td><td rowspan="2">事業主体</td><td rowspan="2">年災</td><td rowspan="2">災害名</td><td colspan="2">番　号</td><td rowspan="2">工種</td><td rowspan="3">問題点</td><td rowspan="3">（関係法令等）</td></tr>
<tr><td>都市</td><td>町村</td><td>字</td><td>地区</td><td>箇所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="9">被　害　状　況</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td><td rowspan="2">査定官意見</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">工　事　概　要</td><td colspan="4">金　　額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td colspan="4">災害復旧事業費
うち応急
うち未成
災害関連事業費</td><td rowspan="2">立会官意見</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>仮決定</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">災害復旧事業費
うち応急
うち未成
災害関連事業費</td></tr>
</table>

注　１．本表は、保留箇所ごとに一葉として作成するものとし、各箇所ごとに査定表、仮査定設計書（計画概要書に査定箇所を朱書で記入したもの）、添付図面及び被害写真等の資料を添付すること。なお当該施設の被害状況及び復旧計画が判明できる平面図を作成し、その余白に標準断面図（被災前、被災後、復旧）を記入し、必要な写真を貼付すること。
２．被災状況……被災施設の略歴、被災原因及び状況を簡記する。
３．工事概要……工事の内容が判明できるよう具体的にその概要を記入すること。なお申請工法と仮決定工法が同一である場合においては、仮決定欄に「申請に同じ。」とのみ記入する。
４．金額……申請又は仮決定した災害復旧工事費を記入するが、「うち応急」、「うち未成」（うち転属のときは「うち転属」と別に表示して記入すること。）等の記入を怠らないこと。なお、災害関連事業が付随する場合は、その調査額を災害復旧工事に準じて記入すること。
５．問題点……保留となった問題点を詳細に列挙するほか、保留事由に関係する法令、査定要領等の条項を必ず明記すること。
６．査定官意見……問題点に対する査定官の意見を具体的に列挙して記入すること。
７．立会官意見……問題点に対する立会官の意見を具体的に、かつ、査定官意見と対比できるよう列挙して記入する。

様式第３

災害査定計画

○○農政局
（沖縄総合事務局）

県　名	被害発生 年 月 日	査定 期別	概算申請		査定期間 自 月 日 至 月 日	調査官 班　数	調　査　官 氏　　名	備　　考
			箇所数	金　額				
			ヶ所	千円				

注　１．本表は、災害種類別（融雪、台風、豪雨、地すべり、地震、高潮、干ばつ等）及び発生期間ごと（豪雨は月単位、融雪は一括計上）に分類して作成のうえ報告すること。

２．査定期別欄には、同一都道府県に対し査定を２回以上にわたって実施する場合は、１次査定、２次査定等に区分して記入すること。

様式第４

災害復旧事業査定調書

（都道府県名）

査定期間　　自　　年　　月　　日
　　至　　年　　月　　日

主任査定官　○○農政局　農林水産技官　氏　　名
（沖縄総合事務局内閣府技官）
主任立会官　○○財務局　財務事務官　氏　　名
（沖縄総合事務局内閣府事務官）

査　定　地　域　一　覧　表

都市	町村名	調査官及び立会官名
○○	○○	○○農政局　農林水産技官　氏　　名 （沖縄総合事務局内閣府技官） ○○財務局　　財務事務官　氏　　名 （沖縄総合事務局内閣府事務官）
○○	○○	○○農政局　農林水産技官　氏　　名 （沖縄総合事務局内閣府技官） ○○財務局　　財務事務官　氏　　名 （沖縄総合事務局内閣府事務官）
○○	○○	○○農政局　農林水産技官　氏　　名 （沖縄総合事務局内閣府技官） ○○財務局　　財務事務官　氏　　名 （沖縄総合事務局内閣府事務官）

災害名（　）：災害復旧事業査定総括表

区分			申請額					査定額					備考
			箇所	数量	金額	うち未成(転属)	差引額	箇所	数量	金額	うち未成(転属)	差引額	
今回の査定	決定	農地		ha	千円	千円	千円		ha	千円	千円	千円	
		農業用施設		箇所 (m)					箇所 (m)				
		計											
	保留	農地											
		農業用施設		箇所 (m)					箇所 (m)				
		計											

注　1．本調書は、災害種類別（融雪、台風、豪雨、地すべり、地震、高潮、干ばつ等）及び発生時期ごとに分類し、別冊として作成すること。また、災害名 の（ ）には災害種類や期間等を記入すること。

2．決定分について、査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（　）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

箇　所　別　調　書

１．農　地

実地査定 机上査定 の別	番　号		所　在　地			事業 主体	申　請						査　定						備　考
	地区	箇所	郡市	町村	字		工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	
									ha	千円	千円	千円			ha	千円	千円	千円	
				計															
				計															
				合計															

注　１．査定の結果、失格、欠格、又は保留となったものは、それぞれ備考欄にその旨（欠格となったものは、欠格理由の名称を併記）を記入することとし、保留となったものは査定欄に仮査定額を計上すること。
２．農業用施設と合併施行をする場合は、備考欄に「農業用施設（箇所／地区）と合併」と記入すること。
３．うち未成、うち転属額については備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。
４．査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。
５．災害関連事業がある場合は、備考欄に「災害関連（番号)」を記載すること。

箇　所　別　調　書

２．農業用施設

実地査定 机上査定 の別	番　号		所　在　地			事　業 主　体	申　請						査　定						備　考
	地区	箇所	郡市	町村	字		工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	工種	緊急 順位	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	
									箇所 (m)	千円	千円	千円			箇所 (m)	千円	千円	千円	
				計															
				計															
				合計															

注１．査定の結果、失格、欠格、又は保留となったものは、それぞれ備考欄にその旨（欠格となったものは欠格理由の名称を併記）を記入することとし、保留となったものは査定欄に仮査定額を計上すること。

２．災害関連事業がある場合は、備考欄に「災害関連（番号)」を記載すること。

３．うち未成、うち転属額については備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。

４．農地と合併施行をする場合は、備考欄に「農地（箇所／地区）と合併」と記入のこと。

５．申請、査定の数量欄に箇所数で示される、ため池、頭首工、揚水機、橋梁及び農地保全施設については、主要工事の延長（m）等を併記すること。

６．査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（　）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

Ⅱ－４　農地農業用施設災害復旧事業
計画概要書等作成要領

	平成５年６月16日	５構改Ｄ第 421号
改正	平成６年６月１日	６構改Ｄ第 312号
〃	平成７年９月21日	７構改Ｄ第 714号
〃	平成８年４月23日	８構改Ｄ第 279号
〃	平成９年７月１日	９構改Ｄ第 495号
〃	平成10年５月11日	10構改Ｄ第 347号
〃	平成11年５月31日	11構改Ｄ第 415号
〃	平成12年４月１日	12構改Ｄ第 257号
〃	平成13年４月10日	12農振　第2091号
〃	平成16年５月24日	16農振　第 462号
〃	平成17年６月20日	17農振　第 455号
〃	平成20年８月11日	20農振　第 766号
〃	平成21年６月29日	21農振　第 767号
〃	平成24年８月３日	24農振　第1161号
〃	平成26年６月19日	26農振　第 826号
〃	平成28年８月２日	28農振　第1046号
〃	平成30年８月20日	30農振　第1511号
〃	令和元年８月８日	元農振　第1173号

（農村振興局長から各地方農政局長，沖縄総合事務局長，北海道知事あて）

（本工事費の構成）

第１　要綱第８第１項の請負施行に係る本工事費の構成は、次のとおりとする。

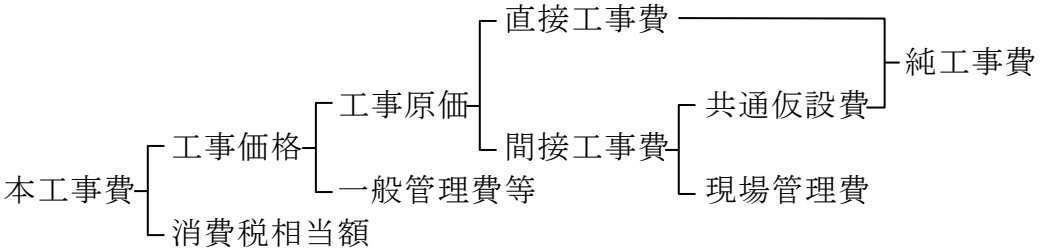

（各費目の積算基準）

第２　計画概要書等に計上すべき各費目の内容及び積算は、要綱第８及び第11に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（１）本工事費（請負施行の場合）

イ　直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次に掲げる労務費、材料費、機械経費及び特許使用料等について積算する。

（イ）労務費

労務費は、工事の施工に直接必要な労務の費用とし、要綱第７の規定によって同意を得た設計単価及び歩掛（以下「同意単価及び歩掛」という。）により積算する。ただし、実施に当たって、同意単価及び歩掛により難い場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算することができる。

（ロ）材料費

材料費は、工事の施工に直接必要な材料の費用（購入場所から現場までの運搬費を含む。）とし、同意単価及び歩掛により積算する。ただし、実施に当たっては、労務費と同様の取り扱いをすることができる。この場合には、特に材料の運搬距離及び運搬方法について十分検討のうえ適正に積算するものとする。

（ハ）機械経費

機械経費は、工事の施工に直接必要な機械の使用に要する費用で、その算定は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について（昭和58年２月28日58構改Ｄ第147号構造改善局長通知）」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛について（昭和58年２月28日58構改Ｄ第148号構造改善局長通知）」により積算し、その他の器具等の経費については、これに準じて積算する。

（ニ）その他

イ）特許使用料

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

ロ）水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水・電力電灯使用料とする。

ハ）鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

二）産業廃棄物処分費

産業廃棄物処分費は、産業廃棄物処理に要する費用とする。

ロ　共通仮設費

共通仮設費の算定は、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13年３月22日12農振第1680号農村振興局長通知）」に基づき行うものとする。

ハ　現場管理費

現場管理費の算定は、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成５年２月22日５構改Ｄ第49号構造改善局長通知）」に基づき行うものとする。

ニ　一般管理費等

一般管理費等の算定は、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成５年２月22日５構改Ｄ第49号構造改善局長通知）」に基づき行うものとする。

ホ　工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税相当額を含まないものとする。

ヘ　消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

（２）測量及び試験費

測量及び試験費は、事業主体が直接調査、測量及び試験を行う場合においては、測量及び試験に要する材料費、労務費、労務者保険料、船舶及び機械器具費等を計上し、請負又は委託により施行する場合においては請負費又は委託費を計上する。

（３）船舶及び機械器具費

船舶及び機械器具費は、工事が直営施行の場合において、当該工事の内容及び規模に適合した機械を選定し、工事の施工上必要最小限度の費用を計上する。なお、工事が請負施行の場合において、事業主体が機械

器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められるときは、それらに要する費用を計上することができる。

（４）営繕費

営繕費は、工事が直営施行の場合において計上するものとし、当該直営施行に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下「工事費」という。）が次に該当する場合、当該工事費にそれぞれ定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、ロ）からニ）までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの前において算出される額の最高額に達しないときは、営繕費は、当該最高額の範囲内において増額することができる。

イ）工事費が1,000万円以下の場合　1,000分の50
ロ）工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合　1,000分の40
ハ）工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合　1,000分の30
ニ）工事費が10,000万円を超える場合　1,000分の20

（５）工事雑費

工事雑費は、次の算式により算出する。

イ　工事が請負施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（請負又は委託に係るもの）……（ア）

用地及び補償費＋測量及び試験費（直営施行に係るもの）＋船舶及び機械器具費＋営繕費……（イ）

工事雑費＝（ア）×15／1,000＋（イ）×35／1,000

ロ　工事が直営施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（直営施行に係るもの）＋用地及び補償費＋営繕費……（ウ）

工事雑費＝（ウ）×35／1,000

（本要領によらないことができる工事）

第３　鋼橋製作等主として工場製作に係る工事、若しくは、この要領によることが著しく不適当又は困難であると認められる工事については、この要領によらないことができるものとする。

（災害復旧事業の事業費の判定について）

第４　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法第169号）第２条第６項に規定する災害復旧事業の事業費（40万円以上）の判定は、産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費により行うものとする。

Ⅱ－５　農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項

昭和40年９月10日
改正　昭和47年８月１日
〃　昭和50年４月22日
〃　昭和54年２月26日
〃　昭和59年９月14日
〃　昭和60年８月10日
〃　平成10年10月20日
〃　平成12年４月１日
〃　平成13年４月10日
〃　平成28年10月28日
〃　令和２年11月27日
〃　令和８年４月７日

（農村振興局整備部長から各地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

第１　一般的事項

（農地の解釈）

１　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）（以下「法」という。）第２条に規定する「農地」とは、耕作の用に供される土地をいい、土地台帳地目によって区分するものではなく、その土地の現況によって区分するものとし、その取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１）現に耕作している土地（肥培管理を行っている土地をいう。）であって、水田及び畑地のほか果樹園、飼料作物栽培地、苗圃、わさび田、はす田、くわい田、茶園、桑園、石垣いちご畑等（以下「特殊田畑」という。）を含むものとし、実験農場、採草地、放牧地、耕作許可のない河川敷地内の耕地、地目転用予定の農地及び宅地内の家庭菜園は、農地として取扱わないものとする。

（２）水田及び畑地（特殊田畑を除く。）にあっては、耕作しようとすればいつでも耕作し得る状態にある土地で、次に掲げるものは農地とみなす。

ア　土地改良事業、融資事業等により新規造成された農地

イ　輪作地帯における休耕地（休耕中に地力を増進する目的で、はんの

木等を植えた土地を含む。）

この場合、耕作し得る状態とは、耕土、心土及び盤土の合計の厚さ（「土層の厚さ」といい、盤土は作物の根が伸長し得る程度の礫層は含むものとし、底岩又は盤層に達するまでの厚さをいう。短径が50センチメートル以上の転石が80パーセント以上を占める礫層は、底岩又は盤層とみなす。）が40センチメートル以上ある場合をいう。

（３）農地法（昭和27年法律第229号）第43条第１項により農地法が適用される農地については復旧の対象とする。

但し、コンクリート等で覆われる前の農地（土）の状態までを復旧対象とし、農作物栽培高度化施設の一部である当該施設の底面コンクリート等は復旧の対象外とする。

（一箇所工事の取扱い）

２　法第２条８項に規定する「１の施設について災害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は二以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なもの」に該当するものは、次に掲げるものとする。なお、「間隔」とは、最短距離（水平距離）である。

（１）一の施設としてまとまっている頭首工、ため池、用排水機場等

（２）用水路にあっては、一の分水工（取水工を含む。）から次の分水工に至るまでにおいて被害にかかった箇所が150メートルを超える間隔で連続している場合。なお、この場合の分水工には、幹線用水路等にあるほ場分水口（単に１筆程度の分水を目的とするもの）程度のもので用水路の機能に影響しない分水口は含まれないものとする。

（農地の流入土砂等の平均の厚さ）

３　法第５条第６号及び第７号に規定する農地における流入土砂又は流失耕土の「平均厚さ」とは、申請１箇所当たり山側・中間部・河川側、又は上流部・中間部・下流部などの３点（申請１箇所当たり面積が１アール未満の場合は中間部のみ１点）の試掘を行い算術平均により求めるか、又は水田のように被災前の状態が水平であったものについては、水準儀による高低測量によって平均の厚さを求めるものとする。なお、ＵＡＶにより算定した堆積量を堆積面積で除した値を平均の厚さとしても差し支えない。

（農道の幅員）

４　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）（以下「令」という。）第９条第５号に規定する農道の「有効幅員」とは、全幅員をいい、農道橋にあっては高欄の内幅とし、高欄のない農道橋にあっては地覆木の内幅とする。

（復旧すべき農地面積及び復旧限度額）

５　令第９条第６号に規定する「災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額」を算定する場合の復旧すべき農地面積の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１）復旧限度額の算定にあって使用する復旧すべき農地面積の解釈については、平坦地における畑地にあっては復旧実面積とし、水田にあっては被災した畦畔の用水貯留機能を考慮して、その畦畔の支配する筆（登記上の筆でなく実際の筆）の面積を含むものとする。また階段状の農地の場合には、その畦畔の農地保全機能を考慮し、畑地にあっては、復旧実面積及び被災畦畔と地盤との交線を基準として上方及び横方向に引いた安息角線と農地面との交線によって囲まれた農地面積のほか、営農機械の運行に伴う農地の安定等を考慮して定めた平行限界線と横限界線によって囲まれた部分の残余の面積を含むものとし水田にあっては、復旧実面積及び畑地の場合と同様に引いた安息角線と農地面との交線によって囲まれた農地面積のほか、安息角線と交叉する農地の畦畔が支配する筆の残余の面積を含むものとする。

なお、階段状の農地とは、平坦地の通常の畦畔以上の高低差のある農地をいい、その段差が畦畔線に対しいずれの方向にあるかは問わない。また下段が農地でなく、排水路、宅地等であっても階段状の農地に変わりはない。

（畑地の例）

（平 面 図）

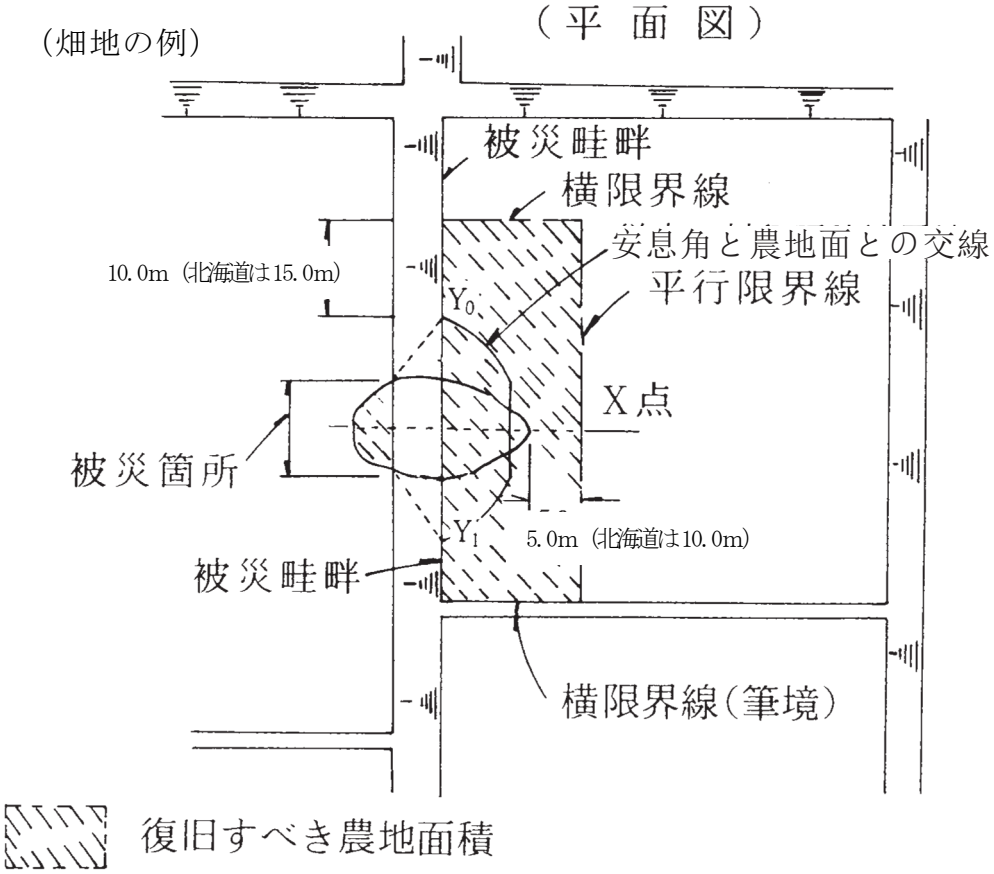

（横 断 図）

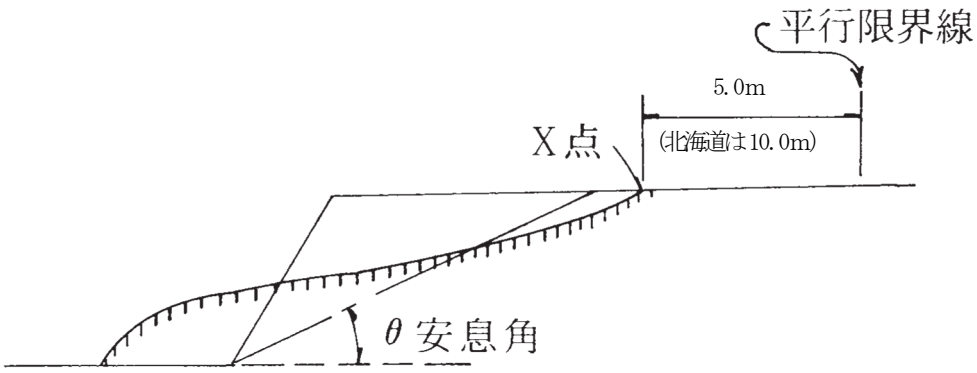

（注）１．平行限界線とは、被災農地の上方への安息角線と農地面との交点の最遠点（被災農地の上方への被災線が安息角線と農地面との交点の最遠点を超えるときは、その被災線の最遠点‥‥Ｘ点）から被災畦畔に直角に上方へ５メートル、北海道は10メートルの地点を含む被災畦畔と平行な線をいう。

２．横限界線とは、横方向への安息角線と被災畦畔と交叉する地点（Y_0、Y_1）から、被災畦畔に沿ってそれぞれ10メートル、北海道は15メートルの地点を含む被災畦畔と直角な線をいう。

３．上記１及び２により設定された平行限界線及び横限界線が他の筆の農地に及ぶ場合には、平行限界線及び横限界線は、当該農地の筆境とする。

（２）工事費の限界は、箇所を対象とするものであって、一筆ごとに適用するものではない。また、復旧限度額を超えて復旧する場合においては、その超える金額を自己負担することを条件として限度額までを補助の対象とする。

（３）安息角θについては30°を基本とするが、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時特措法（昭和27年法律第96号）により指定された都道府県については15°とする。ただし、現地が特殊土壌であることを査定時に資料で説明すること。

（個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱い）

６　個人所有に係る農地（畦畔）、農業用施設の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１）個人所有の農地の畦畔、又は農業用施設であっても実質的に農地保全施設又は農道等公共用施設の効用を果しているものについては、公共的団体の財産として移転登記することを条件として、農業用施設として処理することができる。

（２）農地の区画変更を行う場合若しくは土砂の流失、埋没等が著しいため農地の効用回復を行う場合におけるその復旧区域内の用排水路、農道（索道、軌道等運搬施設を含む。）等又は地すべり農地の復旧に当たって設ける承水工、排水工、土止工等の施設のうち、個人所有の農地の利用保全に係るものは、農地として処理するものとする。

（うち未成及びうち転属）

７　農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1128号）（以下「要領」という。）第６に規定する、うち未成額及びうち転属額として控除すべき額は、当該工事に係る当初決定工事費（事業計画の変更について農林水産大臣に協議し、その同意を得たものについては、変更後の金額とする。）の額から新たな災害の発生時における既施行工事の出来高金額を控除したものとする。この場合、うち未成額及びうち転属額として控除する額を事業計画の変更後の金額とする場合は、年災別、箇所別に当初決定工事に対する増減額を明確にし、査定終了後財務省に連絡するものとする。

（合併事業費の変更）

８　他の事業（災害関連事業を含む。）と合併施行の事業に、当初の設計を変更する事業が生じた場合には、災害復旧部分であることを確認の上、その変更増減額を認めるものとする。ただし、災害復旧事業と他の事業との負担区分が明確に区分できない場合は、その増減額を負担区分決定時点の割合で按分することができる。

（位置変更後の原施設の増破）

９　原位置復旧に代えて他の位置に復旧（井堰等の統合の場合を含む。）を決定（災害復旧事業費及び災害関連事業費の決定をいう。）した後に生じた災害の復旧事業費についての取扱いは次によるものとする。

ア　他の位置で復旧する施設（以下「代替施設」という。）が完了するまでに必要な最小限度の機能維持のための復旧費は、災害復旧事業費とする。

イ　増破災害に係る災害復旧事業費は、代替施設の災害復旧事業費には算入しない。

（都市計画区域内の取扱い）

10　都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画区域における農地農業用施設災害復旧事業の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１）都市計画法により都市計画事業を施行することが認可された事業地域内の農地及びその農地の利用または保全上必要な施設の災害復旧事業は、原則として実施しない。

（２）都市計画法による都市計画施設の区域及び市街化区域にある農地及びその農地の利用または保全上必要な施設の災害復旧事業は、当該区域における都市計画事業の実施、市街化の動向等を勘案して工事の廃止、縮小または復旧工法の検討（暫定工法にとどめる等）を行うものとする。

第２　個別事項

（農地の被災）

１　農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号）（以下「要綱」という。）第14の１の（１）に規定する「被災した農地」とは、法第２条第５項にいう「災害」を受けその復旧に要する工事費が40万円以上の場合をいい、「被災した農地を含む地域が湛水

し」とは、前記の被災した農地を含む一連の農地に湛水した場合をいう。

この場合において、要綱第14の１の（１）に規定する「工事」の費用については、令第９条第６号の規定は適用しない。

（農地の区画変更）

２　要領第19の１の（２）の規定により農地の区画を変更して採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１）　一般条件

農地が広範囲にわたって被災し、原区画で復旧することが著しく不適当な場合において、被災した農地の区画を変更して施行することにより未被災農地の区域を含めて一連の効用が増大する場合とする。

（２）　復旧面積

復旧面積は、原則として被災前の田畑別の実面積を限度とするが、区画変更によって耕地面積の増大した場合には、その増大分に見合う復旧費は国庫補助の対象としない。この場合の増大分に見合う復旧費は、区画変更を行った農地の総面積を基礎とした１アール当り平均復旧費により算出するものとする。また、被災前の農地の実面積が不明な場合は、台帳面積によるものとする。

（３）　区画の形状及び大きさ

区画の形状及び大きさについては、関係被災農家の経営規模、営農方式、立地条件、隣接する残存施設、被災後の状況等を勘案し程度超過とならないよう決定するものとする。

（４）　水路

水路はできるだけその支配面積が大きくなるよう考慮するとともに地区外連絡部分は自然に取付く必要最小限度とする。なお、当該地区に係る用水量は原則として変更しないものとする。

（５）　農道

農道は、その本数、延長を必要最小限度とするためできるだけ支配面積は大きく、かつ、屈曲が少なくなるよう決定する。

復旧農道の面積は、被災前の農道面積（幅員1.2メートル以上）を限度とする。ただし畦畔面積（耕作道を兼ねる畦畔を含む。）の減少に見合う復旧農道の増加は差支えないが、この場合農地として処理する。

また、路面と田面との高差は60センチメートル程度、土止工は空石積程度とし、路面舗装は砂利舗装として厚さは必要最小限度とする。

（６） 周辺残存施設との取付け

原則として地区外での連絡は行わないものとするが、やむを得ず地区外で連絡する場合は、当該施設の利用上支障を来たさない程度の最短距離とするとともに地区外の施設の機能に影響を与えることとならないよう決定するものとする。

（７） 災害復旧事業計画概要書等の作成

農地及び農業用施設の被災について、原形等が調査不可能な場合には、全損扱いとして災害復旧事業計画概要書等を作成することができる。なお、原形等が調査不可能な場合とは、農地等が流失、崩壊、埋没等著しく地形、地ぼう等が変化し、農林水産省農村振興局と財務省主計局の協議を経たものとする。

（代替開墾）

３ 要領第19の１の（１）により代替開墾を行うこととして採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１） 代替地の土地購入に要する費用は、国庫補助の対象としない。

（２） 代替開墾を行うことができるのは、当該工事（必要最小限度の農業用施設を含む。）に要する費用の額が旧の農地及び旧の農業用施設の復旧費の合計額以下の場合とする。

（３） 代替地における農地の復旧費は、旧の農地における農地復旧費の範囲内とする。

（４） 代替地における農業用施設に要する事業費については、旧の農業用施設の復旧費の範囲内とし、超過分については農地として取扱う。

（５） 代替開墾を行うこととして放棄した旧の農地及び農業用施設は、以後、災害復旧事業の対象としない。

（牧草地の取扱い）

４ 草地造成事業等により造成され現に肥培管理（年１回以上施肥又は追播）を行っている牧草地の災害復旧事業は、次の各号に定めるところによる。

（１）牧草地（農地）の災害復旧事業にあっては、１団地の面積がおおむね0.5ヘクタール以上に係るものとする。

（２）牧草地の利用又は保全に係る施設（牧道、用排水路等農業用施設）の災害復旧事業にあっては、１団地の面積がおおむね３ヘクタール以上に

係るものとする。ただし、都道府県、市町村等が管理している場合に限り、農地（受益戸数１戸）として処理するものとする。

（防除・飲雑用水施設の取扱い）

５　家畜の飲雑用水及び果樹蔬菜等の防除用水を確保するために必要な取水施設、導水施設、貯水槽、給配水施設等で常時又は干天時において、かんがいの機能を併せ有する施設（防除用水にあっては、貯水槽の容量が１ヘクタール当たり３立方メートル以上、飲雑用水にあっては、取水能力が１日当り３立方メートル以上）であり取水施設から給配水施設まで一連の組織機能をもつ施設に係る災害復旧事業の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

ただし、法第２条第４項に規定する共同利用施設の適用を受けるものは適用除外とする。なお、災害復旧事業の採択は、要綱第１の２の工種区分によるものとする。

（１）防除用水施設

１団地の面積が、おおむね１ヘクタール以上の施設に係るものを対象とし、農業用施設として処理するものとする。

（２）飲雑用水施設

１団地の牧草地の面積がおおむね３ヘクタール以上の施設に係るものを対象とし、農業用施設として処理するものとする。

ただし、都道府県営事業、市町村営事業等により設置された施設で都道府県・市町村等が管理するものについては、受益戸数を１戸とし、農地として処理するものとする。

なお、同一施設を利用している他種用水（工業用水、上水道等）に見合う分は補助の対象としない。

（水路の効用回復の取扱い）

６　要領第13の（１）により採択する場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１）「水路断面」とは、通水許容断面（設計水深に余裕高を加えたもの。）とする。

（２）排水路において、水路断面に100％以上の土砂が堆積した場合の掘削土量は、水路断面内についてはその70％とし、水路断面を超える部分については、掘削必要土量の100％を対象とする。ただし、実施に際しては、

工事着手時の堆積状況により効用回復に必要な土量を対象として差支えない。

（３）排水路断面の３割以上が埋塞し、応急工事で掘削した場合は、掘削必要土量の100％を対象とする。

（排水機場の排水能力の取扱い）

７　排水機場が被災し、新たなポンプにより復旧する場合は、造成当時の確率年に対し、近年の降雨を考慮して算定した排水能力で復旧することができる。ただし、部品交換等の修繕により復旧できる場合を除く。

第３　共通事項

（一定計画）

１　一定計画で施行する災害復旧事業の取扱いについて、要領第15の（２）のウの（イ）の（Ⅴ）及び（２）のエの（オ）の規定により、排水路又は海岸について被災箇所を含む区間全体にわたり一定計画で施行する災害復旧事業（以下「一定災」という。）を採択する場合は、当該区間全体にわたって一連の機能を発揮することができるものであり、かつ、上下流又は隣接部に悪影響を及ぼさないものであることとするほか、次の各号によるものとする。

（１）上記の場合「被災箇所を含む区間」とは、相当の延長のある施設で機能、効果が同一である区間を単位とするものとし、その取扱いは、次の例によるものとする。

ア　排水路にあっては、原則として被災した排水路の計画流量等に合わせて統一的に考慮すべき区間（幹線、支線等）とする。

イ　海岸にあっては、相当の延長がある集団農地を含む背後地を完全に防護できる区間とする。

例－1

1－1

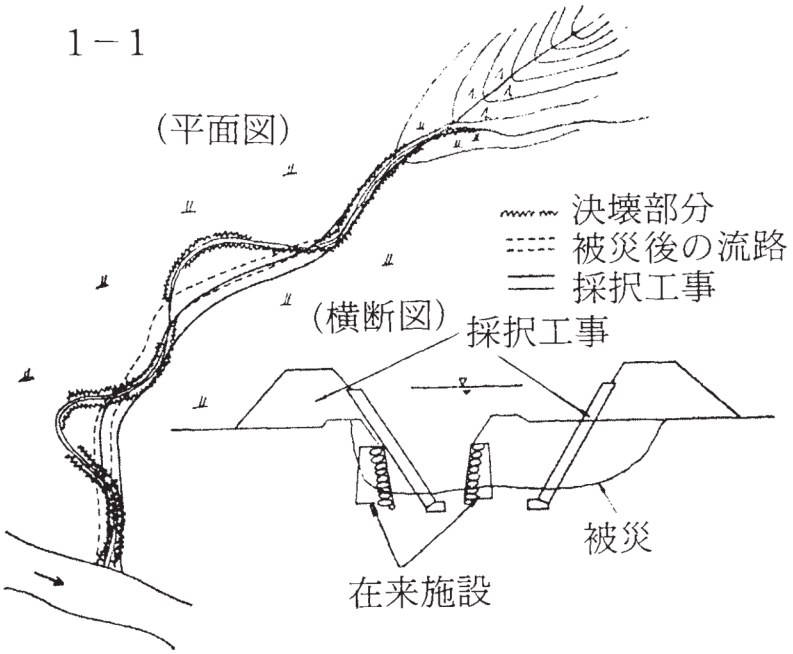
(平面図)
決壊部分
被災後の流路
採択工事
(横断図)
採択工事
被災
在来施設

1－2

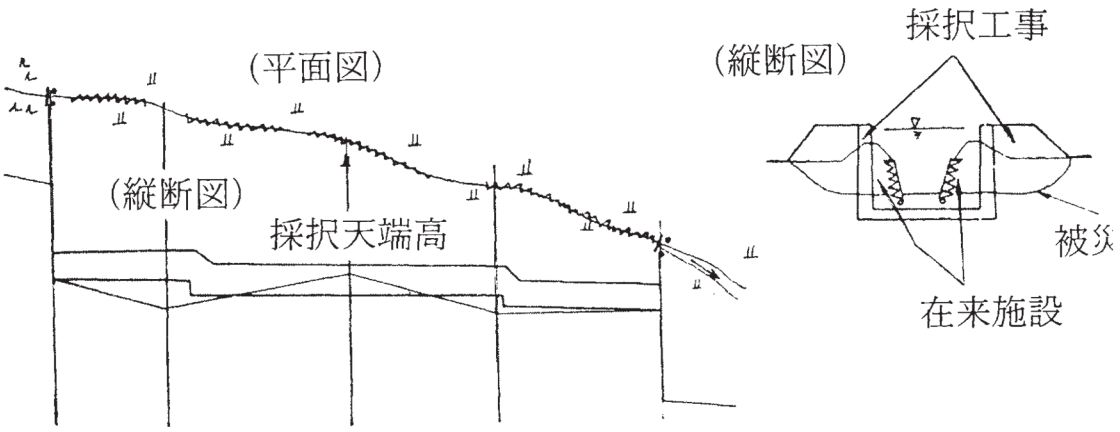
(平面図)
(縦断図)
採択天端高
(縦断図)
採択工事
被災
在来施設

例－2

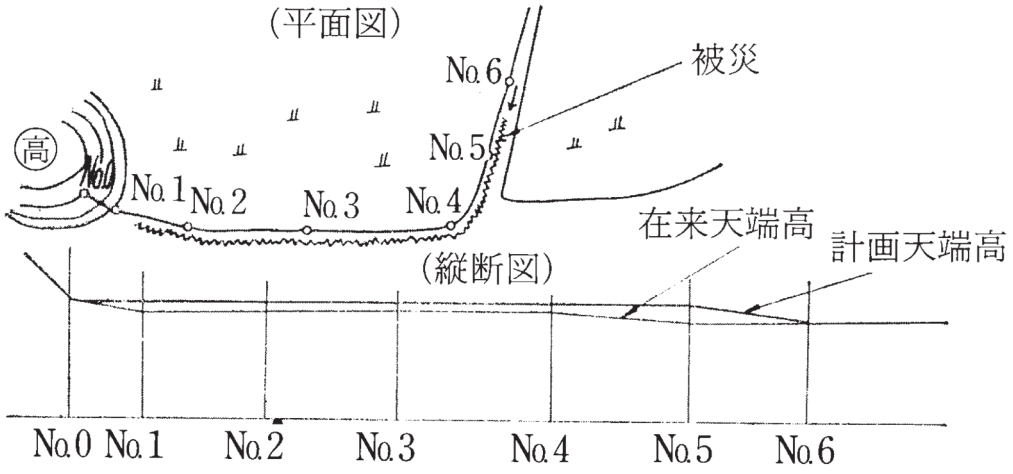
（平面図）
No.6
被災
高
No.5
No.0
No.1
No.2
No.3
No.4
在来天端高
計画天端高
（縦断図）
No.0
No.1
No.2
No.3
No.4
No.5
No.6

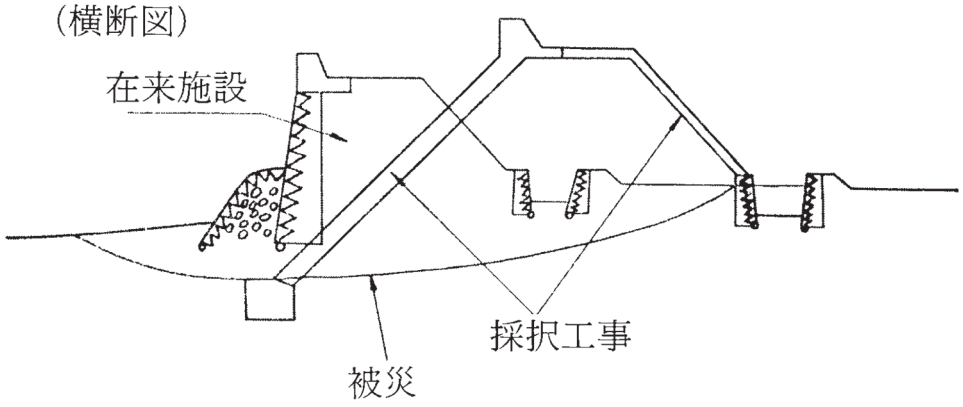
（横断図）
在来施設
採択工事
被災

（２）一定災で復旧できる場合の条件として、「欠壊した区間の延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要のある区間の延長の８割程度以上の場合」の規制については、原則として８割以上とするが、特に経済効果等が大であって一定計画による復旧の必要を認められるものについては、若干これを下廻っても差支えない。

（巻堤工又は水たたき工の採択）

２　要領第15の（２）のウの（イ）及び（２）のエの（カ）において、被災箇所を新たに巻堤工又は水たたき工で採択する場合の取扱いは、次によるものとする。

（１）明らかに越水又は越波により被災したもので、背後地に被害を与えている場合に限ること。

（２）被災箇所の前後、上下流の既存施設と技術的に調和のとれる工法であること。

（主要道又は公共的施設に通ずるものの解釈）

３　要領第15の（２）のオの（エ）及び（オ）にいう「国道又は主要地方道」又は「公共的施設」に「通じているもの」とは当該農道が国道又は主要地方道若しくは公共的施設に通ずる道路として当該部落の住民の大部分が利用しているものであり、上下流に適当なう回路がない場合のものとする。

（永久橋（全橋）の採択）

４　要領第15の（２）のオの（オ）にいう木橋又は一部が木橋の木造部分の延長の３分の２以上被災し、残存部分との取付けが不適当な場合において当該被災部分のみを永久構造とする場合とは、当該木橋又は木造部分の延長（河川の流心部又は水衝部に係る木造部分が被災した場合にあっては、当該流心部又は水衝部のみに係る延長）が、原則として70メートル未満の場合は延長の３分の２以上、70メートル以上110メートル未満の場合は延長の４分の３以上、110メートル以上の場合は延長の５分の４以上被災した場合において、次のア又はイの１に該当する場合をいう。

ア　当該被災部分を永久構造とすることによって橋面高を変更することとなるため、未被災部分との取付けが著しく不整合となる場合

イ　残存部の河状が変動し、又は残存部の下部構造が被災したため残存部を補強し、又は復旧する必要がある場合において、被災部分のみを永久構造として復旧することが著しく不適当な場合

（他事業計画区域内の災害）

５　要領第３に規定する他の事業の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

（１）他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合の取扱い

ア　他の事業の予算が確定している場合には、当該年度の工事が着工するまでに必要な最小限度の工法によるものとする。ただし、他の事業の工事施行中の手もどりとなるものについては、すべて災害復旧事業の対象としない。

例－３

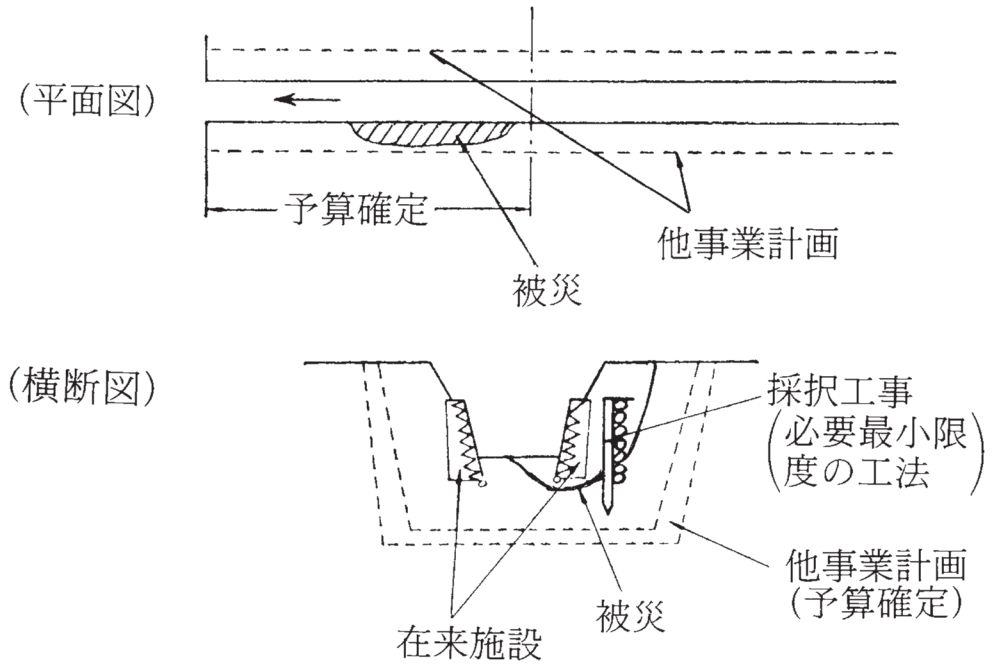

イ　他の事業の計画区域であっても在来施設を利用することとして他の事業計画が樹立されている場合においては、当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択する。

例－4

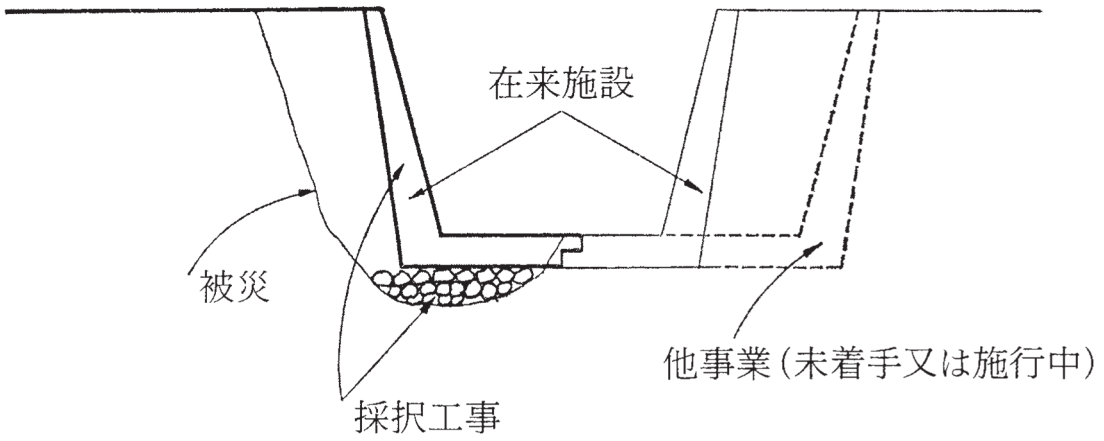

ウ　在来施設が被災し、その復旧に当たって他の事業の計画の一部に併せて復旧し、将来その復旧施設を利用して他の事業を施行することができる場合には、当該在来施設の復旧工事は、災害復旧事業として採択することができる。

例－5

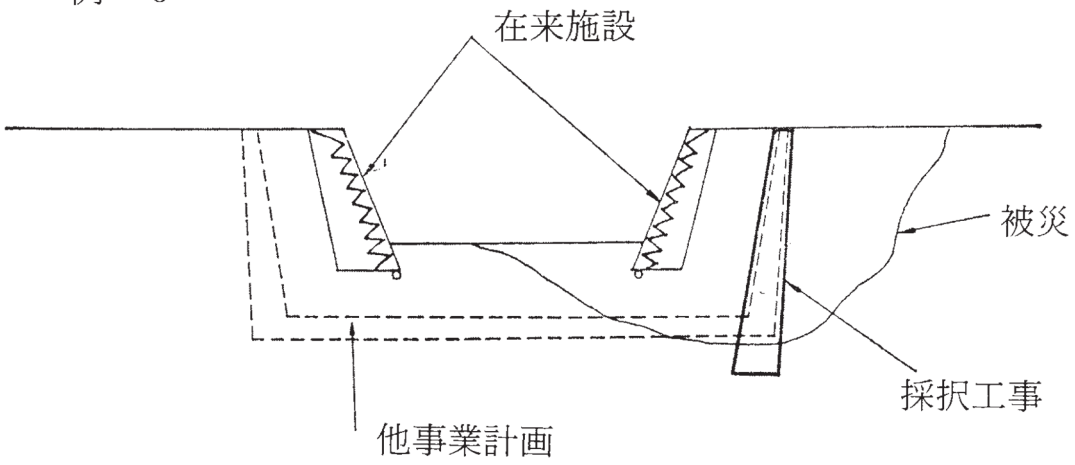

エ　当該被災施設を原形に復旧した場合に、将来他の事業の計画によってこれを撤去しなければならなくなる場合又は利用することができなくなる場合は、施行予定年度を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択する。

例－6

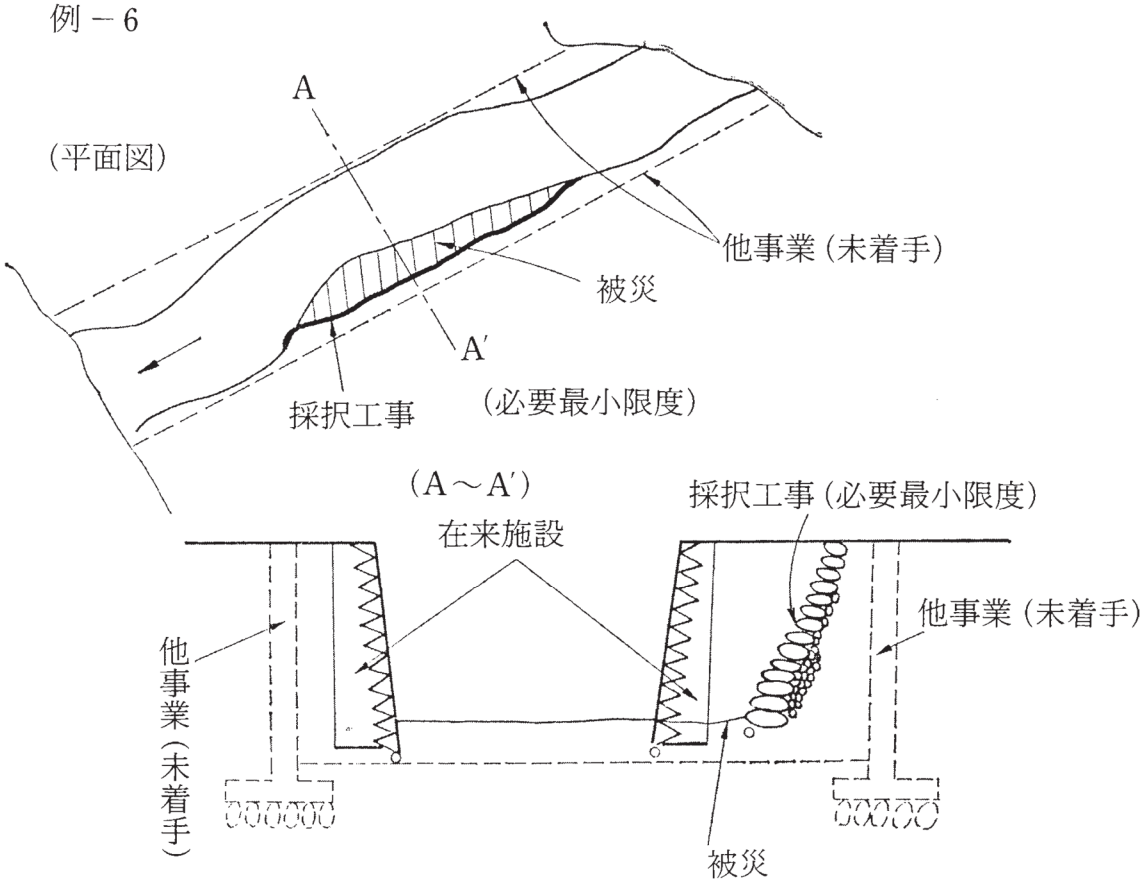

オ　他の事業の計画区域内の在来施設を含む施設の被災が激甚で、地形、地盤等の変動が甚だしく、他の事業の計画を根本的に変更して施行する必要を生じた場合において、他の事業を中止し、又は廃止して災害復旧事業として実施することができる。

例－7

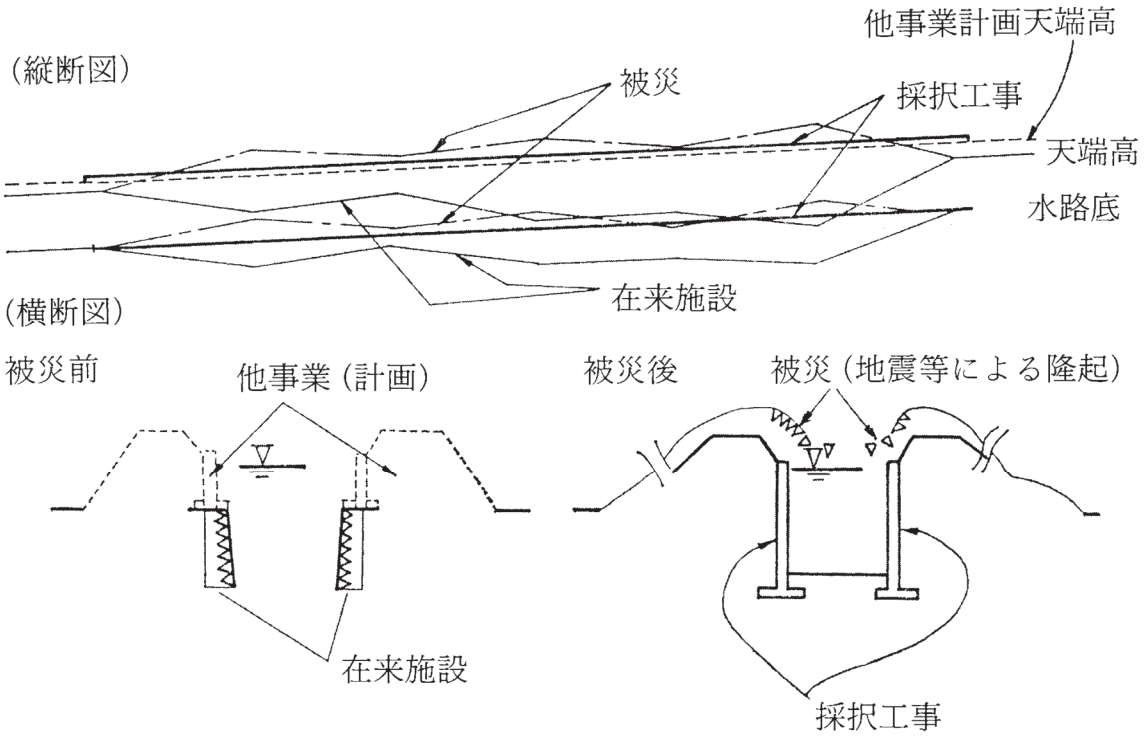

（２）他の事業により一部がしゅん工し、農業用施設としての機能を発揮している施設が被災した場合の取扱い

ア　災害復旧事業として採択できるのは、しゅん工部分についてしゅん工検査を完了しているものに限る。

例－８

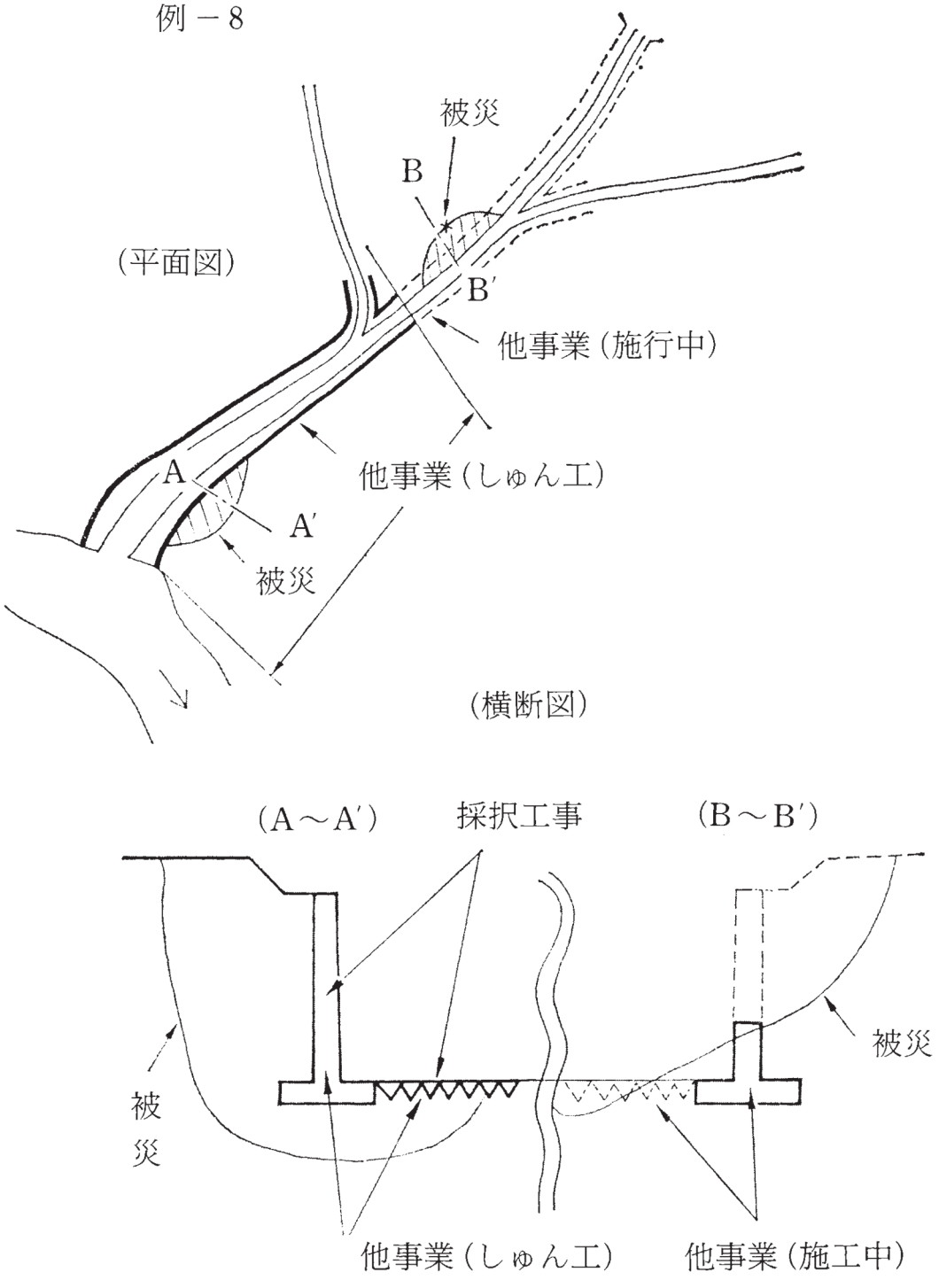

イ　１期工事及び２期工事又は１号工事及び２号工事等の工事期別等が区分されているものについては、各期別の予定工事量が完了している場合は、当該完了工事を限度として採択する。

例－９

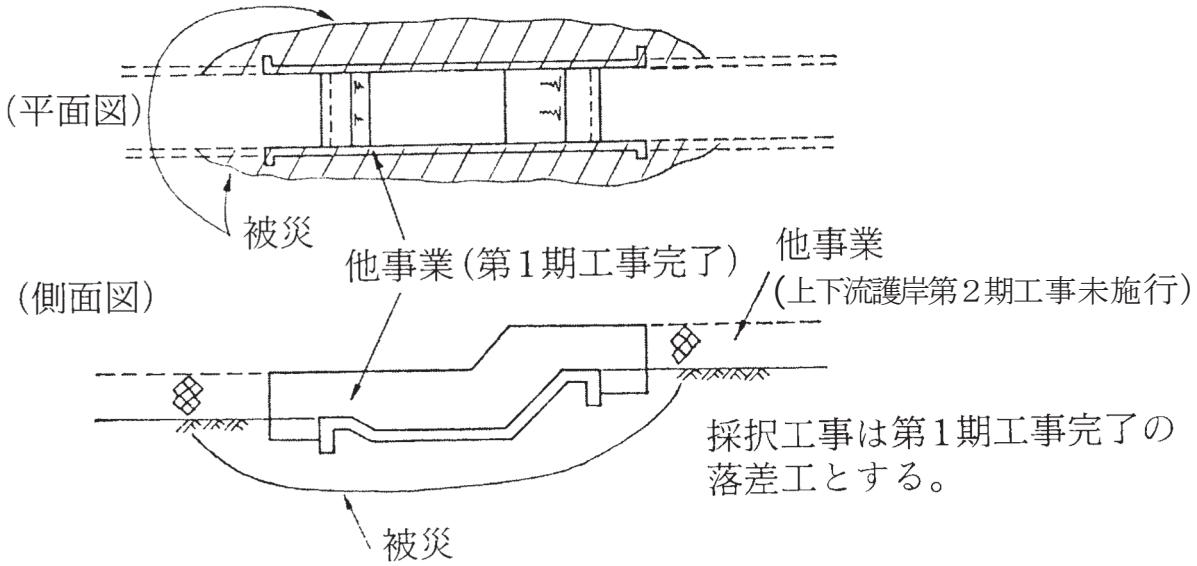

ウ　完成した断面が暫定断面であっても基幹的な部分が完成し、通常の状況のもとにおいて農業用施設として予定された機能を発揮している場合（計画高水位まで完成した水路護岸等）は、当該完成断面を限度として採択することができる。

例－10

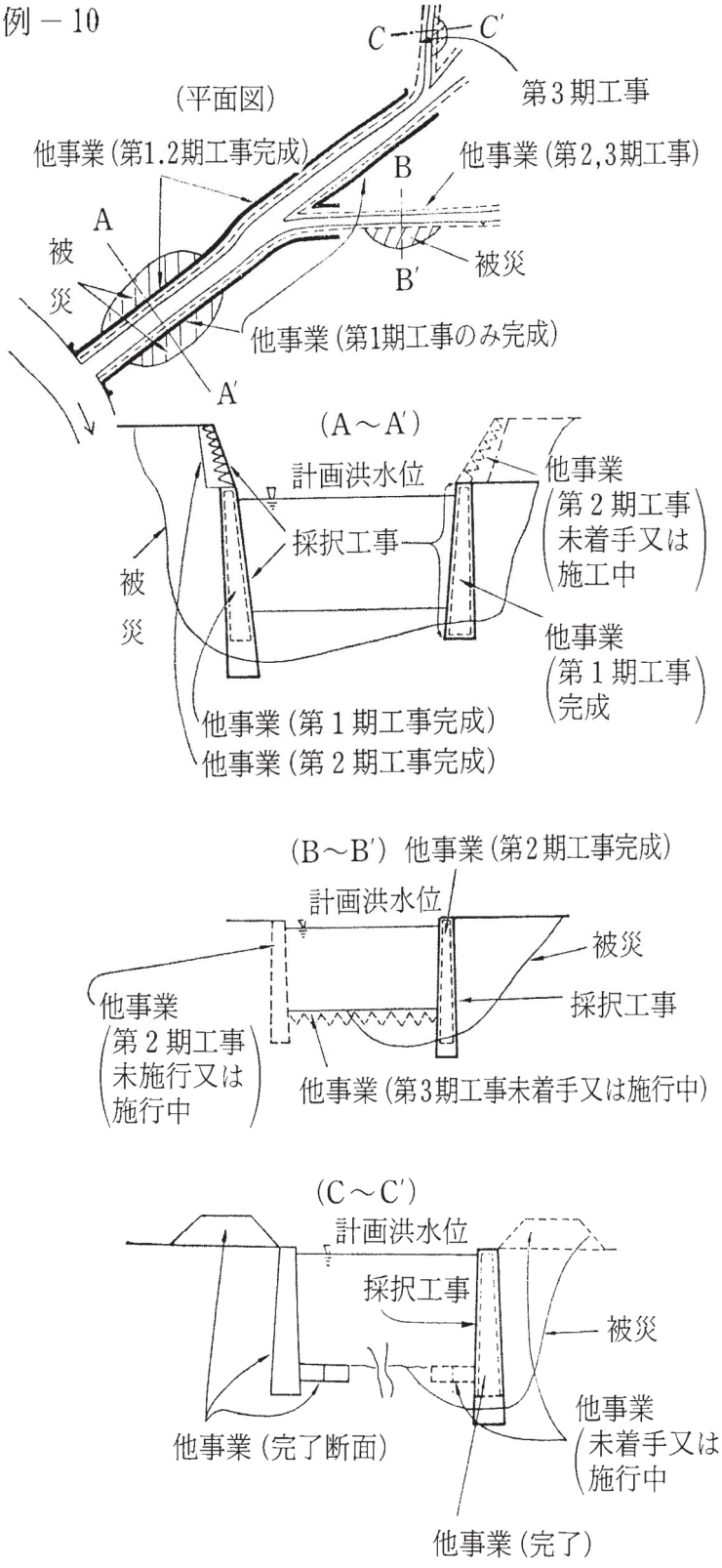
C
C′
第3期工事
（平面図）
他事業（第1.2期工事完成）
他事業（第2,3期工事）
B
A
被
災
B′
被災
他事業（第1期工事のみ完成）
A′
（A～A′）
計画洪水位
他事業
（第2期工事
未着手又は
施工中
採択工事
被
災
他事業
（第1期工事
完成
他事業（第1期工事完成）
他事業（第2期工事完成）
（B～B′）他事業（第2期工事完成）
計画洪水位
被災
他事業
（第2期工事
未施行又は
施行中
採択工事
他事業（第3期工事未着手又は施行中）
（C～C′）
計画洪水位
採択工事
被災
他事業
（未着手又は
施行中
他事業（完了断面）
他事業（完了）
採択工事（他事業完了断面）

（接続施設の工法と合わせる復旧）

６　要領第15の（２）のウの（イ）の（Ⅶ）、（２）のエの（キ）及び（２）のオの（キ）の規定により、被災施設をこれに接続する一連の施設の位置、規模、構造等に合わせて復旧する場合は被災施設の前後又は上下流の接続施設が改修済み（接続施設が天然の河岸又は海岸であって、改修済みの施設と同等以上の効用を有している場合を含む。以下本項中において同じ。）であり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせて一連の施設の効用が増大される場合とし、その取扱いは次の各号に定めるところによる。

（１）当該被災施設の前後又は上下流の接続施設が、いずれも改修済みである場合は採択できる。ただし、前後又は上下流によって接続施設の規模、構造等が異なる場合は、いずれか低水準の施設を基準として工法を決定する。

例－11

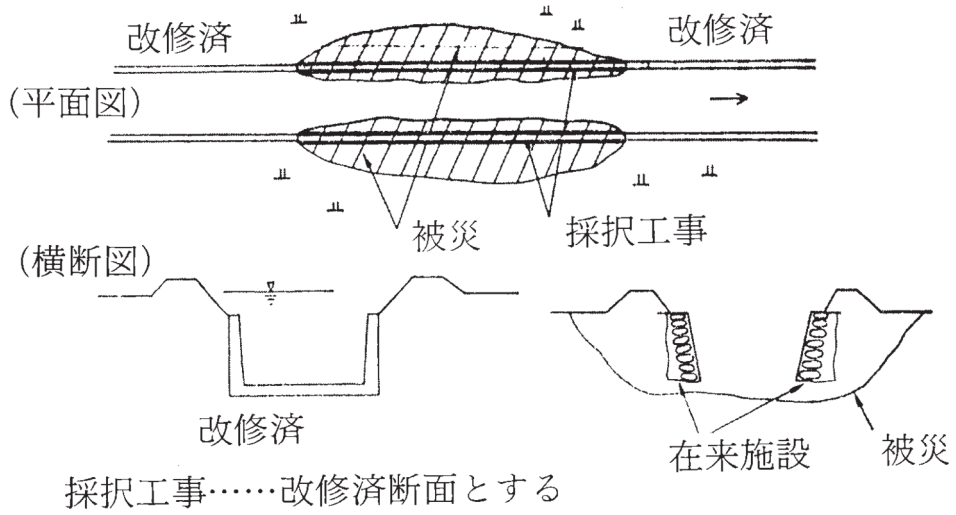

採択工事……改修済断面とする

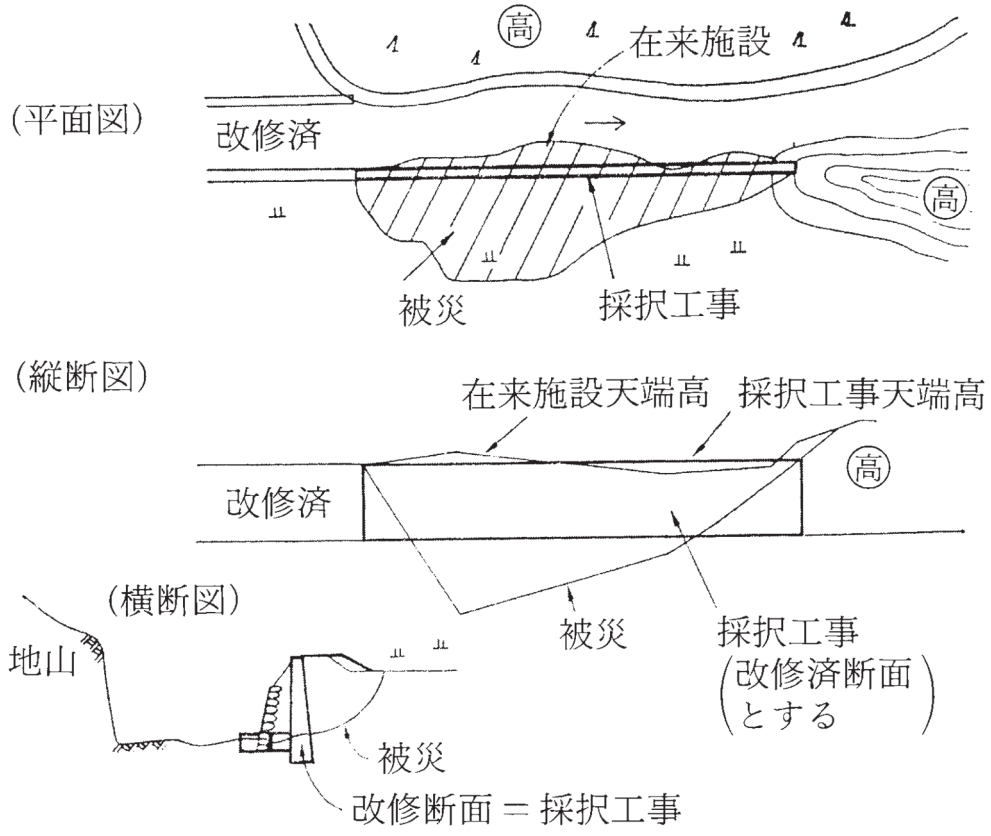

（２）当該被災施設に接続する施設のいずれか一方の施設が改修済みである場合であっても、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせて復旧することによって、当該被災施設を含む一連の施設の効用が増大される場合は採択できる。

例－12

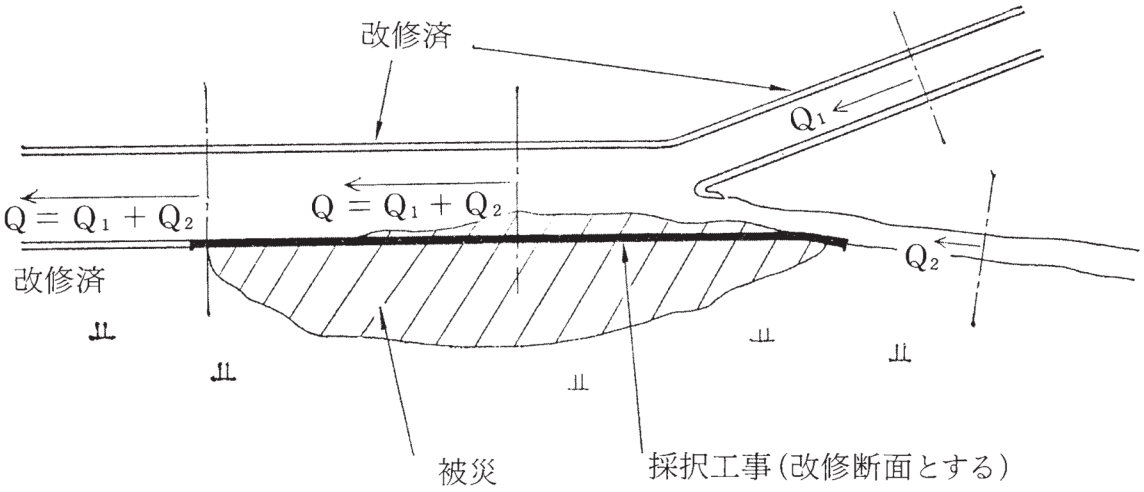

（増破等の取扱い）

７　新たな被災部分を復旧する費用が40万円未満の場合、令第３条第２項の規定により処理するものとし、その他の場合は要綱第16の規定により処理する。

（路面の埋没の取扱い）

８　路面が崩土以外の土砂により埋没した場合の取扱いは、要綱第２の５の（２）に準じ、車馬の交通に著しい妨げのある場合に限り採択することができる。

（事業費決定前の応急仮工事の被災）

９　応急仮工事として施行した施設が事業費の決定前に被災した場合においては、当該応急仮工事の施行の必要性、時期、方法等を検討の上、当該応急仮工事に要した費用を当該被災部分に係る新たな工事の費用と合わせて採択することができる。

（排土の盛土転用）

10　排水路が埋塞した場合において、当該埋塞土砂の一部を盛土等として利用する場合の掘削土量は、要領第13の（１）の規定によりたい積土量の７割を基準として算定した土量から利用土量を差し引いたものとする。ただし、一定計画に基づいて復旧する場合の掘削土量については、原則として自然流下量を見込まないものとする。

（道路の路面）

11　要綱第２の５の（１）にいう「道路の路面」とは、砂利道にあっては、改良済みの場合は下層路盤に至らない部分をいい、上層、下層路盤の区別がない場合及び未改良道路の場合は30センチメートル程度に至らない部分をいう。

（河川の流心部）

12　流心部とは、複断面をなしている排水路の低水部又は複断面ではないが、おおむね流路が固定して次期出水においても移動することが考えられない部分をいう。

（波除護岸の採択）

13　要領第15の（２）のアの（ア）に規定する「波除護岸」の取扱いは、対岸距離100メートルを目安とし、築造材料、施工方法、立地条件及び法勾配等を勘案して必要やむを得ないと認められる場合とする。

（天然水路の被災）

14　要領第14の（１）のウに規定する「欠壊面の安定が期せられない場合」とは天然の水路が欠壊、法崩落等の被災を受けたため、その箇所が不安定で、そのまま放置すればますます被害が拡大する恐れがある場合とする。

（頭首工に洪水量の増大を考慮する場合の取扱い）

15　要領第15の（２）のイに規定する状況変化に伴って洪水吐等を新増設し、洪水量の増大を考慮することができる場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

（１）洪水量の増大とは、当該施設の従前の対象洪水量の発生頻度を用いて、被災後の時点で算出した洪水量が従前の対象洪水量を上回る場合と

する。

（２）従前の対象洪水量の発生頻度が不明のときは、原施設の構造に応じ、次のとおり発生頻度があったものとして取扱うものとする。

ア　コンクリート堰又はこれに準ずる施設　　１／30

イ　木工沈床又はこれに準ずる施設　　１／20

ウ　ブロック、蛇籠又はこれらに準ずる施設　１／10

（索道、軌道等運搬施設の取扱い）

16　索道、軌道等運搬施設について、有効幅員1.20メートル以上の道路に接続し、かつ、１施設当たりの延長がおおむね50メートル以上に係るものは、農業用施設の災害復旧事業の対象とし、工種は道路として処理するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は適用除外とする。

（１）索道、軌道等運搬施設における原動機小屋、制動機小屋、格納庫等付属施設のみに係る工事

（２）軌道等運搬施設における運搬車両（索引車、荷台等）のみに係る工事

（３）索道、軌道等運搬施設の綱索軌道又は支柱の甚しい腐朽により生じた災害に係る工事

（農地畦畔と農業用施設の護岸の取扱い）

17　農地に隣接する水路又は道路等の農業用施設が被災し、復旧工法として護岸工（土止工等）を採用した場合の農地畦畔との取扱いについては、次の各号によるものとする。なお、この取扱いは、法第２条第８項の分離施行困難又は不適当により申請された場合にも適用する。

（１）農地が被災していない場合又は、農地の復旧補助申請のない場合の取扱い

ア　復旧護岸のみでは農業用施設の効用が維持できない場合は、農業用施設として必要最小限の工事を行うものとする。

例－13

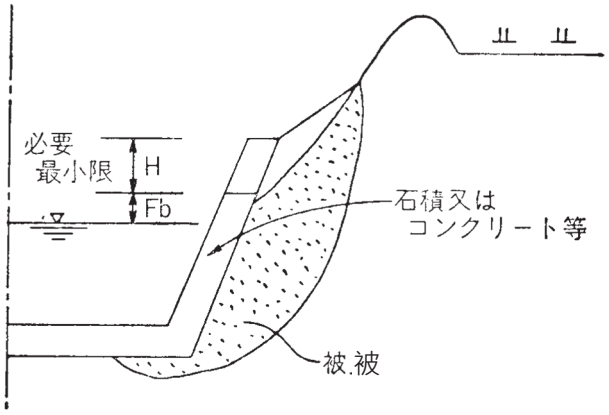

イ　農業用施設の復旧工事の施工上、農地の安定が期せられない場合は、農業用施設として必要最小限の工事を行うものとする。

例－14

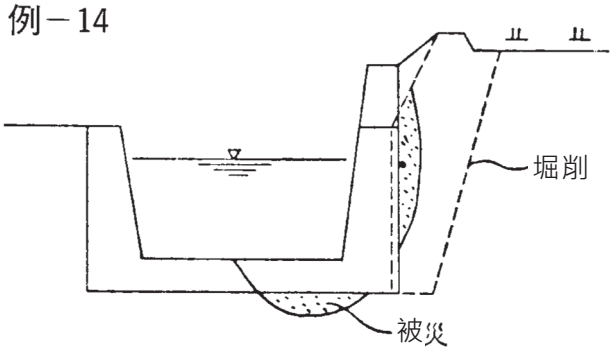

（２）農地が被災し、復旧補助申請をする場合の取扱い

ア　被災した農業用施設の管理区分が明確なもの（台帳等により明らかな場合のほか、現況から農業用施設の区分のできる場合を含む。）については、それぞれの区分によるものとする。

イ　農業用施設の護岸工（土止工等）と農地の畦畔が兼用しているものについては、次によるものとする。

（ア）　水路と農地畦畔の場合は、水路天端（設計水深に余裕高を加えた高さ又は対岸の水路の天端）から耕地面までの高さの１／２より下部を水路とし、上部は農地とする。

例－15

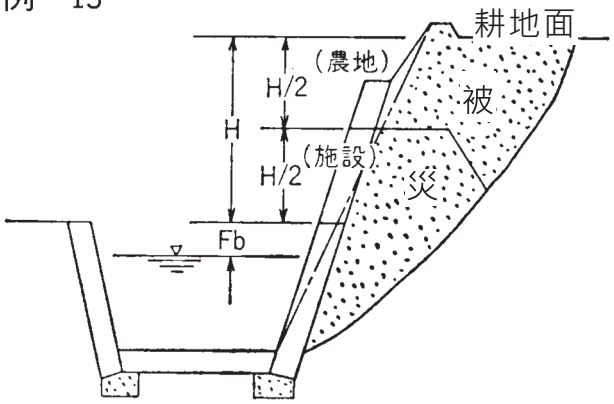

（イ）　農道と農地畦畔の場合は、農道面から耕地面までの高さの１／２より下部が農道とし上部は農地とする。

例－16

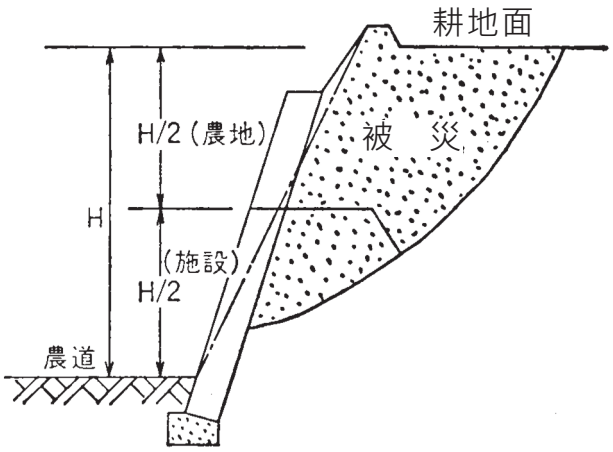

（ウ）　その他の農業用施設と農地畦畔の場合は、上記（ア）、（イ）に準じて取扱うものとする。

（水田養魚に供されている水田の扱い）

18　水田養魚とは原則として耕作の目的に供される状態で魚介類の養殖が行われるものをいうが、次に掲げる、地域の特性、魚介類の種類等から一時的に耕土を仮置し、養殖中のものは営農の範囲で水田の用に供し得るものとみなし、農地災害復旧事業として取扱うものとする。その範囲は、原形

の畦畔天端から平均0.7メートル程度とする。

（１）水田養魚のため畦畔を嵩上げした場合

例－17

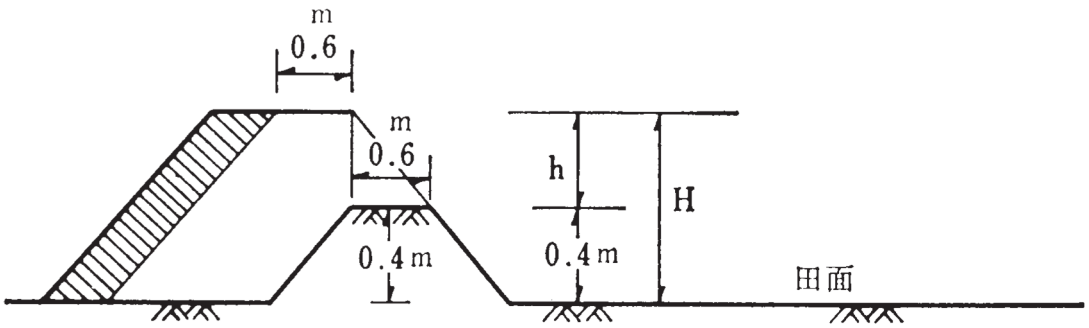

① 土砂流入

Hまでの流入土砂及びHより上部の堆積土砂を耕土の対象とする。

② 畦畔復旧

貯留機能を考慮し現況畦畔高までとするが、復旧断面は原形畦畔天端巾で安定測法により造成される断面で復旧する。

（２） 水田養魚のため一時的には耕土を仮置きした場合

例－18

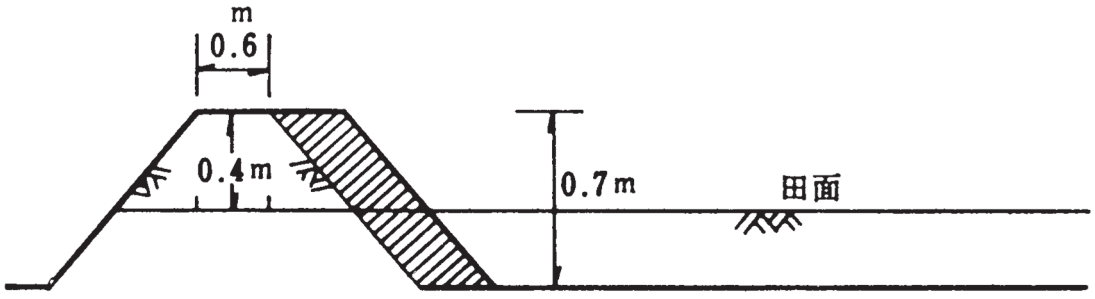

① 土砂流入

原形畦畔天端から上部の堆積土砂及び0.7メートルまでの流入土砂を耕土の対象とする。

② 畦畔復旧

原形畦畔天端巾で安定測法により造成される断面で復旧する。

（自然環境の保全に配慮した工法の取扱い）

19　要領第16にいう自然環境の保全に配慮した工法については、次の各号に掲げる場合のほか、別に定める基準により自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

（１）被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合

（２）自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合

Ⅱ－６　農地農業用施設災害復旧事業通知等

§１　各種計画及び他事業との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-225
１－１　都市計画法による都市計画区域内における農地農業用施設災害復旧事業の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-225
１－２　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-226
１－３　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について・・ Ⅱ-228
１－４　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について・・ Ⅱ-229
１－５　河川災害と農地農業用施設災害との取扱いについて・・・・ Ⅱ-231
１－６　農業用施設災害として取扱う排水路と、公共用施設災害として取扱う河川との区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-232
１－７　頭首工、橋梁、サイフォン等河川工作物の採択・・・・・・・・ Ⅱ-233
１－８　原位置を変更して復旧する場合における旧施設の撤去費等の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-233
１－９　河川管理施設等構造令（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-234
１－10　河川管理施設等構造令に関する覚書（抄）・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-235
§２　査定要領等に係る解釈・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-237
２－１　災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について・・ Ⅱ-237
２－２　災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について・・ Ⅱ-238
２－３　農地の復旧面積の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-239
２－４　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（告示）・・・・・・ Ⅱ-241
２－５　農地災害にかかる客土土壌改良資材投入量算定について・・ Ⅱ-242
２－６　傾斜が20度を超える被災農地の取扱いについて・・・・・・・・ Ⅱ-244
２－７　農林水産大臣が定める農作物に係る農業所得の確認について・・ Ⅱ-245
２－８　竜巻を含む突風災害における農地災害復旧事業の取扱い・・ Ⅱ-247

２－９　災害復旧事業における植木畑の対象農地について…… Ⅱ-248
２－10　圃場整備事業地区に係る農地農業用施設の災害復旧事業の
取扱いについて…… Ⅱ-251
２－11　農地農業用施設災害復旧事業査定要領第13（２）の取扱いに
ついて…… Ⅱ-254
２－12　ため池の波除護岸の取扱い…… Ⅱ-254
２－13　頭首工に欠口を設ける場合の取扱い…… Ⅱ-255
２－14　土地改良事業、構造改善事業等により新設または改良した
用水路、排水路の災害復旧事業の取扱いについて…… Ⅱ-259
２－15　災害査定における水路護岸等のすり付け工の取り扱いに
ついて…… Ⅱ-259
２－16　農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係る道路の
災害復旧事業の取扱いについて…… Ⅱ-262
２－17　農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて…… Ⅱ-262
２－18　「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」の細部
運用について…… Ⅱ-263
２－19　道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱い
について…… Ⅱ-265
２－20　傾斜地果樹園の崩壊とこれによる農地等の埋没による被害
の防止について…… Ⅱ-265
２－21　自然環境の保全に配慮した工法の基準について…… Ⅱ-267
２－22　災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の
採用について…… Ⅱ-268
２－23　災害復旧箇所別特性整理表の提出について…… Ⅱ-269
２－24　自然環境の保全に配慮した工法の留意事項…… Ⅱ-272
２－25　農地・農業用施設の災害復旧事業における棚田等景観に配
慮した工法の採用について…… Ⅱ-273
２－26　農地・農業用施設等の災害復旧事業における希少な野生
動植物等への配慮について…… Ⅱ-277
２－27　干ばつ災害復旧事業の取扱い…… Ⅱ-278
２－28　干ばつ災害復旧事業の取扱いについて…… Ⅱ-281
２－29　火山噴火の噴出物が堆積した場合の事務取扱要綱第３（２）
の取扱についての覚書…… Ⅱ-282

２－30　火山噴火により農業用水の水質が変化した場合の取扱いについての覚書・・・

３－17　農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用について…… Ⅱ-308
３－18　農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用についての別に定める取扱いについて‥ Ⅱ-317
３－19　災害復旧事業（補助）計画概要書及び設計書作成における消費税相当額の取扱いについて…… Ⅱ-321
３－20　査定前着工の事前打合せ等について…… Ⅱ-325
３－21　航空写真等を活用した大規模災害時等における農地・農業用施設の迅速な被害状況の把握について…… Ⅱ-329
§４　査定の実施…… Ⅱ-331
４－１　農地農業用施設の災害査定の実施について…… Ⅱ-331
４－２　「農地農業用施設の災害査定実施について」の運用について…… Ⅱ-332
４－３　ルース台風災害復旧対策に関する閣議決定（抄）…… Ⅱ-334
４－４　（参考）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第７条の規定に基く検査立会に関する件…… Ⅱ-334
４－５　大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針について…… Ⅱ-345
４－６　激甚災害（本激）に係る災害査定の取扱いについて…… Ⅱ-341
４－７　激甚災害に係る災害関連事業の概要書等に添付する図面等を簡素化した場合の取扱いについて…… Ⅱ-341
４－８　机上査定の効率的な実施について…… Ⅱ-342
§５　計画変更及び増高申請…… Ⅱ-347
５－１　農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱いについて…… Ⅱ-347
５－２　計画変更の取扱いについて（50・８・21）…… Ⅱ-352
５－３　計画変更の取扱いについての一部改正について…… Ⅱ-352
５－４　農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業等の実施について…… Ⅱ-353
５－５　他事業との合併施行（差額関連事業を含む）の取扱いについて…… Ⅱ-355
５－６　災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の簡素・合理化について（昭和63年）…… Ⅱ-357

５－７　災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の簡素・合理化について（平成２年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-362
５－８　（参考）平成16年度発生災害における補助率増高申請事務手続の簡略化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-363
５－９　災害復旧事業に係る補助率増高申請等の簡素・合理化について（平成17年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-364
５－10　平成23年発生災害における補助率増高申請事務手続の簡略化について（平成23年）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ⅱ-365
§６　事業の実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

７－５　（参考）「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」の運用について…… Ⅱ-390
７－６　（参考）「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」の運用について（補足）…… Ⅱ-392
７－７　（参考）平成16年新潟県中越地震被害にかかる平成17年農地・農業用施設に係る融雪災害の取扱について…… Ⅱ-394
７－８　（参考）霧島山（新燃岳）噴火に係る農道における災害復旧事業の取扱いについて…… Ⅱ-395
７－９　（参考）平成25年11月から平成26年２月発生の大雪に伴う農地・農業用施設の災害復旧事業の取り扱いについて…… Ⅱ-396
７－10　（参考）平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の取扱いについて…… Ⅱ-397
７－11　（参考）「平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の取扱いについて」の運用について…… Ⅱ-398
７－12　（参考）ＵＡＶ（ドローン）を活用した農地への流入土砂等の測定について…… Ⅱ-400
７－13　（参考）倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱いについて…… Ⅱ-401

Ⅱ－６　農地農業用施設災害復旧事業通知等

§１　各種計画及び他事業との関係

１－１　都市計画法による都市計画区域内における農地農業用施設災害復旧事業の取扱い

昭和45年５月（災害復旧課長会議指示）

災害復旧事業の現行制度のもとでは、たとえ近い将来市街化が進むことが予測される地域の中であっても、これを一方的に排除することはできない。

都市計画法による市街化区域および市街化調整区域における今後の農林漁業施策としては、農林事務次官通達（別記）により災害復旧事業については市街化区域においても実施することになっている。

これは、市街化区域は、おおむね10年以内に市街化されるポテンシャルを有してはいるが、必ずその年限内に市街化される保証がない。又災害復旧事業は、比較的短期に事業効果が現われる事業であり、被災農業者の経営の安定が民生の安定にもつながる事、等からみて止むを得ない処置であると考えられる。

しかし乍ら都市近郊に発生した農業用施設の災害について他の農業振興地域と同様の取扱いとすることについては疑義があり、今後この取扱いについては、次の方針に従い運用することとしたいから、これに該当する災害復旧事業は、都市計画の動きを充分考慮し申請が行われるよう関係者を指導せられたい。

１　都市計画法により都市計画事業を施行することが認可された事業地内の農地（農地およびその農地の利用又は保全上必要な施設。以下同じ。）の災害復旧事業は、原則として実施しない。

２　都市計画法による都市計画施設の区域、および市街化区域にある農地の災害復旧事業は、当該区域における都市計画事業の実施、市街化の動向等を勘案して工事の廃止、縮小または復旧工法の検討（暫定工法にとどめる等）を実施する。

（別記）

市街化区域は、既成市街地およびおおむね10年以内に優先的に市街化を図るべき区域であって都市施設の整備に応じ逐次市街化されることが見込まれるから土地基盤整備事業その他効用の長期におよぶ施策は行わないこととするが、当分の間はなお農林漁業上の土地利用が続けられる区域を含むこととなるのでこれ等の土地について経営を継続するために必要な次に掲げる施策は行うこととする。

(1)　災害復旧事業等災害が発生した場合における農林漁業者の経営の再建維持を図るための事業かおよび農用地がなお相当規模残存する区域において必要と認められる農用地防災事業

（「都市計画法による市街化区域および市街化調整区域区分と農林漁業との調整措置法に関する方針について」（昭和44年８月22日44農地Ｃ第374号　事務次官通達）の第３の１から抜粋）

１－２　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書

昭和30年７月23日
建設省河川局長
農林省農地局長
林野庁長官

建設、農林両省は災害復旧事業の国費の重複支出を防止するため、災害復旧事業の査定に際しては、左記事項を厳守するものとする。

記

一　建設、農林両省は、左の各号に掲げる施設については、当該各号に定めるところに従い査定するものとすること。

１　用水取入堰と河川護岸

(1)　用水取入堰の元付工は、原形の井堰を基準として上流側は井堰上流から10メートル（但し、取入口が井堰上流端から上流10メートル以上にある場合は取入口）まで、下流側は水叩（保護工を除く）先端から15メートルまでとし、河川護岸工は右部分を控除するものとする。

(2)　河川護岸の法線を後退して復旧する場合において必要な井堰、取入暗渠、橋梁及びサイフォンの継足等の工事については、これらの施設が被

災していないときは、河川工事の附帯工事とし、これらの施設が被災しているときは、それぞれこれらの施設の工事とする。

2　井堰と床止

床止で井堰の効用を兼ねるものについては、治水上必要な限度までの工事は床止工とし、その他の工事は井堰工とする。この場合において井堰工は、床止工の決定後これと照合して決定するものとする。

3　堤防護岸等と堤塘

河川の堤防護岸等に関する工事のうち、治水上の影響が軽微なもので農地又は農業用施設と関連して施行する必要があるものは、堤塘工事とする。

4　市町村道と農道又は林道

市町村道と農道又は林道とが重複する部分の道路工事は、市町村道の工事とする。

5　河川と農道又は林道

(1)　河川の堤防であって農道又は林道を兼用しているものについては、治水上必要な限度までを河川工事とし、その他工事は農道工事又は林道工事とする。

(2)　河川に農道橋又は林道橋が架設されている場合における河川の護岸については、橋台として必要な部分の工事は農道工事又は林道工事とし、その他の部分の工事は河川工事とする。

(3)　河川の護岸を農道又は林道が併用している場合においては、農道又は林道のみを保護する目的の護岸は農道工事又は林道工事とし、その他の工事は河川工事とする。

6　砂防堰堤と林道

被災した砂防堰堤の復旧位置が変ることによって林道が埋没する場合における林道の工事は、林道が被災していないときは砂防堰堤工事の附帯工事とし、林道が被災しているときは原形復旧までは林道工事、その他必要を生じた増加工事は砂防堰堤工事の附帯工事とする。

7　河川、砂防設備及び道路と林地荒廃防止施設

(1)　河川工事又は道路工事に直接関係のある山留施設の工事は、当該河川工事又は道路工事に含め、その他の山留施設の工事は林地荒廃防止施設の工事とする。

(2)　渓流部分における工事については、昭和４年12月６日発土第85号各地方長官宛内務、農林両次官依命通牒「砂防事務ト荒廃地復旧及開墾地復

旧事務ノ取扱ノ件」によるものとする。

(3)　（１）及び（２）により所管を定め難い場合、工法の関連上必要のある場合又は大規模な地すべり地帯における場合は、特に協議の上決定するものとする。

二　一に掲げる施設その他二重申請のおそれのある施設については、申請に先立ち予め申請者側の関係部課において協議調整させ、協議が整ったものには関係部長の証明書を添付させるものとする。但し、協議が整わない箇所については、申請目論見書（査定調書）にその表示をさせるものとする。

三　前項但書に該当する箇所については、採択を保留し協議が整った後に決定するものとする。

四　申請箇所には両省の所管を色別した標識杭を現地に必ず打たせるものとする。

五　建設省河川局長、農林省農地局長及び林野庁長官は、この覚書及びその実施に関する細目につき、連名で各都道府県知事に通知するものとする。

１－３　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について

昭和30年８月16日
建河発第　342号
30地局第　4591号
30林野第 12518号

建設省河川局長
農林省農地局長　から　都道府県知事　あて
林野庁長官

最近災害復旧事業の二重採択の事例を生じていることは洵に遺憾であるが、この不当事例の発生を防止するため、重複して採択するおそれのある施設に関して今回建設、農林両省は別紙のような覚書を取り定め今後の査定においてはこれに準拠して実施することとなったから了知されたい。

ついては貴県におかれても災害復旧事業の申請に当っては、この覚書の趣旨に基き、苟も二重に申請することのないよう内部調整を密にするとともに貴管下の各公共団体及び関係機関に対しても即刻この旨を徹底させるよう御

取計らい願いたい。

なお、この覚書の実施に関する細目は左記により取扱われたい。

記

1　関係部長の証明書は申請目論見書（査定調書）に添付し、協議の整わないものがあるときは、目論見書の当該工事の上欄に△印を附して証明書に△印は協議不調を示す旨を記しておくこと。

2　覚書４の標識杭については左記によること。

(1)　頭部の色別　建設省　県工事　青
　　市町村工事　赤
　　農林省　農地局関係　黒
　　林野庁　林地荒廃防止施設　白
　　林　道　緑

(2)　記入事項　所属年災、申請番号、工事延長、起終点の別

１－４　災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について

昭和33年10月22日
建河発第　688号
33地局第　5749号
33林野第 13833号

建設省河川局長
農林省農地局長　から　都道府県知事　あて
林野庁長官

建設、農林両省は、災害復旧事業の国費の重複支出を防止するため「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」を作成し、この覚書の取扱細目について昭和30年８月16日付建河発第342号、30地局第4591号、30林野第12518号で通知し、二重採択を防止することに努力してきたところであるが、いまだに申請者側の関係部課における協議調整が不十分なため、一部において二重採択を生じ、会計検査院等の指摘事項となっていることはまことに遺憾である。自今当該覚書の取扱細目を厳格に履行するとともに、特に用水取入堰と河川護岸、井堰と床止工については、下記事項に留意し、遺憾なきを期する

とともにすみやかに貴管下公共団体及び関係機関に対し趣旨を周知徹底せしめられたい。

記

1　用水取入堰と河川護岸又は井堰と床止工がともに被災している場合において、当該災害の復旧事業について国庫負担（補助）を申請するに際しては、土木事務所長及び耕地事務所長（又は地方事務所等の耕地主管課長）は、当該施設の復旧位置を記入した平面図並びに復旧する施設の設計概要を記入した調書（別記様式第１）を相互に提出し、重複の有無について事前に協議するものとする。

2　前項の施設に係る査定がある場合においては、申請者側の係員はそれぞれ立会し、当該施設の復旧位置並びに復旧工法について現地で確認するものとする。

3　前項の査定が終了した後すみやかに申請に係る都道府県知事は、前項の施設の復旧位置並びに復旧工法について二重採択の有無を再確認し、その結果報告書（別記様式第２）を関係主務省の局長に提出するものとする。

別記様式１

査定番号	河川名	地　　名			設計概要	摘要
		郡　市	町　村	大　字		
県工事						
市町村工事						

備　考

1.　「大字」欄には、かならず目標になるものをあわせて記入すること

2.　「設計概要」欄には、下記の事項を記入すること

（１）　河川復旧の場合

（イ）　復旧施設の高（堤防天端までの高、護岸高、河岸高）

（ロ）　被災水位高

（ハ）　堤防天巾、底巾

（ニ）　河巾（河床巾被災水位における河巾）

（２）　井堰又は用水堰の復旧の場合

（イ）　堰本体上流側より水叩先端部までの距離

（ロ）　堰本体上流側より取入口までの距離

（ハ）　堰の高さ並びにその工種（木床、コンクリート等……）

別記様式２

査定番号	事務所名	河川名	位　置			決定金額	設計概要	対照番号
			郡市	町村	大字			
県工事								
市町村工事								

備　考

1. 重複して採択された箇所がない場合には、「該当なし」と記入すること
2. 重複して採択された箇所がある場合には、当該箇所の査定設計書を添付すること
3. 「対照番号」欄には、建設省に提出するものにあっては、井堰等に係る農林省の査定番号を、農林省に提出するものにあっては、河川護岸等に係る建設省の査定番号を記入すること

１－５　河川災害と農地農業用施設災害との取扱いについて

昭和43年４月（査定官会議指示）

このことについては「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」に大綱が示されているが、細部について統一を欠く面があるので下記の様に扱うものとする。

イ．農地復旧について（協議書必要）

ａ）河川災害の本災の法線が決定し、旧農地の復旧の放棄（耕作者の同意が必要）が明確または河川災害で買収されることが確定（負担法の査定済又は未査定であっても協議書により決定が確認される場合）されてい

る場合は、法線内の農地復旧は採択しない。

b）河川災害の本災の未決定の場合並びに関連、助成事業箇所（査定済未査定にかかわらず）の農地復旧は採択する。

c）農地復旧に当り河川護岸が必要な場合、その採択に当っては協議書に基づくものとするが、１、２級河川にあっては止むを得ざるもののみに限定すること。但し、河川管理者が工法上の条件を附することには応じないものとする。

この場合農地復旧の施行時期と河川護岸復旧時期がマッチする必要があり、河川護岸の施行時が、関連助成事業等の都合で遅れることが明らかな場合には、河川側の仮設護岸を応急工事として計上する様協議書の改訂を求めるか、別途この件についての協議を関係機関において行わしめること

ロ．施設の復旧について

a）二重採択防止に関する覚書１の（２）で河川護岸の法線が後退する場合の農業用施設の取扱いが規定されており、未被災の場合は河川工事の附帯工事とし、被災しているときはそれぞれの施設の工事としているが、この場合頭首工等の部分災害で原形復旧で従前の効用が回復される程度のものは含めない。

b）被災河川の災害復旧法線が未決定の場合は、協議書の計画法線により、農業用施設の復旧を定めるものとする。この場合河川法線がその後変更になっても設計変更として処理すべきもので要領第18の（２）による保留扱いとはしない。

１－６　農業用施設災害として取扱う排水路と、公共用施設災害として取扱う河川との区分について

昭和45年４月（査定官会議指示）

農業用施設災害と重複して採択するおそれのある施設については、昭和30年８月16日付け30地局第4591号「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱い細目について」に基き、申請に先立ち予め申請者側の関係部課において協議調整させる等の措置をとっているが、従来から必ずしも農林災害として取扱う排水路と、建設災害として取扱う河川との区分が明確でなかった、河川法が適用（又は準用）されない普通河川について、今後下記のとお

り取扱う方針としたので、申請に先立ち実施する内部協議の際、この主旨に沿って、農林災害と建設災害との区分を明らかにするよう指導されたい。

記

一つの河川において建設災害として採択した箇所から下流にある河川の災害は原則として建設災害として取扱う。

１－７　頭首工、橋梁、サイフォン等河川工作物の採択

昭和43年４月（査定官会議指示）

頭首工、橋梁等河川工作物の復旧に際して、河川管理者の条件がつく場合が多いが査定設計の段階においては、河川管理者の条件を加味しない法令、要綱、要領等に定められた復旧工法によるものとし、査定時点では採択しないものとする。

ただし、（１）　当該河川が災害復旧事業として一定計画で復旧する場合の計画洪水位、河床高の改訂等は考慮する。しかし、河川計画決定にあたっては、取水施設等を充分考慮して決定するよう協議を密にすること。

（２）　農業用施設が被災し、原形復旧不可能、困難又は不適当の条項を適用して採択する場合には、査定基準を逸脱しない範囲において「河川工作物設置基準案」を考慮する。

註　河川災害復旧事業以外の事業（治水、関連、助成事業等）にもとづく河川断面の変更、計画高水位、河床高の改訂等治水上からの要望により頭首工を全面可動とする工法、河川計画断面に合致させるための堰長を採用する等の復旧工法は、査定には災害復旧工事として採択しないものとする。

また、全体計画書作成にあっても原則として、災害復旧工事としては採択しない。

１－８　原位置を変更して復旧する場合における旧施設の撤去費等の取扱いについて

昭和44年11月（課長会議指示）

被災後の状況変化、被災の程度等から原位置復旧を不適当と認め、復旧対象施設の位置を変更して復旧する場合における、旧施設の撤去等に要する費用は、比較設計の結果、原位置で復旧する（応急工事を含む。）よりは位置変更して、旧施設の残存部分の撤去等を含めて復旧する方が安価となる場合に限り、災害復旧事業の補助対象とすることができる。

なお、その取扱いは下記のとおりとする。

1　災害復旧事業としては、河川管理上等から撤去等が止むを得ないものと認められるものに限る。

原則として河川管理者等の撤去等の命令によるものとする。

2　災害関連については、比較設計の如何にかかわらず、止むを得ないものについては採択することができるものとする。

3　査定時又はその後の取扱い

（1）　査定時には原則として計上しない。

但し、既定の計画河床等から明らかに上記と認められる場合は、査定時に計上しても差支えない。

（2）　査定時には計上しない場合、実施設計の段階又は河川管理者等と協議の結果により、必要となったものについては計画変更（大臣承認事項）（注）又は残事業調査で計上する。

（注）

大臣承認事項とあるのは現行では「大臣協議（同意）事項」であり、地方農政局長等に権限が委任されている。

１－９　河川管理施設等構造令（抄）

昭和51年７月15日　政令第199号

内閣は、河川法（昭和39年法律第167号）第13条第２項（同法第100条第１項において準用する場合を含む）の規定に基づき、その政令を制定する。

附　　則

（施　行　期　日）

1　この政令は、昭和51年10月１日から施行する。

（経　過　措　置）

2　この政令の施行の際現に存する河川管理施設等又は現に工事中の河川管理施設等（既に法第26条の許可を受け、工事に着手するに至らない許可工

作物を含む。）がこの政令の規定に適合しない場合においては当該河川管理施設等については、当該規定は、適用しない。ただし、工事の着手（許可工作物にあっては、法第26条の許可）がこの政令の施行の後である改築（災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。）に係る河川管理施設等については、この限りでない。

１－10　河川管理施設等構造令に関する覚書（抄）

51構改Ｄ第564号
建設省河政発第 41号
昭和51年７月15日

河川管理施設等構造令（以下「令」という）の制定に際し農林省及び建設省は、下記のとおり了解する。

農林省構造改善局長
建設省河川局長

（抜　　粋）

６　改築について

令第２条第１号から第３号まで、第74条及び附則第２項の「改築」とは河川管理施設又は許可工作物の施設全体にわたる改造工事というものとすること。

７　災害復旧について

（１）　令第74条及び附則第２項の「災害復旧」は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第２項及び第３項に規定する災害復旧事業、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第２条第６項及び第７項に規定する災害復旧事業並びに臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第２条第２項及び第２条の２に規定する復旧工事を含むものとすること。

（２）　災害により滅失した施設を築造し、及び被災した施設を原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の効用を回復するために必要な施設を築造し、又は、原形に復旧することが著しく困難若しくは不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設を築造して行う災害復旧は令第74条及び附則第２項における「改築」に相当

すること。ただし、災害により河床の状況が変化したため、従前河床が果たしていた機能に代わる施設を設ける場合等新たに施設を設ける場合はこの限りでない。この場合において、計画横断形が現状の断面と著しく異なり、この政令の基準により難い場合は、双方協議して取扱いを定めるものとし、当該復旧施設は令第73条第１号又は第２号に定める河川管理施設等として取り扱うことができるものとすること。

§２　査定要領等に係る解釈

２－１　災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について

平成20年３月31日
（農村振興局防災課長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

災害復旧事業の対象となる施設は、適正な維持管理を行っていることが前提となっており、査定に際し維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたと認められる災害は、法令等に照らし災害復旧事業として資格を欠くもので「欠格」として取扱い、採択しないこととしている。

ついては、農業用施設が被災し災害復旧事業の申請があった場合における維持管理資料について、下記のとおり運用することとする。

このことについて、なお一層の適切な運用に資するため、農村振興局所管の災害復旧について下記によることとしたので、貴職より関係機関に周知をお願いする。

なお、「査定時における「被災前の維持管理状況資料」の整理について」（平成１７年３月２８日付け農林水産省農村振興局整備部防災課災害査定官名事務連絡）は廃止する。

記

1.　日常の維持管理記録の整理

関係都道府県は市町村及び土地改良区、水利組合等の維持管理団体に対し、農業用施設の維持管理の状況が判る資料を常日頃整理して置くよう助言すること。

なお、整理する資料は日常の維持管理実態が判る資料及び写真記録でよい。

日常の維持管理実態が判る資料とは、

例えば、頭首工、ため池、用排水機場等にあっては、施設点検台帳、運転日誌等

用排水路にあっては、毎春利用前の共同役務の実施記録、用水各期、出水期の点検パトロール記録等

農道にあっては、毎春利用前の共同役務の実施記録、定期補修砂利等の投入記録等

2. 災害復旧事業申請時（実施査定時）の説明

申請者は、災害復旧事業申請時に災害復旧事業計画概要書等による説明のほかに当該被災施設の日常の管理に係る維持管理記録簿等に基づき、維持管理状況を説明すること。

3. 災害復旧事業の採択

災害復旧事業の採択に当たっては、前記の維持管理状況の内容も含めて適否を判断するものとする。

なお、点検及び点検に基づく必要な維持補修を著しく怠ったことに基因して生じたことが明らかに認められる災害については、維持管理不良とみなし欠格とする。

２－２　災害復旧事業の対象となる「被災前の適正な維持管理」について

平成20年３月31日

（防災課災害査定官から各地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて）

標記については、平成２０年３月３１日付け防災課長名事務連絡により通知したところですが、取り扱いについて下記のとおりとするので適切に対処されたい。

記

１． 維持管理資料整理の創意工夫

日常の維持管理記録の整理について

例えば、頭首工、ため池、用排水機場等にあっては、施設点検台帳、運転日誌等

用排水路にあっては、毎春利用前の共同役務の実施記録、用水各期、出水期の点検パトロール記録等

農道にあっては、毎春利用前の共同役務の実施記録、定期補修砂利等の投入記録等

の例示を示したが、併せて各点検を行った際には、引き続き写真による記録も併せて整理するものとする。

なお、用水路、排水路、農道等の延長がある施設については、全ての区間を記録として写真を撮ることは現実的ではないので、施設の標準的な箇所、変化点等、施設の実情に合わせ創意工夫を行い記録すること。

また、点検パトロール等の維持管理記録においても、目視点検項目を整理し、測点、区間を対比し、点検箇所と点検内容が判るように工夫し、施設及び地域の実情に合わせた記録簿等を作成し整理するなど、各管理主体において適正な維持管理に資するよう創意工夫を図るものとする。

２．　今後の方針

今後、各地域の創意工夫の基に整理された資料を参考に、標準的な記録簿等を作成し、適正な維持管理を行えるよう各農政局において検討するものとする。

２－３　農地の復旧面積の取扱い

昭和44年６月16日

（農地局災害復旧課長から地方農政局災害復旧課長、北海道土地改良第２課長あて）

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項により復旧面積は原則として被災前の田畑別の実面積を限度とし、被災前の農地の面積が不明な場合は、台帳面積によることとしているが、災害復旧事業は、被災前の原状に則して復旧することをたてまえとしているため、復旧計画の樹立にあたっては、実測値による実面積によることが望ましい。

しかし、地すべり災害等、被災後の状況変化が著しく、被災前の実面積の実測が不可能な場合は台帳面積を復旧対象面積とするが、この台帳に縄のびの補正を行なった面積を復旧対象とすることは差支えない。

縄のび補正を行なう場合は当該台帳の筆番号の明確な近傍類似の未被災農地を数カ所選定し、この実測面積と台帳面積との縄のびの平均値によるもの

とするが、数カ所の選定にあたっては、自力開こん等の面積が実測値に含まれることのないよう留意するとともに、単なる推測による面積を縄のびの補正値に含めてはならない。

近傍類似の未被災農地の数カ所（原則として５～６カ所以上）選定事例

例－１

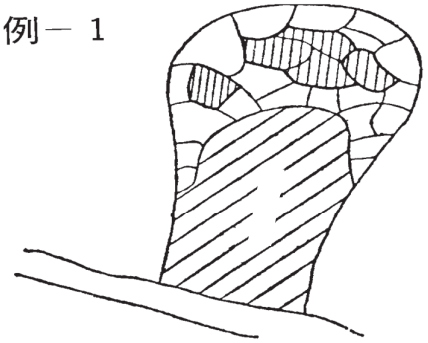

例－２

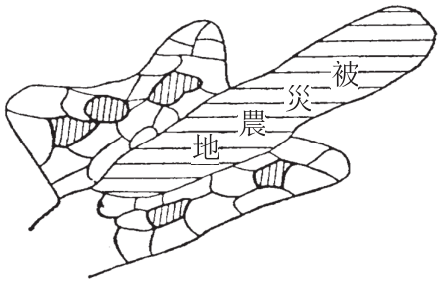

に該当する筆番号箇所を選定するもので、その他箇所の選定は不適当である。

縄のび補正を生じた場合は下記の計算例による。

縄のび補正による復旧面積および査定額について

１　復旧面積の計算例

○被災地の復旧申請面積　900ａ（うち農地面積700ａ、畦畔面積200ａ）

○同上の台帳面積　　500ａ（畦畔面積を含む）

○近傍類似の未被災農地の台帳面積

80ａ（畦畔面積を含む）

○同上の実測面積　　120ａ（うち農地面積90ａ、畦畔面積30ａ）

500ａ×120/80＝750ａ

750ａ×（１－30/120）＝563ａ

即ち、縄のび補正を行った復旧対象農地面積は563ａとなる。

２　査　定　額

申請面積900ａ（うち農地700ａ、畦畔200ａ）を査定した結果、面積に変更がなく査定額1,400千円となった場合の補助対象となる査定額は

1,400千円/700ａ×563ａ＝1,126千円

即ち、査定票に記入される査定額は1,126千円となる。

２－４　災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件（告示）

令和３年５月12日　農林水産省告示第739号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第９条第６号の規定に基づき、災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を次のように定める。

農林水産大臣

１　復旧すべき農地面積を0.682乗した値に1,000を乗じて得た額に換算係数1.188を乗ずるものとする。

２　前号において、復旧すべき農地面積はアール単位（小数点第四位以下は切り捨てる。）とし、算定される金額は千円単位（千円未満は切り捨てる。）とする。

附則

１　この告示は、公布の日から施行する。

２　令和２年５月11日農林水産省告示第935号（災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額の算定方法を定める件）は、廃止する。

３　この告示は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお、従前の例による。

２－５　農地災害にかかる客土土壌改良資材投入量算定について

平成２年２月（査定官指示）

このことについては、昭和51年４月査定官会議において指示したところであるが、客土工法の場合、耕土としての理化学性、生物性が劣っていることが多いことから、炭カル、リン酸資材と併せ有機質資材の投入も事業の対象とすることとし、今後は下記要領によるものとする。

記

１　炭カル施用量　1)　改良深は15㎝を限度とし、被災耕土深までとする。

2)　作物別改良目標（別紙）を定め、緩衝能曲線法により算出される炭カル量

２　燐酸施用量　1)　改良深は15㎝を限度とし、被災耕土深までとする。

2)　燐酸吸収係数の４％以内に相当するＰ２０５を原則として溶燐で投入する。

３　有機質施用量

有機質資材の投入量は、次の基準以内とする。

水分率（％）	10アール当り投入量（トン）
45以下	3
46～55	4
56～65	5
66～70	6
71以上	7

（注）水分率は、整数止めとし小数第１位は四捨五入する。

なお、資材の選定等については『平成２年度「農地開発事業における有機質資材の投入について」の取扱いについて』によられたい。なお、今後本取扱いが変更になった場合はそれを適用するものとする。

注１）分析される客土資料は少くとも数個（原則として５～６個以上）とする。

２）上記１、2)、及び２、2）は県農事試験場等公的機関における分析

結果による。

3）上記事業費は反当限度額に算入するものとする。

（別　紙）

酸性土壌改良目標ＰＨ

区分	作物名	
	改良目標ＰＨ6.0	改良目標ＰＨ6.5
樹園地	もも，おうとう，くり，茶，びわ，りんご，なし，西洋なし，かんきつ類，かき	ぶどう，いちじく，くるみ，桑
普通畑	たばこ，こんにゃく，あわ，ひえ，かんしょ，いぐさ	燕麦，ライ麦，とうもろこし，きび，ばれいしょ，大麦，小麦，そば，だいず，あずき，きゅうり，とまと，なす，メロン，すいか，かぼちゃ，いんげん，えんどう，かんらん，はくさい，ほうれんそう，ねぎ，いちご，はなやさい，レタス，ふだんそう，アスパラガス，しょうが，ゆり，だいこん，かぶ，にんじん，さといも，ごぼう，たまねぎ，とうがらし，らっきょ，セロリー，パセリ，さとうきび，らっかせい，なたね，はっか，てんさい
飼料畑	トールフェスク，レンゲ，カウピー，ルービン	チモシー，オーチャードグラス，イタリアンライグラス，ペレニアルライグラス，スーダングラス，レッドクローバー，ラジノクローバー，クリムソンクローバー，ベッチ類，アルファルファ，ホワイトクローバー

２－６　傾斜が 20 度を超える被災農地の取扱いについて

平成23年12月28日
（農村振興局整備部防災課長から地方農政局防災課長、
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

平成23年12月28日付けで農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）の一部を改正する政令が公布・施行されるとともに農林水産省告示（平成23年告示2426号）が制定され、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第２条の３第１項に規定する果樹農業振興計画に係る果樹であって、傾斜が20度を超える農地において栽培される場合に当該農地以外の農地において栽培される場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られるものに係る栽培の用に供される傾斜が20度を超える農地（その農地の利用又は保全のための農業用施設を含む。以下同じ。）については、新たに災害復旧事業の対象となったところである。

これに伴い、傾斜が20度を超える被災農地の災害査定を下記により取扱うこととしたので、災害査定に当たっては遺憾のないようにされたい。

また、貴局管内各都府県には、貴職からこの旨を通知願いたい。

記

１　果樹農業振興特別措置法第２条の３第１項に規定する果樹農業振興計画に係る果樹であることについての確認は、次により行うものとする。

①　被災した農地において栽培されていた果樹の種類は、現地の状況や写真等により確認する。

②　被災した農地において栽培されていた果樹の種類が、都道府県知事が定める果樹農業振興計画に係る果樹であることを、当該計画により確認する。

２　傾斜が20度を超える農地において栽培される場合においても傾斜が20度以下の農地において栽培した場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得が得られる果樹であることについての確認は、「農林水産省が定める農作物に係る農業所得の確認について」（平成23年12月28日付け農村振興局整備部防災課長通知）に基づき、都道府県知事が作成して農林水産省の確認を受けた資料（農業所得算定表）により行うものとする。

２－７　農林水産大臣が定める農作物に係る農業所得の確認について

平成23年12月28日
（農村振興局整備部防災課長から地方農政局防災課長、
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

農林水産省告示第2426号（平成23年12月28日）に基づき、傾斜が20度を超える農地について、当該農地以外の農地において栽培される場合とおおむね同等以上の単位面積当たりの農業所得がある果樹が栽培される場合においては、新たに災害復旧事業の対象とされたところであるが、その場合の単位面積当たりの農業所得の確認については、下記によることとしたので、事務の執行に際し遺憾のないようにされたい。

なお、貴局管内各県には、貴職から通知されたい。

記

１　都道府県知事から農林水産大臣への資料の提出について

都道府県知事は、傾斜が20度を超える農地について災害復旧の対象とする場合は、都道府県を単位として次により作成した資料（農業所得算定表：別紙）等を農林水産大臣へ提出するものとする。

(1)　農業所得の算定式

農業所得は、次式により算定するものとする。

農業所得＝農業粗収益－農業経営費

ここで、

①　農業粗収益とは、農業経営によって得られた総収益額をいい、出荷量に単価を乗じることにより算定する。

②　農業経営費とは、農業粗収益をあげるために要した一切の経費をいい、生産に投入した肥料、農薬、飼料などの流動的経費及び当該経営年度の負担すべき建物、農機具など固定資産の減価償却費から構成され、自己所有の生産要素である自作地の地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。

なお、単位面積当たりは、10アール当たりとする。

(2)　農業所得の算定に用いる資料

出荷量、単価及び農業経営費については、農業協同組合又は試験研究

機関若しくは普及指導センター等が保有する資料により整理することとし、これらの資料から整理することが不適当又は困難と判断される場合には、これらの機関の専門技術者の協力を得ながら調査等を行い整理するものとする。

(3)　農業所得算定表の作成

上記（１）及び（２）により算定した単位面積当たり農業所得をもとに「農業所得算定表」を作成する。

(4)　農業所得算定表の提出

都道府県知事から農林水産大臣への農業所得算定表等の提出は、地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）に対して行うこととする。また、当該資料の提出は、可能な限り災害復旧事業計画概要書の提出に先立って行うこととする。

２　農林水産大臣から都道府県知事への結果の送付について

地方農政局は関係部局間で連携し、都道府県知事から提出された資料の内容を確認して、その結果を都道府県知事へ送付する。

(別紙)

○10ａ当たり農業所得算定表

果樹名	傾　斜	出荷量 Kg/10a (A)	単価 円/kg (B)	粗収益 千円/10a (C=A×B)	農業経営費 千円/10a (D)	農業所得 千円/10a (E=C-D)	比　率	備　考
みかん	20度超							
	20度以下							
かき	20度超							
	20度以下							
うめ	20度超							
	20度以下							
	20度超							
	20度以下							
	20度超							
	20度以下							
	20度超							
	20度以下							

注）比率は、20度超/20度以下により算定する。果樹名は、みかん、かき、うめ等、果樹の名称を記述する。

２－８　竜巻を含む突風災害における農地災害復旧事業の取扱い

平成24年５月21日
（農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、
沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて）

竜巻を含む突風災害における農地災害の取り扱いについては、農地災害復旧事業の対象としているところであるが、昨今の突風発生状況等に鑑み、念のために申し伝えるので遺憾のないよう留意願いたい。

１．竜巻等の突風の発生の証明にあたって、証明資料としては、気象庁ホームページ内の気象統計情報（竜巻等の突風データベース）に掲載されている内容を基本とするが、適宜、発生～消滅までの経路図等も添付するものとする。
２．被災事実については、周辺被災状況もあわせて確認する。
３．農地災害復旧事業の対象となるのは、がれきの飛散によって農地が損傷し、あるいは、がれきが表土中に混入したため農地としての利用が困難となり、土木的対策による復旧が必要である場合。
４．ただし、人力で除去可能な程度のがれきを取り除くことにより容易に営農が可能な状態にある場合は、維持工事とみなす。
５．農地利用への支障の有無は、30アール当たり５点以上の割合で坪堀を行ってがれきの混入状況を調査し、当該農地における営農状況を踏まえて判断する。
６．復旧工法は、被災状況により経済性等を総合的に判断し決定する。
７．竜巻等の突風による被災農地等の災害復旧については、申請者と事前打合せを行うこと。

２－９　災害復旧事業における植木畑の対象農地について

平成26年６月19日
（農村振興局防災課課長補佐（災害班）から各地方農政局防災課長、
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

災害復旧事業における植木畑の対象農地は、農地や植木の状況等から判断をしてきたところですが、平成26年災害から下記のとおりとしたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

記

１　災害復旧事業における植木畑の対象農地は、肥培管理が施されていることを条件に判断することとし、現地の状況から肥培管理が施されていることが明確でない場合は、以下に示す確認結果を踏まえて査定を実施する。

２　肥培管理が施されていることが明確でないと事業主体が判断する場合は次の手順により査定を行う。

①　事業主体（市町村等）は農業委員と被災した植木畑の肥培管理の実施状況について現地で確認する。

②　事業主体は、①の結果及び当該植木畑の所有者等から肥培管理の状況を聞き取り作成する植木畑肥培管理表（別紙）から、当該植木畑が対象農地であることを確認する。

③　災害査定は、植木畑肥培管理表と被災箇所の状況から植木畑の対象農地の査定を行う。

３　なお、査定時に上記２の①及び②がなされておらず、現地の状況から対象農地の判断が困難な場合は、①及び②が整ってから査定を実施する。

別紙

植木畑肥培管理表

平成　年　月　日作成

被災日		平成　年　月　日		
地区名			箇所番号	－
被災農地	所在地			
	地番			
	地目			
	地籍（m^2）			
事業主体				

肥培管理の状況（被災日から，過去１年間を記載）

植木名（植栽面積）	植栽状況		肥培管理の状況（具体的な内容及び時期等）
	本数	年数	
（　　m^2）			
（　　m^2）			
（　　m^2）			
（　　m^2）			

植木畑が対象農地であることの確認結果

事業主体の確認結果	確認方法

参考

対象農地の判断フロー

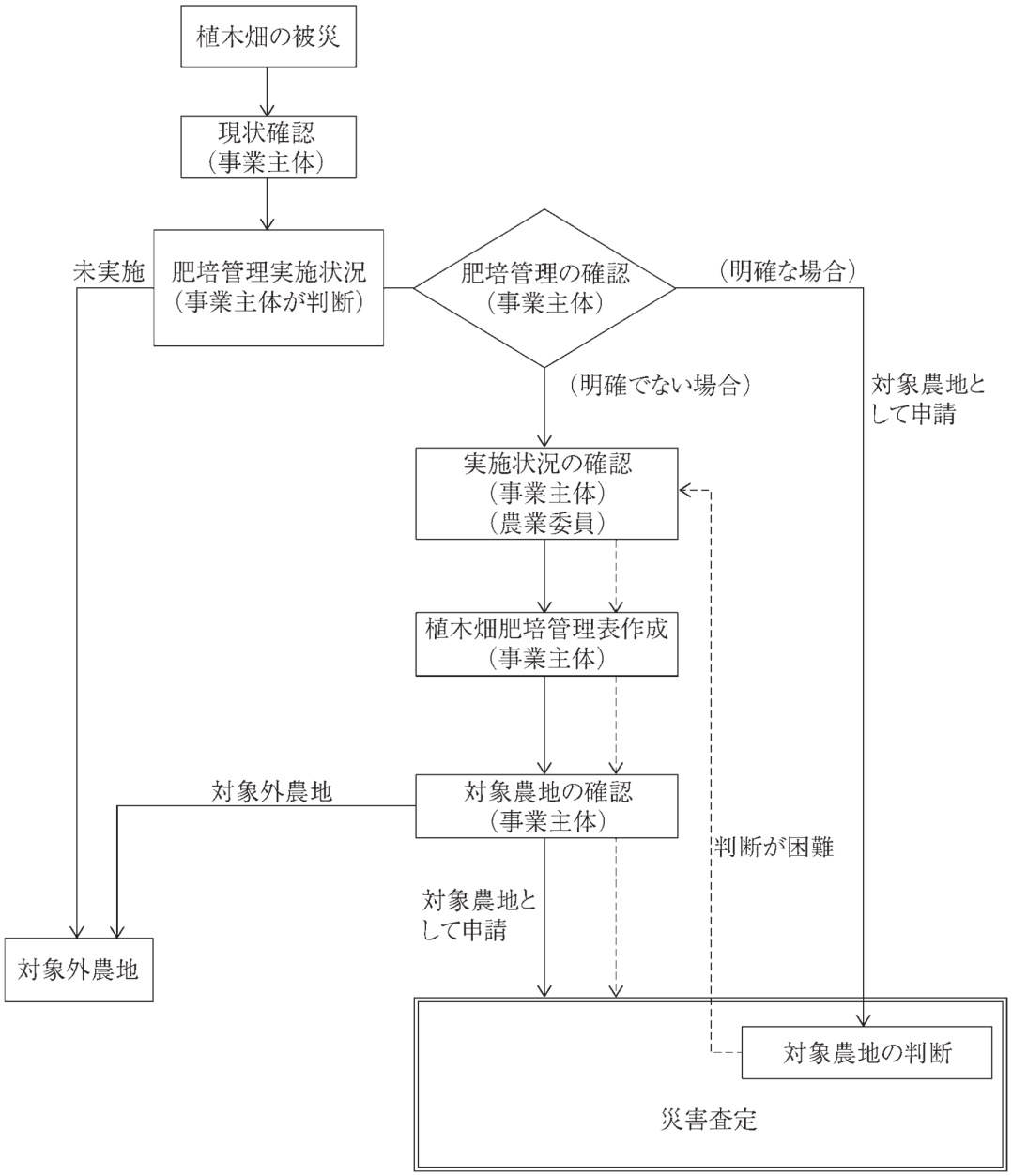

２－10　圃場整備事業地区に係る農地農業用施設の災害復旧事業の取扱いについて

昭和44年９月３日
（農地局災害復旧課長から地方農政局災害復旧課長、北海道土地改良第２課長あて）

都道府県営、団体営および構造改善等による、ほ場整備事業の計画地区、または着工地区に係る農地等が被災した場合、当該農地等の災害復旧事業の査定は、つぎによるものとする。

1.　計画地区に係るもの

計画中の地区および計画は完了しても未着手の地区については、ほ場整備事業の計画の如何にかかわらず、災害復旧事業は、法令、要綱、要領等の規定により査定するものとする。

2.　着工が確定している地区に係るもの

(1)　工事施行中の区域に係るもの

ほ場整備事業の手戻り工事とする。ただし工事の一部が竣工し、耕作し得る状態に至っているもの等は災害復旧事業の対象とする。

〔解説〕①　他事業施行中に発生した災害は災害復旧事業の対象とならない（法５条の（５））。しかし工事の一部が竣工し効用が発揮している場合は、災害復旧事業の対象となる。（要綱第２の４）

②　工事施行中の区域とは、ほ場整備事業として採択されている地区のうち当該年度の予算および工事の範囲が確定し、現に工事が実施されている区域をいう。

(2)　当該区域の予算額は確定しているが未着工に係るもの

災害復旧事業と被災後のほ場整備事業との工事費を比較していずれか経済的なものを災害復旧事業として採択する。

〔解説〕当該年度の予算額および工事施行区域は確定したが未だ工事に着手していない場合は、工事費（工事雑費を除く工事費とする。）を比較してつぎの例によるものとする。

（例）ほ場整備事業地区のうち、ｘ年度施行区域の面積100haがｘ年災で20haが被災した場合

① 20haの災害復旧工事費　・・・・・・・・・・・・　A
② 100haのほ場整備工事費（被災前）　・・・・・　B
③ 被災後の同上の修正工事費　・・・・・・・・・　C
④ ③－②＝Ｃ－Ｂ＝災害による増額費（工事費）　・　D
Ｃ－Ｂ＝Ｄ＞Ａの場合は災害復旧工事費はＡとする
Ｃ－Ｂ＝Ｄ＜Ａの場合は　〃　はＤとする

(3) 上記（１）、（２）に係る地区のうち上記の（１）、（２）に該当しない区域に係るものは要領第３、了解事項第３、５の規定により査定するものとするが、農地については、上記の１により査定するものとする。この場合原形復旧費の範囲で行なう農地の区画変更工事および、原形復旧工事が不適当な場合において採択する農地の区画変更工事については、ほ場整備事業に手戻りが生じないよう十分検討して採択すること

〔解説〕他事業の計画区域に係る災害復旧事業の取扱いについては、了解事項で例示されているので、それ等の規定によるものとするが、農地復旧は例示規定がない。これは農地復旧には施設のように暫定工法が考えられないため、法令、要綱、要領等に規定する範囲で査定する。

（参　考）

着工が確定している地区に係る災害復旧事業費の査定について

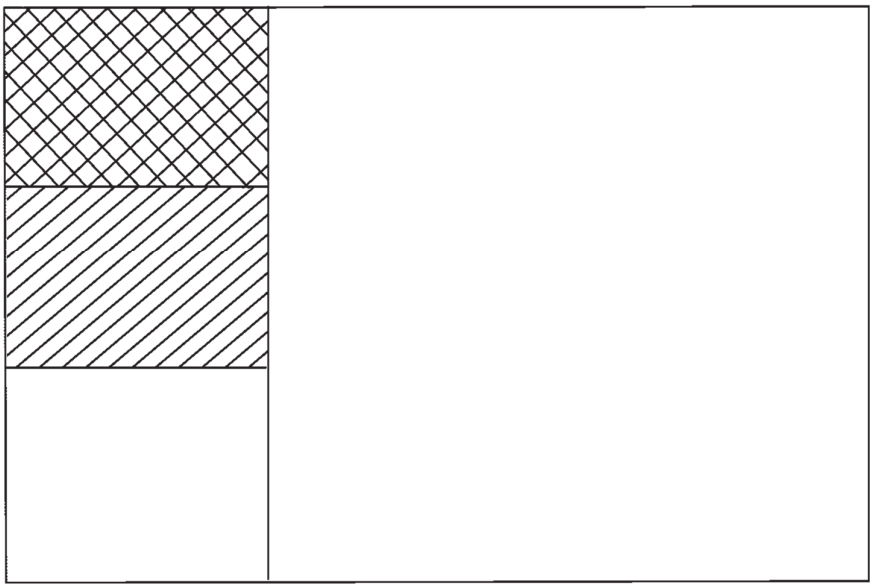

１．採択、着工済の地区全体

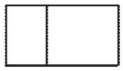

２．当該地域の予算が確定

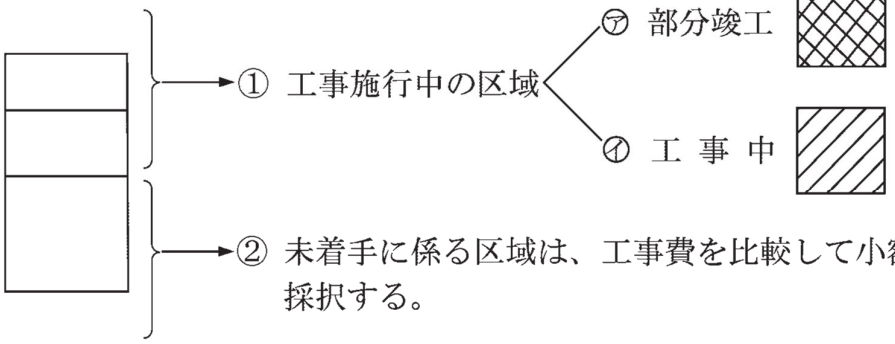

３．１－２の区域 は

農　　地：法令，要綱，要領等の規定により採択する。

農業用施設：了解事項（第３，５）の例示により採択する。

２－11　農地農業用施設災害復旧事業査定要領第 13（２）の取扱いについて

昭和50年３月（査定官会議指示）

標記のことについては、下記事項に十分留意して今後の災害を取扱うものとする。

記

1.　要領第13（２）における「河床の低下が著しく自然取入れができなくなった場合」とは、当該地点の渇水位で取水していた自然取水工が洪水等による異常な河床低下のために明らかに機能障害を起したと認められる場合に限るものとする。

2.　要領第13（２）における復旧工法は、被災原因及び状況変化を十分把握し、次の工法を比較検討のうえ、安全でかつ経済的な必要最小限度の工法とし、程度超過な施設とならないようにする。

(1)　取入口の断面を拡幅する工法

(2)　取入口の敷高（取付水路を含む）を下げる工法

(3)　取入口前面が局部的に変動した場合は、水制工又は井堰による工法

(4)　取入口を上流部の取水可能位置に変更し、連絡水路を新設する工法

(5)　片堰（堰上げに必要な位置まで被工）又は揚水機を新設する工法

２－12　ため池の波除護岸の取扱い

昭和44年４月（査定官会議指示）

要領第15（２）アの（ア）でいう「必要最少限の波除護岸」の範囲については下記により取扱うものとする。

Ａ　採択の範囲

１　原形に波除護岸のあるものについては採択する。

２　原形に波除護岸のないものは対岸距離100mを目安とし、築造材料、施行方法、立地条件および特に法の急なもの等必要やむをえないと認められる場合は採択できるものとする。

Ｂ　設置の範囲

１　新たに盛土、締固めた部分を本災とし、残部は関連とする。

２　波除護岸長は設計基準通りとし、低ダム（Ｈ＝15m以下）にあっては法肩より1/2満水面（注）までとする。

Ｃ　工法

基準工法は設けず、各ため池に応じた経済工法とする。

（注）

現在は土地改良事業設計指針「ため池整備」に準じた取扱いとしている。

２－13　頭首工に欠口を設ける場合の取扱い

昭和47年８月（農地局災害査定官指示）

要領15の（２）のイによって頭首工に欠口を設ける場合の取扱いについては「頭首工の復旧に当り洪水量増加に伴い欠口を設ける場合の取扱い」（昭和43年４月査定官会議指示）および「頭首工に欠口を設ける場合の取扱い細目」（昭45年４月査定官会議指示）により処理してきたところであるが、「査定に関する了解事項」の改正に伴い今後は次のとおり取扱うものとする。

１　災害によって生ずる状況変化の要素のうち洪水量、洪水位の変化とは単に被災前対象洪水量、洪水位と被災流量、水位との差を指すものでなく、復旧目的の一つである被災前の安定度と同程度の頭首工を復旧することであり、例えば何年に１度起り得る流量迄は安全であるという尺度を基にすると、被災前の安定度に対応する確率と同等の確率流量、水位が状況変化の対象となる。

この復旧対象洪水量、洪水位が被災洪水量、洪水位を上廻る場合には当然復旧頭首工は被災前頭首工の安定度を下廻ることになり、被災前施設の堤高に余裕のない限り堰体に欠口を設け従前の安定を保たしめなければならない。

２　復旧対象洪水量は、単に被災洪水量や河川の計画洪水量を採るのではなくその頭首工が従前どのような発生頻度の洪水に対して安全であったかを尺度として次のように決定する。

(1)　従前の対象洪水量とその発生頻度の算出方法

ア　当該頭首工の築造時（洪水流下能力に影響のある改築を実施した場合はその時期。以下同じ。）に使用した計画洪水量が明らかな場合はその洪水量を従前の対象洪水量とする。また、計画洪水量が明らかで

ない場合は被災の河川の状況から安全に流下し得る流量を従前の対象洪水量とする。

次にその地点の洪水量の記録か、洪水量を推定できる資料から築造時点における上記対象洪水量の発生頻度を算出する。この発生頻度の算出は、岩井法による超過確率計算法もしくはこれと同程度の精度をもつ方法によるものとする。

イ　上記アの方法では資料が不十分等で従前の対象洪水量の発生頻度（確率）を算出できない場合は、次のとおりの発生頻度があったものとみなす。

原施設の構造がコンクリートまたはこれに準ずる施設のとき　1/30
〃　木工沈床または　〃　1/20
〃　ブロック、蛇篭または　〃　1/10

なお、石張堰、四方木枠コンクリート詰堰はコンクリートに準ずる施設とする。

(2)　復旧対象洪水量の算出方法

被災後の時点において、（１）により算出した従前の対象洪水量の発生頻度を用いて洪水量を算出し、復旧対象洪水量とする。

3　欠口を設ける場合復旧対象洪水量、洪水位に対して無制限に欠口を大きくしても良い訳ではなく、河川断面内で流下可能な流量を限度として、被災前の対象洪水量、洪水位と復旧対象洪水量、洪水位の差額に相当する洪水量、洪水位を流下させるために欠口を設けることであって、その取扱いは次によるものとする。

(1)　復旧対象洪水量が越水しない場合

ア　復旧対象洪水量が河川断面内で流下可能であり堤防（無堤の場合は河岸）を越水しない場合には、原則として被災前の対象洪水位迄欠口により水位を下げ得るものとする。

イ　欠口を如何に大きくとっても被災前の対象洪水位迄下げ得ないものについては、全可動堰を限度とし、堤防の安定回復のための最少限度の補強（三面張り、護岸の増強等）を行うものとする。

ウ　河川が災害をうけ本災で断面が拡大される場合においてもア、イと同様の取扱いとする。

(2)　復旧対象洪水量が越水する場合

復旧対象洪水量が河川断面内で流下不能の場合は、流下可能量迄は(1)に準じて取扱うものとし、越水量相当分については差額関連とす

る。ただし、この場合は、将来河川が改修されるものとし、河川の改訂洪水量を下回る場合のみとする。

4　頭首工本体の被災が部分的であって、被災部分を欠口として復旧しても洪水量の増大に対処できる場合であっても、残存部分が弱体部となり、井堰が一つの機能としての効用を発揮できない場合には、関連事業をとりこむこととし差額関連とする。

5　省略（河川管理施設等構造令の制定に伴い不要となったため）

6　護床、護岸のみが被災し、河床の上昇、低下、みお筋の変化等のため、原形に復旧することが著しく不適当な場合であって、上流の既設護岸の根入れ等が十分で、頭首工に欠口を設けることより洪水量増大にも対処でき、再度災害防止のうえで効果の大きい場合欠口の新（増）設は災害関連とする。

7　欠口の構造は、査定では次によるものとする。

(1)　欠口は、随時容易に開閉可能なゲート構造とする。ただし、土砂の流下量の比較的少ない河川に設ける土砂吐であってかんがい期間中操作する必要がなくかつ欠口の高さが0.6m未満の場合には角落し構造としてもよい。

(2)　ゲートの幅員は、土砂吐にあっては、流下砂、礫を掃流するに必要な断面としなければならない。また、１、２級河川等重要な河川に設ける洪水吐や洪水時開放する必要のある土砂吐の幅員については、河川の工作物設置に関する許可条件等を考慮のうえ決定しなければならない。

（例）

被災前の対象洪水量		Ｑ１m3/s
〃	洪水位	Ｈ１m
復旧対象	洪水量	Ｑ２m3/s
〃	洪水位	Ｈ２m
流下可能	洪水量	Ｑｃm3/s
〃	水　位	Ｈｃm

1　復旧対象洪水量（Ｑ２）が越水しない場合

Ｑｃ≧Ｑ２＞Ｑ１　　Ｈｃ≧Ｈ２＞Ｈ１

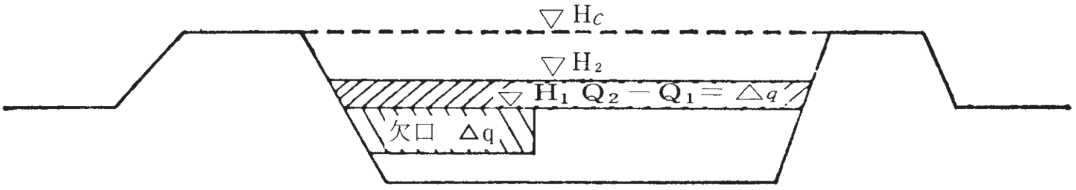

(1)　増加洪水量△ｑ＝Ｑ２－Ｑ１、増加洪水位Δｈ＝Ｈ２－Ｈ１
とすると、Δｈ＝０とするために△ｑに見合うものを流下させる欠口部を設けることが必要となり、これは災害復旧事業として行うこととなる。

(2)　河川が災害をうけ本災で断面が拡大させる場合においてもΔｑに見合うものは災害復旧事業とする。

２　復旧対象洪水量（ｑ２）が越水する場合
Ｑｃ＜Ｑ２＞Ｑ１　　Ｈｃ＜Ｈ２＞Ｈ１

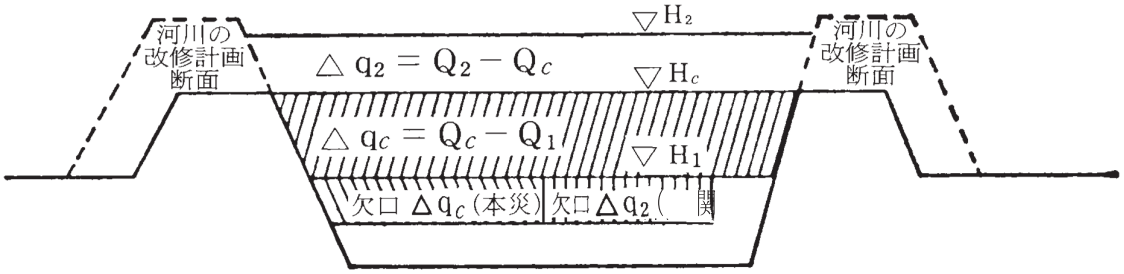

(1)　増加洪水量のうち△ｑｃ＝Ｑｃ－Ｑ１（増加洪水位Δｈｃ＝Ｈｃ－Ｈ１）については、Δｈｃ＝０とするために△ｑｃに見合うものを流下させるに必要な欠口部を設けることは災害復旧事業とする。

(2)　増加洪水量のうちΔｑ２＝Ｑ２－Ｑｃ（増加洪水位Δｈ＝Ｈ２－Ｈｃ）については、Ｈ２が将来の河川改修計画洪水位を下回る場合に限って、Δｈ２＝０とするためにΔｑ２を流下させるに必要な欠口部を設けることは災害関連事業として取扱う。

(3)　河川が災害をうけ、本災で断面が拡大される場合において、Ｑｃ（Ｈｃ）が増大しＱ２（Ｈ２）がＱｃ（Ｈｃ）以下に減少したときは、Δｑ＝Ｑ２－Ｑ１を流下させるに必要な欠口部は災害復旧事業とする。

２－14　土地改良事業、構造改善事業等により新設または改良した用水路、排水路の災害復旧事業の取扱いについて

昭和43年11月13日

（農地局災害復旧課長から地方農政局災害復旧課長あて）

土地改良事業、構造改善事業（補助、融資、自己資金等による事業）等により、新設または改良された土水路が被災した場合における災害復旧事業については、法第５条第３号に規定する「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏ら起因して生じたものと認められる災害に係るもの」に該当するものではないかとの疑義があったが、これらについては、被災施設の原形、築造後の経過年数、異常天然現象の程度および被災後の状況変化等を十分調査検討して復旧工法を慎重に決定したが今後は下記により取扱うことと大蔵省司計課と協議がととのったので連絡する。

記

土地改良事業、構造改善事業等により新設または改修された土水路（用水路、排水路）が竣功後（部分竣功を含む。）一年以内に当該水路の設計流量以下の流量で被災した場合は欠格とする。

ただし降雨、地すべり、地震等による法崩壊、山林等の土砂破壊等に起因する場合はこの限りでない。

２－15　災害査定における水路護岸等のすり付け工の取り扱いについて

平成15年４月１日

（農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長、
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

１　今後の査定設計における「すり付け工」の計上について

(計上する基準)

・　「すり付け工」は、新設護岸等の再度災害防止の観点から、起・終点の上下流が土羽等のため、設置が必要と認められる場合に実施する。

・　計上範囲は本護岸等が浸食による影響をうける最小限とする。

(工　　種)

・　屈とう性がある工種を採用する（例えば、じゃかご、ふとん篭等)。

２　査定設計書における計上方法について

(復旧延長等)

・　復旧延長には「すり付け工」は含めないものとする。

ただし、査定設計書には明示（図面、金額とも）するものとする。

(総合単価を使用する場合の計上方法)

・　総合単価で査定設計書を作成する場合は、「すり付け工」として計上するものとする。

３　適用時期について

・　平成15年災からの適用とする。

(参考) 上記取り扱いの補足説明

○　本通知の対象とする水路護岸等

対象となる水路護岸等とは、用排水路等のブロック積み、コンクリートフリューム水路等であり、畦畔復旧、道路法面復旧等のブロック積み、U字溝等には適用されない。

○　すり付け工の設置が必要を認められる場合

新設護岸等の起・終点の上下流が土羽のため、その護岸等の施工に当たって生じる土砂埋戻部分が、地形、土質等により侵食のおそれが強く再度災害防止の観点から見て必要と認められる場合をいう。

○　計上範囲について

上記２に示す侵食による影響を受ける最小限の範囲とし、すり付け工材料を勘案のうえ決定する。

（参考図）

① ブロック積み等の場合（側面図）

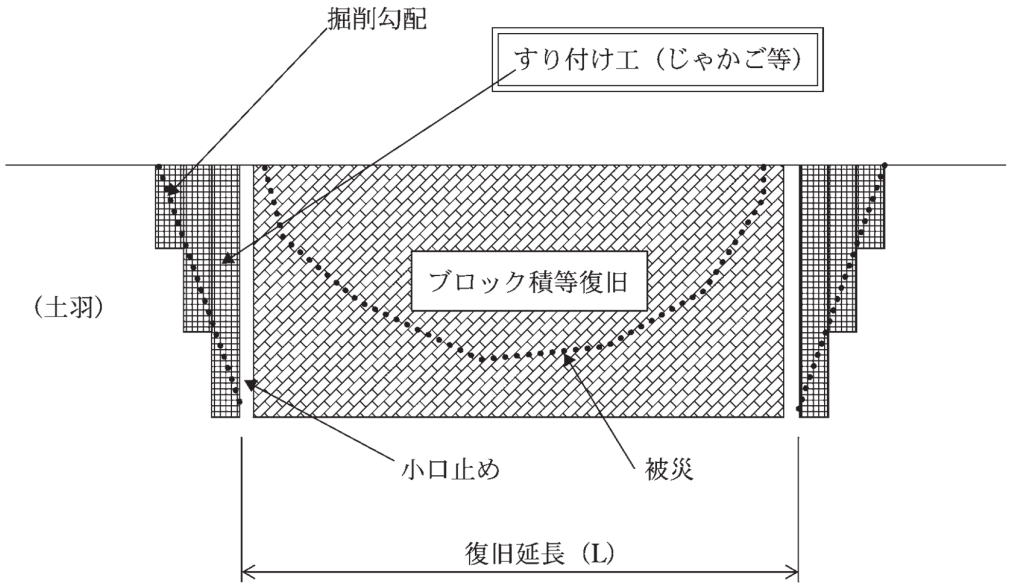

② コンクリートフリューム水路等の場合（平面図）

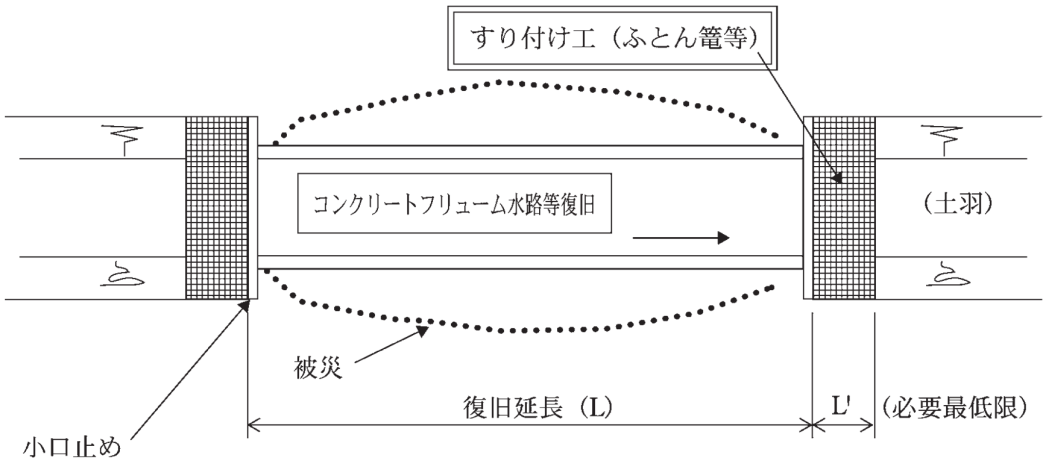

２－16　農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に係る道路の災害復旧事業の取扱いについて

昭和41年11月19日

（農地局建設部長から地方農政局建設部長あて）

農林漁業用揮発油財源身替農道整備事業（以下「農免道路事業」という。）によって、工事施行済または工事施行中の道路が災害により被災した場合当該災害復旧事業の取扱いは次によるものとする。

1.　道路管理者への引渡しが完了しているもの

道路の新設または原道改良の場合において、工事が竣工（工事の一部が竣工し、現に効用の発揮している区間を含む。）し道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路管理者に引渡しが完了（新設の場合にあっては道路法上の諸手続が完了したものに限る。）したものについては、建設省所管の災害復旧事業として取扱うものとする。

2.　道路管理者への引渡しが未了のもの

道路の新設の場合で竣工状態にあるが、道路管理者への引渡しが未了（手続中のものを含む。）のものは、農林水産省構造改善局所管の災害復旧事業として取扱うものとする。

3.　工事施行中の場合

工事施行中の場合は原則として農免道路事業による手戻り工事とする。ただし、工事施行中には工事が一部竣工しているが、効用の発揮していない区間も含むものとする。

２－17　農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて

昭和57年12月27日

（構造改善局災害査定官から地方農政局災害査定官、
沖縄総合事務局災害査定官、北海道農業水利課長あて）

農業用施設の利用のみに必要な道路（いわゆる管理用道路）の災害は、原則として農業用道路に係る災害として取扱うものとする。

ただし、明らかに農業用施設の附帯施設として位置づけられる道路（橋梁を含む。）については、それぞれの農業用施設の工種に係る災害復旧事業として取扱うものとする。

２－18 「農業用施設の管理用道路災害の取扱いについて」の細部運用について

平成15年４月１日

（農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長、
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

農業用施設（農業用道路を除く。）の利用に必要な道路であって、農業用道路の補助要件を満たすものについては、当該道路の他に迂回道路がないこと等により当該道路の被災により当該農業用施設の利用に重大な支障を生ずる場合に限り、農業用道路として災害復旧費補助の対象とすることができる。この場合において迂回道路とは道路法の適用の有無に関わらず当該農業用施設の利用上使用可能な道路（当該管理用道路の一部を含む。）であって、迂回距離が概ね２㎞を超えないものをいう。

なお、前述の要件を満たす管理用道路以外の管理用道路は災害復旧費補助の対象外とするが、当該管理用道路が当該農業用施設の設置に際し当該農業用施設の一部として設置されたもので、構造上当該農業用施設の一部を構成している場合（構造上一体区間と一連の施設として認められる場合を含む。）であって、当該管理用道路の被災により当該農業用施設の効用に支障を及ぼしている場合又は支障を及ぼすおそれが大きい場合には、当該農業用施設の災害復旧事業として災害復旧費補助の対象とすることができる。

構造上一体区間と一連の施設として認められる場合の例

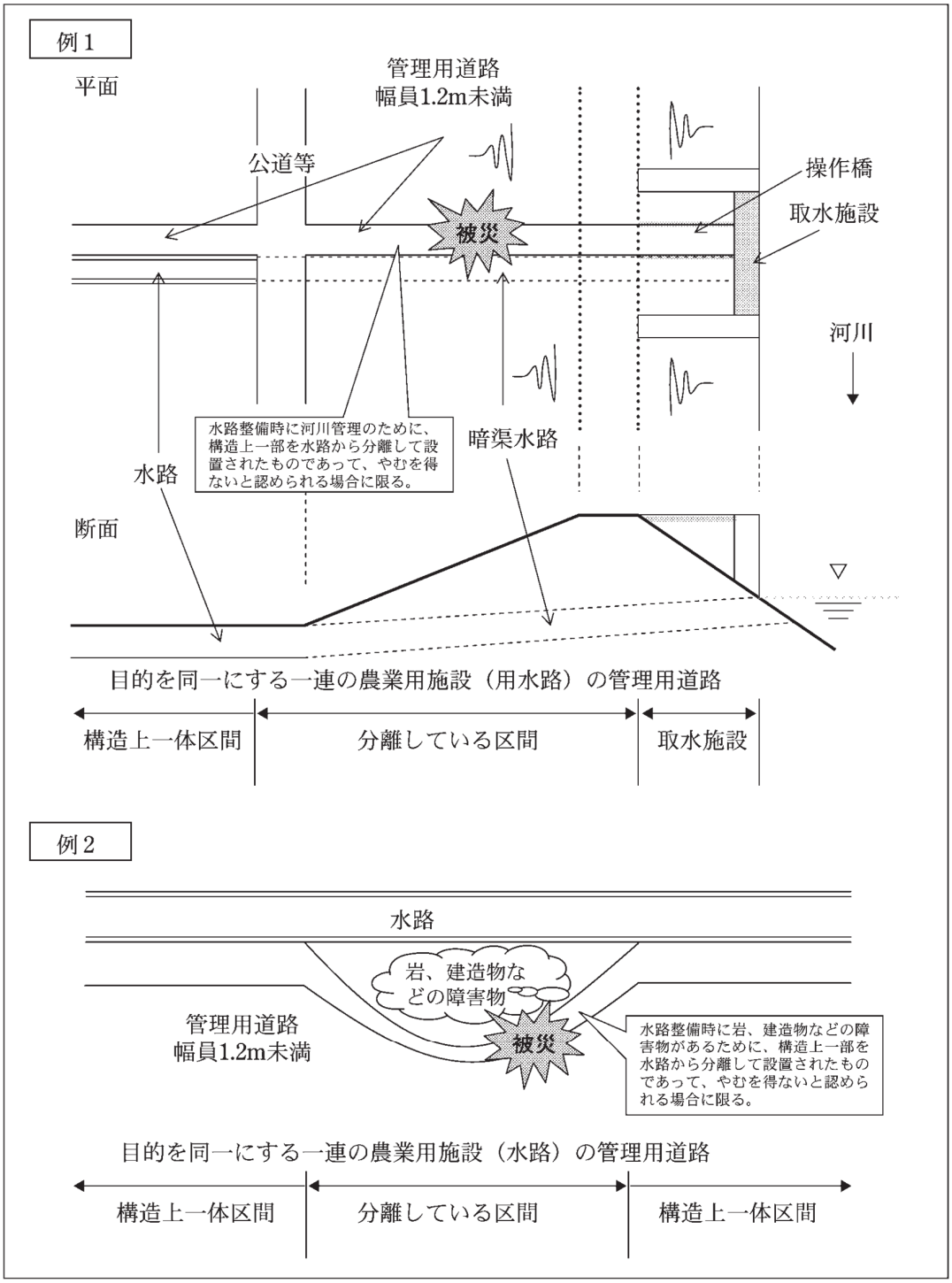

注：迂回道路がない場合に限る。

２－19　道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱いについて

昭和59年９月14日
（構造改善局長防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局
土地改良課長、北海道農業水利課長あて）

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号農林事務次官依命通達）第２の改正（「道路の付属物柵及びこま止めのみに係る工事」の削除）に伴う道路等の付属物（ガードレール等）のみに係る災害復旧事業の取扱いは次のとおりとし、昭和59年５月11日以後に発生した災害に係るものから適用する。

(1)　国庫補助の対象となる災害

国庫補助の対象となる災害は、異常積雪により発生した災害であること。なお、異常積雪の範囲については、別途基準を設けるものとする。

(2)　国庫補助の対象となる附属物

国庫補助の対象となる附属物は、地方公共団体又は土地改良区等が設置した道路、農業用用排水路及びため池に係るガードレール、ガードケーブル、ガードパイプ及びネットフェンス（パイプ構造のフェンスを含む）（国の設置基準、構造諸元等の諸条件を満たしているものに限る）とする。

(3)　国庫補助の対象となる災害復旧工事

国庫補助の対象となる工事は、ガードレール等の支柱又はビームが連続して破損し、その機能が喪失した災害に係る工事であること。

なお、次の各号に示す維持工事とみるべき工事及び除雪機械等による破損部分に係る工事は国庫補助の対象から除外される。

①　支柱の軽微な沈下及び傾きの修復のみに係る工事
②　ビームの軽微な変形の修繕のみに係る工事
③　ブラケットの修繕のみに係る工事
④　ケーブルの締め直しのみに係る工事
⑤　ネットフェンスの網のみの修復に係る工事
⑥　その他前各号に掲げるものに類する工事

(4)　積雪深に関する資料

都道府県知事は、災害復旧事業の計画概要書等を提出する場合、気象資料として最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の積雪深に関する観測資料を添付すること。

(5)　その他

既存施設の残存物件で復旧工事に使用できるもののうち、新規に購入する場合と比較して安価となる材料は極力転用を図るよう留意すること。

（参考）

道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱に関する異常積雪の範囲について

昭和60年４月17日（構造改善局防災課長補佐から、農政局防災課長沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農業水利課長あて）

「道路等の付属物に係る災害復旧事業の取扱について」（昭和59年９月14日付け、50―20構造改善局建設部防災課長通知）に係る「異常積雪の範囲」については、下記のように基準を設けたので、御了知の上その取扱いについて遺憾のないようにされたい。

記

上記の異常積雪の範囲は、被災地域の最寄りの国・地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値（過去10年間）を超えかつ、１メートル以上の場合とする。

２－20　傾斜地果樹園の崩壊とこれによる農地等の埋没による被害の防止について

昭和42年８月11日　42園第1282号

（農政、農地、園芸局長から都道府県知事あて）

42年７月の集中豪雨による被害の状況をみると、傾斜地に造成された果樹園の崩壊が各地に発生しており、また、これに伴い下方にある農地等が埋没による被害を受けている場合が相当多い。これは、開園に当り農地保全施設を合理的に設置していない等のためであり、特に農家が独自で開園したものにこの種の事例が多くみられる。

今後傾斜地果樹園についてこのような被害を防止するために、新規開園にあっては適地の選定および承水路、排水路、土止工等の農地保全施設の設置について十分留意し、あわせて工事施行中においても必要な防災措置を講ず

るとともに、既存園についても維持管理の強化および農地保全施設の合理的な整備に努める等の必要があるので、これにつき、市町村、生産者団体等の協力を得て一層の指導の強化をはかるよう配慮されたい。

なお、農地の保全を無視して開園したものの災害復旧事業については、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の適用除外となり助成措置が講じられないこととなっている（同法第５条参照）ので、念のため申し添える。

２－21　自然環境の保全に配慮した工法の基準について

12-６
平成12年４月１日
（構造改善局防災課長から地方農政局建設部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年９月10日付け40-13建設部長通知）19並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年９月10日付け40-14建設部長通知）12にいう別に定める基準について別紙のとおり定めるので、御了知の上、事業の適切な実施に御配慮をお願いする。

また、本一部改正の適用については平成12年４月１日からとなるので、念のため申し添える。

なお、貴局管内の各都道府県担当部長には、貴職から通知するようお願いする。

別　紙

自然環境の保全に配慮した工法の基準について

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年９月10日付け40-13）19並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年９月10日付け40-14）12にいう「別に定める基準」については、下記のとおりとする。

記

（自然環境の保全に配慮した工法の採用基準）

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項第19並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項12において掲げる自然環境の保全に配慮した工法の採用条件（１）、（２）のほか、以下の（３）、（４）の場合についても、自然環境の保全が可能となる工法を採用することができることとする。

(1)　被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合

(2)　自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合

(3)　被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合

(4)　被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合

２－22　災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の採用について

12-７

平成12年４月１日

（構造改善局防災課長から各地方農政局建設部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

このことについて、別紙のとおり定めたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、貴局管内の各都道府県担当部長には、貴職から通知するようお願いする。

別　紙

災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の採用について

農業用施設災害関連事業、ため池災害関連特別対策事業、農地災害関連区画整備事業並びに海岸及び地すべり防止施設災害関連事業（以下、関連事業という。）における自然環境の保全に配慮した工法の採用については、災害復旧事業において農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1128号）第16並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1138号）第12第２項に掲げる自然環境の保全に配慮した工法が採用された場合であり、かつ、下記により自然環境の保全に配慮した工法が必要と認められる場合に限り、当該災害復旧事業に併せて自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

記

１　自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、関連事業の行為に制限を受ける場合

２　災害復旧事業において被災施設が自然環境の保全に配慮した工法で採択され、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合

３　関連事業に係る施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合

２－23　災害復旧箇所別特性整理表の提出について

平成12年６月30日
（構造改善局災害査定官から地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局災害査定官あて）

「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1128号構造改善局長通知）第16、「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1138号構造改善局長通知）第12第２項及び「災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の採用について」（平成12年４月１日付け12-7）に掲げる「自然環境の保全に配慮した工法」の査定に際しては、下記要領により「災害復旧箇所別特性整理表」を作成し、提出するものとする。

なお、貴局管内都府県には、貴職から連絡されたい。

記

１．災害復旧箇所別特性整理表

(1) 「自然環境の保全に配慮した工法」の選定にあたっては、被災箇所ごとに選定に要する事項を整理した「災害復旧箇所別特性整理表」（別紙様式）を作成する。

(2) 「災害復旧箇所別特性整理表」は、災害発生後に申請者が直接現地を確認して必要事項を整理のうえ、所定の記載事項を別紙様式に従って記入するものとする。

　また、周辺環境、地域特性等の資料は事前に可能な限り収集・整理に努めるものとする。

(3) 「災害復旧箇所別特性整理表」は、災害査定時に提出するものとする。

(4) 「自然環境の保全に配慮した工法」を採用しない災害復旧事業等（原形復旧を達成するために最も経済的な工法を用いる場合等）は、「災害復旧箇所別特性整理表」を作成する必要はない。

２．自然環境の保全に配慮した工法

「自然環境の保全に配慮した工法」とは、次に掲げる工法及びこれらに類する工法をいう。

（１）　自然石又は疑似自然石を利用した工法

（２）　化粧型枠を利用した工法

（３）　着色剤の混入又は吹付による工法

（４）　木材・木製品を利用した工法

（５）　動植物の棲息・生育を妨げない工法

（６）　緑化の工法

（７）　緩傾斜護岸工

（別紙様式）

災害復旧箇所別特性整理表

1．原施設及び被災前の農地の概要

都道府県名		番号	地区	箇所	災害名及び被災年月日	
工種			所在地			
設置年月日	その事業名	構造・形状			寸法・材質	

2．自然環境の保全に配慮した工法を採用する妥当性

事項		適否
⑴	被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合	該当する・該当しない
⑵	自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合	該当する・該当しない
⑶	被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これら施設との連続性を保つ必要がある場合	該当する・該当しない
⑷	被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の捷息・生育が確認されている場合	該当する・該当しない

⑴に該当する場合

項目		説明
①原形	被災前に環境に配慮していた要素	
②復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素	
③復旧工法		

⑵に該当する場合

項目		説明
①根拠法令	災害復旧事業の行為を制限する法令名	
②現場状況	歴史的風土の名称	
	文化財の名称	
	公園等	国立公園・国定公園・都道府県立公園・風致地区・その他（　）
③復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素	
④復旧工法		

⑶に該当する場合

項目		説明
①環境に配慮した箇所と連続性を保つ必要性		
②被災箇所付近の構造物	隣接構造物･上下流構造物	
③復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素	
④復旧工法		

⑷に該当する場合

①「絶滅の恐れのある野生動物植物の種の保存に関する法律」で指定された種であるか。 ※裏付けする資料を添付すること		適・否
②動植物の種	動植物の名称	
	指定状況	絶滅のおそれのある動植物・希少野生動植物種・国内希少野生動物種 国際希少野生動植物種・特定国内希少野生動植物種
③復旧箇所	残すべき環境に配慮する要素	
④効果	どのような効果が見込まれるか	
⑤復旧工法		

被災前の環境（ポンチ絵又は写真）	復旧後の環境（ポンチ絵）

２－24　自然環境の保全に配慮した工法の留意事項

平成12年６月30日
（構造改善局災害査定官から地方農政局査定官、沖縄総合事務局
災害査定官あて）

農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年９月10日付け40-13建設部長通知）第19及び海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40年９月10日付け40-14建設部長通知）第12に掲げる基準（１）、（２）並びに自然環境の保全に配慮した工法の基準について（平成12年４月１日付け12-6）に掲げる基準（１）、（２）、（４）並びに災害関連事業における自然環境の保全に配慮した工法の採用について（平成12年４月１日付け12-7）に掲げる基準１、３の採用に関しては、「自然環境の保全に配慮した工法」に係る事業費の査定を適正に実施するため、下記事項に留意されたい。

記

１．被災施設が環境に配慮した工法により施行されている場合

環境に配慮することを目的として施行された農地、農業用施設等が被災した場合に限り採用することとする。

２．自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合

「法令」には、自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令に基づく条例に限り含まれるものとする。

３．被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合

(1)　「被災施設付近」とは、当該箇所が次の（２）、（３）で確認された野生動植物の棲息・生育環境と同一環境と判断され、かつ当該野生動植物の種等の棲息・生育に支障を及ぼす範囲内をいうものとする。

(2)　「絶滅のおそれのある野生動植物の種等」とは、以下のものをいう。

・「日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック―」（環境庁自然保護局野生生物課編集）に掲載された種

・「日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドリスト―」（環境庁自然保護局野生生物課発表）に掲載された種

・文化財保護法による天然記念物
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による特定種
・自然公園法による指定植物

(3) 「確認」とは、国、地方公共団体、研究者、NPO、自然保護団体、漁協等による現地調査による他、文献、環境調査の一環として行われる聞き取りにより確認できる場合を含むものとする。

自然環境の保全に配慮した工法決定のフロー

1．海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領(負担法関係)

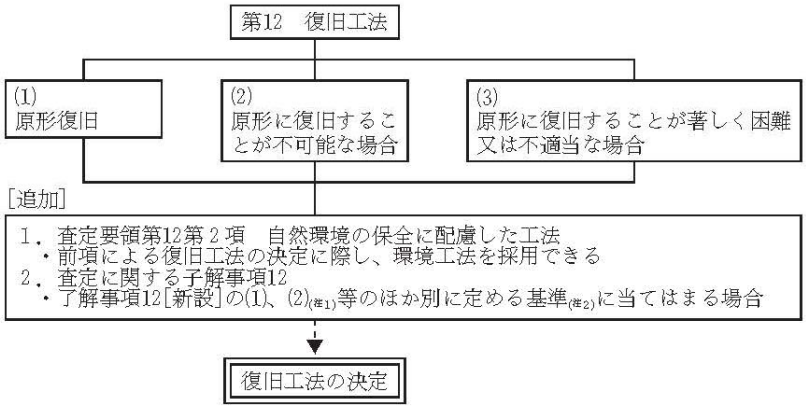

2．農地農業用施設災害復旧事業査定要領(暫定法関係)

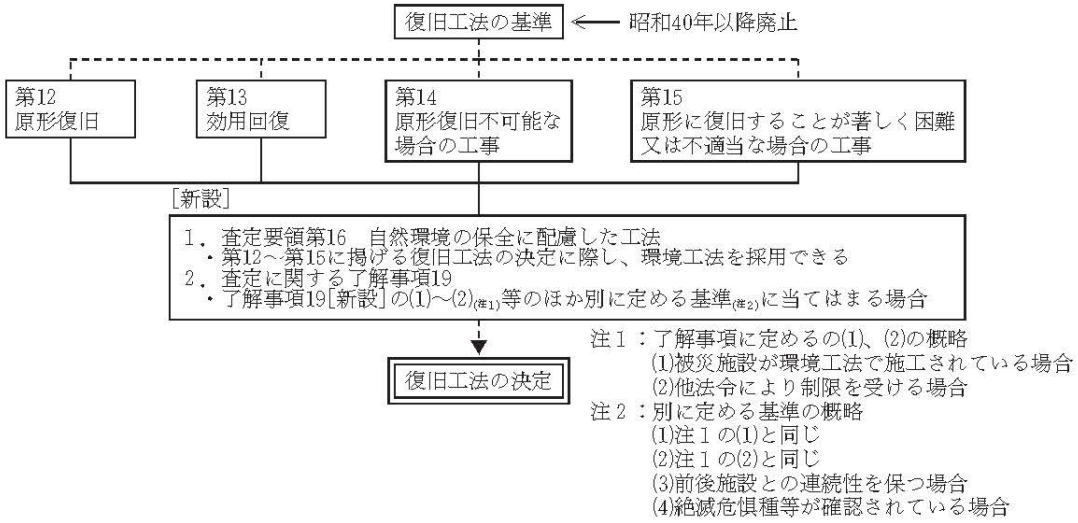

3．災害関連事業

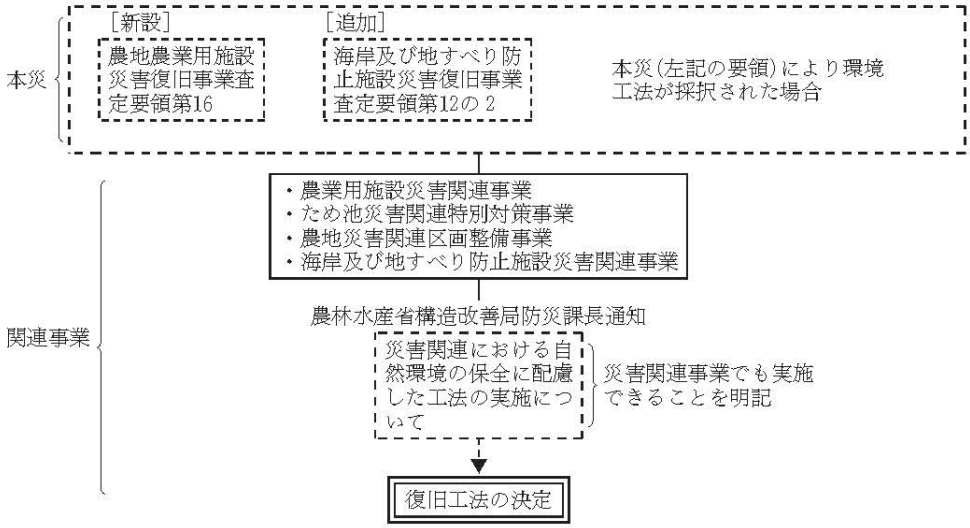

自然環境の保全に配慮した工法の事例

（暫定法の対象となる農地・農業用施設の復旧事例）

区　分	工　法	事　例
(1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合	①自然石又は疑似自然石を利用した工法	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
	②化粧型枠を利用した工法	化粧ブロック工(法面・護岸)
	③着色剤の混入又は吹付による工法	カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
	④木材・木製品を利用した工法	木工沈床工(頭首工)、竹柵工・ソダ柵工等(法面)
	⑤動植物の棲息・生育を防げない工法	魚道工(頭首工)、２面張水路工(水路)、木工沈床工(頭首工)、魚巣ブロック(水路)、ホタルブロック(水路)、小動物の昇降階段等を設ける(道路・水路)
	⑥緑化の工法	植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
(2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合	上記(1)①～⑥に同じ 法令の具体例 （環境基本法、自然公園法、国土利用計画法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、文化財保護法、自然環境保全法等）	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		化粧ブロック工(法面・護岸)
		カラー舗装工(法面・護岸)
		竹柵工・ソダ柵工等(法面)
		魚道工(頭首工)、２面張水路工(水路)、魚巣ブロック(水路)、ホタルブロック(水路)、小動物の昇降階段等を設ける(道路・水路)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
(3) 被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合	上記(1)①～⑥に同じ	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		化粧ブロック工(法面・護岸)
		カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
		竹柵工・ソダ柵工等（法面）
		魚道工(頭首工)、２面張水路工(水路)、魚巣ブロック(水路)、ホタルブロック(水路)、小動物の昇降階段等を設ける工法(道路・水路)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
(4) 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合	上記(1)①④⑤⑥に同じ 絶滅の恐れのある野生動植物の種の例 （イトウ、タナゴ、イバラトミヨ雄物型、オオサンショウウオ、ダルマガエル、ニホンカワウソ等）	石積工(法面・護岸)
		木工沈床工(頭首工)
		魚道工(頭首工)、２面張水路工(水路)、木工沈床工(頭首工)、魚巣ブロック(水路)、ホタルブロック(水路)、小動物の昇降階段等を設ける工法(道路・水路)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)

（注）上表の工種の他、これらに類する工種が想定される。

自然環境の保全に配慮した工法の事例

（負担法の対象となる公共土木施設の復旧事例）

区　分	工　法	事　例
(1) 被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合	①自然石又は疑似自然石を利用した工法	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
	②化粧型枠を利用した工法	化粧ブロック工(法面・護岸)
	③着色剤の混入又は吹付による工法	カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
	④木材・木製品を利用した工法	竹柵工・ソダ柵工等(法面)
	⑤動植物の棲息・生育を防げない工法	魚礁・産卵礁等ブロック(海岸・護岸)、小動物の昇降階段等を設ける工法(海岸)
	⑥緑化の工法	植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
	⑦緩傾斜堤防	緩傾斜堤防
(2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合	上記(1)①～⑦に同じ 法令の具体例 （環境基本法、自然公園法、自然環境保全法、海岸法、文化財保護法、国土利用計画法等）	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		化粧ブロック工(法面・護岸)
		カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
		魚礁・産卵礁等ブロック(海岸・護岸)、小動物の昇降階段等を設ける工法(海岸)
		竹柵工・ソダ柵工等(法面)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
		緩傾斜堤防
(3) 被災施設の上下流又は隣接する施設で環境に配慮した施工が行われており、これらの施設との連続性を保つ必要がある場合	上記(1)①～⑦に同じ	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		化粧ブロック工(法面・護岸)
		カラー舗装工(道路)、特殊舗装工(道路)
		魚礁・産卵礁等ブロック(海岸・護岸)、小動物の昇降階段等を設ける工法(海岸)
		竹柵工・ソダ柵工等(法面)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
		緩傾斜堤防
(4) 被災施設付近において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の棲息・生育が確認されている場合	上記(1)①④⑤⑥に同じ 絶滅の恐れのある野生動植物の種の例 （アオウミガメ、ウミガラス等）	石積工(法面・護岸)、石張工(法面・護岸)
		魚礁・産卵礁等ブロック(海岸・護岸)、小動物の昇降階段等を設ける工法(海岸)
		植生工(法面)、植生ブロック積工(法面)
		緩傾斜堤防

（注）上表の工種の他、これらに類する工種が想定される。

２－25　農地・農業用施設の災害復旧事業における棚田等景観に配慮した工法の採用について

平成17年９月29日
（農村振興局防災課課長補佐から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業開発課長、北海道農村整備課長あて）

近年、文化財保護法の改正（平成16年６月９日公布、平成17年４月１日施行）、景観法（平成16年６月18日公布、平成17年４月１日施行）の制定など、良好な景観の維持保全について関心が高まってきております。

農地・農業用施設の災害復旧事業においては、これまでも「自然環境に配慮した工法の基準について」（平成12年４月１日付け構造改善局防災課長通知）に基づき環境の配慮に努めてきたところでありますが、例えば棚田などの農村景観に対する配慮を必要とする復旧工法で災害復旧事業を実施する場合には、関係地権者や地域住民等の意向を十分反映するとともに、これらのことを今後もより一層周知されますよう、関係機関に通知願います。

２－26　農地・農業用施設等の災害復旧事業における希少な野生動植物等への配慮について

平成18年９月５日
（農村振興局災害第１班長から地方農政局、北海道開発局、沖縄総合事務局、北海道）

農地・農業用施設等の災害復旧事業においては、これまでも「自然環境の保全に配慮した工法の基準について」（平成12年４月１日付け構造改善局防災課長通知）に基づき環境への配慮に努めてきたところであります。

近年、自然環境の保護について国民の関心が高まってきており、災害復旧事業の復旧計画作成時における工法の選定、工事実施時における環境対策の適用等にあたっては、希少な野生動植物の保護等について、十分配慮するよう関係機関に周知願います。

２－27　干ばつ災害復旧事業の取扱い

令和７年12月24日

（農村振興局防災課災害査定官から各地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて）

さきに、防災課長名で事務連絡したほか、基準工法等については、別紙のとおりとしたので連絡する。

（別紙）

１　調査資料の整備

(1)　気　象　調　査

干ばつ区域内および周辺の観測所の記録から連続干天日数、日降雨量月降雨量の資料を集め、平均月降雨量（原則として最近10カ年）を併記する。

（気象調書）

日／月	1	2	3	4	…	28	29	30	31	計（月降雨量）	10ヵ年平均（月降雨量）	備　考
4												観測所名（場所）
5												
6												
〃												

注）　連続干天日数は日雨量５㎜未満の日を含め，上記のとおり示す。

(2)　き　裂　調　査

き裂の位置、深さ、延長などを調査する。特に深さについては、復旧工法とも関連するので入念に調査する必要がある。各筆ごとに１か所を試掘して心土層の深さを確認した上で、き裂が25センチメートル以上の深さであり、かつ、き裂が耕盤層を破壊して心土層に到達した範囲を確認すること。

（き裂調書）

筆番号	測　点	深　さ	き裂最大巾	備　　考
	①－１ ①－２ ②－１	cm	cm	

（注）１．測点ごとに写真を添付すること。
２．き裂の方向等について備考に記載する。

（例）

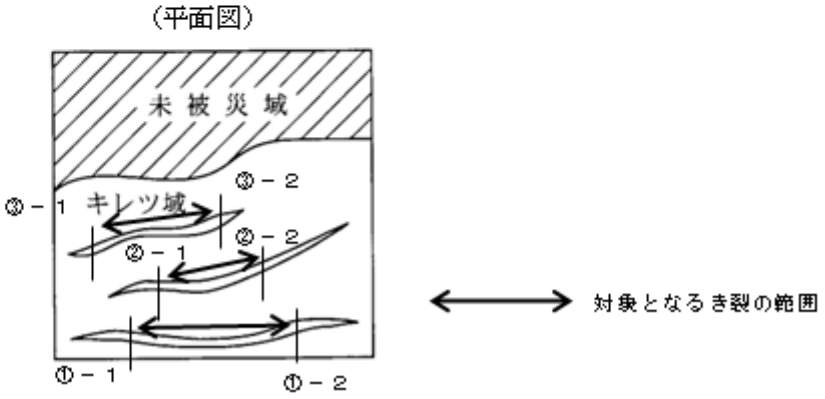

(3)　土　性　調　査

被災地域の土性分類（国際法に基く。）別に代表的なもの１ケ所（部落単位）について調査する。

２　基　準　工　法

(1)　農 地

①　心土締固め工法

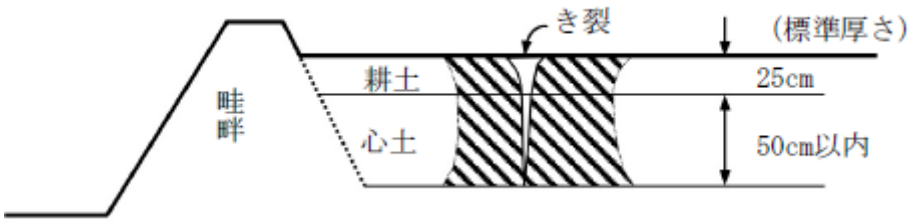

き裂が発生している範囲の耕土を取除き、心土を掘りほぐすか、き裂部分に心土を填充して締固めた後、原形量の耕土をかき戻す工法とする。なお、耕土の仮置きは、はね付の範囲とし、耕土厚は仕上りで、25cmを原則とする。

② 畦畔つき直し工法

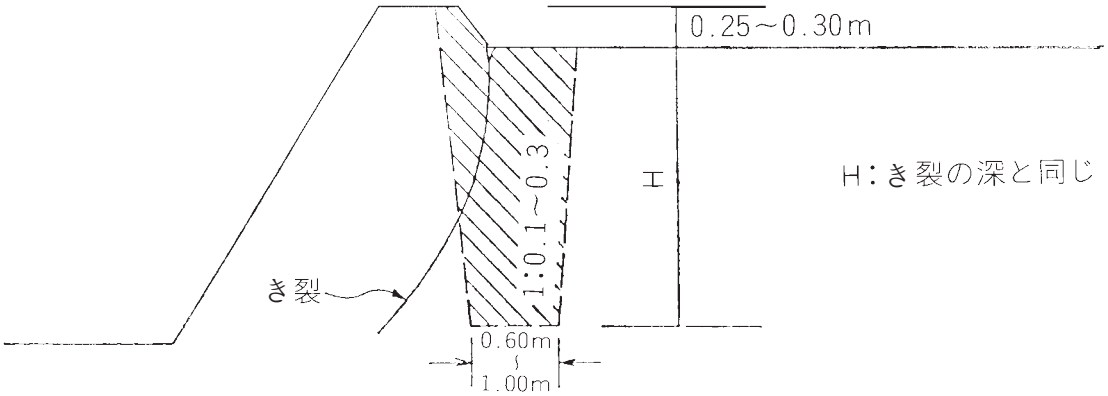

ただし、この工法では、漏水あるいは増破等のおそれがあると認められる場合には、その地形、地盤、被災後の状況に応じて適切なる工法とする。

(2) 農 業 用 施 設

復旧工法は、き裂の大小、深さなどによって異なるが、一般的にはき裂部分を掘削して盛り返すか、又はグラウト工によるき裂閉そくが主なものである。工種別にはつぎのとおりとする。

① 水 路

水路のき裂被害を復旧するには、一般的にはき裂部分を掘削して盛り返すのみでよいと考えられるが、特に山腹の水路はき裂の状況によっては崩壊の危険性があり、又平担地水路でも盛り返すのでは効用回復の望めない特殊個所のあることが考えられるので、かかる山腹水路や平担地水路の特殊な被災個所は必要最小限の舗装工を行ってもさしつかえない。但し、原則として水路断面の拡張は行わないこと。

② た め 池

き裂の深さが比較的浅い場合は、き裂部分を掘削（段切り）して盛り返すのみでよいと考えられるが、き裂が比較的深く、貯水又は降雨により堤体欠壊、法面崩壊、或いは甚だしく漏水するおそれのある場合には、前刃金工、法覆工又はグラウト工などによって復旧する。外

法面についても崩壊のおそれのあるものは、腰、石積の積替えが必要な場合はこれを含めて、原形に復旧する。

なお、ため池の復旧については次の事項に留意すること。

1）復旧は前記工法によるが、施工は急を要するものが多く、また、非かんがい期の降雨を貯水しなければならない地域があると考えられるので、これらについては緊急に施工可能な工法を検討し査定前着工等により復旧の促進をはかること。

2）刃金工、法覆工を行うため、施工上取除かなければならない取水施設（斜樋等)、余水吐は原形程度のものに復旧して差しつかえない。但し取除きは最小限にとどめること。

3）堤体復旧は、原形断面を原則とするが刃金工の施工によるやむを得ない断面拡大がある場合は、被災部と最少限の取付部分にとどめること。但し嵩上げは認めない。

4）底樋の施工は（２）による接続部を除き原則として認めない。

２－28　干ばつ災害復旧事業の取扱いについて

令和７年12月24日

（農村振興局防災課長から、各地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農村振興部長、北海道農政部長あて）

干ばつ災害に係る農地の復旧にあたっては、現行の事務取扱要綱、査定要領等によるが、査定要領第16の（１）のア（農地）における畦畔の取扱いについては、下記によることとしたので、遺憾のないよう留意されたい。

なお、「干ばつ災害復旧事業の取扱いについて」（昭和48年９月25日付け構造改善局防災課長通知）及び「干ばつ災害復旧事業の取扱い」（昭和48年９月25日付け構造改善局災害査定官通知）は廃止する。

記

階段状の農地の畦畔については、畦畔のき裂（畦畔の崩壊を誘発するき裂を含む。）の深さが、必要畦畔天端から55㎝以上で、漏水が著しい場合、又は次期降雨等により農地が崩壊あるいは地すべりが発生するおそれがあると認められる場合は、災害復旧事業として採択する。

２－29　火山噴火の噴出物が堆積した場合の事務取扱要綱第３（２）の取扱いについての覚書

覚　　書

昭和53年12月26日
大蔵省主計局主計監査官
農林水産省構造改善局防災課長

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第３－（２）に係る火山噴火の噴出物のたい積により上流地域の状況が著しく変化した場合、火山地域の特殊性から降雨量の基準を一律に定めることは困難であるので災害発生の都度、覚書で処理するものとする。

２－30　火山噴火により農業用水の水質が変化した場合の取扱いについての覚書

覚　　書

昭和53年12月26日
大蔵省主計局主計監査官
農林水産省構造改善局防災課長

火山噴火により、水質が変化し農業用水としての使用が不可能となった場合は、従前の効用回復を限度として代替施設を新設する工事又は従前の施設を改築する工事の採択については、被害発生時に協議することとする。

２－31　地方公共団体等が実施する農業水利施設及び集落排水施設の耐震強化等の推進について

平成25年10月10日　25農振第1459号
（農村振興局整備部長から各地方農政局農村計画部長、整備部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

現在、農業農村整備においては、強い農業の基盤づくりや農村地域の防災・減災のため、大規模地震などへの対策として、農業水利施設（ため池を含む）等の耐震強化を推進している。

また、地方公共団体等における耐震強化の取組みの推進については、「地方公共団体等が実施する農業水利施設、ため池及び集落排水施設の耐震強化について」（平成24年10月18日付農村振興局整備部長通知）により、周知してきたところである。

一方、本年10月９日に参議院に報告された会計検査院法第30条の３の規定に基づく報告書「公共土木施設等における地震・津波対策の実施状況等について」においては、地震・津波対策を適切かつ計画的・効率的に実施するよう努める必要があるとの所見が示されたところである。

これらを踏まえ、地方公共団体等における耐震強化等の取組みを引き続き推進するため、下記事項について、改めて都道府県に周知するとともに、都道府県から市町村及び土地改良区に周知されるよう依頼願いたい。

記

１　農業水利施設について

(1)　農業水利施設については、震災対策農業水利施設整備事業、農業水利施設保全合理化事業等を活用しつつ、次に掲げる事項に留意して、地域の実情に応じた農業水利施設の耐震診断等を推進すること

①　「土地改良施設耐震設計の手引き」を参考に、二次被害の発生及び被災による施設の本来の機能に与える影響を総合的に判断して、人命・財産やライフラインへの影響が大きいなど特に重要度が高く耐震診断が必要と判断された施設について、施設の耐震診断を実施すること

②　耐震診断の結果、耐震整備が必要とされた場合は、耐震補強の重要性を受益者に説明するなどして、必要な耐震整備が促進されるよう努めること

(2)　農業水利施設のうち、ため池については、下流域に人家、公共施設等が存在し、決壊による下流への影響が大きいものが存在していることから、（１）に加えて、「ため池ハザードマップ作成の手引き」やハザードマップ作成のための簡易氾濫解析の手法等について周知しているところであり、これらを活用して、引き続きハザードマップの作成及び関係住民へ公表など、地域に応じた減災対策の推進に努めること

(3)　農業水利施設の耐震対策の推進に当たっては、対策を講じる施設の状況に応じ、農村地域防災減災事業を活用して、それぞれの施設が災害予防対策あるいは災害に対する応急復旧活動に資する施設としても有効に

機能するように配慮すること

(4)　液状化等が原因で農業用施設が被災した場合、災害復旧に当たっては、被災の程度、被災後の地盤等の状況変化から、査定要領第15（２）の「原形に復旧することが著しく不適当な場合」の適用が可能と考えられる場合は、液状化等に対応した復旧工法について検討を行うこと

２　農業集落排水施設について

(1)　農業集落排水施設については、「農業集落排水施設震災対応の手引き」（平成25年３月農林水産省策定）や、「農業集落排水施設設計指針」（農業集落排水事業諸基準等作成全国検討委員会策定（平成25年４月最終改定））において示されている耐震設計の考え方等を踏まえ、次に掲げる事項に留意の上、耐震対策の推進に努めること

①　汚水処理施設については、地域の状況や農業集落排水施設設計指針に基づく汚水処理施設の重要度判定の結果を踏まえ、耐震設計の見直しの検討が必要であるものについて、早期に耐震設計の照査を行い、所要の耐震対策を講じること

②　管路施設については、今後の管路の埋設工事において、農業集落排水施設設計指針に基づく検討を行い、液状化発生の可能性があると判断される場合にあっては、必要な液状化対策を講じること

(2)　液状化等が原因で農業集落排水施設が被災した場合、災害復旧に当たっては、１（４）の場合と同様に、被災の程度、被災後の地盤等の状況変化から適用が可能と考えられる場合は、液状化等に対応した復旧工法について検討を行うこと

別添（参考基準一覧）

１　土地改良事業計画設計基準

土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」基準書・技術書（平成21年３月）

土地改良事業計画設計基準 設計「頭首工」基準書・技術書（平成20年３月）

土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」基準書・技術書（平成18年３月）

土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」基準書・技術書（平成13年２月）

土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」基準書・技術書（平成15年４

月）
２　技術資料
土地改良事業設計指針「ため池整備」（平成18年２月）
土地改良事業設計指針「ファームポンド」（平成11年３月）
土地改良施設 耐震設計の手引き（平成16年１月）
３　災害復旧関連資料
農地農業用施設災害復旧事業査定要領（平成13年４月）

２－32　地震動及び液状化が原因で被災した農業用施設の復旧工法について

平成25年10月18日
（農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、
沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて）

今般、会計検査院より、東日本大震災におけるパイプラインの復旧に当たり、主な被災原因である液状化に対する対策が実施されず、今後、液状化対策の検討が必要となっている事例が見受けられたことから、今後の復旧等に当たり、東日本大震災のような甚大な被害が再び生ずることのないよう、耐震対策、液状化対策、津波対策等を実施するなどして引き続き計画的かつ着実な復旧等に努める旨の所見が示されたところである。

これについて、別途「地方公共団体等が実施する農業水利施設及び集落排水施設の耐震強化等の推進について」（平成25年10月10日付農村振興局整備部長通知）により対応するよう通知されているところであるが、これに関連して、今後の災害復旧事業において会計検査院の所見の趣旨を踏まえた実施が図られるよう、都道府県、市町村等に対する下記事項の周知徹底をお願いする。

記

１．災害復旧事業では被災原因に応じた必要最小限の復旧工法とすることが可能であり、地震動及び液状化が原因で農業用施設が被災した場合、査定要領第15（２）の「原形に復旧することが著しく不適当な場合」の適用を

検討し、被災の程度、被災後の地盤等の状況変化から適用が可能と考えられる場合は、次項以降に示す復旧工法について検討を行うものとする。

ただし、復旧工法の選定にあたっては、被災原因及び状況変化を十分把握し、適用工法を比較検討の上、安全でかつ経済的な工法とするもとする。

2．液状化が原因で農業用施設が被災し、被災の程度から構造物を撤去後再設置する場合等において、構造物の基礎材及び埋戻土（以下、「基礎材等」という。）も併せて復旧する場合は、基礎材等を液状化に対応した材質・工法とすること。

3．液状化によりマンホール等の構造物が浮上した場合で２の対応に加え、必要に応じて浮上防止に対応した復旧工法とすること。

4．地震動による管路等の離脱箇所については、離脱防止に対応した継手等により復旧すること。

5．その他復旧工法の詳細な検討は、土地改良事業設計基準等によること。

２－33　コンクリートブロックの設計について

昭和49年５月１日
（構造改善局災害査定官から地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局災害査定官、北海道農業水利課長あて）

災害復旧事業において、工事の着手前又は施行中にさらに法の適用をうける災害が生じた場合における査定設計に使用するコンクリートブロックは、原則として標準ブロック（根固用は三角ブロック、護床用は十字ブロック）によることとしていたが、災害による状況変化が軽微で新たな工法をとるにいたらないと認められるときは下記のとおり取扱うものとする。

記

1　農地・農業用施設災害復旧事業については、全体計画（変更を含む）において、承認のあった特殊ブロックで設計するものとする。

2　海岸災害復旧事業（負担法）については、標準ブロックで設計するものとする。

２－34　杭打工の杭の根入れ長の設計について

平成２年５月10日
（構造改善局災害査定官から各地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局
災害査定官、北海道施設整備課長あて）

このことについて、「農地・農業用施設災害復旧事業の標準工法」（昭和59年４月20日発行）に係る当該部分は、平成元年７月24日に制定された土地改良事業計画設計基準　計画「農地地すべり防止対策」の設計手法に準じるものとする。

なお、今後においても基準等関係図書が改定された場合には、当該改訂図書に基づき設計することを基本とする。

§３　提出書類

３－１　農地、農業用施設にかかる被害報告方法について

平成20年２月１日
（農村振興局災害第一班長、総務班長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

日頃より、農地、農業用施設等の災害復旧関係業務に対し、関係機関と連携し迅速かつ的確に対応いただき感謝申し上げます。

さて、標記については関係要綱等に基づき、各都道府県から直接各災害事象発生後から各都道府県全体の被害額を随時ＦＡＸ等で本省防災課（災害対策室及び総務班）に報告いただいております。

ご存じのとおり、昨年４月に局地激甚基準が改正されたことや、近年局地的な災害が発生していること等から、国（本省、農政局等)、都道府県が、常に迅速かつ的確に各地域の被害発生情報を共有する必要が生じています。

このため、大規模災害時に特に必要とされる関係者の被害情報の収集・集約（統合）・共有の迅速化と今後の業務の効率化・平準化を図る観点から、基本的に平成２０年発生したすべての災害から、各都道府県より別添エクセルファイルに記入の上、メールにて防災課（災害対策室及び総務班担当者）に被害報告いただくようお願いします。

つきましては、移行期には御面倒をおかけしますが よろしくお願いします。

農地、農業用施設災害集計表（暫定法関係）

都道府県名：○○県　　災害名　：○○前線豪雨　　（例：風水害の場合）
災害期間：○/○～○/○　　今回災害の降雨量等
観測所名：○○観測所
日雨量　：○日○○mm　　潮　位：○○m
連続雨量：○～○日○○mm　　波　高：○○m
風　　速：○○m/s　　台風の中心示度：○○hPa

報告月日：○/○
報告回数：第○回（最終）

単位：円

市町村名		農地			農業用施設		合計		農業用施設内訳																備考
									ため池		頭首工		水路		揚水機		堤防		道路		橋		農地保全施設		
現市町村	旧市町村	箇所数	面積h	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	箇所数	被害額	
○○市																									
	旧○○市																								
	旧○○町																								
	旧○○町																								
	旧○○村																								
	旧○○町																								
○○町																									
	旧○○町																								
	旧○○町																								
	旧○○村																								
○○町																									
	旧○○町																								
	旧○○町																								
○○市																									
	旧○○市																								
	旧○○町																								
	旧○○町																								
○○町																									
(○○県出先振興局)																									
○○町																									
	旧○○町																								
	旧○○町																								
	旧○○村																								
○○町																									
	旧○○町																								
○○市	旧○○町																								
	旧○○村																								
(○○県出先振興局)																									
合計																									

※旧市町村：「市町村の合併の特例等に関する法律第19条」に該当する合併前の市町村名を記入する。
※今回災害の降雨量等：当該災害発生期間中で当該都道府県における被災のあった箇所のうち最大値を記入する。また、地震災害では最大震度、マグニチュード等を記載する等、災害事象に応じて適宜項目を変更する。
※市町村毎の「今回災害の雨量等」については別葉にて提出願います。（様式自由）

３－２　地すべり災害の取扱いについて

昭和59年４月18日事務連絡
（構造改善局災害査定官から各局災害査定官あて）

地すべり災害が発生した場合、発生後の地盤の移動状況、亀裂断層の変化、隆起、陥没等について継続して進行増幅するような地区における被害報告等一連の取扱いについては、必ずしも統一して処理されているとは思われないので、今後は下記によることとしたので了知されたい。

記

１　被害報告は事務取扱要綱第５により処理する。
２　災害発生後地すべりが進行中等の理由により復旧工法が樹立できないため、施行規則第１条に定める計画概要書等の期限内提出ができない場合にあっては、予め都道府県よりその理由書の提出を求め、その旨関係財務局等へ連絡するものとする。
３　地すべり災害発生等から終息に至るまでの動向調査を適確に行うよう事業主体を指導し査定時に提出させるものとする。
４　年内に終息が確認され上記１による報告を訂正する必要が生じた場合は速やかに再報告する。
５　終息が越年する場合にあっては被害報告を更新する。

３－３　災害復旧事業における資料整備について

昭和51年８月30日
（構造改善局防災課長から地方農政局建設部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農地開発部長あて）

農地・農業用施設等の災害復旧事業の申請にあたっての災害復旧事業（補助）計画概要書（添付図面を含む）各種資料の整備については、適切な指導が行われていることと思われるが、本年の会計実地検査において被災の事実を明示する資料（被災施設の現況及び被災状況等）の不備により、現地において充分な説明ができず問題と

なった事例がある。

災害復旧事業の申請にあたって添付することになっている被災図(被災前後の状況を明記したもの)、被災写真、設計図、気象資料等は、気象等観測結果の裏付けとなるばかりでなく、それ自体が被災状況等の説明資料であるとともに被災の確認のためにも重要な資料である。しかも、これら資料は査定の際に使用されるばかりでなく、査定後においても会計検査院の検査等に使われる重要な資料であるため、現地の状況が変化しても被災時における被災施設の現況及び被災状況等が説明でき被災程度が確認できるよう十分に整備しておかなければならない。

今後、災害復旧事業における添付図面（被災図、被災写真等）及び気象資料等の整備については、さらに、指導の強化を図るとともに一層、厳正な査定を実施するよう万全を期されたい。

なお、貴管下都府県に対してもこの旨周知徹底を図られたい。

３－４　災害復旧事業における「インターネットを利用した気象資料の活用」について

平成20年7月7日

（農村振興局防災課課長補佐から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業開発課長、北海道農村整備課長あて）

農地・農業用施設等の災害査定時に調査する災害発生時の気象資料については、従来、地方気象台等の公的機関の長が証明するものを添付することとしていたが、災害復旧業務の手続きの簡素化、合理化に係る要望として、気象資料に係る添付資料の簡略化等を求める声が多くあったところです。

このため、業務改善の取組事項の一環として、下記の内容により、災害復旧事業におけるインターネットを利用した気象資料の活用を可能とし、平成20年災害にかかる今後の査定から実施することとしたので、このことに留意のうえ対応して頂くようお願いします。

ついては、貴職より関係機関に対して、周知をお願いします。

記

1. 添付する気象資料が、既に公的機関がインターネットで公表しているもの（気象データ等）である場合は、原本証明は省略できるものとする。
2. なお、インターネットから印刷する際には、公的機関のデータであることが確認出来るよう、データと伴わせてURLをすべて表示するものとする。

３－５　インターネットを利用した気象資料の活用に係るURLの表示について

平成20年7月7日
（農村振興局災害査定官から各地方農政局災害査定官、
沖縄総合事務局災害査定官、北海道開発局農業開発課長補佐、
北海道農村整備課主幹あて）

このことについて、平成20年7月7日付け農村振興局整備部防災課長補佐（災害第2班）名「災害復旧事業における（インターネットを利用した気象資料の活用）について」により連絡したところですが、気象資料が公的機関のデータであることが確認できるよう、データと伴わせてURLをすべて表示することの取り扱いについては、下記のとおり整理したので送付します。

記

1. インターネットから直接印刷する際にURLがすべて表示されない場合にあっては、印刷した資料にURLのすべてを手書き又はその他の方法で記録する。
2. なお、上記データについては、災害査定時においても当該ホームページから確認が可能なものに限る。
3. URL表示の資料作成例を別紙に示す。

３－６　地籍調査結果の活用について

昭和54年４月11日
（構造改善局災害査定官から地方農政局災害査定官、
沖縄総合事務局災害査定官あて）

「国土調査促進特別措置法」（昭和37年５月法律第143号）に基づき、国土庁が計画的に実施している。地籍調査結果を被災時の現況の確認、被災図の作成、復旧すべき農地面積の算定、災害査定設計書添付図面の作成等に積極的、効率的に活用し、災害査定業務の円滑化を図るよう事業主体等を指導されたい。

３－７　災害復旧事業における「水土里情報システム等のGISや航空写真の活用」について

平成25年９月９日
（農村振興局防災課課長補佐（災害班）から各地方農政局防災課長、
沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業整備課長、
北海道農村整備課長あて）

農地の復旧面積及び被害面積については、実測によることを原則とし、既に国土調査による確定測量等が実施されている場合は、この面積を活用するよう指導してきたところです。

近年、水土里情報システム等のGISや航空写真（以下、「GIS」という。）の整備が進み、全国的に災害復旧事業における農地面積の算定等への活用が可能となってきたこと及び災害復旧事務手続きの簡素化、合理化としてGIS活用の要望が多いことから、下記により平成25年災害以降に係る今後の査定からGISの活用を可能としましたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

記

１．GISは、原則として、農地面積算定、傾斜度算定のための水平距離測定及び平面図の基図として活用できるものとする。

２．農地面積算定等に活用する航空写真（デジタルオルソ画像）

は、測量法（昭和24年法律第188号）第41条第２項の規定に定める充分な精度を有すると認められたものとし、航空写真の階調（写真全体の明暗等）や鮮明度（色ズレやボケ等の有無）等を確認の上、活用するものとする。

３－８　GISを活用した農地面積等の算定における留意事項について

平成25年９月９日

（農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局災害査定官、北海道開発局農業整備課長補佐、北海道農村整備課主幹あて）

このことについて、平成25年９月９日付け農林水産省農村振興局整備部防災課課長補佐（災害班）名「災害復旧事業における『水土里情報システム等のGISや航空写真の活用』について」により連絡したところですが、GISの農地面積等算定への活用に際しては、下記事項に留意し運用するものとしますので適切な指導をお願いします。

記

１．GISを活用する市町村は、復旧箇所の農地について現況と航空写真の区画形状が一致しているか現地で確認するとともに、数箇所（原則５～６箇所以上）の農地面積について、GISによる算定面積と現地測量による面積との差（以下、「GISによる面積差」という。）を把握の上整理するものとする。

２．GISを活用する場合は、災害査定時に測量法第40条第１項に規定する公共測量成果の提出書の写し（デジタルオルソ作成成果品検定記録書を含む。）及び同法第41条第１項に規定する国土地理院の長の通知の写し並びに１の整理結果についても併せて提出するものとする。

３．復旧限度額算定における農地面積等算定のためのGISの活用は、市町村毎のGISによる面積差を考慮した場合でも、明らかに復旧限度額が復旧事業費を上回る場合に限るものとする。

（計算例）

Ａ市　確認筆数　６筆

GISによる算定面積と現地測量による面積との差　－８％～＋６％

以上より、Ａ市での面積差率は、上記結果並びに他地区の検証事例（63筆）より、安全を見込んで20％とする。

Ａ市Ｂほ場　GISによる算定面積　1,000m２

傾斜度　２度、１アール限度額　305千円

Ｂほ場の復旧限度額　3,050千円、復旧事業費　2,000千円

3,050千円／2,000千円　＝　1.53　≧　1.2：OK

４．河川氾濫等による農地への土砂流入又は耕土流出の場合の被害面積算定のためのGISの活用は、市町村毎のGISによる面積差を考慮した場合でも、土砂流入又は耕土流出に係る１箇所の復旧事業費が明らかに40万円を上回る場合に限るものとする。

５．その他GISの活用に際し疑義が生じた場合は、査定時に確認するものとする。

３－９　査定設計書添付写真の作成について

平成25年９月19日

（農村振興局防災課課長補佐（災害班）から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業整備課長、北海道農村整備課長あて）

迅速な災害復旧に資するため、トータルステーション又はGPS測量により査定用設計図面を作成する場合の全景及び横断写真の撮影については、従来の手法に加えて下記による簡略化を可能としたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

記

１．全景及び横断写真の撮影については、起終点、各測点及び横断測線の端部にポールのみを設置することにより距離測定のためのリボンテープ等の設置は省略できるものとし、設計図面に基づき

引き出し線により主要な寸法（高さ、距離）を写真上に表示するものとする。

２．机上査定を予定している箇所は、全景写真で主要な寸法が確認できるようリボンテープ、水平ポール等の設置若しくは写真上にスケール（引き出し線に目盛を表すことでも可）を添付するものとするが、正面からの撮影ができず、写真から主要な寸法が明確に読み取れない場合は、従来どおりの撮影方法とする。

３．被災前形状を全景・横断写真に表示する必要がある場合は、写真に線画表示する。

４．被災状況及び構造物等詳細写真については従来どおりとする。

なお、本取り扱いは、平成25年９月20日以降に災害査定を実施する場合に適用することとし、今後、効果の検証、課題の抽出を行うこととする。

３－10　写真測量を用いた査定設計書添付図面等の作成について

平成26年５月12日

（農村振興局防災課課長補佐（災害班）から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業整備課長、北海道農村整備課長あて）

災害復旧事業の査定設計書に添付する図面の作成については、実測による作成に加えて、平成25年９月９日付け農林水産省農村振興局整備部防災課課長補佐名「災害復旧事業における「水土里情報システム等のGISや航空写真の活用」について」により実施しているところです。

近年、写真測量精度の向上により、写真測量を用いた平面図、横断図等の作成が可能であることから、下記事項に留意の上、平成26年発生災害に係る申請から適用可能としましたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

記

１．写真測量を用いた図面を使用する際には、実地査定時に主要な被災延長、寸法を実測し、図面と照合すること。なお、机上査定で写真測量を用いた図面を使用する際には、現地の主要な延長、寸法が分かるような状況写真を添付すること。

２．写真撮影に当たっては、被災状況が明確となるよう必要に応じて草刈等を行うこと。また、写真測量ソフトの仕様によっては、ポール等の設置が必要となる場合もあるので留意すること。

３．写真測量を用いた場合の査定設計書に添付する写真の作成については、平成25年９月19日付け農林水産省農村振興局整備部防災課課長補佐名「査定設計書添付写真の作成について」に準じることができる。

４．その他写真測量の使用に際し疑義が生じた場合は、査定時に確認するものとする。

３－11　査定設計書の添付図面及び写真の作成について

令和３年４月26日

（農村振興局防災課災害対策室長から各地方農政局農村振興部防災課長、沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、北海道開発局農業水産部農業整備課長、北海道農政部施設保全教育課長あて）

災害復旧事業の査定設計書に添付する図面の作成については、実測による作成に加えて、「災害復旧事業における「水土里情報システム等のＧＩＳや航空写真の活用」について」（平成25 年９月９日付け農村振興局整備部防災課課長補佐）及び「写真測量を用いた査定設計書添付図面等の作成について」（平成26 年５月12 日付け農村振興局整備部防災課課長補佐）事務連絡により実施してきたところであり、査定設計書の写真の作成については「査定設計書添付写真の作成について」（平成25 年９月19 日付け農村振興局整備部防災課課長補佐）事務連絡により実施してきたところです。

近年、技術の向上により高度な測量技術が実用化され、これにより得られたデータは、被災時の的確な情報収集、査定設計書の添付写真、図面作成等にも利用可能で、災害復旧事業の適切かつ効率的

な実施に有用なものとなっています。

このため、査定設計書の添付図面及び写真の作成については、従来の手法に加えて下記によることとし、令和３年発生災害に係る申請から適用可能としましたので、三次元点群測量などの積極的な活用をお願いします。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

記

１　査定設計図書添付図面及び写真の作成

三次元点群測量などによる点群データからの図面作成を可能とする。また、取得した点群データから画像を作成できる場合は、査定設計書に添付する写真をこの画像に代えて使用出来るものとし、起終点、各測点及び横断測線を示すポール、距離測定のためのリボンテープ等の設置は省略出来るものとする。

ただし、画像は被災状況が判読可能なデータを使用し、画像に起終点、各測点、横断測線及び主要な寸法（高さ、距離）を明示するものとする。

なお、画像が不明瞭な場合は、必要に応じて補足する写真を添付するものとする。

２　崩壊地等の危険箇所等における取り扱い

崩壊地等の危険箇所等において、ポールの設置、リボンテープによる計測等が困難な場合は、ＵＡＶによる写真撮影などの活用を検討し、危険回避等に努めるものとする。

なお、通常の写真撮影においても、現地で確認した起終点等が写真又は画像で明確化できれば、撮影後の写真に起終点等を示すことによりポール等の設置を省略することも可能である。

３　その他

その他、疑義が生じた場合は、その都度確認するものとする。

３－12　査定設計書作成にあたる工種の適用区分について

事務連絡

平成21年６月29日

（農村振興局防災課災害査定官から各局災害査定官あて）

このことについて、平成21年６月29日付け農村振興局長名「農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領の一部改正」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領の一部改正」がされたが、工種の適用区分について、別紙-１により整理したため参考送付する。

別紙－１

工種区分		災害復旧工事で考えられる項目とその内容		
工種区分	工種内容	項　目	主な被災内容	主な復旧工法
ほ場整備工事	農地の区画整理(道路,用排水路施設を併せて行うもの及び暗渠排水工事，客土工事を単独で行うものを含む)工事	農地(田面，畑面，畦畔)	・畦畔や法面部の崩壊 ・田面，畑面の被災	・練積ブロックによる復旧，他にふとん籠，石積工など。 ・客土，基盤整形，表土扱い等
農用地造成工事	農用地造成(道路用排水路施設を併せて行うものを含む)工事			
農道工事	道路の新設・改修工事(舗装工事を含む)	道路	・路面，路盤，法面等の被災	原形復旧又は新設
水路トンネル工事	新設・改修及びこれに附帯する構造物工事。なお，シールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事及びこれに類する工事を含む。	農地保全(地下水排水路)	・排水トンネル	原形復旧又は新設
水路工事	用水路及び用排水兼用用水路の新設・改修工事｛サイホン工事，排水路の三面張水路及び既製品水路(既製品の大型フリューム等)を含む｝でこれと同時に施行される附帯構造物工事	水路(用水，排水)	・水路本体や法面等の被災	原形復旧又は新設
		農地保全(地表水排水工)	・排水路，承水路，集水路原型	復旧又は新設
		地すべり工事(抑制工)	・地表水排除工	原形復旧又は新設
河川及び排水路工事	普通河川の改修及びこれに準ずる排水路の工事で掘削，築堤，護岸，根固め及びこれに類するものを行う工事 柵渠，連節ブロック，張ブロック，鋼矢板，コンクリート矢板を用いた用水路・用排兼用水路及び土水路で排水路に類似する工事	堤防	・干拓堤防，輪中堤防又は海岸堤防の堤防や樋門などの欠壊	原形復旧又は新設
管水路工事	既製管及びこれに類する既製品(既製品のボックスカルバート等)を用いる水路工事。ただし，畑かん施設工事並びに推進工法(作業員が内部で作業する推進工法)及びこれに類する工事は除く。	水路(用水，排水)	・管水路及びボックスカルバート等の被災	原形復旧又は新設
畑かん施設工事	樹枝状管網方式及びこれに類するパイプライン施設のパイプラインの布設及び附帯構造物工事			
干拓工事	ポンプ浚渫船，グラブ浚渫船，バケット船等を用いて行う干拓工事及び埋立工事(陸地の用土を用いて行う干拓及び埋立工事は対象としない。)			
海岸工事	海岸工事であって，次に掲げる工事 堤防工，突堤工，離岸堤工，消波根固工，護岸工，樋門(管)工，河口浚渫，水門(閘)工，養浜工，堤防地盤処理工及びこれらに類する工事	海岸堤防	・根固土，突堤工，消波工，排水工，擁壁工，法保護工等の海岸施設の被災	原形復旧又は新設
コンクリート補修工事	コンクリートの補修工事であって，次に掲げる工事 表面保護工法，ひび割れ補修工法，断面修復工法，目地補修工法及びこれらに類する工事。ただし，管水路内工事を除く。	水路(用水路，排水路)	・開水路，ボックスカルバート，水路トンネル等の被災	原形復旧
その他土木工事(1)	コンクリート構造物を主体とする工事であって，次に掲げる工事 橋**梁**(上部・下部)，樋門(管)，頭首工，用排水機場(下部・基礎)，水路橋(上部・下部)，貯水槽及びこれらに類する工事	頭首工	・堰体，取水施設等の破損流失	原形復旧又は新設
		揚水機(土木関係)	・下部，基礎工の被災	原形復旧又は新設
		橋**梁**(上部・下部)	・農道橋の被災	原形復旧又は新設
その他土木工事(2)	他のいずれにも該当しない工事で，次に類するものを行う工事 沈砂池，地すべり防止工，ダム等の補修，工事用ボーリング・グラウト，ため池	ため池	・堤体の崩壊 ・洪水吐，斜樋，底樋等の破壊 ・ため池周辺護岸の崩壊	原形復旧又は新設
		農地保全(地下水排水路)	・集水井，排水ボーリング	原形復旧又は新設
		農地保全(抑止工)	・擁壁，杭打ち，枠工，等の被災	原形復旧又は新設
		地すべり防止施設(抑制工)	・地下水排除工	原形復旧又は新設
		地すべり防止施設(抑止工)	・杭工，アンカー工，擁壁工	原形復旧又は新設
フィルダム工事	フィルタイプで本体を主体とする工事			
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事(砂防ダムは対象としない。)			

＊：工種の適用にあたっては，計画概要書作成時に被災内容と復旧工法を勘案して決定すること。

３－13　産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費の計上に伴う計画概要書等の記載内容の追加について

平成26年６月19日

（農村振興局災害対策室長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

「農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成５年６月16日付け５構改Ｄ第421号構造改善局長通知）」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領（平成５年６月16日付け５構改Ｄ第422号構造改善局長通知）」の一部が改正されたことに伴い、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年農林省告示第1487号）及び海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号）第３条に規定する様式の記載内容を下記のとおり追加し、本日以降の災害査定に適用することとしたので、御了知の上、適切な対応をお願いする。

なお、貴局管内の関係機関には、貴職からこの旨通知されたい。

記

１．農地・農業用施設

農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件別紙第１表の災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）の摘要欄に産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費を記載すること。

２．海岸及び地すべり防止施設

海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令第３条に規定する様式（第３号様式第１表）の摘要欄に産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く工事費を記載すること。

１．災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）

別　紙
第１表

平成　　年災害復旧事業（補助）計画概要書

災害名及び被災年月日	台風　号 （　月水害）	平成　　年　月　日		関係面積	ha
地区及び箇所番号				受益面積	ha
施行位置	郡 市	町 村	字	受益戸数	戸
事業主体名					
工種		緊急順位		直営又は請負の別	
区分	事業量	事業費		摘要	
総事業		千円			
うち未成		千円			
うち転属		千円			
差引		千円		産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く事業費　千円	
災害原因及び被災状況					
復旧工事計画					

第３号様式
第１表

年　災　復　旧　工　事
設　計　書

都道府県（市町村）名

設計審査者	氏名	設計者	印	氏名	印

災害年月日	年　月　日		工事概要	
工事番号	第　号			
施設の名称				
施行位置	郡　市 市　村　大字　地内			
	申　請	決　定	摘　要	
工　事　費	金　千 円	金　千 円	産業廃棄物処理費及び事業損失防止施設費を除く工事費 千円	
うち未成	金　千 円	金　千 円	年災　次　第　号	
うち転属	金　千 円	金　千 円	次　第　号	
被災原因その他				

３－14　災害復旧事業の申請時における産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費の計上について

平成26年６月19日

（農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて）

災害復旧事業の査定設計書に計上する産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費については、「農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成５年６月16日付け５構改Ｄ第421号構造改善局長通知）」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領（平成５年６月16日付け５構改Ｄ第422号構造改善局長通知）」の一部が改正されたところですが、細部運用について下記事項による取扱いとしたので通知します。

なお、貴局管内の関係機関に対して、この旨の周知をお願いします。

記

申請時に産業廃棄物の処分先や処分費用が確定している場合は、査定設計書に産業廃棄物処分費を計上できるものとする。また、申請時に濁水処理等の必要性が明確な場合は、査定設計書に事業損失防止施設費を計上できるものとする。

なお、「災害復旧事業の質疑応答集（2008年版）」においても、別添（省略）のとおり取扱うものとする。

（別添）

（５）災害復旧事業において取壊しコンクリートやアスファルト等の産業廃棄物が発生する場合に、査定設計書ではどのように取扱うのですか。

取壊しコンクリート等の産業廃棄物処分場が確定している場合は、処理費用を申請時に計上できます。なお、暫定法第２条第６項で定める１箇所の工事の費用は、当該費用を除く事業費が４０万円以上であることが必要です。また、処分場が確定している場合は、処分場までの運搬費用（処分場が未定の場合は２ｋｍ程度の運搬費用）を計上しておくことはできます。

（６）災害復旧事業において濁水処理対策、振動対策、騒音対策等の事業損失防止施設費が必要な場合は、査定設計書ではどのように取扱うのですか。

事業損失防止施設費用については、申請時に必要性が明確な場合は計上できます。なお、暫定法第２条第６項で定める１箇所の工事の費用は、当該費用を除く事業費が４０万円以上であることが必要です。

３－15　当該年発生災害を当該年度単価等の決定前に査定をする場合の事業費の決定について

昭和58年４月21日

（構造改善局災害査定官から、地方農政局災害査定官、沖縄総合事務局査定官、北海道農業水利課長あて）

従来１月から３月までに発生した災害については、前年単価等で仮決定を行い、新単価等が決定され次第、すみやかに本決定を行ってきたところであるが、今後は新単価が決定されるまでは、前年単価等で本決定をすることとしたので通知する。

従って、昭和49年３月28日付標題については廃止する。

なお、昭和58年災害に限り、当該４月から新単価等決定までの間に災害査定を行う必要のある場合は、従来どおり仮決定を行うこととする。

（注）　単価等とは、単価・歩掛のことである。

３－16　農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領

昭和49年７月26日　49構改Ｄ第 625号
改正　昭和50年６月24日　50構改Ｄ第 483号
〃　昭和54年３月30日　54構改Ｄ第 203号
〃　昭和62年５月25日　62構改Ｄ第 554号
〃　平成５年６月16日　５構改Ｄ第 423号
〃　平成12年４月１日　12構改Ｄ第 257号
〃　平成29年２月１日　28農振　第1785号
（構造改善局長から地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（適　用）

第１　農地・農業用施設災害復旧事業の査定事務については「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号。以下「法」という。）「同法施行令」（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）「同法施行規則」（昭和25年農林省令第94号）「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める農林省告示」（昭和43年農林省告示第1487号。）「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」（昭和40年８月10日付け40農地Ｄ第1130号。以下「要綱」という。）等により、行っているところであるが、別に定める工事内容については、原則として、第２に定める総合単価により、計画概要書を作成するものとする。

（総合単価）

第２　総合単価は、要綱第７の定めるところにより、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

２　前項の総合単価は、平均的な基本単価、歩掛及び数量を標準とし、要綱第８に定める本工事費及び現場条件等を総合的に勘案して、原則として、都道府県別及び工事内容別に定めるものとする。

３　総合単価を使用する場合の計画概要書の作成方法等については、前項に定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

３－17　農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用について

昭和49年７月26日
改正　昭和50年６月24日
〃　昭和54年５月29日
〃　平成元年４月１日
〃　平成12年４月１日
〃　平成29年２月１日
（構造改善局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農業水利課長あて）

農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領（以下「要領」という）については、昭和49年７月26日付け、49構改Ｄ第625号により、構造改善局長名をもって通知したところであるが、この要領の運用にあたっては、下記事項に留意のうえ、遺憾のないよう措置されたい。

なお、貴管下都府県に対しても、この旨周知徹底取り計らわれたい。

記

１　総合単価を適用する箇所の申請額について

要領第１の申請額には、内未成額、内転属額及び応急工事費を含むものとする。

２　総合単価の取扱いについて

(1)　総合単価を適用する工事（以下「適用工事」という。）用途、規格及び単位等は、別表１に定めるところによるものとする。

ただし、適用工事、用途、規格については、各都道府県の実情に応じて変更することができるものとする。この場合において適用工事を追加しようとするときは、別表１に準じて定めるものとする。

(2)　農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号。以下「要綱」という。）第７の規定により、総合単価について農林水産大臣に協議し、その同意を

得ようとする場合の総合単価表の様式は別表２の例によるものとする。

(3)　総合単価は、原則として、都道府県を１区域として定めるものとする。

ただし、要綱第７の規定により、農林水産大臣の同意を得た設計単価（総合単価を除く。）が都道府県の区域内において著しく異なる場合は、都道府県を３区域以内に分割して総合単価を定めることができるものとする。

３　計画概要書の取扱いについて

(1)　総合単価を使用する場合の災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「計画概要書」という。）の作成については、別表３から６までの記載例によるものとする。

(2)　総合単価を使用する箇所の計画概要書に添付する図面は、平面図、標準横断図及び被害写真とする。

(3)　応急工事費の算定には、総合単価は使用しないものとする。

(4)　総合単価を使用して申請額が500万円以上の計画概要書を作成する場合については、本工事費の算定にあたり、別に定める取扱いにより補正を行うものとする。

４　査定調書の取扱いについて

査定要領第11に規定する査定調書のほか、総合単価を使用した箇所のみの査定調書を提出するものとする。

別表１

摘　要　工　事　内　容　表

適　要　工　事	用　　途	規　格	単位	摘　　要
コンクリートブロック練積工	水路・道路用	控35cm	m^2	
コンクリートブロック練積工	農地畦畔用	控35cm	m^2	
コンクリートブロッ		控35cm	m^2	

ク空積工 無筋コンクリート工	農地畦畔用 水路・道路用	160kg/cm2	m^2	

（様式２）別表２

総合単価一覧表（記載例）

適用工事	用途別	規格別	単位	区域別単価			県内１区域の場合	加算金額		適　用
				○○区域	○○区域	○○区域		水替のある場合	小運搬距離の長い場合(m)	
コンクリートブロック練積工	水路・道路用	控35cm	m2	18,800	・・・・	・・・・	・・・・	6,000	8,100	
コンクリートブロック練積工	農地畦畔用	控35cm	m2	15,000	・・・・	・・・・	・・・・	－	1,800	
コンクリートブロック練積工	農地畦畔用	控35cm	m2	13,300	・・・・	・・・・	・・・・	－	1,500	
コンクリートブロック空積工	水路・道路用	160kg/cm2	m2	40,200	・・・・	・・・・	・・・・	10,600		
無筋コンクリート工										

備　　考　１．区域別単価には水替えを含まず、資材の個運搬費は小車○○m以内（一肩○○m以内、又はテーラ○○m以内）を含む、水替のある場合、小運搬距離の長い場合（小運搬には乗継のある場合を麩食う。）は割増金額を加算する。

２．区域名は代表的な都市名又は地域名とする。
３．総合単価の中には、消費税相当額を含むものとする。
４．適用工事内容別の単価の単位止めは、100円未満切捨とする。

別表３（記載例）

平成　　年災害復旧時用（補助）計画概要書

被災名及び被災年月日	台風　号 （　月水害）　平成　年　月　日			関係面積	○○ha
地区及び箇所番号	○○－○○			受益面積	○○ha
施工位置	○○　郡　○○　町　○○字○ 市　村　○			受益戸数	○○戸
事業主体名	○○市　町　村			被災前の工法	空石積
工種	水路	緊急順位	A	直営又は請負の別	請負

区分	事業量	事業費	適用
総事業		962千円	
うち未成		－千円	
うち転属		－千円	
差引		962千円	
被災原因及び被災状況	49.6.15　梅雨前線豪雨		
復旧工事計画	No. 0～No.65　コンクリートブロック練積 No.10～No.20　コンクリート壁		

別表４（記載例）

事　業　費　総　括

費　　目	金　　額	適　　用
工　　事　　費	千円	
本　工　事　費	855	別紙内訳書参照
附　帯　工　事　費	0	
測 量 及 び 試 験 費	0	
用 地 費 及 び 補 償 費	0	
船舶及び機械器具費	0	
営　　繕　　費	0	
工　事　雑　費	12	855×0.015
応　急　工　事　費	81	別紙内訳書参照
事　　務　　雑　　費	14	948×0.015
合　　計	962	(28,019)

備考：合計の摘要欄の（　）内数字は、事業費に含まれる消費税相当額（円単位）である。

別表５（記載例）

本　工　事　費　内　訳　表

費　　目	工　　種	細　　目	細　　別	単位	数　量	単　価	金　額	摘　　要
本工事費	コンクリートブロック工	ブロック積	控え35cm	m2	10	20,400	円 204,000	小運搬L=200m 19,500＋900
	コンクリート工	無筋	水路用	m2	15	41,100	616,000	L=200m水替あり 37,400＋2,000＋1,700
	鉄筋コンクリートU型工		300×300×600	m	10	3,500	35,000	
	計						855,000	

注　複雑な数量計算については、別途に計算書等を添付すること。

（例）鉄筋コンクリートU型工1.0m当り単価3,500円/m（諸経費込み）

300×300×600

別表６（記載例）

応　急　工　事　費　内　訳　表

費　　目	金　　額	摘　　要
本　工　事　費	80千円	請負額
付　帯　工　事　費	0	
測　量　及　び　試　験　費	0	
用　地　及　び　補　償　費	0	
船舶及び機械器具費	0	
営　繕　費	0	
工　事　雑　費	1	80×0.015
計	81	(2,359)

備考：計の摘要欄の（　）内数字は応急工事費に含まれる消費税相当額（円単位）である。

３－18　農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用についての別に定める取扱いについて

平成29年２月１日
最終　令和元年８月13日
（農村振興局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局農村振興課長、北海道農村整備課長あて）

農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領（昭和49年７月26日付け49構改D第625号構造改善局長通知。以下「要領」という。）については、平成29年２月１日付けの改正により、総合単価を使用して計画概要書を作成する場合において、申請額が500万円に満たない箇所に適用する定めを廃止したところである。

このことについて、要領第２第３項及び農地・農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用について（昭和49年７月26日構造改善局防災課長通知）第３（４）によるほか、下記により取り扱うこととするので、御了知の上、事業適切な実施に配慮をお願いする。

なお、貴局管内各県主管課長に対しては、貴職からこの旨を通知されたい。

記

１　総合単価は、従来どおり、申請額が500万円に満たない箇所の条件で作成するものとし、農林水産大臣と協議し、同意を得るものとする。

２　総合単価を使用して申請額が500万円以上となる場合は、総合単価に含まれる農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成５年６月16日付け５構改Ｄ第421号農村振興局長通知）に定める共通仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等の諸経費相当額を補正するため、本工事費に、別表１に定める本工事費区分に応じた補正率を乗じるものとする。

３　総合単価を使用して申請額が500万円以上の計画概要書を作成す

る場合は、別表２（記載例）のとおり、事業費総括表において補正計算を行うものとする。

別表１

本　工　事　費　補　正　率

本工事費区分	補正率
～500 万円未満	1.00
500 万円以上～1,000 万円未満	1.00
1,000 万円以上～2,000 万円未満	0.92
2,000 万円以上～3,000 万円未満	0.92
3,000 万円以上～4,000 万円未満	0.88
4,000 万円以上～5,000 万円未満	0.88
5,000 万円以上	0.84

別表２（記載例）

事 業 費 総 括 表

費　　目	金額(千円)	摘　　要
工事費	14,940	
本工事費	14,720	（本工事費補正） 本工事費 16,000 千円×0.92＝14,720 千円
附帯工事費	0	
測量及び試験費	0	
用地費及び補償費	0	
船舶及び機械器具費	0	
営繕費	0	
工事雑費	220	14,720 千円×0.015＝220 千円
応急工事費	0	
事務雑費	224	14,940 千円×0.015＝224 千円
合　　計	15,164	

注：総合単価で算出する場合に限る。

３－19　災害復旧事業（補助）計画概要書及び設計書作成における消費税相当額の取扱いについて

平成元年４月１日
（構造改善局災害査定官から各地方農政局災害査定官、
沖縄総合事務局災害査定官、北海道施設整備課長あて）

消費税法が施行されたことに伴い計画概要書及び設計書に、消費税相当額を計上することとしたので、下記事項により平成元年４月１日より適用されたい。

１．基本的事項

(1)　１箇所の工事毎に消費税相当額を見込むものとする。

(2)　消費税相当額は工事価格に消費税率を乗じて得た金額とする。

(3)　工事価格は、現行の積算基準により消費税抜きの価格で積算した金額とする。

(4)　朱入れは従来どおりとする。（但し、決定金額には消費税相当金額を含む）

２．計画概要書及び設計書の作成

(1)　積上げ方式による場合

本工事費は「工事価格」と「消費税相当額」の合計とする。

(2)　総合単価方式による場合

「農地、農業用施設災害復旧事業の総合単価による査定事務処理要領の運用について」の一部改正についてによる。

(3)　応急工事費、附帯工事費、測量及び試験費の取扱い

上記（１）又は（２）とする。

(4)　用地費及び補償費の取扱い

消費税法第６条の土地の譲渡及び貸付けは非課税取引になっているので消費税額は計上しない。

ただし、期間が１ヶ月未満の借地料は課税の対象となる。なお、補償工事は本工事費と同様消費税相当額を計上する。

３．工事雑費及び事務雑費の取扱い

工事雑費及び事務雑費は消費税の入った本工事費等の合計額に所定率を

乗じて求めるものとする。

ただし、用地費は消費税対象額から除き、工事雑費及び事務雑費には消費税額を計上するものとする。

４．消費税額の表示の方法

(1) 計画概要書の場合 ・・・・ （記入例－１参考）

事業費総括（第２表）	合計の摘要欄に事業費に含まれる消費税相当額を（ ）書きで記載する。
工事費内訳（第３表）	合計の欄上段の工種の欄に消費税相当額と記載し、金額欄に消費税相当額を記載する。また、摘要の欄に消費税相当額の計算式を記載する。
応急工事費内訳（第４表）	計の摘要欄に応急工事費に含まれる消費税相当額を（ ）書きで記載する。

(2) 設計書の場合 ・・・・・・ （記入例－２参考）

工事費総括表（第２表）	工事費の概要欄に工事費に含まれる消費税相当額を（ ）書きで記載する。
本工事費内訳表（第３表）	合計の欄上段の工種の欄に消費税相当額と記載し、金額欄に消費税相当額を記載する。また、摘要欄に消費税相当額の計算式を記載する。
応急工事費内訳表（第11表）	計の摘要欄に応急工事費に含まれる消費税相当額を（ ）書きで記載する。

(3) 単位等

表示は円単位とし１円未満切捨てとする。

記入例－1

計画概要書の場合

第１表　平成　年災害復旧事業(補助)
計画概要書

災害名及び被害年月日	台風　号（　月水害）	平成　年　月　日	関係面積		ha
地区及び箇所番号			受益面積		ha
施行位置			受益戸数		戸
事業主体名			被害前の工法		
工種		緊急順位		直営又は請負の別	

区分	事業量	事業費	摘要
総事業		千円	
うち未成		千円	
うち転属		千円	
差引		千円	
災害原因及び被災状況			
復旧工事計画			

第３表　工事費内訳

費目	工種	細目	種別	数量	単位	単価	金額	摘要
						円	円	

注　単価表，数量計算表及び構造計算書を添えること。

「消費税相当額」と記入する。

消費税相当額を記入する。

計算式を記入する。

第２表　事業費総括

費目	金額	摘要
工事費	千円	
本工事費		
付帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
応急工事費		
事務雑費		
合計		（　）

消費税相当額を記入する。

（単に（　）で書く）

第４表　応急工事費内訳

費目	金額	摘要
本工事費	千円	
付帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
計		（　）

消費税相当額を記入する。

（単に（　）で書く）

記入例－2

設計書の場合

第１表　年災復旧工事

設計書

都道府県（市町村）名

設計審査者	氏　名	印	設計者	氏　名	印

災害年月日	年　月　日		工事概要		
工事番号	第　号				
施設の名称					
施行位置	郡市　町村　大字　地内				
	申請	決定	摘要		
工事費	金　千円	金　千円			
うち未成	金　千円	金　千円	年災　次　第　号		
うち転属	金　千円	金　千円	次　第　号		
被災原因その他					

第２表　工事費総括表

費目	金額	摘要
工事費		（　）
本工事費		
付帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
応急工事費		

→消費税相当額を記入する。

第３表　本工事費内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単位	金額	摘要

→計算式を記入する。

「消費税相当額」を記入する。
合計の上

消費税相当額を記入する。

第11表　応急工事費内容訳表

費目	金額	摘要
本工事費		
付帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
計		（　）

→消費税相当額を記入する。

３－20　査定前着工の事前打合せ等について

令和４年１月 14 日
（農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

農地・農業用施設の災害復旧事業において、被災した農地・農業用施設に関連する施設の増破防止や作物、人家、公共用施設等への被害防止、作付時期に間に合う農地の復旧等のために、査定前に復旧工事の全部又は一部を緊急に行う工事（以下「応急本工事」という。）については、これまで、都道府県及び地方農政局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては農林水産省農村振興局。以下「地方農政局等」という。）と事前協議を行った上で、着工して差し支えないものとしてきたところである。

この度、応急本工事を迅速に実施できるよう、「事前協議」を「事前打合せ」とし、その取扱いを下記のとおりとしたので、貴局管内関係機関にこの旨周知、助言願いたい。

なお、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 40 年９月 10 日付け 40 農地Ｄ第 1130 号農林事務次官依命通知）第 15(2)に基づき算出する工事費用について、同要綱第７の規定によって同意を得た設計単価及び歩掛により難い場合には、農地農業用施設災害復旧事業計画概要書等作成要領（平成５年６月 16 日付け５構改Ｄ第 421 号構造改善局長通知）第２において、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛により積算できることとしているので、併せて周知願いたい。

記

１　事前打合せの対象等

応急本工事の着工に当たっては、次に掲げるものを除き、事業実施主体は都道府県、地方農政局等と事前打合せを行うものとする。なお、事前打合せに当たっては、別添チェックシート及び被災状況写真を提出するものとする。また、事前打合せを要しない場合でも、不明な点等がある場合には、速やかに都道府県、地方農政局等への相談を行うこと。

（事前打合せを要しないもの）

・土砂等堆積物の撤去

・機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等修繕に限る。）
・農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものを除く。）
・二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る。）

2　財務局への報告

１の事前打合せを行ったものについては、査定の円滑な実施のため、査定前までに地方農政局等から財務局（福岡県、佐賀県、長崎県にあっては財務支局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）へ応急本工事の概要を報告するものとする。

3　その他

応急本工事の実施による事務負担の増加を可能な限り防ぐため、査定を早期に実施できる場合は、査定を速やかに実施すること。

別 添

査定前着工制度（応急本工事）の打合せにかかるチェックシート

土砂等堆積物の撤去、機械設備・電気設備の復旧（部品の交換等修繕に限る。）、農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものを除く。）、二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る。）は事業実施主体の判断で実施できます。

事業実施主体担当者：

施　工　場　所：例：○○県○○市字○○地内

被　災　状　況：例：○月○日○時からの雨により、排水路の山側の法面が崩壊し、水路・道路を塞いでいる。

着　工　理　由：選択して下さい

復　旧　内　容：選択して下さい

工　　種：選択して下さい

応急本工事の概算金額：概算金額を記載して下さい

別添：被災状況写真

（注意点）
・事業実施主体の判断で実施した場合でも、写真その他の証拠書類等によって被災の状況や工事のしゅん工、工事費の精算等が災害査定時に確認できないものは補助されません。このため、被災写真、復旧写真は必ずいろいろな角度から撮影を行って下さい。また、不明な点がある場合には都道府県、地方農政局等への相談をお願いします。

・補助対象とならない項目（営繕費等）もありますので、初めて応急本工事を実施する場合には都道府県、地方農政局等へ相談するようにお願いします。

・二次災害防止のために必要な土のうや応急ポンプ等の設置は応急仮工事として事業実施主体の判断で実施可能であり、この場合には都道府県、地方農政局等との事前打合せは必要ありません。

・概算金額はどの程度の工事額（工事規模）になるのかを確認し、場合によっては技術指導が必要かを概ね判断するために記載してもらうものであり、業者への見積もりや積算を行わず、概ねの金額を記載してかまいません。最終的には応急本工事費と応急本工事費を除く工事費の合計が40万円以上で災害復旧事業の対象となります。災害査定時までに必要な書類を準備して下さい（事前打合せ時に降雨データや見積書などのチェック内容のバック資料の提出は不要です。）。

チェック項目	チェック内容	チェック欄	チェックする内容 （チェック内容が不明な場合には農政局、都道府県に相談して下さい。）
1．災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件（日雨量80㎜等）に該当しているか確認	□	・日雨量80㎜、時間雨量20㎜等の暫定法や負担法の対象となる異常な天然現象であるか確認する。
	暫定法第２条の農地、農業用施設に該当しているか確認	□	・農地（田、畑、わさび田）・農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に該当しているか確認する。
	査定前着工の復旧内容が事務取扱要綱14.1(5)の内容に合致しているか確認	□	・事務取扱要綱14.1(5)に記載された復旧内容か確認する。
	応急仮工事に該当していないか確認（該当する場合には事業実施主体の判断で実施可能。）	□	・二次災害防止等のための仮設工事であれば農政局、都道府県の承認は不要となるため確認する。
	査定前着工の復旧内容を含めて工事費が40万円以上となるか確認	□	・査定前着工制度で行う工事を含めて、全体で40万円未満の場合は災害復旧事業の対象外となるため確認する。 ・応急本工事は20万円以下のものでも応急本工事を含めた工事費が40万円以上で採択されます。
	被災写真が適切に撮影されているか確認	□	・査定前着工を行う前の被災した写真をきちんと撮影していないと災害査定時に被災事実の確認ができないため撮影した写真（いろいろな角度から複数枚撮影（携帯電話による写真でも良い。）する。）を確認する。
	応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	□	・運転労務費や現場管理費、一般管理費等は特に必要と認められない限り、対象とならないため確認する。
2．工事内容のチェック	復旧内容が最も経済的な工法か確認	□	・査定前着工制度で復旧した工法より安価な工法がある場合には災害査定時に査定される可能性があるため確認する。
	再度災害防止の観点も踏まえて復旧工法を検討したか確認。	□	・再度災害防止の観点からの工法の検討がなされているか確認する。
	復旧内容が能力アップ（延長・材質の変更、機能の向上）をしていないか確認	□	・基本的に原形復旧が原則であるため、能力アップの工法がある場合には災害査定時に査定される可能性があるため、復旧内容を確認する。

注：チェックした項目欄の□にレ印をすること。
　　チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

（参考）査定前着工制度（応急仮工事）にかかるチェックシート

応急仮工事は事業実施主体の判断で実施できますが、災害復旧事業に不慣れな場合には本チェックリストを参考に活用して下さい。

事業実施主体担当者：

施　行　場　所：例：○○県○○市字○○地内

工　　種：選択して下さい

チェック項目	チェック内容	チェック欄	チェックする内容 （チェック内容が不明な場合には農政局、都道府県に相談して下さい。）
1．災害復旧事業採択要件のチェック	今回の被災が災害復旧事業の採択要件（日雨量80㎜等）に該当しているか確認	□	・日雨量80㎜、時間雨量20㎜等の暫定法や負担法の対象となる異常な天然現象であるか確認する。
	暫定法第２条の農地、農業用施設に該当しているか確認	□	・農地（田、畑、わさび田）・農業用施設（かんがい排水施設、農業用道路等）に該当しているか確認する。
	事務取扱要綱14.1(1)～(4)に該当するか確認	□	・事務取扱要綱14.1(1)～(4)に記載された復旧内容か確認する。
	応急本工事に該当していないか確認（該当する場合には都道府県及び農政局との事前打合せが必要となる場合がある。）	□	・事務取扱要綱14.1(5)に該当する応急工事の場合は、都道府県及び農政局と事前打合せ後に着手となるため確認する。
	応急仮工事の工事費が20万円以上、かつ、応急仮工事を除く工事費が40万円以上か確認	□	・応急仮工事は事務取扱要綱第14.1(2)で、応急仮工事20万円以上、かつ、応急仮工事を除く工事費が40万円以上を国庫補助の対象としているため確認する。
	被災写真が適切に撮影されているか確認	□	・査定前着工を行う前の被災した写真をきちんと撮影していないと災害査定時に被災事実の確認ができないため撮影した写真（いろいろな角度から複数枚撮影（携帯電話による写真でも良い。）する。）を確認する。
	工事費の積算を確認するのに必要な契約書、領収書、材料購入の見積等、工事に要した費用を確認できる書類の整備を行っているか確認	□	・応急工事は災害査定時に決算補助という形で書類の確認を行います。このため、かかった費用を説明する書類の準備が必要です。
	応急工事費に該当しない経費が計上されていないか確認	□	・運転労務費や現場管理費、一般管理費等は特に必要と認められない限り、対象とならないため確認する。

注：チェックした項目欄の□にレ印をすること。
　　チェック内容に該当しない場合は二重取消線を引くこと。

３－21　航空写真等を活用した大規模災害時等における農地・農業用施設の迅速な被害状況の把握について

令和４年４月 13 日

（農村振興局整備部防災課災害対策室長長から各地方農政局農村振興部防災課長、沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、北海道農政部農村整備長あて）

近年、自然災害が激甚化・頻発化し、農地・農業用施設（以下「農地等」という。）にも広範囲にわたる甚大な被害が発生しており、被害状況の迅速な把握が難しい状況にあります。

このため、被災自治体において大規模災害時等における被害把握が効率的に行われるよう、官公庁が開設している下記のホームページ等の活用を周知いただくとともに、都道府県の農地等を担当する部署だけでなく、建設・河川等を担当する部署が有している航空写真等についても、可能な範囲で市町村に共有いただくよう、貴局管内の都府県に依頼をお願いします。

記

１　ISUT サイト

ISUT とは、大規模災害時に、関係機関が収集した被災情報等の災害情報を集約・地図化・提供し、自治体等の災害対応を支援する現地派遣チーム（内閣府防災担当所管）です。

以下のアドレスから ISUT が開設しているサイトに入ると、災害情報を入手でき、災害発生時の迅速な被害把握等に活用できます。（別紙参照）

https://isut.sip4d.jp/

（ログイン ID、パスワードは内閣府防災担当より各市町村へ配布済み）

２　国土地理院地図サイト

国土地理院の HP に地図情報があり、以下のアドレスから入ると国土地理院電子地形図（空中写真付）と各自治体において被災箇所を撮影した空中写真等と重ね合わせることにより、被害状況を効率的に把握できます。

https://www.gsi.go.jp/

３　地理院マップシート簡略版活用マニュアル

国土地理院の HP には地理院マップシートのサイトもあります。以下①のサイトからダウンロードした地理院マップシートによって、被災地の位置、諸元、進捗管理をエクセルにて管理できます。活用マニュアルを農林水産省 HP 以下②のサイトに掲載しています。

①https://renkei2.gsi.go.jp/renkei/130326mapsh_gijutu/

②https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_hukkyuu/

※以上のサイトについては、農水省 HP（災害対策室）にもリンク先を公開します。

§４　査定の実施

４－１　農地農業用施設の災害査定の実施について

昭和40年６月28日　40農地Ｄ第 745号
改正　昭和47年５月15日　47農地Ａ第 816号
〃　昭和53年７月５日　53構改Ａ第1092号
〃　昭和54年５月30日　54構改Ｄ第 385号
〃　平成10年10月20日　10構改Ｄ第 559号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 961号
〃　平成24年４月６日　23農振　第2669号
〃　平成30年３月30日　29農振　第3009号
〃　令和４年４月１日　３農振　第2930号

（農地局長から地方農政局長、沖縄総合事務局長あて）

農地農業用施設の災害査定は短期間に実施する必要があるうえ、非常に箇所数が多く、また工種も多岐にわたるため、査定技術並びに法令等の解釈について相当の個人差を生じている現状である。このような事態を解消し、査定の一層の適正化を期するため今後においては、災害査定業務の責任体制を確立して下記により実施することとしたから査定の適正に万全を期されたい。

記

１　１回の査定には次号に定めるところにより査定責任者（主任査定官という）を定め、また主任査定官はその査定に関する全責任を負うものとして、査定調書に記名する。

２　主任査定官となる資格を有するものは、組織ごとに別表に掲げる職員とする。

３　１回の災害査定は主任査定官とこれを補佐する係官（調査官という。）により構成する。

４　主任査定官は災害査定を実施する場合は、当該災害の特殊性を把握して査定方針を決定し、これを各調査官に徹底させるとともに、必要があれば査定実施中、各調査官の調査状況を視察して問題点を処理するとともに査定技術の統一を図る。

５　原則として１箇所の申請額が２億円以上のもの、及び本省協議となる条件のものは主任査定官が自ら現地査定を行うものとする。

6　主任査定官は、調査官が現地調査を実施したもののうち、次のものについては、必ず調査結果を聴取し、査定内容に不備があれば、財務省立会責任者（主任立会官という）と協議のうえ訂正するものとする。

（１）　農地復旧

ア）区画変更を伴うもの

イ）代替開墾を行うもの、又は工種を変更するもの

ウ）その他保留となるもの、又は問題点のあるもの

（２）　農業用施設復旧

ア）施設を統合するもの、又は工種を変更するもの

イ）他省庁所管の事業と関係のあるもの

ウ）その他保留となるもの、又は問題点のあるもの

別表　主任査定官となる資格を有するもの

組　　織		職　　員
農林水産省	農村振興局整備部防災課	課長、災害対策室長、災害査定官、災害班担当課長補佐、広域災害対策班担当課長補佐、災害班各係長、広域災害対策班各係長
	地方農政局農村振興部防災課	課長、災害対策室長（東北農政局、関東農政局、近畿農政局、中国四国農政局及び九州農政局に限る。）、災害査定官、課長補佐、災害係長
内閣府	沖縄総合事務局農林水産部農村振興課	課長、課長補佐、災害査定官

４－２　「農地農業用施設の災害査定実施について」の運用について

平成２年２月８日

（構造改善局防災課長から地方農政局防災課長及び沖縄総合事務局土地改良課長あて）

査定技術ならびに法令等の解釈についての個人差の解消と査定の適正化を期すため、災害査定業務の責任体制を確立して実施しているところである。

そのなかで、各都道府県毎に実施する１回の査定には主任査定官を定め、その査定に関する全責任を負うことにしている。しかしながら各局管内において広範囲に災害が発生した場合、主任査定官の確保がむずかしく、査定計画作成上支障が生じる場合がある。そのような場合は、主任査定官の責任が及ぶ範囲を当該査定実施都府県に隣接する他の都府県まで拡大してさしつかえない。ただし、事前に農村振興局防災課災害対策室担当者と打合せられたい。

４－３　ルース台風災害復旧対策に関する閣議決定（抄）

昭和26年10月16日
閣　議　決　定

1
2　省略
3

4　災害査定は従来各省単独でこれをなしたが査定の厳正公平を期するために今回は必ず大蔵省の係官を立会せしめること。

5　災害復旧費決定に当っては大蔵省は右の査定を必ず尊重すること。

４－４　（参考）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第７条の規定に基く検査立会に関する件

改正　昭和26年10月22日　蔵計第2452号
昭和56年４月９日　蔵計第 973号

昭和26年10月８・９両日当局において各財務局主計課長会議を開催し、その際指示した標記の件は建設省所管の事業費について、別紙（１）「公共土木施設災害復旧事業費検査要綱」によるの外その細目については、別紙（２）「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第７条の規定に基く検査の立会に関する事務処理要領」により実施することとし、昭和26年発生災害中、同法に基き国庫負担の対象となるべき事業費を地方公共団体等別、事業別に明確化して本年度の予算を執行すると共に来年度以降の予算編成の資料とするものであるから、本立会の主旨を各立会官に周知し所期の目的を達するよう御配意を煩したい。

別紙（１）

公共土木施設災害復旧事業費検査要綱

１　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第７条の規定による災害復旧事業費の決定に当っては、あらかじめ本要綱に定めるところによる検査を行うものとする。

１　災害復旧事業の検査は、主務大臣の命ずる検査官に、大蔵大臣の命ずる大蔵本省又は財務局又は福岡財務支局内の職員を立会官とし、検査に立ち

合わしめるものとする。

主務省の検査官の査定に対しては、大蔵省の立会官は意見を述べることができる。意見の相違するものについては検査の確定を留保し、帰庁の後、協議の上決定するものとする。

1　災害復旧事業の検査に当っては、関係法令の規定を遵守するは勿論であるが、経済効果、公共の利害等の諸条件を充分に勘案して、厳正、適正な決定をなすものとし、いやしくも国費の濫費に流れることのないよう留意すること。

1　災害復旧事業の検査に当っては、復旧事業の緊急性に応じ、左の４段階に区分するものとする。

Ａ　緊急さし措き難きもの

Ｂ　復旧の効果著しく大なるもの

Ｃ　風土ならびに施設の保全上放置し難しもの

Ｄ　比較的経済効果ならびに他に及ぼす影響少きもの

Ｄに属するものについては、着工前に主務大臣の承認を得るものとする。

1　公共土木施設災害復旧事業の検査に当っては、建設・運輸・農林の各省は、なるべく合同して同時に検査を行うものとする。

1　本要綱は昭和26年発生災害より実施するものとする。但し既往発生の災害についても再度検査を行うものについては、本要綱によるものとする。

４－５　大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針について

平成29年２月１日

（農林水産事務次官から各地方農政局長、都道府県知事、指定都市長あて）

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針が別紙のとおり定められ、平成29年１月１日以降に発生した災害から適用することとされたので、御了知の上、事業の実施に当たっては、特段の配慮をお願いする。

以上、命により通知する。

【別紙】

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針

平成29年２月１日
２８文 第 ２３０号
農林水産事務次官

（趣旨）

第１　大規模災害時における災害復旧事業の査定は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定法施行令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「負担法施行令」という。）、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号）、昭和43年10月１日農林省告示第1487号（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件）、平成12年３月30日農林水産省告示第449号（林地荒廃防止施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件）、昭和31年11月20日農林省告示第903号（林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件）、昭和59年８月16日農林水産省告示第1645号（漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件）、昭和59年６月21日農林水産省告示第1396号（共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件）及びこれらに伴う通知（以下「通知等」という。）のほか、この査定方針の定めるところにより行うものとする。

（対象とする大規模災害）

第２　この査定方針で対象とする大規模災害は、次の各号に掲げる災害とする。

（１） 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条の規定に基づき、激甚災害指定基準（昭和37年12月７日中央防災会議決定）１から３までのいずれかの基準による激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定（以下「指定」という。）が行われた災害又は内閣府により指定の事前公表が行われた災害（以下「激甚災害」という。）であって、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の２に基づく緊急災害対策本部が設置されたもの（以下「区分Ｓ」という。）とする。

（２） 激甚災害のうち、区分Ｓ以外のもの（以下「区分Ａ」という。）とする。

（対象施設）

第３　この査定方針の対象とする施設（以下「対象施設」という。）は、暫定法第２条第１項から第４項までに規定する農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「暫定法施設」という。）並びに負担法第３条第２号、第４号、第５号及び第９号に掲げる海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港のうち農林水産省が所管するもの（以下「負担法施設」という。）とする。

ただし、当該激甚災害に係る施設に限る。

（対象区域）

第４　この査定方針の対象とする区域（以下「対象区域」という。）は、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（負担法施設に限る。）（以下「申請者」という。）において、激甚災害による被害が生じた場合に当該激甚災害に係る対象施設の種類（林業用施設にあっては、林地荒廃防止施設又は林道の別により、共同利用施設、海岸及び地すべり防止施設にあっては、大臣官房、農村振興局、林野庁又は水産庁が所管するものの別による。第５及び第６において同じ。）別の被災箇所数及び被害金額についての農林水産省に対する書面による報告（以下「災害報告」という。）における被災箇所数が、過去５箇年の平均被災箇所数（激甚災害に係るものを除く。）を超えた申請者の区域とする。

（机上査定）

第５　当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時にお

いて、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における被災箇所（箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあっては40　万円、負担法施設のうち申請者に係るものにあっては120万円、市町村（指定都市を除く。）に係るものにあっては60万円に満たないものを除く。以下「申請予定箇所」という。）を対象施設の種類別及び対象区域別に被害金額の少ない順に並べた場合に、それぞれの申請予定箇所数全体のうち、区分Ｓにあってはおおむね９割、区分Ａにあってはおおむね７割（農地及び農業用施設についてはおおむね９割）に達する申請予定箇所の被害金額（以下「机上査定上限額」という。）以下となる申請予定箇所については、査定を机上にて行うことができるものとする。

（採択保留）

第６　当該災害が、この査定方針の対象とする大規模災害に該当した時において、申請者からの災害報告が、既になされている場合はその時における直前の災害報告、未だなされていない場合はその直後の災害報告における原則すべての対象区域内の被災箇所（箇所ごとの被害金額が、暫定法施設にあっては２億円、負担法施設にあっては４億円未満のものを除く。以下この項において「保留見込箇所」という。）を対象施設の種類別に被害金額の少ない順に並べた場合に、保留見込箇所数全体のうち、区分Ｓにあってはおおむね９割、区分Ａにあってはおおむね６割に達する保留見込箇所の被害金額（以下「採択保留金額」という。）以上の保留見込箇所については、通知等に規定する金額の基準にかかわらず、採択の保留をするものとする。

（概要書又は設計書に添付する図面等）

第７　暫定法施行令第１条の４に規定する災害復旧事業計画概要書若しくは災害復旧事業補助計画概要書又は負担法施行令第６条第１項に規定する設計書に添付する書類のうち、次の各号に掲げるものの取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによることができるものとする。

（１）　平面図 平面図又は既存の台帳や国土地理院地図、航空写真を用いて作成する。

（２）　断面図 代表断面図とする。

（３）　写真 起点及び終点並びに航空写真等による全景を撮影する。

（一箇所の工事）

第８　暫定法第２条第８項及び負担法第６条第２項の規定に基づき、複数の被災箇所を一箇所の工事とみなすに当たっては、工事の工期や発注単位を勘案して、被災箇所を統合又は分割し、一箇所の工事とみなす箇所の範囲を決定することができるものとする。

（机上査定上限額及び採択保留金額の見直し）

第９　机上査定上限額及び採択保留金額については、対象災害の被災状況の全体像が明らかになった時点で、必要に応じて、財務省と調整し、見直すことができる。

（協議設計）

第10　対象区域のうち復興計画等（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第２条第３号に規定する復興計画及び同法第９条に規定する都道府県復興方針をいう。以下同じ。）の対象となる予定の区域又は対象となった区域において、査定時に復興計画等が策定されていないため対象施設の復旧工法の確定が困難な場合における査定の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

（１）　申請者は、査定に先立ち、農林水産省と協議の上、策定中の復興計画等の案を勘案した復旧工法を検討し、査定設計書等を作成するものとする。

（２）　当該査定に係る災害復旧事業の採択に当たっては、事業の実施を保留し、その設計について協議すべき旨の条件を付するものとする。

（３）　申請者は、策定後の復興計画等と整合性のある復旧工法を検討した後、農林水産省と設計について協議を行うものとする。

（４）　財務省と調整の上、復旧工法を確定し、実施の保留を解除するものとする。

（事業費の検証）

第11　この査定方針に基づく査定を実施した場合には、次の各号に定めるとおり事業実施段階での事業費の検証等を実施する。

（１）　申請者は、事業実施に当たっては、工法等の工夫により、一層の事業費の縮減を図る。

（２） 申請者は、暫定法施行令第３条第２項及び負担法施行令第７条第１項に規定する農林水産大臣の同意を必要とする設計の変更をするときは、財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）に報告する。

（３） 過年発生災害に係るものについては、原則、発災３年目以降事業完了までの事業費を調査する。

（追跡調査及び査定方法の妥当性の検証）

第12 この査定方針に基づく査定を実施した場合には、事業実施段階又は事業完了後、次の各号に定める追跡調査を行い、その調査結果に基づき、財務省と大規模災害時の査定方法の妥当性について検証を行う。

（１） 第５に規定する机上査定を行った箇所のうち一部を抽出し、工法等について現地調査を行う。

（２） 第５の規定により設定した机上査定上限額について、対象災害に係る全ての査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Ｓにあっては査定箇所全体のおおむね９割、区分Ａにあってはおおむね７割（農地及び農業用施設についてはおおむね９割）に達する査定箇所の査定設計額と机上査定上限額を比較調査する。

（３） 第６の規定により設定した採択保留金額について、査定設計額が、暫定法施設にあっては２億円、負担法施設にあっては４億円以上の査定箇所を査定設計額の少ない順に並べた場合に、区分Ｓにあっては査定箇所全体のおおむね９割、区分Ａにあってはおおむね６割に達する査定箇所の査定設計額と採択保留金額を比較調査する。

（４） 第７の規定による図面等を用いた場合、査定設計額と実施設計額との傾向を調査する。

（適用時期）

第13 この査定方針は、平成29年１月１日以降に発生した災害に係る災害復旧事業の査定について適用する。

４－６　激甚災害（本激）に係る災害査定の取扱いについて

令和２年７月31日
（農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

激甚災害（本激）による災害復旧事業については、事業主体が災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業補助計画概要書又は設計書（以下「査定設計書」という。）を作成するために必要とした調査、測量、試験又は設計に関する費用について「査定設計委託費等補助」の対象とされるとともに、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針(以下「大規模災害査定方針」という。)」を適用しているところである。

今後、大規模災害査定方針を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用について、災害復旧事業の対象とし、査定申請時に計上することとしたので通知する。

この取扱いについては、令和２年発生災害で大規模災害査定方針により実施する災害復旧事業から適用することとする。

なお、貴局管内関係機関にこの旨通知願いたい。

４－７　激甚災害（本激）に係る災害関連事業の概要書等に添付する図面等を簡素化した場合の取扱いについて

令和３年１月15日
（農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

激甚災害（本激）による災害復旧事業については、「激甚災害（本激）に係る災害査定の取扱いについて（令和２年７月31 日付け防災課長通知)」により、「大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針（以下「大規模災害査定方針」という。)」第７を適用した査定に係る査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関す

る費用について、災害復旧事業の対象とし、査定申請時に計上できることを通知しているところである。

この度、「農業用施設災害関連事業」、「ため池災害関連特別対策事業」、「農地災害関連区画整備事業」及び「海岸及び地すべり防止施設災害関連事業」（以下「災害関連事業」という。）についても大規模災害査定方針第７に準じて概要書等に添付する図面等を簡素化する場合、災害復旧事業と同様に事業採択後に査定設計書の変更を行うために必要な調査、測量、試験又は設計に関する費用を、災害関連事業の対象とし、申請時に計上できることとしたので通知する。

この取扱いについては、令和２年発生災害で大規模災害査定方針により実施する災害関連事業から適用することとする。

なお、貴局管内関係機関にこの旨通知願いたい。

４－８　机上査定の効率的な実施について

令和４年４月28日

（農村振興局整備部防災課災害対策室長から各地方農政局農村振興防災課長、内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、北海道農政部農村整備課長あて）

机上査定の限度額については、「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」（昭和 40 年９月 10 日付け 40 農地Ｄ第 1129 号農林事務次官依命通知）及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」（昭和 40 年９月 10 日付け 40 農地Ｄ第 1138 号農林水産省農地局長通知）を一部改正し、農地・農業用施設にあっては 200 万円未満から 500 万円未満に、海岸及び地すべり防止施設にあっては 500 万円未満から 1,000 万円未満に引き上げたところです。今後は５年程度を目安に限度額見直しの必要性について検討するとともに、机上査定におけるデジタル技術の活用などの実態に応じて、申請額以外の適用条件についても必要な検討を行うこととしています。

また、これまでのリモートによる机上査定については、新型コロナ感染症対策が実施されている間の措置として実施してきましたが、今後のリモートによる机上査定については、別添「机上査定の方式について」により実施することとします。

各担当部局におかれましては引き続き、リモートやドローン映像・三次元データ等のデジタル技術の積極的な活用に取り組んでいただき、災害復旧の迅速化、効率化にご協力をお願いします。

なお、このことについて、貴局管内関係機関に周知をお願いします。

別 添

机上査定の方式について

１．査定方式

査定方式は実地査定、机上査定の方式があり、机上査定には対面又はリモートによる方法がある。

机上査定における対面又はリモートの選択は、以下によるものとする。

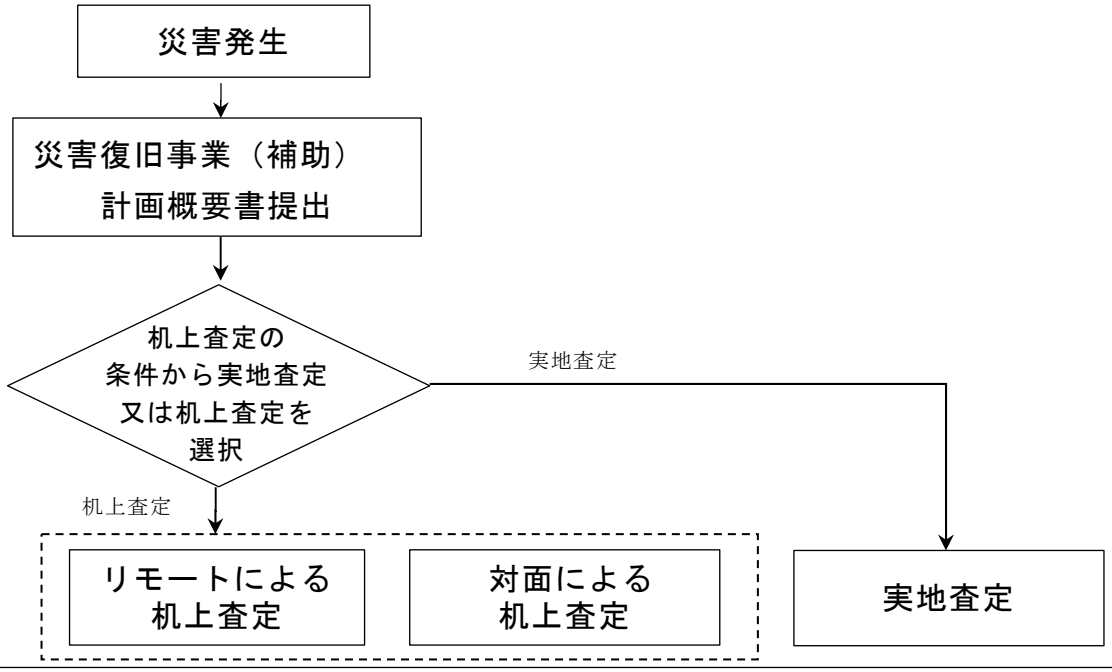

机上査定の条件

「農地農業用施設災害復旧事業査定要領」及び「海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領」により、以下のいずれかの条件に該当する場合は机上査定を選択することができる。

○申請額が机上査定の限度額未満の場合（農地・農業用施設は 500 万円、海岸・地すべり防止施設は 1,000 万円。大規模災害査定方針が適用される場合は別途通知される額）

○やむを得ない理由により実地査定が困難である場合（遠隔地で移動に時間を要する場合、感染症による行動制限等により関係者の集合が困難となった場合 等）

＜机上査定の方法について＞

上記の条件を満たしたうえで、査定官、立会官、申請者及び随行者など関係者が、Web 会議方式を行える通信環境（音声及び画像の共有）を保持しているか確認し、リモートによる机上査定が可能な場合には、リモートによる机上査定を選択することができる。

２．リモートによる机上査定の体制等

・　リモートによる机上査定を実施する場合は、査定官－立会官－申請者が３箇所に分かれて実施することも、「査定官＋立会官」－「申請者」、「立会官＋申請者」－「査定官」等、２箇所に分かれて実施することも可能とする。

　箇所数については、各地域の人員体制や通信設備、その他の状況に応じて、効率的な査定ができるよう適宜設定すること。

・　申請者は、査定による検算修正に備え、円滑な対応が可能となるようにあらかじめ体制を整えておくこと。

・　リモートによる机上査定の方法については、執務室等遠隔地からＷｅｂ会議方式（メールや電話の方式を除く）で対応することを基本とし、詳細は別紙「リモートによる机上査定の実施方法」のとおりとする。

別 紙

リモートによる机上査定の実施方法

１　実施体制

　査定官（農林水産省、各地方農政局及び沖縄総合事務局（以下、「農林水産省等」という。））－立会官（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む））－申請者（地方公共団体及び団体）の各執務室等（随行する都道府県の執務室も含む）において、Ｗｅｂ会議システム、メール及び電話が使用できる環境において実施する。

２　申請書類

　申請者は、査定官、立会官に対して随行者を経由して事前に申請書類を送付する。

３　申請内容説明

　冒頭の被災原因等の説明は書面にまとめ申請書類と併せて送付する。（査定官と立会官への説明が変わらないように）

４　査定方法

通常の机上査定と同様とする。写真の充実を図るとともに、デジタル技術活用の観点からドローンを活用した動画や空撮写真、三次元点群データによる画像等を追加することが望ましい。

また、申請箇所からのリアルタイムの映像を活用することも可能とする。

５　申請内容確認

査定官、立会官、申請者及び随行者は、Ｗｅｂ会議方式やその他情報通信技術等を用いて質問や回答等を伝達する。

６　指示事項

査定官は、Ｗｅｂ会議方式により指示事項とする査定や修正などの内容を調整し、三者合意を図ったうえで、付せん用紙（メモ用紙）に指示事項を記入する。

査定官は、立会官及び申請者に電子化した付せん用紙（メモ用紙）を電子メールで送信する。(指示事項を電子メールに直接入力して送信してもよい)

７　検算修正

申請者は、検算後、査定官と立会官にメールで資料を送付し、Ｗｅｂ会議方式により検算結果の報告及び内容の確認を行い三者合意する。

８　査定決定（朱入れ）

リモートによる机上査定においては、三者合意の証として、従来の朱入れに代えて、以下の方法により行うことを基本とする。

ただし、これにより難い場合等には、農林水産省等に事前に協議する。

＜査定決定までの流れ＞

①　査定官は、査定票に記載する緊急順位、事業費等の内容について、Ｗｅｂ会議方式により立会官及び申請者に確認し、三者合意を行う。

②　①の合意を受け、査定官は査定票の査定欄、査定内容欄及び氏名欄に決定した内容と査定官及び立会官の氏名を記入する。なお、立会官の氏名は代筆であることを明らかにするため、氏名の後に（査定官代筆）を記入する。

③　査定官は査定票をＷｅｂの画面上に表示又は立会官及び申請者に電

子メールで送信し、査定票に記入した査定欄及び査定内容欄の記載内容を口答で読み上げ、三者が相互に確認したうえで決定する。

＜査定決定後の書類確認＞

④　査定官はすべての査定が終了した後に、リモートにより行った机上査定のすべての査定票（③まで実施したもの）を電子化し、立会官及び申請者に査定票を電子メールで送信する。

※③において査定票を送信済みの場合は不要

⑤　査定官が記入した査定票を三者が有することで、査定決定の証拠とする。

＜その他＞

上記の電子メールには、随行者を同報するものとする。

査定決定後の書類確認（④）等は、都道府県内において異なる申請者から複数の申請がある場合など、都道府県が一括して実施することにより査定事務の効率化が図られる場合などは、都道府県を介して事務を行うことは差し支えない。

〇相談窓口

問題が発生した場合などにおける相談窓口は、地方農政局等の査定官又は地方農政局等担当係とする。（地方農政局等とは、北海道の査定にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県の査定にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他都府県の査定にあっては各地方農政局をいう。）

〇その他

検算等に時間を要する場合、再開時間を設定し査定官と立会官に連絡する。

査定官、立会官、申請者及び随行者は、使用する情報処理機器（パソコン）などの電子機器やソフトウェアについて、セキュリティ対策されたものを使用するものとし、事前に通信環境や動作などを確認したうえで実施すること。

§５　計画変更及び増高申請

５－１　農地・農業用施設災害復旧事業計画概要書等の変更の取扱いについて

平成12年４月１日
最終改正　令和３年11月10日
（構造改善局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局長、北海道農業水利課長あて）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令169号。以下「令」という。）第３条第２項に規定する事業費決定後の災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画書（以下「計画概要書」という。）の変更については、同条第３項並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令94号。以下「規則」という。）第３条及び第５条に規定しているが、その細部については下記により統一して運用することとする。

また、規則第２条第１号及び第２号並びに農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第２条に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第３号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第４号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第５号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（平成12年農林水産省告示第453号。以下「範囲等を定める告示」という。）の第１号及び第３号の軽微な変更は、別紙１のとおりとしたのでこれによって運用されたい。

記

１　規則第３条に規定する「当該変更に係る部分を明らかにした上で」とは、協議書（以下「計画概要書変更協議書」という。）を提出する場合には、査定表の写し、変更対照表及び変更の事由を明らかにする写真等の資料を添付することをいう。

２　計画概要書の審査に当たっては、査定で認められた基本的事項がそのまま当該事業の事業費及び工法等となるのが原則であり、これを変更するときは法令、要綱等の規定に照らし、厳正に行うものとする。

このため、別紙２「計画変更審査表」に変更事項等を明記するととも

に、審査の責任を確立するため審査責任者は審査表に記名押印すること。

3　計画概要書をそのまま実施に移すことが不適当である場合には、現実に即した復旧効果を上げるため、令第３条第２項により、あらかじめ農林水産大臣に協議し、その同意を得て計画概要書の内容に変更を加えることができることとしているが、計画概要書の基本的事項は原則として変更が認められない。したがって、復旧を要する区間、復旧する施設の規模、復旧する工法の程度等は計画概要書の内容に則したものとする必要がある。

また、他事業の合併施工の場合における災害復旧費の負担区分は計画概要書等樹立時に決定した費用負担区分の基本思想を変更するものであってはならないものとする。

4　災害の査定は、原則として箇所毎に現地調査を行い、被災事実、被災後の現地の状況等を確認し、法令等の適用の可否、復旧工法の適否等を検討し、申請内容の適否を判断したものである。これによって決定された計画概要書の内容は何らかの条件又は状況の変化がない場合にはみだりに変更を加えることはできない。したがって、原則的には、査定において計画概要書から削除された工事を計画変更で復活することを認めることはできないものとする。

5　会計検査院の早期検査によって指摘された工事または設計の内容については、最終的には計画概要書において、減額是正される。したがって、原則として何らかの条件または、状況の変化がない限り減額是正部分を計画変更で復活することを認めることはできないものとする。

6　査定時又は計画概要書において認められた復旧工法の機能を超過する工事、すなわち採択の災害復旧事業としての限界を超えるような施設の構造変更等の程度超過工事を計画変更で認めることはできないものとする。

下記の例に類するものは程度超過工事とする。

（ア）　木造橋を永久構造の橋梁に改めたもの
（ただし、比較設計の結果安価になる場合を除く。）

（イ）　頭首工の沈床堰からコンクリート堰への変更
（ただし、比較設計の結果安価になる場合を除く。）

（ウ）　溜池の堰堤高のかさ上げ

（エ）　道路又は橋梁の拡幅

（オ）　河川管理者の条件（今後の河川改修計画に伴うものを除く。）によらない橋梁のかさ上げ又はスパン割の変更

（カ）　水路における通水断面の増大等効用増となるもの

（キ）　堤防断面を増大したもの
（ク）　護岸を強化したもの（たとえば空石積を練石積みに改めたもの）
（ケ）　コンクリートの配合をよくしたもの
（コ）　道路の路面舗装（敷砂利を除く。）をしたもの

7　復旧施設等に係る水利計算や構造物の安定計算等の設計諸元に誤りがあったため、その設計内容を訂正する必要がある場合にも、その訂正は計画概要書の基本的事項に沿ったものでなければならないものとする。

8　査定及び計画概要書樹立後に水勢または地形の変動、増破などの状況変化があったため、工法を査定時に採択された工法と異なるものに変更する場合にも、その工法が「原形復旧が著しく困難または不適当な場合、これに変わるべき必要な施設をすること」と考えられる範囲内であるときには、程度超過工事にならないものとする。

9　河川管理者の許可を必要とする事業を実施する場合は、災害復旧事業であっても、河川管理者の許可条件を具備せざるを得ない場合がある。

当初査定計画にあっては原則としてこれを考慮せずに査定を行っている関係上、計画変更を行うことはやむを得ないが、災害復旧事業の特殊性、復旧工法の限界につき十分な説明を行い、必要最小限の条件とするとともに、許可条件を文書で接受し、これによって計画概要書の変更を同意できるものとする。

なお、この場合、災害復旧事業は、災害復旧としての採択流量等について、被災施設が従前の安定度、効用を回復するとともに、それによって従前の河川等の条件を悪化せしめないことを限度としているので、今後の河川改修計画等に見合うものは極力管理者において負担せしめるよう協議するものとする。

10　査定及び計画概要書樹立後、何らかの事情により事業を中止又は廃止する場合においては、現地及び営農の状況等を慎重に検討してから決めるものとする。

11　一旦中止又は廃止となった工事がその後の状況変化、増破等により、再度国庫補助の対象箇所として申請がなされた場合、その採択について当時の経緯を十分究明した上で行うものとする。

12　令第３条第２項の規定に基づく、農林水産大臣の同意の基準は、３から９までに規定するものとする。

13　令第３条第２項の規定により、農林水産大臣が都道府県からの協議を受けてから同意するまでに通常要すべき標準的な期間は14日間とする。

別紙１

範囲等を定める告示第１号に規定する農林水産大臣が定める範囲を超えない変更であって、

①規則第２条第１号及び第２号に掲げるもの以外のもの

②範囲等を定める告示第３号イ及びロ以外の変更

は次に掲げるものとする。

（１）形状、寸法又は材質

ア　蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む)、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの形状、寸法又は材質の変更

イ　施設内外の電線等工事の変更

（２）位置

ア　蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む)、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトを設置する位置の変更

イ　操作室の位置の変更

ウ　農地保全施設として行う各種工事の位置の変更

（３）数量

ア　水路（堤防も含む）又は道路の延長の２割以内で、かつ、15m以内の数量の変更（ただし、農地保全施設を除く）

イ　蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む)、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの数量の変更

ウ　法面工又は法面保護工の法長又は面積の変更

エ　農地保全施設として行う各種工事又はため池工の斜樋、底樋若しくは竪樋の数量の変更

オ　土工量、流用土量、購入土量又は敷砂利量の変更

（４）その他

ア　誤測又は違算の訂正、入札差金に係る変更

イ　設計労務単価若しくは設計資材単価の1.3倍以内の変更又は歩掛の1.3倍に相当する歩掛以内の変更

ウ　資材の採取場所若しくは購入場所又は現場発生材の搬出場所の変更に伴う運搬費用又は投棄料の変更

エ　小運搬距離又は運搬方法の変更

オ　土工の使用機械の機種又は転圧方法の変更

カ　蛇籠、ふとん籠、植生工、各工種の工事に使用するコンクリート二次製品（裏込めのコンクリートや砕石等を含む)、現場打コンクリート構造物、木製部材、杭打又はグラウトの間での交互の変更

キ　仮設工の変更

別紙２

計　画　変　更　審　査　表

平成　　年災

記

工種	数量	査定額	前回変更額	回目	今回変更額	増減	備　考

年　月　日審査

審査官

５－２　計画変更の取扱いについて

昭和50年８月21日
（構造改善局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局
土地改良課長、北海道農業水利課長あて）

農地農業用施設災害復旧事業、農業用施設災害関連事業並びに海岸災害復旧事業、海岸災害関連事業の計画変更にあたっては、災害査定の趣旨に基づいて慎重に取扱うとともに、状況変化等により事業費が大きく変動する場合のほか、下記事項については、特に事前にその計画変更の内容について関係財務局（部）の監査官と協議し、遺憾のないよう処理するものとする。

記

全体計画の基本的事項に係るもので、特に協議を必要と認められるもの。

（注）　状況変化がない場合における実施段階の精査、水理計算及び安定計算の訂正等による事業量又は工事内容の変更。

５－３　計画変更の取扱についての一部改正について

令和３年12月10日
（農村振興局災害対策室長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局
農村振興課長、北海道農村整備課長あて）

令和２年３月31　日付け防災課災害対策室長事務連絡により定めている計画変更の取扱いについての一部改正について下記のとおり改正されたので遺憾のないよう適切に対処されたい。

記

１．関係財務局に対する事前協議の範囲

農林水産大臣の同意を必要とする計画変更のうち、以下に該当する場合とする。

(1)　状況変化等により事業費が大きく変動する場合

（注）「事業費が大きく変動する場合」とは、当初決定事業費が、農地にあ

っては200万円以上、農業用施設、海岸及び地すべり防止施設にあっては500万円以上（関連事業もこれに準ずる。ただし、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るもののうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあっては、当初決定事業費が、農地にあっては１億円以上、農業用施設、海岸保全施設にあっては3,000万円以上）の箇所で、増加し、又は減少する工事費の額、（設計単価又は歩掛の変更及び、総合単価の実施単価への組替えによる増減に係るものを除く。）が、300 万円を超え、かつ、変更前の工事費の額の30％に相当する額（その額が1,000 万円を超える場合は、1,000 万円）を超えるものをいう。

(2)　全体計画の基本的事項の変更に係るもので、特に協議が必要と認められるもの

（注）「特に協議の必要と認められるもの」とは、次のものをいう。

①水利計算及び安定計算等の精査等による基本的事項の変更

②地質調査等による対策工法の変更

③保留処理箇所における計画変更

２．関係財務局に対する書類の送付

農林水産大臣（注）の承認を必要とする計画変更については、計画変更同意通知（計画変更審査表別紙２）の写しを関係財務局に送付するものとする。

（注）現在は地方農政局長等の同意となっている。（政令第３条、規則第８条）

５－４　農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業等の実施について

平成21年４月24日

（農村振興局災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長あて）

農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業及び災害関連事業（以下「災害復旧事業等」という。）については、従来より、都道府県、市町村等におい

て、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、事業実施要綱・要領等に従った適切な執行に努めていただいているところであるが、なお一層の適切な執行を図るため、下記によることとしたので、よろしくお願いする。

また、貴管内の都府県、市町村等に対し、この旨の周知をお願いする。

記

１　計画概要書等の変更に係る事務処理

(1)災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業全体設計書等（以下「計画概要書等」という。）の変更をしようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第３条第２項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第７条第１項の規定による条件、事業実施要綱等に基づき、適切な事務処理を行うよう、改めて徹底すること。

(2)少なくとも工事請負契約のための設計段階及び工事請負契約の変更のための設計段階において、計画概要書等の変更に係る農林水産大臣協議等の手続（以下「変更協議等手続」という。）の要否を判断すること。

(3)工事費の額の変更に伴う事業費の変更については、入札差金を控除しないで変更協議等手続の要否を判断すること。

２　財務局との事前協議等

「計画変更の取扱いについて」（昭和50年8月21日付け構造改善局防災課長）及び「計画変更の取扱いについて」（平成元年７月17日付け構造改善局防災課災害対策室長）により、状況変化等により事業費が大きく変動する場合等においては、関係財務局（部）の監査官との協議を行うこと。

また、農林水産大臣同意等を行った計画概要書等の変更については、「計画変更の取扱いについて」（平成元年７月17日付け構造改善局防災課災害対策室長）により、同意等の通知の写しを関係財務局（部）に送付すること。

５－５　他事業との合併施行（差額関連事業を含む）の取扱いについて

昭和44年４月（査定官会議指示）
平成６年４月（査定官会議指示）

１　設計変更の取扱いについて

他の事業と合併施行（災害優先支出）の事業が当初の設計を変更する事情が生じた場合災害復旧部分であることを確認のうえ、その変更増額を認めるものとする。但し災害復旧事業と他事業の共同の責に起因するもので、両者の負担区分が明確に区分できない場合は、その増額分を負担区分決定時点の割合で按分することが出来る。

（解　　説）

他事業との合併施行の形態は多様であるが、例えば本災と災害関連との合併において統合頭首工が変更増額される場合すべての形態が本災、関連の当初比率によりその増額分が処理されることは不合理である。極端な場合は、本災の現位置復旧に全く関係のない改良事業分が本災と関連比率により一部本災となったり統合箇所の増破が本災にはねかえったりする場合が考えられるからである。従って合併施行による新事業が増額になっても当初査定における本災分（単増を含める）を差引いたものが他事業の持ち分であることが基本原則である。

（分離不可能とは）

１の但し書きに示す分離不可能の場合を例示すると下記の如くである。但し下記例示以外のものにあってもこれと同様類似のものにあっては当初比率により按分することは差支えない。

（Ａ）　工事中の手戻り

工事実施中の部分が災害その他の事情により手戻りを生じた場合、その手戻りに要する増額は不可分のため当初比率による。

（Ｂ）　河川管理者等の条件により変更することが止むを得ない場合

この場合統合前の施設を現位置復旧する場合であっても当然同程度若しくは類似の条件がつくことが想定される場合であって旧施設がすべて部分被災の原形復旧であり管理者等の条件がつき得るべきもない場合は除外される。

（Ｃ）　その後の調査結果にもとづく想定岩盤線等の変動

旧施設と新施設の位置が接近しており、新施設位置における調査の結果岩盤線等の変動が当然旧施設等にもおよぶと判断される場合

（D）　単価変動のみの場合

（E）　現位置で他事業と合併施行を行う場合の状況変化等

（注意事項）

（A）　本取扱いによれば、その後の災害による、地形、地貌の変動等は不可分の範ちゅうには含まれない（当初の率によって按分することは許されない。）。

即ち「農業用施設災害関連事業の実施について」６（３）関連事業の増破等の取扱いにも示されているとおり「新たな災害による原位置の施設についての増破額は関連事業の未着手、実施中を問わず新たな復旧費の積算はしないものとする。」という取扱いになっているためである。

（B）　本災と関連費の予算配分上の跛行に伴う、残事業費単増の影響については基本的には、予算配分上の問題が費用負担区分の根本に触れることはありえないとの建前より、これを考慮しないこととする。

（例）

関連費が本災より先行して予算執行された場合、残調により残事業費の単増を認めるとすれば本災にかたよった単増が行なわれることがあるとともに逆の場合も起りうるが、これはあくまで予算配分上の問題であって按分比率の基本事項を左右するものではない。

２　共同費用の振分方法

他事業と合併施行する場合の共同費用振り分けについては次の各号の１によるものとする。

ア．身替妥当支出法

災害復旧事業は原施設の効用回復を目的とする事業であるから効用の増はないので身替建設費によっている。費用振分けの計算結果が身替建設費（災害復旧事業費）を超える場合は、この方法による共同事業費は成立しないということになる。

イ．優先支出法

当該共同施設費を負担する各事業（A、B、…）の緊急度を比較した場合、その差が著しくてA事業（災害復旧事業）が早期着工を望むため他事業もこれに同調して負担しなければならない場合は、A事業に優先

支出法を適用する。

ウ．水量割支出法

各事業が共同施設から供給又は排除される水量の比率によって負担する方法で、この分担比率の基礎となる水量は瞬間最大水量、特定期間内の総量等が考えられる。

（共同費用振分けの考え方については、土地改良事業計画作成便覧（構造改善局計画部監修）参照）

５－６　災害復旧事業に係る補助率増高申請書等の作成の簡素・合理化について（昭和 63 年）

昭和63年８月15日

構造改善局建設部防災課調整班長事務連絡

このことについては、下記のとおり取り扱うこととしたので、周知方よろしくお願いします。

記

１　維持管理方式について

昭和58年の臨時行政調査会において「零細補助金の見直し及び災害事務の簡素・合理化を図ること」の答申が出された。

そこで昭和59年に暫定法の改正を行い、採択基準額の引き上げ等により零細補助金については是正を図ったところである。また、災害事務の簡素・合理化の一環として補助率増高事務においては、悉皆審査から抽出審査に改め審査期間を短縮し、昭和60年災から原則として関係耕作者の算出方法を維持管理方式とすることとしたものである。

災害復旧事業の関係耕作者の算出の考え方としては、従来から①直接受益方式、②維持管理方式の併用により行ってきたが、昭和60年災から原則として関係耕作者の算出の方法を維持管理方式としたのは、①補助率増高申請事務の簡素・合理化を図ること②土地改良事業が進み、圃場整備地区等における直接受益方式による関係耕作者の算出に矛盾が生じたこと等によるものである。

維持管理方式による関係耕作者の算出の考え方については、各地方農政局等の発行による「補助率増高申請の手引き」（以下「手引き」という。）で指導されているところであるが、その運用については次のことに注意して取り

扱われたい。

(1)　維持管理区域の設定は、現地の実態に合わせて設定すること。

各局の「手引き」によると維持管理区域の設定に当たっては「合流・分岐」の考え方を原則としているが、全ての合流・分岐で区域指定するのではなく、現地の実態に合わせて設定すること。

また、事務の簡素・合理化の観点から維持管理区域は、現地の実態等により極端に細分化することなく、将来を見通した区間設定することが望ましい。

(2)　維持管理に係る書類の保管、検索に工夫が必要であること。

申請に際しては、膨大な資料となるが、一度作成した資料を翌年以降再使用するために保管、検索等に工夫が必要である。そのため維持管理に係る書類は台帳化することが望ましい。

２　その他の簡素・合理化について

(1)　字切図の省略

①　ため池、頭首工等施設で従来から維持管理（賦課台帳等）が明確なもの又は水路等施設で区域分割しないものは、ポンチ図、位置図等により、字切図に代えることができるものとする。ただし、受益末端は説明がつくように作成すること。この場合の「説明がつくように」とは、例えば、用水路の末端が河川に合流している、道路側溝に流入している等の説明である。

②　土地改良事業を行った地区で換地図、水路受益系統図等で説明できるものは積極的に使用すること

(2)　耕作者名簿の一連番号

耕作者名簿から耕作者が落ちている場合は、関係個所に一連番号の枝番を加えることで処理できるものとする。ただし、合計欄に注意書として枝番があることを附すこと

しかし、関係耕作者が少人数の場合等は再作成すること

(3)　高率補助該当調査表（星取表）の省略

耕作者名簿を電算化（ワープロ不可）した場合、星取表を省略できるものとする。

（参考）

１．受益戸数（関係耕作者）の定義と考え方

(1)　受益戸数

受益戸数とは、被災した農地又は被災した農業用施設の復旧によって受

益する農地の所有者又は耕作者の戸数のことである。

災害復旧事業計画概要書の受益戸数とは補助率増高申請書における関係耕作者をいう。

(2)　関係耕作者

関係耕作者とは、その市町村の区域内にある被災農地及び被災農業用施設によって受益している農地のうちその市町村の区域内の農地の所有者又は耕作者で、いわゆる農家一世帯（家族数名で耕作しているような場合は一人とみなす）のことである。

なお、関係耕作者は、受益する農地の所在する市町村に算入するもので、いわゆる属地主義がとられていることから、他の市町村から当該市町村に入作している耕作者は当該市町村に算入する。また、他の市町村に出作している耕作者は他の市町村に算入する。

(3)　総数の考え方

補助率増高申請、連年災害補助率適用申請及び特別措置適用申請は、一市町村（市町村の合併の特例に関する法律の適用を受ける旧市町村を含む）を単位に申請することとなっている。申請に当たっては、暫定法施行令第５条第１項及び同法施行令第５条の３第１項の「その区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であって当該災害を受けた者の総数」又は、激甚法施行令第16条の「当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行う者で当該激甚災害を受けた者の総数」を満足しなければならないが、条項にある総数については次のように考えられている。

すなわち、最小の総数とは、農地及び農業用施設災害の総数という観点から各々の最小耕作者数と考えられる農地の１人と農業用施設の２人を加えた計３人であると取扱われている。

したがって、一つの市町村を単位に市町村の関係耕作者の数は、必ず３人以上でなければならない。

(4)　施設の関係耕作者

農業用施設は、暫定法第２条第１項に「農地の利用又は保全上必要な公共的施設」という規定をされているので、農業用施設であっても個人施設は公共的施設とはいえない。従って、農業用施設の関係耕作者数は最小限２人以上であること

(5)　関係耕作者数の確認の方法

①　通常維持管理による費用等負担の場合は、土地改良区等の当該施設に係る維持管理者名簿、水利組合の名簿、受益者名簿により関係耕作者を

確認する。

② 慣行による通常維持管理であって、新たに維持管理者名簿等を作成する場合は、字切図（字図）、土地台帳、耕作者台帳により一筆ごとに関係耕作者を確認する。

③ 他事業で施行中又は完了（一部完了を含む）の箇所については、負担金賦課徴収簿に記載の氏名、人員と一致しなければならない。ただし、当該事業の負担金を土地改良区等の定款により当該被災箇所に直接関係のない者を含めて当該土地改良区等の全組合員から徴収している場合にあっては、被災の状況、施設の利用状況、立地条件等を勘案して関係耕作者数を算出する。

２．工種ごとの関係耕作者の算出方法について

工　　種	圃場整備完了地区 （平地）	一般地区 （未整備地区等）	備　　考
⑴ため池 頭首工 揚排水機場等 の基幹施設	当該施設によるかんがい及び排水区域の維持管理者	同　　左	当該基幹施設から下流受益農地に至るまでの被災箇所にあっても同様とする。
⑴水路 幹線用水路 支線用水路 小用水路 幹線排水路 支線排水路 小排水路 用排水路	当該施設によるかんがい区域の維持管理者 農区を基本とした当該施設の維持管理者 圃区を基本とした当該施設の維持管理者 当該施設による排水区域の維持管理者 農区にまたがる当該施設の維持管理者 農区を基本とした当該施設の施設の維持管理者	同　　左 区間若しくは区域ごとの当該施設の維持管理者とする。 同　　上 同　　左 区間若しくは区域ごとの当該施設の維持管理者とする。 同　　上 同　　上	同 上 一般的には、集落界の範囲内の分岐点（合流点）から分岐点（合流点）とし、原則として溢水、湛水、増破等を考慮しない。 同　　上 同　　上
⑵農業用道路 幹線農道 支線農道 橋　　梁	圃区及び農区を基本とした当該施設の維持管理者とする。	区間若しくは区域ごとの当該施設の維持管理者とする。	一般的には集落界の範囲内の交点から交点とする。基幹農道(大規模農道)の場合は、国道、県道、市町村道との交点から交点とする。
⑶農地保全施設	直接被災区域内の農地の耕作者及び農業用施設の維持管理者並びに安息角等により計算される範囲に係る農地の耕作者及び農業用施設の維持管理者とする.	同　　左	機構解析範囲も含むものとする。

用　　水　　路：かんがい用水を送るための水路。その組織と機能により水源からの水路を幹線水路、これから分岐する水路を支線水路、耕地に沿う水路を小用水路という。
排　　水　　路：雨水、かんがい余水、地区外からの押し水などの過剰水や残水を集めて排水する為の水路
用排兼用水路：かんがい地域において用水路と排水路を兼用する水路。例えば上流の水田にとっては排水路、下流の水田にとっては用水路になるなど
耕　　区：畦畔によって境界が明らかになる耕作上の最小単位
圃　　区：水管理を適正に行い得る形状を備えた最大の区画。小排水路と道路などの永久施設に囲まれた区画であり通常 10～15 耕区により構成される。
農　　区：その周辺を農道によって囲まれた長方形の区画で、同一条件の水管理及び作業管理を行い得るため、経営、栽培管理及び土地利用計画上の単位とするものである。通常小排水路の両側の２圃区を併せて１農区とする。

５－７　災害復旧事業に係る補助率増高申請等の作成の簡素・合理化について（平成２年）

平成２年９月21日

構造改善局建設部防災課調整班長事務連絡

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしたので、周知方よろしくお願いします。

記

１　箇所別農地等調の省略

従来、補助率増高申請書に添付することとされていた箇所別農地等調については、平成２年から省略することができるものとする。ただし、電算処理を行う過程において省略することができないものについては、従来どおり添付するものとする。

２　字切図の省略

①　昭和63年８月15日付け調整班長事務連絡２－（１）－①は次のとおりとする。

『ため池、頭首工等の基幹施設は従来から維持管理（賦課台帳等で市町村長以外の者が証明）が明確なものは、ポンチ図、位置図等により、字切図に代えることができるものとする。ただし、受益末端は説明がつくように作成すること。この場合「説明がつくように」とは、例えば、用水路の末端が河川に合流している、道路側溝に流入している等の説明である。

なお、用排水路・道路等については、従来どおり字切図を添付すること』

②　過去に維持管理区域を設定し、国の補助率増高の審査を受けた区域において、当該年に被災した場合は、被災歴調書等により、過去に字切図が審査済みであると確認できるものは、字切図の審査を省略することができるものとする。審査済の確認ができないものは、従来どおりとするが極力過去の字切図を使用すること

③　農地災の字切図は省略できるものとする。ただし、市町村管内図に被災位置を記載すること

３　その他

事務の簡素・合理化を進めるとともに電算化を図り、大災害にも対応でき

る維持管理方式を十分理解し、維持管理区域を設定するようにされたい。

５－８　（参考）平成 16 年度発生災害における補助率増高申請事務手続の簡略化について

平成16年11月22日

農村振興局整備部防災課調整班長事務連絡

平成16年発生災害については、７月以降大きな災害が相次ぎ、過去５ヶ年平均の３倍強の箇所数、被害額となっている状況です。

特に、10月以降発生した台風第23号災害、新潟県中越地震災害により災害査定が年内に行えず、通常の増高申請事務では今年度内に補助率が確定できないおそれがある状況です。

これらの状況を踏まえ、補助率増高申請書等の作成については、平成16年災に限り、下記のとおり取り扱うことができることとするので周知方よろしくお願いします。

記

(1)　災害復旧工事箇所表示図（市町村管内図に箇所を表示したもの）については、省略できることとする。

(2)　字切図について

新たに字切図を作成する必要がある場合には、審査時においては被災箇所と関係耕作者がわかる範囲の状態でよいものとする。

（例）従来の色塗りの状態ではなく、縁取り等で状況がわかる程度の図面（水路関係においては、田・畑により関係耕作者に影響する場合があるため、地目の記入が必要）

ただし、次年度以降に活用できるため、審査後に通常の字切図に整理すること。

(3)　維持管理証明書及び被災歴調書

新たに維持管理証明書及び被災歴調書を作成する場合には、字切図で関係耕作者を確認したこととし、審査時には省略できることとする。

ただし、次年度以降に活用できるため、審査後に通常の字切図に整理すること。

(4)　高率補助該当調査表（星取表）については、省略できることとする。

(5)　高助率増高申請書等の国における審査は、通常、地方農政局等の審査

後に本省審査を行っているところであるが、審査期間を短縮するため、本省審査を担当者が各地方農政局審査時に（一部）同席することに代えることとする。

ただし、沖縄総合事務局管内においては通常の審査方法で支障がないと思われるため、北海道にあっては地方農政局審査を経ないため、例年どおりの審査方法とする。

(6) 各地方農政局等のヒアリング日程については別途各地方農政局等において調整をしますが、ヒアリング時期は平成17年２月９日まで延長することができることとする。（ただし、新潟県については別に調整をすることがある。）

５－９　災害復旧事業に係る補助率増高申請等の簡素・合理化について（平成 17 年）

平成17年10月27日
農村振興局整備部防災課調整班長事務連絡

補助率増高申請事務の簡素化については、下記のとおり取り扱うこととしたので、周知方よろしくお願いします。

記

１．災害復旧工事箇所表示図の省略

災害復旧工事箇所表示図の作成を省略する。

なお、平成２年防災課調整班長事務連絡、記の２の③ただし書きについても、削除する。

２．字切図の一部簡素化

新たに字切図を作成する場合には、関係する農地、農業用施設、河川及び地方公共道路等以外（例；山林、原野、宅地等）の着色については省略する。

ただし、地目については従来どおり記入する。

３．ブロック化の推進

被災地域に係る維持管理区間が明確になり、当該区間の妥当性及び統一性に確保が図られ、被災歴の確認、維持管理台帳及び字切図等の作成において大幅に簡素が図られるため、引き続きブロック化の推進に努める。

（注）ブロック化とは、市町村全域を河川、国道、主要地方公共道路等で大・中・小・細ブロックに分けて、土地改良施設に係る維持管理区域を明確にし、賦課台帳等により関係耕作者の特定を容易に行うものである。

４．補助率増高申請事務のシステム化の推進

補助率増高申請事務のシステム化については、電子媒体やGIS等を積極的に活用し効率化が図られている管内の市町村の事例等を参考にするなど、システム化の推進に努める。

５－10　平成23年発生災害における補助率増高申請事務手続の簡略化について（平成23年）

平成23年10月25日

農村振興局整備部防災課総務班長事務連絡

平成23年発生災害については、３月の東日本大震災以降大きな災害が相次ぎ、東日本大震災の被害を除いても、過去５カ年平均の約2.5倍の箇所数、被害額となっている状況です。そのため、災害査定件数が膨大となるなどにより、通常の増高申請事務では今年度内に補助率が確定できないおそれがある都府県については、各地方農政局の判断において、平成23年災に限り、下記のとおり取り扱うことができることとするので周知方よろしくお願いします。

なお、下記のとおり取り扱うこととした場合には、その旨本省に連絡をお願いします。

記

(1)　字切図について

新たに字切図を作成する必要がある場合には、災害査定時に用いたGIS（水土里情報システム等）の活用も可能とするほか、審査時においては被災箇所と関係耕作者がわかる範囲の状態でよいものとする。

（例）従来の色塗りの状態ではなく、縁取り等で状況がわかる程度の図面（水路関係においては、田・畑により関係耕作者に影響する場合があるため、地目の記入が必要）

(2)　維持管理証明書及び被災歴調書

　　新たに維持管理証明書及び被災歴調書を作成する場合には、字切図で関係耕作者を確認したこととし、審査時には省略できることとする。

(3)　高率補助該当調査表（星取表）については、省略できることとする。

(4)　受益の取り方一覧表については、省略できることとする。

(5)　事業費分割明細書については、省略できることとする。

§６　事業の実施等

６－１　農地農業用施設等災害緊急派遣調査実施規程

平成21年５月28日　21農振第438号
最終改正　令和８年５月11日　８農振第327号
農村振興局整備部長

第１　目的

本規程は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、農林水産省防災業務計画（昭和38年９月６日付け38総第915号農林事務次官依命通知）に定める被災情報の収集等のために職員を派遣して行う調査（以下「緊急派遣調査」という。）に関し必要な事項を定め、農地農業用施設及び農村生活環境施設（以下「農地農業用施設等」という。）に係る被災状況の把握、被害の拡大防止、災害復旧計画の策定等の迅速かつ円滑な実施を推進することを目的とする。また、大規模災害時の緊急派遣調査を迅速かつ円滑に行うため、平時において緊急派遣調査の内容等を市町村に説明する取組に関する事項（以下「平時の市町村への説明」という。）を定める。

第２　緊急派遣調査の内容

緊急派遣調査は、初期情報収集、緊急概査及び技術支援とする。

１　体制の整備

地方農政局農村振興部長（国土交通省北海道開発局にあっては農業水産部農業整備課長、内閣府沖縄総合事務局にあっては農林水産部農村振興課長（以下「部長等」という。））は、あらかじめ、大規模災害時に速やかに緊急派遣調査を実施するための体制を整備するとともに、緊急派遣調査のために派遣される職員（以下「調査員」という。）の候補者の名簿を様式１により作成し、毎年度４月末までに農村振興局整備部（以下「本省」という。）防災課に報告するものとする。

また、本省職員の候補者名簿については、本省各課から様式１の報告を受け、本省防災課がとりまとめるものとする。

なお、人事異動等により、報告内容に変更が生じた場合には、その都度報告するものとする。

2　初期情報収集

(1)目的

初期情報収集は、大規模災害時において、調査員が農地農業用施設等の被害に関して、今後の技術支援の有無の判断等に必要な初期情報を被災地を管轄する地方公共団体（以下「被災自治体」という。）から直接収集することを目的として実施する。

(2)初期情報収集の実施

部長等は、地方農政局等管内（以下「管内」という。）の農地農業用施設等の被害に関する初期情報を被災自治体から直接収集する必要があると認めるときは、初期情報収集の実施を決定し、調査員の派遣に関して必要な措置を講ずるものとする。

ただし、管内において震度６弱以上の地震が観測された市町村、大雨特別警報又は氾濫特別警報が発表された市町村がある場合には、当該市町村に対して初期情報収集を実施するものとする。

(3)実施内容

調査員は、被災地自治体において、農地農業用施設等の被災規模、応急対策の必要性、被災自治体の被害把握や復旧のための体制、被災自治体の要望等に関する情報収集を行い、速やかに部長等に報告するものとする。

3　緊急概査

(1)目的

緊急概査は、大規模災害時において、緊急に行う農地農業用施設等の被災状況の把握等に関し、調査員が施設管理者又は被災自治体（以下「施設管理者等」という。）に支援を行うことを目的として実施する。

(2)緊急概査の実施

部長等は、初期情報収集の結果、施設管理者等からの依頼その他の理由により緊急概査の必要があると認めるときは、その実施を決定し、調査員の派遣に関して必要な措置を講ずるものとする。

(3)実施内容

調査員は、農地農業用施設等の被災状況、応急対策の必要性等について、緊急の調査を行い、その結果について速やかに施設管理者等及び部長

等に報告するものとする。

４　技術支援

(1)目的

技術支援は、大規模災害時において、農地農業用施設等に関する応急対策、災害復旧等に関し、調査員が施設管理者等に技術的な支援を行うことを目的として実施する。

(2)技術支援の実施

部長等は、初期情報収集の結果、施設管理者等からの依頼その他の理由により技術支援の必要があると認めるときは、その実施を決定し、調査員の派遣に関して必要な措置を講ずるものとする。

(3)実施内容

調査員は、被災した農地農業用施設等についての応急対策の検討・実施、災害復旧計画の検討、観測・監視等に関して、施設管理者等に技術的な支援を行うものとする。

調査員は、実施した技術支援の概要について、速やかに部長等に報告するものとする。

５　実施状況の報告

部長等は、緊急派遣調査を実施したときは、速やかに様式２によりその概要を第６の本省の担当窓口を経由して、本省の設計課長、地域整備課長及び防災課長に報告するものとする。

６　関係機関との連携

(1)部長等は、緊急派遣調査の実施に関し、農村振興局の職員若しくは他の地方農政局等の職員の参加又は試験研究機関等による支援が必要な場合には、第６の本省の担当窓口を経由せずに、直接、本省の設計課長、地域整備課長又は防災課長に必要な調整を行うよう要請することができる。

(2)本省の設計課長、地域整備課長又は防災課長は、(１)の要請等により、緊急派遣調査の支援が必要であると認めるときは、関係機関と必要な調整を行うものとする。

第３　安全確保への配慮

調査員は、緊急派遣調査の実施に際しては、危険と判断される場所への立入りを避ける等安全の確保に十分配慮するものとする。

第４　平時の市町村への説明

部長等は、大規模災害時の緊急派遣調査を迅速かつ円滑に行うために、平時において管内の市町村に対し、緊急派遣調査の内容等を説明する職員（以下「平時説明者」という。）を派遣するものとする。

平時説明者は、緊急派遣調査の内容のほか、災害復旧事業制度の概要等を説明するとともに、市町村から大規模災害時の災害業務体制等を聞き取り、別途定める市町村災対情報整理表を作成する。

第５　調査員の位置付け

調査員及び平時説明者は、ＭＡＦＦ－ＳＡＴ（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）の構成員とする。

第６　担当窓口

緊急派遣調査及び平時の市町村への説明の担当窓口は、地方農政局にあっては農村振興部設計課、地域整備課及び防災課（国土交通省北海道開発局にあっては農業水産部農業整備課、内閣府沖縄総合事務局にあっては農林水産部農村振興課）が行い、本省にあっては設計課調査官（組織担当）、地域整備課農村整備調査官及び防災課災害対策室長が行うものとする。

第６　附則

本規程は、平成21年５月28日から適用する。

本規程は、令和３年４月22日から適用する。

本規程は、令和７年６月30日から適用する。

本規程は、令和８年５月11日から適用する。

［様式省略］

６－２　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条の２に関する覚書

31農経第3782号
昭和31年８月17日

農林省農林経済局長
農地局長
蓄産局長
蚕糸局長
林野庁長官
水産庁長官
大蔵省主計局長
} 共同通達

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条の２に規定する緊要な災害復旧事業等について下記の通り覚書を作成する。

記　（注）

１　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条の２に規定する緊要な災害復旧事業については過去の実績に徴し、国庫補助災害復旧事業の事業費総額の概ね７割程度がこれに該当するものと了解する。

２　緊要な災害復旧事業以外の災害復旧事業については、次のように処置することに努力する。

(1)　特に必要と認められるものについては、初年度（当該災害のあった年度）より復旧に着手できるようにすること。

(2)　全体の復旧を完成する年度は緊要な災害復旧事業より若干遅れることとなるが、極力早期に完成を図ること。

３　共同利用施設の災害復旧事業については、当該施設の性質上、概ね短期間に復旧を必要とするものであり、従来の例にならい、予算措置を講じ極力早期に復旧を完成できるように措置するものとする。

（注）

本覚書中「法律第３条の２」とあるのは、現行では「法律第３条の３」である。

６－３　農地・農業用施設災害復旧事業等の適正な執行について

平成18年12月22日

（農村振興局災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道開発局農業開発課長、北海道農村整備課長あて）

農地・農業用施設災害復旧事業等（以下、事業）の執行については、従来から機会あるごとに適正な執行を確保するよう要請しているところであるが、一部の事業において、未しゅん功工事（翌年度へ繰越手続きを取ることなく年度経過後も引き続き工事を行うことをいう）の発生が見受けられた。このような事態は農地・農業用施設の災害復旧事業全体の執行に支障をきたすとともに、早期復旧によって農業経営の安定を図ることとしている被災農家への重大な影響が懸念されるところである。

特に、未しゅん功工事については、農林水産事務次官通知「未しゅん功工事について」（昭和49年10月21日付49経第2083号）をはじめ各種の通知が発出されているところであり、趣旨の徹底を図ることはもとより、下記事項にも十分留意の上、指導監督の強化について遺漏のないようにされたい。

記

1.　進捗状況の把握について

未しゅん功工事の発生を未然に防止するため、事業の進捗状況の把握を今後とも、一層的確にすること。

特に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定に基づく事業の遂行状況報告については、進捗状況等その内容を十分精査すること。

2.　繰越事務手続きについて

工事の年度内完成が見込めない事業にあっては、都府県に対し当該事業の繰越手続きを確実に行うよう指導すること。

3.　適正な執行の徹底について

都府県に対し会議や研修等を通じ、事業の適正な執行について一層の指導の徹底、強化を図ること。

4.　特に災害が集中した市町村等に対する支援及び指導の強化について

特に災害が集中した市町村等で支援が必要と認める場合は、事業完了まで次のとおり対応を強化すること。

(1)　農政局等は都府県に対し、以下について要請する。

ア）市町村等に対する都府県内の体制を整備し、支援、指導の強化

イ）事業の進捗状況の定期的な把握

ウ）事業進捗に遅延が認められる場合、農政局等への進捗状況及び支援指導状況の報告

(2)　農政局等は、必要に応じ都府県に対し、進捗状況、支援指導状況の報告を求める。

(3)　農政局等は、被災の状況に応じ局内の体制を強化し、都府県からの報告内容の精査、都府県に対する指導及び必要に応じて市町村等に対する現地支援など、支援強化を図る。

６－４　未しゅん功工事の防止について

平成19年２月１日
（農村振興局総務課長、設計課長、水利整備課長、農地整備課長、地域整備課長、防災課長から北海道農政部長、各地方農政局総務部長、整備部長、沖縄総合事務局農林水産部長あて）

未しゅん功工事（翌年度への繰越事務手続きをとることなく年度経過後も引き続き行う工事をいう。）の防止については、既に「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官通達）等により指導してきたところであるが、今年度、当局所管の一部の補助事業において、未しゅん功工事の事実が判明したことは誠に遺憾である。

貴職におかれては、同通達の趣旨を踏まえ、このような未しゅん功工事が発生することのないよう、補助事業者に対する指導を徹底されたい。

６－５　未しゅん功工事の防止について

平成19年２月１日
（農村振興局総務課課長補佐、設計課事業調整管理官、水利整備課課長補佐、農地整備課課長補佐、地域整備課課長補佐、防災課課長補佐から北海道、各地方農政局関係課長、沖縄総合事務局土地改良課長あて）

未しゅん功工事（翌年度への繰越事務手続きをとることなく年度経過後も引き続き行う工事をいう。）の防止については、既に「未しゅん功工事の防止について」（昭和55年10月30日付け55経第1995号農林水産事務次官通達）等に基づき指導してきたところであるが、今年度、当局所管の一部の補助事業において、未しゅん功工事の事実が判明したことは誠に遺憾である。

ついては、下記事項のとおり、未しゅん功工事の防止のため周知徹底を図られたい。

記

1.　補助事業者に対する周知徹底

貴職より管内の都府県に対し、未しゅん功工事の防止に係る通達の再徹

底を書面により通知するとともに、担当者会議等において周知徹底を図ること。

2. 事業状況報告等の確認の徹底等

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」第12条に基づく状況報告及び第14条に基づく実績報告に際しては、本目的に従い、担当者からの聞き取り等、確認の徹底を図るとともに、概算払を行う場合にあっては過払いがないよう厳正に確認すること。

また、年度内完成の見込がないものにあっては、繰越事務手続きを確実にとるよう指導すること。

3. 事業の円滑な推進

当該年度の整備量の把握、確認を十分行い、機会ある毎に補助事業者に対し、事業の円滑な実施に努めるよう周知徹底を図ること。

６－６　農林水産省農村振興局所管災害関連事業の実施について

平成21年４月24日

（農村振興局災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長あて）

農林水産省農村振興局所管の災害関連事業を分割施行する場合の取扱いについて、下記によることとしたので、適切な事業の執行に努められたい。

また、貴管内の都府県、市町村等に対し、この旨の周知をお願いする。

記

1. 災害関連事業は、事業採択時の事業費の範囲内で施行するのが原則であり、事業費の増額は、同事業費の見直しの結果、真にやむを得ない事由により、事業採択時の事業費では不足する場合に限り、予算の範囲内で認められるものであること。

2. 国庫補助の対象となる分割施行による諸経費の増額については、「最終年度までに事業を完了させるために真に必要なもの」、「その他地域の状況から緊急的に対応せざるを得ないもの（別紙参照）」、「専門業者でなければ施工できない工種を内包しているもの」以外は認められないものである

こと。

別紙

「その他地域の状況から緊急的に対応せざるを得ないもの」は、以下によるものとする

1. 農地・農業用施設又は海岸・地すべり防止施設の被災により、農作物の生産に重大な支障を生ずる恐れがある場合に、次期営農期までに復旧を行う場合。
2. 被災箇所と鉄道、学校、病院などの公共・公益施設のうち重要な施設が近接しており、被災時と同程度の出水により、当該重要施設等が災害を被る可能性がある場合に、次期出水期までに復旧を行う場合。

６－７　砂防事務ト荒廃地復旧及開墾地復旧事務ノ取扱ノ件

昭和４年12月６日発土第85号

各地方長官宛、内務、農林両次官依命通牒

標記事務ノ権限整備ニ関スル閣議決定事項（ハ）ニ基キ両省ニ於テ協議ノ結果別紙ノ通リ取扱ウコトニ決定候ニ付将来ノ事業計画上ハ勿論工事実施ニ付テモ右決定ノ趣旨ニ依リ関係部課ニ於テ充分ニ協議ヲ遂ゲシメ施行後ノ効果ヲ挙ゲルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

（別　紙）

１　閣議決定事項（イ）ノ場合ニ於ケル取扱

造林ノ見込アル場合ト雖モ渓流工事ノ維持上必要トスル近接ノカ処ニシテ面積狭少ノモノハ渓流工事ト併セ内務省ニ於テ施行スルコト

２　同　　（ロ）ノ場合ニ於ケル取扱

山腹工事ノ保護又ハ維持上必要トスル処ニ於ケル渓流工事ハ農林省ニ於テ施行スルコト

３　渓流工事ノ維持上施行スル山腹工事ニシテ面積大ナル場合及山腹工事ノ維持上施行スル堰堤多数ニ及ブトキハ各主管ノ部課ニ於テ工事ノ連絡ヲ採ル為協議スルコト

６－８　揚水（排水）施設及び集落排水施設における災害復旧事業の取扱いについて

令和元年10 月29 日

（農村振興局整備部防災課長から地方農政局農村振興部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて

揚水（排水）施設や集落排水施設は、洪水による浸水被害により電気機械設備等が被災し、施設の効用が失われる場合がある。

このため、洪水による施設の被害だけでなく、広範囲の浸水被害など地域一帯が大規模な被害を受けた場合において、農地農業用施設災害復旧事業査定要領第15⑵及び災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱の「原形に復旧することが著しく不適当な場合」として以下のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内関係機関にこの旨通知願いたい。

記

１　対象施設

揚水（排水）施設及び集落排水施設

２　採択条件

⑴　他の事業による計画※１※２がなく、被災原因となった災害を与えた洪水等から守られないこと。

⑵　他の事業による対策が実施された場合においても、被災原因となった洪水等から守られないこと。

⑶　他の事業により想定浸水水位に変更があった場合は、災害復旧事業で実施する対策の浸水水位と整合を図ること。

※１：他の事業の実施において、既存の改良計画がある場合はその計画による改良を優先させること。

※２：他の事業による計画には、被災を機に新たに策定された又は策定予定の計画を含む。

３　復旧の対象

被災した対象施設の復旧において、上記２の採択条件に該当する場合は、必要に応じて防水処理（止水壁の新設又はかさ上げ、防水扉の新設、

開口部の閉塞等、電気機械設備のかさ上げ）を復旧の対象とする。なお、復旧工法については経済性を考慮し工法を決定するものとする。

６－９　災害復旧事業による再度災害防止に向けた取組等の推進について

令和２年８月７日

（農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道開発局農業水産部長、北海道農政部長あて）

農地・農業用施設の災害復旧事業は、被災した施設を旧位置に旧施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧（原形復旧）するほか、同様の災害で再度被災しないよう施設の効用を回復するための復旧工法（改良復旧）も採用されてきたところである。

これまでも、

①侵食された土水路を埋め戻して整形し復旧したとしても、再度侵食されるおそれがあるため、コンクリート水路で復旧

②被災した土羽法面が急勾配であったため、法尻にコンクリート擁壁を設置し、その上部を緩い勾配の土羽として復旧

③浸水により被災した集落排水施設のマンホールポンプの制御盤を被災前よりも高い位置に変更して復旧

する等を災害復旧事業で実施した事例がある。

近年、大規模な風水害が頻発する中で、新たな災害で再度被災する事態が繰り返されないよう、原形復旧にとどまらない上述した改良復旧の考え方も踏まえ、下記に留意し、適切な復旧を進めていただくようお願いする。

なお、貴局管内関係機関にこの旨周知願いたい。

記

１　頻繁に被害を受けている農地・施設の復旧に当たって、安易に原形復旧とするのではなく、被災したプロセスをしっかり検証した上で、必要に応じて災害復旧事業と災害関連事業や一般の土地改良事業を組み合わせるな

どして、復旧工法を検討すること

2　農地の復旧にあわせて生産性向上に向けた整備の要望が地元にある場合には、被災していない農地も含めた区画整理や道路、水路の整備等（再編復旧）について検討すること

６－10　機械設備等被災時の復旧工法の検討フロー（案）の送付

令和２年９月９日

（農村振興局整備部防災課災害対策室長から各地方農政局農村振興部防災課長、沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、北海道農政部農村整備課長あて）

近年、河川の氾濫等により揚水機場が水没するなどの甚大な被害が多発している。

被災した機械設備の復旧工事に早期に着手し、農家が早期に営農再開できるよう、別紙のとおり「機械設備等被災時の復旧工法の検討フロー（案）」を作成したので送付する。

なお、貴局管内の関係機関には、貴職より周知願いたい。

◎機械設備等被災時の復旧工法の検討フロー（案）

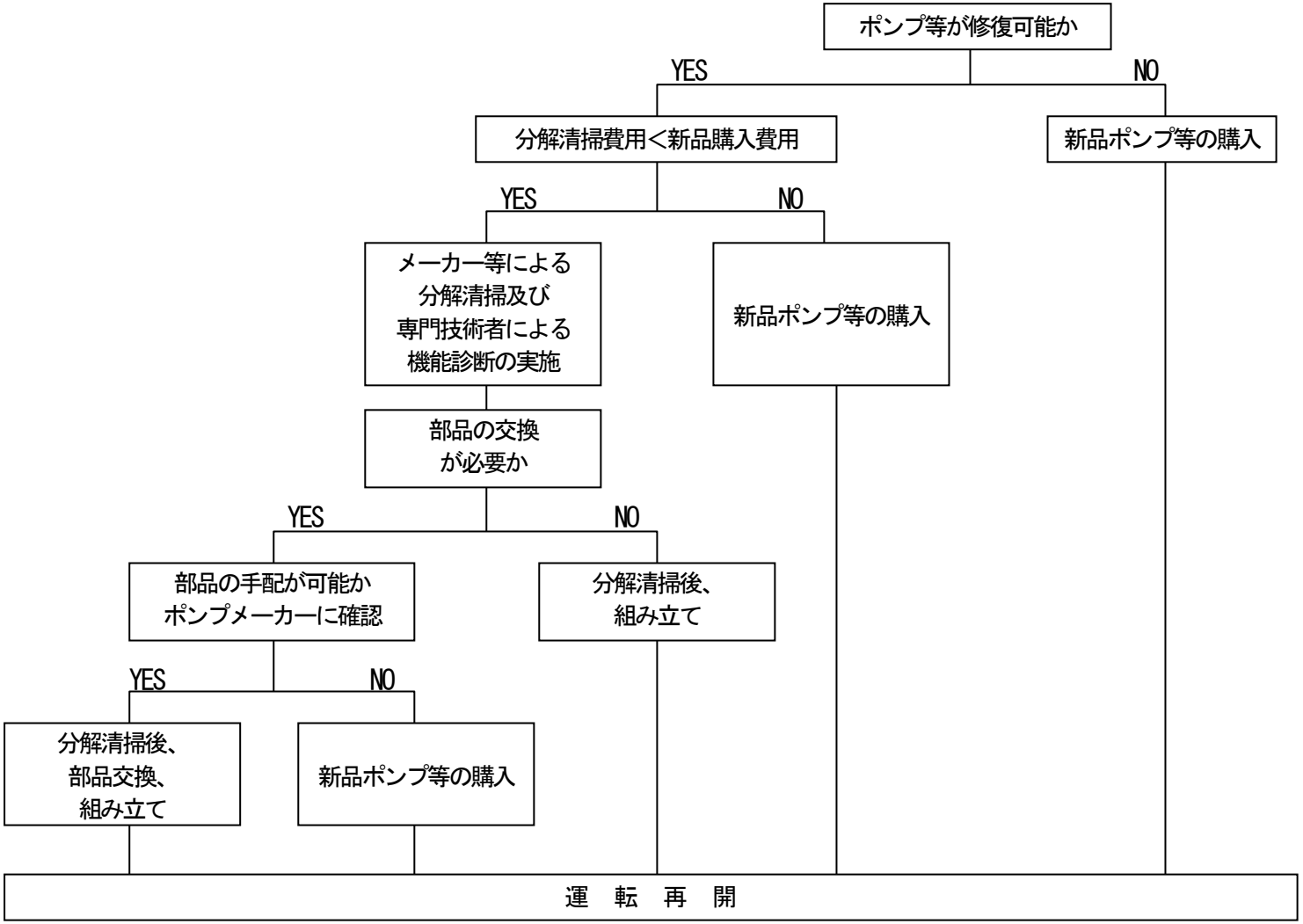

※：ポンプ等の部品交換や新品ポンプ等の購入は査定前着工が可能（仮復旧は自主的に実施。本復旧は農政局の承認必要）。
　　分解清掃費も災害復旧事業費の対象。

６－11　災害復旧事業における直営施工方式の推進について

令和４年５月16日
（農村振興局整備部防災課長から各地方農政局農村振興部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

近年、自然災害が激甚化・頻発化している中、被害が甚大な地域において宅地や道路、河川の復旧が優先され、工事業者が不足する状況が見られることから、迅速な復旧に向けて、小規模かつ簡易な工事については、事業実施主体である市町村等がJA等に作業管理委託等を行い、農家や地域住民が自力復旧を行うことが有効である。

このため、災害復旧事業における直営施工方式の実施に当たっての参考資料を別紙のとおり取りまとめたので、関係機関へ周知されるよう貴局管内の都府県に対して依頼していただくとともに、実施に当たっては現地に国の職員を派遣し、事務手続に係る指導、助言を行うなど積極的に支援願いたい。

（別紙）
災害復旧事業における直営施工方式の実施に当たっての参考資料

１　各者における役割のイメージ

【市町村】
・被害把握
・JA 等、農家への直営施工の説明、意向確認
・復旧計画の作成
・災害復旧事業申請
・JA 等との委託契約
・完了検査
・JA 等委託先へ支払

【JA 等】
・復旧作業への参加計画書の作成、参加申請
・農家等と作業への参加契約（※）
・作業管理
　着工前の数量（堆積土量等）の確認・記録、現地監督、
　作業日誌作成、完成後の確認
・完了検査の受検
・農家等作業者へ支払（※）

【農家、生産組合等】
・JA 等（又は市町村）と作業への参加契約
・復旧作業

【国・都道府県】
・実施に向けた支援
・災害復旧事業の査定

・※印がついている業務は、市町村が行うケースもあります。
・災害復旧事業の査定前の復旧作業（査定前着工）を行うこともできますので、都道府県、地方農政局に御相談ください。

２　工事費の積算

（１）労務費

労務費は、作業の実施に必要な労務に要する費用とし、その算定は所要人員に労務賃金を乗じて求めるものとします。

ア　所要人員

所要人員については、事業実施主体が審査し適切であると認めた参加計画の人数等により算定します。

イ　労務賃金

労務賃金とは、直接作業に従事した参加者に支払われる賃金であり、直営施工は身近な施設を対象に比較的簡易な工事を実施するものであることから、別に定める「公共工事設計労務単価」の「軽作業員」によることとするほか、地域の実情に即した賃金を採用するものとします。

（２）機械経費、材料費

事業実施主体が実際に調達する価格とします。

材料の調達は、請負業者（建設会社）との契約は行わず、メーカー、問屋又は特約店と直接契約するよう配慮します。

機械の調達についても、材料と同様にレンタル、リースの専門業者と契約することとします。なお、土地改良区等の団体が所有する場合にあっては、当該団体と別途契約するものとします。

（３）工事雑費

工事の現場事務に必要な賃金、需要費（消耗品費、印刷製本費、光熱水料等をいう。）、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。）、備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。）、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。）、並びにこの費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の共済費（社会保険料）等の費用であり、当該工事費（工事雑費を除く。）に3.5％を乗じて得た額を上限とします。

【参考リーフレット】
・直営施工方式の活用

【参考様式】
・災害復旧参加申請書（ＪＡ等→市町村）・・・・・参考様式１
・災害復旧参加承認書（市町村→ＪＡ等）・・・・・参考様式２
・作業委託契約書（例）（市町村⇔ＪＡ等）・・・・ 参考様式３
・労務参加契約書（例）（ＪＡ等⇔農業者等）・・・ 参考様式４
・作業日誌（ＪＡ等、農家）・・・・・・・・・・・参考様式５
・作業完了報告書（ＪＡ等→市町村）・・・・・・・参考様式６
・受託作業費請求書（ＪＡ等→市町村）・・・・・・参考様式７
・受託作業費支払通知書（市町村→ＪＡ等）・・・・参考様式８
※　参考様式は例示であり、地域の状況を踏まえよく精査し、作成してください。

【参考事例】
・熊本県津奈木町の事例
・静岡県伊豆市の事例

§７　個別災害に係る取扱い等（参考）

７－１　（参考）有珠山噴火に係る事務取扱要綱第３（２）の取扱いについての覚書

覚　　書

昭和53年12月26日

大蔵省主計局予算実地監査官

農林水産省構造改善局災害査定官

昭和53年12月26日付け大蔵省主計局主計監査官と農林水産省構造改善局防災課長との間で取り交された覚書に基づき、有珠山噴火に係る降雨による災害にあっては、最大24時間雨量20ミリメートル以上又は時間雨量５ミリメートル以上とする。

７－２　（参考）三宅島火山噴火に伴う降灰農地（畑）復旧における土壌改良工法について（昭和 58 年）

昭和58年10月28日

（構造改善局防災課災害査定官から関東農政局防災課災害査定官）

降灰農地（畑）復旧における酸性土壌の改良は、次の方法により改良資材（炭カル）投入量を算定し、これを実施する。

(1)　改良目標PH（H_2O）

改良目標PH（以下PHはガラス電極法・H_2Oによる）は、従前の土壌PH又は従前からの栽培作物別PH（別表）を採用するものとする。但し、現況PH６以上の農地については改良の対象としないものとする。

(2)　土壌改良深

改良深は15㎝を限度とし、従前の耕土深までとする。

(3)　土壌改良資材（炭カル）投入量

改良目標（上記（１）による）を定め、緩衝能曲線法により算出される炭カル量とする。

①　緩衝能測定土壌試料の採取

５ha又は１団地に１点ごとに、地表から15㎝の土壌を柱状に採取し、よ

く混合して試料とする。

(4)　土壌改良資材（炭カル）の散布および撹伴

前記により求めた炭カル投入量を土壌とよく混和するよう撹伴する。

(5)　施工後の確認

炭カル散布後２週間を経た時点において、５・又は１団地１点につき、地表から15㎝の土壌を付近３カ所から各々等量採取し、よく混合してPHを測定する。

なお、改良目標PHに対する許容誤差は、プラス・マイナス0.5程度とする。

(注)：上記（１）(従前土壌のPH)、(３)（土壌改良資材（炭カル）投入量は東京都農業試験場等公的機関における分析結果による。

別表　酸性土壌改良目標pH（H_2O）

区分	作物名	
	改良目標pH6.0	改良目標pH6.5
樹園地	もも、おうとう、くり、茶、びわ、りんご、なし、西洋なし、かんきつ類、かき	ぶどう、いちじく、くるみ、桑
普通畑	たばこ、こんにゃく、あわ、ひえ、かんしょ、いぐさ	燕麦、ライ麦、とうもろこし、きび、ばれいしょ、大麦、小麦、そば、だいず、あずき、きゅうり、とまと、なす、メロン、すいか、かぼちゃ、いんげん、えんどう、かんらく、はくさい、ほうれんそう、ねぎ、 いちご、はなやさい、レタス、ふだんそう、アスパラガス、しょうが、ゆり、だいこん、かぶ、にんじん、さといも、ごぼう、たまねぎ、とうがらし、らっきょ、セルリー、パセリ、さとうきび、らっかせい、なたね、はっか、てんさい
牧草畑	トールフエスク、レンゲ、カウピー、ルービン	テモシー、オーチャードグラス、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、スーダングラス、レッドクローバー、ラジノクローバー、クリムソンクローバー、ペッテ類、アルファルファ、ホワイトクローバー

（参考）

⑴ 査定設計書の作成は迅速かつ円滑な作業が要求されるため、土壌改良資　材投入量については、三宅島農地の標準値で行っても差し支えない。

⑵ 実施にあたっては、土壌改良工法に伴う土壌試験費は工事施行に必要な　調査費とし、測量及び試験費に計上して差し支えない。

７－３　（参考）平成６年干害応急対策事業助成要綱について

平成６年10月31日６構改Ｄ第599号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

第１　助成の対象

助成の対象は、平成６年４月１日から同年９月30日までの間において生じた干害に対し、水田及び畑に係るものにあっては、連続干天日数（日雨量が５ミリメートル以下の日は干天日数とみなす。以下同じ。）が20日以上又は30日間の総雨量が100ミリメートル以下である地域（以下「連続干天地域」という。）及び用水源の流域が連続干天地域であることによって干害を生じた地域並びに果樹園に係るものにあっては、連続干天日数が25日以上又は30日間の総雨量が60ミリメートル以下である地域（以下「果樹園連続干天地域」という。）及び用水源の流域が果樹園連続干天地域であることによって干害を生じた地域において、同期間内に干害応急対策事業を応急的に実施した都道府県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合又は共同施行者であって、当該都道府県の区域内における当該干害応急対策事業の事業費の査定見込額がおおむね100,000千円以上である都道府県の区域内において当該干害応急対策事業を実施したものとする。

第２　助成の措置

１　補助対象事業の規模

補助対象事業の規模は、団地ごとに２の（１）及び（２）に掲げる経費の合計額が30万円以上の場合とする。

２　補助の対象

(1)水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置及びその他用水確保のための工事（今後の干害に備えて引き続き利用できるものに限る。）に必要な経費

(2)揚水機（揚水機専用動力機を含む。）及び揚水機の付属部品の購入（今後の干水害に備えて引き続き管理する目的をもって行った購入に限る。）及び賃借に必要な経費

３　補助率

１／３。ただし、２の（２）に係るもので、共同施行者が実施したも

のについては20パーセント

第３　事業費の範囲

干害応急対策事業の事業費の範囲は、工事のため直接必要な本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、工事雑費及び事務雑費とし、その算定については、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号農林事務次官依命通達）に準ずるものとする。

第４　事業費の決定等

１　関係書類等の整備

事業施行者は、干害応急対策事業を実施した結果に基づき出来高調書、機械器具及び材料の購入費、賃借料、人夫賃支払等の証拠書類その他干害応急対策事業の実施を証する書類並びに写真を整備するものとする。

２　出来高調書の提出

この要綱の規定により補助を受けようとする都道府県知事は、出来高調書（別紙様式第１（省略））に総括表（別紙様式第２（省略））を添え、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して（北海道にあっては直接）平成６年11月30日までに農林水産大臣に提出するものとする。

３　事業費の決定

農林水産大臣は、前項の規定により出来高調書等を受理したときは、係官を現地に派遣し、大蔵省係官立会いのもとに関係書類等により事業の実施状況を調査し、適正な事業費を決定し、その結果を都道府県知事に通知するものとする。

第５　補助金の交付手続

国が補助する場合の補助金の交付に関する手続については、別に定めるものとする。

第６　委　任

事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、構造改善局長が別に定めるところによる。

※その他査定基準等の詳細については、「災害復旧事業の解説（2011年版）」を参照

７－４　（参考）低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて（通知）

平成18年６月26日　18農振第589号
（農村振興局防災課長から東北農政局整備部長あて）

平成18年において低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについては、下記によることとしたので遺憾のないよう措置されたい。

なお、管内各県・市町村に対してもこの旨周知願いたい。

記

１　「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」による国庫補助の対象は、アスファルト舗装要綱（平成４年12月発行）等を参酌して、10年確率凍結指数を超える低温により発生した災害とする。

２　国庫補助の対象となる農道は、アスファルト厚３センチメートル以上のアスファルト舗装道路とする。

ただし、クラックの深さが浅い状況で、直ちに舗装の破壊に至らないと認められる場合及び明らかに車両交通又は経年による舗装損傷と認められる場合は対象としないものとする。

３　農道の復旧は、被害が路盤までに達し、路面の平坦性を失っている場合は、舗装全厚の打換で行うものとし、被害が路盤の一部のみである場合は、必要最小限の工法で行うものとする。

４　異常気象名は「低温」で被害報告すること。

（例）　「２月低温」

５　国庫補助申請には、「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱」に定める資料の他、被災箇所の舗装構成、維持管理状況及び被災前状況を説明できる資料並びに被災地域の凍結指数に関する資料を添付すること。

７－５　（参考）「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」の運用について

平成18年６月26日
（災害対策室災害第２班長から東北農政局整備部防災課長）

「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱い」（以下、「取扱い」という。）について、平成18年６月26日付18農振第589号をもって通知したところであるが、その運用については、下記によることとしたので遺憾のないようにされたい。

記

１　「取扱い」記の１にいう、「10年確率凍結指数」は、最近15年間（平成２年度から平成16年度）の凍結指数を用いて算定するものとする。

２　「取扱い」記の２の「クラックの深さが浅い状況で直ちに舗装の破壊に至らないと認められる場合」とは、被害が路盤まで達していないものをいう。

３　車道の凍上破壊と同一区間にある凍上被災歩道は、「暫定法」の対象とするが、歩道のみに係る被災は対象としない。

４　農道の凍上破壊と同一区間にある小構造物は対象とする。

５　農道舗装面上の「区画線」及び「道路標示」については、都道府県の公安委員会が設置した「黄色」のものを除き対象とする。

６　応急的に施工したオーバーレイ、パッチング等の仮工事及び、他の国庫補助事業により復旧された本工事については、対象としない。

７　「取扱い」記の３にいう「舗装全厚」の「全厚」とは、原形全厚をいう。なお、原形全厚が不明な場合は、舗装設計便覧（平成18年２月）により定めた凍結指数により「凍結深さ×0.7（簡易舗装にあっては、凍結の深さ×0.65)」として算出された厚さとし、被災対象の凍結指数を用いた厚さを使用しないこと。

８　路盤の被災状況の確認は、アスファルト層の亀甲状クラック、剥離による穴、泥化による噴泥の発生状況又は、平坦性の状況で判断するものとする。

また、これ以外の被災現象については、別途、クラックの幅、深さの状況等が写真等何らかの形で確認できる資料により被害が路盤まで達してい

ることを確認する。

9　「取扱い」記の３の路面の被災状況と復旧工法については、下図を標準とする。

(1)　被害が路盤にまで達し、路面の平坦性を失っている場合

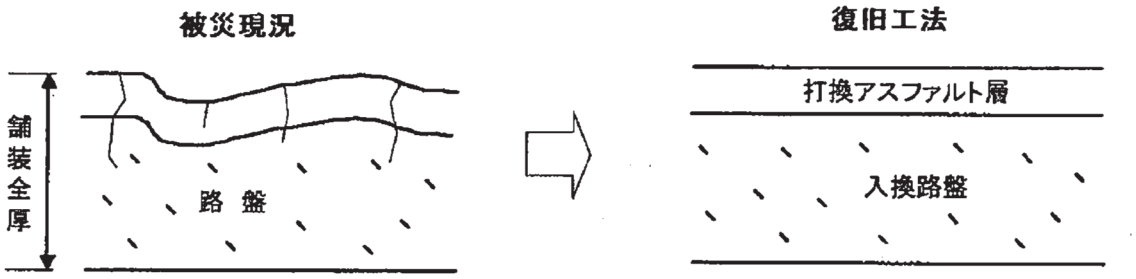

(2)　被害が路盤の一部のみである場合

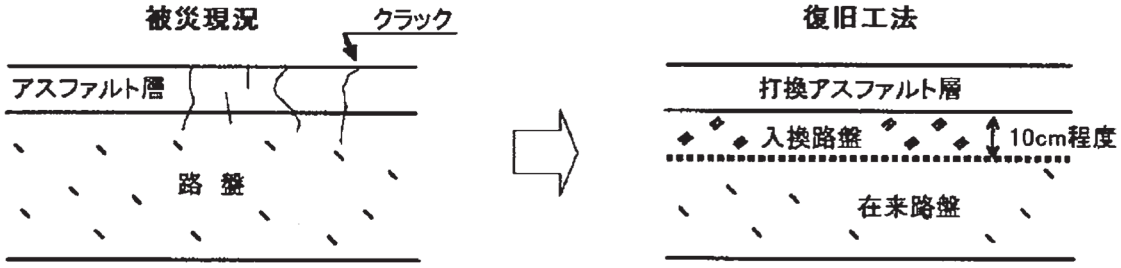

10　国庫補助申請にあたっては、次に掲げる資料等を整備すること。

(1)　被災地域の最近15年間の凍結指数資料と当該年度の凍結指数資料

(2)　被害の状況が明らかとなる写真。被災した農道の舗装構成、維持管理状況及び被災前状況を説明できる資料（例えば、農道台帳又は、工事完成図書又は写真等）

(3)　８に記載した路盤の被災状況が確認できる資料

(4)　災害査定前に復旧工事を実施する場合は、上記に加え、その施工状況を示す写真等

７－６　（参考）「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」の運用について（補足）

平成18年６月26日
（災害対策室災害査定官から東北農政局防災課災害査定官あて）

「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」（平成18年６月26日付18農振第589号。以下、「取扱い」という。）及び「「低温により被災した施設に係る災害復旧事業の取扱いについて」の運用について」（平成18年６月26日付防災課災害第２班長事務連絡。以下「運用」という。）によるほか、下記によることとしたので遺憾のないようにされたい。

なお、管内各県・市町村に対してもこの旨周知徹底願いたい。

記

１　「運用」記10（２）の「維持管理状況及び被災前状況を説明できる資料」として下記に示すように、被災前の状況が合理的に判断できる資料を必ず添付すること。

１）農道台帳、工事完成図書、写真、現地のパッチングやオーバーレイ等による舗装（修理）履歴（10年程度で表層部の打ち換えを行うのが一般的）等

２）「査定時における「被災前の維持管理状況資料」の整理について」（平成17年３月28日付防災課災害査定官事務連絡）に基づく維持管理記録（維持管理記録を添付する場合は、平成17年４月以降の記録は必ず添付する）、複数の施設管理者以外の公的・公共機関の利用者（郵便局員、警察官等）の証言や近接住民からの通報記録等（上記１）の資料が無い場合は、必ず添付すること。）

なお、維持管理状況を確認するための資料が維持管理記録のみの場合は、あわせて施設管理者以外の公的・公共機関の利用者（郵便局員、警察官等）の証言や近接住民からの通報記録等を複数添付すること。

上記１．２）の資料により、道路の維持管理状況を把握し、仮に従前からクラック等の発生により維持補修が必要にもかかわらず、補修されていない場合には、著しく維持管理を怠ったと判断され、災害復旧の対象とはならないものである。

２　「運用」記２の「被害が路盤まで達していない」ことの判断は、アスフ

ァルト層の亀甲状のクラック、剥離による穴、泥化による噴泥の発生状況又は平坦性の状況で行うものとする。

また、これ以外の被災現象については、別途、クラックの幅、深さの状況等を、何らかの形（例えば、写真、又は坪堀り、又はコア採取等）で具体的に確認し、判断するものとする。

3　「取扱い」記２の「明らかに車両交通による舗装損傷と認められる場合」とは、被災が轍部分のみに連続して発生し、周辺に被災が及んでいないものをいう。

なお、除雪車の作業により舗装面が傷む等の被害については、当然のことながら災害復旧の対象とはならないものである。

4　「取扱い」記２の「明らかに経年による舗装損傷と認められる場合」とは、クラックに雑草や苔が繁茂しているものについては、周辺の凍上災以外の箇所の繁茂状況との比較により、また、クラックの縁が明らかに丸みを帯びており、明らかに経年による舗装損傷と判断できるものをいい、下図のとおり明らかに経年による舗装損傷が見られる区間については、不採択となるものである。

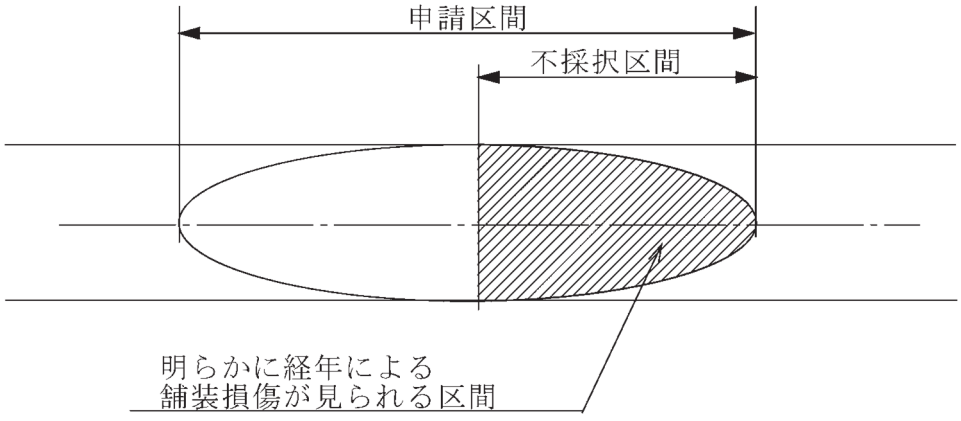

また、水道や下水道など、埋設物の設置工事に伴う埋戻し部のみの被害であることが明らかなものや冬季の積雪による通行止め区間に係る舗装損傷についても、災害復旧の対象とはならないものである。

5　「運用」記３「凍上破壊と同一区間にある凍上被災歩道」とは、下図に示す通り、ａの位置にある凍上被災歩道のことをいい、ｂの位置にある凍上被災歩道は、隣接する車道部分の被災箇所間の距離が150m以内であっても凍上破壊と同一区間にあるものとはみなさない。

このため、ａは対象とするが、ｂは対象とならないものである。

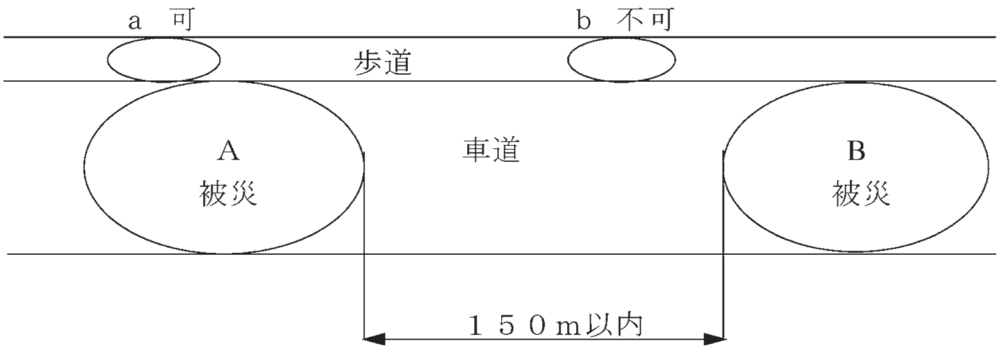

6 「運用」記４の「小構造物」とは、土地改良事業等請負工事標準歩掛（平成18年度）の第３歩掛３．コンクリート工に記載されている小構造物とし、コンクリート断面積が１m2以下の連続している側溝、笠コンクリート等コンクリート量が１m3以下の点在する集水桝、照明基礎、標識基礎等をいう。

7 「取扱い」記９（１）の「被害が路盤まで達し、路面の平坦性を失っている場合」とは、舗装面に沈下が見られるなど写真等目で見て明らかに判断できるものをいう。

７－７ （参考）平成 16 年新潟県中越地震被害にかかる平成 17 年農地・農業用施設に係る融雪災害の取扱いについて

平成17年７月22日
（財務省司計課、農村振興局防災課申合せ事項）

１．農地・農業用施設は、公共土木施設のコンクリート構造と異なり、土構造が多く降雨や融雪などの被害を受けやすい特徴を持っている。

また、農地は面的広がりがあることから、新潟県中越地震により、亀裂等が数多く発生し、融雪水の地下浸透が平年に比べ長期間に渡り、土壌が飽和状態となったこと等に起因した融雪災害の発生が考えられる。このため、次の要件を満たす地域を対象とする。

(1) 一般的に融雪災害の事象は、融雪量を24時間雨量に換算して、80㎜以上あった場合に生じた災害としているが、今回の新潟県中越地震被災地域の融雪災害にあっては、平年に比べ積雪が異常に多く、融雪期間が長かったことなどにより生じた融雪災害が顕著なことを踏まえ、被災市町村ごとに過去５カ年平均の降雪量、雨量換算データ等により、累計積雪

換算雨量が過去５カ年平均と比べ概ね1.5倍の事象が確認できる一連の地域

(2)　新潟県中越地震により農地に亀裂が入り、より土壌の飽和状態を助長させ、小規模な地すべり状態と見受けられる融雪災害が顕著なことから、地震時に亀裂の発生が起きやすいとされる震度５弱以上の地域

２．なお、現地調査において、上記事項を確認するとともに、特に累計積雪換算雨量が過去５カ年に比べ1.5倍に満たない地区にあっては、特にその被災状況、被災原因等を十分確認し判断することとする。

３．今回の取扱いは、新潟県中越地震被災地域における農地・農業用施設固有の特性による融雪災害の特例措置とし、今後の前例とするものではない。

７―８　（参考）霧島山（新燃岳）噴火に係る農道における災害復旧事業の取扱いについて

平成23年３月24日

（農村振興局災害対策室長から九州農政局防災課長あて）

標記について、霧島山（新燃岳）噴火によって発生した農道の被害状況に鑑み、災害復旧事業での迅速な処理を図るため、下記のとおり取扱うこととしたので、通知する。

なお、貴管内の関係県及び市町村に対してもこの旨周知されたい。

記

１　対象となる災害復旧事業は、農業用道路に係るものであって、降灰厚10㎜以上のものとする。ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下、「法」という。）第５条第８号、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第２の５及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第９条第５号に該当する場合は対象とならないものとする。

２　対象となる災害については、平成23年１月26日から２月１日までの霧島山（新燃岳）噴火による降灰を対象とする。

３　一箇所工事の取扱いについては、法第２条第８項によるものとする。

４　今後、霧島山（新燃岳）の噴火が継続し、災害復旧事業として取扱う必要が生じた場合には、改めて通知を行うものとする。

７―９　（参考）平成 25 年 11 月から平成 26 年２月発生の大雪に伴う農地・農業用施設の災害復旧事業の取り扱いについて

平成26年３月12日
（農村振興局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、
沖縄総合事務局災害査定官、北海道農村整備課主幹あて）

平成25年11月から平成26年２月発生の大雪に伴い被災した農地・農業用施設の災害復旧事業の取り扱いについて、以下のとおりとしたので留意願いたい。

１．農地・農業用施設への雪害の事象による災害要因については、以下のようなデータを整理し、暫定法第２条第５項に規定する異常な天然現象であることを明らかにすること。

(1)　農業用施設については、土地改良設計基準に規定する積雪荷重を超過していること（積雪に伴い倒壊したファームポンドの蓋やポンプ場等を想定）

(2)　農地については、被災した農業用ハウスのカタログ等の耐雪性を超過していること（カタログや設置時の設計書、仕様書等で耐雪性を確認できない場合は、設置者に聞き取りを行う等して耐雪性を確認すること）

２．農業用ハウスの撤去と再設置の費用については、「被災農業者向け経営体育成支援事業」によることとしているが、農地災害復旧事業の対象となるのは以下を満たすものであること。

(1)　農業用ハウスが被災したことに伴い、表土中にがれき、ガラスや重油等が混入したため、農地としての利用が困難で、土木的対策による復旧が必要である場合であること。ただし、人力で除去可能な程度で営農が可能な場合は対象外とする。

(2)　農地利用への支障の有無は、30アール当り５点以上の割合で坪堀を行なって、がれきやガラスの混入又は漏出した重油の浸透を調査し、営農に支障があることを確認すること。

３．復旧工法は、被災状況により経済性等を総合的に判断し決定する。

４．雪害による農地・農業用施設の災害復旧については、申請者と事前打合せを行うこと。

７―10　（参考）平成 26 年 11 月 22 日の地震による災害に係る災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の取扱いについて

平成27年１月20日　26農振第1606号
（農村振興局長から関東農政局長あて）

平成26年11月22日の地震により被害を受けた農地・農業用施設に係る災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）附則第４項の規定に基づく災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画概要書並びに施行規則附則第５項及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第１項の特別措置適用申請書に関する省令（昭和38年農林省令第４号。以下「省令」という。）附則第３項の規定に基づく補助率増高申請書、連年災害補助率適用申請書及び特別措置適用申請書の提出期限の延長に係る事務の取扱いを下記のとおり定めたので、その取扱いに遺憾のないようお願いする。

なお、長野県知事に対しては、貴職からこの旨を通知されたい。

記

第１　延長報告書

長野県知事は、施行規則附則第４項及び第５項並びに省令附則第３項の規定により読み替えて適用する施行規則第１条及び省令第１条の規定による災害による被害状況の把握が著しく困難である市町村を認めた場合には、平成27年１月21日までに、当該地域を別記様式第１号により関東農政局長に報告するものとする。

第２　解除報告書

長野県知事は、第１により報告した地域について、施行規則附則第４

項の規定により読み替えて適用する施行規則第１条の規定による災害による被害状況の把握が可能となった日を定めた場合には、速やかに別記様式第２号により関東農政局長に報告するものとする。

７―11　（参考）「平成 26 年 11 月 22 日の地震による災害に係る災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の取扱いについて」の運用について

平成27年１月20日
（農村振興局整備部防災課課長補佐（総務班）、
（災害班）から関東農政局整備部長防災課長あて）

平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業計画概要書等の提出期限を延長する場合の事務の取扱いについて（平成27年１月20日付け26農振第1606号農村振興局長通知）は下記のとおり運用することとする。

なお、長野県に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。

記

１　延長報告書について
(1)　被害状況の把握が困難な地域については、郡市、町村、大字、字（又は行政区）までを一つの地域として記載すること。
(2)　被害状況の把握が困難な地域を記載した図面を添付すること。
(3)　（２）の図面は市町村ごとに別葉とすること。
(4)　（２）の図面は被害状況の把握が困難な地域について、延長報告書に記載した番号ごとの範囲がわかるよう作成すること。
２　解除報告書について
(1)　解除報告書は、被害状況の把握が可能となった地域ごとに、その都度、提出することができる。
(2)　（１）のように地域ごとの解除によりがたい場合は、農地単位で解除することも可能とし、その場合、備考欄に当該農地の地番を記載するこ

と。

(3)　同様に、農業用施設単位で解除することも可能とし、その場合、備考欄に当該施設名を記載すること。

3　災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画概要書について

(1)　解除報告書を提出したときは、被害状況の把握が可能となった地域、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下、「計画概要書」という。）を、解除報告書に記載した被害状況の把握が可能となった日から60日以内に提出すること。

(2)　解除報告書を提出し、被害状況の把握が可能となった地域、農地及び農業用施設に係る被害総額を確認したときは、遅滞なく、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号農林事務次官依命通知）第５の被害報告書を農村振興局長及び関東農政局長に提出すること。

(3)　被害状況の把握が可能であり、延長報告書に記載のない地域に係る計画概要書は、災害発生後60日以内に提出すること。

4　補助率増高申請書、連年災害補助率適用申請書及び特別措置適用申請書について

(1)　被害状況の把握が困難として、延長報告書に記載のある地域に係る補助率増高申請書、連年災害補助率適用申請書及び特別措置適用申請書（以下、「増高申請書等」という。）の提出期限は、平成28年１月31日までとする。なお、この場合、平成27年発生災害に係る増高申請書等とは、別に提出すること。

(2)　被害状況の把握が可能であり、延長報告書に記載のない地域に係る増高申請書等は、平成27年１月31日までに提出し、平成26年度に申請することができる。なお、延長報告書に記載のある地域に係る増高申請書等とまとめて提出することは差し支えないものとし、その提出期限は平成28年１月31日までとする。

(3)　平成26年11月22日の地震による災害以外の増高申請書等の提出期限は平成27年１月31日までとする。

(4)　平成26年発生災害に係る補助率については、平成26年度に提出された増高申請書等及び平成27年度に提出された平成26年発生災害に係る増高申請書等により算出する。

７－12　（参考）ＵＡＶ（ドローン）を活用した農地への流入土砂等の測定について

平成30 年11 月12 日
（農村振興局整備部防災課長から北海道農政部長あて）

平成30年北海道胆振東部地震により、農地農業用施設に山腹崩壊による大量の土砂や流木が堆積する被災を受けた。

農地農業用施設災害復旧事業の査定等については「農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号農林水産事務次官依命通知）」等により行っているところであるが、山腹崩壊により被災を受けた農地への堆積厚さの調査については、余震による法面崩壊など、堆積土砂内の作業中に二次被害が懸念されるため、より安全な調査を行い、農地農業用施設の早期復旧を図るため、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴管内関係機関に関し、この旨通知願いたい。

記

１　本取扱いの対象について

平成30年北海道胆振東部地震により被災を受けた、北海道勇払郡厚真町、安平町及びむかわ町のうち、調査により二次被害が懸念される箇所とする。

２　農地の流入土砂等の平均厚さ

農地における流入土砂又は流失耕土の平均厚さの算出方法については、「農地農業用施設災害復旧事業の査定に関する了解事項（昭和40 年９月10日付け構造改善局建設部長通知）」第１の３により示されているところであるが、平均厚さの算出に当たっては、ＵＡＶにより算定した堆積量（㎥）を堆積面積（㎡）で除した値とすることができる

７－13　（参考）倒木の除去に係る災害復旧事業の取扱いについて

令和元年10 月7 日
（農村振興局整備部防災課長から地方農政局農村振興部防災課長あて）

標記、倒木によって農道及び水路の機能に支障をきたした場合の農地農業用施設災害復旧事業については、令和元年台風15号による倒木被害が甚大であったことに鑑み、令和元年発生災害以降当分の間、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内の都府県、市町村等に対しても周知方お願いする。

記

１　国庫補助の対象となる倒木の除去

国庫補助の対象は、農道敷及び水路敷に散乱している倒木の除去とする。

２　国庫補助の対象となる災害復旧事業

(1) 農道

倒木によって車両の交通に著しい妨げとなる農道敷の倒木を除去する工事をいう。

① 「車両の交通に著しい妨げとなる」とは、道路の幅員から車両の交通の可能な部分として、1.2mの幅員が確保できない状態をいう。

② 「車両の交通に著しい妨げとなる」状態と認められる区間を１箇所とし、150m以内の間隔で連続している区間を１箇所とする。

(2) 水路

倒木によって水路断面を阻害している水路敷の倒木を除去する工事をいう。

① 「水路断面を阻害している」とは、水路断面の３割以上が埋そくした場合をいう。

② 「水路断面を阻害している」状態と認められる区間を１箇所とし、150m以内の間隔で連続している区間を1 箇所とする。

３ 除去する倒木量

２の対象となる範囲の倒木の全量を対象として計上するものとする。

Ⅱ－７　農業用施設災害関連事業とその解説

§１　災害関連事業の要旨

農地農業用施設の災害復旧事業は暫定法及びその関係法令に基づいて実施され、その復旧事業は被災農地等の従前の効用回復を限度としています。従って農地復旧においては従前の効用回復を行っただけで十分ですが、農業用施設にあっては単に従前の効用（利用上の機能と従前の安定性）を回復しただけでは再度災害を被むるおそれがあるものも少なくありません。もし再度災害を被った場合は、その復旧に対する農業者負担が繰返されることになり、農業者の生活の安定は期し難いことは勿論のこと、農業用施設は単に農業に使用するだけではなく、何等かの形で不特定多数の住民の防災的性格をもっているため、国土保全の面からも再度災害は防止しなければなりません。

従って、このような農業用施設が被災し、被災の原因、地形地盤等の変動等被災後の状況変化並びに被災施設に関連する残存施設の状態等を勘案した場合、単に復旧事業により効用を回復しただけでは近い将来再度災害を被むるおそれがあれば、被災部分と関連する隣接残存施設等を改築又は補強する工事、将来起り得る現象に対応できる安定度を持たせる工事を復旧事業と併せて行えば非常に効果的であり、また非常に経済的です。このように復旧事業に併せて行う再度災害防止に必要な事業を災害関連事業といいます。

災害関連事業の国庫補助はその事業主体が都道府県の場合は直接補助、市町村、その他の団体又は共同施行者が行う事業に対して間接補助を行うこととしています。

補助金は「農地防災事業等補助金交付要綱」によって交付されます。補助率は普通災害の場合は50％ですが、激甚災害に指定された災害については暫定法災害復旧事業費と同様な嵩上げが適用されます。

なお、関連事業費の積算は復旧事業と同様、事務取扱要綱第８の規定により算出します。

§２　農業用施設災害関連事業の実施について

昭和40年９月10日　40農地Ｄ第1129号
改正　昭和47年５月15日　47農地Ａ第 813号
〃　昭和47年８月１日　47農地Ｄ第 534号
〃　昭和53年７月５日　53文　　第 261号
〃　昭和54年５月30日　54構改Ｄ第 202号
〃　昭和59年９月14日　59構改Ｄ第 288号
〃　平成９年４月１日　９構改Ｄ第 270号
〃　平成12年４月１日　12構改Ｄ第 244号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 964号
〃　平成13年４月10日　13農振　第 244号
〃　令和２年３月30日　元農振　第3685号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3510号
〃　令和４年４月１日　３農振　第2934号

（農林事務次官から各地方局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事あて）

１　計画概要書等の提出

都道府県知事は、災害復旧事業に併わせて災害関連事業（以下関連事業という。）を実施しようとするときは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第１条の４の規定による災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下計画概要書等という。）に別記により関連事業の計画概要を記載して地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長、以下３及び５の（１）において同じ。）に提出するものとする。

ただし、災害復旧事業として計画概要書等を提出したもののうち関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該計画概要書等をもって関連事業の計画概要を記載したものとみなす。

国庫補助を受けて関連事業を実施しようとする場合は、やはり復旧事業と同様に申請行為が必要です。しかしながらこの事業は他の事業と異なり単独で行う事業ではなく、あくまで復旧事業と併せて実施する性質のものであり単独で申請することはできません。即ち、関連事業は再度災害防止に必要な構造、工法による施設を造成するのに要する費用から災害復旧事

業のところで述べたとおり「災害一人歩き」により単独で効用回復を成し得る復旧事業費を差引いた額、つまり差額関連を原則とするため関連事業自体の工事量を取出すことは困難です。

従って、災害復旧事業を申請する際、併せて関連事業を実施しようとする場合は復旧事業の計画概要書の中に前述の再度災害防止に必要な全体の設計と査定要領の工法に基づく復旧工事の設計の２つを記載し、総括表にその差額を関連事業費として計上しておく方法をとります。

ただし、申請の際すべて復旧事業で実施できるものと考え、関連事業費を計上していなかったもので災害査定の段階で申請内容の一部が関連事業に廻された場合は、当初から関連事業費が計上されていなくても差し支えありません。

２　関連事業の調査

関連事業の調査については、災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長及び沖縄総合事務局長はその結果をとりまとめ箇所別調書（別紙様式第１及び第２）を作成し、これを現地調査終了後、遅滞なく、農村振興局長に報告するものとする。

３　関連事業の審査等

地方農政局長は、計画概要書及び箇所別調書により当該関連事業について審査の上、予算の範囲内において事業の採択及び事業費の決定を行い、その結果を都道府県知事に通知するものとする。

関連事業費は災害査定の際、災害事業と併せて同時に調査しますが、現地において決定するものではなく、その調査資料に基づいて、農林水産、財務両省間で各箇所毎に協議し、関連事業採択基準に該当するものの中から、予算の範囲内で採択し、地方農政局長から都道府県知事に対し事業費決定の通知をします。

４　関連事業採択の要件

関連事業として採択するには原則として、次の各号に掲げる条件の全てに適合するものとする。また、別紙農業用施設災害関連事業採択基準に掲げる工種については、同基準に適合するものでなければならない。

（１）　当該関連事業における工事費が200万円以上で、かつ、施行する災害

復旧事業費の工事費を超えないこと

一箇所当たりの関連工事費は200万円以上で、しかも親となる災害復旧工事費（本災）以下ということを原則としていますが、一箇所の工事費が200万円以下あるいは、本災の工事費を上廻るものでも、災害関連事業を併せ行うことによってその事業が非常に効果的となる場合は採択することができます。取扱上200万円以上で本災の100％以下のものをＡ項関連、その他のものをＢ項関連と呼んでいます。

工種別の実施内容について別紙農業用施設災害関連事業採択基準に合致するか否か判断に迷う場合には、事業実施主体は審査前の早い段階で都道府県や地方農政局に相談することが重要です。

（２）　当該施設について他の改良計画がないこと。

災害復旧事業と合併施行する改良事業がある場合は、再度災害防止に必要な補強は合併する他事業で行うこととし、原則として関連事業としては行いません。

（３）　事業効果が大であること。

災害復旧事業に関連事業を併せて施行することによって、構造物の安定性、耐用年数等が、増大するものでなければなりません。

５　事業計画の変更

（１）　都道府県知事は、３の規定により災害関連事業の事業費の決定通知を受けた計画概要書等について、これらの内容に変更（次項に定める軽微な変更を除く。）を加えようとするときは、変更後の計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

災害復旧事業と関連事業を分離して設計することは困難なため、災害復旧事業と併せて計画概要書を提出し、地方農政局長から関連事業の事業費の決定通知を受けた場合は、その計画概要書をもって事業の実施にあたります。

（２）　前項の軽微な変更とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第２条の規定を準用するものとする。

この災害関連事業計画概要書、又は、この規定により地方農政局長の承認を受けた災害関連事業変更計画概要書を事業実施に伴って内容の変更を行う場合は、規則第３条の規定に準じて行います。

なお、災害復旧事業と関連事業と合併施行する場合の事業費の変動は了解事項第１の８により処理します。（了解事項「合併事業費の変動」参照）

（３）　地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、当該事業計画の変更の内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨報告するものとする。

６　関連事業の増破等の取扱い

（１）　関連事業が未着手の場合において、既存の施設に新たに災害が発生し、当該被災施設が新たに災害復旧事業の対象となったときは、当該被災施設に係る関連事業は廃止する。

前災によって採択されていた関連工事が未着手の段階で、既存施設が新規災害によって増破し、関連工事として採択された部分が被災した場合は関連工事は廃工とし、災害復旧事業として採択します。即ち前災の部分関連として採択されていた部分が被災した場合は新たな被災部分は災害復旧工事とします。

前災の差額関連として採択されていたものについては、新たな災害による増破及び状況変化を考慮して災害復旧費及び必要な関連工事費を積算し、前災の関連工事費が再積算による関連工事費を上回る場合の差額は本災に、再積算による関連工事費が前災の関連工事費を上廻る場合は前災の関連はそのままとし差額は後災の災害関連とします。

（２）　関連事業の実施中において、当該事業計画を根本的に再検討を要する災害が発生した場合には、当該関連事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな関連事業計画（復旧事業としての要件を備えている場合には、災害復旧事業計画。以下同じ。）により行うものとする。

なお、従前の関連事業における工事費のうち、新たな災害発生時の出来高で打切り、積算した残額については新たな関連事業における工事費のうち未成額とする。

災害関連工事の施行中に災害が発生し、原施設の増破、状況変化が著しく、前災の復旧計画を根本的に変更する必要が生じた場合は新たな災害による状況変化に基づいて災害復旧費並びに災害関連工事費を積算し、前災の関連工事は後災害発生直前の出来高分だけを実施済とし、残額は後災害の災害関連工事のうち未成額とします。もし後災に災害関連がない場合は残額は本災にとり込まれ、また後災の関連工事費より前災の残額の方が大きい場合は後災の関連工事は全額前災の関連工事費で実施するものとし、超過分は本災にとり込まれます。

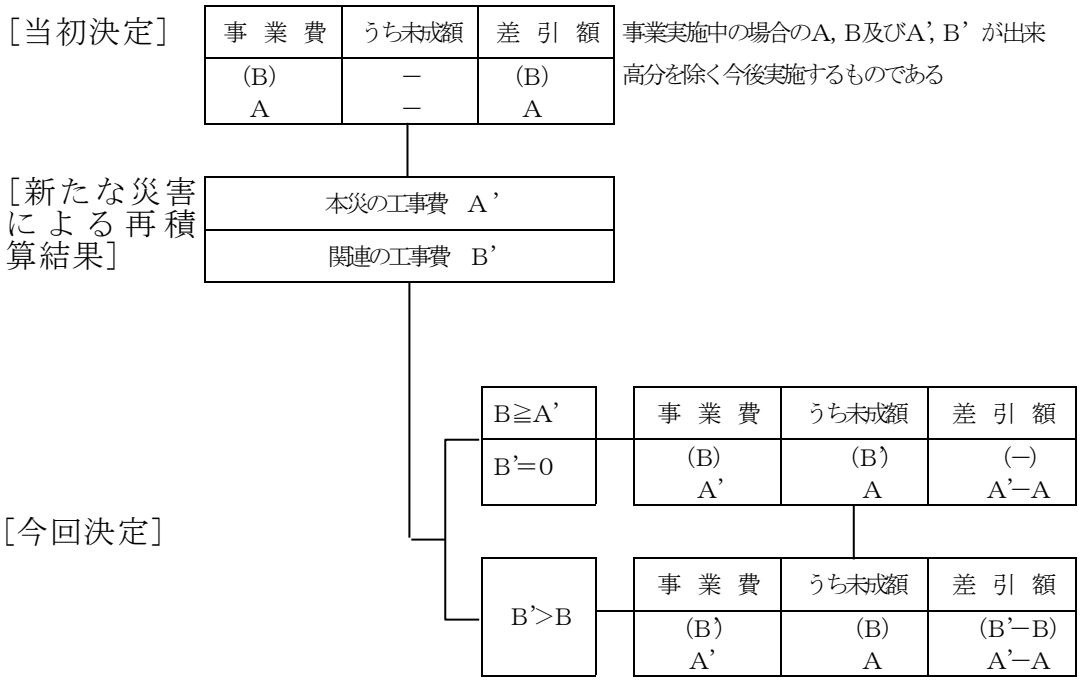

（３） 関連事業に係る施設が位置を変更する場合においては、新たな災害による原位置の施設についての増破額は関連事業の未着手、実施中を問わず新たな復旧費の積算はしないものとする。

例えば二つの頭首工を統合して、統合堰をつくる場合、統合堰の総事業費と二つの被災堰の原位置における復旧費の合計額との差額は関連事業費として決定されます。その後において旧頭首工が増破した場合、二

つの頭首工の原位置における復旧費を積算すれば前よりも増大するかもしれないが、この場合はその後の増破は再積算しないことになっています。

別記

１の関連事業の計画概要の記載様式等については、次の各号によるものとする。

１　関連事業計画概要の記載様式

「農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める農林省告示」（昭和43年10月１日農林省告示第1487号。以下「告示」という。）を準用して、次のように定める。

（１）　災害復旧（災害関連）事業計画概要書

（災害復旧（災害関連）事業補助計画概要書）

番　　号

年　　月　　日

地方農政局長

（北海道にあっては農村振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）　殿

県（都道府）知事

年　　月　　日発生した災害により被害を受けたので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第１条の４の規定による災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）に災害関連事業の計画概要を記載して別紙のとおり提出する。

（２）　前（１）別紙に係る作成要領

別紙は告示に定める第１表から第４表まで、及び添付図面とし、第１表は告示の様式をそのまま用い、第２表から第４表まで、及び添付図面については、復旧事業分と復旧事業と関連事業とを併わせた全体のもの（告示様式準用）を作成するものとする。

２　復旧事業と関連事業を併わせた計画概要書等の作成については、取扱要綱第７から第13までの規定を準用するものとする。

３　関連事業費の提出

前２号により算出された事業費……Ａ

復旧事業費……Ｂ

関連事業費……Ａ－Ｂ

別紙様式第１

災害関連箇所別調書

都道府県名

番号		所在地			事業主体	調査額			(ﾛ)／(ｲ)	A・Bの区分	採択理由	備考
地区	箇所	郡市	町村	字		(ｲ)災害費	(ﾛ)関連費	計				
						千円	千円	千円	%			

注１　農地農業用施設災害関連事業採択基準に適合し、その工事費が200万円以上で、かつ、災害復旧工事費の100%以内のものをＡ項関連、その他のものをＢ項関連と区分の上記入する。

２　うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1128号）第６の規定に準ずる）については〔〕内書で記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。

３　採択理由欄は、採択基準第何項何号と簡単に記入する。

４　保留扱いとなった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に仮調査額と記入する。

５　保留扱いとなった箇所及びＢ項関連箇所については、災害関連事業箇所別概要書のほかに協議に必要な資料を提出するものとする。

別紙様式第１

災害関連箇所別調書

都道府県名

番号		所在地			事業主体	申請					調査						(ﾛ)／(ｲ)	A・Bの区分	採択理由	備考
						関連費					(ｲ)災害費	関連費								
地区	箇所	郡市	町村	字		工種	数量	金額	うち未成(転属)	差引額		工種	数量	金額	うち未成(転属)	(ﾛ)差引額				
							箇所 m	千円	千円	千円	千円		箇所 m	千円	千円	千円	%			
A項計																				
B項計																				
合計																				

注１　農地農業用施設災害関連事業採択基準に適合し、その工事費が200万円以上で、かつ、災害復旧工事費の100%以内のものをＡ項関連、その他のものをＢ項関連と区分の上記入する。

２　うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1128号）第６の規定に準ずる）については〔　　〕内書で記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。

３　採択理由欄は、採択基準第何項何号と簡単に記入する。

４　保留扱いとなった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に仮調査額と記入する。

５　保留扱いとなった箇所及びＢ項関連箇所については、災害関連事業箇所別概要書のほかに協議に必要な資料を提出するものとする。

６　調査の金額欄、うち未成(転属)欄、差引額欄に上段（　　）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

別紙様式第２

災害関連事業箇所別概要書

都道府県名	鹿児島	番号	地区	箇所	災害名及び被災年月日	台風11号 元年 7月27～28日	工種	ため池	所在地	川内市宮里町
			27	189						

査定額			原施設						受益面積	受益戸数	調査官
災害	関連	計	設置年月日	その事業名	構造	形状	寸法	設置の機能			
千円	千円	千円							ha	戸	氏名 印
142,161 (175,319)	36,120 (34,294)	178,281 (209,613)	嘉永３年 (138年前)	受益者施工	土堰堤	均一式	堤長 106 m 堤高 14.4m	取水施設斜樋1ヶ所 ℓ＝20.0m 底樋1ヶ所0.30×0.30 ℓ＝55m	30	93	立会官 氏名 印

被災程度

平成元年 7月27～28日発生の台風11号（日雨量 276㎜，時間最大雨量42.5㎜）により、異常出水となり、これが連続したため、浸潤線が上昇して堤体の裏法面に貫孔作用が発生し、堤体が過飽和状態となり不安定となっている。

復旧工法

本災事業部 ①堤体を前刃金工法により復旧する。
②右岸地山部を前刃金工法により復旧する。
③底樋を堤体開削して復旧する。

関連事業部 ①堤体を嵩上げ（H＝ 0.8m）する。
②斜樋及び土砂吐をスライドゲートに改良復旧する。
③余水吐は能力不足（11.5㎥/s）のため、洪水量 29.84㎥/s（100×1.2年）を流下可能断面（巾13.8m コンクリート構造）にする。

関連事業採択条件及び関連費算出方法

1．採択条件 採択基準 堤体 15 (2) ア (ア)，底樋 15 (2) ア (エ)，余水吐 1 (3)
理由 今回の被災原因が余水吐の断面狭小によるもので、災害復旧事業のみでは、貯水機能の回復は図られても回復後の異常出水に対しての安全が期せられない。

2．関連費の算出方法
①余水吐及び堤体嵩上げは関連とする。
②斜樋及び土砂吐ゲートの改良復旧費と災害復旧の差額。
③吐口水路は関連とする。

見取図

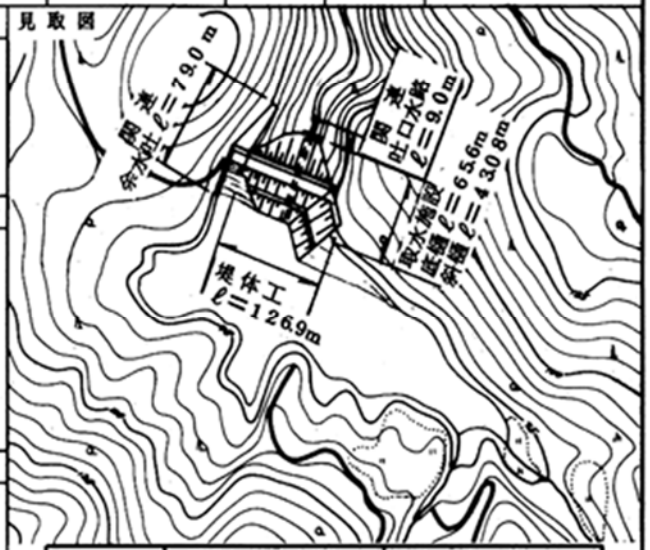

	原形および原形復旧	改良復旧
最大排水量	11.5㎥/s	29.84㎥/s
基準雨量		129.6 ㎥/hr
確率		1/100×1.2年
平均勾配	表法1:1.3，裏法1:2.0	表法1:2.5，裏法1:1.8

災害関連事業箇所別概要書記入要領

１　原施設欄

（１）　設置年月日　設置年月日が古いもので不明の場合は不明、あるいはおおむね経過年数の推定できる場合はその年数を記入する。なお設置後補修工事（災害復旧を含む。）等を行った場合は、そのもっとも新しいしゅん工年月日を（　）内に記入する。

（２）　その事業名　県営土地改良、土地改良融資、災害復旧等記入する。

（３）　構造　鉄筋コンクリート造、コンクリート、石積、石張、木造等を記入する。

（４）　形状　一般に呼称されている形式について記入する。

（５）　寸法　主要部分の寸法を記入する。

（６）　施設の機能　利用上の機能、すなわち通水量、取水量、排水量、貯水量及びその他の効用等について記入する。

２　被災程度　施設の被災の状況を分けて、その延長（m）、面積（㎡）等をそれぞれ記入する。

３　復旧工法　工法選定上考慮した要件を記入し、その延長面積等を併記する。

４　関連事業採択条件　採択基準条項をまず記入し、その理由については、被災歴（過去10ヵ年）、その復旧費合計額（当該年に換算）、復旧工法のみでは再度災害防止不適当な理由及び合併施行により得られる効果等記入する。

５　関連事業費の算出方法、区間関連の場合は、それぞれの数量、純工事費を記入する。なお、合併施行により新たに必要を生じたものについては、その工種、数量及び純工事費を記入する。

６　見取略図　縮尺は任意としてフリーハンドでよい。

（１）　平面図の記号は延長の場合現況を（Ｌ）、被災を（ℓ）、復旧を（ℓ’）、新設の場合は（Ｌ’）として数量を記入する。なお被災程度欄等の記入の主なるものは図上でも判明できるよう記入する。

（２）　断面図は２－１原形、２－２復旧、２－３新設（改良）として各工種の標準断面に寸法等を記入する。

（参 考）

水 路（排）　　災害関連事業個所別概要書　　（金額単位：千円）

都道府県名	○○	番 号	地 区	個 所	災害名及び被災年月日	工 種	所 在 地
			23	5	24号台風 44年9月20日	水路(排)	○○ 市 ○○ 町 ○○

査定額			原施設						受益面積	受益戸数	調査官 氏名㊞
災害	関連	計	設置年月日	その事業名	構造	形状	寸法	施設の機能			
7,000	3,000	10,000	昭10. 3. 31	市単事業	張芝又は土羽	開水路	高さ1.00～1.50法勾配1：0.4 上巾1.80～2.70平均勾配 底巾1.00～1.50　1：100	別表参照	ha 25	戸 40	立会官 氏名㊞

被災程度

本水路の原形は(1)No.0～No.5　ℓ＝250mの平均断面は底巾＝1.50m　上巾＝2.70m、高さ1.50m、平均勾配＝1／100、(2)No.5～No.8＋30ℓ＝180mの平均断面は底巾＝1.00m、上巾＝1.80m、高さ＝1.00m、平均勾配＝1／100の排水路であるも、その法面は、硬質粘土又は、芝、柳、笹等の植生があり安定していた。これが9月20日発生の豪雨（台風第24号）により左岸210m、右岸300mが欠壊、流失し、背後農地が流失、欠壊するとともに、排水能力を失した。

また、右岸の未施工区間ℓ＝80mを除く左岸220m、右岸50mにおいても、今回の出水により河床の沈下，法尻の部分的流失、小亀裂（小沈下）等の発生でぜい弱化した。

復旧工事

欠壊、流出部分の左岸210m、右岸300mについては、災害復旧事業として、被災後の状況、原施設の規模等を検討のうえ、No.5～No.8＋30区間は、三面コンクリート水路で復旧する。また今回ぜい弱化した左岸220m、右岸50mについては、関連事業として災害復旧と同じ工法をもって改築、補修するものである。

関連事業採択条件及び関連費算出方法

1．採択条件　採択基準4－(6)

理由　災害復旧工事に接続した未被災個所は、今回の出水により著しくぜい弱化し、極めて不安定な状態となっているので、これを改築補強して復旧箇所を含む排水路全体の再度災害を防止する必要がある。

2．関連事業の算出方法

未被災個所を含む水路延長430mの全体改良復旧費と災害復旧費との差額

見取略図

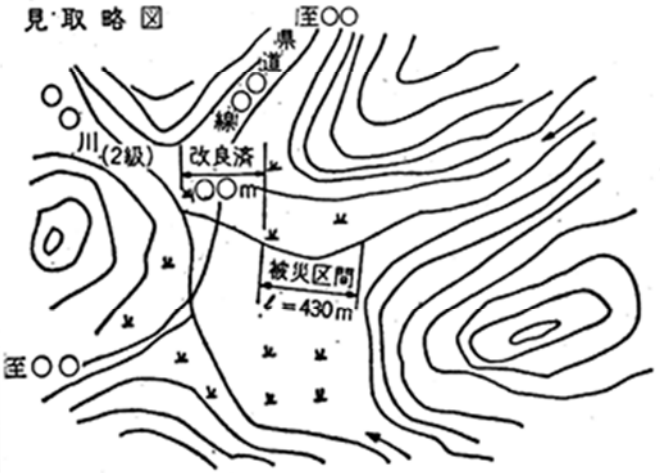

	原形及び原形復旧	改良復旧
最大排水量	3.2㎥/sec	3.2㎥/sec
基準雨量	150㎜/day	150㎜/day
確率	1／20	1／20
平均勾配	1：100	1：100

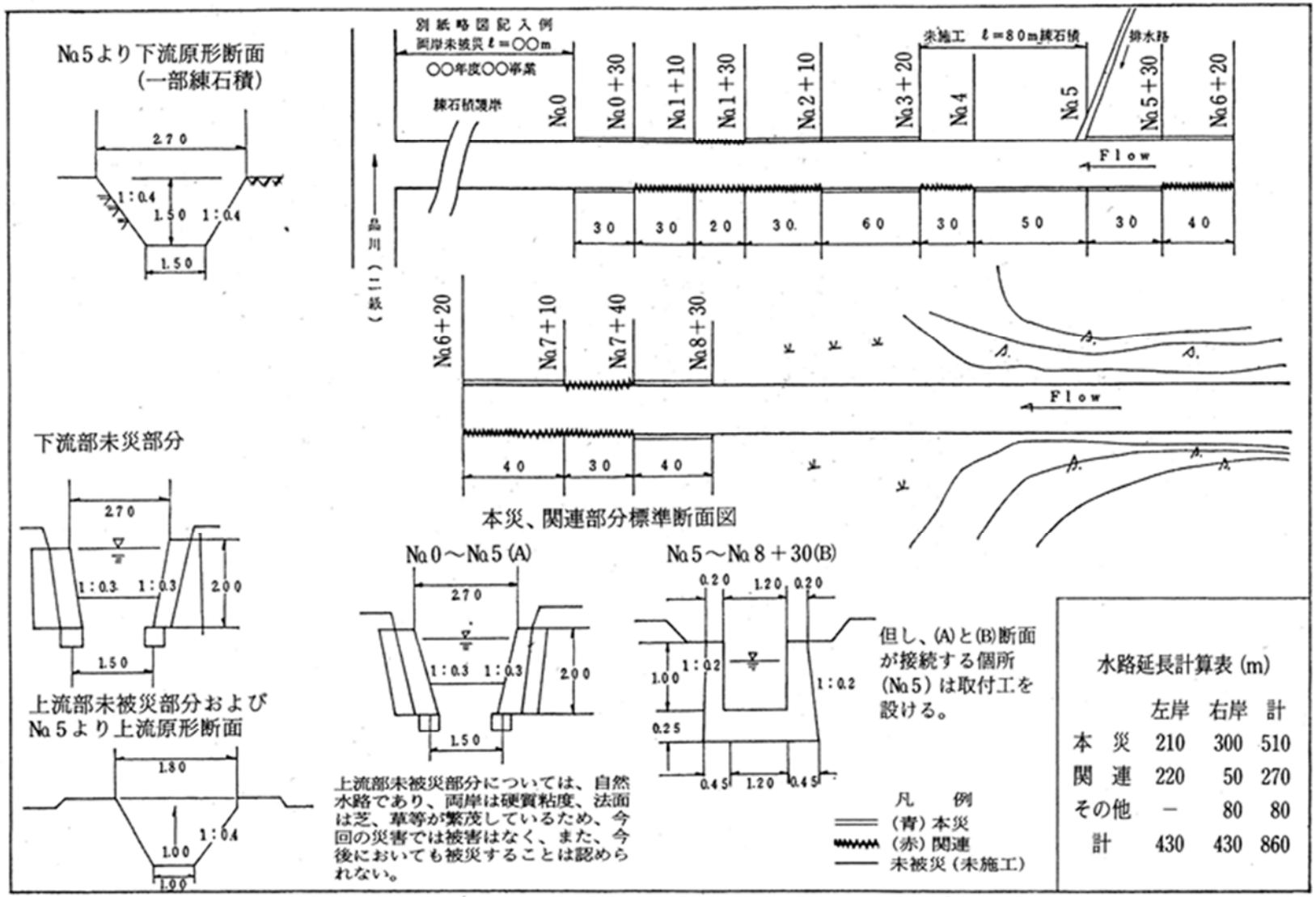
No.5より下流原形断面
(一部練石積)
2.70
1:0.4
1.50
1:0.4
1.50
別紙略図記入例
両岸未被災 ℓ=○○m
○○年度○○事業
練石積護岸
No.0
No.0+30
No.1+10
No.1+30
No.2+10
No.3+20
No.4
No.5
未施工 ℓ=80m練石積
排水路
No.5+30
No.6+20
Flow
30
30
20
30
60
30
50
30
40
(川幅)
No.6+20
No.7+10
No.7+40
No.8+30
Flow
40
30
40
本災、関連部分標準断面図
下流部未災部分
2.70
1:0.3
1:0.3
2.00
1.50
No.0～No.5 (A)
2.70
1:0.3
1:0.3
2.00
1.50
No.5～No.8+30(B)
0.20
1.20
0.20
1.00
1:0.2
1:0.2
0.25
0.45
1.20
0.45
但し、(A)と(B)断面が接続する個所(No.5)は取付工を設ける。
上流部未被災部分および
No.5より上流原形断面
1.80
1:0.4
1.00
1.00
上流部未被災部分については、自然水路であり、両岸は硬質粘度、法面は芝、草等が繁茂しているため、今回の災害では被害はなく、また、今後においても被災することは認められない。
凡例
(青)本災
(赤)関連
未被災(未施工)
水路延長計算表 (m)
左岸 右岸 計
本災 210 300 510
関連 220 50 270
その他 − 80 80
計 430 430 860

§３　農業用施設災害関連事業採択基準の解説

災害関連事業は災害復旧施設の再度災害を防止するため復旧施設の被災原因の除去と復旧施設又は、これと関連する脆弱な残存施設の補強を行う事業ですから、利用上の機能を増大することは許されません。ただし排水施設のように排水機能そのものが施設の安定に直接関係があるものは、再度災害を防止するために必要最小限度の機能増大を図ることは差し支えありません。

また構造強化の限界は、被災後の状況から判断して、本災のみによる復旧後の施設の状態では再度災害を被るおそれがある場合に「被災原因の除去及び一般の施設を構造する場合に当然満たすべき条件を限度として行う補強、改良」です。

ここで被災原因の除去とは、例えば水路が被災し、その被災原因が水路の蛇行にあった場合、たとえその蛇行部が被災していなくてもそれを放置すれば次期出水により被災部分が必ず再度災害を被るおそれがある場合に、蛇行を修正するような工事をいいます。あるいは被災施設に関連する残存施設が脆弱な場合にあって、復旧施設を十分強固に復旧しても関連する残存施設が被災することにより、復旧施設が再度災害を被ることが明らかな場合において、この脆弱な残存施設を改築又は補強することも被災原因を除去する事業です。

また被災施設を査定要領に示す範囲の工法により復旧したのでは、その復旧した施設が今後発生する現象に対して安定しない場合は、再度災害を被るおそれがあるためさらに補強又は改築する必要があります。この場合将来起りうる現象のうちどの程度のものを対象に考えるかというと、一般農業土木施設を築造する場合にその施設の設計条件として取扱う程度のものを限度とし、被災時の現象が極端に大きかった場合においても、その施設の耐用年数、設置条件、経済効果等を考慮していわゆる標準工法以上の工法とすることは許されません。（各工種の標準工法については、土地改良事業計画設計基準等参照。）

なお関連事業費は「災害一人歩き」に基づき、差額関連を原則とします。

別紙　農業用施設災害関連事業採択基準

１　ため池

（１）　ため池の被災が上流部の土砂崩壊に起因することが明らかである場合において、必要最小限度の土止工を新設する工事

直接貯水池に面する山腹等が土砂崩壊を起こした場合の土止工は本災（要領第15（２））によって復旧しますが、ここに規定してあるものは、直接貯水池に面していない溜池流域内の土砂崩壊に対する土止工で、これによって溜池が決壊したり又は埋没したものであればこれを放置すると再度災害を被るおそれがあるため、土止工等を設けて設置するものです。この場合は部分関連となります。

（２）　堤体が被災し、再度災害のおそれがある場合においてこれを防止するため、未被災部分を含めて最小限度の工法により堤防の嵩上げ、断面の拡大若しくは波除護岸、腰石垣、刃金工、水抜工等の新設又はグラウトエを施工する工事

堤体が被災した場合、被災部分については被災原因に対応する程度に復旧しますが、被災部分と残存部分を合わせて復旧後の状態を考えた場合、溜池として当然対応しなければならないすべての現象、即ち、降雨量（法面の洗掘及び飽和）、洪水量、洪水位、波浪、流下物等に対して安全であるかどうかを検討し、被災部分については復旧工法、残存部分についてはその断面、構造等で不足する場合は、必要な程度に堤防の嵩上げ、断面の拡大、波除護岸、腰石垣、刃金工、水抜工の新設、グラウト工等を行うこととしてその工事費を算出し、災害復旧費との差額を関連工事費とします。

（３）　堤体の被災が余水吐（放水路を含む。以下同じ。）の狭小に起因することが明らかな場合において、余水吐を改修して施行する工事

堤体が被災する場合、余水吐の断面が狭小なため流出する洪水を十分吐ききれず、貯水池の水位が上昇して法面に出たり、又は堤体が貫孔作用を起こしたりあるいは堤体が滑動するなどの現象を起こして被災しま

す。この場合余水吐も同時に被災すれば災害復旧事業となりますが、余水吐は被災しないで残った場合は関連工事として改修します。この場合の断面は設計基準によって決定するものとします。

（４）　堤体の復旧に関連して堤体の安定上取水施設の改修を行う必要のあるときその工事費と原工法による復旧費との差額

取水施設そのものは被災していないが、堤体を復旧する際の取付工事等が、取水施設を一時的に取除いて設置しなおす場合において、取水施設が老朽していたり又は木造なので将来腐敗し、堤体の安定が期し難いようなときはこれを改修することができます。この場合の原工法による工事費の差額は関連工事費とします。

（５）　重ねため池の上流ため池の復旧に伴って必要を生じた下流ため池の改修工事

例えば上段のため池の余水が下流のため池に流入しているような重ねため池で、上流のため池の余水吐が被災した場合、この断面を拡大して復旧し、下流側のため池の余水吐をそのまま放置すれば、洪水時に上流ため池から流入する水を吐ききれずに下流ため池が決壊するおそれがあるため、下流ため池の余水吐も併せて拡大する必要があります。このように上流ため池の復旧により下流ため池が危険な状態となった場合、必要部分の改修は関連工事で実施します。

（６）　その他前各号に掲げるものに類する工事

２　頭　首　工

（１）　被災後の状況の変化等を勘案して災害復旧事業のみでは、再度災害のおそれがある場合において、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）に対応することを限度として被災部分若しくは未被災部分を含めて構造、工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分

災害復旧工事によって復旧する井堰が復旧時点による計画洪水を対象

として考えた場合、その静水圧、動圧力、流下物等の外的条件に対しても安定するかどうかについて検討し、改良を要する場合に次のような工事を行います。

ａ　頭首工の残存部分を被災部分の復旧工法に合わせて施行する工事
ただし、工事費は差額関連方式とします。従って残存部分取付工事は本災となります。

ｂ　復旧部分、残存部分とも改良する必要がある場合の再度災害防止に必要な工法（位置、規模、構造等の改良）による工事費と災害復旧費の差額とします。

ｃ　昭和54年の改正で「構造令」に対応することとしました。

（２）　井堰の構造改定に伴い必要を生じた取入れ水門沈砂池等の改修工事で、原工法による復旧事業を超える部分

被災していない取入水門、沈砂池、土砂吐、洪水吐等の施設で被災部分の復旧工事に伴って井堰の安定上構造、規模等を改修する必要がある場合は、原工法による工事費を超える額を関連工事費とします。

（３）　その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

３　用　水　路

（１）　水路橋又はサイホンが被災し再度災害のおそれがある場合において、構造令に対応することを限度として被災部分又は未被災部分を含めて構造、工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分

（２）　河床の低下により被災した水路橋の未被災の橋脚及び橋台を補強する工事若しくはこれらに類する工事

河床の低下、転石の流出の増加等の原因によって水路橋の橋脚、橋台等が被災した場合、未被災の橋脚、橋台等を放置すれば同じような被災を被ることが明らかな場合は、関連工事として未被災の橋脚、橋台等を

被災部分と同程度に補強することができます。

昭和54年の改正で「構造令」に対応することとしました。

（３）　その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

４　排水路（用排水兼用水路を含む。）

（１）　被災箇所及びこれと接続する未被災箇所を含めて、当該被災箇所に接近した堤防の高さ又は断面にあわせて嵩上げし、又は通水断面を拡大して施行する工事

排水路の局部被災の復旧は原則として断面拡張を行わないことは要領第15（２）ウ（イ）で述べたとおりですが、被災箇所は接近した堤防がすでに改修され通水断面の拡大、堤防の嵩上げ等が行われている場合に、被災箇所の断面拡大等を行うことによって被災原因の如何にかかわらず、改修部分に接続して一連の効用を発揮する場合は未被災箇所も含めて既改修部分の断面、堤高等に合せて改修することができます。この場合の改修に要する工事費と災害復旧費の災害復旧費の差額は関連工事費となります。

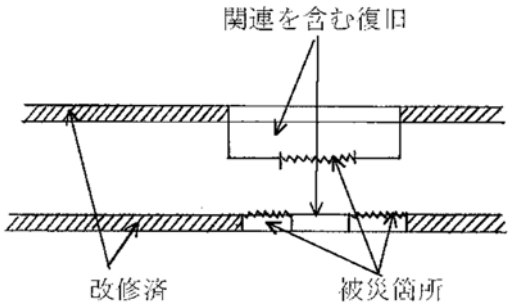

（２）　越水により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未被災箇所をかさ上げし、又は巻堤として施行する工事

機能、経済効果等が同一である一単位の区間においてその一部が溢水等によって被災した場合、例えば要領第15（２）ウ（イ）（ⅳ）において述べたように山から山に取付けた河川堤防のような区間が部分的に被

災したような場合で、再度災害防止上断面の拡大、堤防の嵩上げあるいは巻堤とすること等が必要な場合は、関連事業費と併せてその区間を復旧することができます。この場合においても、復旧費との差額を関連事業費とします。

（３）　災害原因が形状不良によることが明らかである場合において、流路の屈曲を是正し、若しくは洪水のそ通を図るために施行する工事。部分的に上下流の堤防法線にならって当該箇所の法線を後退させ若しくは河積を拡大して施行する工事又は寄洲切取り及び水制工の併用により乱流若しくは偏流を緩和して施行する工事

排水路の形状が被災の原因となっていることが明らかな場合、再度災害防止上施行する次のような工事は関連工事とします。

ａ　被災部分及び未被災部分の流路の屈曲を是正する工事

ｂ　水路の狭搾部が通水断面不足のため水位が上昇し、その背水が被災原因となっている場合における狭搾部の断面拡大等の工事

ｃ　既に部分的に法線を後退させたりあるいは断面を拡大されている箇所に接続する部分を上下流の堤防にならって法線の後退、断面の拡大を行う場合の復旧費の差額

ｄ　当該災害によって造られた寄洲は災害復旧事業によって除去するが、災害以前からの寄洲が乱流及び変流をおこして被災原因となった場合は、関連工事で除去するものとする。寄洲の除去だけでは不十分な場合は、さらに関連工事により水制工等を設置

（４）　未被災箇所に床止工、帯工等を新設して乱流又は河床の低下を防止する工事

排水路の勾配が急な場合、又は河床の凸凹が甚だしくて、河床低下、河床洗掘等をおこし、被災部分又はこれに関連する未被災部分の安定が期し難く、再度災害のおそれがある場合、水路の未被災部分に対して、帯工、床止工、落差工等を新設して河床の安定を図る工事は関連工事とします。被災部分については災害復旧事業として実施することができます。

（５）　被害が激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画（流量の増加を伴うものに限る。）により改良し、再度災害を防止するために施行する工事

関連工事と復旧工事を併せて一定の計画により復旧する場合、一定の計画による全体工事費と復旧工事費の差額が関連工事費となります。その条件は次のとおりです。

ａ　災害によって計画通水量が増大し、原形断面では断面が不足する場合に限ります。

ｂ　一定の計画によって復旧しようとする区間は、本災の一定計画の場合と同様、機能、経済効果等が同一である一単位の区間でなければなりません。

ｃ　一定の計画により復旧しようとする区間における被災延長が全体の５割以上でなければなりません。この場合の被災延長とは本災の一定計画の場合と同様、原則として有堤部にあっては法尻から天端まで、無堤部にあっては河岸から地盤面までがすべて崩壊した部分の延長とします。

（６）　被災箇所に接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強して施行する工事

被災箇所に接続した残存部分で、このまま放置すれば被災して、復旧部分にまで及ぶような脆弱なものは関連工事として復旧部分の工法に合せて改修するかまたは復旧部分と同程度となるよう補強することができます。

（７）　その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

５　海　　岸

（１）　被災箇所にこれと接続する未被災箇所を含めて、当該被災箇所に接

近した堤防の高さ又は断面に併わせてかさ上げし、若しくは拡大し、又は胸壁を新設して施行する工事

被災箇所に近い堤防が、すでに改修工事によって嵩上げ又は断面増強等が施行されており、被災箇所及びこれに接続する残存部分を嵩上げ、断面拡大等を行って、既改修部分に取付けることによって一連の効用が発揮される場合は被災箇所及び残存部分を接続部分の堤高、断面に合せて改修することができます。この場合、改修断面による工事費と復旧費の差額は関連工事費とします。

（２）　越水又は越波により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未被災箇所に胸壁又は被覆工を新設して施行する工事

機能、経済効果等が同一である一単位の区間（例えば要領15（２）エ（オ）で述べたように、山から山又は河口堤防から河口堤防等に取付けられた堤防等）が局部的に被災したような場合で、部分復旧による場合は再度災害を被るおそれがある場合は被災部分、残存部分を通じて、胸壁又は被覆工を関連事業として新設することができます。

（３）　突堤又は離岸堤の新設により、土砂のたい積を図るとともに波力を減殺し、又は根固めの強化を図るために施行する工事

被災箇所に関連する未被災箇所が洗掘されたり、あるいは波の衝撃が強い場合で、再度災害を被むるおそれが大きい場合は、関連工事として消波ブロック等により突堤又は離岸堤を新設することができます。

（４）　被害が激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事

災害復旧事業と災害関連事業を併せて一定計画により復旧する場合の規定で一定計画による全体工事費と復旧工事費の差額が関連工事費となります。

この場合の条件は水路の場合と同様で、①一定計画による復旧区間

は、機能、経済効果が同一な一単位区間であり②被災延長は全体の５割以上の場合とします。この場合の被災延長の考え方は本災の場合と同様です。

（５）　被害箇所に接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強する工事

被災箇所に接続した残存部分で、このまま放置すれば被災して復旧部分にまで及ぶような脆弱なものは関連工事として復旧部分と同程度になるまで補強することができます。

（６）　その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

６　農　　道

（１）　道　路

ア　道路が被災し、山手法面崩壊により甚大な被害を受けた場合において災害復旧工事に追加して施行する工事

道路の山手法面が崩壊したため被災した場合は、災害復旧工事で施行する土止壁は道路面を安定させるために必要な程度（原則としては一段のみ）とし、これを放置すれば再度災害を被むるおそれがある場合は関連工事としてさらに土止を追加するか又は法面保護工を行うことができます。

イ　巻立のない隧道における被災箇所に接続した箇所で、崩落のおそれがあると認められる場合において巻立及びグラウト工を施行する工事

素掘隧道が崩落した場合に、これに接続した箇所も小亀裂が入ったりあるいは地盤がゆるんで将来崩落するおそれがある場合は、前もって関連工事で巻立やグラウト工を施行する必要があります。

ウ　被災箇所に接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強して施行する工事

被災箇所に接続した部分で、同種の災害によって被災するおそれがあり、その場合は復旧部分にまで及ぶことが明らかな場合は、関連工事によって改築又は補強することができます。

エ　災害原因が常時通水しない農道の横断暗渠の断面狭小に起因することが明らかな場合において、暗渠の断面を拡大し、若しくは横断暗渠を開渠に変更して施行する工事

農道の横断暗渠の断面が狭小なために農道又は当該暗渠が被災した場合は、暗渠断面の拡大、又は開渠に変更して復旧することができますが、この場合における原形断面による復旧費を超過する額は関連工事費とします。

（２）　農　道　橋

ア　災害復旧事業において永久構造の橋梁として採択された橋梁の未被災部分を、永久構造として施行する工事

イ　橋梁が被災し、再度災害のおそれがある場合において、構造令に対応することを限度として被災部分又は、未被災部分を含めて構造工法、位置等を変更して施行する場合の復旧費を超える部分

査定要領第15（２）（オ）に永久構造とすることができるよう規定された被災部分に接続する未被災部分は関連工事として永久構造とすることができます。

昭和54年の改正で「構造令」に対応することとしました。

ウ　橋梁の一部（被災延長が当該橋梁の延長の２分の１未満の場合を除く。）が被災し、当該橋梁に接続する前後道路の幅員がすでに拡幅されている場合において、被災部分及び未被災部分の幅員を前後の道路幅員にあわせて拡幅して施行する工事

橋梁の全延長が被災した場合、前後道路の巾員が拡巾されていると

きは取付道路巾員に合せて本災により拡巾できますが、橋梁の一部が被災し前後道路の巾員が既に拡巾されている場合は、その道路の巾員に合せて被災部分及び未被災部分を拡巾する工事は関連工事となります。

エ　橋梁の全部又は一部（被災延長が当該橋梁の延長の２分の１未満の場合を除く。）が被災し、当該橋梁に接続する前後道路の幅員が拡幅されることが明確である場合において、当該橋梁の幅員を未被災部分を含めて前後道路の拡幅予定幅員にあわせて拡幅して施行する工事

橋梁が１/２以上被災した場合、前後の取付道路が近い将来拡巾される計画がありその着工が明確な場合は、未被災部分を含めて取付道路の拡巾計画巾員に合せて関連工事として拡巾することができます。

ただし、一連の効用が増大されなければならないことは本災の場合と同様です。

（３）　その他前各号に掲げるものに類する工事

前各号に掲げるものに類する工事は、災害関連事業で実施することが可能ですが、円滑な実施のため、その適合性について、事前に地方農政局等へ相談することが望ましいです。

７　井堰、揚水機、ため池及び樋門（以下井堰等という。）の統合の場合

井堰等が被災し、災害復旧事業のみでは、再度災害のおそれがある場合に、災害復旧事業に代えて、これらの被害施設を統合して施行する場合の総工事費が当該統合に係る個々の施設を原位置で復旧する場合の災害復旧工事費の合計額を超える額。ただし、統合施設の用排水能力は、当該統合に係る個々の施設の能力の合計を限度とする。

井堰、溜池、揚水機、樋門を統合して施行する場合、統合しようとする施設を、それぞれ原位置において復旧するものと考えた場合の個々の施設の災害復旧工事費の合計額を、統合施設に要する総工事費から差引いた額は関連工事費とします。

農道橋復旧基準一覧表

復旧事項	災害復旧事業		災害関連事業		備考
	条件	実施範囲	条件	実施範囲	
下部構造	洪水量増大、流下物が多い	被災部分の下部を永久構造とする	―	―	
桁下高	1．全橋流失 2．木造部／流心部 } の1/2以上被災下記条件の1に該当 3．木造部／流心部 } の2/3以上被災し全橋永久橋とするもの	1．全橋桁下を上げる 2．被災部分の桁下を上げる（取付工事を含む） 3．木造部／流心部 } の全延長の桁下を上げる	木造部／流心部 } の1/2以上被災	全橋の桁下高をあげる場合の工費から災害復旧事業費を差引いた差額	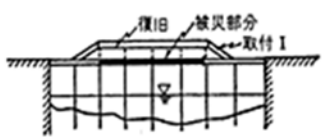
永久構造（上下部共）	1．木造部の1/2以上被災し、下記条件の1に該当するもの 条件：(1)面積20ha以上、幅2.5m長5m以上／(2)幹線道路に通ずる／(3)公共的施設に通ずる／(4)洪水量増大、急勾配、転石多い／(5)海岸越波量増大 2．流心部の1/2以上被災 3．木造部の2/3以上被災、残存部との取付不適当で上記条件の1に該当 4．流心部の2/3以上被災、残存部との取付不適当	1．被災部を永久橋とする 2．被災部を永久橋とする 3．全橋を永久橋とする 4．流心部を永久橋とする	木造部／流心部 } の1/2以上被災	全橋を永久橋とする場合の工費から災害復旧事業費を差引いた差額	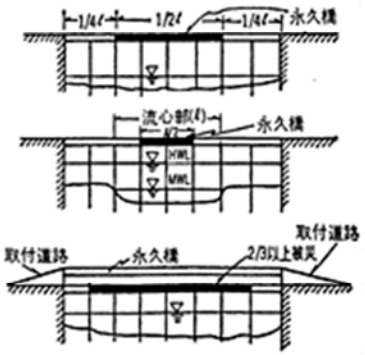
	全橋被災、前後道路が既に拡幅済	前後道路幅にあわせて拡幅する	1．全延長の1/2以上被災、前後道路が既に拡幅済 2．全延長の1/2以上が被災、前後道路が拡幅予定	1．被災部分、未被災部分を前後道路幅員まで拡幅 2．被災部分、未被災部分を前後道路幅員まで拡幅	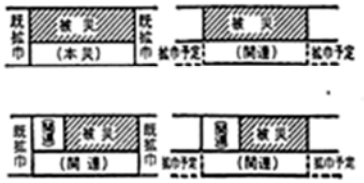

§４　通　知　等

１　災害関連事業の取扱いについて

昭和48年９月６日
改正　昭和53年３月30日
〃　昭和59年９月14日
〃　平成10年４月８日
（構造改善局防災課長から、各地方農政局建設部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

農業用施設災害関連事業並びに海岸災害関連事業については、災害復旧事業の査定の際あわせて調査を行い、その結果をとりまとめ災害関連箇所別調書（様式、第１および第２）を作成し、提出することになっているが、事務の簡素化及び事業の効果的な復旧を図るため、昭和48年発生災害関連事業(すでに提出済のものは除く。）から当分の間、下記によることとしたので、その取扱いについては遺憾のないよう措置願いたい。

記

１　農業用施設災害関連事業で１ケ所の関連工事費の調査額が1,200万円以下の場合並びに海岸及び地すべり防止施設災害関連事業で１ケ所の関連工事費の調査額が6,000万円以下の場合で、かつ、Ａ項関連に該当するものについては、つぎにより提出するものとする。

(1)　災害関連箇所別調書は、従来どおりの様式第１によるものとする。ただし、上記該当地区は、備考欄に「現地審査分」と記入すること。

(2)　災害関連事業箇所別概要書は、別に定める様式第３によるものとする。

２　前項に該当する災害関連事業については、現地における調査額が実質的な決定額となるものであるから、調査にあたっては、慎重に検討調整を図られたい。

様式第３

農業用施設災害関連事業箇所別概要書（現地審査分）

<table>
<tr><td>県　　名</td><td colspan="2"></td><td>番号</td><td>－</td><td>災害名</td><td colspan="2"></td><td>所在地</td><td colspan="3"></td><td>査定官</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="12"></td><td>立会官</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td>工　　種</td><td>災害</td><td colspan="2">関連</td><td>計</td><td>事業主体</td><td colspan="2"></td><td>受益面積</td><td>ha</td><td>関係戸数</td><td>戸</td><td rowspan="10">見　取　略　図

（平面見取図
標準断面図）</td></tr>
<tr><td></td><td>千円</td><td colspan="2">千円</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>事 業 量</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>原 施 設</td><td colspan="2">復旧工法</td><td colspan="8">被　　災　　程　　度</td></tr>
<tr><td>設置年月日</td><td>(事業名)</td><td colspan="2"></td><td colspan="8" rowspan="6">採択条項および関連費算出方法

1．採択条項

2．理　　由

3．算出方法</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>形　　状</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>寸　　法</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>施設の機能</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（注）１～２行程度で簡明に記入する。設計書、写真等の添付は必要ない。

様式第３

海岸災害関連事業箇所別概要書（現地審査分）

<table>
<tr><td>県名</td><td></td><td>番号</td><td>－</td><td>災害名</td><td></td><td>事　業
主　体</td><td></td><td>内　地
・
離　島</td><td></td><td>所在地</td><td></td><td>査定官</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="12"></td><td>立会官</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>災害</td><td>関連</td><td>計</td><td rowspan="2"></td><td colspan="4">原　施　設</td><td rowspan="2">復　旧
計　画</td><td rowspan="8">見　取　略　図

（同　上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工 事 費</td><td>千円</td><td>千円</td><td>千円</td><td colspan="2">計画区域内</td><td colspan="2">計画区域外</td></tr>
<tr><td colspan="2">事 業 量</td><td></td><td></td><td></td><td>延　長</td><td>既設堤防</td><td>無堤・
天然海岸</td><td>起点側</td><td>終点側</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">天端高決定根拠</td><td colspan="3"></td><td>天端高</td><td></td><td></td><td>（取付く／
取付かない）</td><td>（取付く／
取付かない）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">経　済　効　果</td><td colspan="3"></td><td>天端巾</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">採　択　条　件</td><td colspan="3"></td><td>他の改良
計画</td><td></td><td></td><td>（竣工、
工事中、
計画中）</td><td>（竣工、
工事中、
計画中）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">算　出　方　法</td><td colspan="3"></td><td>その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注）１～２行程度で簡明に記入する。設計書、写真等の添付は必要ない。

様式第３

地すべり防止施設災害関連事業箇所別概要書（現地査定分）

県名		番号	－	災害名		事業主体		内地・離島		所在地		査定官	㊞
												立会官	㊞

	災害	関連	計
工事費	千円	千円	千円
事業量			
経済効果			
採択条件			
算出方法			

現況	幅		傾斜		
	長さ		地質		
	深度				

計画区域外状況					
現況					
幅		傾斜			
長さ		地質			
深度					
現況施設					
種類		構造		数量	
他の改良計画		竣工、工事中、計画中			
他の改良計画		竣工、工事中、計画中			
その他					

復旧計画

見取略図

（同　　上）

２　ため池が被災した場合の管理道路の新設について

（昭和50年４月　防災課長会議指示）

ため池が被災し、再度災害防止のための見廻り、補修資材器具の運搬等に利用する道路の新設は、規模の大きいため池で、かつ下流に人家、田畑等があり、ため池の欠壊によって重大な被害を及ぼすおそれのあるものについて、関連事業として必要最小限の範囲で認めるものとします。

なお、ここで規模の大きいものとは、堤高おおむね10m以上又は貯水量10万m3以上のものです。

また、この場合の適用条項は、農業用施設災害関連事業採択基準１－(6)とします。

３　合併事業費の変動について

（暫）通知等10　「他事業との合併施行（差額関連事業を含む）の取扱について」によります。

Ⅱ－８　ため池災害関連特別対策事業とその解説

§１　ため池災害関連特別対策事業実施要綱

昭和61年４月４日　61構改Ｄ第 272号
改正　昭和63年４月７日　63構改Ｄ第 311号
〃　平成９年４月１日　９構改Ｄ第 271号
〃　平成10年10月20日　10構改Ｄ第 165号
〃　平成12年４月３日　12構改Ｄ第 281号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 964号
〃　平成13年４月10日　12農振　第2088号
〃　平成18年10月１日　18農振　第1069号
〃　平成22年４月１日　21農振　第2315号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3501号
〃　令和８年４月７日　８農振　第2183号

（農林水産事務次官から各地方農政局長, 沖縄総合事務局長, 北海道知事あて）

第１　目　　的

ため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）は、激甚な災害を受け、被災ため池の災害復旧事業のみ又は被災ため池の災害復旧事業及び災害関連事業のみでは被災ため池と一連の地域内に残存する次期出水時の被災原因を除去できない場合に、同域内の次期出水における被災原因の除去に努めることにより農業経営の安定を図るとともに国土の保全に資することを目的とする。

ため池が決壊した場合、下流農地はもとより住宅、公共施設等に与える被害は甚大であることから、被災ため池を復旧する際には、様々な検討が必要となります。

現在のため池の災害復旧にあたって、堤体が全面的に被災した場合はもとより、部分的に被災した場合であっても、ベンチカット等により堤体を全面的に復旧する際は、原形復旧にとどまらず、設計指針等の関係基準等に基づき安定上必要な構造で復旧することとされています。また、災害復旧事業の対象範囲を超えるものについては、一般の災害関連事業を活用し、再度災害防止を図ることができます。

しかしながら、設計指針等の関係基準等に基づき安定上必要な構造で復旧した場合は被災箇所の補強にとどまります。復旧事業と併せて一般の災害関連事業を実施した場合も被災箇所と関連する残存施設の改築又は補強を行うものであるため、被災ため池と一連の地域内にある脆弱化したため池は次期出水における被災原因として残存することがあります。
また、脆弱したため池上流域で土砂崩壊等が生じた場合、それらの災害復旧を行っても脆弱したため池を放置すれば、次期出水等における被災原因が除去されないこととなります。 本事業は、ため池等の災害復旧事業を行うときに、一定の計画に基づき、災害復旧事業と併せて緊急的に対策を行うことによって次期出水における被災原因の除去を図るものです。

従って、被災ため池の災害復旧事業又は被災ため池の災害復旧事業及び災害関連事業と併せて緊急に一連の地域内において、一定の計画に基づき各種施設等の整備を行うものです。

第２　事業の内容等

１．事業の内容

この事業は、激甚な災害を受け、災害復旧事業の施行のみでは被災ため池と一連の地域内において次期出水における被災原因となり得る箇所への対策が十分期待できない場合に、次に掲げる（１）又は（２）について、災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備（緊急放流能力の付加を含む。）を行うものである。

（１）被災ため池と一連の地域内にあり緊急に対策が必要なため池

（２）当該災害によりため池上流域内に土砂崩壊等が発生しており、緊急に対策が必要なため池

２．事業主体

この事業の事業主体は、都道府県、市町村等とする。

３．事業の実施期間

この事業は、事業採択の年度から原則として３か年度以内に完了するものとする。

本事業は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

第２条に基づいて指定される災害、これに準ずる状況の災害又は社会的影響の大きな災害を受けた場合、再度災害防止のため、一連の地域内にあるため池等の災害復旧事業と併せて緊急な対策が必要な場合に実施するもので、その整備水準（一定の計画）は土地改良事業設計指針「ため池整備」の範囲内とします。

第３　採択基準

この事業は、次に掲げる採択基準のすべてを満たすものとする。

（１）　次のア又はイのいずれかに該当するため池であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件に該当するものであること。

ア　被災ため池と一連の地域内にあり、緊急に対策が必要なため池

次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

ここでいう一連の地域内とは、被災ため池の再度災害を防止するため、同一水系でおおむね半径500m以内に存する次図の例に該当するため池とします。したがって、水系は同じでも被災ため池と連結しないものは含まれません。

一連の地域内

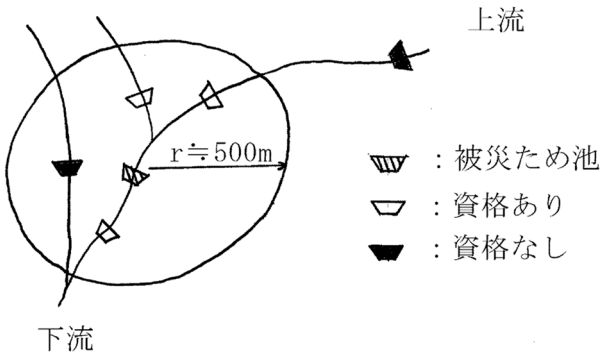

被災ため池と一連の地域内にあるため池は２つのケースがあります。１つは被災ため池の上流に位置するため池（ケース１）、もう１つは被災ため池の下流に位置するため池（ケース２）です。

ケース１について、被災ため池の上流に位置する脆弱なため池が次期出水等により崩壊した場合、被災ため池を土地改良事業設計指

針「ため池整備」の範囲内で整備したとしても、上流に位置するため池の崩壊の影響により復旧後のため池も再度被災するおそれがあります。したがって、①同一水系でおおむね500m以内、②被災ため池において災害復旧事業（災害関連事業を併せ行う場合を含む）が実施されることを条件に、上流に位置するため池において本事業が実施され、被災ため池の被災原因の除去が行われることとなります。

ケース２について、被災ため池の再度災害防止のため災害復旧事業（災害関連事業を併せ行う場合を含む）により洪水吐きの断面拡大を行った場合、被災ため池の下流に位置するため池の洪水吐きをそのまま放置すれば、次期出水時に復旧した上流側ため池から流入する水を吐ききれずに下流側ため池が崩壊するおそれがあります。したがって、ケース１と同様の条件で、下流側のため池において本事業が実施され、被災原因の除去が行われることになります。

ただし、重ねため池の上流ため池の災害復旧事業に伴い下流ため池を改良するだけの場合は、一般の災害関連事業となります（農業用施設災害関連事業採択基準１（５））。

なお、一連の地域内のため池について、今回の災害によってどの程度脆弱化したかの判断が困難な場合が多いですが、本事業の目的がため池の再度災害防止にあるため、既に脆弱化していたため池も今回の災害に起因したものかどうかは特に問わずに本事業の対象となります。

（ア）当該激甚な災害による被害を受けた家屋（人が居住しているものに限る。以下同じ。）と次期災害により被害を受けるおそれのある家屋が合わせておおむね10戸以上（家屋がため池に隣接し、倒壊等著しい被害を受けるおそれのある場合にあっては、５戸以上）であると認められるもの

被災ため池と一連の地域にあるため池が被災ため池より上流にある場合（下図、ケース１）には、被災ため池と被災ため池と一連の地域にあるため池の被害を受けたもしくは被害を受けるおそれのある家屋数を足し合わせます。

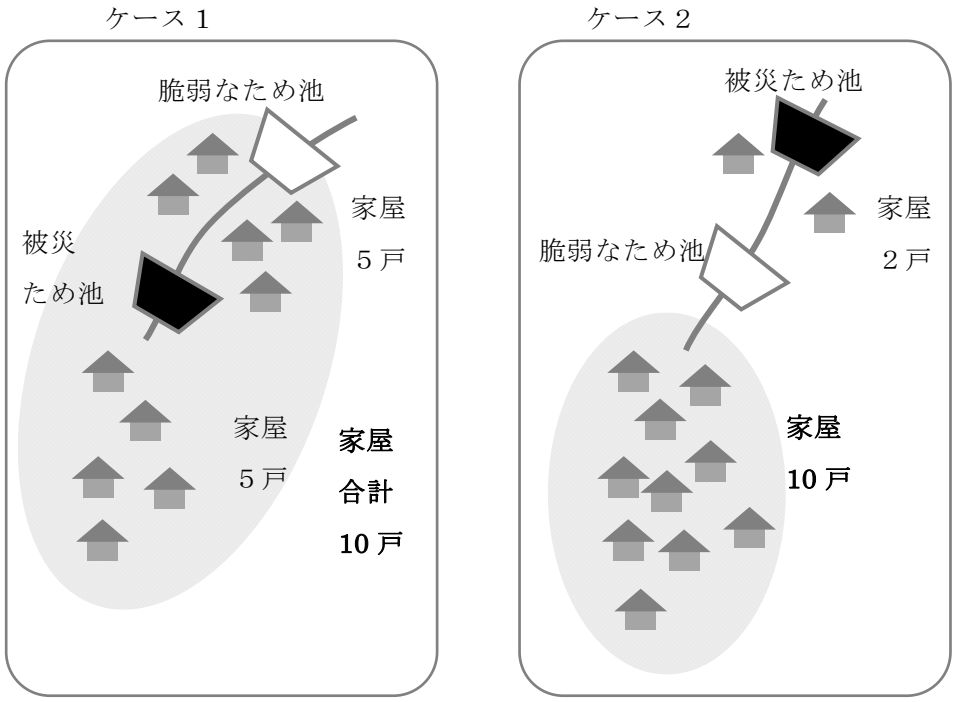

（イ）鉄道、国道及び都道府県道（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市の市道を含む。）又はう回路のない市町村道、受益面積100ヘクタール以上の農道その他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

「その他の公共施設のうち重要なもの」とは、水道管、ガス管、送電線及びこれに類するものをいいます。

被災ため池と一連の地域にあるため池が被災ため池より上流にある場合には、それらため池が鉄道等に直接被害を及ぼすと認められるものとします。

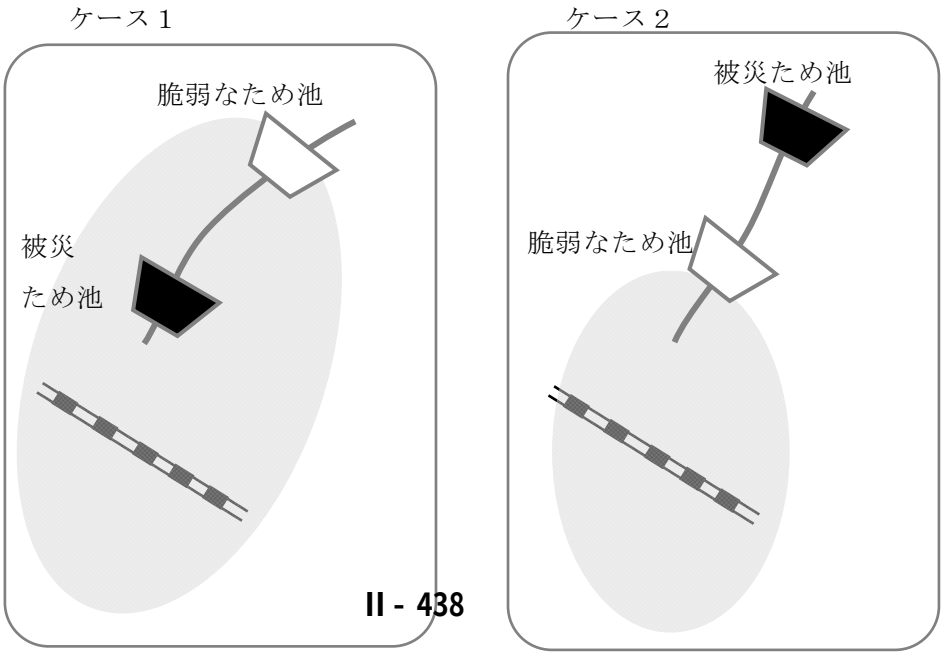

（ウ）官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

官公署、学校、病院のほか老人ホーム、公民館、集会所及びこれに類するものに直接被害を及ぼすと認められる場合をいいます。

被災ため池と一連の地域にあるため池が被災ため池より上流にある場合には、それらため池が官公署等に直接被害を及ぼすと認められるものとします。

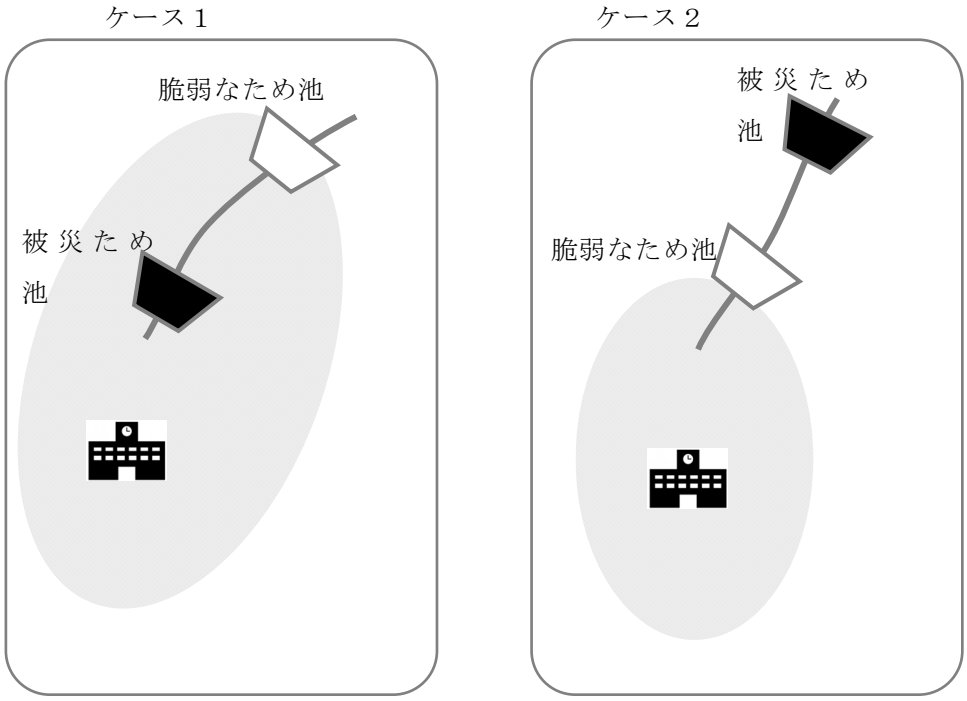

イ　ため池上流域内において土砂崩壊等が発生し、農地、農業用施設等に被害が生じているため池

次期出水等により下流に著しい被害を及ぼすおそれがあり、かつ、アの（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当するもの

流域の基本的考え方は次図のとおりです。

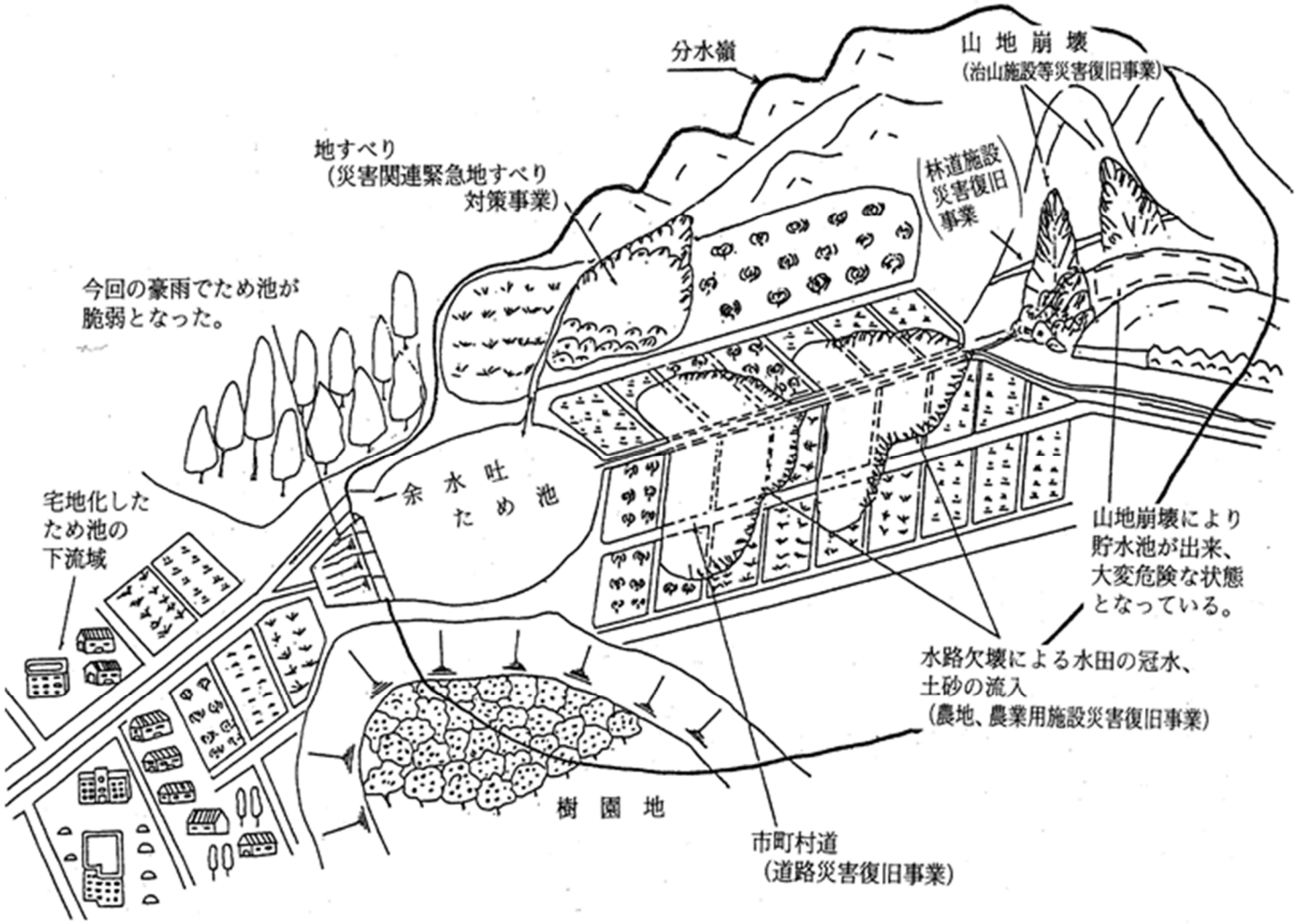
分水嶺
山地崩壊
(治山施設等災害復旧事業)
地すべり
(災害関連緊急地すべり
対策事業)
林道施設
災害復旧
事業
今回の豪雨でため池が
脆弱となった。
余水吐
ため池
宅地化した
ため池の
下流域
山地崩壊により
貯水池が出来、
大変危険な状態
となっている。
水路欠壊による水田の冠水、
土砂の流入
(農地、農業用施設災害復旧事業)
樹園地
市町村道
(道路災害復旧事業)

ここでいう農地、農業用施設等に被害が生じているとは、土砂崩壊等による災害等が発生し、農地農業用施設災害復旧事業のほか、林道施設災害復旧事業、治山施設災害復旧事業、災害関連緊急地すべり対策事業、河川等災害復旧事業、道路災害復旧事業、災害関連緊急治山事業が実施される見込みである状況をいいます。

（２）　工事費は、次に掲げる条件のすべてを満たすものとする。ただし、この事業の実施によって得られる効果が大である場合はアを満たすことのみで採択できる。

ア　1,500万円以上であること

イ　原則として併せて施行する災害復旧事業の工事費を超えないものであること

災害復旧事業の工事費を上回る場合、本事業を併せ行うことによってその事業が非常に効果的となる場合は採択することができます。

「効果」は、本事業を実施しないこととした場合に想定される被害金額を求めることにより算出します。その方法は一般のため池等整備事業に準じます。

「効果」の大きさは、概要書に示す本事業の総事業費と上記の想定被害金額を比較し、本事業のみに係る

総事業費＜想定被害金額

であることを農村振興局長が確認します。

（３）　原則として他の改良計画がないものであること。

「他の改良計画」とは、実施中又は実施が確実と見込まれる一般のため池等整備事業であり、実施設計書が出来上がり、事業範囲、事業量、工種等が決定していても予算の裏付けがなく、着工の見通しがないものは含まれません。少なくとも着工承認を得たもの、又は着工年次がはっきり約束されているものに限ることとします。

第４　事業の申請

都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村等からこの事業を実施したい旨の申請があったときは、別記様式による事業採択申請書及び農村振興局長が別に定める事業計画概要書を作成し、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第５及び第６の１において同じ。）に提出するものとする。

災害が発生してから事業採択までの手続きは次図のとおりとしますが、事業申請については、災害復旧事業計画の提出時点に本事業計画が整っていない場合もあり、必ずしも本事業計画の提出と同時になるとは限りません。したがって、災害査定時に現地踏査が行われない場合もあります。

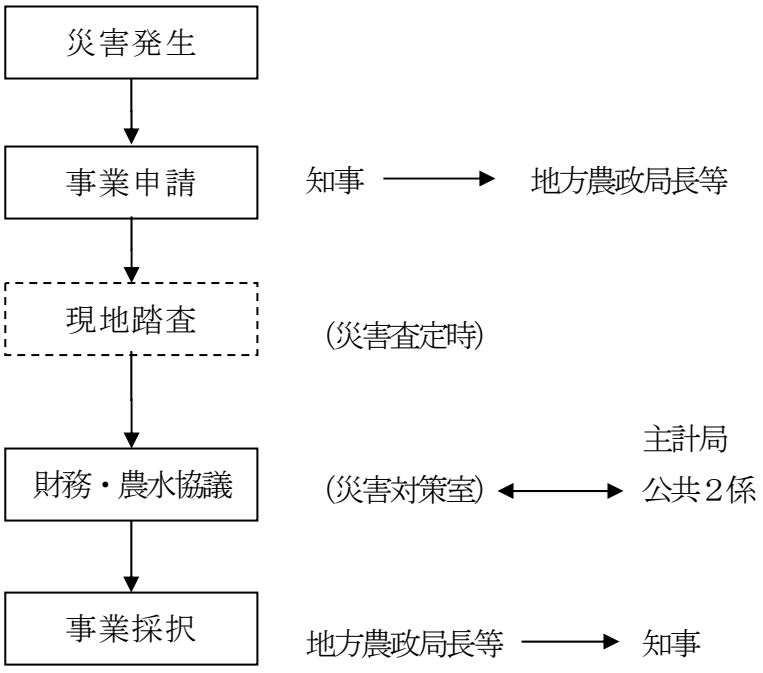

第５　事業の採択

地方農政局長は、第４の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、地方農政局長から当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

採択に当たって、被災ため池等の災害復旧事業及び災害関連事業は現地等で実施される災害査定（立会官立会）、ため池災害関連特別対策事業は農林水産本省と財務本省の協議を経て、採択されます。

第６　事業計画の変更

１　都道府県知事は、第５の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき又は市町村等から次のいずれかに該当する変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

（１）　主要な工事の著しい変更

（２）　物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

２　地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、当該事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨報告するものとする。

第７　増破等の取扱い

この事業が未着手の場合において、この事業の対象となっているため池に新たな災害が発生し、当該ため池が新たな災害復旧事業の対象となったときは、当該ため池に係るこの事業は廃止する。また、この事業の実施中において、事業計画の根本的な再検討を要する災害が発生したときは、当該事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな事業計画（災害復旧事業とし

ての要件を備えている場合にあっては、災害復旧事業計画）により実施するものとする。

本事業で採択されたものが新たに被災した場合、新たな災害復旧事業として実施できる範囲は、前災時の原形復旧分及び本事業の後災時点までの実施済分までとし、それを上回る部分については、新たに後災に関連した事業として行うものとします。したがって、前災に係る本事業の整備水準は後災発生時点で見直し、後災の関連事業（本事業もしくは一般の災害関連事業）で新たに設定するものとします。

第８　補　　助

国は、この事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

第９　委　　任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別記様式（第４関係）

番　　号
年　　月　　日

地　方　農　政　局　長
（　北海道にあっては農村振興局長　）
（　沖縄県にあっては沖縄総合事務局長　）

都道府県知事　氏名

ため池災害関連特別対策事業採択申請書

ため池災害関連特別対策事業実施要綱第４の規定により、　　年災に係る新規地区として下記の通り事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番号		地区名	所在地	事業主体	工種	数量	事業費 (イ)	採択理由	参考			備考
	地区	箇所								災害費 (ロ)	査定未・了	(イ)の工事費 (ロ)の工事費	
							カ所	千円		千円			
合計													

注）採択理由欄には、第３の（１）により農村振興局長が別に定めるため池の要件のうち該当するものを簡潔に記入する。

「査定未・了」欄は、災害査定が済んでいるかいないかの区別を記入するものであり、これは、災害査定と本事業の事業申請が別々に行われることがあり得るためです。

なお、災害査定が済んでいないときに申請を行った場合には、災害査定が行われ災害査定額が決定した時点で本工事費の工事費を決定するものとします。

別表（第8関係）

区　　分	費　　目	事業費目の内容
工事費	本工事費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	附帯工事費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であって、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費
	測量及び試験費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用地及び補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）
	船舶及び機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輌（乗用車を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用
	営繕費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料
	工事雑費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑費を除く）の額に1,000 分の 15 を乗じて得た額以内であること。
事務雑費		工事の施行に伴い必要な事務に要する経費（工事雑費に類するものを除く。）。ただし、工事費の額に 1,000 分の 15 を乗じて得た額以下のものであること。

§２　ため池災害関連特別対策事業実施要領

昭和61年４月４日　61構改Ｄ第 273号
改正　昭和63年４月７日　63構改Ｄ第 312号
〃　平成10年10月20日　10構改Ｄ第 167号
〃　平成12年４月３日　12構改Ｄ第 282号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 961号
〃　平成22年４月１日　21農振　第2316号
〃　令和８年４月７日　７農振　第2425号

（農村振興局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

１　ため池災害関連特別対策事業（以下「事業」という。）の実施に関しては、ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年４月４日付け61構改Ｄ第272号農林水産事務次官依命通知（以下「要綱」という。））によるほか、この実施要領によるものとする。

２　要綱第２の２の事業主体において市町村等は、市町村、土地改良区、その他都道府県知事が適当と認めるものとする。

３　要綱第３の（１）のため池は、総貯水量が原則として1,000立方メートル以上であり、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

これらの要件は次期出水等における被災原因を除去する観点から定めた脆弱化の度合いであって、必ずしも当該災害によって新たに発生したものであることは問いません。

もしも、災害以前に脆弱化している状況にあれば、既に一般のため池等整備事業において採択されているものと考えられます。

（１）　堤体からの漏水が、次のいずれかに該当するもの

ア　堤長100メートル当たりの漏水量が毎秒1.5リットル以上であるもの

漏水量の計測は計量ゼキ又は計量容器により行うが、計測した漏水量の大小を比較する時の基準として堤長100メートル当りに換算して算出します。

堤長とは「堤頂における堤体の縦断方向の長さ」と定義されます。仮に堤長が50メートルであっても100メートル当りに換算して比べる

ことになります。

イ　１日の漏水量が総貯水量の0.1パーセント以上であるもの

ウ　パイピングの予兆が認められるもの

「パイピングの予兆」は、理論的には動水勾配、漏水量、土質材料の粒度等から総合的に判断しますが、現象的には堤体の下流面が常時湿っていれば危険な状態といえるでしょう。

（２）堤体が当初の断面に比して面積率で７パーセント以上変形しているもの

当初断面が不明の場合は、標準断面と現断面を比較して計算します。

（３）浸潤線が堤体下流法面の比較的高い位置に浸出し、漏水量に異常が認められるもの

「比較的高い位置」とは、下流面に腰石垣がある場合にはその上、ない場合には、下流水路の天端高より上であることをいいます。

（４）洪水吐きが破損しているもの又は断面不足のもの

（５）取水施設の脆弱化が破堤につながると判断されるもの

取水設備の脆弱化が破堤につながるか否かの判断は取水設備の破損や漏水等、放置すればますますその程度が拡大するようなものと解釈されます。

（６）当該災害により危険な状態となり、貯水量が総貯水量の２分の１以上を確保できなくなったもの

（７）取水設備の放流機能では放流能力の不足が明らかであり、他に放流の手だてがない場合で、かつ、緊急放流を行うことにより、被災を回避することが可能であったと判断できるもの

（８）取水設備自体が老朽化により本来の能力が失われており、それが原因で漏水や破損を起こすおそれがあると認められるもの

４　要綱第３の（１）のアの被災ため池と一連の地域内にあるため池は、被災ため池からおおむね半径500メートル以内の同一水系にあるものとする。

５　工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）のうち、国の補助金を除いた額の２分の１以上は都道府県において負担するものとする。

６　要綱第４の事業計画概要書の様式は、別紙様式のとおりとする。

別紙様式

ため池災害関連特別対策事業計画概要書

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>(ふりがな)
地区名</td><td></td><td>番号</td><td>地区</td><td>箇所</td><td>災害名及び被災月日</td><td></td><td>所在地</td><td></td><td>事業主体</td><td></td><td>採択年度</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">原施設</td><td rowspan="2">総事業費</td><td colspan="3">被害想定</td><td rowspan="2">災害費</td></tr>
<tr><td>池名</td><td>堤高</td><td>堤長</td><td>総貯水量</td><td>取水量</td><td>面積</td><td>金額</td><td>人家</td></tr>
<tr><td></td><td>m</td><td>m</td><td>m^3</td><td>m^3/s</td><td>千円</td><td>ha</td><td>千円</td><td>戸</td><td>千円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>被災状況</td><td colspan="14"></td></tr>
<tr><td>対象ため池の現況</td><td colspan="14"></td></tr>
<tr><td>計画</td><td colspan="14"></td></tr>
<tr><td>主要工事</td><td colspan="14"></td></tr>
</table>

注１　原施設は、本事業の対象となるため池とする。

２　被害想定は、対象ため池（被災ため池を含む場合がある。）が決壊した時に想定される被害額等を記入する。（現行の老朽のため池整備事業に準じて記入する。）

3　災害費は、査定未了の場合には申請額を記入する。

4　被災状況は、ため池の被災の状況を分けて、その延長（m）、面積（㎡）等をそれぞれ記入する（災害関連事業箇所別概要書記入要領に準じて記入する）。

5　対象ため池の現況は、脆弱化の度合いを具体的に記入する。特に、要綱、要領に掲げる採択要件に係る事項は必ず記入する。

6　計画は、整備計画の概要を記入するが、堤体、洪水吐き等の設計諸元の決定に当たって必要とする数値（確率年、同雨量、流量、設計洪水位等）は必ず記入する。

7　主要工事は、堤体工、洪水吐き工、取水施設工等の各工種に分け、構造、数量等を記入する。

8　５万分の１の位置図を添付する。

§３　ため池災害関連特別対策事業の実施について

令和８年４月７日
（農村振興局防災課災害班長から各地方農政局防災課長あて）

ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年４月４日付け61構改Ｄ第272号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）及び同実施要領（昭和61年４月４日付け61構改Ｄ第273号構造改善局長通達。以下「要領」という。）に基づき事業を実施運用するに当たってため池災害関連特別対策事業計画書について別紙のとおり定めたので、貴職から関係機関への周知をお願いします。

別紙　ため池災害関連特別対策事業計画書

本事業計画書は財務・農水協議に用いる資料であり、現行の老朽のため池整備に準じて資料等の作成を行うものとします。（バックデータも必ず用意すること）

別紙

ため池災害関連特別対策事業計画書

(ふりがな) 地区名		採択年度	番号	地区	箇所	災害名及び 被災年月日		都道府県名		事業主体	
池名		水系名	所在地		かんがい面積	水田	ha 合計	計画湛水面積	ha	集水面積	直接 ha 合計	堰提築造	経過年数
池管理者		河川名				畑					間接		事業名

	ダム諸元									取水施設							洪水吐			構造
	型式	堤高	堤長	堤体積	貯水量	余裕高	天端巾	法面勾配	法面保護工	斜樋又は竪樋 構造	径	長さ	底樋 構造	径	長さ	取水量	計画洪水量	越流水深	洪水吐能力	
現況	(例) 均一式	(m)	(m)	(千 m³)	(千 m³)	(m)	(m)				(m)	(m)		(m)	(m)	(m³/s)	(m³/s)	(m)		
計画																				

計画降雨						費目	金額	備考
	観測機関名 計画基準雨量 計画根拠		項目	事業を必要とする理由		工事費	千円	
			取水施設			本工事費		
						付帯工事費		
			洪水吐			測量及び試験費		
						用地費及び補償費		
			堤体または基礎からの湧水状況			船舶及び機械器具費		
						営繕費		
						工事雑費		
			堤体			事務雑費		
						合計		
						(参考)災害復旧事業費	千円	

計画洪水量				
	計算式 流出率 計画洪水量		被災状況	
			当該事業計画	

想定被害	面積(ha)				被害額(千円)						人家(戸)	人命(人)	負担区分(%)						特記事項
	水田	畑	その他	計	作物	農地	農業用施設	公共施設	家屋その他	計				国	都道府県	市町村	その他	計	
													工事費						
													事務雑費						

計　画　概　要　図

略　図

N

位　置　図

標準構造図

経 済 効 果 表

局名		総事業費(1)		被害想定金額(2)		(2)/(1)	
県名		番号	地区	箇所	災害名及び被災年月日		
地区名							

	種目	区分	数量	単価	想定被害額	算出基礎
農業想定被害	農地	耕土(田)	ha		千円	
		流出(畑)	ha			
		土石(田)	ha			
		埋没(畑)	ha			
	農業用施設	用水施設	m			
		排水施設	m			
		農道	m			
	農作物	かんばつ	ha			
		浸水	ha			
		流出埋没	ha			
	農業用納屋		戸			
	農機具等		台			
	家畜	牛	頭			
		鶏等	羽			
小計						
公共想定被害	人家	全壊	戸			
		半壊	戸			
		床上浸水	戸			
		床下浸水	戸			
	工場		戸			
	公共建物		戸			
	国道		m			
	県道		m			
	市町村道		m			
	鉄道		m			
	養魚		尾			
	その他					
小計						
合計						

人命想定被害	全壊家屋住人	名	
	半壊家屋住人	名	

添　付　図　面

（１）　位置図（５万分の１又は２万５千分の１図）
（２）　被災図
（３）　平面図
（４）　縦断面図
（５）　横断面図
（６）　被害写真

注. 1.　位置図に資材の採取場所、運搬経路及び距離を記入すること。
2.　被災図には、被災前後の状況を明記すること。
3.　被害写真には、撮影月日を記入すること。

〈参考〉ため池災害関連特別対策事業計画箇所別調書（財務立会調書）

本事業は、災害を被ったため池の災害復旧事業に関連して行う再度災害防止のための事業です。本事業の採択は財務・農水の本省間協議によって決められその後予算措置がなされることとなります。

この本省間協議に必要な書類として、農水省側は①ため池災害関連特別対策事業計画概要書、②ため池災害関連特別対策事業計画書を作成することとなっていますが、さらに、財務省の立会官は、現地踏査をした時には財務立合調書を作成し、地方財務局から財務本省へ提出することとなります。

ため池災害関連特別対策事業箇所別調書の提出について

（昭61・６・20 事務連絡108）

昭和61年度から「ため池災害関連特別対策事業（以下「特別対策事業」という。）」が創設され、別添要綱等が制定されたが、特別対策事業の採択等に当たつての検討資料としたいので、この際災害立会を行うだけでなく、特別対策事業についても原則として現地調査をすることとし、別紙様式により調書を作成のうえ報告されたい。

なお、特別対策事業の取扱いについては、本省で処理するものであるから現地において採択の適否等の発言は、一切差し控えるよう特に留意されたい。

〈別紙〉

ため池災害関連特別対策事業計画箇所別調書

調査官氏名

財務局

立会官氏名

都道府県名		(ふりがな) 地区名		番号	地区	箇所	災害名及び被災月日		所在地		採択年度	

原施設					総事業費	被害想定			災害費
池名	堤高	堤長	総貯水量	取水量		面積	金額	人家	
	m	m	m^3	m^3/s	千円	ha	千円	戸	千円

事項	適否の別	説明
1．　被害が激甚であって、災害復旧事業の施行のみでは再度災害防止に十分な期待ができないため災害復旧事業と併せて一定の計画に基づき整備する事業計画であるか。 2．　被災ため池と一連の地域内にあたるため池に係る事業であるか。 3．　要綱第3の採択基準について イ　(1)の要件に該当するものであるか。 ロ　工事費が1,500万円を超え、かつ、原則として併せて施工する災害復旧事業の工事費を超えないものであるか。 ハ　原則として他の改良計画がないものであるか。 ニ　この事業の実施によって得られる効果が大であるものであるかどうか。		被災状況、災害復旧事業及び本事業計画の概要を必ず明記する。
総括所見		

備考　本調書には、都道府県が作成し、主務省に提出する「ため池災害関連特別対策事業計画概要書及びため池災害関連特別対策事業計画書（別添資料参照）」の写しを添付すること。

Ⅱ－９　農地災害関連区画整備事業とその解説

§１　農地災害関連区画整備事業実施要綱

平成元年５月29日　元構改Ｄ第 347号
改正　平成５年４月１日　５構改Ｄ第 237号
〃　平成９年４月１日　９構改Ｄ第 272号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 964号
〃　平成13年４月10日　12農振　第2092号
〃　平成18年10月１日　18農振　第1068号
〃　平成22年４月１日　21農振　第2317号
〃　令和２年３月30日　元農振　第3685号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3502号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（目　　的）

第１　農地災害関連区画整備事業（以下「本事業」という。）は、被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と国土の保全に資することを目的とする。

農地の災害復旧事業については暫定法及びその関連法令に基づいて被災前の現況における農地種別どおり復旧することを原則として実施されています。原形復旧を厳密にいえば、区画形状、標高、畦畔、耕心土の土層厚さ、基盤の状態等すべてが被災前と全く同様であることですが、これは現実的には不可能なことであるため、次の要件によって復旧するものは原形復旧とみなしています。

①　区画形状を変更しないもの
②　用排水機能に影響を及ぼさない程度の標高の変化
③　旧畦畔の効用（境界、土止、止水等）を回復するための最小限度の工法変更
④　耕心土の厚さを近傍農地の標準厚さとし、農地として利用可能な土を使用して復旧するもの
⑤　必要な地均し、締固めを行う基盤整備

また、地形、地ぼう等の変化が著しく、広範に亘って被災し原形に復旧することが著しく不適当な場合には区画の変更及び代替開墾を行うこと

が可能となっています。

しかし、一定被災地域の農地に着目すると、その地域内においては道路、用排水路等が一体的不可分に存在しており、農地の再度災害要因の除去を図るという視点から考えると、現状の区画形質を固定して個別一筆のみの原形復旧を基本的には目指す現在の農地復旧方式では、自ずと再度災害防止上の効果に限界があるのは明らかであり、面的な災害復旧工法による区画形質の改良があって初めて、再度災害防止上の安全度の向上が図られます。

したがって、区画整理方式で被災農地と関連未被災農地を取り込んで実施することによって、残存脆弱畦畔等の改良や排水路等の整備を総合的一体的に実施し、再度災害要因の除去を積極的に行う事業が農地災害関連区画整備事業です。

（事業の内容等）

第２　本事業は、一連の農地が被災し、その被害の程度が甚大であって、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合に、再度災害を防止するため被災した農地及びこれの利用又は保全上必要な農業用施設（以下「農地等」という。）の復旧と併せて隣接する農地等の整備を一定の計画に基づき総合的かつ一体的に区画整理方式で実施するものとする。

２　本事業は原則として３ケ年以内に完了するものとする。

本事業は、被災面積及び未被災面積を含めた一連の農地を対象とするもので、被災面積が一体として整備する地域の約５割以上の場合です。事業実施は、復旧限度額の範囲内で申請者が樹立した再度災害を防止するために必要な整備水準の計画（一定計画）に基づき総合的かつ一体的に区画整備方式で行うものです。

また、「農業用施設」とは、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第１の２（２）による農業用施設をいいます。

なお、事業の整備水準としては、ほ場整備事業と同程度と考えます。区画の決定に当たっては、ほ場整備事業等を参考に決定すべきですが、被災箇所を含む当該地域が、再度災害を被る恐れがなく経済的な区画形状及び１戸当たりの所有面積等を考慮して決定すべきです。

（採択要件）

第３　本事業は次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

（１）　次の各号の一に該当する農地等であること。

ア　農地等の被害が甚大であって、災害復旧工事のみでは再度災害防止

に十分な効果が期待できないもの

現状の区画形質を固定して個別一筆のみの復旧では、再度災害防止上の効果に限界があります。被災箇所に接続した部分で同種の災害によって被災するおそれがある場合は、区画整理方式で被災農地と関連未被災農地を取り込んで実施することとなります。

（概念図）

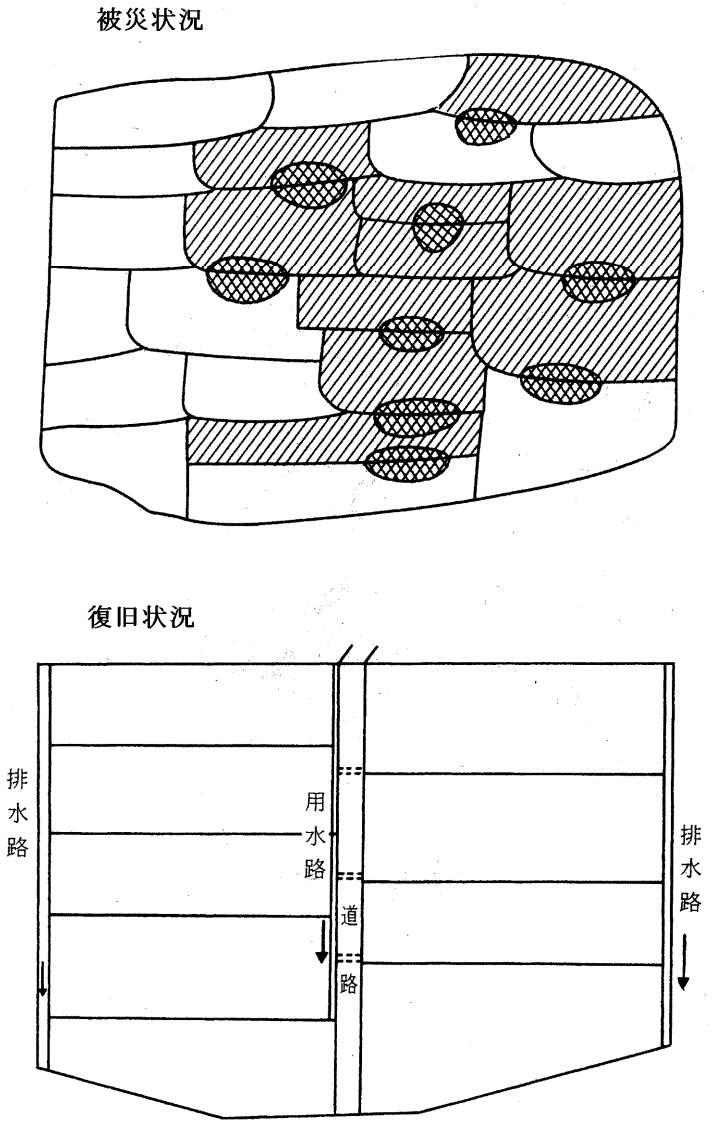

イ　次期降雨等により残存農地等及びその下流に著しい被害を及ぼすおそれがあるもの

用排水路の形状が被災の原因となって、用排水路及びその両岸農地が被災した場合、被災部の部分的な災害復旧をしても、再度災害の防止とはなりません。したがって、区画整理により用排分離を図り、用排水路の線形及び断面を改良することによって、各筆の雨水が直接排水路に排水され、流水の分散が図られるとともに、流水の速やかな流下が可能となり、排水路からの溢水の危険がなくなることになります。

（概念図）

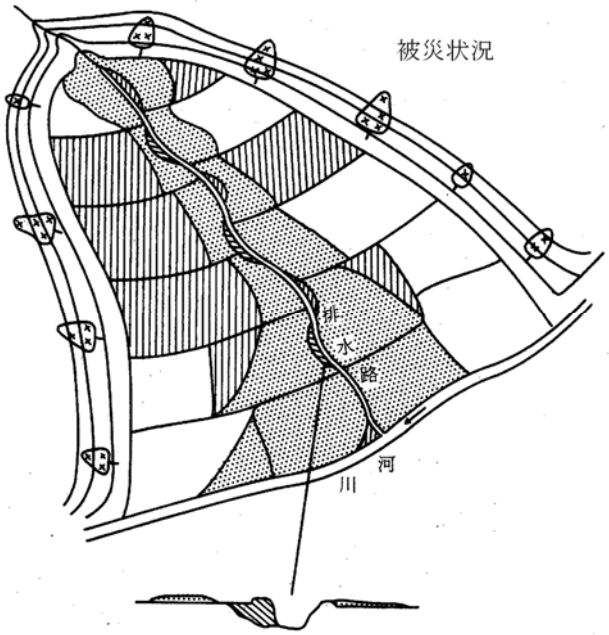

（概念図）

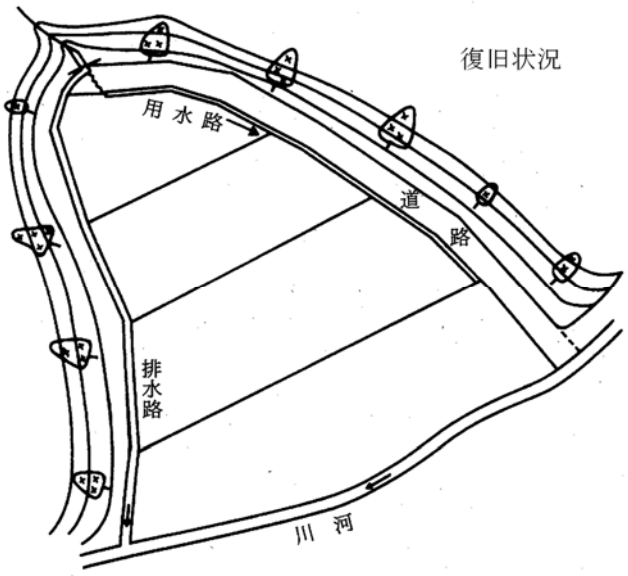

ウ　河川その他公共土木施設の災害復旧事業等に関連して実施することが、当該地域の再度災害防止の上で必要なもの

農地に隣接する中小河川の氾濫により土石による埋没又は流水による耕土の流出が生じた場合など、被災面積及び未被災面積を含む一連の地域の区画整理を実施することにより、河川復旧計画等と十分調整することが可能となり、さらに換地手法により河川の線形が改良され、河川氾濫等の二次災害を受けにくくなります。

（概念図）

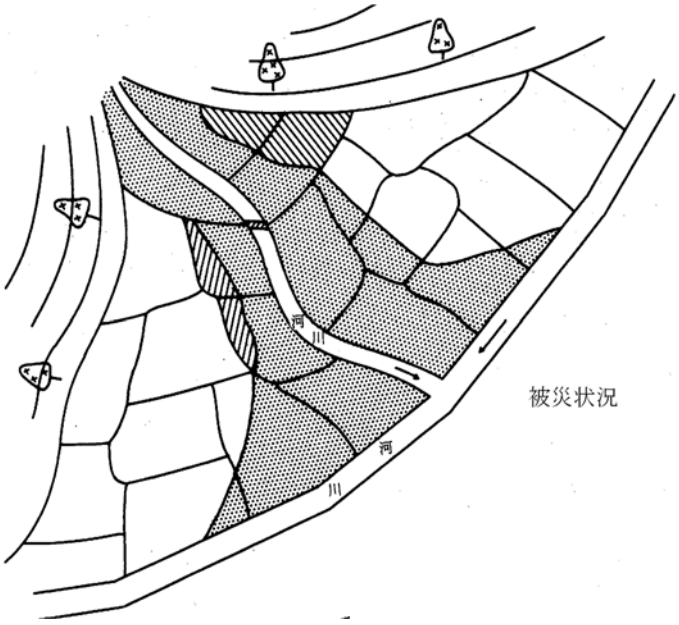

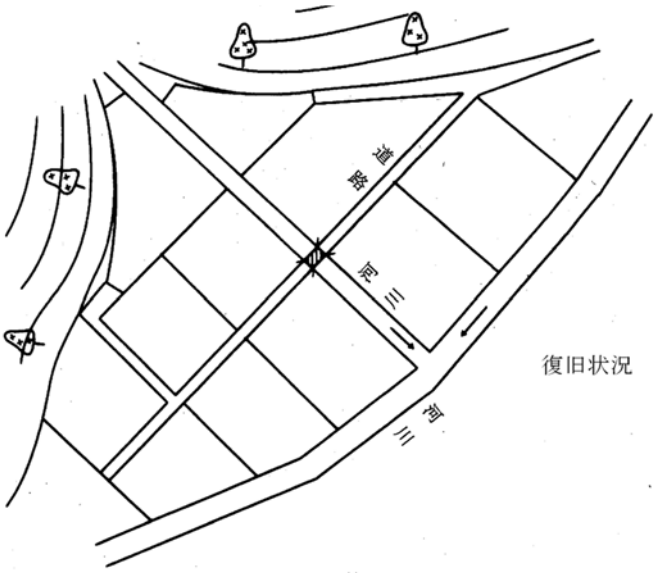

（２）　本事業に係る受益戸数が２戸以上であること。

受益戸数の考え方は土地改良事業と同一であり、農地の所有者が２戸で賃貸借している人が１戸の場合でも採択できます。

（３）　本事業に係る工事費が４百万円以上であり、かつ、併せて施行する農地等災害復旧事業の被災面積及び工事費を原則として超えないものであること。

本事業は極力災害復旧事業の被害面積及び工事費の範囲に留めることとしますが、場合によっては超えることとなることもやむを得ません。

つまり、一連の地域に災害復旧事業に採択されていない被災面積(小災害の農地及び河川改修等で買収される農地の面積）があるとした場合、その被災面積も加えるものとし、このような場合は超えることもあります。

（４）　当該農地等において他の改良計画がないこと。

「他の改良計画」とは実施中又は実施が確実と見込まれるほ場整備事業等の区画整備事業であり事業計画が決定していても、予算の裏付けがなく着工の見通しがないものは含まれません。少なくとも着工承認を得たもの、又は着工年次がはっきり約束されているものに限ります。

他の改良計画がある場合は、原則として本事業としては行いません。

（５）　事業効果が大きいこと。

「効果」は復旧限度額を求めることにより算出します。その方法は農地災害復旧事業に関する復旧限度額の算定式による金額とします。効果の大きさは概要書に示す全体事業費に占める農地の整備に要する費用と上記の復旧限度額を比較して、

農地の整備に要する費用　＜　復旧限度額

であることを確認するものとします。

（６）　その他農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件を満たすものであること。

一連の農地・農業用施設の面積の約５割以上が被災し、かつ、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）のうち国の補助残の一部（1/2以上）を地方公共団体において負担されるものでなければなりませ

ん。

（農地災害関連区画整備事業実施要領２参照）

（事業の申請）

第４　都道府県知事は、この事業を実施しようとするとき又は市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第５及び第６の１において同じ。）に提出するものとする。

国庫補助を受けて本事業を実施しようとする場合は、復旧事業と同様に申請行為が必要です。

事業の申請者は、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等（生産組合）です。本事業は他の事業と異なり復旧事業があってはじめて検討されるものですが、本事業計画は災害復旧事業計画の樹立と並行して検討する必要があります。しかし、本事業の場合「災害一人歩き」により単独で効用回復を成し得る復旧事業費を差し引いた額となること、関係者の同意を得るのに時間を要すること等から、申請は災害査定後とならざるを得ません。

農地災害関連区画整備事業の採択までの流れは次のとおりです。

農地災害関連区画整備事業実施手順

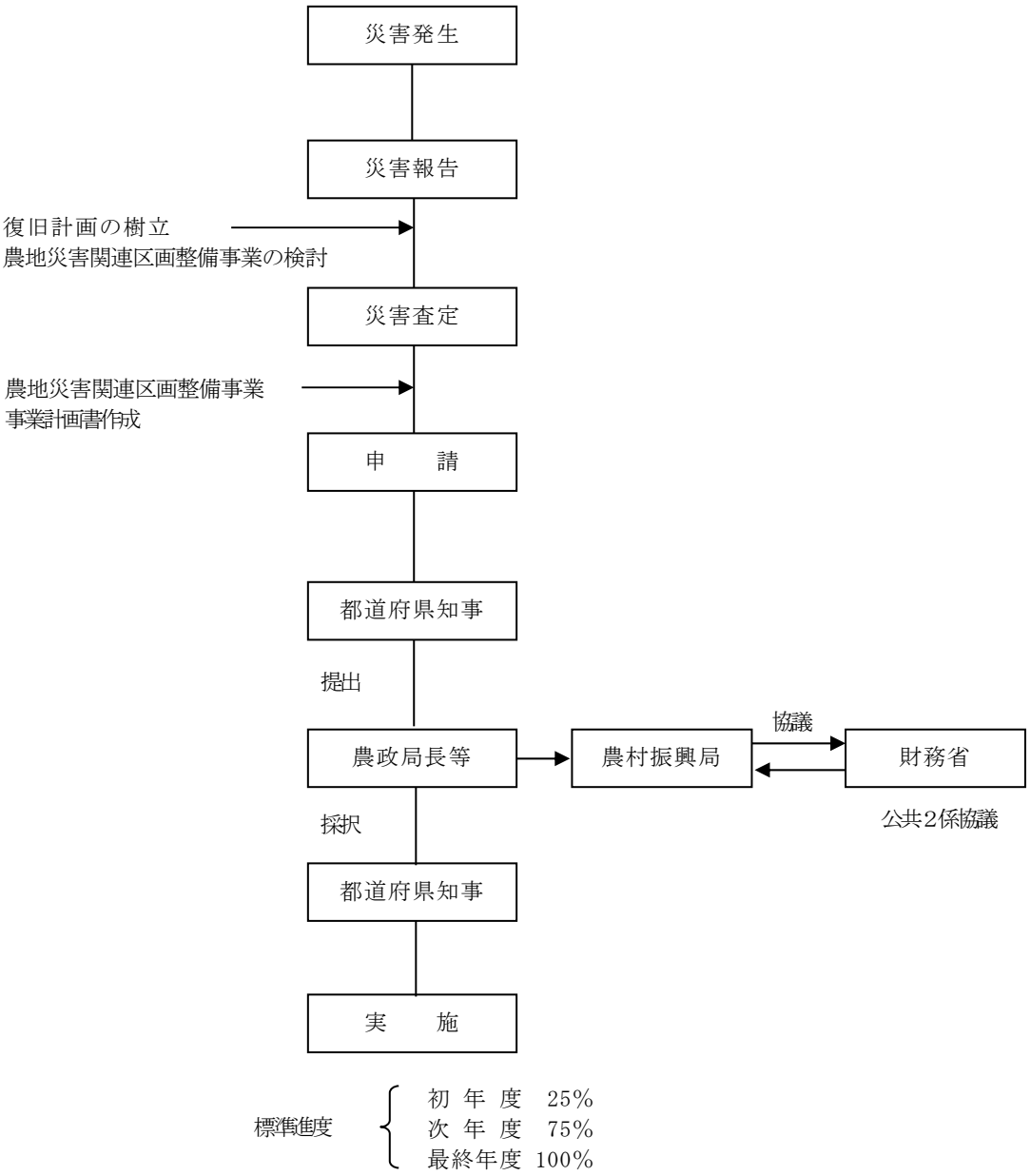

（事業の採択）

第５　地方農政局長は、第４の規定により提出された事業計画概要書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認められるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

第４の規定により提出された事業計画概要書を審査のうえ、農林水産、財務両省間で各箇所毎に協議し、第３の採択要件に該当するものの中から、予算の範囲内で採択し、地方農政局長から都道府県知事に対し事業費決定の通知をします。

（事業の計画変更）

第６　都道府県知事は、第５の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき又は事業主体から変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

（１）　主要な工事計画の著しい変更

（２）　物価又は労賃の変動によるものを除く事業費の20パーセント以上の変動（公共工事の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減額であって、変更前の事業計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）

２　地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、当該事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

事業実施に伴って承認を受けた事業計画の変更を行う場合、地方農政局長の承認を受けなければならない範囲を規定したものです。

規定の内容

（１）　１項（１）（２）以外のもので変更の内容が軽微なものは地方農政局長の承認を受ける必要はなく、知事権限で処理することができます。ただし、変更した額については地方農政局長（農村振興局長）に報告することになっています。これは年度設計（計画書）の軽微な変更は、決算処理するため報告を行なう必要はありませんが、全体計画については予算措置上常に総枠を知っておく必要があるからです。

（２）　１項（１）（２）に該当するものは地方農政局長の承認を受けなければなりません。また、地方農政局長は農村振興局長にその旨を

報告することになっています。なお１項（１）の主要な工事計画とは区画形状の変更、用排水計画、道路計画、田面標高等であり、計画の基本的事項です。

（増破等の取扱い）

第７　本事業が未着手の場合において、本事業の対象となっている農地に新たな災害が発生し、当該農地が新たな災害復旧の対象となったときは当該農地に係る本事業は廃止する。また、この事業実施中において、事業計画の根本的な再検討を要する災害が発生したときは、当該事業を新たな災害発生時の出来高で打ち切り、新たな事業計画（災害復旧事業としての要件を備えている場合にあっては、災害復旧事業計画）により実施するものとする。

本事業計画の地区内で本事業の対象となっている農地に新たな災害が発生し、当該農地が新たな災害復旧の対象となったときは、当該農地に係る本事業は廃止し、計画変更で処理するものとします。また、費用振分比率は計画変更後の率とします。しかし、災害規模が大きい時には全体計画を見直す必要があります。

（補　　助）

第８　国は、本事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

（委　　任）

第９　この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別　表（要綱第8関係）

区　分	費　目	事業費目の内容
工事費	本工事費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料費。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	附帯工事費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であって、前号に規定する本工事の内容に相当する部分の経費
	測量及び試験費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用地費及び補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）
	船舶及び機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輌（乗用車を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用
	営繕費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料
	換地費	換地計画及び換地処分に必要な経費とする。
	工事雑費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑費を含む。）の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のものであること。
事務雑費		工事の施行に伴い必要な事務に要する経費（工事雑費に類するものを除く。）。ただし、工事費の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のものであること。

注）換地費の積算は「換地業務の経費算定について（昭和49年5月17日49-5）により積算する。（参考：ほ場整備事業の場合一般に総事業費に対して５％程度である。）

別記様式(第４関係)

番　　号
年　　月　　日

地　方　農　政　局　長
(北海道にあっては農村振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)　殿

都道府県知事
氏　　名

農地災害関連区画整備事業採択申請書

農地災害関連区画整備事業実施要綱第４の規定により、　　年度新規地区として下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番号		地区名	所在地	事業主体	数　量	事業費(イ)	採択理由	参考		備　考
	地区	箇所							災害費(ロ)	(イ)の工事費 (ロ)の工事費	
						箇所	千円		千円	千円	
							(　) (注)				
合計											

注)　事業費欄(　)は農業用施設の整備にかかる費用を記入する。

§２　農地災害関連区画整備事業実施要領

平成元年５月29日　元構改Ｄ第 348号
改正平成５年４月１日　５構改Ｄ第 238号
〃 平成22年４月１日　21農振　第2318号
（構造改善局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

１　農地災害関連区画整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年５月29日付け元構改Ｄ第347号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによるものとする。

２　要綱第３の（６）の農林水産省農村振興局長が別に定める要件は一連の農地・農業用施設の面積の約５割以上が被災（農地への土砂の流入、耕土の流失、農地畦畔の崩壊、農業用施設の欠壊等をいう。）した場合であって、かつ、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）のうち、国の補助金を除いた額の一部が地方公共団体において負担される場合であることとする。

３　本事業の農業用施設に係る事業費は、全体事業費（災害復旧事業と本事業に要する経費）に係る本工事費のうち農業用施設の整備に係る費用の占める率を本事業に要する経費に乗じて算出した額とする。

４　要綱第４の事業計画概要書は、別紙様式のとおりとする。

注）２の「国の補助金を除いた額の一部」とは国の補助金を除いた残額の1/2以上を負担するものと考えています。

別紙様式（第４関係）

農地災害関連区画整備事業計画概要書

（単位;面積：ha、金額：千円）

都道府県名		(ふりがな) 地区名		番号	地区	箇所	災害及び被災月日		所在地		事業主体		採択年度	

区分	面積	筆数	１筆当り面積	関係戸数	被災面積	全体事業の内訳	区分	事業費	補助金	補助率	復旧限度額	
現況				被災			全体	( )			被災	計画
							災害費					
計画							関連費					

被災状況	災害事業費の内訳				関連事業費の算出					
	区分	事業費	補助金	補助率	区分	全体事業費	比率	関連事業費	補助金	補助率
	農地				農地の整備					0.5
	農業用施設				農業用施設の整備					
	計				計					

災害費の内訳	
区画整備の計画	
主要工事	

注）　５万分の１の位置図を添付すること

§３　農地災害関連区画整備事業の実施について

平成元年７月17日

(構造改善局防災課災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道施設整備課長あて)

農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年５月29日付け元構改Ｄ第347号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）及び同実施要領（平成元年５月29日付け元構改Ｄ第348号構造改善局長通達。以下「要領」という。）に基づき事業を実施運用するに当たって必要な事項について、別紙のとおり定めたので、事業の実施に遺憾のないようにされたい。

おって、貴局管内の各都道府県担当者には貴職から通知されたい。

別　紙

１．要綱及び要領の質疑応答集（省略）

２．計画概要書記入要領（別添―２）　・・・・・・・・・・・・・・・1

要領に定める計画概要書の記入要領である。

３．採択申請に必要な資料

（１）　事業計画

（２）　事業費内訳表（別添―３）　・・・・・・・・・・・・・・別紙

（３）　計画概要図

（４）　添付図面

①位置図（２万５千分の１図）

②計画平面図等（被災面積を赤色にて明示する。）

③被災写真（本災に係るもの及び全景写真等）

④その他必要書類

§４　農地災害関連区画整備事業計画概要書記入要領

１．現況

本事業地区の現況諸元を記入する。

２．計画

本事業地区の計画諸元を記入する。

３．被災面積

農地復旧に使用した被災面積の実面積を記入する。

４．全体事業の内訳

区画整備全体の事業費から災害費を引き関連費とする。

補助金、補助率は災害復旧事業費の内訳及び関連事業費の算出欄より記入する。全体欄（）は全体事業費に占める農地の整備に用する費用を記入する。（算出方法は全体事業費に本工事費の中に占める農地の整備に用する費用の比率を乗じる。）

５．復旧限度額

被災欄及び計画欄は被災面積及び計画面積（農地面積）に農地災害復旧事業に関する１アール当たり事業費を乗じた金額を記入する。

６．被災状況

対象となった災害の被災状況等を記入する。

７．災害費の内訳

災害復旧事業の箇所ごとに事業量、面積、事業費、事業内容等を記入する。

８．区画整備の計画

整備計画の概要を記入するが、用水計画、排水計画、区画の決定等を記入する。

９．主要工事

整地工、道路、用水路、排水路等の各工種に分け構造、数量等を記入する。

10．災害復旧事業費の内訳

地区内にある災害復旧事業を、農地、農業用施設に分けて記入する。補助率が未定の場合は想定で記入する。

11．関連事業費の算出

農地の整備、農業用施設の整備の比率は、全体事業費に係る本工事費のうち農地の整備・農業用施設の整備に係る費用の占める率を使用する。

補助率が未定の場合は想定で記入する。

別紙

事業費内訳表

（単位：千円）

工　種	細目	全　体			本　災			農地災害関連区画整備事業			備考
		事業量	単位	金　額	事業量	単位	金　額	事業量	単位	金　額	
整地工	整　地										
	表土扱										
用水路工	幹　線										
	支　線										
	小　用										
排水路工	幹　線										
	支　線										
	小　用										
道路工	幹　線										
	支　線										
	耕　道										
	橋　梁										
暗渠排水											
直接工事費											
共通仮設費											
純　工　事　費											
現場管理費											
一般管理費											
本工事費計											
付帯工事費											
測量及び試験費											
用地及び補償費											
船舶及び機械器具費											
営　繕　費											
換　地　費											
工　事　雑　費											
応急工事費											
事　務　雑　費											
合　計											

Ⅱ－10　災害関連農村生活環境施設復旧事業とその解説

§１　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱

平成２年６月７日　２構改Ｄ第 239号
改正　平成９年４月１日　９構改Ｄ第 273号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 964号
〃　平成13年４月10日　12農振　第2084号
〃　平成22年４月１日　21農振　第2319号
〃　平成24年４月６日　23農振　第2631号
令和２年３月30日　元農振　第3685号
令和３年４月１日　２農振　第3503号
令和４年４月１日　３農振　第2933号
（農林水産事務次官から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（目　　的）

第１　災害関連農村生活環境施設復旧事業（以下「本事業」という。）は、災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成に資することを目的とする。

（定　　義）

第２　この要綱において「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

２　この要綱において「農村生活環境施設」とは、農村地域の生活環境を改善する目的で利用されている施設（農林水産省農村振興局所管の事業実施要綱及び要領に基づいて整備されたもの（平成21年度以前の年度にあっては農業農村整備事業で整備されたもの）に限る。）であって農林水産省農村振興局長（以下「農林振興局」という。）が別に定めるものをいう。

（事業の内容等）

第３　本事業は、農地又は農業用施設について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第２条第６項の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被害を受けた農村生活環境施設を原形に復旧（原形に復旧することが不可能若しくは著しく困難又は不適当な場合においては当該施設の有する従前の効用を復旧することを含む。以下同じ。）するものとする。ただし、落雷による場合には、この限りではない。

２　本事業は、原則として３か年以内に完了するものとする。

（採択要件）

第４　本事業は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

（１）　本事業に係る受益戸数が２戸以上であること。

（２）　本事業に係る工事費が200万円以上であること。

（３）　本事業が次のいずれにも該当しないものであること。

①　維持工事とみるべきもの

②　明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

③　はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

④　本事業以外の事業施行中に生じた災害に係るもの

（事業の申請）

第５　都道府県知事は、市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式第１）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第７及び第８の１において同じ。）に提出するものとする。

（事業の調査）

第６　本事業の調査は、災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）はその結果をとりまとめ箇所別調書（別紙様式第２）を作成し、これを調査終了後、遅滞なく、農村振興局長に報告するものとする。

（事業の採択）

第７　地方農政局長は、第５の規定により提出された事業計画概要書の審査及び第６の規定による調査結果に基づき、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

（事業の計画変更）

第８　都道府県知事は、第７の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、事業主体から次のいずれかに該当する変更を行いたい旨の申請

があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

（１）　主要な工事計画の著しい変更

（２）　事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く。）

２　地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、前項における事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

（増破等の取扱い）

第９　本事業に係る農村生活環境施設の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中に新たに本事業の対象となる災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は新たに生じた災害による本事業に併せて一の復旧事業として施行するものとする。

（補　　助）

第10　国は、本事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

（委　　任）

第11　この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

別紙様式第１（要綱第５関係）

番　　号
年　　月　　日

地 方 農 政 局 長
（北海道にあっては農村振興局長）　殿
（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）

都道府県知事
氏　　名

災害関連農村生活環境施設復旧事業採択申請書

災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱第５の規定により、　　年度新規地区として下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番　号		地区名	所 在 地	数量	事業費	施設の種類	農地・農業用施設の被害額	備考
	地区	箇所							
合 計									

別紙様式第２（要綱第６関係）

災害関連農村生活環境施設災害復旧事業箇所別調書

都道府県名		市町村名		災害名及び被災年月日		農地・農業用施設の被害額	千円	調査官	氏　名
								立会官	氏　名

番号		所在地			事業主体	被害額	申請					調査					備考
地区	箇所	郡市	町村	字			種別	数量	金額	うち未成(転属)	差引額	種別	数量	金額	うち未成(転属)	差引額	
						千円			千円	千円	千円			千円	千円	千円	

注　１．うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地Ｄ第 1128 号）第６の規定に準ずる）については〔　〕内書で記入し、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。

２．意見不一致となった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入し、意見不一致となった理由を明記する。

３．意見不一致となった箇所については箇所別調書の他に協議に必要な資料を提出するものとする。

４．調査の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（　　）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

別表（第 10 関係）

区　　分	費　　目	事　業　費　目　の　内　容
工 事 費	本 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	附帯工事費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であって、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費
	測量及び試験費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用地費及び補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）
	船舶及び機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輌（乗用車を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用
	営　繕　費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料
	応急工事費	特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用
	工 事 雑 費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑 費を含む。）の額に 1,000 分の 15 を乗じて得た額以下のものであること。
事務雑費		工事の施行に伴い必要な事務に要する経費（工事雑費に類するものを除く。）。ただし、工事費の額に 1,000 分の 15 を乗じて得た額以下のものであること。

§２　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要領

平成２年６月７日　２構改Ｄ第 240号
改正　平成９年４月１日　９構改Ｄ第 274号
〃　平成10年10月20日　10構改Ｄ第 164号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 961号
〃　平成13年４月10日　12農振　第2085号
〃　平成14年４月８日　13農振　第3768号
〃　平成23年９月１日　23農振　第1433号

（構造改善局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

１　災害関連農村生活環境施設復旧事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成２年６月７日付け２構改Ｄ第239号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによるものとする。

２　要綱第２第２項の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、別表のとおりとする。

３　要綱第３第１項の「これと関連して」とは、本事業を同項に規定する「災害復旧事業」と同一地域内で実施することをいう。

４　要綱第４第１項第２号の「本事業に係る工事費が200万円以上」とは２の各号に掲げる施設毎とする。ただし、２以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが不可能な場合はこれを一の本事業とみなす。なお、当該工事を施行する者が２以上あるものについては、この限りでない。

５　要綱第５の事業採択申請書及び事業計画概要書は、災害発生後60日以内に地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

６　要綱第５の「事業計画概要書」は別紙様式のとおりとする。

７　要綱第６の調査については、要綱及びこの実施要綱に定めるもののほか、農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1128号農地局長通知）を準用するものとする。

附則（平成23年９月１日23農振第1433号）

改正後の通知は、平成23年４月１日以降発生した災害に関し適用する。

別紙様式（要領第６関係）

災害関連農村生活環境施設復旧事業計画概要書

都道府県名		（ふりがな） 地区名		番号	地区	箇所	災害及び被災月日		所在地		事業主体		採択年度	

	申請事業費の内訳		地区概要		集落排水路の内訳		被害状況	被害額	千円	復旧計画
集落排水施設	集水施設 処理施設 導水施設 集落排水路 これらを補完する施設 計	（千円）	汚水の種類 対象集落数 対象戸数 (戸) 対象人口 (人) 集水面積 (ha) 処理方式		家庭排水 雨水排水 地域排水	(m³/S)				
	申請事業費の内訳		地区概要		営農飲雑用水の内訳		被害状況	被害額	千円	復旧計画
営農飲雑用水施設	水源取水施設 貯水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 排水施設 これらを補完する施設 計	（千円）	集落数 総戸数 (戸) 農家戸数 水源名 給水人口 (人) 日最大給水量 (m³/日) 家庭飲用水 (m³/日) 営農雑用水 (m³/日)		かんがい 家畜 防除 洗浄 その他	(m³/日)				
	申請事業費の内訳						被害状況	被害額	千円	復旧計画
農村公園施設	園路及び広場 修景施設 休養施設 遊技施設 運動施設 便益施設 管理施設 教養施設及び展望台 これらを補完する施設 計	（千円）	全体面積 (m³) 利用戸数 (戸) 利用人口 (人)							
	申請事業費の内訳		地区概要				被害状況	被害額	千円	復旧計画
集落防災安全施設	斜面崩壊防止施設 雪害防止施設 風害防止施設 火災防止施設 これらを補完する施設 計	（千円）	集落数 総戸数 (戸) 農家戸数 (戸)		関係戸数	(戸)				
	申請事業費の内訳						被害状況	被害額	千円	復旧計画
情報基盤施設	地域情報センター 集中制御装置 地域情報収集提供施設 これらを補完する施設 計	（千円）	利用戸数 (戸)							

注）当該施設を造成した年度及び事業名を「被災状況」欄に必ず記入すること

別表

災害関連農村生活環境施設復旧事業対象施設

集落排水施設	集水施設	公共汚水ます、管路、マンホール、中継ポンプ施設等
		汚水処理に要する機械装置、電気設備、建造物等
	処理施設	管路、マンホール、中継ポンプ施設等
	導水施設	側溝、排水溝等
	集落排水路	施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
	これらを補完する施設	
営農飲雑用水施設	水源取水施設	揚水機場、取水堰、井戸等
	貯水施設	貯水槽、貯水池等
	導水施設	導水管、ポンプ等
	浄水施設	着水井、沈殿池、ろ過池、浄水池等
	送水施設	送水管、ポンプ等
	配水施設	配水池、配水タンク、ポンプ、配水管等
	これらを補完する施設	施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
農村公園施設	園路及び広場修景施設	花壇、日陰だな、噴水、水流、池、つき山、柵（木竹製類を除く）等
	休養施設	休憩所、ベンチ（固定式）、野外卓（固定式）等
	遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、砂場等
	運動施設	野球場、庭球場、バレーボール場、鉄棒等及びこれらに付属する更衣室、運動用具倉庫等
	便宜施設	駐車場、便所、水飲場、手洗場等
	管理施設	照明施設、ゴミ処理場、水道、護岸、擁壁等
	教養施設及び展望台	野外劇場、野外音楽堂、展望台
	これらを補完する施設	施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
集落防災安全施設	斜面崩壊防止施設	擁壁、防護柵、排水路、砂防施設等
	雪害防止施設	防雪林、防雪柵（吹きだめ柵、吹き払い柵）、なだれ防護施設、除雪施設、融雪施設等
	風害防止施設	防風林等
	火災防止施設	消化栓、防火水槽、防火林等
	これらを補完する施設	施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等
情報基盤施設(農業情報、健康福祉情報、行政情報及び防災情報の提供に係る施設)	地域情報センター	建造物
	集中制御装置	ヘッドエンド設備、光送受信機等
	地域情報収集提供施設	伝送路、中継増幅器、タップオフ、防災放送装置等
	これらを補完する施設	施設の保護、管理のための階段、土盛、照明設備等

§３　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱及び要領の運用について

改正　平成23年９月１日　23農振第1434号
（農村振興局整備部防災課長から各地方農政局整備部長、
沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

１．被害報告について

都道府県知事は当該都道府県の区域内において農村生活環境施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を農村振興局長及び地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ）に報告するものとする。被害総額を確認したときは、遅滞なく被害報告書（事業計画概要書の様式をもって行うことができる。）を農村振興局長及び地方農政局長に提出するものとする。

２．箇所別概要書について

別紙様式第２（要綱第６関係）の注３に示す意見不一致の場合の箇所別概要書の様式は別紙様式とする。

３．事業費目について

別表（要綱第10関係）に掲げる測量及び試験費並びに応急工事費については次のように定める。

（１）　測量及び試験費

工事の施行のための調査、測量及び試験に要する費用であって、必要な場合に限り計上するものである。

（２）　応急工事費

ア　農村生活環境施設が被災し、次期出水等により当該被災施設及び隣接する一連の施設等に被害を与えるおそれが大きいため早急に施行しなければならない増破防止工事に要する費用

イ　農村生活環境施設のうち集落排水施設が被災し、長期間にわたり排水の排除が著しく阻害され、又は排水の処理に重大な支障を与えるため、緊急に施行しなければならない集水施設、処理施設及び導水施設の仮工事に要する費用

ウ　農村生活環境施設のうち営農飲雑用水の施設が被災し、復旧に長時間を要するため、民生安定上緊急に施行しなければならない水源取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の仮工

事に用いる費用

エ　調査以前に施行した工事に要した費用のうち、農林水産大臣が復旧工事の全部又は一部として適当と認める費用

オ　アからエに掲げる工事に要する費用のうち応急工事費として認めないものは次に掲げるものとする。

（ア）　アからウに掲げる工事の一の工事に要する費用が100万円未満のもの。ただし、増破防止工事に要する費用については50万円未満のもの

（イ）　仮工事費を除く復旧工事費の額が100万円未満となるもの

カ　応急工事費の精算額又は精算見込額が当初見積額を下回る場合は精算額又は精算見込額をもって調査額とする。

４．同一地域内の定義について

要領３の「同一地域内」とは、同一市町村内程度の範囲をいうこととする。ただし、冠水により複数市町村にわたって農地・農業用施設及び農村生活環境施設の被災がある場合は、冠水範囲を限度として地域を設定することができるものとする。

５．災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別調書等の提出について

災害関連農村生活環境施設復旧事業の調査額が1,200万円以上の場合は、災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別調書、災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別概要書、平面図、標準断面図、写真その他協議に必要な資料を提出するものとする。

附則（平成23年９月１日23農振第1434号）

改正後の通知は、平成23年４月１日以降発生した災害に関し適用する。

（別紙様式）

箇所別概要書（農村公園施設）

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>(ふりがな)
地区名</td><td></td><td rowspan="2">番
号</td><td>地区</td><td>箇所</td><td>災害及び
被災月日</td><td></td><td>所
在
地</td><td></td><td>事
業
主
体</td><td></td><td>採
択
年
度</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="3">申請事業費の内訳</td><td colspan="2">被害状況</td><td>被害額</td><td colspan="3">千円</td><td colspan="5">復　旧　計　画</td></tr>
<tr><td rowspan="6">農
村
公
園
施
設</td><td colspan="2">園路及び公園
修景施設
休養施設
遊技施設
運動施設
便益施設
管理施設
教養施設及び展望台
これらを補完する施設
計</td><td>（千円）</td><td colspan="3" rowspan="4"></td><td colspan="5" rowspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">全体面積</td><td>(㎥)</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用戸数</td><td>(戸)</td></tr>
<tr><td colspan="2">利用人口</td><td>(人)</td></tr>
</table>

（別紙様式）

箇所別概要書（営農飲雑用水施設）

都道府県名		(ふりがな) 地区名		番号	地区	箇所	災害及び被災月日		所在地		事業主体		採択年度	

施設名	申請事業費の内訳		被害状況	被害額	千円	復旧計画
営農飲雑用水施設	水源取水施設 貯水施設 導水施設 浄水施設 送水施設 排水施設 これらを補完する施設 計	(千円)				
	地区概要					
	集落数 総戸数 農家戸数 水源名 給水人口 日最大給水量 家庭飲用水 営農雑用水	 (戸) (戸) (人) (m^3/日) (m^3/日) (m^3/日)				
	営農飲雑用水の内訳					
	かんがい 家畜 防除 洗浄 その他 計	(m^3/日)				

（別紙様式）

箇所別概要書（集落排水施設）

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>（ふりがな）
地区名</td><td></td><td rowspan="2">番
号</td><td>地区</td><td>箇所</td><td rowspan="2">災害及び
被災月日</td><td></td><td rowspan="2">所
在
地</td><td></td><td rowspan="2">事
業
主
体</td><td></td><td rowspan="2">採
択
年
度</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="3">申請事業費の内訳</td><td colspan="2">被害状況</td><td>被害額</td><td colspan="3">千円</td><td colspan="5">復　旧　計　画</td></tr>
<tr><td rowspan="11">集
落
排
水
施
設</td><td colspan="2">集水施設
処理施設
導水施設
集落排水路
これらを補完する施設
計</td><td>（千円）</td><td colspan="2" rowspan="11"></td><td colspan="3" rowspan="11"></td><td colspan="5" rowspan="11"></td></tr>
<tr><td colspan="3">地区概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">汚水の種類
対象集落数
対象戸数
対象人口
集水面積
処理方式</td><td>（戸）
（人）
（ha）</td></tr>
<tr><td colspan="3">集落排水路</td></tr>
<tr><td colspan="2">家庭排水
雨水排水
地域排水
計</td><td>（m^3/S）</td></tr>
</table>

（別紙様式）

箇所別概要書（集落防災安全施設）

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>（ふりがな）
地区名</td><td></td><td>番
号</td><td>地区</td><td>箇所</td><td>災害及び
被災月日</td><td></td><td>所
在
地</td><td></td><td>事
業
主
体</td><td></td><td>採
択
年
度</td><td></td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="3">申請事業費の内訳</td><td colspan="2">被害状況</td><td>被害額</td><td colspan="3">千円</td><td colspan="5">復　旧　計　画</td></tr>
<tr><td rowspan="3">集
落
防
災
安
全
施
設</td><td colspan="2">斜面崩落防止施設
雪害防止施設
風害防止施設
火災防止施設
これらを補完する施設
計</td><td>（千円）</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td colspan="5" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">関係戸数</td><td>（戸）</td></tr>
</table>

（別紙様式）

箇所別概要書（情報基盤施設）

<table>
<tr><td>都道府県名</td><td></td><td>（ふりがな）
地区名</td><td></td><td>番
号</td><td>地区</td><td>箇所</td><td>災害及び
被災月日</td><td></td><td>所
在
地</td><td></td><td>事
業
主
体</td><td></td><td>採
択
年
度</td><td></td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="4">申請事業費の内訳</td><td colspan="2">被害状況</td><td>被害額</td><td colspan="3">千円</td><td colspan="5">復　旧　計　画</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情
報
基
盤
施
設</td><td colspan="3">地域情報センター
集中制御装置
地域情報収集提供施設
これらを補完する施設
計</td><td>（千円）</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td colspan="5" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">利　用　戸　数</td><td>（戸）</td></tr>
</table>

§ 4　災害関連農村生活環境施設復旧事業実施手順及び概念図

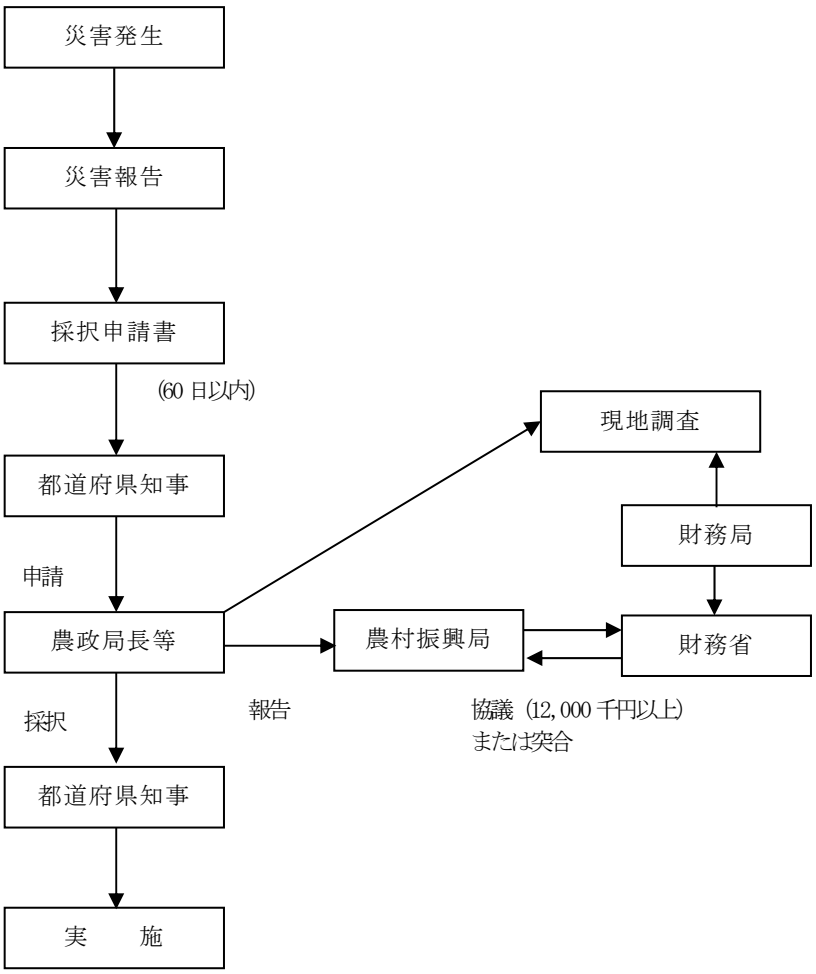

事業概念図

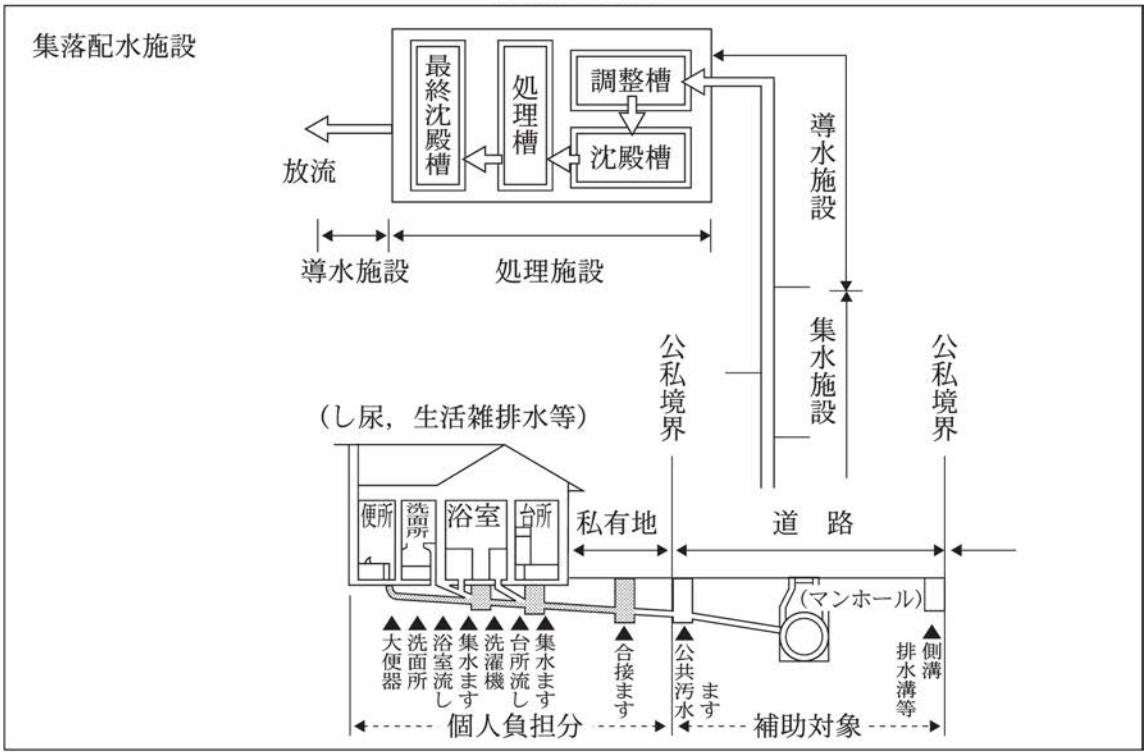
集落配水施設
最終沈殿槽
処理槽
調整槽
沈殿槽
放流
導水施設
処理施設
導水施設
集水施設
公私境界
公私境界
（し尿，生活雑排水等）
便所
洗面所
浴室
台所
私有地
道　路
（マンホール）
大便器
洗面所
浴室流し
集水ます
洗濯機
台所流し
集水ます
合接ます
公共汚水ます
側溝排水溝等
個人負担分
補助対象

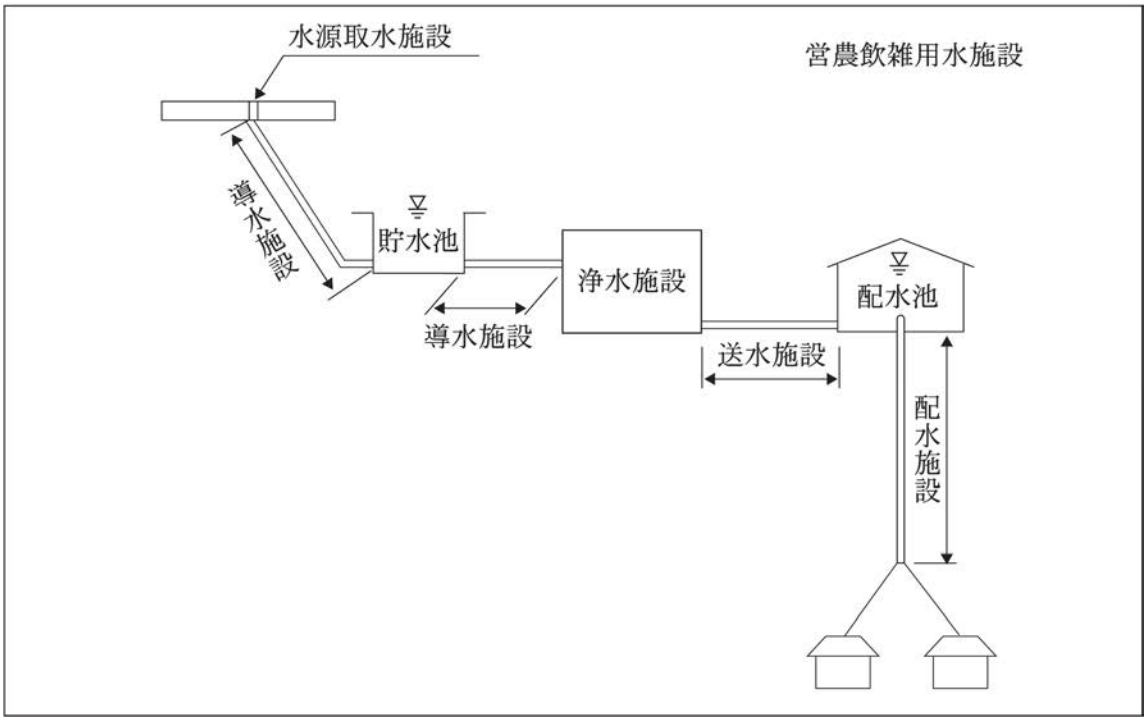
水源取水施設
営農飲雑用水施設
導水施設
貯水池
浄水施設
配水池
導水施設
送水施設
配水施設

事業概念図

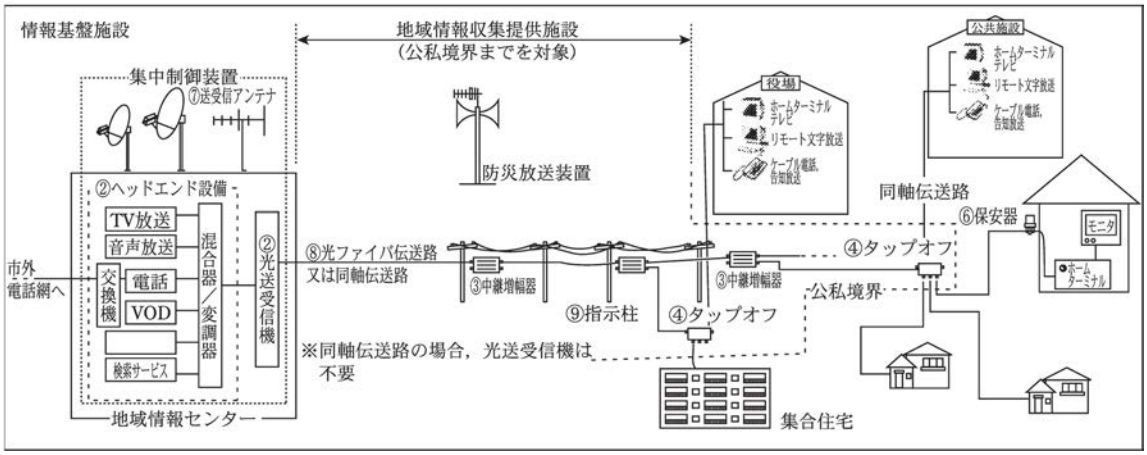

注意：これら事業概念図中の“補助対象、対象”とは、災害関連農村生活環境施設復旧事業の補助対象範囲を示す。

§５　調査等に関する了解事項

１　（参考）調査等の簡素化について

（１）　平成16年新潟県中越地震災害

平成16年12月15日
（農村振興局防災課長から北陸農政局整備部長あて）

災害関連農村生活環境施設復旧事業の調査等については「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成２年６月７日付け２構改Ｄ第239号農林事務次官依命通知）」、「災害関連農村生活環境施設災害復旧事業実施要領（平成２年６月７日付け２構改Ｄ第240号構造改善局長通知）」、「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱及び運用（平成14年４月８日付け13農振第3769号農村振興局防災課長通知）」により行っているところであるが、平成16年新潟県中越地震災害による甚大な被害の発生状況にかんがみ、事業の調査の迅速な処理を図るため、新潟県中越地震被害に限り、新潟県において、下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内関係機関に対し、この旨通知願いたい。

記

１．　「災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱及び運用（平成14年４月８日付け13農振第3769号農村振興局防災課長通知）５．災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別調書等の提出について」に定める調査額を２億円以上とする。

２．　本事業の調査は原則として現地調査により行うものとするが、降雪期の現地の被災状況を十分判定するため、被災写真、図面のほか、航空写真、ビデオ等の活用によりこれらを補完することができるものとする。

Ⅲ　負 担 法 関 係

Ⅲ－１　負担法関係法令集

１　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

昭和26年３月31日　法律第　97号
改正　昭和27年６月25日　法律第 209号
〃　昭和27年７月31日　法律第 262号
〃　昭和29年５月15日　法律第 101号
〃　昭和30年８月１日　法律第 118号
〃　昭和31年６月12日　法律第 148号
〃　昭和59年４月27日　法律第　19号
〃　平成10年４月17日　法律第　40号
〃　平成11年７月16日　法律第　87号
〃　平成11年12月22日　法律第 160号
〃　平成31年３月29日　法律第　４号
〃　令和２年３月31日　法律第　５号

（目　　的）

第１条　この法律は、公共土木施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適応するように国の負担を定めて、災害の速やかな復旧を図り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。

（定　　義）

第２条　この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

２　この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。

３　災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

４　この法律において「標準税収入」とは、地方公共団体（地方公共団体の組合を除く。以下本条、第４条及び第４条の２において同じ。）が地方税法（昭和25年法律第226号）に定める当該地方公共団体の普通税（法定外

普通税を除く。）について同法第１条第１項第５号にいう標準税率（標準税率の定のない地方税については、同法に定める税率とする。）をもつて、地方交付税法（昭和25年法律第211号）で定める方法により算定した地方税の収入見込額をいう。

（国庫負担）

第３条　国は、法令により地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港務局を含む。以下第４条、第４条の２及び第６条第１項を除き同じ。）又はその機関の維持管理に属する次に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に関する災害の災害復旧事業で、当該地方公共団体又はその機関が施行するものについては、その事業費の一部を負担する。

１　河川
２　海岸
３　砂防設備
４　林地荒廃防止施設
５　地すべり防止施設
６　急傾斜地崩壊防止施設
７　道路
８　港湾
９　漁港
10　下水道
11　公園

注　政令で定める公共土木施設＝令１条
　　災害復旧事業費の範囲＝令４条

（国庫負担率）

第４条　前条の規定により地方公共団体に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当該地方公共団体について、その年の１月１日から12月31日までに発生した災害につき、第７条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を左の各号に定める額に区分して逓次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率による。この場合において、その率は、小数点以下３位まで算出するものとし、４位以下は、四捨五入するものとする。

１　当該地方公共団体の当該年度（災害の発生した年の４月１日の属する会計年度をいう。以下本条及び第８条の２において同じ。）の標準税収入の２分の１に相当する額までの額については、３分の２

２　当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の２分の１をこえ２倍に達するまでの額に相当する額については、４分の３

３　当該地方公共団体の当該年度の標準税収入の２倍をこえる額に相当する額については、４分の４

２　前項の災害復旧事業費の総額には、前条各号に掲げる施設に関する災害復旧事業で、国が施行するもの（北海道における災害復旧事業で国がその費用の全額を負担するものを除く。）の事業費（２以上の地方公共団体がそれぞれ事業費の一部を負担する場合においては、それぞれの団体について、その負担割合に応じその負担に係る事業の事業費をあん分した額）及び地方公共団体の組合又は港務局の施行するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共団体の負担すべきものを含むものとする。

３　地方公共団体の組合又は港務局の行う災害復旧事業の事業費に対して国が前条の規定により費用の一部を負担する場合における当該事業費に対する国の負担率は、当該組合又は港務局を組織する地方公共団体が当該組合の規約又は港務局の定款で災害復旧事業費の分担について定めた割合を、第１項の規定により算定した当該地方公共団体に対する国の負担率に乗じたものの和とする。

注　災害復旧事業費の負担所属＝令２条
　　国の負担率の通知＝省令５条

（連年災害における国庫負担率の特例）

第４条の２　その年の12月31日までの３年間に発生した災害について第７条の規定により決定された災害復旧事業費の総額がその３年間の各４月１日の属する会計年度の標準税収入の合計額をこえる地方公共団体について、その年の１月１日から12月31日までに発生した災害に係る災害復旧事業費に対する国の負担率を定める場合においては、前条第１項第２号中「２倍」とあるのは「標準税収入」と、同項第３号中「標準税収入の２倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

（直轄事業に対する地方公共団体の負担率）

第５条　第３条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業費で、地方公共団体がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、他の法令の規定にかかわらず、当該地方公共団体又はその機関が施行する災害復旧事業で国が施行する当該災害復旧事業の原因

となつた災害と同年に発生した災害に係るものに対し第４条（前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により国が負担すべき割合を除いた割合によるものとする。

注　災害復旧事業費の負担所属＝令２条

（適用除外）

第６条　この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

１　１箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の市（以下「指定市」という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定市がその組織に加わつているものを含む。）に係るものにあつては120万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあつては60万円に満たないもの。

２　工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの

３　維持工事とみるべきもの

４　明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

５　甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの

６　河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

７　天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

８　災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの

９　直高１メートル未満の小堤、幅員２メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの

２　前項第１号の場合において、１の施設について災害にかかつた箇所が100メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が100メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の２以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、１箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が２以上あるものについては、この限りでない。

注　小規模な施設＝省令１条

（災害復旧事業費の決定）

第７条　第３条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業及び第５条に規定する国が施行する災害復旧事業の事業費は、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して主務大臣が決定する。

注　災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置＝令３条
災害復旧事業費の決定＝省令４条

（国庫負担金の交付方法）

第８条　国は、前条の規定により災害復旧事業費を決定したときは、当該地方公共団体に対し、当該災害復旧事業が施行される各年度において、第４条の規定による国の負担率により負担金を交付する。

２　前項の場合において、国は、第４条の規定による国の負担率が決定する前でも、予算の範囲内において、当該年度において施行される災害復旧事業の事業費の３分の２に相当する額を下らない額により、負担金を概算交付することができる。

３　国は、前項の規定により負担金を概算交付した場合において、第４条の規定による国の負担率が決定したときは、当該年度内に、その年度中に施行された当該災害復旧事業の事業費に対応する負担金との差額を交付する。但し、その負担金を交付するための支出予算額がその交付すべき差額に対し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものとする。

（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）

第８条の２　政府は、第３条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、これを施行する地方公共団体又は地方公共団体の機関が当該年度及びこれに続く２箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の負担金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

注　政令で定める＝令７条の２

（災害復旧事業の監督）

第９条　主務大臣は、災害復旧事業につきこの法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に対して、当該災害復旧事業を適正に実施させるため、必要な検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認められるときは、事業の施行に関し必要な指示をすることができる。

２　前項に規定する主務大臣の権限に属する事務（市町村に対するものに限る。）の一部は、政令で定めるところにより、当該市町村の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

注　政令で定める＝令８条

（災害復旧事業費の精算）

第10条　国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。

（負担金の還付）

第11条　国の負担金の交付を受ける地方公共団体が、負担金に係る災害復旧事業を施行せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、主務大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。

２　前項の規定により負担金の返還を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

３　第９条第２項の規定は、第１項に規定する主務大臣の権限について準用する。

（剰余金の処分）

第12条　地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金に第４条の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

２　前項の場合において、地方公共団体は、政令で定めるところにより、当該剰余金を災害復旧事業に使用することができる。

注　政令で定める＝令９条

（市町村の災害復旧事業費）

第13条　国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより都道府県知事が行う。

２　国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付しなければならない。

注　第１項政令で定める＝令11条
　　第２項政令で定める＝令12条

（主務大臣）

第14条　この法律において主務大臣は、第３条各号に掲げる施設の主務大臣とする。

（権限の委任）

第15条　この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分局の長に委任することができる。

（事務の区分）

第16条　第13条第１項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。

（実施規定）

第17条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　　則

１　この法律は、昭和26年４月１日から施行する。

２　左の法律は、廃止する。

都道府県災害土木費国庫負担ニ関スル法律（明治44年法律第15号）

昭和25年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律（昭和25年法律第189号）

３　北海道における地方公共団体に対して第３条の規定により国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、当分の間、第４条の規定によつて算定した率が５分の４に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、５分の４とする。

附　　則（昭和27年６月25日法律第209号）

１　この法律は、公布の日から施行し、昭和27年１月１日以降発生した災害に関し適用する。

附　　則（昭和27年７月31日法律第262号抄）

１　この法律は、自治庁設置法（昭和27年法律第261号）施行の日（昭和27年８月１日）から施行する。

附　　則（昭和29年５月15日法律第101号抄）

１　この法律は、公布の日から施行し、昭和29年度分の地方交付税から適用する。

附　　則（昭和30年８月１日法律第118号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和30年１月１日以降発生した災害に関し適用する。

附　　則（昭和31年６月12日法律第148号）

１　この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）の施行の日から施行する。

附　　則（昭和59年４月27日法律第19号）

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

附　　則（平成10年４月17日法律第40号抄）

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第３条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

第３条　施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　　則（平成11年７月16日法律第87号）

（施行期日）

第１条　この法律は、平成12年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

１　第１条中地方自治法第250条の次に５条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第250条の９第１項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第９項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の３の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第６条、第８条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第７条第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第４項及び第５項、第73条、第77条、第157条第４項から第６項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定　公布の日

（国等の事務）

第159条　この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後

は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第160条　この法律（附則第１条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際限に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることなるものは、附則第２条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

２　この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続きをしなければならない事項で、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続きがされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申し立てに関する経過措置）

第161条　施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申し立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

２　前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定

受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第162条　施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第163条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第164条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

２　附則第18条、第51条及び第184条の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第250条　新地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法定に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条　政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に施行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条　政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附　　則（平成11年12月22日法律第160号）

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成13年１月６日から施行する。

附　　則（平成31年３月29日法律第４号）

（施行期日）

第１条　この法律は、平成31年10月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

１　略

２　附則第11条（地方財政法（昭和23年法律第109号）第４条の３第１項及び第33条の５の３の改正規定に限る。）、第12条第１項及び第13条から第15条までの規定　平成32年４月１日

附　　則　（令和２年３月31日法律第５号）

（施行期日）

第１条　この法律は、令和２年４月１日から施行する。

２　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令

昭和26年４月16日　政令第 107号
改正 昭和27年６月25日　政令第 205号
〃　昭和27年12月４日　政令第 479号
〃　昭和30年８月13日　政令第 177号
〃　昭和31年８月21日　政令第 265号
〃　昭和38年８月22日　政令第 309号
〃　昭和40年２月11日　政令第　14号
〃　昭和59年４月27日　政令第 119号
〃　平成７年６月14日　政令第 238号
〃　平成10年４月17日　政令第 161号
〃　平成11年11月10日　政令第 352号
〃　平成12年６月７日　政令第 312号
〃　平成14年３月25日　政令第　60号
〃　平成15年３月31日　政令第 163号
〃　平成16年12月15日　政令第 396号
〃　平成20年６月13日　政令第 194号
〃　平成22年３月31日　政令第　78号
〃　平成25年２月６日　政令第　28号

内閣は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定に基き、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

（公共土木施設）

第１条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第３条に規定する政令で定める公共土木施設は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

１　河川

河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。ただし、砂防法（明治30年法律第29号）第３条ノ２の規定によつて同法が準用される天然の河岸を除く。

2　海岸

国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

3　砂防設備

砂防法第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によつて同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条ノ２の規定によつて同法が準用される天然の河岸

4　林地荒廃防止施設

山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）

5　地すべり防止施設

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第２条第３項に規定する地すべり防止施設

6　急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第２条第２項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

7　道路

道路法（昭和27年法律第180号）第２条第１項に規定する道路（道路の附属物については、主務大臣の指定するものに限る。）

8　港湾

港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第５項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第55条の３の２第１項に規定する港湾広域防災施設

9　漁港

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第３条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

10　下水道

下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第３号に規定する公共下水

道、同条第４号に規定する流域下水道又は同条第５号に規定する都市下水路

11　公園

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するものを除く。）で、都市公園法（昭和31年法律第79号）第２条第１項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第２条第２号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

（災害復旧事業費の負担所属）

第２条　法第４条又は法第５条の規定による災害復旧事業費に対する国又は地方公共団体（港湾法に基く港務局を含む。以下同じ。）の負担の割合は、災害の発生後その事業費を負担すべき者に異動を生じた場合においても、当該復旧事業については、変更しないものとする。

（災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置）

第３条　法第７条の規定によつて事業費が決定された災害復旧事業に係る施設について、その工事の施行中又は着手前において、更に法の適用を受ける災害が生じた場合において、その災害が前に生じた災害と発生の年を同じくするときは、未施行又は未着手の工事は、新たに生じた災害による災害復旧事業にあわせて１の災害復旧事業として施行するものとする。

２　前項の場合において、新たに生じた災害が前の災害と発生の年を異にするときは、新たに生じた災害の災害復旧事業費に対する法第４条又は法第５条の規定による国又は地方公共団体の費用の負担の割合は、未施行又は未着手の工事の事業費に相当する額を当該災害復旧事業費から控除して算定するものとする。

（災害復旧事業費の範囲）

第４条　法第３条の規定により国がその費用の一部を負担する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費及び工事雑費の合計額（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

２　前項に規定する工事費には、主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

３　第１項に規定する事務費は、地方公共団体ごとに工事費の総額を次の各

号に定める額に区分して逓次に当該各号に定める率を乗じて定める。

１　３億円以下の金額　　100分の4.5

２　３億円を超え５億円以下の金額　　100分の3.5

３　５億円を超え10億円以下の金額　　100分の2.5

４　10億円を超え30億円以下の金額　　100分の２

５　30億円を超える金額　　100分の1.5

４　第１項に規定する工事費を同項に規定する事務費に流用した場合においては、法第11条の規定の適用については、負担金を交付の目的に反して使用したものとする。

（災害報告）

第５条　第１条に規定する公共土木施設について災害が生じた場合においては、その公共土木施設が市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）の維持管理に属するものにあつては市町村長（市町村の組合にあつては当該組合の管理者又は長（同法第287条の３第２項（同法第291条の13において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあっては、理事会)、市町村のみで組織している港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が都道府県知事に、都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であつて都道府県又は指定都市がその組織に加わつているものを含む。）の維持管理に属するものにあつては都道府県知事又は指定都市の長（都道府県又は指定都市が加入している地方公共団体の組合にあつては当該組合の管理者又は長（同法第287条の３第２項の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあっては理事会)、都道府県又は指定都市がその組織に加わつている港務局にあつては当該港務局の長。以下同じ。）が主務大臣に、主務省令で定める様式により、遅滞なく、その状況を報告しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定によつて市町村長から報告を受け取つたときは、これを取りまとめて、遅滞なく、主務大臣に報告しなければならない。

（国庫負担申請）

第６条　地方公共団体の長は、法第７条の規定による災害復旧事業の事業費の決定を受けようとするときは、災害復旧事業の目論見書及び設計書を添

附して、その旨を主務大臣に申請しなければならない。

２　地方公共団体の長は、前項の規定によつて災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、あらかじめ当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛について主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、市町村長が、都道府県知事が主務大臣の同意を得た設計単価及び歩掛で当該市町村を含む地域に係る最新のものを用いて災害復旧事業費の決定を申請しようとするときは、この限りではない。

３　前２項の規定によつて市町村長が主務大臣に書類を提出しようとする場合においては、都道府県知事を経由しなければならない。

（災害復旧事業費の決定通知）

第６条の２　主務大臣は、法第７条の規定によつて災害復旧事業の事業費を決定したときは、遅滞なく、これを当該災害復旧事業を施行する都道府県知事若しくは指定都市の長又は当該災害復旧事業を施行する市町村を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

２　都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、市町村の災害復旧事業に係るものについては、遅滞なく、これを当該市町村長に通知しなければならない。

（国庫負担金の額の算出方法）

第６条の３　法第８条第１項の規定により国が地方公共団体に対して交付する負担金の額は、法第７条の規定により決定された災害復旧事業の事業費のうち各年度において施行される災害復旧事業に係るものから当該各年度における工事雑費及び事務費を除いた額に法第４条の規定による国の負担率を乗じて得た額とする。

（国庫負担金の額の通知）

第６条の４　主務大臣は、法第８条の規定によつて国の負担金を交付しようとするときは、あらかじめその額を当該災害復旧事業を施行する都道府県知事若しくは指定都市の長又は当該災害復旧事業を施行する市町村を管轄する都道府県知事に通知するものとする。

２　第６条の２第２項の規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

（設計の変更又は事業の廃止）

第７条　国が地方公共団体に対して負担金を交付しようとする場合においては、主務大臣は、当該負担金に係る災害復旧事業の工事の施行に際し法第７条の規定による災害復旧事業の事業費の決定の基礎となつた設計（施行

箇所を含む。）の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない旨の条件を付するものとする。

2　地方公共団体の長は、前項の規定に基き付された条件に従い、設計の変更について協議の申出をしようとするときは、設計書を添附してしなければならない。

3　地方公共団体の長は、国が交付した負担金に係る災害復旧事業を廃止した場合においては、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

4　第６条第３項の規定は前２項の場合に準用する。この場合において、「前２項」とあるのは、「第７条第２項及び第３項」と読み替えるものとする。

5　主務大臣は、第１項の規定に基づく条件に従い申出を受けた設計の変更が水勢若しくは地形の変動その他の事由に基きやむを得ないと認める場合又は当該施設に関する改良工事と併せて施行することが適当であると認める場合においては、同意をしなければならない。

（緊要な災害復旧事業）

第７条の２　法第８条の２に規定する政令で定める緊要な災害復旧事業は、次のとおりとする。

1　第１条第１号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　破堤

ロ　堤防の欠壊で破堤のおそれがあるもの

ハ　河川法第３条第１項に規定する河川の堤防の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの

ニ　河川の埋そくで流水のそ通を著しく阻害するもの

ホ　護岸、床止め、水門、樋｛ひ｝門、樋｛ひ｝管又は天然の河岸の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

2　第１条第２号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　破堤

ロ　堤防の欠壊で破堤のおそれがあるもの

ハ　堤防の前面の砂浜における土砂の流出で根固めをする必要があるも

の

ニ　護岸、水門、樋｛ひ｝門、樋｛ひ｝管又は天然の海岸の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

3　第１条第３号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　堰｛えん｝堤、床止め、護岸、堤防、山腹工又は天然の河岸の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

ロ　流路工若しくは床止めの埋そく又は天然の河岸の埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

4　第１条第４号の公共土木施設について、堰｛えん｝堤、谷止め、床止め、防潮堤、護岸又は山腹工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

5　第１条第５号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊、埋そく又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

6　第１条第６号の公共土木施設について、擁壁、法｛のり｝面保護工、排水施設、杭｛くい｝、柵｛さく｝、アンカー工、雪崩防止工又は落石防止工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによつて必要を生じた事業

7　第１条第７号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　幅員３メートル以上の道路の埋没又は欠壊（軽微なものを除く。）

ロ　幅員３メートル未満の道路の埋没又は欠壊でこれによって当該道路による交通が不可能又は著しく困難であるもの（う回道路による交通が著しく困難でない場合を除く。）

ハ　道路の埋没又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

8　第１条第８号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

ロ　臨港交通施設の破壊でこれによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難

でない場合を除く。）

ハ　港湾の埋そくで船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

ニ　外郭施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

ホ　廃棄物埋立護岸の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

9　第１条第９号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　係留施設の破壊で漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

ロ　輸送施設の破壊でこれによつて当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

ハ　漁港の埋そくで漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの

ニ　外郭施設の破壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの

10　第１条第10号の公共土木施設について、次に掲げる災害のいずれか一によって必要を生じた事業

イ　排水施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋そくで下水の排除を著しく阻害するもの

ロ　処理施設又はこれを補完する施設の破壊又は埋そくで下水の処理に重大な支障を与えるもの

11　第１条第11号の公共土木施設について、当該施設の全壊若しくは欠壊又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるものによって必要を生じた事業

（市町村災害復旧事業の監督）

第８条　法第９第２項（法第11条第３項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事が行うこととされる事務は、法第９条第１項及び法第11条第１項に規定する事務（主務大臣が特に指定する災害復旧事業に係るものを除く。）とする。

２　都道府県知事は、前項の規定に基き、災害復旧事業の施行に関し重要な事項について指示をしたとき、又は法第11条第１項に規定する処分をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（剰余金の処分）

第９条　地方公共団体は、法第12条第１項に規定する剰余金を同条第２項の規定によって、次の各号の一に掲げる災害復旧事業の工事につき使用することができる。

１　災害復旧事業の工事中に生じた災害により当該施設に関して必要を生じた工事

２　水勢又は地形の変動に基づく設計の変更により費用の増加を来した工事

３　前２号に掲げるもののほか、やむを得ない事由により費用の増加を来した工事で主務大臣が定めるもの

注　主務大臣が定めるもの＝昭60農水省告示100号

（残存物件）

第10条　災害復旧事業を完了した場合において、地方公共団体が当該事業の事業費で購入した材料その他の物件が残存するときは、取得価格を基礎としてこれらの物を主務大臣の定める方法によつて金銭に換算した価額は、法第12条第１項に規定する剰余金に算入するものとする。

（成功認定の申請）

第11条　国の負担金の交付を受けた地方公共団体が当該負担金に係る災害復旧事業を完了したときは、当該地方公共団体の長は、当該災害復旧事業を完了した日の属する年度経過後、遅滞なく、成功表を添附して、主務大臣にその事業の成功の認定を申請しなければならない。

（都道府県知事の事務）

第12条　都道府県知事は、法第13条第１項の規定によつて、国が市町村に対して交付する災害復旧事業費の負担金の額の算定、交付及び還付並びに災害復旧事業の成功認定に関して、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

１　法第４条の規定により災害復旧事業費の国の負担金の率を算定すること。

２　各年度における国庫負担金を交付し、又はその還付を命ずること。

３　災害復旧事業の成功認定に関して検査を行い、成功認定をすること。

４　第６条の規定による申請を整理して、遅滞なく、主務大臣に送付すること。

５　第７条の規定による協議の申出に意見を付して主務大臣に送付すること。

２　都道府県知事は、前項第１号から第３号までに掲げる事務を行つたとき

は、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

３　法第13条第２項の規定により国が都道府県に交付する経費は、毎年度その年度中に施行する当該都道府県の区域内に存する市町村の災害復旧事業費の総額の100分の２に相当する額以内とする。

４　都道府県知事は、第１項第１号の規定によつて災害復旧事業費の国の負担金の率を算定したときは、遅滞なく、市町村長に通知しなければならない。

（書類の整備）

第13条　災害復旧事業を施行する地方公共団体は、主務省令で定めるところにより、必要な帳簿その他の書類を整備しなければならない。

（主務省令）

第14条　この政令において主務省令は、法第14条に規定する主務大臣が発する命令とする。

（権限の委任）

第15条　法第９条第１項に規定する主務大臣の権限のうち農林水産大臣の権限で、第１条第２号（海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第１項第３号及び第４号に規定する海岸保全区域に関するもの並びに同法第37条の３第２項の規定により当該海岸保全区域の海岸管理者が管理する一般公共海岸区域に関するものに限る。）及び第５号（地すべり等防止法第51条第１項第３号イに規定する地すべり地域に関するものに限る。）に規定する公共土木施設に係るものは、地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

２　法第７条に規定する主務大臣の権限のうち国土交通大臣の権限（工事費の決定で国土交通省令で定めるものに限る。）で、第１条第１号、第２号（港湾法第２条第３項に規定する港湾区域、同法第37条第１項に規定する港湾隣接地域及び同法第56条第１項の規定により都道府県知事が公告した水域並びに海岸法第５条第４項及び第37条の３第２項の規定により港湾管理者の長が管理する区域に関するものを除く。）、第３号、第５号から第７号まで、第10号及び第11号に規定する公共土木施設に係るものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

（事務の区分）

第16条　第５条第２項、第６条第３項（第７条第４項において準用する場合を含む。）、第６条の２第２項（第６条の４第２項において準用する場合を含む。）、第８条並びに第12条第１項（同項第５号の規定中意見を付する事

務に関する部分を除く。)、同条第２項及び第４項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とする。

（実施規定）

第17条　この政令に定めるものの外、第６条に規定する目論見書及び設計書、第11条に規定する成功表の様式その他この政令の施行について必要な事項は、主務省令で定める。

附　　則

１　この政令は、公布の日から施行し、昭和26年４月１日から適用する。

２　左の勅令及び政令は、廃止する。

災害土木費国庫補助規程（明治44年勅令第199号）

昭和25年度における災害復旧事業費国庫負担の特例に関する法律の施行に関する政令（昭和25年政令第142号）

附　　則（昭和27年政令第205号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和27年政令第479号抄）

１　この政令の規定中、第４条第１項第６号から第11号までの規定は昭和28年４月１日から、その他の規定は法施行の日（昭和27年12月５日）から施行する。

附　　則（昭和30年政令第177号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和30年１月１日以降発生した災害に関し適用する。

附　　則（昭和31年政令第265号）

１　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和31年法律第148号）の施行の日（昭和31年９月１日）から施行する。

附　　則（昭和38年政令第309号抄）

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の規定は、昭和38年１月１日以後に発生した災害に関し適用する。

附　　則（昭和40年政令第14号抄）

（施行期日）

第１条　この政令は、法〔河川法〕の施行の日（昭和40年４月１日）から施

行する。

附　　則（昭和59年政令第119号）

１　この政令は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条第８号の規定は、この政令の施行の日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附　　則（平成７年政令第238号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第３編第３章の改正規定の施行の日（平成７年６月15日）から施行する。

附　　則（平成８年政令第103号）

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条第３項の規定は、平成８年１月１日以後に発生した災害に係る災害復旧事業の事務費について適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業の事務費については、なお従前の例による。

附　　則（平成10年政令第161号）

（施行期日）

第１条　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第４条第３項の規定は、平成10年１月１日以後に発生した災害の災害復旧事業の事務費について適用し、同日前に発生した災害の災害復旧事業の事務費については、なお従前の例による。

附　　則（平成11年11月10日政令第352号抄）

（施行期日）

第１条　この政令は、平成12年４月１日から施行する。

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第３条　この政令の施行の日（以下、「施行日」という。）前に第６条の規定による改正前の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下この条において「旧負担法施行令」という。）第６条第２項本文又は第７条第５項の規定によりされた承認は、第６条の規定による改正後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下この条において「新負担法施行

令」という。）第６条第２項本文又は第７条第５項の規定によりされた同意とみなす。

２　この政令の施行の際現に旧負担法施行令第６条第２項本文又は第７条第２項の規定によりされている承認の申請は、新負担法施行令第６条第２項本文又は第７条第２項の規定によりされた協議の申出とみなす。

３　施行日前に旧負担法施行令第７条第１項の規定により付された主務大臣の承認を受けなければならない旨の条件は、新負担法施行令第７条第１項の規定により付された主務大臣に協議し、その同意を得なければならない旨の条件とみなす。

附　　則（平成12年６月７日政令第312号抄）

（施行期日）

１　この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年１月６日）から施行する。

附　　則（平成14年３月25日政令第60号抄）

（施行期日）

第１条　この政令は、平成14年４月１日から施行する。

附　　則（平成15年３月31日政令第163号）

この政令は、平成15年４月１日から施行する。

附　　則（平成16年12月15日政令第396号抄）

第１条　この政令は、平都市緑地保全法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成16年12月17日。以下「施行日」という。）から施行する。

附　　則（平成20年６月13日政令第194号）

この政令は、公布の日から施行する。

附　　則（平成22年３月31日政令第78号抄）

（施行期日）

第１条　この政令は、平成22年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律附則第２条に規定する国庫債務負担行為が次に掲げる契約に係るものである場合における同条の規定の適用については、同条中「負担、平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、同条第１号中「負担及び平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成

22年度に支出すべきものとされた国の負担」及び「負担、平成22年度の国庫債務負担行為に基づき平成23年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担」とあり、同条第２号中「負担及び平成21年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成22年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあり、並びに同条第３号中「負担及び平成22年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成23年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担」とあるのは、「負担」とする。

１　一般国道の新設、改築及び災害復旧以外の管理を効率的に行うために当該一般国道の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

２　一級河川の管理を効率的に行うために当該一級河川の管理に係る事務又は事業で相互に関連するものを一括して委託する契約

第４条　第３条、第５条、第８条、第10条、第11条及び第13条の規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成22年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、平成21年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成22年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

１　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第６条の３

附　　則（平成25年２月６日政令第28号抄）

（施行期日）

第１条　この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年３月１日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第５条　この政令の施行前にした行為並びに附則第２条第１項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

３　海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令

	昭和26年７月27日	農林省令第53号
改正	昭和27年11月７日	農林省令第81号
〃	昭和32年11月９日	農林省令第48号
〃	昭和35年４月16日	農林省令第16号
〃	昭和53年５月20日	農林省令第35号
〃	昭和53年７月５日	農林省令第49号
〃	昭和59年４月27日	農林水産省令第14号
〃	平成元年６月６日	農林水産省令第27号
〃	平成12年３月８日	農林水産省令第16号
〃	平成22年３月31日	農林水産省令第27号
〃	平成25年４月１日	農林水産省令第25号
〃	令和元年５月７日	農林水産省令第１号
〃	令和２年12月21日	農林水産省令第83号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）に基き、並びに同法及び同令を実施するため、林地荒廃防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業国庫負担法を施行する省令を次のように定める。

（小規模な施設）

第１条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）第６条第１項第９号の規定による小規模な施設に係る災害復旧事業は、左の通りとする。

１　けい流又は山腹において直高1.5メートル未満の石垣又は板さく類のみに係る災害復旧事業

２　森林植生のみに係る災害復旧事業

３　道路の路面又は側こうのみに係る災害復旧事業

（災害状況の報告）

第２条　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（以下「令」という。）第１条に規定する海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に災害を生じた場合における令第５条第１項又は第２項の規定による災害状況報告の様式は、別記第１号様式のとおりとする。

（目論見書及び設計書）

第３条　令第６条第１項の規定による目論見書及び設計書の様式は、それぞれ別記第２号様式及び第３号様式の通りとする。

（災害復旧事業費の決定）

第４条　法第７条の規定による災害復旧事業の事業費は、それぞれの事業費ごとに千円を単位として決定するものとする。

（国の負担率の通知）

第５条　農林水産大臣は、法第４条の規定によって災害復旧事業費に対する国の負担率を算定したときは、遅滞なく、これを都道府県知事（当該災害復旧事業が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）に係るものにあつてはその長）に通知する。

（国庫負担金交付の申請）

第６条　法第８条の規定による国の負担金の交付を申請しようとする地方公共団体は、令第６条の４の通知に基づいて、負担金交付申請書に災害復旧事業計画書及び収支予算書を添え、都道府県（指定都市を含む。）にあつては農林水産大臣に、市町村にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

２　前項の負担金交付申請書、災害復旧事業計画書及び収支予算書の様式は、別に定める。

（廃止報告）

第７条　令第７条第３項の規定による災害復旧事業の廃止の報告は、別記第４号様式によってしなければならない。

（残存物件の換算方法）

第８条　令第10条の規定による残存物件の換算は、機械器具については、取得価格に使用年数の償却年数に対する比率を乗じて得た金額を取得価格から差し引いて行うものとし、その他の物件については、使用によって減じた価格を取得価格から差し引いて行うものとする。

２　前項の償却年数は、別に定める当該機械器具の経済的使用年数の２分の１とする。

（成功認定の申請）

第９条　令第11条の規定による災害復旧事業の成功認定の申請は、別記第５号様式による成功表及び別に定める様式による収支精算書を添附してしなければならない。

第10条　削除

（工事台帳の整理）

第11条　地方公共団体は、国の負担金の交付を受けて災害復旧事業を施行す

るときは、当該復旧事業に関し、工事台帳、機械台帳、経理簿、備品台帳等を整備して必要な事項を記載しなければならない。

２　前項の工事台帳及び機械台帳の様式は、別に定める。

（会計事務の整理）

第12条　国の負担金の交付に係る災害復旧事業費に関する会計事務は、災害の発生した年ごとに区別して整理しなければならない。

附　　則

①　この省令は、公布の日から施行し、昭和26年４月１日から適用する。

②　災害復旧事業費の国庫負担をしない小規模な施設を定める省令（昭和25年農林省令第84号）は、廃止する。

附　　則（昭和27年11月７日農林省令第81号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和27年度分の負担金から適用する。

附　　則（昭和32年11月９日農林省令第48号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和35年４月16日農林省令第16号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和35年１月１日以降発生した災害に関し適用する。

附　　則（昭和53年５月20日農林省令第35号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和53年７月５日農林省令第49号）抄

第１条　この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（昭和59年４月27日農林水産省令第14号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（平成元年６月６日農林水産省令第27号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（平成12年３月８日農林水産省令第16号）

この省令は、平成12年４月１日から施行する。

附　　則（平成22年３月31日農林水産省令第27号）

この省令は、国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行の日（平成22年４月１日）から施行する。

附　　則（平成25年４月１日農林水産省令第25号）

この省令は、平成25年４月１日から施行する。

附　　則　（令和元年５月７日農林水産省令第１号）

（施行期日）

第１条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則　（令和２年12月21日農林水産省令第83号）

（施行期日）

第１条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別　記

第１号様式

（海岸の場合）

海　岸　災　害　状　況　報　告　書

番　　号

令和　　年　　月　　日

都道府県知事（又は農林水産大臣）　氏　　名　殿

市町村長（又は都道府県知事）　氏　　名

年　月　日から　月　日までの何々により海岸に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条の規定により報告する。

記

１　被害箇所及び被害金額

海岸名	郡市町村字名	事業施行者名	前回までの報告分				今回の報告分		年間の合計	
			月　日から 月　日まで　の災害		月　日から 月　日まで　の災害		月　日から 月　日まで　の災害			
			箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
計										

２　災害の原因

３　海岸以外のものの被害状況（田畑の被害面積、減収見込石数等）

備考　都道府県知事が農林水産大臣に報告する報告書は、記の各事項を、令第５条第１項の規定により報告する分と同条第２項の規定により報告する分に区分して記載すること。

（地すべり防止施設の場合）

地すべり防止施設災害状況報告書

番　　号
令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　氏　　名　殿

都道府県知事　氏　　名

年　月　日から　月　日までの何々により地すべり防止施設に下記のとおり災害が発生したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第５条第１項の規定により報告する。

記

１　被害箇所及び被害金額

区域名	郡市町村字名	事業施行者名	前回までの報告分				今回の報告分		年間の合計	
			月　日から 月　日まで　の災害		月　日から 月　日まで　の災害		月　日から 月　日まで　の災害			
			箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
計										

２　災害の要因

３　地すべり防止施設以外のものの被害状況

第２号様式
(海岸の場合)

海　岸　災　害　復　旧　事　業　目　論　見　書

年何災害

都道府県（市町村）名

工事番号	海岸名	郡市町村字名	復旧申請				決定				経済効果	摘要
			工種	数量	金額		工種	数量	金額			
					工事費	うち転属又は未成			工事費	うち転属又は未成		
計												

備考

１　工事番号は、都道府県の施行するもの及び市町村の施行するものの別に、一連番号により記載すること。

２　決定の欄は、記載しないこと。

（地すべり防止施設の場合）

地すべり防止施設災害復旧事業目論見書

年何災害

都道府県（市町村）名

工事番号	区域名	郡市町村字名	復旧申請		決　定　額		設計概要		経済効果	摘　　要
			工事費	うち転属又は未成	工事費	うち転属又は未成	申　請	決　定		
計										

備考

１　工事番号は、一連番号により記載すること。

２　決定学の欄は、記載しないこと。

第３号様式

第１表

年　災　復　旧　工　事
設　計　書

都道府県（市町村）名

設計審査者	氏　　名	設計者	氏　　名

災害年月日	年　月　日		工事概要	
工事番号	第　　号			
施設の名称				
施行位置	郡　町 大字　地内 市　村			
	申　請	決　定	摘　要	
工事費	金　千円	金　千円		
うち未成	金　千円	金　千円	年災　次　第　号	
うち転属	金　千円	金　千円	次　第　号	
被災原因その他				

第２表

費　　目	金　　額	摘　　要
工　事　費		
本　工　事　費		
附　帯　工　事　費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営　　繕　　費		
工　事　雑　費		
応　急　工　事　費		

第３表

本　工　事　費　内　訳　表

費　目	工　種	種　別	細　別	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第４表

付　帯　工　事　費　内　訳　表

費　目	工　種	種　別	細　別	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第５表

測　量　及　び　試　験　費　内　訳　表

費　目	工　種	種　別	細　別	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第６表

用　地　費　及　び　補　償　費　内　訳　表

費　　目	細　　別	単　　位	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要

第７表

船　舶　及　び　機　械　器　具　費　内　訳　表

区　　分	名　　称	計上、寸法、規格	数　　量	単　　価	金　　額	摘　　要

第８表

船　舶　及　び　機　械　器　具　損　料　内　訳　表

区　　分	名　　称	計上、寸法、規格	数　　量	供用日数	日基準損料	金　　額	摘　　要

第９表

営　繕　費　内　訳　表

区　分	名　称	単　位	数　量	単　価	金　額	摘　要

第10表

工　事　雑　費　内　訳　表

区　分	細　別	金　額	積　算　根　拠

第11表

応　急　工　事　費　内　訳　表

費　　目	金　　額	摘　　要
本　工　事　費		
附　帯　工　事　費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営　　繕　　費		
工　事　雑　費		
計		

備考

1　設計書には、平面図、縦横断面図、構造図並びに数量及び単価の積算の基礎を明らかにした書類を添附するほか、応急工事のある場合においては、赤書の精算設計書を添附すること。

2　第１表の「施設の名称」欄には、海岸の場合には海岸名、林地荒廃防止施設の場合には流域名、地すべり防止施設の場合には区域名、漁港の場合には漁港名を記載すること。

3　第１表の「被災原因その他」欄には、被災原因、復旧計画の概算その他必要な事項を記載すること。

4　第１表の「決定」欄には、記載しないこと。

5　第２表から第11表までの各表の記載方法及び添附書類については、別に定めるところによる。

6　第11表に計上された応急工事費の各費目については、第３表から第10表までの各表に応じた内訳表を作成すること。

第４号様式

（海岸の場合）

海岸災害復旧事業廃止報告書

番　　号

令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　　氏　　名　殿

都道府県知事（又は市町村長）　氏　　名

下記の災害復旧事業は、下記の理由により廃止したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫補助負担法施行令第７条第３項の規定により報告する。

記

災害年次	工事番号	海岸名	郡市町村字名	決定額	廃止の理由

（地すべり防止施設の場合）

地すべり防止施設災害復旧事業廃止報告書

番　　号
令和　　年　　月　　日

農林水産大臣　　氏　　名　殿

都道府県知事　氏　　名

下記の災害復旧事業は、下記の理由により廃止したので、公共土木施設災害復旧事業費国庫補助負担法施行令第７条第３項の規定により報告する。

記

災害年次	工事番号	区域名	郡市町村字名	決定額	廃止の理由

第５号様式
(海岸の場合)
(第１表)

年海岸災害復旧事業一部成功表

都道府県（又は市町村）工事

工事番号	海岸名	郡市町村字名	決定			しゅん功			差引		工事の施行期間	摘要
			工種	工事費	うち未成	工種	工事費	うち未成	増	減		
合　計												

備考

１　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年災害別に作成すること。

２　令第７条第１項の設計変更の同意を得た災害復旧事業については同意書の年月日及び番号を、同項の軽微な設計変更をした災害復旧事業についてはその概要を摘要欄に記載すること。

３　法第２条第２項に規定する災害復旧事業の工事以外の工事を併せて施行したときは、その工事費をしゆん功工事費の欄に括弧書で上段に記載すること。

４　令第３条第２項の規定に該当する場合には、未着手又は未成の工事費は、前の災害復旧工事の成功表の決定工事費の欄に括弧書で上段に内書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事を後の災害復旧工事と併せて決定した旨を記載し、当該後の災害復旧工事の成功表の決定の欄のうち未成の欄に未成工事費を記入し、摘要欄に当該前の災害復旧工事の年災別及び工事番号を記入すること。

（第２表）

年海岸災害復旧事業全部成功表

工事番号	海岸名	郡市町村字名	施行年度	決定			しゅん功			差引		摘要
				工種	工事費	うち未成	工種	工事費	うち未成	増	減	
			年度									
			年度									
			小計									
			小計									
合計												

備考

１　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に、各年災害別に作成すること。

２　廃止した工事があるときは、当該工事の金額を決定工事費の欄に括弧書で外書し、廃止報告の年月日を摘要欄に記載すること。

３　第１表の備考２から備考４までと同じ。

（第３表）

廃　工　額　調　査　票

年災害

工　事　番　号	海　岸　名	郡市等村字名	決定工事費	廃止報告年月日

（地すべり施設の場合）
（第１表）

年地すべり防止施設災害復旧事業一部成功表

都道府県工事

工事番号	区域名	郡市町村字名	決定		しゅん功		差引		工事の施行期間	摘要
			箇所数	金額	箇所数	金額	増	減		
合計										

備考

この表は、発生年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完了しない場合に、毎年度の施行工事について各年災別に作成すること。

（第２表）

年地すべり防止施設災害復旧事業全部成功表

工事番号	区域名	施行年度	決定		しゅん功		差引		摘要
			箇所数	金額	箇所数	金額	増	減	
		年度							
		年度							
		小計							
		小計							
合計									

備考

１　この表は、発生の年を同じくする災害に係る復旧事業が全部完成した場合に、各年災害別に作成すること。

２　廃止した工事があるときは、当該工事の金額を決定工事費の欄に括弧書で外書し、廃止報告の年月日を摘要欄に記載すること。

（第３表）

年地すべり防止施設災害復旧事業成功箇所表

都道府県工事

工　事 番　号	区域名	郡市町 村字名	決　定 工事費	しゅん功 工事費	差　引		決定設 計概要	変更設 計概要	変更理由	摘　　要
					増	減				

備考

１　法第２条第２項に規定する災害復旧事業の工事以外の工事を併せて施行したときは、その工事費をしゆん功工事費の欄に括弧書で上段に記載すること。

２　令第７条第１項の設計変更の同意を得た災害復旧事業については同意書の年月日及び番号を、同項の軽微な設計変更をした災害復旧事業についてはその概要を変更設計概要の欄に記載すること。

３　令第３条第２項の規定に該当する場合には、未着手又は未成の工事費は、前の災害復旧工事の成功箇所表の決定工事費の欄に括弧書で上段に内書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事を後の災害復旧工事と併せて決定した旨を記載し、当該後の災害復旧工事の成功箇所表の決定工事費の欄に未成工事費を括弧書で上段に外書し、摘要欄に当該前の災害復旧工事の年災別及び工事番号を記入すること。

（第４表）

廃　工　額　調　査　票

年災害

工　事　番　号	海　岸　名	郡市等村字名	決定工事費	廃止報告年月日

４　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第９条第３号の主務大臣が定める工事を定める件

昭和60年１月26日　農林水産省告示第100号

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第９条第３号の主務大臣が定める工事は、次のとおりとする。

農林水産大臣

次の各号の１に該当する事由により費用の増加を来した工事とする。

１　誤測

２　違算

３　物価の変動

４　施行箇所に適応した工事資材等の形式又は材資の変更で工事の程度に変化を生じないもの

５　岩盤線等の推定した位置の変更

６　工事資材及び残土の運搬距離の変更

７　土の変化率に係る土量の変更又は推定した土質の変更

８　水勢又は地形の変動による締切、水替等の仮設工事の変更

５　海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書等の様式について

昭和33年２月13日　33農地第147号（災）
改正　昭和59年９月14日　59構改Ｄ第 946号
〃　　令和３年４月１日　２農振　第3505号

（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事、各特別市長あて）

海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号）第６条第４項、第９条及び第11条第２項の規定に基づき、海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書等の様式が別紙のとおり定められたから了知されたく、命により通達する。

（別紙）

様式１

海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書

平成　年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金交付申請書

番　　号

年　　月　　日

農林水産大臣（又は都道府県知事）氏　　名　殿

都道府県知事（又は市町村長）氏　　名

年　　月　　日第　号をもつて通知のあつた　年度公共土木施設（海岸又は地すべり防止施設）災害復旧事業費国庫負担金について、下記のとおり交付されたく、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令第６条第１項の規定により、関係書類を添え申請する。

記

国庫負担金申請額　　千円

内訳　何何事業　　年災害　　千円

　　何何事業　　年災害　　千円

様式２　海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業計画書

年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業計画書

災害年別	工事番号	郡市町村字名	種目別	事業量	実施内訳						国庫負担金交付申請額	国庫負担率	摘要
					前年度までの実施分	年度実施分				年度以降実施する分			
						工事費	工事雑費	事務費	計				
年災													
年災													
小計													
計													

（注）施越工事については、その旨を摘要欄に記入し、かつ、実施内訳欄にかっこして内書とすること。

様式３　海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業収支予算書

年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業収支予算書

災害年別及び工事番号

区分		予算額	摘要
収入	国庫負担金 都道府県（又は市町村）負担金		
支出	都道府県（又は市町村）事業 工事費 何何費 何何費 計 事務費 合計		

（注）摘要欄に予算の議決又は議決予定の年月日を記入すること。

様式４　成功認定申請書

年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業全部成功（又はあ一部成功）認定申請書

番号

年　月　日

農林水産大臣（又は都道府県知事）氏　　名　殿

都道府県知事（又は市町村長）氏　　名

年度において国庫負担金の交付を受けて施行した海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業が別冊のとおりしゅん功したので全部成功（又は一部成功）認定されたく海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令第９条の規定により関係書類を添え申請する。

様式５

海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業清算総括表

１　　年度海岸（又は地すべり防止施設）災害復旧事業清算総括表

年災害

工事番号	郡市町村字名	種目別	事業量	事業費	事業実施内訳											摘要
					前年度までの実施分	年度実施分				年度以降実施分	負担率	交付決定額	概算受領額	精算額	差引未受領(返還)額	
						工事費	工事雑費	事務費	計							
計																

（注）施越工事については、その旨を摘要欄に記入し、かつ、実施内訳欄にかっこして内書とすること。

２　箇所別収支精算書

災害年別及び工事番号

区　　分		予算額	精算額	差引増（減）	摘　要
収入	国庫負担金				
	都道府県（又は市町村）負担金				
	計				
支出	都道府県（又は市町村）工事				
	工事費				
	何何費				
	何何費				
	計				
	事務費				
	合計				

様式６　工事台帳

（表）

工　事　台　帳

工事番号		工事名	

災害年次		緊急順位		地方公共団体名				
区域名			施行位置					
国庫負担金		査定実机	数量		査立定会官	農林水産省		
施行方法						財務省		
契約の種類			工事費			都道府県		
決定工事費のうち当年発生災害分		実施設計額		竣功承認番号年月日		請負額		
うち未成額又はうち転属額		第１階設計変更額		変更承認番号年月日		変更請負額		
精算額		第２階設計変更額		変更承認番号年月日		変更請負額		
うち未成精算額		第３階設計変更額		変更承認番号年月日		変更請負額		
不用額		請負契約締結	年　月　日			契約の工事期間	自　年　月　日 至　年　月　日	
剰余金		着手	年　月　日			竣功	年　月　日	
剰余金流用額		竣功検査	年　月　日	竣功検査員氏名		主事 技師		
剰余金使用額		請負人住所氏名又は直営工事の現場責任者						
国庫負担金交付年度及び金額	年度 	金額 	記事					
国庫負担金交付年度及び金額	年度 	金額 						
国庫負担金交付年度及び金額	年度 	金額 						
国庫負担金交付年度及び金額	年度 	金額 						

（裏）

<table>
<tr><td>決定設計概要</td><td colspan="3"></td><td>変更設計概要</td><td colspan="3"></td><td>精算設計概要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">承認条件
設計変更</td><td colspan="3" rowspan="3"></td><td colspan="2">支払年月日</td><td>金　額</td><td>摘　要</td><td colspan="2">支払年月日</td><td>金　額</td><td>摘　要</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>円</td><td></td><td colspan="2"></td><td>円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">成功認定</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td rowspan="3">記

事</td><td colspan="6" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">成功認定額</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">成功検査官氏名</td><td colspan="2">事務官
技　官</td></tr>
</table>

様式７　機械台帳

（表）

機　　械　　台　　帳

管理番号		制作年月日		修理又は改良経過		
名称		検収年月日		年月日	修理又は改良箇所及び状況	同前の費用
形式		検収者 所属氏名				
	製品番号　製作会社	納入者				
主体		納期				
主機関		納期				
補助機関		価格				
附属品 備工具 その他		償却年数				
		使用開始年月日				
		使用完了年月日				
		使用年数				
		残存価格				
購入金額 支出工事番号		残存機械の状況				

経　歴　　（裏）

年月日	作業場所	使用者名	実作業		運転時間累計	整備状況	年月日	作業場所	使用者名	実作業		運転時間累計	整備状況
			作業内容	状況						作業内容	状況		

６　特別地域における国庫負担率について

（本　災）

１　離島

離島振興法（抄）　（昭和28年７月22日　法律第72号／最終改正　平成27年６月24日　〃　第46号）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第７条　第１項～第３項　略

４　離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第３条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第４条の規定によつて算定した率が５分の４に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、５分の４とし、（以下略）

２　奄美群島

奄美群島振興開発特別措置法（抄）（昭和29年６月21日法律第189号／最終改正平成31年３月30日　〃第　8号）

（特別の助成）

第６条　第１項～第４項　略

５　奄美群島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第３条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第４条の規定によつて算出した率が５分の４に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、５分の４とし、（以下略）

３　沖　縄

沖縄振興特別措置法（抄）　（平成14年３月31日法律第14号／最終改正令和３年６月16日　〃第70号）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第105条　第１項～第３項　略

４　沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第３条の規定により地方公共団体に対し

て国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第４条の規定によって算出した率が５分の４に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、５分の４とし、（以下略）

４　北海道

北海道については（負担法）昭和26年施行の附則３を参照

（災害関連）

１　北海道、離島

海岸法施行令（抄）　（昭和31年11月７日政令第332号 最終改正令和２年12月１日　〃第217号）

（国が費用を負担する工事の範囲及び国庫負担率）

第８条

１　第１号、第２号　略

（３）　前２号に掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第２項に規定する災害復旧事業（同法第２条第３項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるもの２分の１

第４号～第６号　略

２　略

３　第１項第２号から第５号までに掲げる工事で北海道において施行されるものに要する費用に対する国の負担率は、同項の規定にかかわらず20分の11とする。

４　第１項第２号から第４号まで及び第６号に掲げる工事で離島振興法（昭和28年法律第72号）第４条第１項の離島振興計画に基づくもの（第２項又は前項に規定する工事を除く。）に要する費用に対する国の負担率は、第１項の規定にかかわらず、同項第２号から第４号までに掲げる工事にあっては20分の11、同項第６号に掲げる工事にあっては２分の１とする。

２　奄美

奄美群島振興開発特別措置法施行令（抄）

（昭和29年８月13日　政令239号
最終改正令和２年12月23日　政令363号）

（特別の助成）

第１条　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第６条第１項に規定する政令で定める事業は、別表第１に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる割合とする。

別表第１（第１条関係）（抄）

事　業　の　区　分		国の負担又は補助の場合
海　岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第２条災１項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で、階が員法施行令（昭和31年政令第332号）第８条第１項第２号から第４号までに掲げるもの	３分の２

３　沖縄

沖縄振興特別措置法（抄）

（平成14年３月31日　法律第14号
最終改正令和３年６月16日　法律第70号）

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第105条　第１項～第５項　略

６　国は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第２条第２項に規定する災害復旧事業（同条第３項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その10分の６以内を負担するものとする。

Ⅲ－２　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱

昭和40年９月10日　40農地Ｄ第1140号
改正　昭和43年10月１日　43農地Ｄ第 821号
〃　昭和47年５月15日　47農地Ｄ第 813号
〃　昭和47年８月１日　47農地Ｄ第 533号
〃　昭和51年７月１日　51構改Ｄ第 482号
〃　昭和53年３月31日　53経　　第 589号
〃　昭和53年７月５日　53文　　第 261号
〃　昭和54年５月29日　54構改Ｄ第 363号
〃　昭和54年７月10日　54構改Ｄ第 555号
〃　昭和59年９月14日　59構改Ｄ第 945号
〃　平成５年６月16日　５構改Ｄ第 420号
〃　平成８年４月１日　８構改Ｄ第 257号
〃　平成10年12月10日　10構改Ｄ第 269号
〃　平成12年４月１日　12構改Ｄ第 244号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 964号
〃　令和２年３月30日　元農振　第3685号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3504号
〃　令和４年４月１日　３農振　第2931号

（農林事務次官から各地方農政局長，沖縄総合事務局長，都道府県知事あて）

（趣　　旨）

第１　農地の保全に係る海岸保全施設（海岸法（昭和31年法律第101号）により国土交通大臣所掌及び農林水産大臣所掌のうち水産庁所管の海岸保全区域に係るものを除く。）及び地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律30号）により国土交通大臣所掌及び農林水産大臣所掌のうち林野庁所管の地すべり防止区域に係るものを除く。）に係る災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）の事務の取扱いについては公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「法」という。）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「政令」という。）及び海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（適用除外）

第２　法第６条第１項に規定する適用除外は、次に定めるものとする。

(1)　法第６条第１項第３号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは次のアからコまでに掲げる工事をいう。

ア　石積み又は石張りの破損を防止するためのコンクリート突込工事

イ　直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ又は欠脱の補充のみの工事若しくは間詰めのみの工事

ウ　隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂を修繕する工事

エ　木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその小量の脱石の補充のみの工事

オ　照明設備のみの工事

カ　小量の捨石を補充するのみの工事

キ　堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事

ク　堤防、護岸等に直接影響のない程度の海岸施設の低下に対する根固め、床止め又は突堤のみに係る工事

ケ　地すべり防止施設の安定に影響しない程度の盛土の流出の補充のみの工事

コ　アからケまでに掲げるものに類する工事

(2)　成功認定検査（部分検査を含む。以下同じ。）等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて農林水産大臣が手直し又は補強工事を命じた箇所で、当該工事が未完了であることに基因して生じた災害復旧事業は、法第６条第１項第４号に該当するものとして採択しないものとする。

(3)　法第６条第１項第５号に規定する、「甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害」とは、次のアからエまでに掲げるものをいう。

ア　柵工、枠工、木工沈床等の甚だしい腐朽によりこれらの施設に生じた災害

イ　水門、樋門等海岸に設けられた施設の操作その他の管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害

ウ　堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害

エ　以前に生じた災害に係る復旧工事費が都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都

市」という。）に係るものにあつては120万円に、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあつては60万円に満たないものであること。当該災害が異常な天然現象によらないものと認められること。又は当該復旧工事が維持工事と認められることを理由として国庫負担の対象とされなかつた災害復旧事業に係る箇所につき、復旧工事が着手される以前に生じた新たな災害で、次に掲げるもの以外のもの

(ｱ)　当該災害復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに生じた災害

(ｲ)　当該復旧工事に着手していたとしても新たに当該箇所につき、被害が生じたと明らかに想定される程度の災害

(4)　法第６条第１項第７号ただし書に規定する「維持上又は公益上特に必要と認められる」災害復旧事業は、次に掲げるものとする。

ア　天然の海岸が欠壊したため、人家、公共施設、農地等が流失した場合、隣接の堤防若しくは護岸が損傷した場合、当該天然の海岸が堤防としての効用を果し得なくなつた場合又はこれらのおそれが大きい場合における当該欠壊に係るもの。

イ　その他アに掲げるものに類するもの。

(5)　法第６条第１項第８号に規定する「災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害」とは、災害復旧事業以外の事業の着工の日から成功認定検査の完了の日（成功認定検査が遅れている場合においては書類、写真等によつてその工事がしゆん工した事実を確認することができる日）までの間に生じた災害をいう。

（国庫負担の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲）

第３　降雨、暴風、高潮、地すべり等による災害のうち、次の各号の１に該当する災害の復旧は国庫負担の対象としないものとする。

(1)　最大24時間雨量が80ミリメートル未満であつた場合に生じた災害。ただし、最大24時間雨量が80ミリメートル未満であっても時間雨量等が特に大である場合に生じた災害は、この限りでない。

(2)　最大風速が15メートル未満である場合に生じた災害

(3)　暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大であると認められないもの。

(4)　地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロ

ックが概成していない場合における災害

（国庫負担の対象としない工事費）

第４　国庫負担の対象としない工事費は、次に掲げるものとする。

(1)　法第７条の規定による事業費の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費

(2)　工事の出来高が不足し、又は粗漏である場合における手直し又は補強に要する工事費

(3)　国の補助を受けて購入した水防用資材を応急工事に使用した場合の当該資材の購入費に相当する費用

(4)　工事発生品で災害復旧事業に使用できるものと同じ効用をもつ材料を購入する場合に要する購入費に相当する費用

（災害報告）

第５　都道府県知事又は指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、政令第１条に規定する海岸又は地すべり防止施設について災害が発生した場合においては、政令第５条の規定による災害報告のほか、直ちにその概要を電話その他の方法をもつて農村振興局長及び地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。次項において同じ。）に報告するものとする。

２　都道府県知事等は異常な災害（都道府県又は指定都市の区域内における海岸又は地すべり防止施設の被害推定額が３億円以上の災害をいう。）又は特に必要があると認められる災害の場合にあっては、前項の規定による報告のほか、災害発生後１週間以内に、災害概要報告書（様式第１）を農村振興局長及び地方農政局長に提出するものとする。

（国庫負担申請の際申請書に添付する図面等）

第６　地方公共団体の長は、政令第６条の規定に基づき法第７条の規定による事業費の決定を受けようとする場合には、申請書に次の図面等を添付するものとする。

(1)　箇　所　図

工事箇所及び工事番号を記入した都道府県の管内図又は国土地理院刊行の縮尺５万分の１図。ただし、工事番号は都道府県工事（◎）と市町村工事（○）とに分け、発生の年を同じくする災害については、通し番号を付すること。

(2)　天　気　図

災害発生当日及びその前後１日ずつの天気図

(3)　降雨量分布図

都道府県の管内図に災害発生の原因となった降雨に係る各観測地点における日雨量及び連続雨量をその地点に記入し、かつ当該降雨に係る等雨量線を記入すること。

(4)　台風経路図

災害発生の原因となった台風の発生より衰弱までの経過地点とその時刻及び気圧を併せて記入したもの。特に本土に上陸した場合においては、詳細に記入すること。

(5)　風速調書

都道府県管内図に災害発生の原因となつた風に係る各観測地点における風向並びに瞬間最大風速及び最大風速を記入したもの。

(6)　波高調書

災害発生の原因となつた波高に係る各観測地点における最大波高を記入し、災害発生時の潮位、潮位偏差及び波高を記録した資料を添付すること。

(7)　積雪、融雪状況調書

災害発生の原因となった積雪又は融雪に係る各観測地点における積雪深、気温の変化等を記入したもの

(8)　前各号に掲げるもののほか、異常な天然現象の説明に必要な気象資料及び被災原因の状況の説明に必要な資料

２　政令第６条第１項に規定する設計書には、次の図面等を添付するものとする。

(1)　平　面　図

縮尺500分の１ないし3,000分の１の実測図とし、被災箇所付近の状況を判断することができる範囲について記載すること。

(2)　横　断　図

縮尺100分の１程度の実測図とし、既往最高潮位、既往最高波高、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面、被災時最高潮位、被災波高、地盤高及び東京湾中等潮位を記入すること。

(3)　縦　断　図

縮尺縦100分の１、横1,000分の１程度の実測図とし、被災箇所付近の状況を判断することができる範囲内について記載すること。

(4)　構　造　図

縮尺20分の１ないし100分の１程度とすること。

(5)　写　　真

被害の状況を知ることのできる写真

（事業費目の内容）

第７　省令別記第３号様式の設計書に計上する工事費の各費目の内容は、次の各号に定めるところによる。

(1)　本工事費　事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地の借料並びに事業主体が負担する労務者保険料（労働者災害補償保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料等をいう。以下同じ。）とする。ただし、請負施行の場合にあっては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等とし、その内容については、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(2)　付帯工事費　事業主体が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「付帯工事」という。）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とし、当該付帯工事に係る他の施設の管理者が施行する場合（事業主体が直接施行する場合を除く。）においては、当該付帯工事の工事費（測量及試験費、用地費及補償費、船舶及機械器具費、営繕費並びに工事雑費相当額を含む。）及び事務費の総額とする。

(3)　測量及試験費　工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。

(4)　用地費及補償費　工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によつて損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。

(5)　船舶及機械器具費　工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料等を含む。）又は据付け、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

(6)　営繕費　工事を施行するために必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新築（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収又は借料とする。

(7)　工事雑費　工事の現場事務に必要な賃金需要費（消耗品費、印刷製本

費、光熱水料等をいう。)、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。)、備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。)、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。）並びにこの費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の共済費（社会保険料）等とする。

２　政令第４条第１項に規定する事務費は、事業を施行するために必要な職員の給料、職員手当（退職手当を除く。)、賃金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水料等をいう。)、役務費（通信運搬費、雑役務費等をいう。)、備品購入費、委託料（登記事務及び測量等の委託費をいう。)、使用料及び賃借料（土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。）並びにこの費用から賃金又は給与が支弁される者に係る事業主負担の共済費（社会保険料）等とする。

第８　削　除

第９　削　除

（工事雑費）

第10　工事雑費は、次の各号に掲げる区分に従い当該工事費（工事雑費を除く。）に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

(1)　直営施行に係る工事費　　1,000分の40

(2)　請負施行に係る工事費　　1,000分の15

第11　削　除

第11条の２　削　除

（主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費）

第12　政令第４条第２項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」は、次の各号に定める工事（次項に定めるものを除く。）の費用とする。

(1)　海岸が被災して、通常の状態における海水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設若しくは当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えているため、又はそのおそれが大きいため緊急に施行しなければならない仮締切工事、この場合、「通常の状態」の判断に当たつては、朔望平均満潮面に1.5メートル程度を加えた高さを基準とし、通常発生波浪を勘案して行うものとする。なお、仮締切工、もり土のかさ上げは施行時期を考慮して「通常の状態」を超えない範囲において決定するものとする。

(2)　海岸が被災し、次期高潮等により当該被災施設、当該被災施設に隣接

する一連の施設又は当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事

(3)　地すべり防止施設が被災して、通常の状態における流水が侵入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設若しくは当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えているため、又はそのおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない仮締切工事

この場合、「通常の状態」の判断に当たつては、警戒水位（警戒水位の定めのない場合は、河岸高の５割程度）を勘案して行うものとする。

(4)　地すべり防止施設が被災し、次期出水等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又当該被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれが大きいため、緊急に施行しなければならない欠壊防止工事

(5)　前各号に掲げるもののほか、法第７条の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち農林水産大臣が復旧工事の全部又は一部とすることを適当と認めるもの。

２　前項の規定により除かれる工事は、前項第１号から第４号までに掲げる工事（以下「応急仮工事」という。）で、復旧工事費が都道府県又は指定都市に係るものにあつては120万円に、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあっては60万円に満たないものとする。

（主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費の取扱い）

第13　政令第４条第２項に規定する「主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費」の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1)　法第７条の規定による事業費の決定前に施行した応急工事（以下「施行済応急工事」という。）の費用は、次のように算出される額とする。

ア　Ａ＜Ｂの場合は、Ａとする。

イ　Ａ＞Ｂの場合は、Ｂとする。

Ａ……施行済応急工事のために現実に要した費用の額

Ｂ……政令第６条第２項の規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た設計単価又は歩掛りにより施行済応急工事費に要する費用を算出した場合の当該算出額

(2)　応急仮工事により、新設若しくは改修された仮締切工、欠壊防止工が被災し、又は、当該応急仮工事の施行中に手もどりを生じた場合における当該被災部分又は手もどり部分に係る新たな工事に要する費用は次の各号に掲げるものを除き、原則として応急工事費としない。

ア　当該工事が復旧工事の一部となるもの

イ　当該工事を施行しないときは、かんがい排水に重大な支障を及ぼすと認められるもの

ウ　当該施設に係る当該工事を早急に施行しなければならない場合で、次の（ア）から（ウ）までの１に該当するもの

(ｱ)　当初の応急仮工事が採択された年に発生した災害が激甚であり、かつ、当該都道府県の地域内における被災箇所が多数であるため、重要被災箇所から順次復旧していること等やむを得ない事由により復旧工事の着手又は施行が遅延している場合

(ｲ)　復旧工事のしゆん工までに長時間を要する場合

(ｳ)　原施設が被災した年と同一年において新たに被災した場合

(3)　法第７条の規定による事業費の決定前に着手した工事のうち適当でないと認める工法で施行中のもの又はしゆん工したものについては、原則として適当と認める工法に変更させるものとし、これによつて生ずる手もどりに要する費用は、応急工事に含めないものとする。

２　応急工事に使用した材料を復旧工事に使用する場合には、第１号の額が第２号の額未満の場合に限るものとし、当該材料の購入に要する費用は、応急工事に要する費用とする。

(1)　応急工事に使用した材料を復旧工事に使用できるものに要した費用と当該材料を復旧工事に使用するために必要な除却及び運搬に要する費用の合計額

(2)　復旧工事に新たな材料を使用する場合における当該材料に要する費用

（国庫負担率）

第14　国庫負担率は、その年の12月31日現在において地方公共団体ごとに、別に定める様式により算定するものとする。

（設計の変更）

第15　都道府県知事等は、政令第６条の２の規定による災害復旧事業の事業費の決定通知を受けたときは、その設計書を災害復旧事業全体設計書（(様式は省令第３条の規定による設計書の様式に準ずる。）この規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た災害復旧事業変更全体設計書を含む。）とし、その内容に変更（次項に定める軽微な変更を除く。）を加えようとするときは、災害復旧事業全体設計変更協議書（様式第２）に災害復旧事業変更全体設計書（様式第３）、その他変更理由を明らかにする書類を添え、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

２　政令第７条第１項に規定する「軽微な変更」とは、農村振興局長が別に定める範囲内で行う労務、資材単価又は歩掛りの変更に伴う各工事箇所の既定事業費の変更のほか、次の各号に掲げる変更で、各工事箇所について当該変更による工事費の増減が、当該工事箇所における既定事業費の30パーセント以内で、かつ、1,000万円以下のものをいう。

(1)　違算又は誤測の訂正に係る変更

(2)　水勢又は地形の変動その他の事由により必要となる変更のうち工法に変更のないもので、次に掲げる変更

ア　延長の増減の20パーセント以内で、かつ、15メートル以内の変更

イ　法長又は断面のみの変更

(3)　次に掲げる変更で、工事に著しい変化を生じないもの

ア　蛇かごの網目の変更

イ　杭打工事の杭木の形式又は寸法の変更（橋梁、水門、閘門、樋門及び樋管の基礎杭並びに地すべり防止施設の抑止杭に係るものを除く。）

ウ　根固めブロック又は法覆ブロックの形式、重量、控え長等の変更

エ　推定された岩盤が存在せず、若しくはぜい弱であるため、岩着工法をコンクリート基礎工法とする変更又は十分な強度の岩盤が存在したためコンクリート基礎工法を岩着工法とする変更

オ　遠心力鉄筋コンクリート管の継手構造の変更

カ　石積工事又は石張り工事等における築石の控え長と裏込めコンクリート厚との相互間の変更

(4)　次に掲げる変更で工法及び工事の程度に変更のないもの

ア　推定岩盤線の変更による法長又は断面のみの変更

イ　土の変化率の変更による土量のみの変更

(5)　次に掲げる変更で工事の程度に変化を生じないもの

ア　人力土工を機械土工とする変更

イ　現場打コンクリートにかえ生コンクリートを使用するための変更

（事業の廃止報告）

第16　政令第７条第３項に規定する事業の廃止以外の廃止については、省令第７条に準じ、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

（うち未成及びうち転属）

第17　政令第３条の規定により、新たに生じた災害による災害復旧事業に併

せて１の災害復旧事業として施行される未着工又は未施行の工事の工事費（以下発生の年を同じくするものについては「うち転属額」といい、発生の年を異にするものについては「うち未成額」という。）は、当該工事に係る決定工事費から新たな災害発生時における既施行の工事の出来高を控除したものとする。

２　前項の既施行の工事の出来高は、請負施行の場合にあつては、特別の定めがある場合を除き、実施設計額のうちの出来高に請負額と当該実施設計額との比率を乗じて得額とするものとする。

３　前２項に規定するもののほか、災害復旧事業の施行中に新たな災害が生じた場合における工事費の取扱方法は、別記第１のとおりとする。

４　災害復旧事業と他の災害復旧事業又は災害復旧事業以外の事業（以下別記第２において「他の事業」という。）との合併施行中に手もどりを生じた場合における災害復旧事業の工事の出来高の算出方法は、別記第２のとおりとする。

（工事費の精算）

第18　法第10条の規定による事業費のうち工事費の精算は、次の方法によるものとする。

(1)　工事費は、１つの災害復旧事業ごとに精算する。

(2)　うち未成額のある災害復旧事業の工事を施行した場合に、うち未成に係る工事の精算額は、当該うち未成額に相当する額とし、新たな災害に係る工事の精算額は、当該工事のしゆん工額からうち未成額を控除して得た額とする。

(3)　うち転属額に係る災害復事業に対する国庫負担率と、新たに発生した災害に係る災害復旧事業に対する国庫負担率が異なる場合において、当該うち転属額のある災害復旧事業の工事を施行した場合の精算については、前号の規定を準用する。この場合において、前号中「うち未成額」とあるのは「うち転属額」と、「うち未成」とあるのは「うち転属」と読み替えるものとする。

(4)　災害復旧事業と他の事業とを合併して施行した場合には、当該合併施行に係る設計の変更の同意の際、工事費の精算方法について特別の条件が付された場合を除き、当該合併施行に係る工事のしゆん工額を当該年度に施行したそれぞれの工事の工事費に比例して精算する。ただし、他の事業が工事費に工事雑費を含まない場合にあっては、災害復旧事業の工事費は工事費から工事雑費を除いた額とする。

(5)　省令第８条第２項に規定する「機械器具の経済的使用年数」は、別記第３のとおりとる。

（書類等の経由）

第19　都道府県知事等は法、政令、省令、又はこの要綱の規定により、農林水産大臣に対し書類等を提出するときは、地方農政局長（北海道及び札幌市にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）を経由しなければならない。

（委　　任）

第20　この要綱に定めるもののほか、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の実施については、農村振興局長が別に定める。

別記第１

災害復旧事業を施行中に新たに災害が生じた場合における工事費の取扱方法

第１回災害

決定工事費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ａ

既施行の工事の出来高　・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｂ

未施行額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ａ－Ｂ＝Ｃ

第２回災害

新たな災害による必要工事費（手もどり額を除く）　・・・　Ｄ

手もどり額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｅ

決定工事費　・・・・・・・・・・・・・・　Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＝Ｆ

（うち未成額又はうち転属額　・・・・・・・・・・・・　Ｃ）

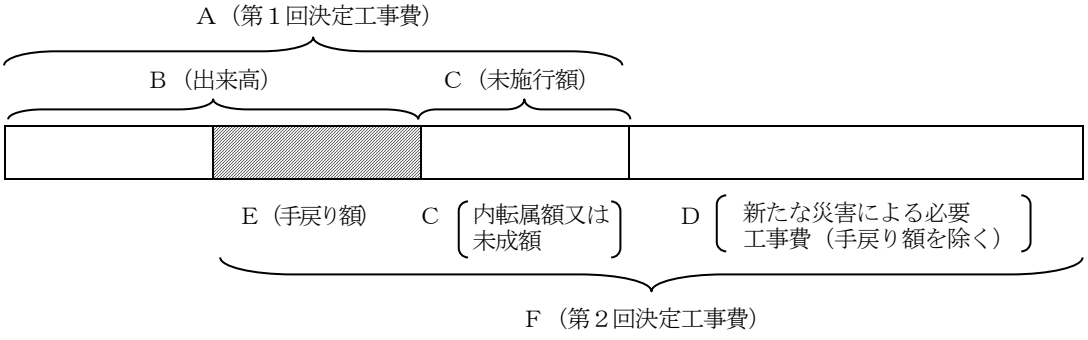

別記第２

災害復旧事業と他の事業とを合併して施行中に
手もどりを生じた場合における災害復旧事業の
工事の出来高の算出方法

1.　単年度施行の場合

合併設計額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　A

合併設計額のうち災害復旧事業の工事費　・・・・・　B

合併設計額のうち他の事業の工事費　・・・・・・・　C

合併設計額の請負額　・・・・・・・・・・・・・・・　D

合併設計額のうち出来高　・・・・・・・・・・・・・　E

災害復旧事業の工事の出来高　・・・　$E \times \frac{B}{A} \times \frac{D}{A} = F$

2.　施行が２箇年以上にわたる場合

災害復旧事業の工事のうち前年度までの出来高　・・　G

当該年度実施設計額　・・・・・・・・・・・・・・・　H

当該年度実施設計額のうち災害復旧事業の工事費　・　I

当該年度実施設計額請負額　・・・・・・・・・・・・　J

当該年度実施設計額のうち出来高　・・・・・・・・・　K

災害復旧事業の工事の出来高　・・・　$G + K \times \frac{I}{H} \times \frac{J}{H}$

別記第３

経済的使用年数（省略）

様式第１

災　害　概　要　報　告　書

注　この災害概要報告書は、省令第２条の規定（別記第１号様式）による海岸又は地すべり防止施設災害状況報告書の様式に準ずるものとし、次の事項を明記すること。なお、災害状況報告書の「１　被害箇所及び被害金額」の表に備考欄を設け、各市町村における調査の進捗状況（被災範囲の○割調査済、調査完了等）を記載すること。

１　災害原因（暴風、高潮等）	観測所名		
日　雨　量	○	○	○○mm
連　続　雨　量（　日～　日）	○	○	○○mm
風　速	○	○	○○m/sec
潮　位	○	○	○○m
波　高	○	○	○○m
台風の中心示度	○	○	○○hPa

２　措置

(1) 海岸又は地すべり防止施設管理者のとった措置

(2) 国に対する要望事項

様式第２

年災害復旧事業全体設計変更協議書

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　氏　名　殿

都道府県知事（指定都市の長）氏　名

年　月　日付け第　号をもって決定の通知があった災害復旧事業について、別紙のとおり変更したいので同意されたく（又は変更したいので）海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱第 15 第１項の規定により協議します。

別紙１

年災害復旧事業費増減表

（単位　千円）

区　　分	査　定　額		前回までの変更改訂額		今 回 変 更 増減（△）額		今回変更改訂額		摘要
	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	事業費	補助金	
○○○○施設 ○　○　関　連 計	A		B		C=B-D C=A-D		D		

別紙２

年災害復旧事業変更地区別一覧表

海岸又は地すべり防止施設

工事番号	所在地			事業主体名	工種	数量	査定額	変更経過				今回変更協議額	増減（△）	変更理由
	郡市	町村	字					回数	同意額	年月日	番号			
							千円		千円			千円	千円	

注　１　この表は、年災別に作成すること。

２　増減（△）は、前回までの最終変更同意額と今回変更協議額との差額を記入すること。

３　第３項の規定による報告の場合は、本表の添付を要しない。

様式３

平成　年災害復旧事業変更全体設計書

注　この変更全体設計書は、災害復旧事業全体設計書の様式に準ずるものとし、変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載すること。

Ⅲ－３　海岸及び地すべり防止施設
災害復旧事業査定要領

昭和40年９月10日　40農地Ｄ第1138号
改正　昭和47年５月15日　47農地Ａ第 816号
〃　昭和47年８月１日　47農地Ｄ第 530号
〃　昭和53年７月５日　53構改Ａ第1092号
〃　昭和54年３月30日　54構改Ｄ第 206号
〃　昭和54年５月29日　54構改Ｄ第 364号
〃　昭和59年９月14日　59構改Ｄ第 949号
〃　平成10年12月10日　10構改Ｄ第 166号
〃　平成12年４月１日　12構改Ｄ第 286号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 961号
〃　令和２年３月30日　元農振　第3685号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3587号
〃　令和４年４月１日　３農振　第2937号

（農地局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（趣　　旨）

第１　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「法」という。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「政令」という。）、海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業国庫負担法を施行する省令（昭和26年農林省令第53号。以下「省令」という。）、並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け農地Ｄ第1140号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により行うものとする。

（災害原因の調査）

第２　災害原因の調査については、次の各号に掲げる事項に留意して行うものとし、併せて被災施設の原形及び被災状況を調査するものとする。

(1)　降雨については、最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び地域的分布状況。

(2)　洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等。

(3)　融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流氷、なだれ等。

(4)　暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的関係。

(5)　高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的関係。

(6)　地すべりについては、降雨量、地すべりの生じた区域及び地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動状況。

(7)　地震については、震度、震源地等。

（他の事業の計画区域内の災害）

第３　海岸又は地すべり防止施設災害復旧事業以外の事業（実施中又はその実施が確実にみこまれるものに限る。以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、被災後の状況を勘案して他の事業の計画を検討の上、次の各号に定める基準によるものとする。

(1)　他の事業計画に包含される在来施設が被災した場合においては、他の事業完成までの必要最小限度の工法によるものとする。

(2)　他の事業によりしゆん工し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業によりしゆん工した完成断面を対象として採択することができる。

（兼用工作物及び他省庁との関係ある施設に係る災害）

第４　農林水産省所管の他の工作物の効用を兼ねる海岸保全施設（海岸法第40条第１項第３号及び第４号に掲げるものに限り他省庁所管の施設（農林水産省所管の海岸法第40条第１項第２号に掲げる区域に係るものを含む。以下同じ。）と効用を兼ねるものを除く。）及び地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第１項第３号イに規定するもの）（以下「兼用工作物」という。）並びに他省庁（林野庁及び水産庁を含む。以下同じ。）と関係のある施設に係る災害復旧事業に採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(1)　兼用工作物に係る災害復旧事業については、最大の効用を有する海岸保全施設又は地すべり防止施設の工種に係る災害復旧事業とする。

(2)　他省庁所管の施設と効用を兼ねる施設に係る災害復旧事業の採択は、「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書の取扱細目について（昭和30年８月16日付け建河発第342号、30地局第4591号、30林野第12518号」の定めるところによるものとする。

(3)　他省庁と関係ある施設に係る災害復旧事業の採択に当たっては、申請者に関係部局との間において協議させ、農林水産省農村振興局所管の災害復旧事業として協議が整ったものについては、当該部局長の承認書を

政令第６条に定める申請書に添付して提供させ、それを確認の上採択することとし、協議が整わないものについては保留とする。

（過年災害等との重複採択防止）

第５　査定に際しては、当該申請に係る箇所が既に採択した過年災害箇所は当年災害箇所と重複して採択することのないように、耕地出張所（土地改良事務所、地方事務所等）ごとに過年災害箇所又は当年災害箇所で未着手のものについては、管内図又は国土地理院刊行の地図（縮尺５万分の１）に地区番号及び箇所番号を記入したものを、なお必要がある場合は設計書、写真等を提出させ、重複申請の有無を調査しなければならない。

（うち未成額及びうち転属額の算定等）

第６　要綱第17のうち未成額及びうち転属額の算定については、会計検査院又は総務庁の検査又は監察の結果「設計過大」、「改良工事」等の指摘を受け、農林水産大臣が不用額として処置することを命じた箇所が新たに被災した場合には、うち未成額又はうち転属額は当該不用額を差引いた額とする。

２　前項の不用額については、査定設計書の鏡及び目論見書の摘要欄にその旨明記するものとする。

（失格及び欠格）

第７　失格又は欠格（表中「理由の名称」の欄中「失格」以外の項を総称していう。以下同じ。）とした場合には査定設計書の鏡に次の表により失格又は欠格の理由の名称を明記するものとする。

番号	理由の名称	理　　由
１	失　　格	法第６条第１項第１号によるもの
２	被害の事実なし	被災の事実が全然認められないもの又は該当施設が存在しないもの
３	異常な天然現象によらない	法第２条第１項に該当しないと認められるもの
４	過年災害	被災の事実はあるが当年災害によらないもの
５	前災処理	前災の決定金額又は剰余金で処理すべきもの
６	別途施行	別途施行の工事により復旧の目的を達したと認められるもの又は別途工事で施行することが妥当と認められるもの
７	重　　複	既に採択された災害復旧事業と重複して申請されるもの
８	対象外施設	法第３条に該当しない施設に係るもの
９	所管外施設	国土交通省、農林水産省（林野庁又は水産庁）が

		所管する施設に係るもの
10	被害小	被害僅少にして機能残存し直ちに増破等により機能喪失のおそれがないと認められるもの
11	経済効果小	法第６条第１項第２号によるもの
12	維持工事	〃　第３号　〃
13	設計不備	〃　第４号　〃
14	施行粗漏	〃　第４号　〃
15	維持管理不良	〃　第５号　〃
16	埋そく	〃　第６号　〃
17	天然海岸	〃　第７号　〃
18	工事中災害	〃　第８号　〃
19	小規模施設	〃　第９号　〃

（緊急順位）

第８　採択した工事箇所については、次に掲げる緊急順位表の基準により当該工事の緊急度を現わす順位を決定し、査定設計書の鏡に明記するものとする。

緊　急　順　位　表

順位	事　項
A	①　破堤箇所で重大な被害を与えているもの ②　地すべり防止施設の破壊又は埋没箇所で重大な被害を与えているもの
B	①　破堤箇所でA以外のもの ②　堤防の欠壊箇所で放置すれば破堤して重大な被害を与えるおそれのあるもの ③　堤防前面の海浜が流失した箇所で重大な被害を与えるおそれのあるもの ④　護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の欠壊又は破壊箇所で放置すれば重大な被害を与えているもの ⑤　地すべり防止施設の埋没、欠壊又は破壊箇所で放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの
C	①　堤防の欠壊箇所で破堤のおそれのあるもの ②　堤防前面の海浜が流失した箇所で放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの ③　護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の欠壊又は破壊箇所で放置すれば重大な被害を与えるおそれのあるもの ④　地すべり防止施設の埋没、欠壊又は破壊箇所で放置すれば増破して重大な被害を与えるおそれのあるもの
D	①　堤防の欠壊箇所で早急に破堤するおそれのないもの ②　護岸、胸壁、水門、樋門、樋管及び天然海岸の欠壊又は破壊箇所で放置しても重大な被害を与えるおそれのないもの ③　突堤のみの工事箇所

	④　その他これ等に類するもの

（査定計画）

第９　地方農政局長（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、新規発生災害の査定を実施しようとする場合には、当該災害に係る都府県知事（当該事業が地方自治法〔昭和22年法律第67号〕第252条の19第１項の指定都市〔以下「指定都市」という。〕に係るものにあってはその長。以下同じ。）及び財務局長と打合せの上、査定計画（様式第１）を農村振興局長に提出するものとする。

（査　　定）

第10　査定は原則として実地により行うものとするが、申請額が1,000万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については、現地農地事務所等において机上により査定を行うことができる。この場合には写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。

２　査定を実施した箇所については、査定の結果を査定票（様式第２）に表示し、設計書に添付するものとする。

３　資料不備等により査定することができない場合は、次回まわしとすることができる。

（査定調書の提出）

第11　地方農政局長は、海岸又は地すべり防止施設災害復旧事業の査定を実施した場合には、遅滞なく、査定調書（様式第３）を農村振興局長に提出するものとする。

（復旧工法）

第12　復旧工法は、被災の原因、被災前の原形及び隣接の施設等を検討の上、従前の効用を復旧する程度にとどめ、技術的に程度超過とならないよう次の事項に注意して決定するものとする。

(1)　原形復旧

法第２条第２項に規定する「原形に復旧すること」とは、被災前の位置に、被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

(2)　原形に復旧することが不可能な場合

法第２条第２項に規定する「原形に復旧することが不可能な場合にお

いて当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること」とは、原形に復旧することが不可能な場合において被災前の位置に、被災施設の従前の効用を復旧するため、次に掲げる工事を施行することをいう。

ア　原形の判定が可能な場合

（ア）海岸又は地すべり防止施設が被災し、海岸汀｛てい｝線の移動その他の地形、地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において、法長若しくは延長を増加し、根継ぎをし、陥没した沈下量のかさ上げをし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を変更して施行する工事若しくは根固工、突堤工、消波工、排水工、擁壁工、法面保護工等を新設する工事

（イ）天然の海岸が欠壊したため背後地の農地等に被害を及ぼした場合又はそのおそれが大きい場合における堤防、護岸又は突堤等を新設する工事

（ウ）その他（ア）及び（イ）に掲げるものに類する工事

イ　原形の判定が不可能な場合

被災地及びその付近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に適応した工法により施行する工事

(3)　原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合

法第２条第３項に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすること」とは、つぎに掲げる工事を施行することをいう。

ア　原形に復旧することが著しく困難な場合

海岸又は地すべり防止施設が被災し、海岸汀｛てい｝線の移動その他地形、地盤の変動のため、又はその被災施設の除去が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置、法線、形状、寸法及び材質を変更して行う工事又は根固工、突堤工、排水工、擁壁工、法面保護工等を新設する工事又はこれらに類する工事

イ　原形に復旧することが著しく不適当な場合

（ア）海岸又は地すべり防止施設が被災し、海岸汀｛てい｝線の移動その他地形、地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置、法線、形状、寸法及び材質を変更して行う工事又は根固

工、突堤工、排水工、擁壁工、法面保護工等を新設する工事

（イ）地すべり防止施設が被災し、その被災施設が地すべり、崩壊等により著しく埋そくし、又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、当該施設の近傍に土砂止めえん堤等を新設する工事

（ウ）海岸又は地すべり防止施設が被災し、その被災箇所が新たに海岸の波浪収れん部又は渓流の水衝部になつたため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪、洪水等を対象として施行する必要最小限度の工事

（エ）海岸又は地すべり防止施設が被災し、その被災箇所が海岸の波浪収れん部又は渓流の水衝部でなくなり、かつ、再び海岸の波浪収れん部となるおそれがないため、その施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において施行する必要最小限度の工事

（オ）海岸又は地すべり防止施設が被災し、被災箇所の背後地に集団農地等があるため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪、地すべり等を対象として施行する必要最小限度の工事

（カ）海岸又は地すべり防止施設が広範囲にわたつて被災し、その被災の程度が激甚であり、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該災害を与えた高潮、波浪及び地すべり等を対象として被災後の状況に即応する被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事。この場合において海岸にあっては、「広範囲にわたつて被災しその程度が激甚{じん}」とは、堤防又は護岸等の欠壊した区間（原則として有堤部にあっては平均水面（法尻が平均水面以上にある構造物にあっては法尻）から天端まで、無堤部にあつては有堤部に準じた部分がすべて欠壊した区間）の延長が未被災区間を含めた一定計画で復旧する必要のある区間の延長の８割程度以上の場合をいうものとし、地すべり防止施設にあつては、海岸の欠壊の場合に準ずる程度の被害がある場合をいう。

（キ）海岸が越水又は越波のため被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた高潮、波浪等を対象として行う水たたき工、被覆工等を新設する必要最小限度の工事

（ク）海岸又は地すべり防止施設が被災し、その被災施設に接続する一連の施設の位置、規模、構造等の状況を勘案して、当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該接続施設の位置、規模、構造等にあわせて施行する工事

（ケ）その他（ア）から（ク）までに掲げるものに類する工事

２　前項による復旧工法の決定に際し、自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

（保　　留）

第13　災害復旧事業の査定に当たり、当該事業が次の各号の１に該当する場合は、採択を保留するものとする。

(1)　１箇所の決定見込金額（うち未成額を含む。）が４億円以上となる場合

(2)　災害復旧事業の採択について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合

(3)　他の関係省庁その他と協議を要する場合

(4)　手直し工事若しくは補強工事の施行前又は施行中に生じた災害により被災した場合で当該施設に係る工事が完了した場合にあっても被災したであろうと推測される場合

２　保留箇所については、地方農政局長は保留箇所別調書（様式第４）を作成し、査定終了後15日以内に農村振興局長に報告しなければならない。

様式第１

災　　害　　査　　定　　計　　画

県　名	被害発生 年 月 日	査定期別	概算申請		査 定 期 間 自年 月 日 至年 月 日	調査官 班　数	調　査　官 氏　　名	備　考
			箇所数	金　額				
			ヶ所	千円				

注１　本表は、災害種類別及び発生期間ごとに分類して作成の上報告すること。

２　査定期間別欄には、同一都道府県に対し査定を２回以上にわたって実施する場合は、１次査定、２次査定等に区分して記入すること。

３　調査官氏名欄には、主任査定官を明記すること。

様式第２

査　　定　　票

工事番号
査定年月日　　年　　月　　日　　実地査定、机上査定

区　　分	工　　種	緊急順位	事 業 量	事 業 費	うち未成額（転属額）	差 引 額	備　　考
申　　請				千円	千円	千円	
査　　定							

査定内容

注１　査定内容には、査定のときに指示した事項又は失格、欠格、理由の名称その他必要な事項を記入すること。
２　保留箇所については、仮査定額を計上すること。
３　災害関連事業については、事業量及び事業費（現地調査額）を（　）外書で記入することとし、備考欄に採択理由（採択基準第　何項第何号等）を明記すること。
４　うち未成額、うち転属額のある箇所については備考欄に前災の年災及び箇所番号を記入すること。

調査官　農林水産技官（内閣府技官）　氏　　名
立会官　財務事務官（内閣府事務官）　氏　　名

様式第３

（負担法）

災害復旧事業及び災害関連事業査定調書（第　　次）

○○県（都道府）

査定期間　自　　年　　月　　日

至　　年　　月　　日

主任査定官　○　○　農政局農林水産技官

（沖縄総合事務局内閣府技官）

主任立会官　○　○　財務局財務事務官

（沖縄総合事務局内閣府事務官）

第１表

査　定　地　域　一　覧　表

都　市　名	町　村　名	査定官氏名	立会官氏名	県担当者氏名	備　考

第２表　　災害名（　）：災害復旧事業査定総括表

区　　分		申　請　額					査　定　額					備　考
		箇所	数量	金　額	うち未成（転属）	差引額	箇所	数量	金　額	うち未成（転属）	差引額	
今回の査定	決　定		箇所 （m）	千円	千円	千円		箇所 （m）	千円	千円	千円	
	保　留											
	計											

注１　本調書は、災害種類別及び発生時期ごとに作成すること。また、災害名の（　）には災害種類や期間等を記入すること。

２　決定分について、査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（　）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

第３表

災害名（　）：災害復旧事業及び査定総括表（第　次）

○○県（都道府）

区分		申請額					査定額					備考
		箇所	数量	金額	うち未成（転属）	差引額	箇所	数量	金額	うち未成（転属）	差引額	
県工事	内地		箇所（m）	千円	千円	千円		箇所（m）	千円	千円	千円	
	離島											
	小計											
市町村工事	内地											
	離島											
	小計											
計	内地											
	離島											
	合計											

注　１　査定額の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（　）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

２　備考欄に離島名を記入すること。

３　災害名の（　）には災害種類や期間等を記入すること。

第４表

離　島　振　興　対　策　実　施　地　域　内　災　害　調　書

県市町村別	申請		決定		備考
	箇所数	金額	箇所数	金額	
県　工　事 ○　○　市 ○　○　町 計		千円		千円	

１　うち未成額又はうち転属額を控除したものを記載すること。
２　決定の金額欄に上段（　）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

第５表

災害復旧事業箇所別調書

都道府県（市町村）名

工事番号	区域名	指定状況	郡市町村字名	申請						査定						備考
				工種	緊急順位	数量	金額	うち未成(転属)	差引額	工種	緊急順位	数量	金額	うち未成(転属)	差引額	
						箇所（m）	千円	千円	千円			箇所（m）	千円	千円	千円	
			計													
			計													
			合計													

注１　工事番号は、都道府県の施行するもの及び市町村の施行するものの別に一連番号により記載すること。
２　工種欄には、海岸にあっては堤防、護岸、胸壁、樋門等、地すべり防止施設にあっては擁壁、杭打、排水、集水井等のうちその箇所の代表的なものを一つ記入すること。
３　指定状況欄には、海岸保全又は地すべり防止区域指定済のものは指定年月日及び番号を、指定予定のものは予定と備考欄に記入すること。
４　失格及び欠格のものは、その該当項目を備考欄に記入すること。
５　査定の結果二箇所以上を統合したときは、備考欄に統合した番号又は統合された番号をそれぞれ記入すること。
６　保留となったものは、決定欄に仮決定額を記入すること。
７　地すべり防止工事にあっては実施名、地区名、実施年度等を備考欄に記入すること。
８　災害関連事業がある場合は、備考欄に「災害関連（番号)」を記入すること。
９　うち未成及び転属の箇所については、備考欄に災害名及び工事番号を記入すること。
10　査定の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（　）書きで国庫補助の対象とする経費を記入すること。

様式第４　　保留箇所別調書

主任査定官　○○農政局　農林水産技官　氏　名
（沖縄総合事務局　内閣府技官）
調　査　官　○○農政局　農林水産技官　氏　名
（沖縄総合事務局　内閣府技官）
主任立会官　○○財務局　財務事務官　氏　名
（沖縄総合事務局　内閣府事務官）
立　会　官　○○財務局　財務事務官　氏　名
（沖縄総合事務局　内閣府事務官）

都道府県名

所在地			事業主体	年災	災害名	工事番号	工種	問題点	（関係法令等）
都市	町村	字							
被災状況								査定官意見	
	工事概要					金額			
申請						災害復旧事業費 うち応急 うち未成 災害関連事業費		立会官意見	
仮決定						災害復旧事業費 うち応急 うち未成 災害関連事業費			

注１　本表は、保留箇所ごとに一葉として作成するものとし、各箇所ごとに査定票、仮査定設計書、添付図面及び被害写真等の資料を添付すること。なお、当該施設の被災状況及び復旧計画が判明できる平面図を作成し、その余白に標準断面図（被災前、被災後、復旧）を記入し、必要な写真を貼付すること。

２　被災状況・・・・・・被災施設の略歴、被災原因及び状況を簡記すること。

３　工事概要・・・・・・工事の内容が判明できるよう具体的にその概要を記入すること。なお、申請工法と仮決定工法が同一である場合においては仮決定欄に「申請に同じ」とのみ記入する。

４　金　　額・・・・・・申請又は仮決定した災害復旧工事費を記入するが「うち応急」「うち未成」（うち転属のときは「うち転属」と別に表示して記入すること。）等の記入を怠らないこと。なお、関連工事が付随する場合は、その調査額を災害復旧工事に準じて記入すること。

５　問 題 点・・・・・・保留となった問題点を詳細に列挙するほか保留事由に関係する法令、査定要領等の条項を必ず明記すること。

６　査定官意見・・・・・問題点に対する査定官の意見を具体的に列挙して記入すること。

７　立会官意見・・・・・問題点に対する立会官の意見を具体的に、かつ、査定官意見と対比できるよう列挙して記入すること。

Ⅲ－４　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業設計書作成要領

平成５年６月16日　５構改Ｄ第 422号
改正　平成６年６月１日　６構改Ｄ第 313号
〃　平成７年９月21日　７構改Ｄ第 713号
〃　平成８年４月23日　８構改Ｄ第 279号
〃　平成９年７月１日　９構改Ｄ第 494号
〃　平成10年５月11日　10構改Ｄ第 348号
〃　平成11年５月31日　11構改Ｄ第 416号
〃　平成12年４月１日　12構改Ｄ第 257号
〃　平成13年４月10日　12農振　第2090号
〃　平成16年５月24日　16農振　第 463号
〃　平成17年６月20日　17農振　第 455号
〃　平成20年８月11日　20農振　第 767号
〃　平成21年６月29日　21農振　第 766号
〃　平成24年８月３日　24農振　第1162号
〃　平成26年６月19日　26農振　第 826号
〃　平成30年８月20日　30農振　第1511号
〃　令和元年８月８日　元農振　第1173号

（構造改善局長から各地方農政局長，沖縄総合事務局長，北海道知事あて）

（本工事費の構成）

第１　要綱第７第１項の請負施行に係る本工事費の構成は、次のとおりとする。

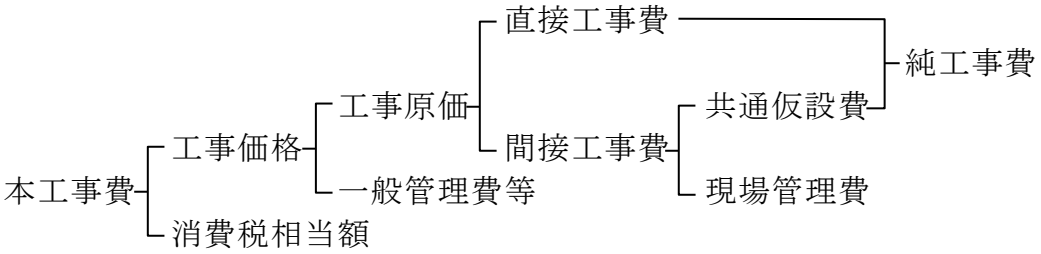

（各費目の積算基準）

第２　設計書に計上すべき各費目の内容及び積算は、要綱第７及び第10に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)　本工事費（請負施行の場合）

イ　直接工事費

直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに次に掲げる労務費、材

料費、機械経費及び特許使用料等について積算する。

(ｲ) 労務費

労務費は、工事の施工に直接必要な労務の費用とし、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年４月16日政令107号）第６条第２項に基づき同意を得た設計単価及び歩掛（以下「同意単価及び歩掛」という。）により積算する。ただし、実施に当たって、同意単価及び歩掛により難い場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮した設計単価及び歩掛りにより積算することができる。

(ﾛ) 材料費

材料費は、工事の施工に直接必要な材料の費用（購入場所から現場までの運搬費を含む。）とし、同意単価及び歩掛により積算する。ただし、実施に当たっては、労務費と同様の取り扱いをすることができる。この場合には、特に材料の運搬距離及び運搬方法について十分検討のうえ適正に積算するものとする。

(ﾊ) 機械経費

機械経費は、工事の施工に直接必要な機械の使用に要する費用で、その算定は「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について（昭和58年２月28日58構改Ｄ第147号構造改善局長通知）」及び「土地改良事業等請負工事標準歩掛について（昭和58年２月28日58構改Ｄ第148号構造改善局長通知）」により積算し、その他の器具等の経費については、これに準じて積算する。

(ﾆ) その他

イ）特許使用料

特許使用料は、工事の施工に要する特許の使用料及び派遣技術者等に要する費用とする。

ロ）水道・光熱電力料

水道・光熱電力料は、工事の施工に必要な用水・電力電灯使用料とする。

ハ）鋼桁・門扉等の輸送費

鋼桁・門扉等の輸送費は、鋼桁・門扉等工場製作に係る製品を、製作工場から据付現場までの荷造・運搬に要する費用とする。

二）産業廃棄物処分費

産業廃棄物処分費は、産業廃棄物処理に要する費用とする。

ロ　共通仮設費

共通仮設費の算定は、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について（平成13 年3 月22 日12 農振第1680 号農村振興局長通知)」に基づき行うものとする。

ハ　現場管理費

現場管理費の算定は、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成５年２月22 日５構改Ｄ第49 号構造改善局長通知)」に基づき行うものとする。

ニ　一般管理費等

一般管理費等の算定は、「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について（平成５年２月22 日５構改Ｄ第49 号構造改善局長通知)」に基づき行うものとする。

ホ　工事価格

工事価格に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当額を含まないものとする。

ヘ　消費税相当額

消費税相当額は、工事価格に取引に係る消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

(2)　測量及び試験費

測量及び試験費は、事業主体が直接調査、測量及び試験を行う場合においては、測量及び試験に要する材料費、労務費、労務者保険料、船舶及び機械器具費等を計上し、請負又は委託により施行する場合においては請負費又は委託費を計上する。

(3)　船舶及び機械器具費

船舶及び機械器具費は、工事が直営施行の場合において、当該工事の内容及び規模に適合した機械を選定し、工事の施工上必要最小限度の費用を計上する。なお、工事が請負施行の場合において、事業主体が機械

器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められるときは、それらに要する費用を計上することができる。

(4)　営繕費

営繕費は、工事が直営施行の場合において計上するものとし、当該直営施行に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下「工事費」という。）が次に該当する場合、当該工事費にそれぞれ定める率を乗じて得た額の範囲内とする。ただし、ロ）からニ）までの場合において、それぞれ算出される額がそれぞれの前において算出される額の最高額に達しないときは、営繕費は、当該最高額の範囲内において増額することができる。

イ）工事費が1,000万円以下の場合1,000分の50

ロ）工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合　1,000分の40

ハ）工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合　1,000分の30

ニ）工事費が10,000万円を超える場合1,000分の20

(5)　工事雑費

工事雑費は、次の算式により算出する。

イ　工事が請負施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（請負又は委託に係るもの）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　（ア）

用地及び補償費＋測量及び試験費（直営施行に係るもの）＋船舶及び機械器具費＋営繕費　・・・・・・　（イ）

工事雑費＝（ア）×15／1,000＋（イ）×40／1,000

ロ　工事が直営施行の場合

本工事費＋附帯工事費＋測量及び試験費（直営施行に係るもの）＋用地及び補償費＋営繕費　・・・・・・・・　（ウ）

工事雑費＝（ウ）×40／1,000

（本要領によらないことができる工事）

第３　鋼橋製作等主として工場製作に係る工事、若しくは、この要領によることが著しく不適当又は困難であると認められる工事については、この要領によらないことができるものとする。

（災害復旧事業の工事費の判定について）

第４　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法第97号）第６条

第１項に規定する災害復旧事業の工事費（都道府県及び指定市においては120万円以上、その他市及び町村においては60万円以上）の判定は、産業廃棄物処分費及び事業損失防止施設費を除く工事費により行うものとする。

Ⅲ－５　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業の査定に関する了解事項

昭和40年９月10日
改正　昭和47年８月１日
〃　昭和59年９月14日
〃　平成10年12月10日
〃　平成12年４月１日

（農地局建設部長から、各地方農政局建設部長、沖縄総合事務局農林水産部長、北海道農政部長あて）

（一定計画）

１　一定計画で施行する災害復旧事業の取扱いについて

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け農地Ｄ第1138号。以下「要領」という。）第12条第１項第３号イの（カ）の規定により被災箇所を含む区間の全体にわたり、一定の計画で施行する災害復旧工事（以下「一定災」という。）を採択する場合は、当該区間全体にわたって一連の機能を発揮することができるものであり、かつ、起点側及び終点側又は隣接部に悪影響を及ぼすものでないこととする。

（巻堤工又は水たたき工の採択）

２　要領第12第１項第３号イの（キ）において、被災箇所を新たに巻堤工又は水たたき工で採択する場合は、次の点に注意して採択しなければならない。

(1)　明らかに越水又は越波により被災したもので背後地に被害を与えている場合に限ること。

(2)　被災箇所の起点側及び終点側の既設施設と技術的に調和のとれる工法で採択すること。

（他事業計画区域内の災害）

３　要領第３に規定する他の事業の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業の取扱については、次の各号に定めるところによる。

(1)　他の事業の計画に包含される在来施設が被災した場合の取扱い

ア　他の事業の予算が確定している場合には当該年度の工事が着工するまでに必要な最小限度の工法によるものとする。ただし、他の事業の工事施行中の手もどりとなるものについては、すべて災害復旧事業の

対象としない。（参考図例１）

イ　他の事業の計画区域内であっても、在来施設を利用することとして他の事業計画が樹立されている場合においては、当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択する。（参考図例２）

ウ　在来施設が被災し、その復旧に当たって他の事業の計画の一部に併せて復旧し将来その復旧施設を利用して他の事業を施行することができる場合には当該在来施設の復旧工事は災害復旧事業として採択することができる。（参考図例３）

エ　当該被災施設を原形に復旧した場合に、将来他の事業の計画によってこれを撤去しなければならなくなる場合、又は利用することができなくなる場合は施行予定年度等を勘案して、当該事業に係る工事が実施されるまでに必要な最小限度の工法で採択する。（参考図例４）

オ　他の事業の計画区域内の在来施設を含む施設の被災が激甚で、地形、地盤等の変動が甚だしく、他の事業の計画を根本的に変更して施行する必要を生じた場合において、他の事業を中止し又は廃止し、災害復旧事業として採択することができる。

(2)　他の事業によりしゅん工し海岸保全施設としての機能を発揮している施設が被災した場合の取扱い。

ア　災害復旧事業として採択できるのはしゅん工部分についてしゅん工検査を完了しているものに限る。（参考図例５）

イ　完成した断面が暫定断面であつても基幹的な部分が完成し、通常の状況のもとにおいては、海岸保全施設としての予定された機能を発揮している場合は、当該完成断面を限度として採択することができる。（参考図例６）

ウ　１期工事、２期工事域いは１号工事、２号工事等と工事期別等が区分されているものについては、各期別予定工事量が完了している場合は当該完了工事を限度として採択する。（参考図例７）

（接続施設の工法と合わせる復旧）

４　要領第12第１項第３号イの（ク）の規定により、被災施設をこれに接続する一連の施設の位置、規模、構造等に合わせて復旧する場合は被災施設の前後又は起点側及び終点側の接続施設が改修済み（接続施設が天然の河岸又は海岸であつて改修済みの施設と同等以上の効用を有している場合を含む。以下本項中において　同じ。）であり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせて一連の施設の効用が増大される場合とし、そ

の取扱いは次の各号に定めるところによる。

(1)　当該被災施設の前後又は起点側及び終点側の接続施設がいずれも改修済みである場合は採択できる。ただし、接続する施設の前後又は起点側及び終点側の規模、構造等が異なる場合は、いずれか低水準の施設を基準として工法を決定する。(参考図例８)

(2)　当該被災施設に接続する施設のいずれか一方の施設が改修済みであり、当該改修済みの施設の位置、規模、構造等に合わせて復旧することによって、当該被災施設を含む一連の施設の効用が増大される場合は採択できる。(参考図例９)

(増破等の取扱い)

5　新たな被災部分を復旧するに要する費用が都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）に係るものにあっては120万円未満、市（指定都市を除く。）町村に係るものにあっては60万円未満の場合には前災処理とし、その他の場合には、施行令第３条の規定により処理する。

(応急仮工事の被災)

6　応急仮工事として施行した施設が事業費の決定前に被災した場合においては、当該応急仮工事の施行の必要性、時期、方法等を慎重に検討の上、当該応急仮工事に要した費用を当該被災部分に係る新たな工事の費用と合わせて採択することができる。

(位置変更後の原施設の増破)

7　原位置復旧に代えて、他の位置に復旧を決定（災害復旧事業費及び災害関連事業費の決定をいう。）した後における災害についての取扱いは、次のアまたはイによるものとする。

ア　原位置施設の増破災害について

(ｱ)　増破災害による災害復旧事業費は、他の位置で復旧する施設（以下「代替施設」という。）の災害復旧事業費には算入しない。

(ｲ)　代替施設が完了するまでに必要な最小限度の機能を維持するための復旧費は災害復旧事業費とする。

イ　代替施設予定地に災害が発生し、海浜の変化等により工事費に増減を生じた場合又は位置を変更する（原位置に復元する場合を含む。）必要を生じた場合は、新たな所要工事費を決定の際の災害復旧事業費と災害関連事業費との構成比率によりあん分して決定する。

(部分検査)

8　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10

日付け40農地Ｄ第1140号。以下要綱という。）第２の（２）の「部分検査」とは、事業全体は完成するにいたらないが、工事の各段階において出来形を確認するために行う次のアからエまでに掲げる検査等をいう。

ア　個々の工程が最終出来形となった場合において行う検査

イ　当年度予定工事が完成した場合において行う検査

ウ　一契約工事が完成した場合において行う検査

エ　一契約過程において行う中間検査

（他の事業の計画区域）

９　要領第３の「他の事業の計画区域」とは、他の事業の着手承認を得たもので、かつ、着手年度が明確な区域をいう。また、一部を着手した事業の全体実施設計には包含されていても、各工事の着工年度の不明確な事業にあっては、当該年度実施予定区域のみとし、その他は「他の事業の計画区域」と考えないものとする。

（合併事業費の変動）

10　他の事業（災害関連事業を含む。）と合併施行の事業に当初の設計を変更する事情が生じた場合には、災害復旧部分であることを確認の上、その変更増減額を認めるものとする。ただし、災害復旧事業と他の事業との負担区分が明確に区分できない場合には、その増減額を負担区分決定時点の割合であん分することが出来る。

（小規模な施設の直高）

11　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第６条第１項第９号に規定する「直高」とは、堤内地の堤防法尻から天端までの高さをいう。

（自然環境の保全に配慮した工法の取扱い）

12　要領第12第２項にいう自然環境の保全に配慮した工法については、次の各号に掲げる場合のほか、別に定める基準により自然環境の保全に配慮した工法を採用することができる。

(1)　被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合。

(2)　自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける場合。

（参考図）

例１

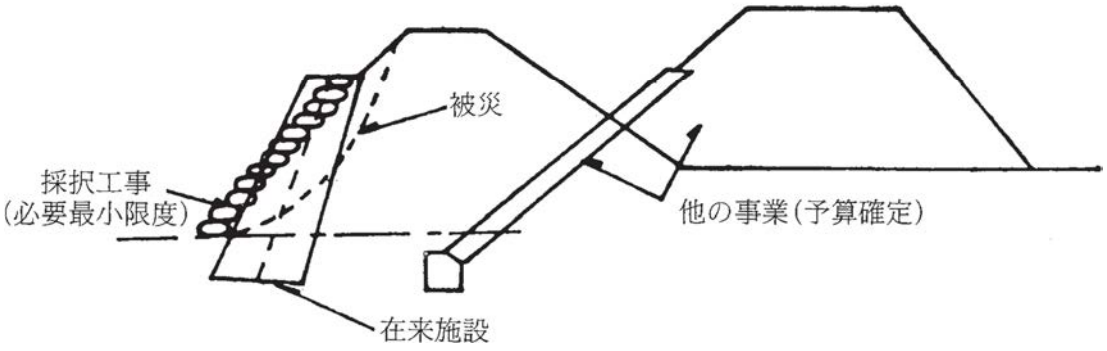
被災
採択工事
（必要最小限度）
他の事業（予算確定）
在来施設

例２

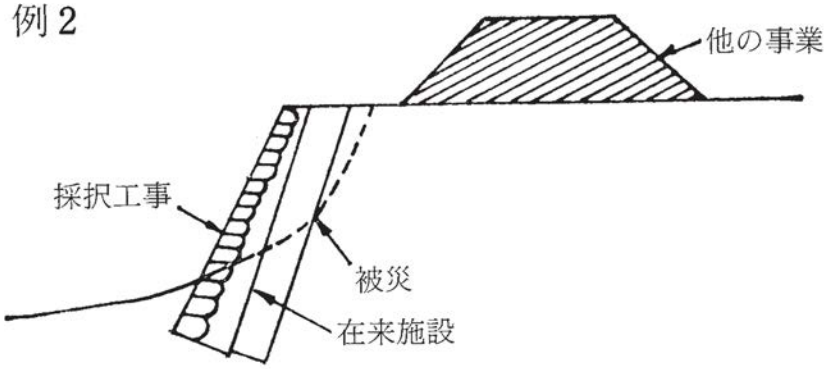
他の事業
採択工事
被災
在来施設

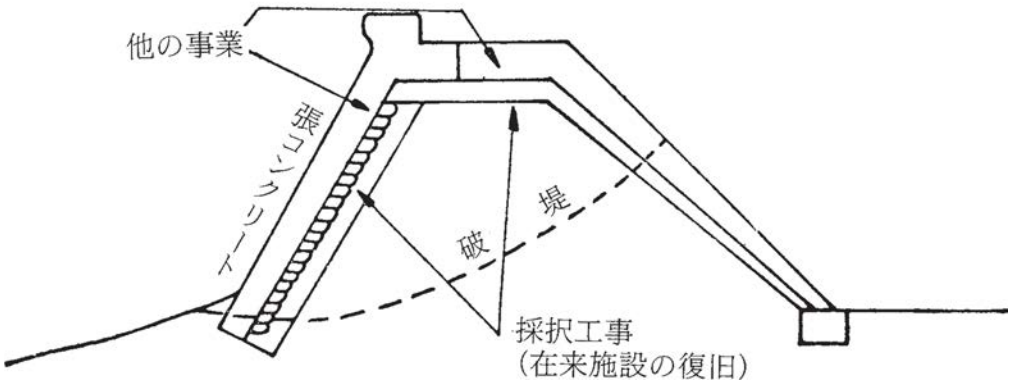
他の事業
張コンクリート
破堤
採択工事
（在来施設の復旧）

例３

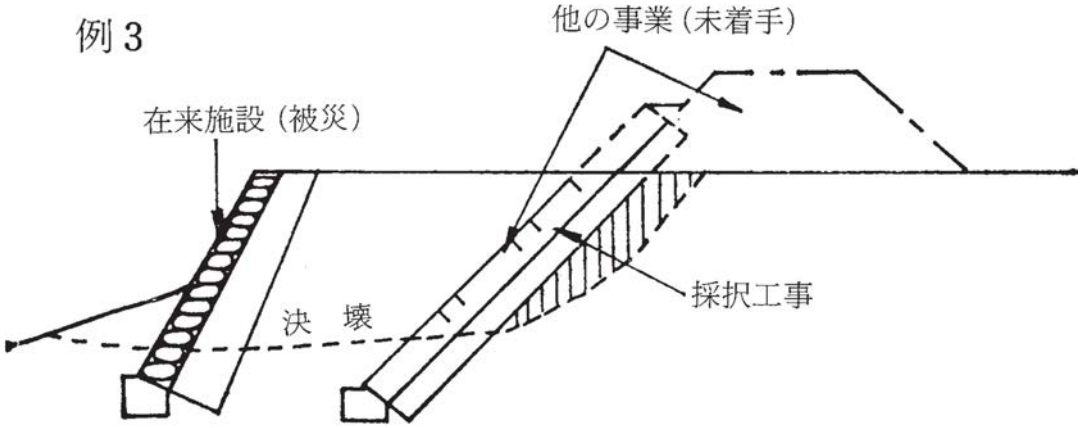

例４

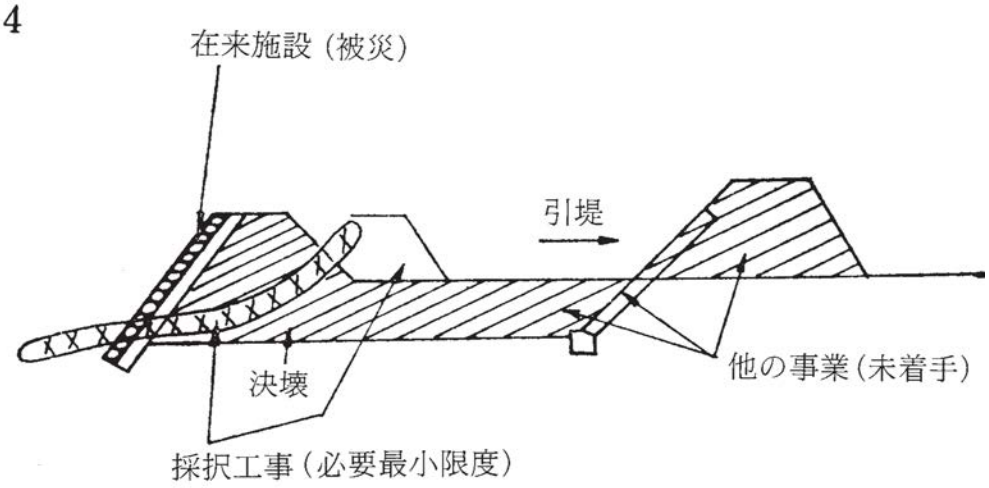

例５

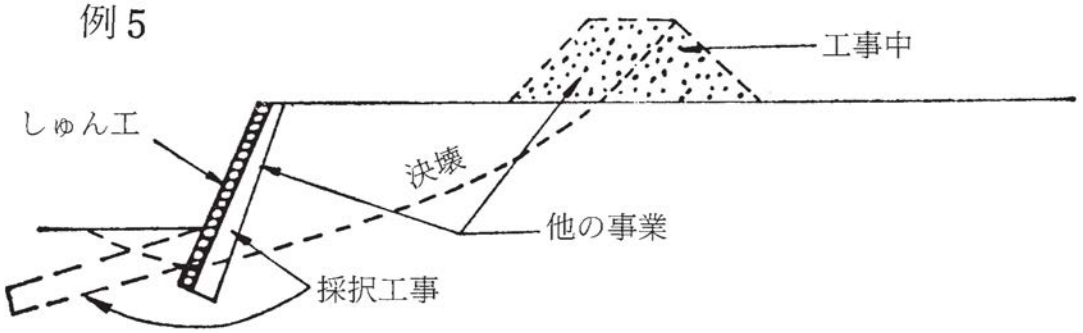

（しゅん工した護岸の災害復旧工事は採択する。ただし、他の事業の工事中の堤防の災害は他の事業の手もどり工事とする。）

例6

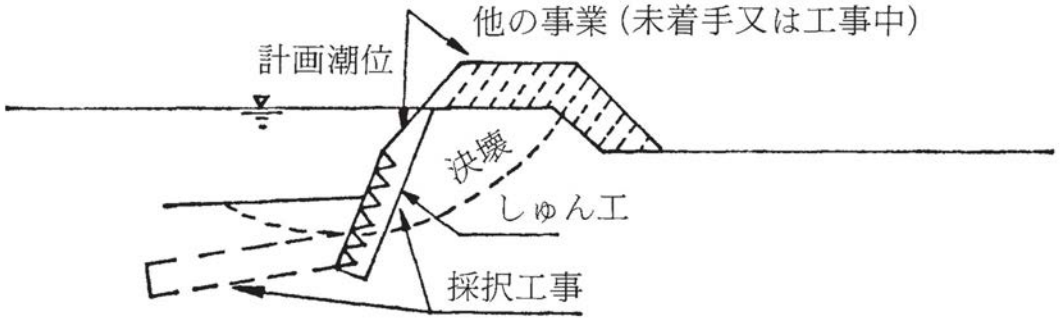

（計画潮位以上にしゅん工している場合のみ完成断面を対象として災害復旧工事は採択する。）

例7

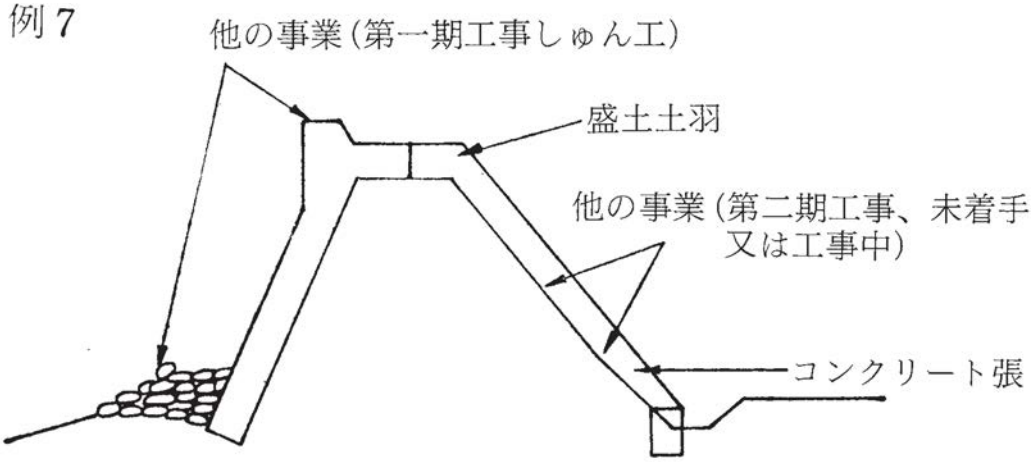

（一期工事としてしゅん工した堤防の災害復旧工事は採択する。）

例8

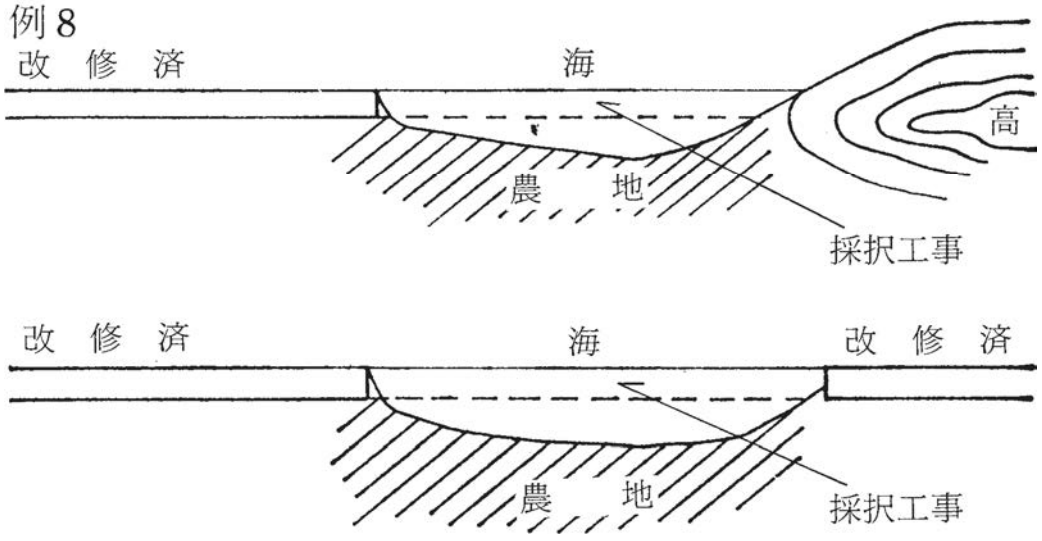

例 9

改　修　済

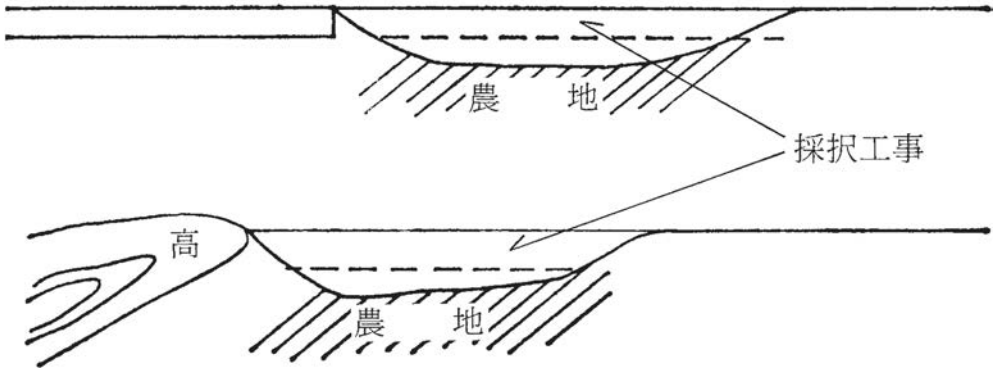

Ⅲ－６　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業通知等

１　海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱第15の規定による軽微な変更のうち構造改善局長が別に定める労務、資材単価又は歩掛の変更について

昭和54年５月29日　54構改Ｄ第365号
改正　昭和59年９月14日　59構改Ｄ第950号
〃　平成10年４月17日　10構改Ｄ第275号
〃　平成12年４月１日　12構改Ｄ第257号
（構造改善局長から地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1140号農林事務次官依命通達）

第15第２項の規定による構造改善局長が別に定める労務、資材単価又は歩掛の変更について、下記のとおり定めたので通知する。

記

１　公共土木施設災害復旧事業国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「施行令」という）第６条第２項の規定により農林水産大臣に協議し、同意を得た設計単価のうち、労務単価の1.3倍又は資材単価の1.3倍に相当する金額以内の単価の変更とする。

２　施行令第６条第２項の規定により農林水産大臣に協議し、同意を得た歩掛の1.3倍に相当する歩掛以内の歩掛の変更とする。

２　道路等の付属物及び地すべり防止施設に係る災害復旧事業の取扱について（抄）

昭和59年９月14日　59－20
（構造改善局防災課長から地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農業水利課長あて）

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号農林事務次官依命通達）第２の改正等に係る災害復旧事業の取扱いは別紙のとおりとしたので、御了知の上、その取扱いについては遺憾のないようにされたい。

（別　紙）

道路等の付属物及び地すべり防止施設に係る災害復旧事業の取扱いについて（Ⅱ－７道路等の附属物の取扱いは農地農業用施設災害復旧事業通知等２－21参照）

地すべり防止施設に係る災害復旧事業の取扱いについて

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律（昭和59年法律第19号）の公布に伴い、新たに国庫負担の対象として追加された「地すべり防止施設」に係る災害復旧事業の取扱いは次のとおりとし、昭和59年４月27日以後に発生した災害に係るものから適用する。

(1)　地すべりによる災害の範囲

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1140号農林事務次官依命通達）第３第１項第４号に規定する「地すべりにより」とは、その災害原因が異常な天然現象のうち地すべりのみによる場合をいい、「一定のブロックが概成していない」とは、地すべり防止工事基本計画に基づき実施される一つの運動ブロックを対象とした地すべり防止工事が完了し、地すべりの停止が地下水位の観測等により確認できない場合をいう。

(2)　地すべりによる一定災の取扱い

海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定要領（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1138号農林事務次官依命通達。以下「要領」という）第12第３号イ（カ）に規定する地すべり防止施設に係る一定災の採択に当たっては、当分の間、採択事例を把握する等のため、「保留」（要領第13）扱いとする。

３　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく国庫負担率の算定についての覚書

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の施行に伴い都道府県災害復旧事業費に対する国庫負担率の算定については、建設、運輸、農林の３省に関連があるので、算定事務については左記により取扱うものとして、ここに覚書を作成して交換するものとする。

昭和26年５月19日

建設次官

運輸次官

農林次官

記

１　都道府県災害復旧事業費に対する国の負担率、算定については、建設省において各省の提出する資料に基づき、取りまとめの事務を行なうものとする。

２　前項により負担率が定まったときは、建設省は遅滞なく各省に通知するものとする。

３　災害発生の年において、災害発生に伴い主務大臣が事業費を決定したときは、各省はその都度建設省に資料を提出し建設省はこれに基づき第１項の負担率算定の準備をするものとする。

４　本覚書に基づく事務を行なうため、各省は災害復旧事務担当者を定めて事務の迅速な連絡調整に当らしめるものとする。

５　本事務の施行にあたっては、各省は協力して事務の円滑な運営を期するものとする。　　以上

４　公共土木施設災害復旧事業国庫負担率の算定の様式について

平成13年８月29日

（国土交通省河川局長、国土交通省港湾局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省水産庁次長から知事あて）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第12条第１項第１号の規定により貴職において行う、国が市町村に対して交付する災害復旧事業の国の負担金の率を算定するための様式を別紙のとおり

定め、今後は、同号の算定及び当該算定に係る同条第２項の報告に当たっては、当該様式によることとしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の９に規定する都道府県が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として、通知する。

なお、昭和26年５月12日付建河発第151号、港管第859号、26水2916号で通知した「公共土木施設災害復旧事業国庫負担率の算定について」は、廃止する。

第１表

事業費国庫負担額表　②農林水産省分

（単位：千円）

地方公共団体名	一　般　分　A					離島、奄美及び小笠原分　B					激　甚　災　分　C					計　D				
	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	国庫負担率	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	国庫負担率	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	国庫負担率	工事費	事務費	事業費	国庫負担額	国庫負担率
計																				

1　この表は、各省別、地方公共団体別の事業費と国庫負担額の内訳表である。作成は各省別に別葉とすること。

2　「C」欄には、激甚災害に係る特例国庫負担率の適用のある分について記入する。離島振興対策実施地域の災害復旧事業で激甚災害に係る特例国庫負担率の適用がある場合には「C」欄に上段外書として記入するが「D」欄では区別する必要はない。

3　「A」欄及び「B」欄は「C」欄に記入された激甚災害分以外の分である。

4　「工事費」の欄は、第２表の「A」欄の各省別の工事費を「A」「B」「C」の各欄に区分して記入する。

5　「D」欄の「事務費」の欄には、第２表の「B」欄の事務費をそれぞれ各省別の「D」欄の工事費の割合により按分し、当該按分後の合計額が按分前の金額に合致するよう四捨五入した額を記入すること。

6　各省別に按分された事務費を「A」「B」「C」欄の事務費に区分する場合にも前項と同様に按分により計算する。

7　国庫負担率欄には、一般分は第３表、第４表及び第５表によって算定された率を記入し、離島及び奄美群島分は一般分の率が0.800未満の場合は0.800と記入すること。

8　「計」欄の平均負担率は国庫負担額を事業費で除し、小数点以下第４位まで算出し四捨五入して第３位までを記入すること。

9　「A」「B」「C」欄の国庫負担額は、それぞれ事業費に国庫負担率を乗じて算出した額の100円未満を切捨てて記入すること。「D」欄の国庫負担額は「A」「B」「C」欄の国庫負担額の合計額である。

第２表

事業費算定表

（単位：千円）

地方公共団体名	工　事　費　A			事務費	事務費
	国土交通省	農林水産省	計	B	C
計					

１　この表は、国庫負担率算定の基礎となる事業費を算定する表である。各省の公共土木施設の災害復旧事業について、法第７条により主務大臣が決定した工事費を取りまとめ、地方公共団体毎に事務費と事業費を算出する表である。

２　「A」欄は、その年の１月１日から12月31日までに発生した災害で、国土交通省（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋、港湾、下水道、公園）及び農林水産省（海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、漁港）の各主務大臣が法第７条の規定により決定した工事費を記入すること。この場合いわゆる内未成及び内転属額を控除した金額を記入すること。

なお、離島振興対策実施地域のある地方公共団体については、決定額を一般分と離島分に区分し、附表第７の「E」欄の一般分及び「D」又は「C」欄の離島分の金額をそれぞれ記入すること。なお、当該地方公共団体の事業費が全額離島分である場合は地方公共団体名の頭に「○離」の符号をつけ内訳をつくる必要はない。

３　「B」欄には、施行令第４条第３項の規定により算出した事務費の金額を1000円未満を切捨てて記入すること。即ち工事費の総額を次の段階に区分してそれぞれの率を乗じて算定した額の合計額とする。

３億円以下の金額	100分の4.5
３億円を超え５億円以下の金額	100分の3.5
５億円を超え10億円以下の金額	100分の2.5
10億円を超え30億円以下の金額	100分の２
30億円を超える金額	100分の1.5

なお、事務費を一般分と離島分に区分する場合は、この方法により算出した事務費をそれぞれの工事費の割合によりあん分し、あん分後の金額の合計額があん分前の金額に合致するよう四捨五入すること。なおあん分後の金額が両方とも500円になった場合は大なる工事費の方を切上げる（以下各表について同様である）。

４「C」欄の事業費が第３表又は第４表の国庫負担率算定の基礎となる事業費である。

５　表の最終下欄に計を記入すること。以下各表について計は必ず記入すること。計は作成した表の検算、取りまとめ或は統計上の資料作成として後必ず必要となる数字である。

６　本表の違算は、とくに「B」欄の事務費に多い。即ち桁違いのそれである。この検算は、大部分の市町村の工事費が３億円以下であるので工事費の合計額に100分の4.5を乗じて検算する。

第３表

年公共土木施設災害復旧事業費国庫負担率算定表（単年災害分）

（単位：円）

地方公共団体名	事業費 A	標準税収入 B	標準税収入の1/2迄に該当する分（2/3国庫負担額） C		標準税収入の1/2超過２倍に該当する分（3/4国庫負担額）D		標準税収入の２倍を超える分（4/4国庫負担額） E	計 国庫負担額 F	国庫負担率（F/A） G	A/B H
			事業費	国庫負担額	事業費	国庫負担額				
計										

1　この表は、法第４条に基づく単年災害に該当する地方公共団体の国庫負担率を算定する表で、第６表「E」欄に「△」印のない地方公共団体について作成すること。

各欄の関連は次のとおりである。

Ａ＝Ｃの事業費＋Ｄの事業費＋Ｅ

Ｆ＝Ｃの国庫負担額＋Ｄの国庫負担額＋Ｅ

2　「A」欄には、第２表の「C」欄の事業費を記入する。なお地方公共団体の組合又は港務局の事業費については第５表「E」欄の事業費をそれぞれ関係地方公共団体の事業費に含めて記入すること。

3　「B」欄には、法第２条第４項の標準税収入を記入すること。

4　「C」・「D」及び「E」欄には、それぞれ当該事業費及び当該事業費にそれぞれの率を乗じて得た国庫負担額の円未満を切捨てて記入すること。国庫負担額に円未満が生じるのは「C」欄のみで他の欄には生じない。「C」欄で100円以下の金額が生じる場合は666又は333となりそれ以外の数字は算出されない。

5　「G」欄には、「F」欄の国庫負担額を「A」欄の事業費で除したものを記入すること。この場合の率は、小数点以下第４位まで算出し、第４位は四捨五入して第３位までとする。合併市町村でこの表により算出した率と合併前の旧市町村ごとに算出した附表第１「E」欄の計「E′」の率とを比較して後者の率が大きな場合には前者の率を（ ）書とし後者の率を記入すること。実際には合併前の旧市町村ごとに算定した附表の率の方が高い場合が大部分である。

6　「H」欄には標準税収入に対する事業費の割合を記入すること。この場合の率は小数点以下第３位まで算出し、四捨五入して第２位までとすること。

7　本表の検算方法として「C」欄の国庫負担額については、当該欄の事業費の合計額に３分の２を乗じて国庫負担額を算出し、計欄の国庫負担額と比較した場合、各市町村の国庫負担額に円未満の端数があればその切捨てた額だけ計欄の国庫負担額は少なくなる。「D」欄の国庫負担額については当該欄の事業費の合計額に４分の３を乗じた額と国庫負担額の計欄の額とは一致する。個々の地方公共団体ごとの検算は「H」欄の率を別表国庫負担率早見表で国庫負担率を検算するとよい。なおこの早見表の国庫負担率は正規の計算方法に従って算出された国庫負担率の近似値であるから検算の場合以外は使用しないこと。その他この表で間違いの多いことは、標準税収入に対して事業費を区分する場合の当該金額のあやまりである。例えば、事業費が標準税収入の２分の１以上ありながら全額「C」欄に記入し「D」欄以降を記入していないもの、又は「C」・「D」及び「E」欄に記入する場合その区分を誤っているのがそれである。その他国庫負担額の桁違いもかなり多いので注意すること。

第７表

年公共土木施設災害復旧事業費国庫負担率算定表
総　括　表

（単位：千円）

区分＼所管別			国土交通省	農林水産省	計
一般分	事業費	工事費			
		事務費			
		計			
	国庫負担額				
	平均負担率				
	関係市町村数				
離島・奄美及び小笠原分	事業費	工事費			
		事務費			
		計			
	国庫負担額				
	平均負担率				
	関係市町村数				
激甚災分	事業費	工事費			
		事務費			
		計			
	国庫負担額				
	平均負担率				
	関係市町村数				
合計	事業費	工事費			
		事務費			
		計			
	国庫負担額				
	平均負担率				
	関係市町村数				

１　事業費、平均負担率の欄には、第１表各欄により記入すること。

２　国庫負担額の合計欄は第１表各省合計の表中「D」欄計の額を 100 円未満で切捨てた額とし、各省の合計額は切捨てた額と合致するようあん分した金額を記入すること。

３　国庫負担額の各省内訳についても前項に準じて記入すること。

４　関係市町村数欄はそれぞれ該当市町村数を記入するので、合計欄とは必ずしも一致しない。即ち合計欄の数が実数をあらわす。

５　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律に対する国会建設委員会の附帯決議

（１）　衆議院建設委員会（30．９．19）

１．政府は、本法第８条の２に指定する緊要なもの以外の災害復旧事業については、これを４カ年以内に完了するように必要な措置を講ずること。

１．政府は、過年度災害の復旧については、本法第８条の２の趣旨に基づき、緊要なものと認めるものについては２カ年以内、その他のものについては３カ年以内に措置すべく必要な措置を講ずること。

１．政府は、地方財政窮乏の実情にかんがみ、適当な措置を講じてその促進をはかること。

（２）　参議院建設委員会（30．７．21）

１．政府は災害復旧のみに捉われず、一歩進めて、昭和28年10月治山、治水対策協議会決定による「治山治水基本対策要綱」の方針に基づいて速やかに、之が予算化を図り、国土保全と治山、治水の万全を期し、災害絶滅のため努力されたい。

１．各省所管の災害工事査定方針に差異のあることは、当該地方に悪影響を及ぼし、甚だ遺憾である。これが統一について至急に具体的対策を樹立して実施に移されたい。

６　覚書（緊急災害復旧事業について）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第８条の２に規定する緊要な災害復旧事業等について、左記のとおり覚書を作成する。

昭和30年11月10日
建設省河川局長
運輸省港湾局長
水産庁長官
林野庁長官
大蔵省主計局長

記

１．　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第８条の２に規定する緊要な災害の復旧事業については、従来の統計資料及び実績に徴し、国庫負担災害復旧事業の事業総額の概ね７割程度がこれに該当するものと了解する。

２．　緊要な災害復旧事業以外の災害復旧事業については次のように処置することに努力する。

（１）　特に必要と認められるものについては、初年度（当該災害のあった年度）より復旧に着手出来るようにすること。

（２）　全体の復旧を完成する年度は緊要な災害復旧事業よりは若干遅れることとなるが、極力早期に完成を図ること。

７　海岸における消波工等の被災認定の取扱いについて

平成17年12月22日
（農村振興局防災課長補佐から各農政局防災課長、沖縄総合事務局
土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

異形ブロックを使用した消波工及び根固工の被災認定の取扱いについては、これまで、その機能が喪失した場合に補充する異形ブロック１個の高さの１/３程度が沈下した場合としていたが、今後補充する異形ブロック１個の高さの１/２程度が沈下した場合に改めるものとする。

本被災認定の取扱いについては平成18年災害より適用する。

８　設計津波の水位の設定方法等について

平成23年７月８日
（農村振興局防災課長、水産庁防災漁村課長、国土交通省保全課
海岸室長、海岸・防災課長から都道府県海岸管理部局あて）

本通知は、海岸保全施設の技術上の基準を定める省令（平成16年３月23日農林水産省・国土交通省令第１号。以下「省令」という。）第２条第３号及び海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年４月12日15農振第2574号、15水港第3168号、国河海第69号、国港海第556号）２・４の適用に関し、平成23年東北地方太平洋沖地震に起因する津波災害を踏まえ、下記のとおり設計津波の水位設定の考え方を示すことにより、東北地方太平洋沖地震により発生した津波による被害を受けた地域における速やかな海岸保全施設の復旧計画の策定に資することを目的とするものである。

今後、設計津波の水位を設定し、又は見直す場合には、留意されたい。

なお、下記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に規定する技術的な助言となるものである。

ついては、貴管内の市町村、一部事務組合及び港務局の海岸管理者に対しては、貴職から周知されたい。また、必要があれば貴管内の沿岸市町村にも情報提供されたい。

なお、東北地方太平洋沖地震により被災を受けた海岸保全施設の災害復旧計画は、下記に示す方法により求めた設計津波の水位を踏まえ、策定するものとする。

記

第一　用語の定義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　津波高さ　海岸線付近における地盤高に津波による浸水深を加えた標高をいう。当該津波高さは東京湾平均海面（Ｔ．Ｐ.）等基準面を明らかにしたうえで用いる。

二　設計津波の水位　海岸保全施設の設計を行うため、当該海岸保全施設に到達するおそれが多い津波として、海岸管理者が省令第二条第三号に基づいて定める設計津波の高さをいう。

三　地域海岸　一の海岸保全基本計画を作成すべき一体の海岸の区分（沿岸）を「湾の形状や山付け等の自然条件」、「文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションの津波高さ」から、同一の津波外力を設定しうると判断される一連の海岸線に分割したものをいう。

第二　設計津波の設定単位

設計津波は、地域海岸ごとに設定することを基本とする。

第三　設計津波の水位の設定方法

設計津波の水位は、次の各号に掲げる手順により設定する。

一　過去に発生した津波の実績津波高さの整理

過去に発生した津波の実績津波高さは、各機関により実施された痕跡高調査並びに歴史記録及び文献等に津波による痕跡高の記録が残されているものを用いることとし、次の各号に掲げる措置により整理するものとする。なお、過去の痕跡高の記録を整理する際には、極力海岸線付近における記録を用いることとし、その痕跡高地点における津波の形態（重複波、進行波、不明）を区分する。

イ　痕跡高調査については、土木学会海岸工学委員会における現地調査マニュアル等に基づき行われたものを収集整理すること。

現地調査マニュアル等に基づく独自の調査成果が無い又は不足する等の理由により他機関が実施した調査結果を用いる場合は、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループに現地調査結果として登録してあるデータ等信頼できる津波高さを用いること。

地形の改変等により、海岸線付近での痕跡高調査結果を得られない場合は、東北地方太平洋沖地震津波合同調査グループ調査結果等信頼できるデータにおける緯度経度を参照の上、出来うる限り海岸線近くの痕跡高を収集すること。

ロ　歴史記録及び文献等の資料を使用する際は、中央防災会議等において過去に整理した津波高さを用いることとし、津波高さのデータを補う必要がある場合は、「日本被害津波総覧」等の公表資料や地方整備局、都道府県及び気象庁等の調査結果等公的な調査資料を用いること。

ハ　歴史記録及び文献等に地震発生の記録はあるが、津波高さのデータ

が無い場合は、津波堆積物等の調査結果から浸水範囲等を明らかにしたうえで、可能な範囲でシミュレーション等により津波高さを想定するよう努めること。

二　シミュレーションによる津波高さの算定

過去に発生した津波の実績津波高さについて、海岸線付近における痕跡高など、設計津波の水位を設定するための十分なデータが得られないときは、過去に発生した地震による津波高さのシミュレーションを行ってデータを補完する。その際、中央防災会議等におけるシミュレーション結果が公表されているものについては、当該結果を活用する。

なお、中央防災会議や地震調査研究推進本部において、発生の可能性が高いとされた想定地震がある場合には、当該地震による津波高さのシミュレーションを用いて設計津波の水位を設定するためのデータとすることができる。

今後、中央防災会議等において検討が進み、過去に発生した地震の地震動推定における規模や対象範囲の見直し等が行われた場合（マグニチュードや連動型発生等の大きな地震）は、そのシミュレーションによる津波高さも適宜検討に加え、適宜見直すものとする。

三　設計津波の対象津波群の設定

地域海岸ごとに、第一号及び第二号で得られた過去に発生した津波の実績津波高さ及びシミュレーションにより求めた津波高さを収集したうえで、横軸に津波の発生年（想定地震の場合には右端)、縦軸に海岸線における津波高さをとり、グラフを作成する。グラフには、一の津波に対して最も大きな津波高さの値をプロットし、重複波、進行波、不明の別も合わせて記述する。作成されたグラフから、原則として一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）で到達すると想定される津波の集合を、設計津波の水位設定のための対象津波群として選定する。その際、進行波及び不明に区分された津波が含まれるよう留意する。

四　設計津波の水位の設定

対象津波群の津波を対象に、地域海岸において堤防位置における津波の侵入の防止を条件とした津波シミュレーションを行う等により地域海岸内の津波水位分布を算出し、当該水位分布に基づき、隣接する海岸管理者間で十分調整を図ったうえで、設計津波の水位を設定するものとする。

一の地域海岸に対しては、一の設計津波の水位を設定することを基本とするが、設計津波の水位が当該地域海岸内の海岸線に沿って著しく異なることとなると判断される場合は、理由を明らかにしたうえで、地域海岸を分割して複数の設計津波の水位を定めることができるものとする。

第四　堤防等の天端高

堤防等の天端高は、上記により設定された設計津波の水位を前提として、省令第三条第一項及び第三項並びに第五条に定められた基準に従い、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

第五　河川整備との整合性の確保等

設計津波の水位の設定に当たっては、当該地域海岸に流入する河川についても、整合的な津波対策が必要とされることから、河川管理者との連絡に努められたい。

堤防等の天端高の設定に当たっては、河川整備計画等との調整を図るよう努められたい。また、港湾及び漁港の利用者への配慮にも努められたい。

以上

９　海岸堤防等の粘り強い構造及び耐震対策について

平成23年12月15日
（農村振興局防災課長、水産庁防災漁村課長、国土交通省保全課
海岸室長、海岸・防災課長から都道府県海岸管理部局あて）

東日本大震災においては、津波が海岸堤防等を越流することにより多くの施設が被災し、また、背後地に甚大な被害が発生した。これを踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるようにする構造、及び海岸堤防等の耐震対策について、基本的な考え方をとりまとめたので通知する。

今後、海岸堤防等を整備する場合、又は構造や耐震対策を見直す場合は留意されたい。

なお、下記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に規定する技術的な助言となるものである。

ついては、貴管内の市町村、一部事務組合及び港務局の海岸管理者に対しては、貴職から周知されたい。また、必要があれば貴管内の沿岸市町村にも情報提供されたい。

記

第一　海岸堤防等の粘り強い構造

一　「粘り強い構造」の考え方

今次津波においては、設計対象の津波高を超える津波が海岸堤防等の天端を越流したことにより、その多くが破壊、倒壊する事象が見られた。このような海岸堤防等に関する「粘り強い構造」の基本的な考え方は、津波が天端を越流した場合であっても、施設が破壊、倒壊するまでの時間を少しでも長くする、あるいは、施設が完全に流失した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果を目指した構造上の工夫を施すことである。

海岸堤防等の「粘り強い構造」により施設の効果が粘り強く発揮された場合には、浸水までの時間を遅らせることにより避難のためのリードタイムを長くすること等の効果、浸水量が減ることにより浸水面積や浸水深を低減し、浸水被害を軽減する効果、第２波以降の被害を軽減する効果等が期待される。さらに、施設が全壊に至らず、一部残存した場合

には、迅速な復旧が可能となり二次災害のリスクが減る効果や、復旧費用を低減する効果が期待される。また、今次津波においては、堤防が残存した箇所では侵食が殆ど見られなかった事例も確認されており、海岸地形を保全する効果も期待される。

今次津波の越流等による海岸堤防等の被災状況の分析等を踏まえた被災メカニズムの想定とこれによって弱点となることが明らかになった箇所をもとに、設計津波の水位を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合に施設の効果を粘り強く発揮する上で有効と考えられる構造上の工夫等を以下に示す。これをもとに、東日本大震災において被災した海岸堤防等の復旧等において、用地や資機材の制約等の条件を勘案しつつ、復旧に要する費用、海岸の環境や景観、利用に及ぼす影響を考慮して可能なものについて活用されたい。

また、既存の海岸堤防等については、これまでも一定の機能を発揮してきたものである。被災地以外においては、今後の更新の時期に合わせて、以下に示す方向性を踏まえた改良等を検討されたい。

なお、津波による被災過程においては、複数の被災形態が複合的に発生することも多いと考えられることから、特定の対策工法のみに限定せずに、複数工法を組み合わせた強化について検討されたい。

二　津波越流による堤防破壊メカニズムの推定と構造上の工夫の方向性

イ　裏法尻部及び裏法勾配

来襲した津波の水流が海岸堤防を越流した後、裏法を流下し流速が速くなった状態で裏法尻部の地面等に衝突することにより洗掘が起こり、これをきっかけに裏法被覆工等の損壊、流失を引き起こす被災形態が考えられる。

このような被災形態に対しては、まず、裏法尻部に保護工を設置すること等により被覆し、洗掘防止を図るものとする。さらに、裏法尻部の被覆に加え、裏法を緩勾配化することにより、水流を減勢させ、裏法尻部における衝撃を抑えることで洗掘防止を図るものとする。

ロ　天端保護工、裏法被覆工、及び表法被覆工

津波の水流が海岸堤防等を越流する際、天端部、裏法部で高速になることにより、天端保護工、裏法被覆工が流失する被災形態や、堤体土が被覆工の隙間から吸い出される被災形態が想定される。

引き波の越流においても天端部、表法部で高速流が発生することにより同様の被災形態が想定される。また、天端部に波返工がある場合

には、波返工を乗り越え落下する水流が天端保護工に衝突し損傷を引き起こすことも考えられる。

このような被災形態に対しては、天端保護工や裏法被覆工、表法被覆工を厚くする工法、部材間を連結し剥離しにくくする工法等を採用することにより、重量や強度の確保を図るものとする。

ハ　波返工

波返工は、波やしぶきが堤内側に入り込むのを防ぐことを主な目的として設置されていることから、設計津波の水位を超える津波の波圧が作用することにより、波返工の陸側への倒壊等を引き起こす被災形態が想定される。また、引き波の波圧の作用による波返工の海側への倒壊も想定される。

このような被災形態に対し、海岸堤防の設計外力を高潮でなく津波とする場合は、波返工が倒壊しやすい構造であることを考慮して、天端まで盛土構造とすることも検討するものとする。波返工を採用する場合には、強い波圧への耐力を向上するために、配筋による補強を施すものとする。

第二　海岸堤防等の耐震対策

一　従来の耐震対策

阪神淡路大震災を受け、地震動に対する新たな耐震対策として、地震動レベルの考え方が導入された。海岸保全施設の耐震設計では、施設の供用期間中に１～２度発生する確率を有する地震動（レベル１地震動）に対し構造の安全及び天端高の維持が求められる。また、背後地の重要度等に基づきより高い耐震性能が必要とされる海岸保全施設については、現在から将来にわたって当該地点で考えられる最大級の強さを持つ地震動（レベル２地震動）に対して生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな機能の回復が可能なことが求められる。

なお、液状化の影響を考慮し、必要な液状化対策又は構造断面の対応を実施する必要がある。

二　海岸堤防等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震に対する耐震対策

今回、設計津波に関する新たな考え方の導入に伴い、海岸堤防等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震により、津波到達前に機能を損なわないよう耐震対策を実施する必要がある。当該地震が、レベル１

地震動以下の強度の場合には、技術上の基準に従い、構造の安全及び天端高の維持が必要である。当該地震がレベル１地震動を超える強度の場合においても、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後に来襲する津波に対して構造の安全及び天端高を維持することが必要である。

海岸堤防等の天端高は、地震発生の際、主に、地殻変動に伴う地盤沈下と、地盤の液状化による堤体の沈下の影響を受ける。このため、これらに対する耐震対策を実施することにより、地震後においても必要な天端高を維持するものとする。

イ　地殻変動に伴う地盤沈下への対策

海岸堤防等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震の発生に伴う断層運動により、広域にわたって地殻変動に伴う地盤沈下が予測される場合には、当該地震の発生後に堤高が不足しないように、海岸堤防等の天端高に、地盤沈下の予測量をあらかじめ加えておくものとする。地震の断層運動による地盤の沈下量は、当該地震を再現する断層モデルにより算定される値を用いて設定するとよい。

ロ　液状化による堤体の沈下への対策

海岸堤防等の防護対象となる規模の津波を生じさせる地震に伴い地盤の液状化が予測される場合には、必要な液状化対策を実施するものとする。なお、液状化が生じる場合においても、設計津波に対する施設の構造の安全が確保される場合には、液状化による沈下の予測量をあらかじめ天端高さに加えておく対策も可能とする。

第三　東北地方太平洋沖地震による地盤の沈下への対応

東北地方太平洋沖地震においては、断層運動による地殻変動等により広域にわたる地盤沈下が生じた。地盤沈下が生じた地域においては、津波や高潮に対する安全度が低下していることから、海岸堤防等の被災の有無にかかわらず、最低限、従前の高さまでの復旧を速やかに実施するものとする。

以上

Ⅲ－７　海岸及び地すべり防止施設災害関連事業

§１　海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱

昭和40年９月10日　40農地Ｄ第1139号
改正　昭和47年８月１日　47農地Ｄ第 531号
〃　昭和53年７月５日　53文　　第 261号
〃　昭和54年３月30日　54構改Ｄ第 204号
〃　昭和59年９月14日　59構改Ｄ第 945号
〃　平成元年５月29日　元構改Ｄ第 374号
〃　平成９年４月１日　９構改Ｄ第 275号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 964号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3506号
〃　令和４年４月１日　３農振　第2935号

（農林事務次官から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（目的及び趣旨）

第１　海岸災害関連事業は海岸災害復旧事業と、地すべり防止施設災害関連事業は地すべり防止施設災害復旧事業とそれぞれ合併して施行する事業であって、当該被災施設又はこれを含めた一連の施設の新設又は改良を行うことにより、被災原因の除去に努めるとともに再度災害を防止し、農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資することを目的とする。

２　事業の実施については海岸法（昭和31年法律第101号）、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）及び海岸法施行規則（昭和31年農林省、運輸省、建設省令第１号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（関連事業決定の申請）

第２　地方公共団体の長は、国の負担金の交付を受けて海岸災害関連事業又は地すべり防止施設災害関連事業（以下「関連事業」という。）を実施しようとするときは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「政令」という。）第６条の規定による災害復旧事業設計書（以下「設計書」という。）の提出に併せて関連事業の設計書（別記）に災害関連事業箇所別調書（様式第１）及び災害関連事業箇所別概要書（様式第２）を添付して農林水産大臣に申請するものとする。ただ

し、海岸災害復旧事業又は地すべり防止施設災害復旧事業（以下「復旧事業」という。）として設計書を提出したもののうち、関連事業とすることが適当と認められるものについては、当該設計書をもって関連事業の設計書の提出があったものとみなす。

（関連事業の審査等）

第３　農林水産大臣は、第２の規定により提出された申請書を受理したときは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「法」という。）第７条の規定による審査に併せて、別に定める基準により当該関連事業について審査を行い、予算の範囲内において、関連事業として適当と認めたときは事業の採択及び事業費の決定を行い、その結果を都道府県知事（当該事業が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）に係るものにあってはその長。以下同じ。）に通知するものとする。

２　都道府県知事は、前項の通知を受けたときは、市（指定都市を除く。以下同じ。）町村の事業に係るものについては、遅滞なくこれを当該市町村長に通知しなければならない。

（設計の変更）

第４　第３の規定により災害関連事業の事業費の決定通知を受けたときは、その設計書を災害関連事業全体設計書（この規定により農林水産大臣に提出してその承認を受けた災害関連事業変更全体設計書を含む。）とし、その内容に変更を加えようとするときは、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け農地Ｄ第1140号農林事務次官依命通達。以下「取扱要綱」という。）第15の規定を準用する。

（関連事業の増破等の取扱い）

第５　関連事業が未施行又は未着手の場合において、既存の施設に新たに災害が発生し、当該被災施設が新たに災害復旧事業の対象となったときは当該施設に係る関連事業は廃止するものとする。

２　関連事業の実施中において、当該事業計画の根本的な再検討を要する災害が発生した場合には、当該関連事業を新たな災害発生時の出来高で打切り、新たな関連事業計画（復旧事業としての要件を備えている場合には復旧事業計画。以下同じ。）に基づいて行うものとする。なお、従前の関連事業における工事費のうち、新たな災害発生時の出来高で打切り、精算した残額については、新たな関連事業に基づく事業における工事費の「うち未成額」（発生の年を異にする場合の未施行工事費の額）とする。

３　関連事業に係る施設の位置を変更する場合においては、新たな災害による原位置の施設についての増破額は、関連事業の未着手、施行中を問わず新たな関連事業における工事費に算入しないものとする。

（委　　任）

第６　この要綱に定めるもののほか、関連事業の実施については農村振興局長が別に定める。

別　記

第２の「関連事業の設計書」の記載様式等については、次の各号によるものとする。

１　関連事業設計書の記載様式

「海岸、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設及び漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令」（昭和26年７月27日農林省令第53号。以下「省令」という。）第３条に規定する設計書の様式を準用する。この場合、省令に定める第３号様式の各表及び添付図面については、復旧事業と関連事業とを併せた全体のものを作成するものとする。

２　復旧事業と関連事業と併せた設計書の作成については取扱要綱第７から第11までの規定を準用するものとする。

３　関連事業費の算出

第２号により算出された事業費　・・・・・・・・・・・・　Ａ

復旧事業費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｂ

関連事業費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ａ－Ｂ

様式第１

災害関連事業箇所別調書

都道府県（指定都市）名

工事番号	所在地			事業主体	申請					(ｲ)災害費	調査					(ﾛ)/(ｲ)	ABの区分	採択理由	備考
	都市	町村	字		関連費						関連費								
					工種	数量	金額	うち未成(転属)	差引額		工種	数量	金額	うち未成(転属)	(ﾛ)差引額				
A項計						(箇所) m	千円	千円	千円			(箇所) m	千円	千円	千円	%			
B項計																			
合計																			

注　１　海岸及び地すべり防止施設災害関連事業採択基準に適合し、その工事費が 400 万円以上で、かつ、災害復旧工事費の 100 パーセント内のものをＡ項関連、その他のものをＢ項関連と区分のうえ記入する。
２　うち未成、うち転属額については備考欄に前災の年災、及び工事番号を記入する。
３　採択理由欄は採択基準第何号と簡単に記入する。
４　保留扱いとなった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に仮調査額と記入する。
５　保留扱いとなった箇所及びＢ項関連箇所については災害関連事業箇所別概要書（様式第２）のほかに協議に必要な資料を提出するものとする。
６　調査の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（　）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

様式第２

災害関連事業箇所別概要書

調査官氏名
立会官氏名

都道府県名		番号		災害名及び被災年月日	○○ 年　月　日	工　種		所在地	○○郡(市)○○ 町（村）字○○

工事費			工事計画概要	天端高　　m天端幅 m 施行延長　m	天端高決定の根拠	
災害	関連	計				
千円	千円	千円				

				見取略図
現行	計画区域内既設堤防延長　m　天端幅　天端高　m 〃　無堤天然海岸延長　m			
計画区域外状況	天端高 天端幅 他の改良計画 （同上） その他	起点側 m 取付く 気付かない m 工事 （しゅん工 工事中 計画中）	終点側 m 取付く 取付かない m 工事 （しゅん工 工事中 計画中）	1　平面図 2　断面図
経済効果	田　ha 畑　ha 宅地　a		人家　戸	
（関連事業採択条件（理由）及び関連事業費算出方法）				

§２　海岸及び地すべり防止施設災害関連事業採択基準

昭和40年９月10日　40農地Ｄ第1137号
改正　昭和47年８月１日　47農地Ｄ第 530号
〃　昭和54年３月30日　54構改Ｄ第 205号
〃　平成元年５月29日　元構改Ｄ第 375号
〃　平成９年４月１日　９構改Ｄ第 276号
〃　平成13年４月10日　12農振　第2087号
（農地局長から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1139号）第３の規定する「別に定める基準」は、次の各号とする。

(1)　一般基準

ア　原則として、関連事業における工事費が都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の市（以下「指定都市」という。）にあつては800万円以上、市（指定都市を除く）町村にあつては600万円以上で、かつ、併せて施行される復旧事業における工事費を超えないこと。

イ　原則として、当該施設について他の改良計画がないこと。

ウ　事業効果が大であること。

(2)　箇所別採択基準

ア　海岸

(ｱ)　被災箇所に接続する未被災箇所を含めて、当該被災箇所に接近した堤防の高さ、又は断面に併せて嵩上げし、若しくは拡大し、又は胸壁等を新設する工事

(ｲ)　越水又は越波により局部的に被災した箇所及びこれに接続する未被災箇所に胸壁消波工又は被覆工等を新設する工事

(ｳ)　突堤又は離岸堤の新設により、土砂のたい積を図るとともに波力を減殺し又は根固めの強化を図るために施行する工事

(ｴ)　被害が激甚であって、復旧事業のみでは十分な効果を期待できない場合において、一定の計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事

(ｵ)　被災箇所に接続したぜい弱な残存施設を改築又は補強する工事

イ　地すべり防止施設

被災箇所を含んだブロックにおいて、被災箇所に接続又は接近したぜい弱な残存施設を改築又は補強する工事

§３　通　知　等

１　地すべり防止施設災害関連事業の査定にあたっての留意事項について

平成元年５月29日
（構造改善局防災課災害査定官から地方農政局災害査定官、
沖縄総合事務局災害査定官あて）

平成元年度より地すべり防止施設災害関連事業が実施されることとなるが、標記事項について、平成元年５月29日から下記のとおり取扱うこととしたので通知する。

なお、貴局管内に対してもこの旨周知徹底を計られたい。

記

１　本事業の範囲は地すべり防止区域内であること。

２　採択基準に定める「被災箇所に接続又は接近した脆弱な残存施設」とは、被災箇所を含んだブロックで、未被災の残存部分において、再度災害の防止を図るため、災害復旧事業に併せて擁壁工、くい工、シャフト工、アンカー工、排土工、地表水排除工、地下水排除工等によって改築又は補強する必要がある脆弱な施設をいう。

３　本事業は平成元年災害に係るものから適用する。

Ⅳ　その他の災害関係事業等

Ⅳ－１　直轄地すべり対策災害関連緊急事業及び災害関連緊急地すべり対策事業の通知等

§１　農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（抄）

昭和42年３月８日　42農地Ｄ第　24号
最終改正　平成23年４月１日　22農振　第2353号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（適用の範囲）

第１　農地保全に係る地すべり防止事業及び農地保全に係る地すべり関連事業（以下「関連事業」という。）の実施に関しては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号。以下「法」という。）、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号。以下「令」という。）、地すべり等防止法施行規則（昭和33年農林省、建設省令第１号）及び地すべり等防止法の施行について（昭和33年５月27日付33林野第6086号、建設省発河第90号、農林、建設両事務次官通知）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（直轄地すべり防止工事の実施）

第４　都道府県知事は、法第10条第１項の規定により農林水産大臣から意見を聴取されたときは、20日以内に意見書を提出するものとする。

２　直轄地すべり防止工事の実施については、別に定めるところによるものとする。

（直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施）

第４の２　当該年の降雨、地震等によって地すべりが活発となることにより災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く、緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、農林水産大臣は、直轄地すべり対策災害関連緊急工事（以下「直轄災害緊急工事」という。）を実施するものとする。

２　地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下第３

項から第８項までにおいて同じ。）は、直轄災害緊急工事を実施する必要があると認めるときは、速やかに直轄地すべり対策災害関連緊急工事所要見込額報告書（農村振興局長が別に定める様式による。）を農村振興局長に提出するものとする。

３　地方農政局長は、前項の報告書を提出した後３週間以内に直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画書（農村振興局長が別に定める様式による。）を農村振興局長に提出するものとする。

なお、地方農政局長は、直轄災害緊急工事を実施しようとする場合には、あらかじめ当該工事の施行予定地が存する都道府県知事と施行予定地その他必要事項について調整を行うものとする。

４　農村振興局長は、前項の規定により提出された直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画書を審査の上、適当と認めるときは、事業費を決定し、これを地方農政局長に通知するものとする。

５　地方農政局長は、前項の通知を受けた場合は、当該施行地の区域を管轄する都道府県知事にこれを通知するものとする。

６　地方農政局長は、直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画書の変更でその内容が次のいずれかに該当するときは、あらかじめ農村振興局長の承認を受けるものとし、その変更の承認については第３項から第５項までの規定を準用するものとする。

（ア）主要な地すべり防止工事又は地すべり防止施設の種類、位置及び規模の変更

（イ）工事費の各費目間の10％を超える経費の額の増減

７　地方農政局長は、当該直轄災害緊急工事が完了した場合には、その施行結果に基づき、直轄地すべり対策災害関連緊急工事精算報告書（農村振興局長が別に定める様式による。）を、当該年度の末日を限度として速やかに農村振興局長に提出するものとする。

８　地方農政局長は、前項の精算報告をもとに、事業費の実積等を関係都道府県知事に通知するものとする。

９　直轄災害緊急工事の設計単価及び歩掛等は、通常の直轄地すべり防止工事に係るものと同一の取扱いとする。

10　工事諸費等については、原則として次に定めるところによるものとする。

（ア）測量及び試験費　本工事費及び附帯工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額

ただし、特に大規模又は複雑な地すべりで地質調査等を必要とするときは、必要額を積み上げて得た額。

（イ）船舶及び機械器具費　本工事費及び附帯工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額

（ウ）用地費及び補償費並びに営繕費　必要額を積み上げて得た額

（エ）工事諸費　工事費の額に100分の2.2を乗じて得た額以内の額

（都道府県知事の地すべり防止工事の実施）

第５　都道府県知事は、地すべり防止工事に要する費用（以下「事業費」という。）について、国庫の負担を必要と認めるときは、地すべり防止工事実施申請書（別紙様式３号）を地方農政局長等（北海道にあっては北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下第３項において同じ。）に提出するものとする。

２　地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、前項の規定により提出された地すべり防止工事実施申請書を審査の上、適当と認められるときは、当該都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業の採択通知書を交付してその旨を通知するものとする。

３　都道府県知事は、前項により通知を受けたときは、当該事業に係る実施計画書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

４　都道府県知事は、前項の承認を受けた実施計画を変更したときは、その変更の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、実施計画概要書（農村振興局長が定める様式による。）の様式により地方農政局長に報告するものとする。

（１）主要な地すべり防止工事又は地すべり防止施設の種類、位置及び規模の著しい変更。

（２）総事業費の増減が20％以上に及ぶ変更。ただし、労賃又は物価の変動による場合を除く。

５　都道府県知事は、地すべり防止工事の実施にあたっては、各年度ごとに当該年度の実施設計書（農村振興局長が別に定める様式による。）を作成して地方農政局長に提出するものとする。

（都道府県知事の災害関連緊急地すべり防止工事の実施）

第６　都道府県知事は、降雨、地震等によって地すべりが活発となり、又はぼた山崩壊の規模が大となり、地すべり防止工事の事業費について、緊急

に国庫の負担を必要と認めるときは、速やかに災害関連緊急地すべり防止工事所要見込額報告書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長に提出するものとする。

2　都道府県知事は、前項の報告書を提出した後３週間以内に災害関連緊急地すべり防止工事実施申請書（別紙様式４号）及び災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長を経由して、農林水産大臣に提出するものとする。

3　地方農政局長は、前項の規定により提出された災害関連緊急地すべり防止工事実施申請書及び災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書の審査を行い、意見を付して農林水産大臣に進達するものとする。

4　農林水産大臣は、第２項の規定により提出された災害関連緊急地すべり防止工事実施申請書及び災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書を審査の上、適当と認められるときは、当該都道府県知事に事業の採択通知書を交付してその旨通知するものとする。

5　都道府県知事は、前項の実施計画概要を変更したときは、その内容を地方農政局長に報告するものとする。

ただし、その変更の内容が第５第４項第１号又は第２号に該当するときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならないものとする。

6　地方農政局長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ災害関連緊急地すべり防止工事実施計画概要書を農村振興局長に提出して協議するものとする。

7　当該年度の実施計画書の提出については、第５第５項の規定を準用する。

（事業費の範囲）

第９　事業費の範囲は、工事費（本工事費、附帯工事費、測量及試験費、用地及補償費、船舶及機械器具費、営繕費、換地費、実施設計費、工事雑費）及び事務費とし、経費の区分及び算定については次の各号によるものとする。

2　工事費

（１）本工事費……事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料及び土地の借料等とする。

ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含むものとする。

（２）附帯工事費……本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用とし、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費とする。

（３）測量及試験費……工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。

（４）用地及補償費……工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）とする。

（５）船舶及機械器具費……工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輌（乗用車を除く。）等の購入費、借料、運搬費又は据付撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。

（６）営繕費……工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新設（購入を含む。）改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれ等の建物に係る敷地の買収費又は借料とする。

（７）換地費……換地計画及び換地処分に必要な経費とする。

（８）実施設計費……全体実施設計に要する経費とする。

（９）工事雑費……工事の現場事務に必要な経費とする。ただし、工事費（工事雑費を含む。）の額に農村振興局長が別に定める率を乗じて得た額以内であること。

３　事務費

工事の施行に伴い必要な事務上の経費（工事雑費に類するものは除く。）とする。

（委　　任）

第11　事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

（別紙様式４）

番　　号
年　月　日

地方農政局長　殿
（北海道にあっては農村振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）

都道府県知事名

災害関連緊急地すべり防止工事（等）実施申請書

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（第５及び）第６の規定により下記のとおり平成　　年度新規地区として実施したいので、採択されたく申請する。

記

優先順位	地域番号	指定年月日	基本計画提出年度	区分番号	地区名	所在地	地域面積	地すべりの種類	計画概要						
									総事業費			うち災害関連緊急地すべり防止工事実施分			主要工事内容
									事業費	補助率	国費	事業費	補助率	国費	
							ha ()		千円		千円	千円		千円	
計					地区										

（令和　　年度第　　回分）

（注）１　括弧書き（地域面積の欄を除く。）は、緊急地すべり防止工事に引き続いて翌年度以降に施行を必要と認められる地すべり防止工事がある場合に適用し、この場合に別紙様式３号にかえて本様式により申請するものとする。
２　総事業費は、翌年度以降に施行を必要と認められる地すべり防止工事に係る事業費を含むものとする。
３　地域番号は、指定のための地域番号を踏襲すること。
４　区分記号は別紙様式１号の１の区分記号によること。
５　地域面積の括弧内には、地域外想定被害面積を外数で記入すること

§２　直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施について

平成元年４月１日　元構改Ｄ第 152号
最終改正　平成22年４月１日　21農振　第2310号
（構造改善局長から、各地方農政局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年３月８日付け42農地Ｄ第24号農林事務次官依命通達。以下「要綱」という。）が平成元年４月１日付けで一部改正されたことに伴い、要綱に基づく直轄地すべり対策災害関連緊急工事の実施について下記のとおり定めたので、御了知の上、事業の実施に当たって特段の御配慮をお願いする。

なお、貴管下各都道府県知事に対しては貴職から通知願います。

記

第１　要　　旨

要綱第４の２の直轄地すべり対策災害関連緊急工事は、当該年の降雨、地震等のため農地保全に係る地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第10条第３項の規定に基づき直轄工事を施行するものとして告示された区域又は当該年度内において同条の告示が行われることが確実な区域をいう。）において、地すべりが活発となることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に実施するものとする。

第２　実施基準

当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、次期の降雨、地震等により地すべりが発生若しくは拡大して、農地・農業用施設その他公共土木施設等に被害を与えるおそれがある場合において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事であって、次の各号の一に該当すること。ただし、１箇所の事業費が、おおむね600万円以下のもの又は地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生若しくは拡大した地すべりに係るものは除くものとする。また、原則として、当該年度の直轄地すべり防止工事（要綱第４第１項に係る事業）の実施が予定されている箇所を除くものとする。

（１）災害復旧工事に特に先行して施工する必要のあること。

（２）公共の利害に密接な関連を有し、次の各号の一に該当すること。

ア　多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの

イ　鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条第１項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、受益面積100ヘクタール以上の農道並びにその他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

ウ　官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

エ　貯水量３万立方メートル以上のため池又は関係面積100ヘクタール以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの

オ　人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

カ　農地10ヘクタール以上に直接被害を及ぼすと認められるもの（農地５ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を合わせ考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）

第３　実施計画書等の取扱い

（１）要綱第４の２第２項に規定する直轄地すべり対策災害関連緊急工事所要見込額報告書の様式は、別紙様式１号によるものとする。

（２）要綱第４の２第３項に規定する直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画書の様式は、別紙様式２号によるものとする。

（３）要綱第４の２第７項に規定する直轄地すべり対策災害関連緊急工事精算報告書の様式は、別紙様式３号によるものとする。

（別紙様式１号）

年　　月　　日

直轄地すべり対策災害関連緊急工事所要見込額報告書

地方農政局長名
（北海道開発局
沖縄総合事務局）

１．地　区　名
２．地すべり発生年月日
３．地すべり発生の要因等
４．主なる被災地域等
５．被害の概況
６．所要見込額

費　　目	工　　種	数　　量	金　　額	備　　考
			千円	

（別紙様式２号）

年　　月　　日

直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画書

地方農政局長名
（北海道開発局
沖縄総合事務局）

目　　次

１．直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画総括表
２．直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画書
３．写真（全景、被災状況、移動状況、保全対象物等）
４．地すべりの移動量及び降雨等の地すべりの要因と考えられる観測データ
５．その他参考となる資料

１．直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施計画総括表

														農政局名	
地区名		指定年月日	年　月　日	基本計画提出年度		国庫負担率	%	都道府県負担率	%						
所在地		水系及び河川名		指定面積	ha	指定基準該当事項									
地域・地積	区分／項目	耕地（ha）				山林 (ha)	採草地放牧地 (ha)	宅地 (戸) (ha)	その他 (ha)	合計 (戸) (ha)	備考	地すべりの種類			
		田	普通畑	樹園地	計							地質			
	地すべり指定区域														
	地域外被害想定区域														
	上記全体のうち災害関連緊急分														
地すべりの略歴															
地すべり状	地すべり発生の要因														
	地すべりの規模・移動状況														
	被害の概況														
	地すべりの機構														
実施等	事業の必要性														
	実施基準適用項目														
地すべり防止計画	計画の概要														
	費目	工種	計画概要 事業概要 数量	単位	金額	工程								協議・決定 数量	単位	金額
関連他事業															

注：協議・決定欄は提出時には記入を要しない。

２．直轄地すべり対策災害関連緊急工事実施設計書

(1)　事業費明細書

費　　目	工　　種	数　量	単　位	金　額	備　考
１．工事費				(千円)	
本工事費					
	水抜ボーリング工				
	集　水　井　工				
	杭　　打　　工				
	⋮				
附帯工事費					
測量設計費					
船舶及機械器具費					
用地費及補償費					
事業車両費					
営繕費					
小　　計					
２．工事諸費					
小　　計					
計					

(2)　工事費明細書
(3)　単　価　表
(4)　各種計算書
(5)　工　程　表
(6)　各 種 図 面

基本事業と同様
（土地改良事業等請負工事の価格積算要領による。）

ア．位　置　図
イ．計画平面図（縮尺：1/1,000～1/2,000）
ウ．地すべり機構図及び想定被害区域図

（別紙様式３号）

年　　月　　日

直轄地すべり対策災害関連緊急工事精算報告書

（地方農政局長名
北海道開発局
沖縄総合事務局）

１．工事費及び工事諸費

単位：千円

地区名	予算額			精算額			残額			備考
	工事費	工事諸費	計	工事費	工事諸費	計	工事費	工事諸費	計	
計										

２．工事費内訳表

単位：千円

地区名	本工事費	附帯工事費	測量設計費	船舶及機械器具費	用地費及補償費	営繕費	事業車両費	計	備考
計									

§３　災害関連緊急地すべり防止工事の実施について

昭和62年５月20日　62構改Ｄ第894号
最終改正　平成９年４月１日　９構改Ｄ第278号

（構造改善局長から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年３月８日付け42農地Ｄ第24号農林事務次官依命通達。以下「要綱」という。）が昭和62年５月20日付けで一部改正されたことに伴い、要綱に基づく災害関連緊急地すべり防止工事の実施について下記のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、緊急地すべり防止工事及び災害関連緊急地すべり防止工事の実施について（昭和58年４月４日付け58構改Ｄ第313号構造改善局長通達）は廃止する。

おって、貴管下各都府県知事に対しては、貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切なご指導を願いたい。

記

１．要　　旨

要綱第６の災害関連緊急地すべり防止工事は、当該年の降雨、地震等のため農地保全に係る地すべり防止指定区域（指定予定区域を含む。）において、地すべりが活発となるか又はぼた山崩壊の規模が大となることにより、災害の危険性が増大する等経済上、民生安定上放置し難く緊急に地すべり防止工事を実施する必要がある場合に、実施するものとする。

２．採択基準

当該年の降雨、地震等により地すべりが発生又は拡大したことによって、次期の降雨、地震等により地すべりが発生若しくは拡大して、農地・農業用施設その他公共土木施設等に被害を与えるおそれがある場合において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事であって、次の各号の一に該当すること。ただし、１箇所の事業費が、おおむね600万円以下のもの又は地すべり等防止法上の違反行為に起因して発生若しくは拡大した地すべりに係るものは除くものとする。

（１）災害復旧工事に特に先行して施工する必要のあること。

（２）公共の利害に密接な関連を有し、次の各号の一に該当すること。

ア　多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に直接被害を及ぼす

と認められるもの

イ　鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条第１項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）、受益面積100ヘクタール以上の農道並びにその他公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

ウ　官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの

エ　貯水量３万立方メートル以上のため池又は関係面積100ヘクタール以上の用排水施設に直接被害を及ぼすと認められるもの

オ　人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの

カ　農地10ヘクタール以上に直接被害を及ぼすと認められるもの（農地５ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）

３．事業の採択及び実施

（１）災害関連緊急地すべり防止工事の採択に当たっては、当該工事に引き続いて翌年度以降に実施することが必要と認められる地すべり防止工事を併せて採択できるものとする。

（２）都道府県知事は、地すべり防止区域として指定されていない地域において、災害関連緊急地すべり防止工事を実施しようとする場合は、地すべり対策担当部局間の調整を図った上で実施申請書を提出するとともに、速やかに地すべり防止区域の指定申請を行うものとする。

［参　考］

○２-（１）については本災の認定を必要とする。

（尚、認定前でも申請することは可能である）

２-（２）については必要としない。

○２-（２）．カの農地10ha以上とは、

地すべり地域及び地すべり地域外の被害区域の合計が10ha以上あれば指定基準の適用基準をうける。

５ha以上10ha未満であっても下表により人家被害を考慮して10ha以上とみなす。

農地（ha）	5	6	7	8	9
人家戸数（戸）	5	4	3	2	1
合計	10	10	10	10	10

○２-（２）．イの関係面積100ha以上とは

農道又は用排水施設の各々の目的に供する受益面積100haである。

なお、用水路における受益面積は、下流全域及び下流分岐点までのものとする。

○災害関連緊急地すべり工事では採択通知前の着工はできない。

§４　災害関連緊急地すべり防止工事の実施手順

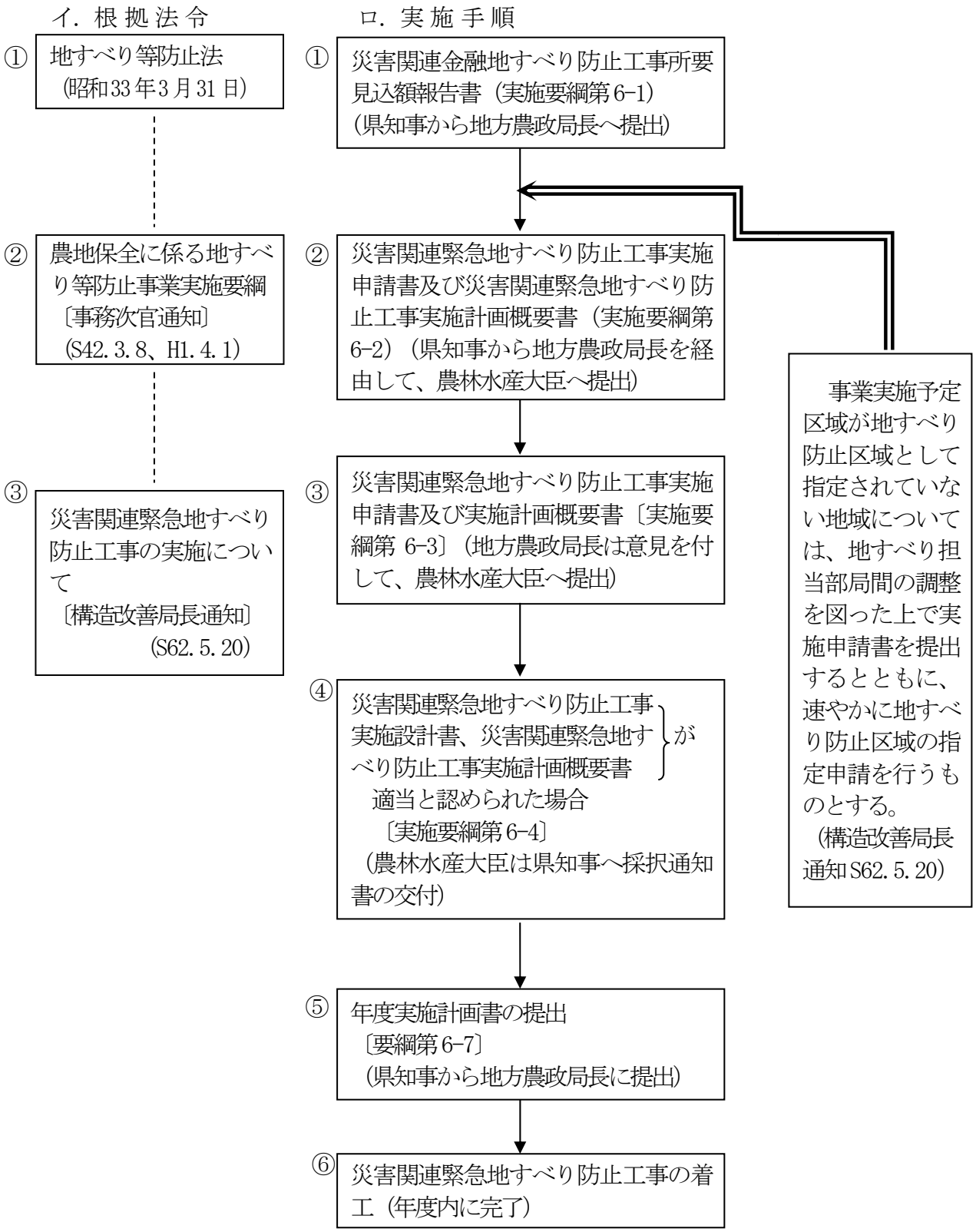

§５　農地保全にかかる地すべり防止区域の指定並びに地すべり等防止事業の実施計画書等の様式について（抄）

昭和42年３月８日　42農地Ｄ第 25号
最終改正　昭和62年５月20日　62構改Ｄ第895号

（構造改善局長から、各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

昭和42年３月８日付け42農地Ｄ第24号。農林事務次官通達。「農地保全にかかる地すべり等防止事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づく地すべり防止区域の指定ならびに地すべり等防止事業の実施計画書等の様式については、下記によることとしたので遺憾のないようにされたい。

記

６　要綱第６第１項に規定する所要見込額報告書の様式は、別紙様式４号によるものとする。

７　要綱第６第２項に規定する実施計画概要書の様式は、別紙様式５号によるものとする。

〈記入要領〉

１　地　質

地すべり地域一帯の地質概要（地形、標高、傾斜、地質系統、岩石名、土性等）を記入し、試掘、試すい等による地質断面図、柱状断面図等を添付し、特に地質と地すべり機構との関係について記入すること。

２　移動状況

き裂の発生、滑動、沈降、隆起、地下水位の変動、白濁等の移転状況について記入すること。なお、移動観測線を設定して観測した場合は、その設定状況および観測結果についても記入し、必要な図表等も添付すること。

３　水理状況

地域内への水の供給（地表水、地下水）および湧水、排水等の水理状況ならびに用排水の水利状況について記入するものとし、ことに地下水位、地下水流動機構、湧水量、浸透量、侵食状況など、地下水と地すべり機構

等について記入し、必要な図表等も添付すること。

4　地すべり機構

(1)地すべり機構

地質、移動状況、水理状況等の地すべりの状況を総合し、地すべり機構を図示して説明すること。

地すべり機構平面図は、第１次地すべり、第２次地すべりの範囲、地すべり地上端のがいすい移動方向およびその量、隆起沈降区域、き裂等を記入すること。地すべり機構断面図は、原則として地すべり地の縦断面図とし、第１次地すべり、第２次地すべりの区分およびすべり面の位置、移動方向およびその量、隆起沈降区域、き裂等の移動状況を記入すること。

(2)地すべり粘土等の性質

地すべり粘土の力学的試験、その他必要に応じて物理試験等を行い、その試験結果および分析または解析を記入すること。

5　地すべり防止工事計画

(1)地すべり防止工事計画

ア　計画概要

イ　主要防止工事および防止施設

ウ　水理計算および構造計算

エ　施工計画

オ　工事明細書

(2)関連事業計画概要

6　他事業との関係

7　添付図面

計画平面図（縮尺１／1,000～１／2,000)、地質図、試すい柱状図、地すべり機構図、土質図、その他参考図を添付すること。

（別紙様式４号）

災害関連緊急地すべり防止工事所要見込額報告書

平成　　年度第　　回分

年　　月　　日
都道府県名

項　　目	箇所数	全体見込額	うち災害関連緊急地すべり防止工事実施分	備　　考
今回の報告分				
前回までの報告分				
累　　計				

地すべり発生の要因

地すべり発生年月日

主なる被災地域

被害の概況

（別紙様式５号）

○○地区災害関連緊急地すべり防止工事（等）実施計画概要書

地域番号		指定年月日		基本計画提出年度		地区名		区分記号	
所在地	都道府県　郡市　町村　大字　字					地すべりの種類			
水系名	川支川　川支渓					地質	系統　岩		

	区分	耕地 田	耕地 普通畑	耕地 樹園地	耕地 計	山林	採草放牧地	宅地	その他	合計	備考
地域・地積	地すべり地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha(戸)	ha	ha	
	地域外被害想定地域										
	上記のうち災害関連緊急地すべりに係るもの										

			専業	第一種兼業	第二種兼業	計	備考
現況	営農状況	農家	農家戸数	戸	戸	戸	戸	

			経営耕地面積 田	畑	計	農家所得 農業所得	農外所得	農家所得	農業所得率	備考
現況	営農状況	農家経営	全農家平均	ha	ha	ha	千円	千円	千円	%	
		主要作物	作物名								
			作付面積	ha	ha	ha					
			10a当たり収量								

			地すべりによる被害 農地	農業用施設	作物	家屋	公共施設	その他	計	その他の被害 作物		計
現況	被害状況	全被害地域	被害量									
			被害額									
		今後予想される直接被害	被害量									

現況	地すべり状況	異常な天然現象
		規模異物状況
		経過
		地質
		水理状況
		過去の地すべり記録
地すべり機構	地すべり機構	
	地すべり年度等の性質	

					全体 数量	全体 事業量	うち災害関連緊急地すべり防止工事実施分 数量	うち災害関連緊急地すべり防止工事実施分 事業量	備考
地すべり防止計画	関概画要								
	工事内容	種類	工種	規模構造等					
		地すべり防止施設							
		計							
	関計連画事概業要								

他関事業連	
取図付面	計画平面図（縮尺 1/1,000～1/2,000）。地すべり機構図

〈財務省協議査定表様式〉

災害関連緊急地すべり対策事業地区査定表

農政局名																			
県名		地区名		指定年月日	年 月 日	基本計画提出年度		国庫負担率	%	都道府県負担率	%								
所在地				水系及び河川名			指定面積	ha	指定基準該当事項										

	区分	耕地				山林	採草放牧地	宅地	その他	合計	備考		
		田	普通畑	樹園地	計								
地域・地積	地すべり地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha(戸)	ha	ha		地すべりの種類	
	地域外被害想定地域											地質	
	上記全体のうち災害関連緊急分											平均年降雨量	cm
												積雪深	cm
												地すべり発生年月日	年 月 日

	地すべりの略歴	
地すべり状況	地すべり発生の要因	
	地すべりの規模・移動状況	
	被害の概要	
	地すべりの機構	
採択等	採択の必要性	
	採択基準適用項目	
地すべり防止計画	計画の概要	

工種	規模構造等	全体			うち災害関連緊急地すべり対策事業実施分												
					県申請(案)			農政局(案)			農村振興局(案)			決定			
		数量	事業費	国費	数量	事業費	国費	数量	事業費	国費	数量	事業費	国費	数量	事業費	国費
			千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円

関連事業	

Ⅳ－２　特殊地下壕対策事業

§１　特殊地下壕対策事業実施要綱

平成９年４月１日　９構改Ｄ第 264号
改正　平成10年８月３日　10構改Ｄ第 162号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 964号
〃　平成15年４月１日　14農振　第2639号
〃　平成19年３月30日　18農振　第1836号
〃　平成22年４月１日　21農振　第2320号
〃　平成24年４月６日　23農振　第2630号
〃　平成29年３月31日　28農振　第2063号
〃　令和２年３月30日　元農振　第3685号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3507号
〃　令和４年４月１日　３農振　第2932号

（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（目　　的）

第１　特殊地下壕対策事業（以下「本事業」という。）は、農地、農業用施設、海岸、地すべり防止施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第２条第６項及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第２項の災害復旧事業をいう。以下同じ。）に伴う場合又は特殊地下壕の陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合に特殊地下壕に対する埋め戻し、防災処理等を行うことにより、民生の安定を図り、公共の福祉を確保することを目的とする。

（事業の内容等）

第２　本事業は、農地等の復旧に伴う場合又は陥没、落盤若しくは壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、農地、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い場合に、特殊地下壕の埋め戻し、防災処理等を実施するものとする。

２　本事業は原則として３か年以内に完了するものとする。ただし、第４の（１）のイについては、原則として単年度で完了するものとする。

（事業主体）

第３　本事業の事業主体は、地方公共団体とする。

（採択要件）

第４　本事業は次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り実施するものとする。

(1)　次のいずれかに該当する特殊地下壕であること。

ア　農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条により指定された地域をいう。以下同じ。）内の農地等が被災しその復旧に伴い対策が必要と認められる特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施するものであること。

イ　農業振興地域内において陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、農地、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施するものであること。

(2)　旧軍、その他これに準ずるものが築造した特殊地下壕であること。

(3)　一箇所の事業費が200万円以上のものであること。

（事業の申請）

第５　都道府県知事は、本事業を実施しようとするとき又は市町村から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式第１）及び事業計画概要書（農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第７及び第８の１において同じ。）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

（事業の調査等）

第６　本事業の調査は、第４の（１）のアの場合に限り災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）はその結果をとりまとめ箇所別調書（別紙様式第２）を作成し、これを調査終了後、遅滞なく、農林水産大臣に提出するものとする。

２　第４の（１）のイの場合は、すべて協議を要するものとする。

（事業の採択）

第７　農林水産大臣は、第５及び第６の規定により提出された事業計画概要書及び箇所別調書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは地方農政局長を経由して都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

（事業の計画変更）

第８　都道府県知事は、第７の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき又は事業主体から次のいずれかに該当する変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

(1)　主要な工事計画の著しい変更

(2)　事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く。）

２　地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、１により提出のあった事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは農村振興局長にその旨を報告するものとする。

（増破等の取扱い）

第９　本事業に係る特殊地下壕の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中に新たに本事業の対象となる災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は、新たに生じた災害による本事業に併せて一の災害復旧事業として施行するものとする。

（補　　助）

第10　国は、本事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

（委　　任）

第11　この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

（そ の 他）

第12　第４の（１）のイに定める内容の事業の採択期限は、令和８年度までとする。

（附　則）

この通知は、令和４年４月１日から施行する。

別紙様式第１（要綱第５関係）

番　　号
年　　月　　日

農林水産大臣　殿

都道府県知事
氏　　名

特殊地下壕対策事業採択申請書

特殊地下壕対策事業実施要綱第５の規定により、　　年度新規地区として下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番　号		地区名	所在地	数量	事業費	備考
	地区	箇所					
合　計							

別表（要綱第 10 関係）

区　分	費　目	事業費目の内容
工事費	本工事費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	附帯工事費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であって、本工事費の内容に相当する部分の経費
	測量及び試験費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用地費及び補償費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）
	船舶及び機械器具費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輌（乗用車を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用。
	営繕費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舎等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料
	工事雑費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑費を除く。）の額を次に定める額に区分してそれぞれ当該区分に定める率を乗じて得た額以下のものであること。 1　50 百万円以下の金額　　1,000 分の 25 2　50 百万円を超え 100 百万円以下の金額　　1,000 分の 15 3　100 百万円を超える金額　　1,000 分の 10
事務雑費		工事の施行に伴い必要な事務を要する経費（工事雑費に類するものを除く。）

別紙様式第２（要綱第６関係）

特殊地下壕対策事業箇所別調書

都道府県　名		市町村名		災害名及び被災年月日		農地等の被害額	千円	調査官	氏　名
								立会官	氏　名

番　号		所　在　地			事業主体	被害額	申　請					調　査					備　考
地区	箇所	郡市	町村	字			種別	数量	金額	うち未成(転属)	差引額	種別	数量	金額	うち未成(転属)	差引額	
									千円	千円	千円			千円	千円	千円	

注　１．うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和 40 年 9 月 10 日付け 40 農地Ｄ第 1128 号農地局長通達）第６の規定に準ずる。）については、備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。

２．意見不一致となった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入し、意見不一致となった理由を明記する。

３．意見不一致となった箇所については箇所別調書の他に協議に必要な資料を提出するものとする。

４．調査の金額欄、うち未成(転属)欄、差引額欄に上段(　　)書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

§２　特殊地下壕対策事業実施要領

平成９年４月１日　９構改Ｄ第287号
改正　平成10年８月３日　10構改Ｄ第163号
（構造改善局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

１　特殊地下壕対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、特殊地下壕対策事業実施要綱（平成９年４月１日付け９構改Ｄ第264号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるところによるものとする。

２　要綱第４の（２）に示す「旧軍、その他これに準ずるもの」とは、旧陸軍及び海軍、軍需工場をいう。

３　要綱第６の調査にあたり、次のいずれかに該当する場合においてはその取り扱いは保留とする。

(1)　一箇所の事業費が１億円以上となった場合

(2)　本事業の採否、又は採択工法について他の関係省庁と協議を要する場合

４　要綱第５の事業採択申請書及び事業計画概要書は、要綱第４の（１）のアの場合に限り災害発生後60日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

５　要綱第５の「事業計画概要書」は別紙様式のとおりとする。

§３　特殊地下壕対策事業計画概要書記入要領

１．特殊地下壕の概要

管理者：現在の管理者又は特殊地下壕が存する土地の所有者を記入する。

利用者：現在利用している者がいる場合は記入する。

事故歴：過去に発生した崩壊、陥没のほか、人身事故、その他災害を記入する。

周辺状況　内部利用：倉庫、車庫、貯蔵庫等現在の利用形態を記入する。

入口周辺：入り口周辺の土地利用状況（農地、山林、住宅

地、道路等）を記入する。

上部利用：上部土地の利用状況及び上部に存する建築物を記入する。

縦横断図、平面図：内部の状況を簡略な図で表す。寸法を併記する。

２．農地、農業用施設、海岸、地すべり災害復旧の概要

関連する農地、農業用施設、海岸、地すべりの災害復旧事業について記入する。

被害額については、申請後、査定後においてはそれぞれ申請額、査定額を記入する。

３．公共建物等の被災

関連する公共建物等の被災状況を記入する。

被災状況については、特殊地下壕の災害と関連付けて記入する。

復旧計画については、公共建物等の災害復旧事業名等を記入する。

４．特殊地下壕の被災状況

被災前の兆候、被災時の状況、被災原因、被災後の状況について簡潔に記入する。

５．特殊地下壕の対策計画

対策工法、工種、数量、事業費内訳について記入する。

別紙様式（要領第５関係）

特殊地下壕対策事業計画概要書（要領第４の(1)のアの場合）　　(単位、面積：ha、金額：千円)

都道府県名		ふりがな 地区名		番号	地区	番号	災害名及び被災年月日		所在地		事業主体		採択年度	

特殊地下壕の概要	築造年		規模	幅（m）		（標準断面図）	（概略平面図）
	築造主体			高さ(m)			
	管理者			延長(m)			
	利用者		周辺状況	内部利用			
	事故歴			入口周辺			（概略縦断図）
				上部利用			

災害復旧の概要	農地・農業用施設	工種	数量	被害額	海岸・地すべり施設	工種	数量	被害額	公共建物等の被災	名称(数量)	被災状況
		水路				護岸工				○○小学校	
		田				擁壁工				民家　(○戸)	
											(参考)復旧計画
		計				計					

特殊地下壕の被災状況

特殊地下壕の対策計画

別紙様式（要領第５関係）

特殊地下壕対策事業計画概要書（要領第４の(1)のイの場合）

（単位、面積：ha、金額：千円）

都道府県名		ふりがな 地区名		申請年月日		所在地		事業主体		採択年度	

特殊地下壕の概要			規模			（標準断面図）	（概略平面図）
	築造年			幅（m）			
	築造主体			高さ（m）			
	管理者			延長（m）			
	利用者		周辺状況	内部利用			
	事故歴			入口周辺			（概略縦断図）
				上部利用			

農地建築物等の概要	農地・農業用施設	工種	数量	被害額	海岸・地すべり施設	工種	数量	被害額	公共建物等	名称(数量)	備考
		水路				護岸工				○○小学校	
		田				擁壁工				民家　（○戸）	
		計				計					

特殊地下壕の状況

特殊地下壕の対策計画

§４　特殊地下壕対策事業の事務手続き（要綱第４(1)アの場合）

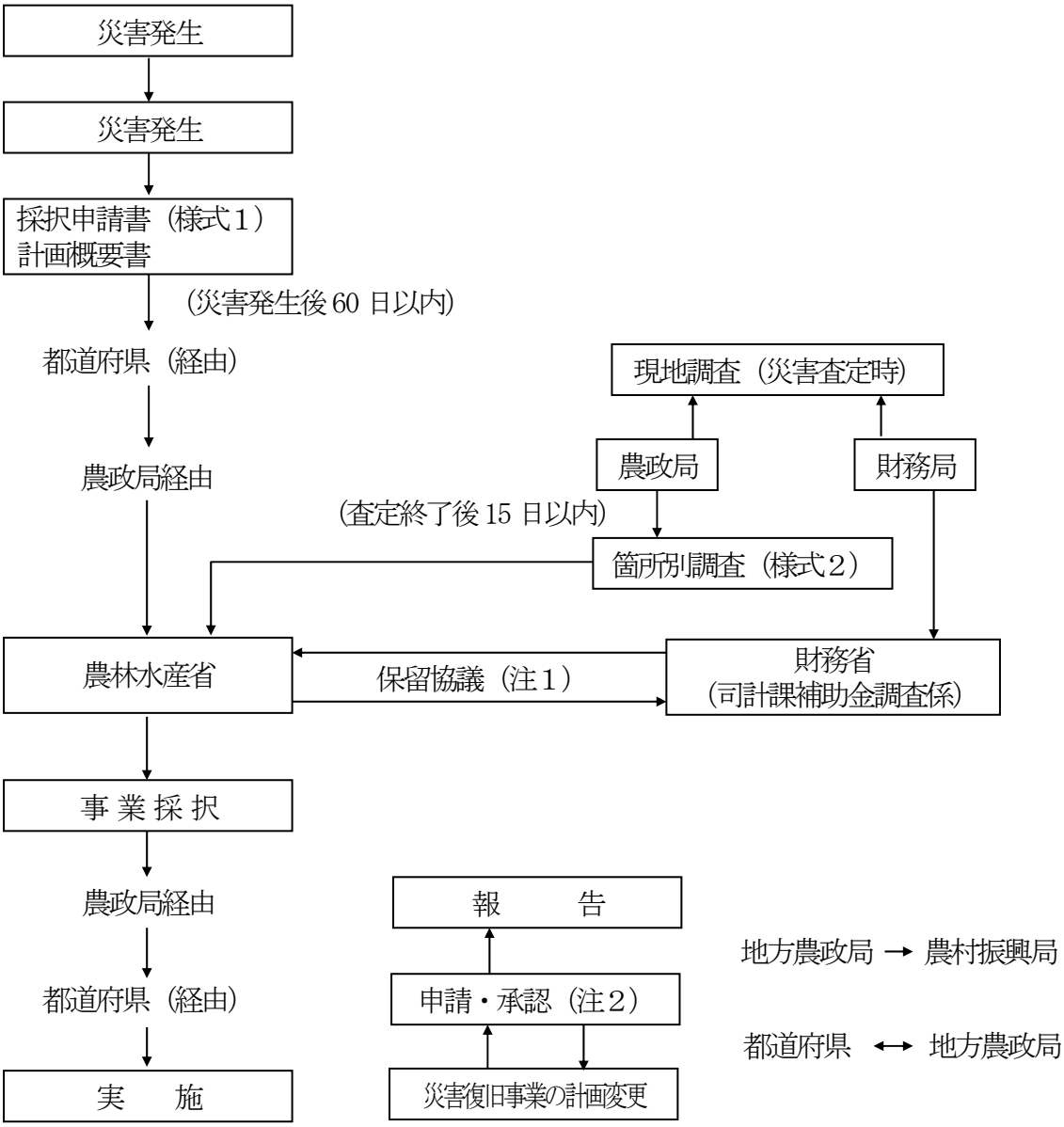

（注１）一箇所の事業費が１億円以上となった場合。
（注２）　(1)主要な工事計画の著しい変更
　　(2)事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く）

§５　特殊地下壕対策事業の事務手続き（要綱第４(1)イの場合）

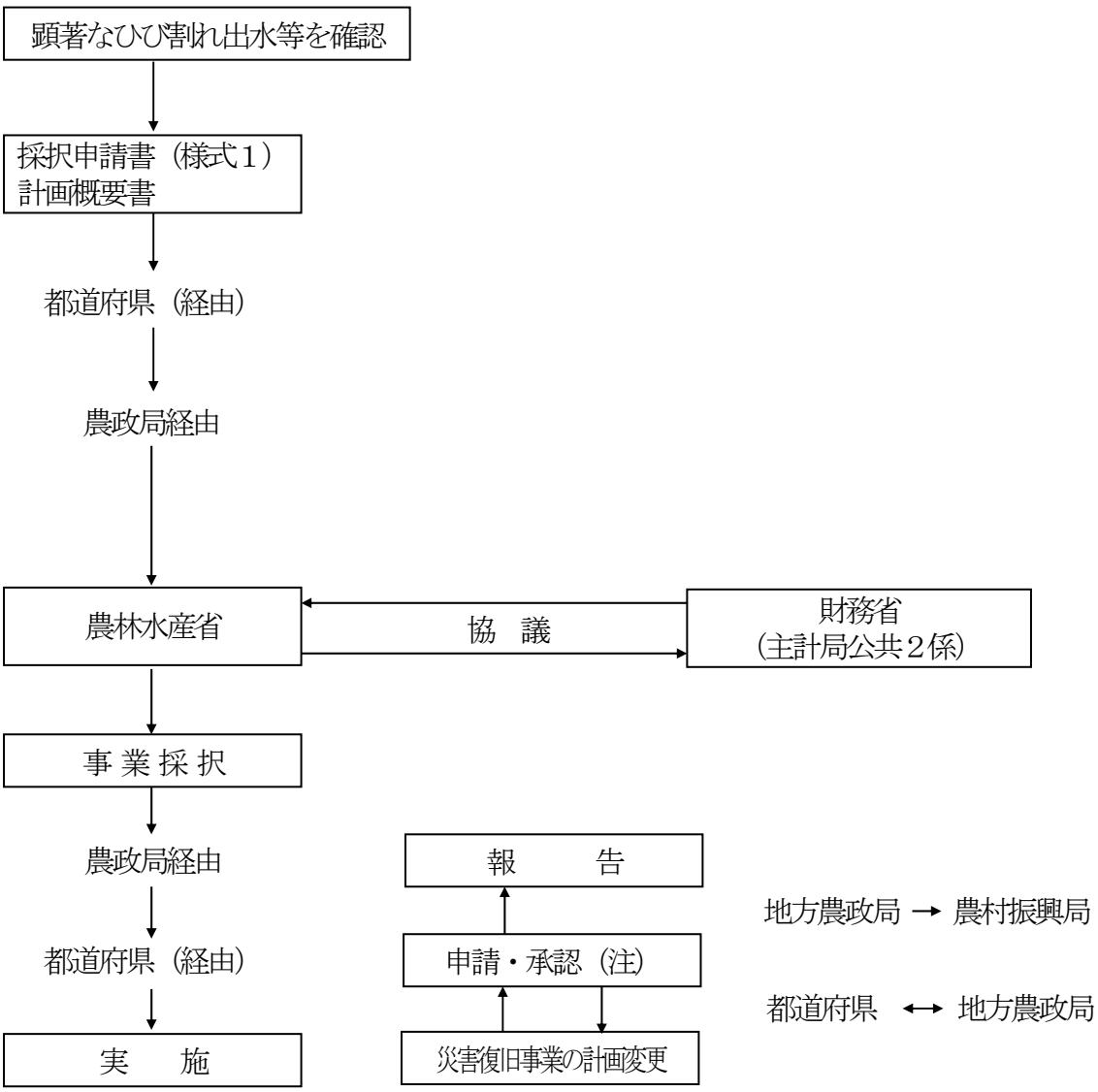

（注）　(1)主要な工事計画の著しい変更
(2)事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く）

Ⅳ－３　災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

§１　災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 実施要綱

平成12年３月24日　12構改Ｄ第 262号
改正　平成13年１月５日　12構改Ａ第 964号
〃　平成19年３月30日　18農振　第1833号
〃　平成20年４月１日　19農振　第2089号
〃　平成22年４月１日　21農振　第2477号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて）

第１　目　　的

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下「本事業」という）は、洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等（以下「流木等」という）が異常に堆積し、これを放置することにより、堤防・離岸堤・砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施することにより、災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

第２　事業の内容等

１　本事業は、当該年発生の大規模な流木等が、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれら流木等の処理を実施するものとする。

２　本事業は、原則として年度内に処理完了が見込まれるものについて実施するものとする。

第３　採択基準

本事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)　海岸保全区域内に漂着したもの。

(2)　堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から１キロメートル以内の区域に漂着したもの。

(3)　漂着量が1,000立方メートル以上のもの。

第４　事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者である都道府県及び市町村とする。

第５　事業の申請

都道府県知事は、第３の採択基準に該当し、緊急的に本事業を施行する必要がある場合、又は市町村から本事業を実施したい旨の申請があった場合は、別に定める「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要領」により、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業計画書」（以下「事業計画書」という）を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。ただし、農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」とする。）が所管する海岸にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」とする。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ）、水産庁が所管する海岸にあっては水産庁長官を経由するものとする。

第６　事業の採択

農林水産大臣は、第５の規定により提出される事業計画書等を審査の上、緊急的に施行を必要とする場合に限り事業採択とし、その旨を通知するものとする。ただし、農村振興局が所管する海岸にあっては地方農政局長を経由するものとする。

第７　国の補助

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、本事業に要する費用のうち、別表に掲げる工事費につき、別に定めるところにより補助するものとする。

第８　委　　任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、農村振興局が所管する海岸にあっては農村振興局長、水産庁が所管する海岸にあっては水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

別表（第７関係）

区　分	費　　目	事業費目の内容
工事費	本　工　事　費	流木等の処理に係る集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分に係る工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、廃棄物処理費、役務費、仮設損料、土地の借料等並びに農林水産省農村振興局長及び水産庁長官が別に定める応急対策に要する費用。 ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。
	測　量　及　び 試　　験　　費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	その他特に必要と認められる経費については計上できるものとする	
事務費		工事の施行に伴い必要な事務に要する費用（農林水産省農村振興局にあっては工事雑費に類するものを除く。）

§２　災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 実施要領

平成12年３月24日　12構改Ｄ第 261号
改正　平成13年１月５日　12構改Ａ第 961号
〃　平成19年３月30日　18農振　第1834号
〃　平成20年４月１日　19農振　第2090号
〃　平成21年９月１日　21農振　第1151号
〃　平成30年３月30日　30農振　第1949号
〃　令和２年３月30日　元農振　第3685号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3587号

（農村振興局長から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて）

第１　目　　的

この要領は、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることにより、本事業の適正な執行と円滑な運用を図ることを目的とする。

第２　事業の範囲

本事業の要綱第２第１項に規定する「これら流木等の処理」とは、洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等（以下「流木等」という）の集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分等に係る事業とする。

第３　事業の対象とする経費

本事業の対象とする経費については、要綱第７の別表に掲げるとおりとする。

ただし、流木等の処分について、有効活用について配慮するとともに、廃棄物として適正に処分するために必要な費用を計上することとする。

第４　採択基準の取扱いについて

１　本事業の対象となる流木等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000立方メートル以上であれば、補助対象とする。ただし、一の事業主体の補助対象となる事業費は、200万円以上とする。

２　１の「複数の海岸」とは、以下のとおりとする。

(1)　一又は複数の都道府県内における一の沿岸区分内の複数の海岸

(2)　一又は複数の都道府県内における連続する複数の沿岸区分内の複数の海岸

(3)　一又は複数の都道府県内における海峡等を挟んで対面する沿岸区分内又はそれと連続する沿岸区分内の複数の海岸

3　採択基準における漂着量は、一発生原因当たり（○月○日洪水、台風○号等）1,000立方メートル以上の場合を原則とする。

ただし、発生原因が連続して生じた場合はその累積とすることができる。

4　原則として、一般公共海岸区域の流木等の処理等は補助対象としない。

ただし、海岸保全区域に漂着した流木等と連続して漂着し、かつ、海岸保全施設から１キロメートル以内の流木等については、この限りではない。

第５　漂着流木等状況報告

本事業の申請を行おうとする都道府県は、速やかに別記様式－１により状況を報告するものとする。

第６　応急対策

1　本事業の採択前に、流木等により海岸保全施設の機能が阻害され、これを放置することにより、背後の人家、公共施設、農用地等に著しい被害を生ずる危険性が大きいと認められる場合は、漂着量が本事業の要綱第３（３）の採択基準を満たさない時点であっても、あらかじめ農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」とする。）と協議の上、応急対策が実施できるものとする。

2　応急対策を要する場合の協議は、第５の漂着流木等状況報告時に併せて行うこととする。また、本事業の採択前に応急対策を実施するものについては、写真等の資料により被災の状況、事業の実施状況、処理量等の整理が十分なされ確認できるもののみ補助対象とする。

第７　関係者間との調整

流木等が広範囲に漂着し、複数の海岸にわたる場合は、必要に応じて関係者で構成する協議会を設置するなど十分調整を行うものとする。

第８　事前協議

漂着流木等状況報告の後、速やかに（原則１週間以内)、下記資料を作成し農村振興局と協議を行うものとする。

(1)　災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業見込額報告書：別記様式－２

(2)　添付資料

①位置図（県等の管内図）

②概略平面図

③状況写真

④新聞記事の切り抜き

⑤その他参考となる資料

第９　事業の申請

事前協議後２週間以内に、申請様式－１により、下記資料を添付の上、申請するものとする。

(1)　災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業計画書：別記様式－３

(2)　添付資料

①事業費総括表　：別記様式－４

②工事費内訳書　：別記様式－５

③位置図（県等の管内図：処分場の位置、距離についても記入のこと）

④平面図（海岸保全施設からの距離等保全施設への影響が把握できる図面）

⑤断面図（海岸保全施設への影響が把握できる図面）

申請様式―１

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

○○県知事

年発生災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業採択申請書

○○海岸（等）について、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を実施したいので、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱第５の規定に基づき、事業計画書を添えて申請します。

別記様式－１

漂着流木等状況報告 年　月　日　時現在				
都道府県名				
海岸名				
所在地				
所管省庁				
全体分 漂着流木等全量	延長：　m、幅：　m、漂着量：約　m^3			
所管省庁分 漂着流木等全量	延長：　m、幅：　m、漂着量：約　m^3			
発生原因				
影響のある 海岸保全施設				
一般公共海岸区域の施行の有無				
応急対策	理由			
	実施内容			
受送信	月　日　時	送信者：	受信者：	
概略平面図				

注）１．発生原因ごとに報告すること。
２．発生原因については、「台風○号時の○○川上流の山腹崩壊」等可能な限り記入のこと。
３．応急対策の実施について協議を行う場合は、応急対策の必要な理由及び実施内容について記載するものとする。

別記様式－２

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業見込額報告書

年　　月　　日現在　　都道府県名：

事業主体名：

施行位置		海岸名	所　管 省　庁	発生年月日	発　生 原　因	漂着流木等の全量 (m3)	見込額（百万円）	
郡　市	町　村						事業費	国　費

注）発生原因については、「台風○号時の○○川上流の山腹崩壊」等詳細に記入のこと。

別記様式－３

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業計画書

年　　月　　日現在　　都道府県名：

事業主体名：

施行位置		海岸名	所管省庁	発 生 年月日	発生原因	漂着流木等の規模					海岸保全施設の概要	
郡市	町村					延長	幅	全量	事業費	国　費	種類等	延　長

注）　発生原因については、「台風○号時の○○川上流の山腹崩壊」等詳細に記入のこと。

別記様式－４

事　業　費　総　括　表

（単位：千円）

費　　目	金　　額	摘　　要
事　業　費		
工　事　費		
本　工　事　費		
測量及び試験費		
事　務　費		

別記様式－５

工　事　費　内　訳　書

第１表　本工事費内訳書

費　　目	工　　種	種　別	細　　別	単位	数　量	単　価	金　　額	摘　　要
本工事費								
	流木等処理工			式				
		除　去　工		式				
			集　積	m3				
			積　込	m3				
			運　搬	m3				
		処　分　費		式				
			焼　却	m3				
	仮　設　費			式				
	共通仮設費			式				
		運　搬　費		式				
		準　備　費		式				
		安　全　費		式				
	工　事　費							
		現場管理費		式				
	工事原価							
	工事価格	一般管理費		式				

第２表　測量及び試験費内訳書

費　　目	工　　種	種　別	細　　別	単位	数　量	単　価	金　　額	摘　　要
測量及び試験費								

別記様式－６

測量及び試験費内訳書

（金額単位：千円）

費　　目	工　　種	種　別	細　　別	単位	数　量	単　価	金　　額	摘　要
測量及び試験費								
	測量業務委託費			式				

（採択通知案）

番　　号
年　　月　　日

○○県知事　殿

農林水産大臣

年発生災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の採択について

年　月　日付け　　第　　号をもって申請のあった標記の事業については、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱第６の規定により、下記のとおり採択することとしたので通知する。

記

海　岸　名	事　業　費	国　　費	備　　考

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

［手続きフロー］

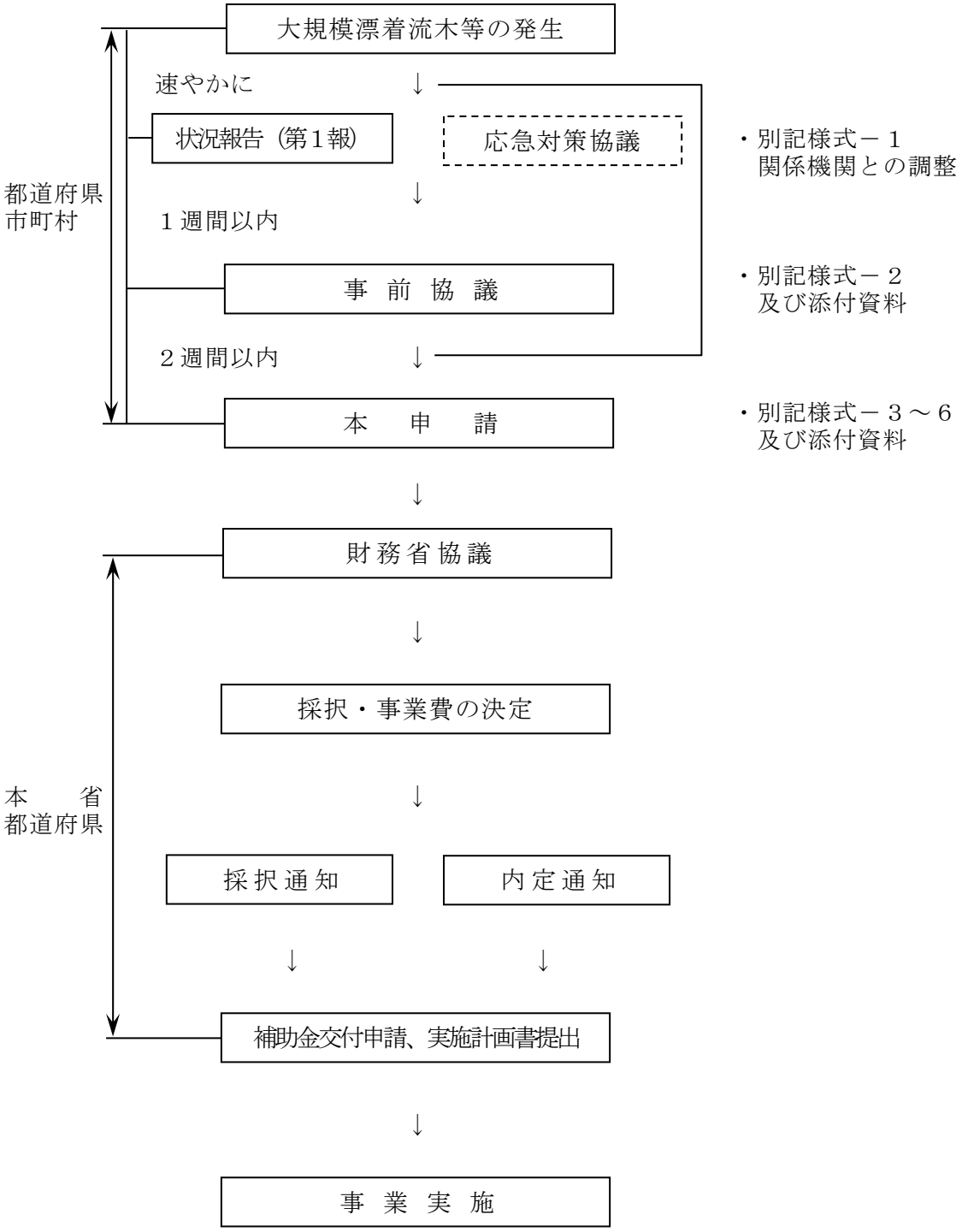

Ⅳ－４　災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査

§１　災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査要領

平成９年３月26日
改正　平成22年４月１日

（構造改善局防災課災害対策室長から各地方農政局防災課長、沖縄総合事務局土地改良課長、北海道農村整備課長あて）

災害復旧事業のしゅん工（成功）認定については昭和54年４月19日事務連絡で様式を定めて実施してきたところであるが、補助金等の執行に適正を期するため、補助金等に係る予算の適正化に関する法律（適化法）の細部運用として別紙により取り扱うこととしたので通知する。

なお、貴局下都府県に対しても、この旨周知徹底方取りはかられたい。

災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査要領

第１　趣　旨

農地農業用施設災害復旧事業並びに海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業しゅん工（成功）認定は、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号）並びに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年４月16日付け政令第107号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。なお、（　）内は負担法に係るものである。

第２　しゅん工（成功）認定に関する検査

しゅん工（成功）認定に関する検査は、暫定法第３条及び負担法第３条に規定する事業費の経理及び工事の出来高について、適化法第15条の規定に基づく調査及び補助金等の額を確定するため、工事施行箇所の実地検査並びに査定設計書、実施設計書、請負契約書、決算書、暫定法施行令第８条に規定する事業成績書等及び負担法施行令第11条に規定する成功表及び申請書に添付すべき書類等により行うものとし、直接事業は地方農政局長が、間接事業は都道府県知事が行うものとする。

なお、直接事業については、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、事業成績書（成功認

定申請書）を受理したときは、遅滞なくしゅん工（成功）認定の実施時期、検査官、検査対象地区を都道府県知事に通知するものとする。

第３　事業費の経理検査

(1)　工事費の経理検査

工事費の経理検査は、決算書、請負契約書、経理簿、工事台帳、備品台帳、材料受払簿、点検簿その他の証拠書類等により支出済みの額、支出の時期及び内容等について行うものとする。

(2)　事務雑費（事務費）の経理検査

事務雑費（事務費）の経理検査は、決算書、経理簿、備品台帳、消耗品台帳、旅行命令簿、人件費関係書類、その他の証拠書類等により支出済みの額、支出の時期及び内容等について行うものとする。

第４　工事の出来高検査

(1)　工事の出来高検査は、当該工事に係る検査設計書及び実施設計書の内容、施設の位置、法線、延長、断面、形状、強度等（以下.「施設の位置等」という。）並びに当該工事に使用した材料の形状、寸法、材質、数量等（以下「材料の形状等」という）について行うものとする。

(2)　工事の出来高検査は、原則として実地検査により行うものとする。ただし、次に掲げる工事以外の工事については、真に止むを得ない事情がありかつ写真その他の資料により確実に出来高が確認できる場合に限り、書類検査をもって実地検査に代えることができる。

①　実施設計の内容が検査設計の内容と著しく異なる工事
②　検査において工法等について条件を付された工事
③　事業計画変更及び設計変更の承認の際、工法等について条件を付された工事
④　会計検査院の検査または総務省若しくは農林水産省の監査の結果、出来高不足工事または施行不良工事として指摘され、手直しまたは補強工事の施行を命じられた工事
⑤　その他工事の施行に関して疑義を生じた工事

(3)　実地検査は、当該工事に係る施設の位置等及び当該工事に使用した材料の形状等について実測して行うものする。ただし、実測することが著しく困難な場合においては、写真その他の資料により検査を行うことができるものとする。

第５　しゅん工（成功）認定検査結果の整理

(1)　直接事業の場合

直接事業のしゅん工（成功）認定検査結果の整理は、別記様式－１のしゅん工（成功）認定票及び別記様式－２のしゅん工（成功）認定調書を作成して行うものとし、検査の結果について遅滞なく復命書を作成し、地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、検査の結果が補助金等の交付の決定の内容等に適合すると認めたときは、適化法15条の規定により都道府県知事へ通知するものとする。なお、検査において指摘事項等がある場合は、条件を付してしゅん工（成功）認定を行うものとする。

(2)　間接事業の場合

間接事業のしゅん工（成功）認定検査結果の整理は、都道府県知事が制定する補助金交付規定または、しゅん工（成功）認定要領等の規定により上記(１)に準じて行うものとする。

第６　その他

この取り扱いは、平成８年度に施工された災害復旧事業から適用するものとし、「しゅん工（海岸にあっては成功）認定業務実施要領について」（昭和54年４月19日災害査定官事務連絡）は廃止する。

別記様式－１

しゅん工認定票

○○部 ○○課	○○耕地事務所 （土地改良事務所）		
立　会	課　長	係　長	

平成　年災
地 区 名：
認定年月日　　平成　　年　　月　　日

補助金交付済額	認　定　額	超過交付額	概算還付措置済額	返 還 金 額	備　　考
円	円	円	円	円	

認定内容

検査官　農林水産技官　　氏　　名　　印
（内閣府技官）
検査官　農林水産事務官　　氏　　名　　印
（内閣府事務官）

別記様式－１

成功認定票

○○部 ○○課	○○耕地事務所 （土地改良事務所）		
立　会	課　長	係　長	

平成　年災
地 区 名：
認定年月日　　平成　　年　　月　　日

国庫負担金交付済額	認　定　額	超過交付額	概算還付措置済額	返 還 金 額	備　　考
円	円	円	円	円	

認定内容

検査官　農林水産技官　　氏　　名　　印
（内閣府技官）
検査官　農林水産事務官　　氏　　名　　印
（内閣府事務官）

別記様式－２

平成　　年度　　しゅん工（成功）認定調書　　都道府県名

災害名	年度	地区番号	工種	地区名	施行年度

事業主体	所在地	補助率
		%

査定関係		査定額	変更申請					備考
			第1回	第2回	第3回			
内訳	事業量							
	事業費							
	事業費決定承認年月日							

当該年度

収支関係		年度	予算	決算	調査による確認	備考
内訳	工事費					
		計				
	工事雑費					
		計				
	事務雑費					
		計				
	計					
		計				

関係書類等の整理状況	整理状況	備考
1　事業実務に関する書類（請負（委託）契約書等）		
2　会計に官得る書類（収入、支出命令書、伝票等）		
3　用地に関する書類（取得、登記等）		
4　工事監督又は作業日誌（打合せ簿、材料検査簿等を含む）		
5　出面を証する帳簿		
6　工事の施行を示す写真		
7　その他		

工事雑費及び事務雑費関係	年度	工事雑費	事務雑費
	計		

内訳		
内訳	備品台帳により使用状況 消耗品台帳により使用状況 その他（人件費） 契約及び支払い関係	

別記様式－１

しゅん工認定票（記載例）

○○部 ○○課	○○耕地事務所 （土地改良事務所）		
立　会	課　長	係　長	

平成　年災
地 区 名：
認定年月日　　平成　　年　　月　　日

補助金交付済額	認　定　額	超過交付額	概算還付措置済額	返 還 金 額	備　　考
円	円	円	円	円	

認定内容

農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第 19 の規定により、上票のとおり認定する。

検査官　農林水産技官　　氏　　名　　印
（内閣府技官）
検査官　農林水産事務官　　氏　　名　　印
（内閣府事務官）

別記様式－１

成功認定票（記載例）

○○部 ○○課	○○耕地事務所 （土地改良事務所）		
立　会	課　長	係　長	

平成　年災
地 区 名：
認定年月日　　平成　　年　　月　　日

国庫負担金交付済額	認　定　額	超過交付額	概算還付措置済額	返 還 金 額	備　　考
円	円	円	円	円	

認定内容

公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第 10 条の規定により、上票のとおり認定する。

検査官　農林水産技官　　氏　　名　　印
（内閣府技官）
検査官　農林水産事務官　　氏　　名　　印
（内閣府事務官）

Ⅳ－５　災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局）

§１　農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）

昭和53年３月３日　53構改Ｄ第 116号
改正　昭和53年７月５日　53文　　第 261号
〃　昭和59年９月14日　59構改Ｄ第 947号
〃　平成２年６月７日　２構改Ｄ第 245号
〃　平成５年４月１日　５構改Ｄ第 243号
〃　平成９年４月１日　９構改Ｄ第 291号
〃　平成10年４月17日　10構改Ｄ第 168号
〃　平成13年１月５日　12構改Ａ第 964号
〃　平成16年３月30日　15農振　第2620号
〃　平成28年12月22日　28農振　第1667号
〃　令和２年３月30日　元農振　第3685号
〃　令和３年４月１日　２農振　第3675号

（農林事務次官から各地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

第１　農林水産大臣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条の規定により指定された災害等で農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」とする。）が特に被害が激甚であると認める災害又は農村振興局長が特に適当と認める場合に該当する災害に係る復旧工事を促進するため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定法施行令」という。）第１条の４の規定に基づいて、農林水産大臣に提出する災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「概要書」という。）を都道府県、市町村、土地改良区等が作成するに要した経費及び海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第１項第３号若しくは第４号の規定により農林水産大臣が主務大臣とされた海岸又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第１項第３号イの規定により農林水産大臣が主務大臣とされた地すべり防止施設について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「負担法施行令」という。）第６条第１項の規定に基づいて農林水産大臣に提出する設計書（以下「設計書」という。）を地方公共団体が作成するに要した経費につき、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、そ

の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第２　第１の経費は、都道府県、市町村、土地改良区等（以下「事業主体」という。）が次の各号のいずれかに該当する事業に係る概要書又は設計書を作成するに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費及び請負費（契約書又は見積書をもって確認できる場合に限る。以下「委託費等」という。）とする。ただし、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合で調査、測量又は試験を必要としたものを除くものとする。

(1)　被害が激甚なことにより国の補助率が農地にあっては0.5、農業用施設にあっては0.65（沖縄県にあっては0.8）を超えることとなる農林水産施設災害復旧事業

(2)　事業主体ごとの農林水産施設災害復旧事業費（暫定法施行令第３条により決定された事業費をいう。以下「決定事業費」という。）の総額が農村振興局長が別に定める金額以上となる場合における当該事業主体が行う農林水産業施設災害復旧事業

(3)　被害が激甚なことにより国の負担率が0.667を超えることとなる公共土木施設災害復旧事業

(4)　事業主体ごとの工事費（負担法施行令第４条第１項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。）の総額が、農村振興局長が別に定める金額以上となる場合に当該事業主体が行う公共土木施設災害復旧事業

(5)　その他農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業

第３　補助は、事業主体が交付を受けることとなる補助金の合計額が事業主体ごとに農村振興局長が別に定める金額以上となる場合に行うものとする。

第４　第２の（１）から（４）までに該当する事業に係る補助対象経費は、１か所ごとの決定事業費又は決定工事費の額を次の各号に掲げる場合に分類し、その分類された決定事業費又は決定工事費の合計額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額を合計した額と補助対象となる委託費等の実支出額とのいずれか低い額とする。

(1)　１か所の決定事業費又は決定工事費が100万円以下の場合

ア　都道府県が概要書を作成する場合1,000分の140

イ　都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の95

ウ　市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の205

エ　市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の139

(2)　１か所の決定事業費又は決定工事費が100万円を超え500万円以下の場合

ア　都道府県が概要書を作成する場合1,000分の131

イ　都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の95

ウ　市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の192

エ　市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の139

(3)　１か所の決定事業費又は決定工事費が500万円を超え1,000万円以下の場合

ア　都道府県が概要書を作成する場合1,000分の119

イ　都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の95

ウ　市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の174

エ　市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の139

(4)　１か所の決定事業費又は決定工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合

ア　都道府県が概要書を作成する場合1,000分の103

イ　都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の69

ウ　市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の151

エ　市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の101

(5)　１か所の決定事業費又は決定工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合

ア　都道府県が概要書を作成する場合1,000分の79

イ　都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の59

ウ　市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の116

エ　市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の86

(6)　１か所の決定事業費又は決定工事費が10,000万円を超える場合

ア　都道府県が概要書を作成する場合1,000分の41

イ　都道府県（指定都市を含む。）が設計書を作成する場合1,000分の30

ウ　市町村、土地改良区等が概要書を作成する場合1,000分の60

エ　市（指定都市を除く。）町村が設計書を作成する場合1,000分の44

２　第２の（５）に該当する事業に係る補助対象経費は、補助対象となる委託費等の実支出額とする。

第５　補助率は、次のとおりとする。

(1)　都道府県が概要書又は設計書を作成する場合にあってはその補助対象経費の10分の５以内とする。

(2)　市町村、土地改良区等が概要書又は設計書を作成するに要した経費につき、都道府県がその補助対象経費の10分の５以上を補助する場合にあっては、当該補助に要する経費の10分の10（都道府県が補助対象経費の10分の５を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた額）とする。

第６　適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び規則第２条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第１号のとおりとし、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出する。

２　都道府県知事は、第１項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金

額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第７　第６に規定する申請書の提出期日は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等、が別に定める日までとする。

第８　適正化法第14条及び規則第６条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第１号のとおりとし、地方農政局長等に提出する。

２　第６第２項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって第６第２項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第６第２項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第２号により速やかに地方農政局長等、に報告するとともに、地方農政局長等、の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第９　都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第８の規定に準ずる条件並びに次に掲げる条件を付さなければならない。

(1)　適正化法、適正化法施行令、規則及び本要綱に従うべきこと。

２　都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

別記様式　第１号（第６、第８関係）

農地農業用施設（海岸及び地すべり防止施設）災害復旧
事業査定設計委託費等補助金交付申請書（又は実績報告書）

番　　号
年　月　日

○○農政局長（北海道にあっては農林水産大臣／沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　　氏　　名

　　年度において下記のとおり事業を実施したい（した）から、農地・農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱により補助金　　円の交付を申請する。（報告する。）
（なお、併せて精算額　　円を請求する。）

記

（注）
添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式　第１号（第６、第８関係）

１　事業の内容及び経費の配分　暫定法関係（又は負担法関係）
（又は事業成績量）

都道府県名

（単位：円）

事業主体名	工　種	箇所数	決定事業費又は決定工事費A	A×率	委託費等実支出額	補助対象経費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源			摘　要
								都道府県負担	市町村負担	その他	
計											

（注）１　工種欄は農地及び農業用施設に区分すること。（負担法関係にあっては海岸及び地すべり防止施設に区分すること。）

２　摘要欄には、補助金交付要綱第２第２号及び第４号に定める決定事業費又は決定工事費の額を記入するとともに事業主体ごと、工種ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減じた場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

２　収支予算書、暫定法関係（又は負担法関係）　（省略）

添　付

委　託　費　等　実　績　調　書

事業主体名＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：千円）

決定事業費の階層別分類	農地				農業用施設				補助対象経費（D＋H）	備　考
	決定事業費 A	A×率 B	委託費等の実支出額 C	補助対象額（B又はCのいずれか低い額）D	決定事業費 E	E×率 F	委託費等の実支出額 G	補助対象額（F又はGのいずれか低い額）H		
100万円以下										
100万円を超え500万円以下										
500万円を超え1,000万円以下										
1,000万円を超え3,000万円以下										
3,000万円を超え10,000万円以下										
10,000万円を超えるもの										
合　　計										

添　付

委託費等実績調書

（事業主体名）＿＿＿＿＿＿

（単位：千円）

決定事業費の階層別分類	海岸				備考
	決定工事費 A	A×率 B	委託費等の実支出額 C	補助対象額（B又はCのいずれか低い額） D	
100万円以下					
100万円を超え500万円以下					
500万円を超え1,000万円以下					
1,000万円を超え3,000万円以下					
3,000万円を超え10,000万円以下					
10,000万円を超えるもの					
合　　計					

添　付

設　計　委　託　費　及　び　工　事　費　内　訳

（単位：千円）

委託契約年月日	委託費等（実支出額）A	控除額 B	差し引き実支出額（A-B）C	C の内訳 農地	C の内訳 農業用施設	地区，箇所番号	申請事業費又は（申請工事費）	決定事業費又は（決定工事費）	左の分類 100万円以下	100万円を超え500万円以下	500万円を超え1,000万円以下	1,000万円を超え3,000万円以下	3,000万円を超え10,000万円以下	10,000万円を超えるもの	災害年月日	備考
				計												
					計											
計						箇所										
						箇所										
合計						箇所										
						箇所										
				計		箇所										

注　①　この様式は、1 契約ごとに区分して記載すること。
②　農地及び農業用施設等を一括して契約している場合は、その振分けの算出式等を備考欄に記載すること。
③　控除額は、災害復旧事業が補助対象とならないものを申請事業費等合理的方法により按分した額とする。
④　備考欄には、失格、欠格、対象外等必要事項を記入すること。
⑤　委託費等の支出が確認できる書類を添付する。ただし、事業主体が多数にわたる場合は都道府県知事の確認証明をもって代えることができる。

別記様式第２号（第８関係）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番　　号

年　　月　　日

○○農政局長（北海道にあっては農林水産大臣／沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事　氏　　名

年　月　日付け　第　　号により交付決定通知があった○○○○事業費補助金について、農地・農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）第８の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．適正化法第15条の補助金の額の確定額　　金　　円
（　　年　　月　　日付け第　　号による額の確定通知額）

２．補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　　金　　円

３．消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額　　金　　円

４．補助金返還相当額（３―２）　　金　　円

（注）市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

§２　災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）の手続き

査定設計委託費に対する国庫補助は、昭和47年、当時としては大災害の梅雨前線豪雨が発生し臨時特例措置として助成措置が講じられたのが始めで、その後においても毎年の度重なる激甚な災害の発生により事業主体の負担が増大したため、制度の恒久化が課題となり、昭和51年発生災害を機に『本補助金交付要綱」（昭和53年３月３日付け）が制定されたものである。

なお、『本補助金交付要綱』において「農村振興局長が特に被害が激甚であると認める災害」、「農村振興局長が特に適当と認める場合の基準」及び「農村振興局長が定める金額」等については、毎年財務当局と協議調整を行ったのち農村振興局長通知で決定されている。

補助金額の確定までの実施手順は次のとおりで、その決定事項に基づき実績をもって予算要求され認められるものである。

災害査定設計委託費の概要（実施手順）

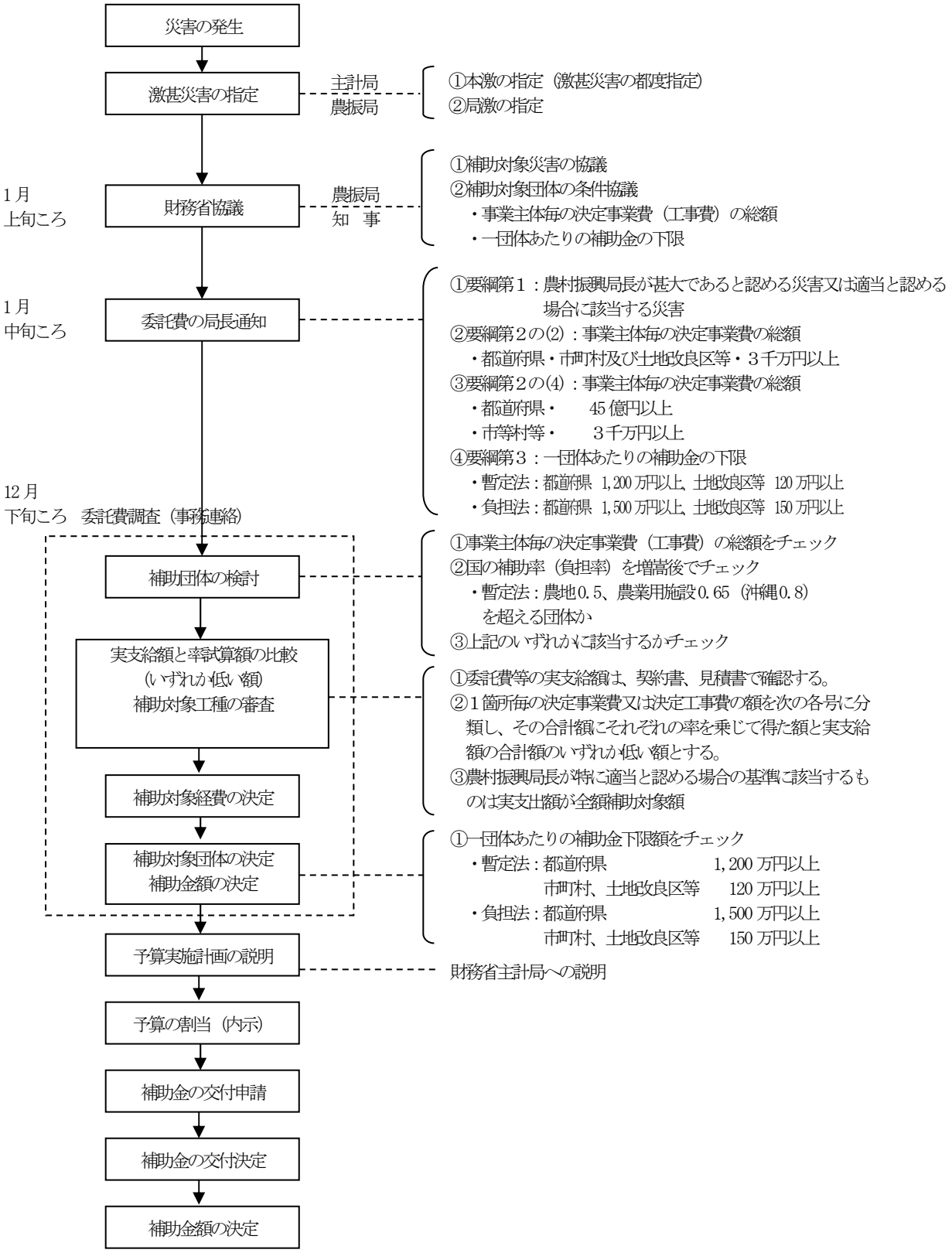

災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局）の手続きフロー

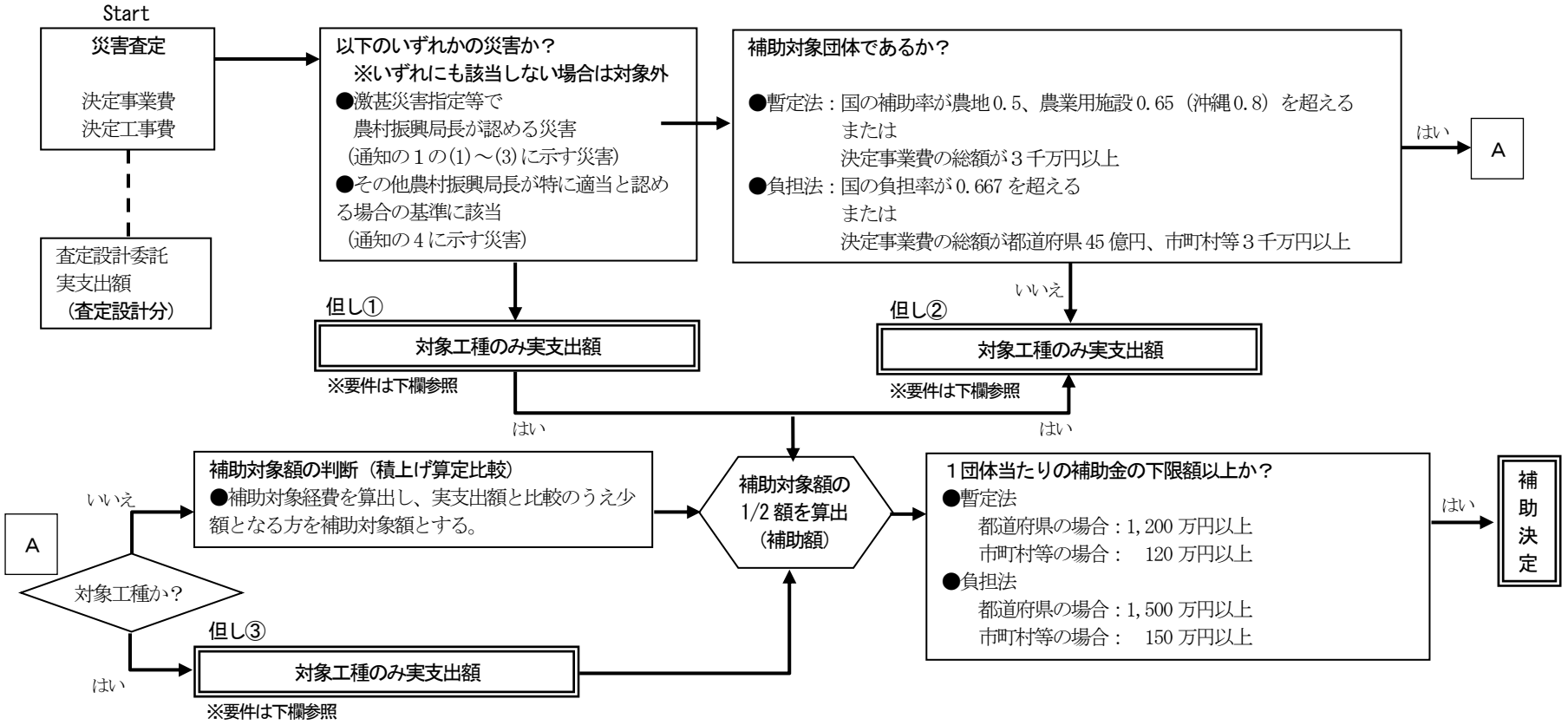

注）↓記号（　）内のア～ウは、負担法に係る分

※対象工種	決定工事費の	条件	実支出額が	暫定法	負担法
：ア．ため池・頭首工の全面改修工事	５％以上	かつ	２百万円以上	対象	対象工種外
：イ（ア）．地すべり対策工事、	７％以上	かつ	５百万円以上	対象	対象
：ウ（イ）．橋梁工事	７％以上	かつ	５百万円以上	対象	対象
：エ（ウ）．特殊な工事に係るもの	７％以上	かつ	５百万円以上	対象	対象

※エ（ウ）．特殊な工事とは、補強土壁工法（ワイヤーウォール工法）・補強アンカー工法（ＶＳＬ工法）・推進工法・ＰＩＰ工法・ニューマチックケーソン工法及びこれに類する工法実施工事

（参考）令和３年災の例

（農村振興局長から各農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

令和４年１月31日　３農振第2250号

令和３年発生災害に係る農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等の補助金について

このことについて、下記のとおり定めたので、事業を適切に実施されたい。

なお、貴局管内の各県知事に対しては、貴職からこの旨通知されたい。

記

１　農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（昭和53年３月３日付け53構改Ｄ第116号農林事務次官依命通達。以下「要綱」という。）第１に規定する農村振興局長が特に被害が激甚であると認める災害は、次のとおりとする。

(1)　令和３年５月11日から７月14日までの間の豪雨による災害
（令和３年９月３日に激甚災害として指定）

(2)　令和３年８月７日から８月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
（令和３年10月１日に激甚災害として指定）

(3)　令和３年における特定地域に係る激甚災害（局激）の指定を受けた災害のうち農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業を実施した災害
（令和４年３月指定予定）

２　要綱第２の（２）の農村振興局長が定める金額は、3,000万円以上とする。

３　要綱第２の（４）の農村振興局長が定める金額は、都道府県にあっては45億円以上、市町村にあっては3,000万円以上とする。

４　要綱第２の（５）の農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業は、別紙１のとおりとする。

５　要綱第３の農村振興局長が定める金額は、次のとおりとする。

(1)	農林水産施設災害復旧事業	都道府県	1,200万円以上
		市町村・土地改良区等	120万円以上
(2)	公共土木施設災害復旧事業	都道府県	1,500万円以上
		市町村・土地改良区等	150万円以上

【別紙１】

○　要綱第２の（５）の農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業は、次のとおりとする。

１　農林水産業施設災害復旧事業

（１）該当箇所

①　ため池及び頭首工を全面改修する箇所（の工事）

②　地すべり対策工法を実施する箇所（の工事）

③　橋梁に係る箇所（の工事）

④　特殊な工法を実施する箇所（の工事）

（注）特殊な工法とは、補強土壁工法（ワイヤーウォール工法)、補強アンカー工法（VSL工法)、推進工法、PIP工法、ニューマチックケーソン工法及びこれに類似する工法

（２）要　件

①(１)の①については、１箇所の委託費等の実支出額が200万円以上、かつ決定事業費の５％以上

②(１)の②、③及び④、については、１箇所の委託費等の実支出額が500万円以上、かつ決定事業費の７％以上

２　公共土木施設災害復旧事業

（１）該当箇所

①　地すべり対策工法を実施する箇所（の工事）

②　橋梁に係る箇所（の工事）

③　特殊な工法を実施する箇所（の工事）

（注）特殊な工法とは、補強土壁工法（ワイヤーウォール工法)、補強アンカー工法（VSL工法)、推進工法、PIP工法、ニューマチックケーソン工法及びこれに類似する工法

（２）　要　件

①　１箇所の委託費等の実支出額が500万円以上、かつ決定工事費の７％以上

Ⅴ　直 轄 災 害 関 係

Ⅴ　直轄災害関係

§１　直轄災害復旧事業の概要

１　概　　要

直轄災害復旧事業には①農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業（以下「直轄・代行災害復旧事業」という。）②直轄海岸保全施設災害復旧事業③直轄地すべり防止施設災害復旧事業の３事業があります。

これら事業の根拠法は①については土地改良法（昭和24年法律第195号以下「法」という。）第87条の５、②については海岸法（昭和31年法律第101号）第６条、③については地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第10条がそれぞれ対応します。

これら事業の費用負担は①については法施行令第52条、②及び③については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号以下「負担法」という）第５条に基づいて行います。

これら事業の実施については、①については、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱（以下「直轄・代行要綱」という）、②及び③については農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（以下「海岸・地すべり要綱」という）に基づき行うこととします。

現に施行中の直轄地区又は管理委託地区（①のみ）が①については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号以下「暫定法」という）第２条第５項、②及び③については負担法第２条第１項にそれぞれ規定する災害を受けた場合は、上記の事業根拠法、費用負担方法及び要綱に基づき国が自ら災害復旧事業を実施します。

２　復旧進度

直轄災害復旧事業は、迅速な復旧が図られるよう財政の許す範囲内において当該災害発生年度を含む２か年で完了するよう予算措置されることになっています。この初年度における復旧進度は原則として工事諸費を含め概ね50％までとしていますが、災害発生の時期、地区数及びその復旧事業費の額等によっては、その予算割当を当初成立予算の範囲内で行うこともあるため、必ずしも原則の復旧進度とならない場合もあります。

３　直轄災害と補助災害の相違点

直轄災害復旧事業と地方公共団体等が事業主体となって実施する補助災害復旧事業の主な相違点を挙げれば次表のとおりです。

事　　項	直轄・代行災害	直轄海岸・地すべり災害	暫定法災害	負担法災害
１．根 拠 法 令	土地改良法	海岸法 地すべり等防止法 負担法	暫定法（激甚法）	負担法（激甚法）
２．採択下限値	(1)　実施中の地区 １地区の復旧事業費500万円以上（１箇所75万円以上の合計額）であって、かつ当該地区における基本事業の当該年度残事業費の100分の１を超えるもの。 (2)　完 了（管 理 委 託）地区 １地区の復旧事業費が2,000万円を超えるもの。 (3)　その他の直轄 １箇所の復旧事業費が75万円を超えるもの。	左の(1)及び(3)に同じ	１箇所の工事の費用が40万円以上のもの。	(1)　都道府県及び指定市が行うもの：１箇所の工事の費用が120万円以上のもの (2)　市町村が行うもの：１箇所の工事の費用が60万円以上のもの。
３．事業費の決定	農林水産省農村振興局調査官の現地調査に基づき財務省との協議により決定。	同　　左	農林水産省の調査官と財務省の立会官による現地査定により決定。	同　　左
４．復 旧 進 度	２ヶ年復旧 （初年度概ね50％、第２年度完了）	同　　左	３ヶ年復旧（初年度概ね30％、第２年度迄	同　　左

事　　項	直轄・代行災害	直轄海岸・地すべり災害	暫定法災害	負担法災害
５．災害関連事業	制度なし (基本事業で行う)	海岸保全施設については、再度災害防止に十分な効果が期待出できない場合は実施可能。また、緊急に必要な地すべり防止工事も実施可能。	再度災害を防止するため被災施設又はこれに含めた一連施設のかいちく又は補強等を行う。	同　　左
６．査 定 単 価	基本事業と同一扱い。	同　　左	予め査定単価、歩掛について農林水産大臣の同意を得る。 (要綱第７)	同　　左
７．負　担　率	次に掲げる土地改良法施行令の規定に基づき算定する。 (都府県（沖縄県を除く)) １．第52条第１項第３号 (北海道の特例) ２．第52条第４項 (奄美群島の特例) ３．第52条第５項 (離島の特例) ４．第52条第６項 (沖縄県の特例) ５．沖縄振興特別措置法施行令第32条第６項及び第７項	負担法第５条の規定に基づき算定	(1)　基本率（８万円/戸まで) 農地：50% 施設：65% (2)　１次高率（８万円～15万円/戸まで) 農地：80% 施設：90% (3)　２次高率 (15万以上/戸) 農地：90% 施設：100%	(1)　標準税収の1/2まで 2/3 (2)　標準税収の1/2～２倍まで 3/4 (3)　標準税収の２倍～ 4/4

事　　項	直轄・代行災害	直轄海岸・地すべり災害	暫定法災害	負担法災害
８．補助率、負担率の増　　嵩	激甚災害、連年災害のかさ上げなし。	負担法第４条等の規定に基づきかさ上げ。	激甚災害、連年災害激甚法又は暫定法に基づき補助かさ上げ。	激甚災害、連年災害激甚法又は負担法に基づき補助かさ上げ。
９．再災害の取扱い	新たな増破及び手戻分のみを新災害とし、未着手、未施行工事は規定事業として処理する。	同　　左	未施行、未着手の工事は新たに生じた災害復旧事業に併せて一の復旧事業として処理する。	同　　左

４　採択要件

（１）　異常な天然現象

採択要件は暫定法第２条第５項及び負担法第２条第１項に規定する災害（暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じたもの）を受けたものとします。なお、災害の適用除外については、関係法令（暫定法、負担法）等を準用します。主なものとしては以下のとおりです。

ア．河川の出水による災害にあっては、被災当時における被災施設の所在箇所の水位が警戒水位〔警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の５割程度の水位〕未満の場合に生じた災害。ただし、河床の低下等河状の変動により警戒水位が不適当な場合又は融雪出水のように比較的長期にわたる場合は、この限りではありません。

イ．降雨による災害にあっては、被災の当時における最大24時間雨量が80㎜未満であった場合に生じた災害。ただし、最大24時間雨量が80㎜未満であっても次の（ア）から（ウ）までの一に該当する場合は、この限りではありません。

（ア）連続雨量又は時間雨量（概ね20㎜/ｈ以上）が大であった場合

（イ）上流地域の異常降雨による河川等の洪水又は増水によって発生した場合

（ウ）火山噴火の噴出物のたい積により上流地域の状況が著しく変化した場合

ウ．暴風による災害にあっては、最大風速（10分間平均）が15m/sec 未満であった場合に生じた災害。

エ．暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む。）又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大であると認められないもの。

（２）　災害復旧事業の範囲

ア．土地改良事業に係る災害

実施中の地区又は完了地区が暫定法第２条第５項に規定する災害を受けた場合は法第87条の５の規定に基づき国が応急工事計画（災害復旧事業計画書）を定めて急速に法第２条第２項第５号に掲げる農用地又は土地改良施設の災害復旧事業を施行することができます。

この災害復旧事業の施行については、法第87条の５第２項の規定に

より行政不服審査法による不服申立てをすることはできません。

（ア）事業実施中の場合

ａ．直轄事業

現に国が法第85条〈３条資格者15人以上の申請事業〉、第85条の２〈市町村の申請事業〉、第85条の３〈土地改良区が申請する施設更新事業〉、及び第87条の２〈非申請事業〉の規定に基づいて実施している土地改良事業地区については、１地区の復旧事業費（当該地区内における１箇所の復旧事業費75万円以上のものの合算額をいう。）が500万円以上であり、かつ、当該地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の１を超えるものに限ります。

ｂ．管理事業

現に国が法第85条の規定に基づいて実施している国営造成施設管理事業地区については、１地区の復旧事業費（当該地区における１箇所の復旧事業費75万円以上のものの合算額をいう。）が500万円以上の場合。

（イ）事業完了後の場合

ａ．事業完了かつ管理未委託

基本事業完了〔「土地改良財産の管理および処分に関する基本通達について」（昭和60年４月１日60構改Ｂ第499号）の第３の３―土―５―３の規定によって、国営土地改良事業の工事が完了したときとは、当該事業に係る土地改良事業計画に定められたすべての施設が竣功したときとします。施設機能監視制度実施要綱（平成５年10月20日付け５構改Ｄ第720号農林水産事務次官依命通知）に基づく施設機能監視制度を適用する地区にあっては、同要綱第３の１に定める指定工程以外のすべての工事が完了したものとして地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）の認定があったときとします。以下同じ。〕したもので、当該土地改良財産を未だ法第94条の６（国有土地物件の管理及び処分）の規定に基づき土地改良区等に管理委託を了していない地区については、１箇所の復旧事業費が75万円を超える場合。

ｂ．事業完了かつ管理委託

基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を第94条の６の規定に基づき土地改良区等に管理委託を了した地区については、次のいずれかに該当する場合

１．工事規模が著しく大（2,000万円を超える）であるとき

２．工事が高度な技術を要するとき

３．激甚な災害を被り当該被災施設の復旧が公益上国の直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき

イ．海岸保全施設整備事業に係る災害

海岸法第６条第１項の規定に基づいて国が実施している地区の海岸保全施設が負担法第２条第１項に規定する災害を受けた場合は、海岸法第６条第１項の規定によって、農林水産大臣の直轄工事として災害復旧事業を施行することができます。

（ア）事業実施中の場合

現に国が実施している海岸保全施設整備事業地区については、１地区の復旧事業費（当該地区内における１箇所の復旧事業費75万円以上のものの合算額をいう。）が500万円以上であり、かつ、当該地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の１を超えるものに限ります。

（イ）事業完了かつ管理未委託の場合

基本事業が完了（解釈は土地改良事業に準じる。）したもので、「直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について」（昭和42年５月９日付け、42農地Ｄ第519号）の規定に基づく当該海岸保全施設の引渡しを未だ関係海岸管理者に対し了していない地区については、１箇所の復旧事業費が75万円以上の場合。

ウ．地すべり防止施設に係る災害

地すべり等防止法第10条に基づき国が実施している地区の地すべり防止施設又は都道府県知事が管理している地すべり防止施設で、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）が、直轄地すべり防止施設と密接な関連を有するものとして直轄災害復旧事業を施行することを当該都道府県知事と合意したものが負担法第２条第１項に規定する災害を受けた場合は、地すべり等防止法第10条に基づく地すべり防止工事

として国は災害復旧工事を行うことができます。

（３）災害復旧事業の適用除外

次に掲げるもの等については、直轄災害復旧事業として採択しません。（暫定法要綱第２、負担法要綱第２参照）

ア．維持工事とみるべきもの

（ア）直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみの工事

（イ）隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂の修繕のみの工事

（ウ）小量の捨石の補充のみの工事

（エ）堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下（基礎工が露出していない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障がない程度の低下をいう。）に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事

（オ）堤体に被害のない場合（原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がない場合をいう。）の漏水止めのみの工事

（カ）地すべり防止施設の安定に影響しない程度の盛土の流出の補充のみの工事

（キ）その他前各号に掲げるものに類する工事

イ．明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められるもの

しゅん功検査（中間検査を含む。）等の結果、工事の出来高が不足しているもの又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものと指摘され、これらについて事業所長又は地方農政局長が手直しあるいは補強工事を命じた箇所で、当該工事が未完了であることに起因して生じた災害

ウ．甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められるもの

水門、樋門等河川又は海岸に設けられた施設の操作、その他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害

5　直轄及び代行災害復旧事業手続きの流れ

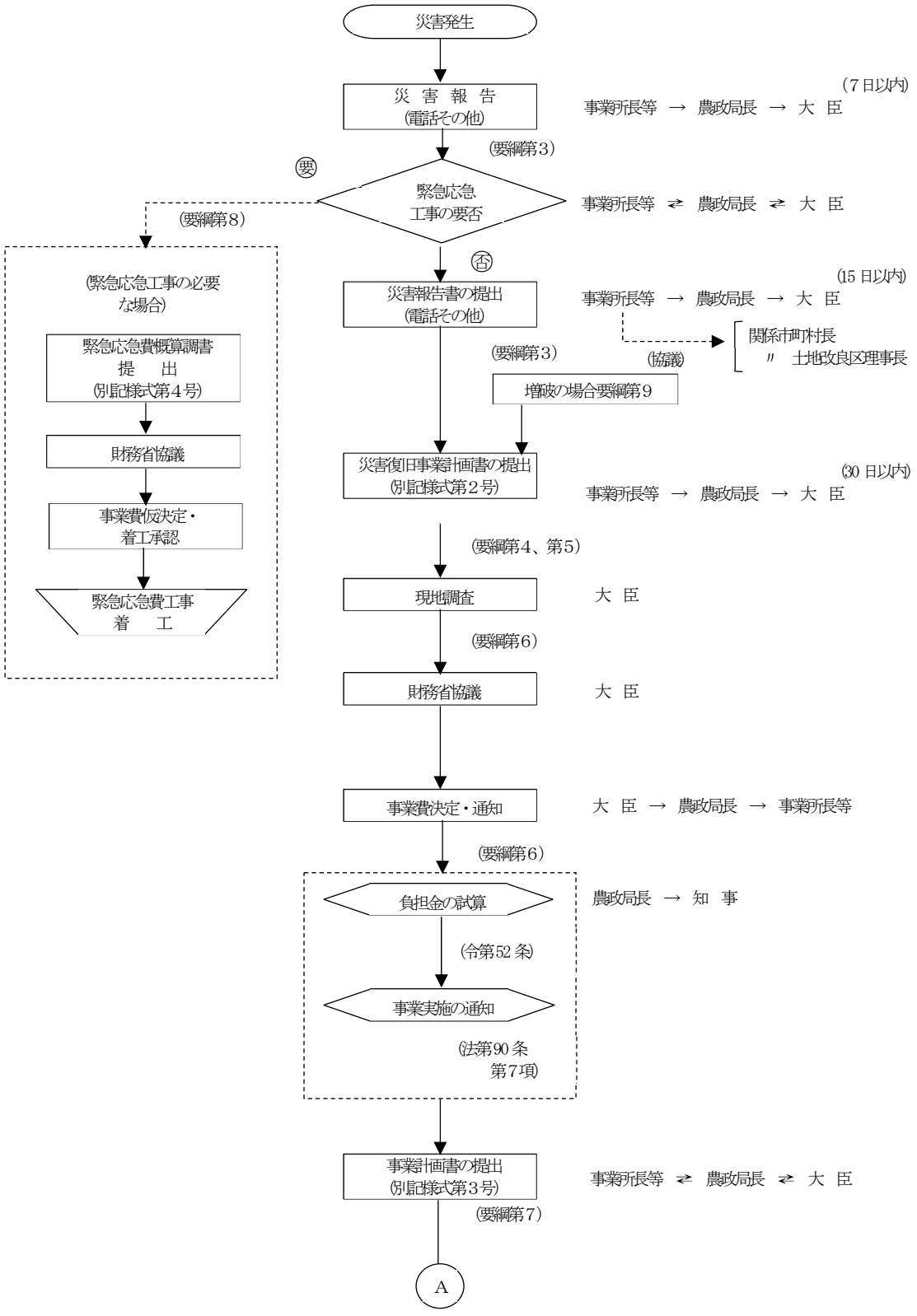

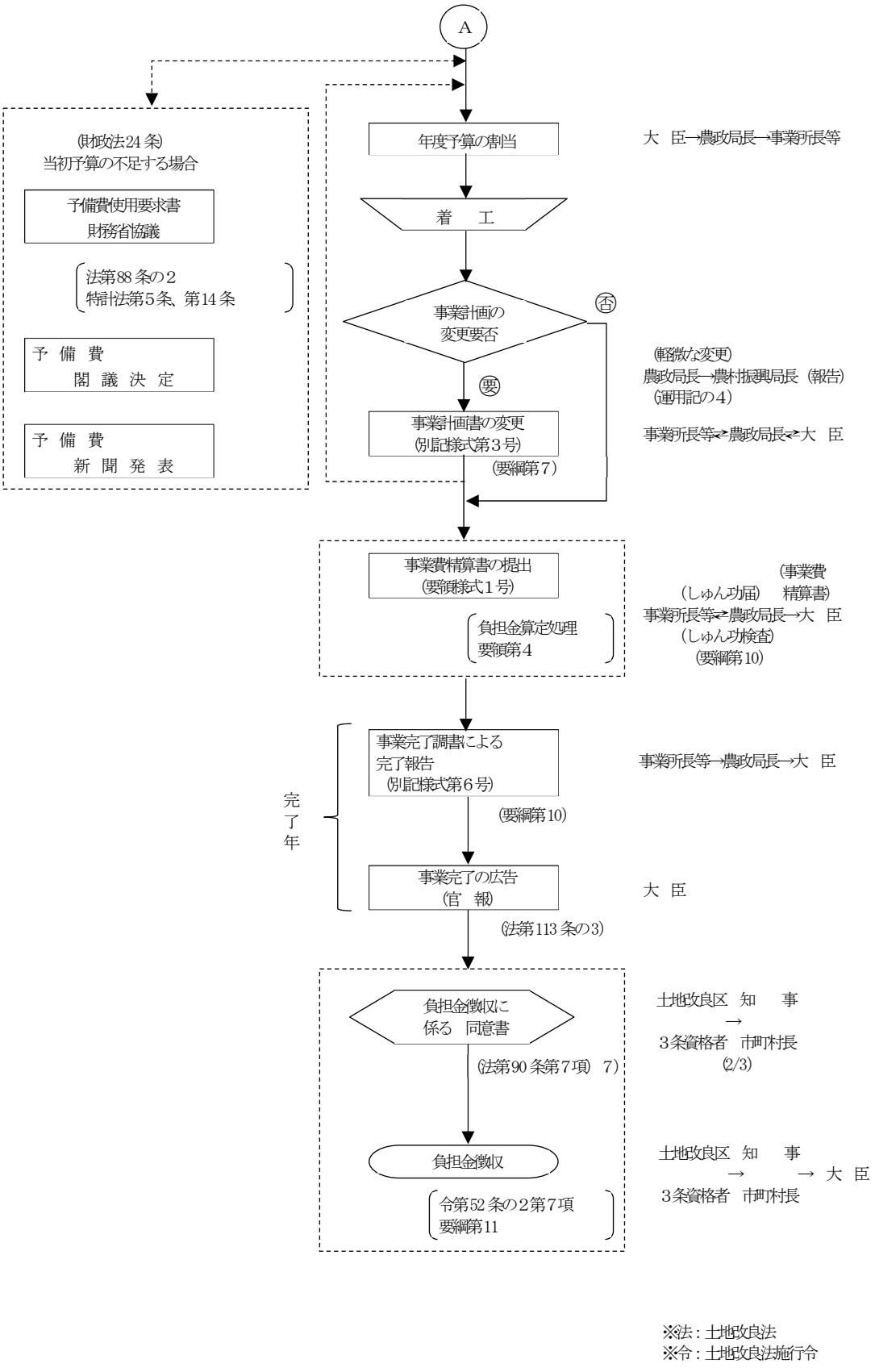

※法：土地改良法
※令：土地改良法施行令

6　農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業手続の流れ

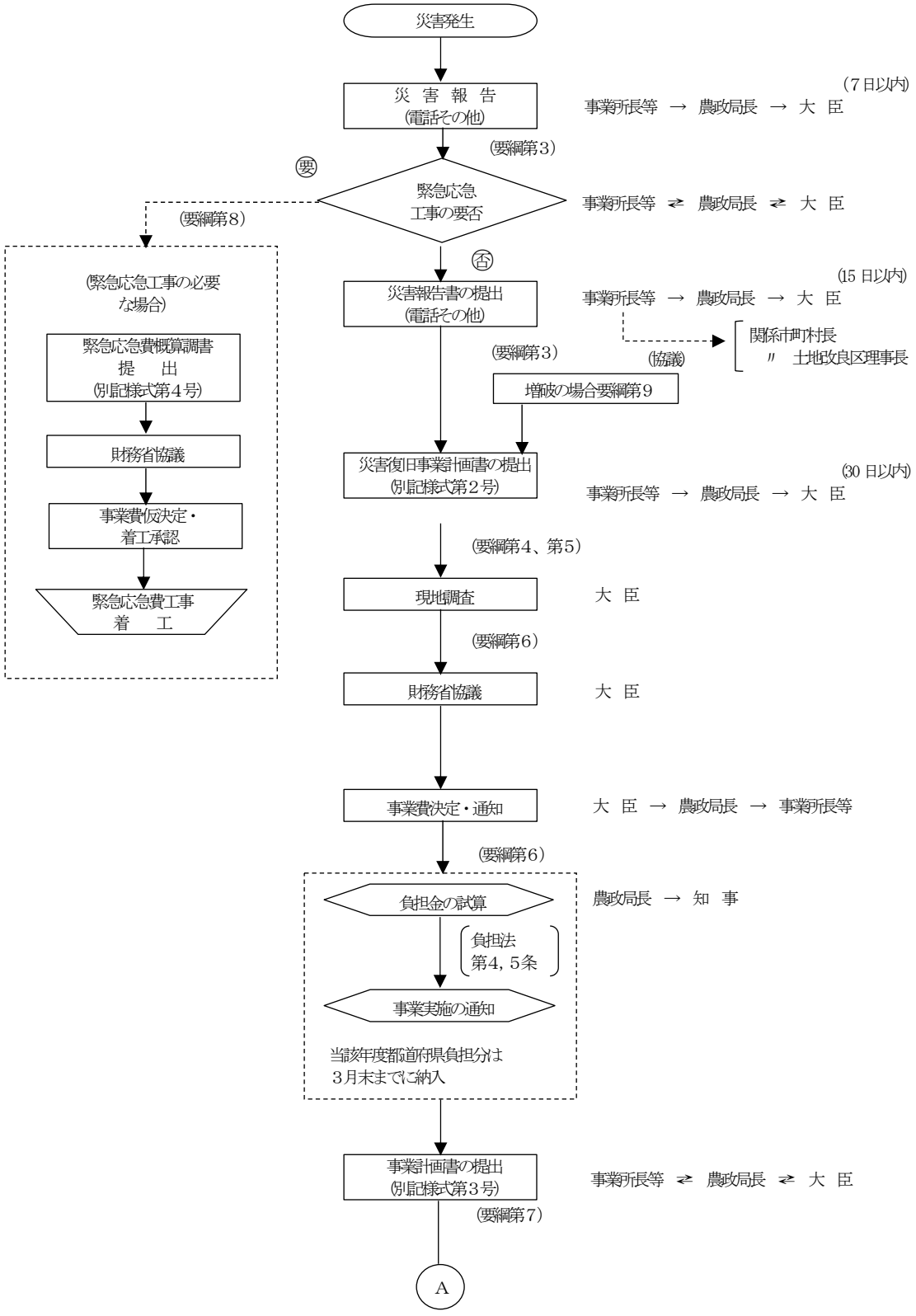

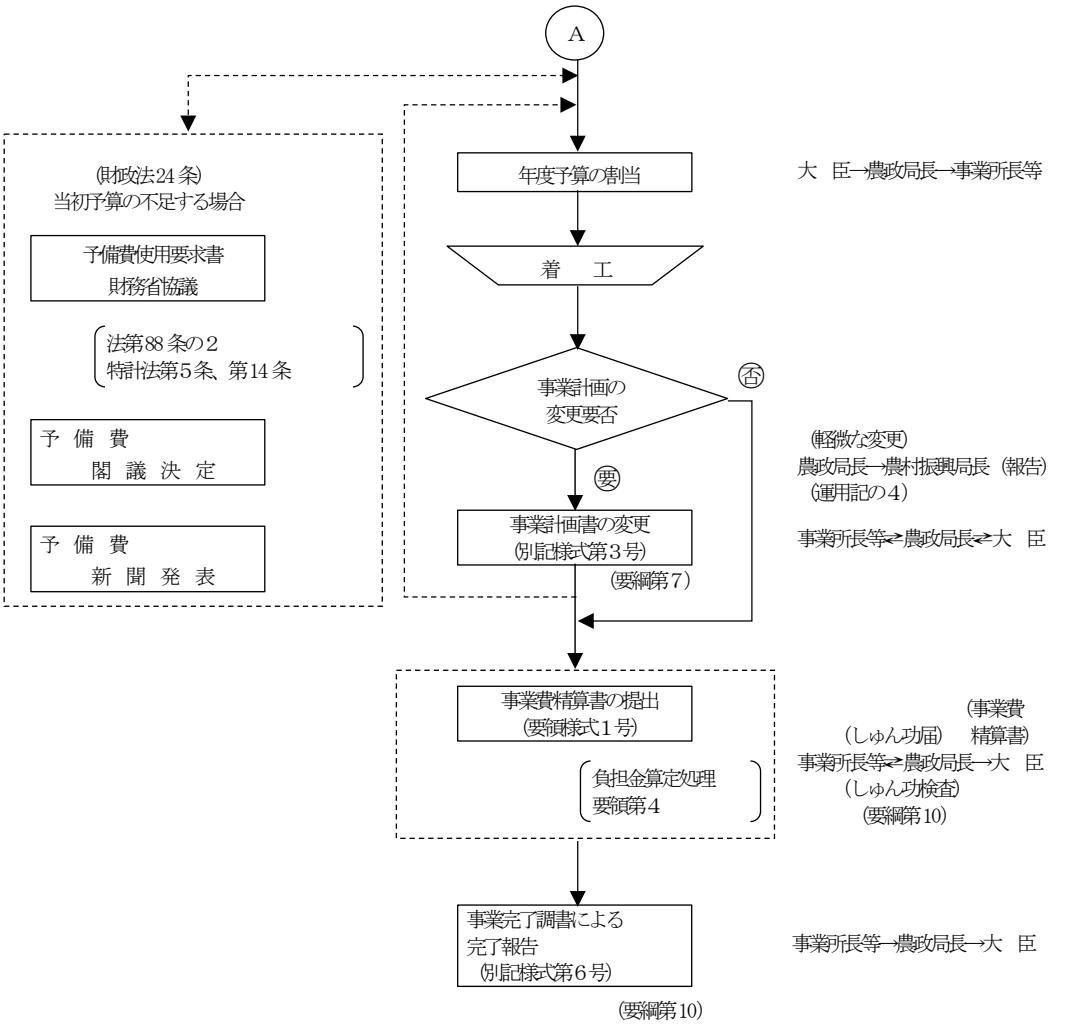
A
(財政法24条)
当初予算の不足する場合
予備費使用要求書
財務省協議
法第88条の2
特計法第5条、第14条
予 備 費
閣 議 決 定
予 備 費
新 聞 発 表
年度予算の割当
大 臣→農政局長→事業所長等
着 工
事業計画の
変更要否
否
要
(軽微な変更)
農政局長→農村振興局長 (報告)
(運用記の4)
事業計画書の変更
(別記様式第3号)
(要綱第7)
事業所長等⇄農政局長⇄大 臣
事業費精算書の提出
(要領様式1号)
負担金算定処理
要領第4
(事業費
(しゅん功届) 精算書)
事業所長等⇄農政局長→大 臣
(しゅん功検査)
(要綱第10)
事業完了調書による
完了報告
(別記様式第6号)
事業所長等→農政局長→大 臣
(要綱第10)

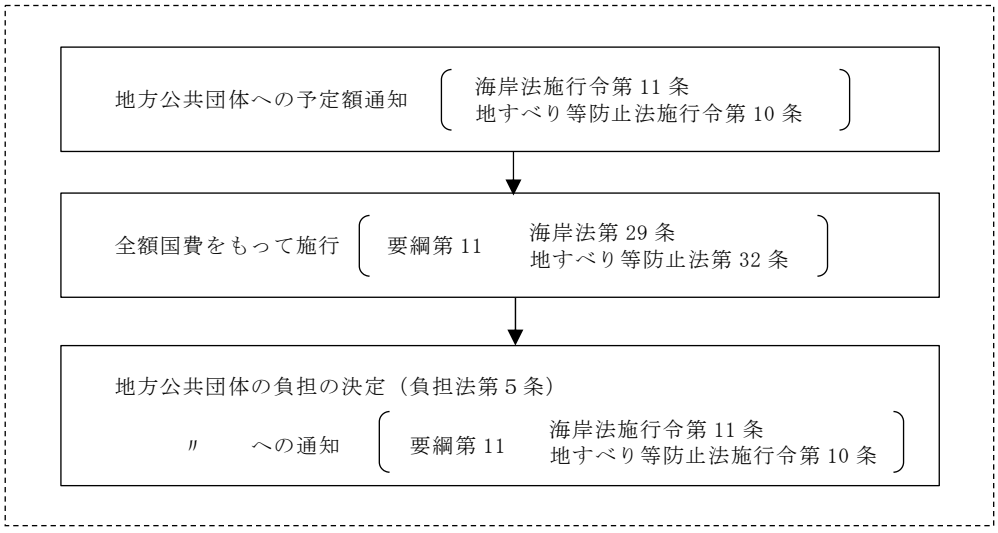
地方公共団体への予定額通知
海岸法施行令第 11 条
地すべり等防止法施行令第 10 条
全額国費をもって施行
要綱第 11
海岸法第 29 条
地すべり等防止法第 32 条
地方公共団体の負担の決定（負担法第５条）
〃 への通知
要綱第 11
海岸法施行令第 11 条
地すべり等防止法施行令第 10 条

§２　災害発生から災害復旧事業の完了まで

災害が発生してからこれを復旧するまでには事業所、地方農政局、農村振興局等それぞれの立場においていろいろなことを順序よく行なわなければなりません。ここではその諸事項について順を追いながら「直轄・代行要綱及び海岸・地すべり要綱」の細部運用について述べます。

１　災害の発生

地震のように一瞬にして発生する災害については手の施しようもありませんが、洪水のようにある程度時間的に余裕のあるものについては、事業地区内を巡回し災害のおそれのある箇所の警戒及び災害防止に努めているところです。しかし、不幸にして災害の発生を確認したならば、必要に応じて応急工事を実施するなど災害の拡大防止をはかるとともに、後日の諸対策に備えるため被災現場の状況等を写真によって記録しておく必要があります。

２　災害の報告

不幸にして災害の発生を確認したならば事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事業所長等」という。）又は都道府県知事は直ちにその概要を調査して、地方農政局長（原課及び防災課）に報告しなければなりません。地方農政局長（防災課）は管内の直轄及び代行災害の状況を取りまとめて農林水産大臣（農村振興局防災課災害対策室）に電話その他の方法をもって速やかに報告しなければなりません。この報告は、地区名、災害発生年月日、被害の概要（施設名、箇所数及び被害額)、緊急応急工事の要否及び他省庁所管の災害状況等を簡潔に行うものとします。また、報告期限は特に限定されていませんが、判明したものから順次速報的に行ない１週間以内には確定する必要があります。

地方農政局長は要綱第２（災害復旧事業の範囲）及び本文の§１の４（採択要件）の適用を受けると判断したときは、要綱第３（災害報告）の規定に基づいて災害発生後15日以内に「災害報告書」（別記様式第１号、例―１）を農林水産大臣（農村振興局防災課災害対策室）に提出しなければなりません。

（例―１）

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　氏名　殿

○○農政局長

直轄（代行）災害の報告について

○年○月○日から○月○日までの㊢㊤㊒により当局管内において災害が発生したので、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱第３第４項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１．○○地区		○○○千円	別添―１
⋮	⋮	⋮	⋮
計	○地区	○○○千円	

また、事業所長等は当該被害施設に係る都道府県知事及び市町村（長）あるいは土地改良区（理事長）等関係者に直轄（代行）災害復旧事業により復旧工事を施行したい旨の文書に災害報告書の写しを添付して協議し（例―２）、当該災害復旧事業に係る負担金について周知し、文書による異存がない旨の回答（例―３）を得ておくものとします。

（例―２）

番　　号
年　月　日

○○土地改良区
理事長　氏名　殿

○○農政局
○○事業所長

国営○○事業○○地区の直轄災害復旧事業の実施について

○年○月○日から○月○日までの㊢㊤㊒により、別添災害報告書写しのとおり当事業に災害が発生したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の5の規定に基づき直轄災害復旧事業を実施したいので協議する。

（例―３）

番　　号
年　月　日

○○農政局
　○○事業所長　殿

○○土地改良区
理事長　氏　名

国営○○事業○○地区の直轄災害復旧事業の実施について

○年○月○日付け㊏㊐㊕㊍をもって協議のあったこのことについては、同意する。

３　緊急応急工事

災害が発生し、緊急に工事を施行する必要がある事態の発生又は発生するおそれがあり、農村振興局調査官の現地調査を受ける時間的余裕がない場合には、農林水産大臣の承認を受けて（事業費の決定前に）次の各号の１に該当する応急工事を実施することができます。

（１）災害により破堤して満潮又は年内の次の出水により人命、財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の仮締切工事

（２）災害の被害箇所が年内の次の出水又は高潮により破堤して人命、財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の応急補強工事

（３）特に重要な農道又は橋梁が被災し、農産物の生産又は搬出等に重大な支障が生ずる公算が大きいが、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当なう回路がないため緊急に施行する必要のある仮道又は仮橋工事

（４）かんがい期間中に用水路又は頭首工（等）に災害を受けた場合に通水のため緊急に施行する必要のある応急仮工事

（５）地すべり防止施設が被災したことにより地下水位が異常に上昇し、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与える地すべりの発生するおそれが大きいため緊急に施行する必要がある地下水位を低下させるための工事

（６）地すべり防止施設が被災したことにより地すべり現象が活発になり、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与えるおそれが大きいため緊急に施行する必要のある地すべりを抑止するため

の工事のような緊急応急工事を施行する場合、地方農政局長は、担当者を農林水産大臣（農村振興局防災課災害対策室）へ派遣する等して「緊急応急費概算調査」（別記様式第４号、例―４）や関係説明資料により被害状況、緊急応急工事の必要性、及び緊急応急費の取扱い等について、緊急かつ適確に説明し、対応を協議する必要があります。

このような緊急応急工事の決定については全て机上処理となるため仮決定の建前をとっており、後日の現地調査で改めて災害復旧事業としての適否を検討し正式決定します。

このようなことから緊急応急工事の範囲は真に緊急事態の発生、又はそのおそれがある部分のみにとどめておく必要があります。また、一連の災害箇所にあっても復旧に時間的余裕のある区間は分割して、後日の現地調査結果に基づく事業費決定後、実施するものとします。

（例―４）

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　氏名　殿

○○農政局長

直轄（代行）災害緊急応急費概算調書の提出について

○年○月○日から○月○日までの㊛㊐㊊により、○○地区に災害が発生し、緊急応急工事を施行する必要があるので、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱第８第２項の規定に基づき、別添のとおり提出する。

４　災害復旧事業計画書

（１）災害復旧の原則

災害復旧は原形復旧が原則です。ただし、現地の地形、地盤等の状況変化により原形復旧が不可能な場合又は原形復旧が著しく困難若しくは不適当な場合は従前の効用を回復するに必要な限度までを災害復旧事業の対象とします。

（２）箇所、工区及び地区

要綱の別記様式第１号から第６号及び事務取扱要綱の運用についての１（採択下限）でいう箇所、工区、地区は次の各号によるものとする。

ア．箇　所

１つの施設について災害を被った箇所が施設にあっては150ｍ以内、地すべり又は海岸にあっては100ｍ以内の間隔で連続しているものに係る工事、及び１つの施設について災害を被った箇所が150ｍを超える間隔で連続しているものに係る工事又は２つ以上の施設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは１箇所工事とみなします。

イ．工　区

災害にかかった数箇所を集めた災害復旧工事の発注単位等をいいます。

ウ．地　区

基本事業の事業単位をいいます。

（３）事業費の負担区分について

ア．農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業

災害復旧事業に係る地元負担額は、土地改良法施行令第52条（国営土地改良事業の負担金）第１項第３号及び第４～６項並びに沖縄振興特別措置法施行令第32条第６項及び第７項の規定に基づき算定しますが、これに用いる「資格者数」は次によるものとします。

（ア）資格者算定指針

工　　種	指　　針
取水施設（ダム、頭首工、揚水機）	当該被災施設により受益する末端までの農地に係る受益者を資格者とする。
水路	用水路については、当該被災箇所から末端受益までの農地に係る受益者を資格者とする。 又、排水路については、当該被災箇所から上流の当該水路により受益する農地に係る受益者を資格者とする。
排水機	当該被災施設により受益する農地に係る受益者を資格者とする。
道路	通常の営農形態を考慮し、当該被災箇所に係る地区の使用実態に即した者を資格者とする。
一次利用指定前用地	当該被災箇所に係る換地工区単位の受益者を資格者とする。

（イ）特　例

基本事業を土地改良法第85条の４の規定に基づいて実施している地区については、当該地方公共団体等を資格者とします。

イ．直轄海岸・地すべり災害復旧事業

海岸・地すべりの直轄災害復旧事業の負担金は負担法第５条の規定により算出します。

（４）兼用工作物に係る災害復旧事業の取扱い

他の農業用施設と効用を兼ねる施設の災害復旧事業については、その効用が大きい施設に係る災害復旧事業として採択することを原則とし、その具体的取扱いについて管理者間で協議を行い、その協議書写しを提出します。

農業用以外の施設と効用を兼ねる場合には「災害復旧事業の二重採択防止に関する覚書」（昭和30年７月23日、農地局長、河川局長、林野庁長官）の定めるところにより処理するものとします。

（５）共同事業費の振分け

他事業との共同費用振り分けについては、次の各号の１によるものとします。

ア．身替妥当支出法

災害復旧事業は原施設の効用回復を目的とする事業であるから効用の増はないので身替建設費によっています。費用振分けの計算結果が身替建設費（災害復旧事業費）を超える場合は、この方法による共同事業は成立しないということになります。

イ．優先支出法

当該共同施設費を負担する各事業（Ａ、Ｂ、…）の緊急度を比較した場合、その差が著しくてＡ事業（災害復旧事業）が早期着工を望むため他事業もこれに同調して負担しなければならない場合は、Ａ事業に優先支出法を適用します。

ウ．水量割支出法

各事業が共同施設から供給又は排除される水量の比率によって負担する方法で、この分担比率の基礎となる水量は瞬間最大水量、特定期間内の総量等が考えられます。

（６）災害復旧事業費の取扱い

災害復旧事業の本工事費（工事価格）積算は、「土地改良事業等請

負工事の価格積算要綱」（昭和52年２月14日付け、52構改Ｄ第24号）等に基づくものとします。したがって、材料、労務、機械経費及び労務、機械歩掛等は基本事業と同一の取扱いとします。しかし、本事業は残事業費の改訂を行なわないので実施が第２年度に係るものについては、物価動向等を勘案の上、材料費、労務費を計上してよいものとします。

また、「災害復旧事業計画書」（別記様式第２号）、「実施計画書」（別記様式第３号）、「再度災害復旧事業総括表」（別記様式第５号）及び「完了調書」（別記様式第６号）等に計上する事業費目の内容は、次の各号に定めるところによります。

ア．本工事費

被災が数箇所にわたる地区の本工事費積算は工区毎又は主要構造物（ダム、頭首工、用排水機場、幹・支線道、水路等）ごとに工事価格を積算し、これらの合計額を工事費とします。なお、消費税等相当額は異なる工区及び工種ごとに計上します。

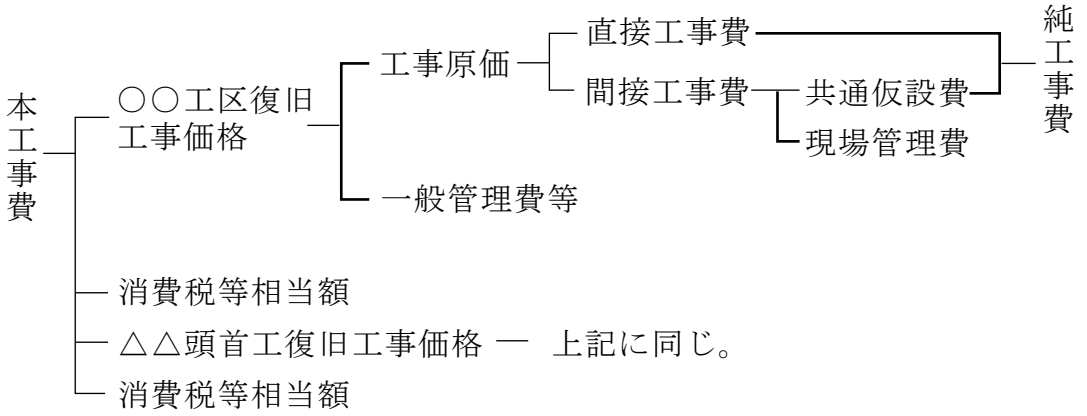

イ．測量設計費

工事実施のため直接必要な調査・測量・試験に要する費用で、本工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額とします。

ウ．船舶及機械器具費及び事業車輌費

工事に直接必要な船舶、器具の購入費（備付費を含む。）及び建造、補修費、借料、損料、保管料並びに車両の購入費、補修費等に要する費用で、本工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額とします。

エ．用地費及補償費

工事の施行に必要な土地の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用で、必要な限度において積上げて得た額とします。

オ．営繕費

工事実施のため直接必要な現場事務所等の営繕費、補修費、購入費、補償金、借上料及び敷地借上料に要する費用で、必要な限度において積上げて得た額とします。

カ．工事諸費

工事に直接必要な人件費、旅費、工事雑費等で、本工事費の額及び前各号に掲げる費用のうち必要とするものを合計して得た額に内地は100分の1.82、北海道にあっては100分の1.69を各々乗じて得た額の範囲内とします※。

※直轄・代行及び直轄海岸・地すべり災害復旧事業の要綱においては、「100分の2.2以内」となっているが、財務省から指示（平成17年12月）により、平成18年度から「100分の1.93以内」として運用しており、令和３年12月の同指示により改定(令和４年度分から適用)されている。

令和４年度以降の諸費率

単位：％

区分	諸費率	内訳		
		超過勤務手当	日額旅費	工事雑費
内地	1.82 (100)	0.66 (36.2637)	0.07 (3.8462)	1.09 (59.8901)
北海道	1.69 (100)	0.60 (35.5030)	0.12 (7.1006)	0.97 (57.3964)

※（　）はシェア

上表について：これら費率は、財務省公共総括第２係の指示により、不定期に改定されます。

キ．災害復旧事業費の体系

事業費目	積算基礎	備考
本工事費(A)	必要とする額の積上げ	
測量及び試験費(B)	(A)× $\frac{1.6}{100}$	
船舶及び機械器具費(C)	(A)× $\frac{1.2}{100}$	
用地費及び補償費(D)	必要とする額の積上げ	
営繕費(E)	同上	
[工事費](F)	(A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)	
工事諸費(G)	(F)×α	
[緊急応急費](H)		(仮)決定額
事業費	(F)＋(G)＋(H)	

（注）　１．内地のα＝$\frac{1.82}{100}$、北海道のα＝$\frac{1.69}{100}$

２．緊急応急費には、これに必要な(B)～(E)及び(G)（α＝$\frac{※1}{100}$）を含む

※１：内地は1.82、北海道は1.69

（７）災害復旧事業計画書

事業所長等は、災害発生後速やかに復旧事業計画を作成してこれを実施するため事業費を積算し、「災害復旧事業計画書」（別記様式第２号、例―５）としてとりまとめのうえ、地方農政局長（原課及び防災課）へ提出し審査を受けなければなりません。地方農政局長はこれを審査のうえ遅滞なく（災害発生後30日以内）農林水産大臣（農村振興局防災課災害対策室）に提出します。この事業費は「申請額」として台帳に登録されますが、「災害報告書」（別記様式第１号）で報告した被害額を原則として超えないものとします。

農林水産大臣は、調査官（農村振興局防災課災害査定官等）を現地に派遣して被災事実の確認、災害復旧事業計画書の審査、復旧工法の適否の判断等を行い、これに基づいて財務省との協議を実施します。この協議が整ったものが、「決定災害復旧事業費」となるわけです。

（例―５）

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　氏名　殿

○○農政局長

直轄災害の復旧事業計画書の提出について

このことについて、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱第４第２項の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

１．○○地区	別添―１
：	：
計　○地区	

５　現地調査

（１）資料整備

農村振興局調査官の現地調査を受ける時に必要な資料は、次に掲げるものとします。

○災害復旧事業計画書（別記様式第２号）の写し

○被災経過及び復旧工法調書（別添１号）

○管理委託状況調書（別添２号）

○被災図面及び被災写真集

○その他資料

ア．被災経過及び復旧工法調書

被災施設の原形断面、被災原因、被災状況及び復旧工法が簡潔にわかるよう整理します。

（別添１号）

被災経過及び復旧工法調書

農政局名又は県名

地区名	○　○	災害名	○○○	直轄代行 区　　分	○　○

箇所名	被　災　経　過　及　び　復　旧　工　法	
	被　　災　　図	説　　明
○○○排水路	Qmax=5.0㎥/S 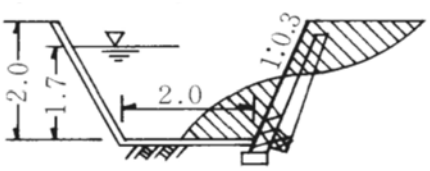 	この地帯は泥炭地帯であって200㎜の豪雨により右岸法面が崩壊した。 復旧は右岸側のみコンクリート積みブロックによる。
△△△排水路	Qmax=5.5㎥/S 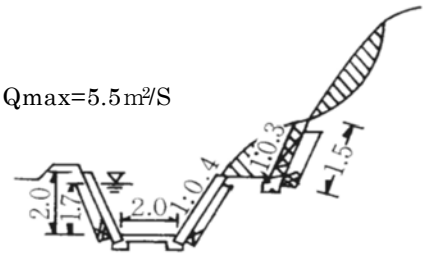 	この地帯は花崗岩地帯であって比較的風化が進行している。 200㎜の豪雨により右岸切土面が崩壊した。 復旧は法止工としてコンクリート積みブロックを新設する。

イ．管理委託状況調書

被災施設のしゅん功検査年月日及び管理委託の手続状況を簡潔に整理します。

（別添２号）

管理委託状況調書

農政局名又は県名

地区名　○○	災　害　名	直轄代行　　○○ 区　　分

箇　所　名	しゅん功年月日	管理委託状況
○○○排水路	○年○月○日	○年度中に管理委託予定
△△△排水路	○年○月○日	管理委託未定

ウ．被災図面

（ア）ダム、頭首工及び用排水機場

被災前の平面図に決壊、亀裂、パイピング及び崩落等の位置並びに範囲を記入するとともに深掘れ、埋塞等、被害による状況変化がわかるよう主要部分に等高線を記入し、さらに被災部分の縦横断面図に被災後の現況線を記入します。

（イ）道路、水路等

被災前の平面図に被害（決壊、埋塞、崩落等）の区間及び基本事業の施行年度がわかるよう記入します。

また、被災前の断面形状、構造等がわかるよう記号分類するとともに同一断面区間については、１箇所の標準断面を添付します。

エ．被災写真

何れの災害復旧事業でも事業費の決定を受けようとする場合には必らず被災状況を確認できる写真が必要ですが、特に直轄災害の事業費決定は財務省との協議（机上査定）によることから欠かせない資料となっています。

この被災状況写真は、気象水文等の観測結果の裏づけとなるばかりでなく、それ自体が被災状況の説明資料であるとともに確認のために必要です。

また、緊急応急工事の説明資料としても、あるいは災害復旧事業が実施されてからの実施計画変更承認の申請資料としても重要な判断資

料となります。

次に従来の被災写真撮影における要領を示しますが、起終点等が写真や画像で明確化できれば、撮影後の写真に起終点等を示すことによりポール等の設置を省略することも可能です。なお、これらの資料作成に当たっては、地籍調査結果や水土里情報システム等のＧＩＳや航空写真を活用することができます。また、三次元点群測量などによる点群データから図面を作成することが可能で、取得した点群データから画像を作成できる場合は、添付する写真をこの画像に代え、起終点、各測点及び横断測線を示すポール、距離測定のためのリボンテープ等の設置を省略することができます。このほか、崩壊地等の危険箇所において、ポールの設置、リボンテープによる計測等が困難な場合は、ＵＡＶによる写真撮影などの活用を検討してください。

（ア）全景写真と部分写真

被災写真は、被災箇所全体の状況がわかる全景写真と、さらに部分的に被災が確認できる部分写真に分けて撮影します。そして、必要に応じて平面図にカメラ位置、方向等を記入します。特に起終点や陰となる部分については全体がわかるように複数枚撮影します。なお、被災区間が長大な延長にわたる場合は、数枚継ぎ合わせて全貌を表示できるようにします。

（イ）被災延長の確認

起・終点に測量用ポールを立てこの間に巻尺を張って２～５ｍ毎に赤布（縦30㎝、横15㎝程度）を垂らし、また端部の端数距離もポール等で示し被災延長の確認ができるようにします

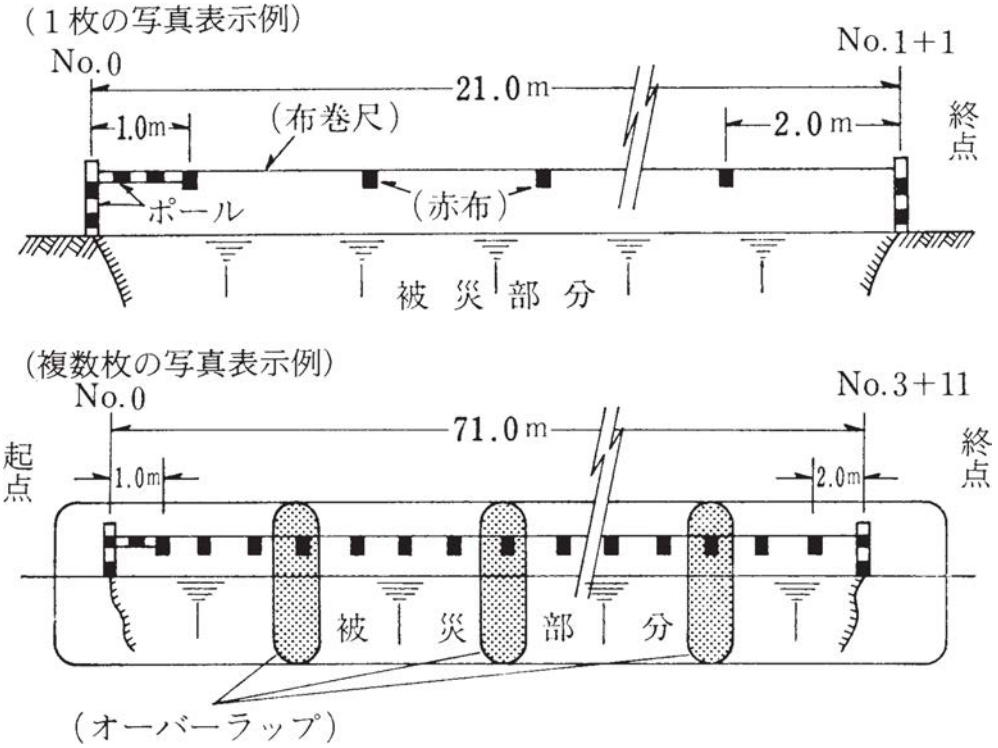

（ウ）断面の確認

被災施設の高さ及び幅の確認のため現地でポールをあてた「ポール横断測量」方式により撮影します。１枚の写真で全高、全幅撮影できない場合は、オーバーラップさせながら必要枚数を撮り継ぎ合せて全貌が表示できるようにします。

なお、官民境界にはポールを立てて位置を明確にするとともに、使用するポールは先端部まで写しておくと、逆読みでき長さ（高さ）の判定に役立ちます。

また、被災箇所と接続する未被災部の写真と取付け工法の説明等で特に要する場合は添付が必要です。

（断面の写真表示）

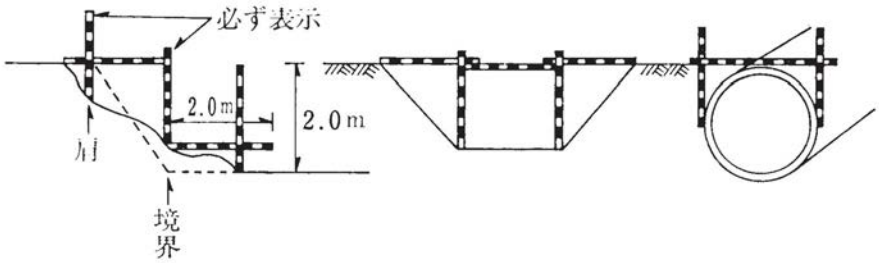

（エ）その他

○　写真の説明

河川、水路等の流水方向を写真に朱矢印で示し、写真の撮影にあたっては工区名、測点番号、撮影年月日を黒板等で標示すると共に、同一方向から撮影した左右岸が横断面と一致するよう留意します。

○　写真の規格

写真の大きさは名刺判（サービスサイズ）程度とし、カラー写真とします。なお、デジタル写真については、カラー写真と同程度の解像度とします。

オ．その他資料

当該災害状況を報道した新聞の切り抜きや、他省庁所管施設の被災状況等を併せて整備します。

（２）現地調査

農村振興局から派遣された調査官は全地区、現地において被災事実を確認するとともに、被災の原因、原施設の能力、しゅん功年月日、管理委託状況及び被災後の現地状況を調査して要綱適用の可否を判断のうえ、災害復旧事業計画書に示された復旧工法の適否等申請内容を検討し、「災害復旧事業調査書」（別添３号）を現地において作成します。

(別添３号)　　(No. 1)

農政局名、開発建設部名	地区番号

年発生　※直轄 代行 ＿＿＿＿＿＿ 地区 工区 災害復旧事業調査書

※ 事 業 種 別	被 災 月 日	所 在 地
かん排・農地開発・干拓・ 草地開発・海岸保全・	月 日 ( )	

調 査 官	農村振興局 農林水産技官
調査年月日	年 月 日 ※ 実査 机上

①災害復旧事業関係

工区名 (箇所名)	工種	原形工法	申請			調査			年度内緊急施工所要額	失格欠格等	基本工事		
			工法	数量	金額	工法	数量	金額			しゅん工検査年月日	効用開始年月日	引渡管理開始年月日
					千円			千円					
本工事費													
測量試験費													
船舶機械器具費													
用地補償費													
工事費													
工事諸費													
事業費													

緊急に施工する必要ある理由		当該年度工事実施可能期日 年 月 日まで

(注) ※印は該当する文字を○でかこむこと。地区番号は記入しないこと

※別添３号の内訳書を下記要領で作成すること（財務省協議時に使用するため）

記入例（農道の場合）

工区名 （箇所名）	測点 延長	工法	申請		調査		申請～調査 差引内容	決定		調査～決定 差引内容	備考
			数量	金額	数量	金額		数量	金額		
第１工区	申請 No.0＋0.0 ～ No.2＋30.0 (L=230.0m) L=150.0m	ブロック積工	150m	6,600	140m	6,160	No.2＋20.0～ No.2＋30.0　△10m	140m	6,160		
		法枠工	1,500m2	3,750	1,350m2	3,375	〃　△150m2	－	0		
		種子吹付工	750m2	150	700m2	140	〃　△50m2	2,050m2	410		
		土工	1式	500	1式	467		1式	467		
		付帯工	〃	125	〃	117		〃	117		
		仮設工	〃	100	〃	100		〃	100		
		直接工事費		11,225		10,359			7,254		
		諸経費	〃	4,490	〃	4,247		〃	3,119		
		消費税									
		小計		15,715		14,606			10,373		
第２工区	No.5＋10.0 ～ No.5＋70.0 (L=60.0m) L=60.0										
		フトン篭工	60m	600	60m	600		60m	600		
		種子吹付工	600m2	120	600m2	120		600m2	120		
		土工	1式	300	1式	300		1式	300		
		ＡＳ舗装工	240m2	1,200	240m2	1,200		240m2	1,200		
		直接工事費		2,220		2,200			2,220		
		諸経費	1式	888	1式	902		1式	954		
		消費税									
		小計		3,108		3,122			3,174		
本工事費		計		18,823		17,708			13,547		
測量設計費			1式	301		283			216		
船舶機械器具費、事業車両費			〃	225		212			162		
用地費及補償費			〃	300		0			0		
工事費				19,649		18,203			13,925		
工事請負				1,100		1,019			779		
事業費				20,749		19,222			14,704		

平成　　年発生　※直轄 代行 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 地区 工区 災害復旧事業調査書

②基本事業関係

地区面積	総面積	ha
	(田面積)	ha
	(畑面積)	ha
着工年度	年度	
しゅん功年度	年度　完了　予定	
しゅん功認定	年　月　日　完了　予定	
管理開始年度	年度	
既往災	年災　工種　数量	
	復旧費　千円	

事業の進捗状況

主たる工事	総事業		前年度まで		当該年度		残事業		当該年度残事業	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
		千円		千円		千円		千円		千円
合　計										

入植状況

		計　画	年度まで累計	年度	年度	年度	前年度	当該年度	残	適　用
入植増反	戸数	戸								(1)入植開始（　）年度 (2)入植50%に達した年度（　）年度
	面積	Ha								
	戸数	戸								
	面積	Ha								

③被災の原因

観測所名	降雨量（融雪量）			最大風速	被災時の概況
	連続降雨量	最大24時間雨量	最大時間雨量		
	mm（自 日 至 日）	mm（自 日 時 至 日 時）	mm（自 時 至 時）		
（水系名）	水位（汐位）				
観測所名	最高	適用			
観測所名	地震の諸元				
	発生年月日・時刻	震度	震源の位置及びマグニチュード		

④調査について特記すべき事項

(注)　(1)※印は該当する文字を○印でかこむこと。　(2)水位・汐位の摘要欄には警戒水位・偏差・波高等を記入すること。

６　災害復旧事業費の決定

（１）財務省協議

農村振興局（防災課災害対策室）では現地調査の結果をとりまとめて財務省主計局（公共事業総括第２係）と協議を行いますが、ここでは土地改良法等の関係法令及び要綱適用上の可否、写真による被災事実の確認、図面による復旧工法の検討が主として協議の中心となります。したがって、図面及び被災写真が説明資料としての重要なウェートを占めますが、往々にして被災写真が不足していたり不明確であったりして被災事実の確認、究明に不都合をきたし協議の進展に支障を及ぼすことがあるので、５で述べたこれら資料整備については留意を要します。

（２）事業費の決定

前項の協議により成立した災害復旧事業計画書に掲げる事業費を「決定額」とし、要綱第６の規定に基づいて農林水産大臣は地方農政局長に通知します。地方農政局長は、これを遅滞なく当該事業所長等に通知します。（例―６）

当該事業計画書の変更(軽微なものを除く。)の必要が生じたときは、速やかにこれを変更し、事業費の決定(変更)まで同じ手続きを経る必要があります。また、軽微な変更が生じた場合でも、その変更概要について速やかに農村振興局長まで報告する必要があります。

なお、当該災害復旧事業に係る負担金は法第90条（国営土地改良事業の負担金）第７項の規定に基づき「都道府県又は市町村は、その徴収を受けるべき者の３分の２以上の同意を得なければならない。」ので、地方農政局長は、当該地区に発生した災害については直轄災害復旧事業をもって復旧する旨の文書に、参考として災害復旧事業計画書の写しを添付して予め当該都道府県知事に通知しておく必要があります。（例―７）

（例―６）

番　　号
年　月　日

○○農政局長殿

農林水産大臣　氏名

○年発生直轄災害復旧事業の事業費決定について

このことについて、別紙のとおり決定したので通知する。

（別紙）

○年発生直轄災害復旧事業費決定額調書

（○○農政局）

直轄・代行別	災害名	種別	地区名	決定額	適　　用

（例―７）

番　　号
年　月　日

○○○知事殿

○○農政局長

○年発生直轄災害復旧事業（○○地区）の実施について

○年○月○日から○月○日までの㊛㊐㊒により国営○○事業○○地区において災害が発生したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の５の規定に基づき、別添写しのとおり災害復旧事業計画を定め直轄災害復旧事業を実施するので通知する。

７　災害復旧事業実施計画書

地方農政局長は、農林水産大臣からの事業費決定通知を受けた場合には速やかに「実施計画書」（別記様式第３号）を作成して農林水産大臣に承認申請を行います。（例―８）

農林水産大臣は、この内容を審査し適正と認めた場合は予算の範囲内においてこれを承認し予算措置します。また、地方農政局長は承認を受けた実施計画の内容を変更する必要を認める場合には、変更が必要となった理由及び関係図面を添付した「変更実施計画書」（別記様式第３号）を作成して農林水産大臣の承認を受けなければなりません。ただし、軽微な変更（主要な工事の形状、寸法、材質等若しくは位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10％以内の変更をいう。）の場合は当該変更のあった後速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければなりません。

（例―８）

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　氏名　殿

○○農政局長

直轄災害復旧事業実施計画書の提出について

このことについて、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱第７の規定に基づき、下記のとおり提出する。

記

１．○○地区	別添―１
⋮	⋮
計　○地区	

８　災害復旧事業の実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置（要綱第９）

事業費が決定された地区において、災害復旧事業の実施中又は着手前に更に新たな災害（後災）が生じた場合には、要綱第９の規定に基づいて地方農政局長は災害報告や事業計画書の提出等一連の手続きのほか、「再度災害復旧事業総括表」（別記様式第５号）を農林水産大臣に提出し現地調査、財務省協議に基づく事業費決定を受け事業に着手します。

９　災害復旧事業の完了報告と公告

（１）完了報告

事業所長等は、災害復旧事業に係る工事が完了したときは、その旨を地方農政局長に報告しなければなりません。

地方農政局長は、報告を受けたときは速やかにしゅん功検査を行います。しゅん工検査は、災害復旧事業しゅん工（成功）認定検査要領に準じて行います。

そして災害復旧事業の完了を認めたときは、その旨の文書に「災害復旧事業完了調書」（別記様式第６号）を添えて翌年度の６月末日までに農林水産大臣（農村振興局防災課災害対策室）に報告しなければなりません。（例―９）

（例―９）

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　氏名　殿

○○農政局長

直轄災害復旧事業の完了報告について

このことについて、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱第10の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１．○○地区	別添―１
：	：
計　○地区	

（２）完了公告

農林水産大臣は、地方農政局長から完了報告を受けた時は法第113条の３（工事の完了等の場合の公告等）第３項の規定に基づいて災害復旧事業の完了公告を行います※。これは、たとえ基本事業は継続していても災害復旧事業は法第87条の５の規定に基づき実施した別途事業であり、また、「直接に各権利者の権利の目的たる土地を対象にして行われることが多く、また、工事の完了如何は各権利者の利害に影響するところが大きいから、工事が完了したときは、これを公告して各権利者に分明ならしめる」必要があるからです。※完了公告の手続きは地方農政局長等への委任事項(官報掲載のための手続きは農村振興局防災課災害対策室を経由して実施)

（別紙）　　直轄災害復旧事業の完了公告　　㊞

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、○年○月○日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

○年○月○日

農林水産大臣　　氏　　名

記

○年度発生　　直轄災害復旧事業　　○○地区

：　　：　　：

10　災害復旧事業の負担金

（ｉ）直轄・代行災害復旧事業

ア．同　意

法第87条の５の規定に基づき実施する災害復旧事業は、同意等の手続を要しないで着工できますが、法第90条第７項の規定に基づく負担金の徴収については、都道府県又は市町村は当該土地改良事業の施工に係る地域内にある土地につき法第３条（土地改良事業に参加する資格）に規定する資格を有する者の３分の２以上の同意（署名（記名を含む。）及び押印）を得なければなりません。

イ．負担金

都道府県及び地元の負担金については、施行令第52条第１項第３号及び同条第４項〈北海道の特例〉同条第５項〈奄美群島の特例〉同条第６項〈離島の特例〉沖縄振興特別措置法施行令第32条第６項及び第７項〈沖縄の特例〉の規定に基づき次表により算定することとなっています。

事業費の区分	負担金の算式（内地の場合）
事業費≦基準額	事業費×$\frac{35}{100}$
基準額＜事業費≦（資格者数×15万円）	事業費×$\frac{35}{100}$ ＋（事業費－基準額）×$\frac{10}{100}$
（資格者数×15万円）＜事業費	事業費×$\frac{35}{100}$ ＋資格者数×７万円×$\frac{10}{100}$

注　１.「基準額」とは、資格者数を８万円に乗じて得た額をいいます。
（施行令第52条第１項第３号）※沖縄は除外

２．北海道、奄美及び離島にあっては、「 $\frac{35}{100}$ 」を「 $\frac{15}{100}$ 」に読みかえます。（施行令第52条第４～６項）

３．沖縄にあっては、次表により算定することとなっています。（沖縄振興特別措置法施行令第32条第６及び７項）

事業費の区分	負担金の算式（沖縄の場合）
事業費≦ （資格者数×15万円）	事業費×$\frac{10}{100}$
（資格者数×15万円） ＜事業費	事業費×15万円×$\frac{10}{100}$

ウ．負担金の支払方法

都道府県は、イにより算定された負担金について直入方式により国に支払うこととなっています。

（ⅱ）直轄海岸保全施設災害復旧事業及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業

ア．負担金

都道府県の負担割合については、負担法第５条の規定に基づき、同法第４条の規定により定まった割合とします。

（参考：負担法に基づく国庫負担率）

区　　分	補助率
ａ．当該地方公共団体の当該年度の標準税収の1/2まで	2/3
ｂ．　〃　1/2を超え２倍まで	3/4
ｃ．　〃　２倍を超えるもの	4/4

注）連年災害における国庫負担率の特例（負担法第４条の２）及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による増嵩が別途になされることもあります。

イ．負担金の支払方法

都道府県は、海岸・地すべり要綱第11に基づき、国が全額国費をもって工事を施行した後、負担金を国庫に納付しなければなりません。

§３　農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱

昭和55年９月４日　55構改Ｄ第 575号
平成22年４月１日　21農振　第2308号
令和２年４月１日　元農振　第3612号
最終改正　令和３年４月１日　２農振　第2706号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

第１　趣　　旨

農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業の取扱いについては、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）。以下「施行令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省第75号）その他法令に特定の定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２　災害復旧事業の範囲

農林水産大臣は、次の各号に掲げる場合に該当する地区（農林水産省農村振興局長が別に定めるものを除く。）が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第２条第５項に規定する災害を受けた場合は、法第87条の５の規定に基づいて災害復旧事業を施行する。

ただし、（３）に掲げる場合にあっては、土地改良施設の災害復旧に限る。

（１）法第85条、第85条の２、第85条の３及び第87条の２の規定に基づいて国が土地改良事業を実施している場合（この場合における土地改良事業を以下「直轄事業」という。）、並びに法第89条の規定に基づいて都道府県知事が農林水産大臣から工事の委任を受け土地改良事業を実施している場合（この場合における土地改良事業を以下「代行事業」という。）

（２）直轄事業及び代行事業（以下「基本事業」という。）が完了したもので未だ法第94条の６の規定に基づく管理委託を了していない場合

（３）法第87条の２第１項第１号又は第２号の規定に基づいて土地改良事業が実施された場合（土地改良区等に管理委託した土地改良施設を必要とする当該土地改良事業の施行地区の入植者が経済自立の時期に達していないと認められる場合に限る。）

（４）基本事業が完了したもので法第94条の６の規定に基づき管理委託を了している土地改良施設のうち次のいずれかに該当する場合

ア　工事規模が著しく大であるとき

イ　工事が高度な技術を要するとき

ウ　激甚な災害を被り当該被災施設の復旧が公益上国の直轄災害復旧事業として施行することが必要なとき

第３　災害報告

第２の各号に該当する地区において災害が発生した場合には、当該地区に係る事務所長、事業所長若しくは管理事務所長（以下「事業所長等」という。）又は都道府県知事は、地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に遅滞なく被害状況、被害額等を報告しなければならない。

２　地方農政局長は、前項の規定により事業所長等又は都道府県知事から報告を受けたときは、遅滞なく農林水産大臣に電話その他の方法により報告しなければならない。

３　事業所長等又は都道府県知事は、災害発生後速やかに災害報告書（別記様式第１号）を地方農政局長に提出しなければならない。

４　地方農政局長は、前項の規定により提出された災害報告書を災害発生後15日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第４　災害復旧事業計画書の提出

事業所長等又は都道府県知事は、災害発生後速やかに災害復旧事業計画書（別記様式第２号）を地方農政局長に提出しなければならない。

２　地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書を災害発生後30日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

３　事業所長等又は都道府県知事は、災害復旧事業計画書の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、速やかにこれを変更し、地方農政局長に提出しなければならない。

４　地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書の変更内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第５　事業費の積算基準

災害復旧事業の設計単価及び歩掛等は、基本事業と同一の取扱いとする。

ただし、管理事業にあっては災害復旧事業に係る施設の建設事業と同一

の取扱いとする。

２　工事諸費等については次に定めるところによるものとする。ただし、特別の理由がある場合には、これを変更することができる。

（１）測量設計費……災害復旧本工事費の額に100分の1.6を乗じて得た額以内の額

（２）船舶及機械器具費及び事業車輌費……費用の合計額は、災害復旧本工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額

（３）用地費及補償費及び営繕費……必要額を積み上げて得た額

（４）工事諸費……災害復旧本工事費の額及び前各号に掲げる費用を合計して得た額に次の割合を乗じて得た額以内の額

ア　工事が２か年にわたる場合

100分の5.6（北海道にあっては100分の4.3）

ただし、初年度にあっては100分の2.2、第２年度にあっては全体工事諸費の額から初年度分工事諸費を差し引いて得た額

イ　工事が単年度施行の場合

100分の2.2

第６　事業費の決定及び通知

農林水産大臣は、第４の規定により提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費の額を決定又は変更する。

２　農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定又は変更したときは、これを地方農政局長に通知するものとし、地方農政局長は、遅滞なく事業所長等又は都道府県知事に通知するものとする。

第７　実施計画書の承認

地方農政局長は、第６の規定により事業費の決定通知を受けた場合には、実施計画書（別記様式第３号）に箇所別平面図を添付して農林水産大臣に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第８　緊急応急工事の取扱い

地方農政局長は、次の各号の一に該当する応急工事について緊急に施行する必要があると認められるときは、農林水産大臣の承認を受けて事業費の決定前にこれを施行することができる。

（１）災害により破堤して満潮又は年内の次の出水により人命、財産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の仮締切工事

（２）災害の被害箇所が年内の次の出水又は高潮により破堤して人命、財

産に重大な被害を発生する公算が大きい場合の応急補強工事

（３）かんがい期間中に用水路又は頭首工に災害を受けた場合に通水のため緊急に施行する必要のある応急仮工事

（４）特に重要な農道又は橋梁が被災し、農産物の生産又は搬出等に重大な支障が生ずる公算が大きいが、これらの復旧に長期間を要し、かつ、適当なう回路がないため緊急に施行する必要のある仮道又は仮橋工事

２　前項の承認を受けようとする場合には、緊急応急費概算調書（別記様式第４号）を提出するものとする。ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法によって申請するものとし、その後速やかに当該調書を提出するものとする。

第９　事業実施中又は着手前に災害が生じた場合の措置

第６の規定により事業費が決定された地区において、当該災害復旧事業の施行中又は着手前に更に新たな災害が生じた場合における申請は、第４の規定によるほか、再度災害復旧事業総括表（別記様式第５号）を添付して行うものとする。

第10　完了報告

地方農政局長は、災害復旧事業が完了したときは、速やかにしゅん工検査を行い、災害復旧事業完了調書（別記様式第６号）を添えて翌年度の６月末までに、農林水産大臣に報告するものとする。

第11　負担金の取扱い

災害復旧事業の負担金については、施行令第52条第１項第３号及び第４項から第６項まで並びに沖縄振興特別措置法施行令（平成14年政令第102号）第32条第６項及び第７項によるものとし、負担金の支払及び徴収方法については施行令第52条の２並びに第53条第１項及び第２項によるものとする。

第12　委　　任

直轄及び代行災害復旧事業の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

（別記様式第１号）（第３関係）

年　　月　　日　　発生　　事　業　種　別
（災　　害　　名）

地区

災　害　報　告　書

農政局名　又は　県名
（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

１．事　業　名
　　国営○○○○事業
２．地　区　名
　　○○○地区
３．事業所等所在地
　　○○県○○市○○
４．災害復旧概要

工区名 (箇所名)	工　種	数　量	被害額	基本事業		
				しゅん功検査 年　月　日	効用開始 年　月　日	管理開始 年　月　日
○○○ 工　区	○○頭首工	固定部 L=○○m	千円			
	○○幹線 用水路	L=○○m				
○○○ 工　区	○○支線 道路	L=○○m				
計						

５．被災原因

（１）　被災年月日

（２）　被災時の概況、及び被災原因の検討

（３）　気象状況（表で示すこと。別紙参照）

６．基本事業概要

（１）　地区面積　　ha（田　　ha、畑　　ha）

（２）　受益者数　　人

（３）　着工（開始）年度　　年度

（４）　完了年度　　年度（予定）

（５）　事業の進捗状況

主たる工種	総事業		前年度まで		当該年度		残事業		当該年度残事業	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
○○頭首工		千円		千円		千円		千円		千円
○○幹線用水路										
○○支線道路										
その他										
計										

注：当該年度残事業欄には、未契約事業に係るものを記入すること。

７．その他必要な事項

８．図面及び被災写真等

（１）位置図は、建設事業計画一般平面図又は５万分の１の地形図に、主要工事の前年度まで施行済、前年度施行済、本年度施行、次年度以降施行予定区間を明示すること。

（２）被災写真は、被災概況が確認できるものを添付すること。

（３）その他　被災状況に応じて必要な図書を添付すること。

［別紙］

気象状況（５．（３））は、下表のうち必要なもの（災害発生の原因となったもの）のみ記載すること。

ア　水害の場合

（ア）降雨状況（日雨量、連続雨量又は融雪量）

観測所名	所在地	月　日	月　日	月　日	月　日	連　続 雨　量	備　考
		mm	mm	mm	mm		

注　備考欄には、降雨、融雪の区分等を記入すること。

（イ）降雨状況

観測所名	所在地	月　日 時～時	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時
		mm	mm	mm	mm	mm	mm

注　本表は、短時間に多量の降雨があった場合のみ作成すること。

（ウ）主要河川の洪水状況

水系名	観測所名	所在地	警戒水位	最　大 洪水位	日　時	備　考
			m	m		

注　備考欄には、水位の基準面を示すとともに、水位の観測方法（目測、実測、聴取等）を記入すること。

イ　暴風災害又は高潮災害の場合

（ア）風速及び気圧

観測所名	所在地	日　時	最低気圧	最大風速	備　　考
			mb	m/sec	

（イ）潮　位

観測所名	所在地	日　時	被災時 最高潮位	潮位偏差	備　　考
			m	m	

注　備考欄には、潮位の基準面を示すとともに、潮位の観測方法（実測、目測、聴取等）を記入すること。

（ウ）降雨状況

（エ）主要河川の洪水状況

} アに同じ

ウ　地震の場合

観測所名	所在地	日　時	震　度	備　　考
				１．震源位置 ２．マグニチュード

（別記様式第２号）（第４関係）

年　　月　　日　　発生　　事　業　種　別

（災　　害　　名）

地区

災　害　報　告　書

農政局名　又は　県名

（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

目　　次

１．　事業名　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２．　地区名　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
３．　事業所等所在地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
４．　被災状況及び被災原因　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）　被災年月日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）　気象状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（３）　被災状況及び被災原因　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
５．　復旧計画概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）　復旧計画概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）　年度区分計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
６．　復旧事業設計書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）　事業費総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）　工事内訳書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（３）　単価表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（４）　各種計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（５）　各種図面　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
７．　権利、補償関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
８．　その他参考となるべき事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・
９．　被災写真　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１．事　業　名

国営○○○○事業○○地区○○災害復旧事業

２．地　区　名

工区名	当該施設の受益面積	所　　在　　地
○○工区	○○○．○ｈａ	○○県○○市○○大字○○

３．事業所等所在地

○○県○○市○○

４．被災状況及び被災原因

（１）被災年月日

年　　月　　日

（２）気象状況

（別記様式第１号）の別紙に準ずること。

（３）被災状況及び被災原因

詳述すること。

５．復旧計画概要

（１）復旧計画概要

工区名 （箇所名）	工　　種	復旧工法の概要
○○復旧工事	△△頭首工	要約し、記述する。
	□□幹線用水路	

（２）年度区分計画

工区名 (箇所名)	工　　種	総　事　業		○○年度		○○年度	
		数　量	金額	数量	金額	数量	金額
○○復旧工事	△△頭首工	○○部 L=○○m	冊		冊		冊
	□□幹線 用水路	L=○○m					

６．復旧事業設計書

（１）事業費総括表

○○地区　災害復旧事業費総括表

金＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称	摘　要	数 量	単位	金 額	備　　考
本 工 事 費					(A)
○○復旧工事費					
□□復旧工事費					
測量及び試験費					(A)×$\frac{1.6}{100}$
船舶及び機械器具費					(A)×$\frac{1.2}{100}$
用地費及び補償費、営繕費					
工　事　費					(B)
工 事 諸 費					(C)=(B)×α
(緊急応急費)					(D)
事　業　費					(B)+(C)+(D)

（２）工事内訳書
（３）単　価　表　　基本事業と同一扱いとする。
（４）各種計算書　　（土地改良事業等請負工事の価格積算）
（５）各種図面

ア　地区一般平面図
イ　平　面　図　　被災前は点線、被災後の状況は細い実線、復旧計
ウ　縦横断面図　　画線は太い実線で表示すること。
エ　主要構造図

７．権利、補償関係

該当するものがあれば当該事項を記載し又は写しを添付すること。

８．その他参考となるべき事項

（１）負担金の比率（国庫負担分と地元負担分）を記入すること。

地区名	事業費	国庫負担率	地方負担率			備考
			都道府県	市町村	資格者	
		% (　　千円)	% (　　千円)	% (　　千円)	% (　　千円)	

（２）当該事業の施行に係る「３条資格者数」の確認できる資料を添付すること。（字切図、農家台帳、同意書、受益区分図、用水系統図等のうち、必要と思われるもの。）

９．被災写真

被災箇所ごとの被災状況、延長が机上で確認できる写真を整理して添付すること。

（別記様式第３号）（第７関係）

年次　直轄　地区　災害復旧事業（変更）
　　代行　工区　年度　実施設計書

基本事業種別	被災年月日	所　在　地

農政局名　又は　県名
（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

（単位：千円）

工区名	全体計画						○○まで施行済		当該年度実施計画		次年度以降残		適用
	費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
○○○	本工事費			式	1.0								
		頭首工	エプロン										
			コンクリート180kg/cm2	m2									○○m2
			護床工										
			異形ブロック○ｔ	m2									
□□		排水路	R.Cフルーム	m									
	測量及び試験費												
	船舶及び機械器具費												
	…												
	工事諸費計												

（備考）変更実施計画については、当初計画を上段に（　）とする。

（別記様式第４号）（第８関係）

年　　月　　日　発生　　事業種別
（災　　害　　名）

地区
災害復旧工事緊急応急費概算調書

農政局名　又は　県名
（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

１．事 業 名

国営○○○○事業○○地区○○災害復旧事業

２．地 区 名

工区名	当該施設の受益面積	所　　在　　地
○○工区	○○○．○ha	○○県○○市○○大字○○

３．災害の原因及び被災状況

４．緊急応急費を要する理由

５．復旧計画の概要

復旧事業計画概要（数量、延長、単価、金額の概数を記載）を示し、そのうち緊急応急費として必要なものの数量金額を算出すること。

６．添付図書

（１）被害状況の写真

（２）一般平面図

（３）箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図

（４）その他

（別記様式第５号）（第９関係）

年発生　直轄／代行　地区／工区　災害復旧事業（変更）

平成　　年度　　実施設計書

基本事業種別	被災年月日		所　在　地
	当　初	再　度	

農政局名　又は　県名

（北海道開発局○○開発建設部／沖縄総合事務局）

（単位：千円）

被　害 工区名	当初決定額（　年　月） <○○災害>　（A）						年度別施行済額　（B）						前災の残額 (C=A−B)		今回の被害額 <△△災害>						適　用
	費目	工種	名称 形状 寸法	単位	数量	金額	年度		年度		計		数量	金額	増　破		その他		計		
							数量	金額	数量	金額	数量	金額			数量	金額	数量	金額	数量	金額	

（別記様式第６号）（第10関係）

年予　直轄（代行）　地区（工区）　災害復旧事業完了調書

基本事業種別	被災年月日	所在地	予算額		
			年度	年度	計

農政局名　又は　県名
（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

（単位：千円）

工区名	決定額						完了額		年度別完了額				残額	適用
									年度		年度			
	費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
○○○	本工事費			式	1.0									
		頭首工	エプロン											
			コンクリート180kg/cm2	m2										○○m2
			護床工											
			異形ブロック○ｔ	m2										
□□		排水路	R.Cフルーム	m										
	測量及び試験費	…												
	船舶及び機械器具費													
	…													
	工事諸費													
	計													

（備考）当初決定額の変更がされた場合には、当初決定額を上段に（　）書とする。

§４　農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱の運用について

昭和55年９月４日　55構改Ｄ第 576号
平成13年４月10日　12農振　第2096号
最終改正　令和２年４月１日　元農振　第3615号
（構造改善局長から各地方農政局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

「農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱」（昭和55年９月４日付け55構改Ｄ第575号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第２及び第12の規定に基づき、下記のとおり定めたので、事業の実施に当たって遺憾のないようにされたい。

なお、「直轄並びに代行事業災害の取扱いについて」（昭和30年１月17日付け30地局第315号農地局長通知）は廃止する。ただし、同通知に基づき、既に実施しているものについては、なお従前の例によるものとする。

また、基本事業に係る施設（農地を含む。）がしゅん功した場合においては、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、事業所長等（代行事業にあっては都道府県知事）からしゅん功を了した旨報告があった日から遅くとも90日以内にしゅん功認定を終了し、しゅん功認定を終了した日から90日以内に当該土地改良区等に引継ぎを了するものとすることについては、従前どおり留意されたい。

記

１．採択下限について

要綱第２でいう「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次のいずれか一つに該当するもの以外のものとする。

（１）要綱第２第１号の場合のうち直轄事業に係るものについては、１地区の復旧事業費（当該地区内における１箇所の復旧事業費75万円以上のものの合計額をいう。）が500万円以上であるものとする。ただし、当該直轄事業が管理事業以外の事業であるものにあっては当該事業に係る地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の１を超えるものに限る。

（２）要綱第２第１号の場合のうち代行事業に係るもの並びに要綱第２第

２号及び第３号の場合については、１箇所の復旧事業費が75万円を超えるものとする。

（３）要綱第２第４号のアの場合については、１箇所の復旧事業費が概ね2,000万円を超えるものとする。

２．事業完了等について

要綱第２第２号及び第４号でいう「事業が完了した」とは「土地改良財産の管理及び処分に関する基本通達」（昭和60年４月１日付け60構改Ｂ第499号農林水産省構造改善局長通知）の第３の３－土５－３において定める管理委託の時期をいう。

３．経済自立の時期について

要綱第２第３号でいう「経済自立の時期に達していないと認められる場合」とは、その地区の入植予定者の大半が入植を終了した年から３年を経過していない場合とする。ただし、増反者と入植者の双方が当該施設によって利益を受けている場合は、入植面積が増反面積と等しいか又は大きい場合のみとする。

４．軽微な変更について

（１）要綱第４及び第７でいう「軽微なもの」とは、主要な工事の形状、寸法、材質等若しくは位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとする。

（２）地方農政局長は、（１）に規定する軽微な変更を実施したときは、速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

§５　農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱

平成元年４月１日　元構改Ｄ第 148号
平成22年４月１日　21農振　第2309号
最終改正　令和３年４月１日　２農振　第2703号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

第１　趣　　旨

農地保全に係る直轄海岸保全施設（海岸法（昭和31年法律第101号）の規定に基づき農林水産大臣が施行する工事に係る海岸保全施設（水産庁の所掌に係るものを除く。）をいう。）及び直轄地すべり防止施設（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の規定に基づき農林水産大臣が施行する工事に係る地すべり防止施設（林野庁の所掌に係るものを除く。）をいう。）の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）の事務の取扱いについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号。以下「負担法」という。）、海岸法、地すべり等防止法その他の法令に特別の定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２　災害復旧事業の対象施設

農林水産大臣は、次に掲げる施設が負担法第２条第１項に規定する災害（以下「災害」という。）を受け、当該施設に係る災害復旧事業の規模が農林水産省農村振興局長が別に定める要件を満たす場合には、海岸法第６条又は地すべり等防止法第10条の規定に基づいて災害復旧事業を実施する。

（１）海岸法第６条第１項の規定に基づき農林水産大臣が自ら工事を施行している直轄海岸保全施設で、工事完了（一連の計画に基づく工事の部分完了を含む。（２）において同じ。）後、都道府県知事に管理の引継ぎを行っていないもの

（２）地すべり等防止法第10条第１項の規定に基づき農林水産大臣が自ら工事を施行している直轄地すべり防止施設で、工事完了後、都道府県知事に管理の引継ぎを行っていないもの

（３）都道府県知事が管理している地すべり防止施設で、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が直轄地すべり防止施設と密接な関連を有するものとして直轄災害復旧事業を施行すること

を当該都道府県知事と合意したもの

第３　災害報告

第２に規定する場合には、当該施設に係る事務所長又は事業所長（以下「事業所長等」という。）は、遅滞なく、地方農政局長に被害状況、被害額等を報告しなければならない。

２　地方農政局長は、前項の規定により事業所長等から報告をうけたときは、遅滞なく、農林水産大臣に電話その他の方法により報告しなければならない。

３　事業所長等は、災害発生後速やかに災害報告書（別記様式第１号）を地方農政局長に提出しなければならない。

４　地方農政局長は、前項の規定により提出された災害報告書を災害発生後15日以内に内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第４　災害復旧事業計画書の提出

事業所長等は、災害発生後速やかに災害復旧事業計画書（別記様式第２号）を地方農政局長に提出しなければならない。

２　地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書を、災害発生後30日以内に、内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

３　事業所長等は、災害復旧事業計画書の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、速やかにこれを変更し、地方農政局長に提出しなければならない。

４　地方農政局長は、前項の規定により提出された災害復旧事業計画書の変更内容を審査の上、農林水産大臣に提出するものとする。

第５　事業費の積算基準

災害復旧事業の設計単価、歩掛等は、通常の直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設に係る事業と同一の取扱いとする。

２　工事諸費等については、原則として次に定めるところによるものとする。

（１）測量設計費は、本工事費の100分の1.6を乗じて得た額以内の額（被災した施設を原形に復旧することが不可能なため、当該被災した施設と同等な機能を有する施設を築造する場合で特に地質調査を必要とするときは、必要額を積み上げて得た額）とする。

（２）船舶及機械器具費及び事業車輌費の合計額は、本工事費の額に100分の1.2を乗じて得た額以内の額とする。

（３）用地費及補償費及び営繕費は、必要額を積み上げて得た額とする。

（４）工事諸費は、次に掲げる額以内の額とする。

ア　工事が２か年にわたる場合　本工事費の額及び前各号に掲げる費用を合計して得た額に100分の5.6（初年度にあたっては100分の2.2）を乗じて得た額以内の額（第２年度にあっては、全体工事諸費の額から初年度分工事諸費を差し引いて得た額）

イ　工事が単年度施行の場合　本工事費の額及び前各号に掲げる費用を合計して得た額に100分の2.2を乗じて得た額以内の額

第６　事業費の決定及び通知

農林水産大臣は、第４の規定により提出された災害復旧事業計画書と現地調査の結果に基づいて事業費の額を決定又は変更する。

２　農林水産大臣は、前項の規定により事業費を決定又は変更したときは、これを地方農政局長に通知するものとし、地方農政局長は、遅滞なく、事業所長等に通知するものとする。

第７　実施計画書の承認

地方農政局長は、第６の規定に基づいて事業費の決定通知をうけた場合には、実施計画書（別記様式３号）を農林水産大臣に提出し、その承認を受けるものとする。また、これを変更（軽微なものを除く。）しようとするときも同様とする。

第８　緊急応急工事の取扱い

地方農政局長は、次の各号の一に該当する応急工事について、農林水産大臣の承認を受けて、工事費の決定前にこれを施行することができる。

（１）海岸が被災して通常の状態における海水が進入し、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいための緊急に施行しなければならない仮締切工事

（２）海岸が被災して次期高潮等により当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため又はそのおそれが大きいため緊急に施行しなければならない決壊防止工事

（３）地すべり防止施設が被災したことにより地下水位が異常に上昇し、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与える地すべりの発生するおそれが大きいため緊急に施行する必要がある地下水位を低下させるための工事

（４）地すべり防止施設が被災したことにより地すべり現象が活発になり、当該被災施設に隣接する施設又は背後地に甚大な被害を与えるおそれが大きいため緊急に施行する必要のある地すべりを抑止するための工事

２　地方農政局長は、前項の承認を受けようとする場合は、緊急応急費概算調書（別記様式第４号）を提出するものとする。

ただし、当該調書を作成する余裕がない場合には、電話その他の方法により申請するものとし、その後速やかに当該調書を作成するものとする。

第９　事業実施中又は着手前に災害が発生した場合の処置

第６の規定により事業費が決定された地区において、当該災害復旧事業の施行中又は着手前に災害が発生した場合における申請に当たっては、第４の規定によるほか、再度災害復旧事業総括表（別記様式第５号）を添付するものとする。

第10　完了報告

地方農政局長は、災害復旧事業が完了したときは、速やかに竣工検査を行い、翌年度の６月末日までに、災害復旧事業完了調書（別記様式６号）を添えて農林水産大臣に報告するものとする。

第11　負担金の納付

災害復旧事業の負担金の納付については、海岸法第29条及び地すべり等防止法第32条の規定によるものとする。

ただし、地方公共団体の負担率については、これらの規定にかかわらず、負担法第５条によるものとする。

第12　災害関連事業の取扱い

地方農政局長は、農地保全に係る直轄海岸保全施設の災害復旧事業のみでは再度災害防止に十分な効果が期待できない場合において、これと合併して行う事業（以下「災害関連事業」という。）を施行する必要があると認められるときは、農林水産省農村振興局長が別途定める図書を添付して、農林水産大臣に当事業に必要と見込まれる事業費を申請することができる。

２　農林水産大臣は、前項の規定により当事業に必要と見込まれる事業費の申請を受けた場合には、第６の規定に準じて、災害関連事業の事業費の決定及び通知を行うものとする。

３　地方農政局長は、災害関連事業の変更（軽微なものを除く。）の必要が生じたときは、第１項に規定する図書を農林水産大臣に提出するもの

とする。

第13　委　　任

災害復旧事業の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、農林水産省農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

（別記様式第１号）（第３関係）

年　　月　　日　　発生　　事　業　種　別

（災　　害　　名）

地区

災　害　報　告　書

農政局名　又は　県名

（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

１．事　業　名

国営○○○○事業

２．地　区　名

○○○地区

３．事業所等所在地

○○県○○市○○

４．災害復旧概要

区域名（工区名）	ブロック名	工　　種	数　　量	被 害 額	竣功検査 年 月 日
				千円	
計					

注：海岸災はブロック名の欄を空欄にする

５．被災原因

（１）　被災年月日

（２）　被災時の概況、及び被災原因の検討

（３）　気象状況（表で示すこと。別紙参照）

６．基本事業概要

（１）　地区面積　　ha（田　　ha、畑　　ha）

（２）　受益者数　　人

（３）　着工（開始）年度　　平成　　年度

（４）　完了年度　　平成　　年度（予定）

（５）　事業の進捗状況

主たる工種	総事業		前年度まで		当該年度		残事業		当該年度残事業	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
		千円		千円		千円		千円		千円
計										

注：当該年度残事業欄には、未契約事業に係るものを記入すること。

７．その他必要な事項

８．図面及び被災写真等

（１）位置図は、建設事業計画一般平面図又は５万分の１の地形図に、主要工事の前年度まで施行済、前年度施行済、本年度施行、次年度以降施行予定区間を明示すること。

（２）被災写真は、被災概況が確認できるものを添付すること。

（３）その他　被災状況に応じて必要な図書を添付すること。

［別紙］

気象状況（５．（３））は、下表のうち必要なもの（災害発生の原因となったもの）のみ記載すること。

ア　水害の場合

（ア）降雨状況（日雨量、連続雨量又は融雪量）

観測所名	所在地	月　日	月　日	月　日	月　日	連　続 雨　量	備　考
		mm	mm	mm	mm		

注　備考欄には、降雨、融雪の区分等を記入すること。

（イ）降雨状況

観測所名	所在地	月　日 時～時	時～時	時～時	時～時	時～時	時～時
		mm	mm	mm	mm	mm	mm

注　本表は、短時間に多量の降雨があった場合のみ作成すること。

（ウ）主要河川の洪水状況

水系名	観測所名	所在地	警戒水位	最　大 洪水位	日　時	備　考
			m	m		

注　備考欄には、水位の基準面を示すとともに、水位の観測方法（目測、実測、聴取等）を記入すること。

イ　暴風災害又は高潮災害の場合

（ア）風速及び気圧

観測所名	所在地	日　時	最低気圧	最大風速	備　　考
			mb	m/sec	

（イ）潮　位

観測所名	所在地	日　時	被災時 最高潮位	潮位偏差	備　　考
			m	m	

注　備考欄には、潮位の基準面を示すとともに、潮位の観測方法（実測、目測、聴取等）を記入すること。

（ウ）降雨状況

（エ）主要河川の洪水状況

} アに同じ

ウ　地震の場合

観測所名	所在地	日　時	震　度	備　　考
				１．震源位置 ２．マグニチュード

（別記様式第２号）（第４関係）

年　　月　　日　　発生
（災　　害　　名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿地区

災害復旧事業計画書

農政局名
（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

目　　次

１．　事業名　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
２．　地区名　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
３．　事業所等所在地　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
４．　被災状況及び被災原因　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）　被災年月日　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）　気象状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（３）　被災状況及び被災原因　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
５．　復旧計画概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）　復旧計画概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）　年度区分計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
６．　復旧事業設計書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（１）　事業費総括表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（２）　工事内訳書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（３）　単価表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（４）　各種計算書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
（５）　各種図面　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
７．　権利、補償関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
８．　その他参考となるべき事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・
９．　被災写真　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

１．事　業　名

国営○○○○事業○○地区○○災害復旧事業

２．地　区　名

区域名 （工区名）	ブロック名	所　　在　　地

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

３．事業所等所在地

○○県○○市○○

４．被災状況及び被災原因

（１）被災年月日

年　　月　　日

（２）気象状況

（別記様式第１号）の別紙に準ずること。

（３）被災状況及び被災原因

詳述すること。

５．復旧計画概要

（１）復旧計画概要

区域名 （工区名）	ブロック名	工　　種	復旧工法の概要
			要約し、記述する。

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

（２）年度区分計画

区域名 （工区名）	ブロック名	工種	総　事　業		年度		年度	
			数量	金額	数量	金額	数量	金額
				千円		千円		千円

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

６．復旧事業設計書

（１）事業費総括表

○○地区　災害復旧事業費総括表

金＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称	摘　　要	数　量	単位	金　額	備　　考
本　工　事　費					(A)
｛					
｛					
測量及び試験費					(A)×$\frac{1.6}{100}$
船舶及び機械器具費					(A)×$\frac{1.2}{100}$
用地費及び補償費、営繕費					
工　　事　　費					(B)
工　事　諸　費					(C)=(B)×α
(緊急応急費)					(D)
事　　業　　費					(B)+(C)+(D)

（２）工事内訳書
（３）単　価　表　　基本事業と同一扱いとする。
（４）各種計算書　　（土地改良事業等請負工事の原価積算）
（５）各種図面

ア　地区一般平面図
イ　平　面　図　　被災前は点線、被災後の状況は細い実線、復旧計
ウ　縦横断面図　　画線は太い実線で表示すること。
エ　主要構造図

７．権利、補償関係

該当するものがあれば当該事項を記載し又は写しを添付すること。

８．その他参考となるべき事項

負担金の比率（国庫負担分と地元負担分）を記入すること。

地区名	事業費	国庫負担率	地　方　負　担　率			備　考
			都道府県			
		％ (　　千円)	％ (　　千円)	％ (　　千円)	％ (　　千円)	

９．被災写真

被災箇所ごとの被災状況、延長が机上で確認できる写真を整理して添付すること。

（別記様式第３号）（第７関係）

年発生直轄　　地　災害復旧事業（変更）

年度　　実施設計書

基本事業種別	被災年月日	所　　在　　地

農政局名

（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

（単位：千円）

区域名（工区名）	ブロック名	全　体　計　画						○○まで施行済		当該年度実施計画		次年度以降残		適　用
		費　　目	工　種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
		本工事費 測量及び試験費 船舶及び機械器具費 … 工事諸費 計												

（備考）変更実施計画については、当初計画を上段に（　）とする。

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

（別記様式第４号）（第８関係）

年　　月　　日　発生
（災　　害　　名）

地区
災害復旧工事緊急応急費概算調書

農政局長
（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

１．事 業 名

国営○○○○事業○○地区○○災害復旧事業

２．地 区 名

区域名（工区名）	ブロック名	当該施設の受益面積	所　在　地

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

３．災害の原因及び被災状況

４．緊急応急費を要する理由

５．復旧計画の概要

復旧事業計画概要（数量、延長、単価、金額の概数を記載）を示し、そのうち緊急応急費として必要なものの数量金額を算出すること。

６．添付図書

（１）被害状況の写真

（２）一般平面図

（３）箇所別平面図、縦横断平面図及び主要工作物の構造図

（４）その他

（別記様式第５号）（第９関係）

年発生　直轄　　地区　再度災害復旧事業総括表

平成　　年度　　実施設計書

基本事業種別	被災年月日		所　在　地
	当　初	再　度	

農政局名

（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

（単位：千円）

被害区域名（工区名）	被害ブロック名	当初決定額（　年　月）<○○災害>　(A)						年度別施行済額　(B)						前災の残額 (C=A−B)		今回の被害額 <△△災害>						適　用
		費目	工種	名称形状寸法	単位	数量	金額	年度		年度		計		数量	金額	増　破		その他		計		
								数量	金額	数量	金額	数量	金額			数量	金額	数量	金額	数量	金額	

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

（別記様式第６号）（第10関係）

年発生　直轄　　地区　災害復旧事業完了調書

基本事業種別	被災年月日	所在地	予算額		
			年度	年度	計

農政局名
（北海道開発局○○開発建設部
沖縄総合事務局）

（単位：千円）

区域名（工区名）	ブロック名	決定額						完了額		年度別完了額				残額	適用
										年度		年度			
		費目	工種	名称・形状・寸法	単位	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額		
		本工事費 測量及び試験費 船舶及び 機械器具費 … 工事諸費 計													

（備考）当初決定額の変更がされた場合には、当初決定額を上段に（　）書とする。

注：海岸災はブロック名欄を空欄にする

§６　農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱の運用について

平成元年４月１日　元構改Ｄ第149号
平成13年１月５日　12構改Ａ第961号
最終改正　令和２年４月１日　元農振 第3617号
（構造改善局長から各地方農政局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

農地保全に係る直轄海岸保全施設及び直轄地すべり防止施設災害復旧事業事務取扱要綱（平成元年４月１日付け元構改Ｄ第148号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第２、第12及び第13の規定に基づき、下記のとおり定めたので、御了知の上、事業の実施に当たって特段の御配慮をお願いする。

なお、貴管下各都府県知事に対しては貴職から通知願いたい。

記

１　採択下限について

要綱第２でいう「農村振興局長が別に定める要件」は、１地区の復旧事業費（当該地区内における１箇所の復旧事業費75万円以上のものの合計額をいう。）が500万円以上であり、かつ当該事業に係る地区における直轄事業の当該年度残事業費の100分の１を超えるものであることとする。

２　軽微な変更について

（１）要綱第４、第７及び第12でいう「軽微なもの」とは、主要な工事の形状寸法、材質等、位置又は工種の変更以外のもので、既定事業費の10パーセント以内の変更をいうものとする。

（２）地方農政局長は、（１）に規定する軽微な変更を行ったときは速やかにその変更概要を農村振興局長に報告しなければならない。

３　災害関連事業の申請について

（１）要綱第12でいう「農村振興局長が別途定める図書」とは、別紙様式第１及び別紙様式第２）のとおりとする。

（２）災害関連事業費の積算基準については、要綱第５を準用するものとし、原則として、農地保全に係る直轄海岸保全施設災害復旧事業費を超えないものであり、かつ、当該事業に係る地区における一箇所の災害関連事業費が5,000万円を超えるものであって、当該年度の実施計画に計上されている施工箇所以外のものとする。

（別紙様式第１）

年発生直轄　　地区災害関連事業費総括表

農政局名

（北海道開発局○○開発建設部
沖 縄 総 合 事 務 局）

基本事業種別	被災年月日	所　在　地

（単位：千円）

発生災害別	海岸名	申請事業費				備考
		箇所	工事費	工事諸費	計	

（別紙様式第２）

年発生直轄　　地区災害関連事業計画概要

１．災害関連事業計画概要

区域名	工区名	工種	関連事業の概要

２．年度区分計画

区域名	工区名	工種	総事業費		年度		年度	
			数量	金額	数量	金額	数量	
				千円		千円		

３．災害関連事業設計書

(1) 事業費内訳表

○○地区　災害関連事業費内訳表

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名　　称	摘　　要	数　量	単位	金　　額	備　　考
本　工　事　費					(A)
｛					
測　量　設　計　費					(A)×$\frac{1.6}{100}$
船舶及び機械器具費					(A)×$\frac{1.2}{100}$
用地費及び補償費、営繕費					
工　事　費					(B)
工　事　諸　費					(C)=(B)×α
（緊　急　応　急　費）					(D)
事　業　費					(B)＋(C)＋(D)

(2) 工事内訳書
(3) 単　価　表　　復旧事業と同一扱いとする。
(4) 各種計算書　　（土地改良事業等請負工事の原価積算）
(5) 各種図面
　ア　地区一般平面図
　イ　平　面　図
　ウ　縦横断面図　　被災前、被災後の状況、復旧計画、関連事業計画を区分して表示すること。
　エ　主要構造図

４．負担金の比率

地区名	事業費	国庫負担率	地方負担率			備　考
			都道府県			
		% （　　千円）	% （　　千円）	% （　　千円）	% （　　千円）	

§７　関係通知集

１　土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知について
（抜粋）

昭和60年４月１日　60構改Ｂ第 499号
最終改正　令和３年１月７日　２農振第2497号
（構造改善局長から各地方農政局長、北海道開発局長、
各開発建設部長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて）

（管理委託の時期）

３―土５―３　部局長は、国営土地改良事業の工事が完了し、又は施設完了したときにおいて、次の取扱いにより速やかに管理委託を行うものとする。

（１）国営土地改良事業の工事の完了

国営土地改良事業の工事が完了したときとは、当該事業に係る土地改良事業計画に定められたすべての施設が竣功したときとする。（施設機能監視制度実施要綱（平成５年10月20日付け５構改Ｄ第720号農林水産事務次官依命通達）に基づく施設機能監視制度を適用する地区にあっては、同要綱第３の１に定める指定工程以外のすべての工事が完了したものとして地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）の認定があったときとする。以下同じ。）。

（２）施設完了

施設完了したときとは、国営土地改良事業により造成される施設群の一が竣功し、その効用の全部又は一部を発揮しているものとして地方農政局長の認定があったときをいうものとする。

２　国営土地改良事業の工事の完了等に伴う土地改良施設の移管等に関する事務について（抜粋）

平成８年３月28日　８―14

（構造改善局総務課施設管理室長、建設部設計課長、水利課長、開発課長、防災課長から各地方農政局農政部長、建設部長、北海道開発局農業水産部長、沖縄総合事務局農林水産部長あて）

第２　施設完了の認定

建設関係部課は、土地改良施設がその効用の全部又は一部を発揮することにより関係農家が利用しうる状態であり、かつ、当該土地改良施設の管理予定者である都道府県、土地改良区等において、当該土地改良施設に係る維持管理事業を開始できる場合には、その旨及び次に掲げる書類を添付して管理委託に伴う事項等について管理関係部課と調整の上、地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の決裁を経て、基本通達３―土５―３に規定する施設完了に関する認定を得ることができるものとする。

（１）土地改良施設整理台帳の記載事項及び関係図面

（２）管理受託予定者の当該土地改良施設を管理受託する旨の内諾書

（３）その他必要な事項（当該施設完了後から国営土地改良事業のすべての工事の完了時までに建設関係部課が処理すべき事項等がある場合には、その事項の内容等）

３　補助災害復旧事業扱いとなったものの処置について

昭和31年２月14日　農林省農地局長通達　31地局第778号（災）

直轄並びに代行事業で造成された施設の全部又は一部が被災し、補助事業として採択した場合の当該施設の所属は国営災害復旧事業で行う場合と同様に国の施設とし、工事終了後は土地改良財産の管理及び処分に関する政令第１条の規定に準じ関係団体に管理委託の手続を採ることにするから、事業割当以前にあらかじめ関係事業主体から承諾書を徴しておくようされたい。

４　直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について

（昭和42年５月９日42農地Ｄ第519号農林事務次官から九州農政局長あて）

直轄施行に係る海岸保全施設工事（以下「直轄工事」という。）の全部もしくは一部を完了し、または廃止した場合は主務大臣はその旨を公示し、また当該海岸保全施設は関係海岸管理者に引渡すこととなるが、その事務処理については、下記によることとされたので遺憾のないように願いたい。

以上、命により通達する。

記

一　直轄工事の全部もしくは一部を完了した場合は、地方農政局長はすみやかに農林大臣あて工事完了届に事業成績書の写しを添えて提出するとともに、現地において係官を立合いさせ、関係海岸管理者に対し、事業成績書を交付して当該海岸保全施設の引渡しを行ない、同時に海岸管理者から受領書を徴収するものとする。

二　地方農政局長は、海岸保全施設の引渡しを完了したときは、受領書の写しを添えてすみやかにその旨を農林大臣あて報告するものとする。

三　直轄工事の廃止をした場合は、地方農政局長はすみやかに大臣あて工事廃止届を提出するものとする。

VI　激 甚 法 関 係

Ⅵ－１　激甚関係法令集

１　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（抄）

	昭和37年９月６日	法律第150号
改正	昭和38年３月31日	法律第 71号
〃	昭和38年７月11日	法律第133号
〃	昭和38年８月１日	法律第162号
〃	昭和39年７月１日	法律第129号
〃	昭和39年12月24日	法律第184号
〃	昭和40年５月１日	法律第 53号
〃	昭和40年６月２日	法律第108号
〃	昭和41年３月31日	法律第 27号
〃	昭和42年６月26日	法律第 43号
〃	昭和42年７月13日	法律第 56号
〃	昭和42年７月29日	法律第 98号
〃	昭和44年６月10日	法律第 41号
〃	昭和44年12月９日	法律第 83号
〃	昭和44年12月９日	法律第 85号
〃	昭和45年５月18日	法律第 69号
〃	昭和46年11月29日	法律第115号
〃	昭和47年12月８日	法律第131号
〃	昭和48年７月５日	法律第 46号
〃	昭和49年12月28日	法律第117号
〃	昭和50年７月11日	法律第 60号
〃	昭和50年７月11日	法律第 61号
〃	昭和50年10月27日	法律第 69号
〃	昭和53年７月５日	法律第 87号
〃	昭和53年10月27日	法律第 97号
〃	昭和55年６月10日	法律第 80号
〃	昭和56年４月10日	法律第 21号
〃	昭和56年６月11日	法律第 79号
〃	昭和57年５月13日	法律第 45号
〃	昭和57年５月18日	法律第 50号
〃	昭和57年８月31日	法律第 87号
〃	昭和59年４月27日	法律第 19号
〃	昭和59年５月11日	法律第 28号
〃	昭和59年７月13日	法律第 54号
〃	昭和61年５月16日	法律第 50号
〃	昭和63年３月31日	法律第 14号
〃	平成２年６月27日	法律第 50号
〃	平成２年６月29日	法律第 58号
〃	平成５年５月21日	法律第 48号
改正	平成５年11月12日	法律第 89号
〃	平成６年６月29日	法律第 49号
〃	平成６年６月29日	法律第 57号
〃	平成６年７月１日	法律第 84号
〃	平成８年５月31日	法律第 55号
〃	平成10年３月31日	法律第 22号
〃	平成10年４月17日	法律第 40号
〃	平成10年９月28日	法律第110号
〃	平成10年10月２日	法律第114号
〃	平成11年７月16日	法律第 87号
〃	平成11年12月22日	法律第160号
〃	平成11年12月22日	法律第222号
〃	平成12年５月12日	法律第 59号
〃	平成12年５月31日	法律第 98号
〃	平成12年５月31日	法律第 99号
〃	平成13年12月７日	法律第146号
〃	平成14年７月31日	法律第 98号
〃	平成14年11月22日	法律第109号
〃	平成14年11月29日	法律第119号
〃	平成15年４月30日	法律第 31号
〃	平成17年７月６日	法律第 82号
〃	平成17年10月21日	法律第102号
〃	平成17年11月７日	法律第123号
〃	平成19年４月23日	法律第 30号
〃	平成19年５月25日	法律第 58号
〃	平成19年６月１日	法律第 70号
〃	平成22年12月10日	法律第 71号
〃	平成23年８月30日	法律第105号
〃	平成24年６月27日	法律第 51号
〃	平成24年８月22日	法律第 67号
〃	平成25年６月21日	法律第 57号
〃	平成26年４月23日	法律第 28号
〃	平成27年５月20日	法律第 22号
〃	平成27年５月27日	法律第 29号
〃	平成28年３月31日	法律第 17号
〃	平成28年５月20日	法律第 47号

第１章　総　　則

（趣　旨）

第１条　この法律は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第２条　国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

２　前項の指定を行う場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

３　前２項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第２章　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第３条　国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

（１）　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

（２）　前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

（３）　公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第１項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第24条第１項において同じ。）の施設の災害復旧事業

（４）　公営住宅法（昭和26年法律第193号）第８条第３項の規定の適用

を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

（５）　生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

（６）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第２項から第４項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

（６）の２　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第４条第１項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第３条第２項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

（６）の３　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

（７）　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第１項又は第２項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

（８）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第79条第１項若しくは第２項又は第83条第２項若しくは第３項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第５条第７項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

（９）　売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業

（10）　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

（11）　激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

関する法律第58条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第57条第４号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業

（11）の２　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する幼稚園（第17条第１項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業

（12）　激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。）

（13）　激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）

（14）　激甚災害の発生に伴い侵入した水で浸水状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの

２　前項第６号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第56条の２第１項第１号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第２号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第56条の３の規定を準用する。

（特別財政援助額等）

第４条　前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第１項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

（１）　激甚災害が発生した年の４月１日の属する会計年度における当該

都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第２条第４項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の100分の10をこえ、100分の50までに相当する額については、100分の50

（２）　前号に規定する標準税収入の100分の50をこえ、100分の100までに相当する額については、100分の55

（３）　第１号に規定する標準税収入の100分の100をこえ、100分の200までに相当する額については、100分の60

（４）　第１号に規定する標準税収入の100分の200をこえ、100分の400までに相当する額については、100分の70

（５）　第１号に規定する標準税収入の100分の400をこえ、100分の600までに相当する額については、100分の80

（６）　第１号に規定する標準税収入の100分の600をこえる額に相当する額については、100分の90

２　特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。

３　前２項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第１項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行うものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。

４　前条第１項第12号から第14号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行う。

５　激甚災害に係る前条第１項第５号から第６号の３まで及び第９号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第11号の２に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の12分の１に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。

６　第１項から第３項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第３章　農林水産業に関する特別の助成

（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）

第５条　激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下この条において同じ。）又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業（当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業をいう。以下この条において同じ。）については、国は、都道府県に対し、災害復旧事業にあつては暫定措置法第３条第１項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる経費を補助することができる。

（１）　都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部

（２）　都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行うものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費（その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部

２　前項第１号の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額（災害復旧事業にあつては暫定措置法第３条第１項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。）のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ10分の９の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。

３　前２項の規定により国が補助する額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助）

第10条　国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより湛水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が10分の９を下らない率による

補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が10分の９をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）

第24条　激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、１箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては80万円以上120万円未満、その他の市町村にあつては30万円以上60万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、１学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第３条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和23年法律第109号）第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

２　激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、１箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の100分の50、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の100分の65に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については100分の90の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

３　前２項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

４　第１項又は第２項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

2　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（抄）

	昭和37年10月10日	政令第403号
改正	昭和38年７月11日	政令第247号
〃	昭和38年７月22日	政令第271号
〃	昭和39年７月11日	政令第244号
〃	昭和40年２月11日	政令第 14号
〃	昭和41年４月14日	政令第119号
〃	昭和42年９月18日	政令第298号
〃	昭和44年６月13日	政令第158号
〃	昭和46年11月29日	政令第360号
〃	昭和47年８月17日	政令第314号
〃	昭和47年12月８日	政令第417号
〃	昭和50年３月10日	政令第 26号
〃	昭和50年10月24日	政令第306号
〃	昭和50年10月28日	政令第310号
〃	昭和53年７月５日	政令第282号
〃	昭和53年７月11日	政令第286号
〃	昭和53年10月27日	政令第359号
〃	昭和56年４月17日	政令第131号
〃	昭和57年５月13日	政令第137号
〃	昭和57年８月31日	政令第237号
〃	昭和59年４月27日	政令第119号
〃	昭和59年５月11日	政令第129号
〃	昭和59年５月18日	政令第149号
〃	昭和59年11月２日	政令第315号
〃	昭和62年４月３日	政令第116号
〃	昭和62年６月９日	政令第203号
〃	昭和62年12月25日	政令第410号
〃	昭和63年９月13日	政令第270号
〃	平成２年11月９日	政令第325号
〃	平成３年１月25日	政令第 ６号
〃	平成５年11月８日	政令第352号
〃	平成６年12月21日	政令第398号
〃	平成７年６月14日	政令第238号
〃	平成10年３月31日	政令第102号
〃	平成10年４月17日	政令第161号
〃	平成10年10月30日	政令第351号
〃	平成10年12月28日	政令第421号
〃	平成11年10月29日	政令第346号
〃	平成12年３月29日	政令第121号
〃	平成12年３月29日	政令第132号
〃	平成12年６月７日	政令第303号
〃	平成12年６月23日	政令第361号
〃	平成12年12月27日	政令第553号
〃	平成14年４月１日	政令第142号
〃	平成14年12月18日	政令第385号
〃	平成15年10月22日	政令第459号
〃	平成16年４月１日	政令第144号
〃	平成17年４月１日	政令第143号
〃	平成19年２月23日	政令第 31号
〃	平成19年３月９日	政令第 44号
〃	平成19年３月22日	政令第 55号
〃	平成19年８月３日	政令第235号
〃	平成20年５月２日	政令第175号
〃	平成20年９月19日	政令第297号
〃	平成22年４月23日	政令第123号
〃	平成24年１月27日	政令第 19号
〃	平成25年２月６日	政令第 28号
〃	平成27年１月30日	政令第 30号
〃	平成27年３月27日	政令第110号
〃	平成27年３月31日	政令第129号
〃	平成27年７月17日	政令第273号
〃	平成27年12月16日	政令第421号
〃	平成28年11月24日	政令第353号

第１章　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特定地方公共団体の基準等）

第１条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第３条第１項の政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村は、その年に発生した激甚災害（法第２条第１項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条第２項の規定により当該事項に係る法の規定の適用が指定された災害をいう。以下同じ。）に係る法第３条第１項各号に掲げる事業ごとの当該都道府県又は市町村の負担額を合算した額の当該激甚災害が発生した年の４月１日の属する会計年度における当該都道府県又は市町村の標準税収入（法第４条第１項第１号の標準税収入をいう。以下同じ。）に対する割合が都道府県にあつては100分の10、市町村にあつては100分の５を超えるものとする。

２　前項の都道府県又は市町村は、同項の事業に関する主務大臣が告示する。

（政令で定める公共土木施設）

第２条　法第３条第１項第２号の政令で定める施設は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第１条各号に掲げる公共土木施設で、法第３条第１項第２号に掲げる事業に係る国の負担割合が３分の２未満のものとする。

（堆積土砂に関する施設等の範囲）

第３条　法第３条第１項第12号の政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設（当該施設に係る堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除が当該施設の維持又は修繕に属する事業として当該事業に関する主務大臣が認めるものを除く。）とする。

（１）　河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川

（２）　道路法（昭和27年法律第180号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による道路

（３）　都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園その他地方公共団体が設置し、及び管理する公園及び緑地（自然公園法（昭和32年法律第161号）による自然公園を除く。）

（４）　下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道（終末処理場

を除く。）及び都市下水路

（５）　地方公共団体又はその機関が管理する運河（これに附属する公共施設を含む。）、溝渠及び広場

（６）　地方公共団体が維持管理する貯木場及び木材流送路（以下次条、第11条及び第21条において「林業用施設」という。）

（７）　漁業法（昭和24年法律第267号）による漁業権の設定されている水域（以下次条及び第11条において「漁場」という。）

（堆積の程度）

第４条　法第３条第１項第12号の政令で定める程度は、次の各号のいずれかに掲げる程度とする。

（１）　１の市町村の前条各号に掲げる施設の区域内及び当該施設の区域外において、激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下この条及び第21条において「堆積泥土等」という。）のうち、他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがある排除事業の対象となる堆積泥土等、国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業に附随して行う排除事業の対象となる堆積泥土等並びに林業用施設及び漁場の区域内の堆積泥土等を除いた堆積泥土等（以下「特定堆積泥土等」という。）の量が３万立方メートル以上であること。

（２）　１の市町村の前条各号に掲げる施設の区域内及び当該施設の区域外において、２千立方メートル以上の一団をなす特定堆積泥土等又は50メートル以内の間隔で連続する特定堆積泥土等でその量が２千立方メートル以上であるものについて当該市町村が施行する排除事業の事業費の合計額が、当該激甚災害が発生した年の４月１日の属する会計年度における当該市町村の標準税収入の10分の１に相当する額を超えること。

（３）　１の林業用施設の区域において、堆積泥土等の量が１万立方メートル以上であること。

（４）　１の市町村の地先の漁場の区域において、樹木を除く堆積泥土等の量が５万立方メートル以上であり、かつ、平均の堆積高が20センチメートル以上であること、又は堆積泥土等である樹木が1,000本以上であり、かつ、１平方キロメートル当たり200本以上であること。

（浸水状態の程度）

第５条　法第３条第１項第14号の政令で定める程度は、激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き１週間以上にわたり30ヘクタール以上であることとする。

（市町村の特別財政援助額の算定方法）

第６条　特定地方公共団体（法第３条第１項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）である市町村に係る法第４条第１項に規定する特別財政援助額（以下「特別財政援助額」という。）は、法第３条第１項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

（１）　激甚災害が発生した年の４月１日の属する会計年度における当該市町村の標準税収入の100分の５をこえ、100分の10までに相当する額については、100分の60

（２）　前号に規定する標準税収入の100分の10をこえ、100分の100までに相当する額については、100分の70

（３）　第１号に規定する標準税収入の100分の100をこえ、100分の200までに相当する額については、100分の75

（４）　第１号に規定する標準税収入の100分の200をこえ、100分の400までに相当する額については、100分の80

（５）　第１号に規定する標準税収入の100分の400をこえる額に相当する額については、100分の90

（事業ごとの地方公共団体の負担額）

第７条　法第４条第１項に規定する法第３条第１項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又は前条に規定する法第３条第１項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。

（１）　都道府県若しくは市町村又はその機関が施行する事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に規定する児童厚生施設及び同法第44条の２に規定する児童家庭支援センター並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第16項に規定する結核指定医療機関（以下この条及び第12条において「児童厚生施設等」という。）に係る事業を除く。）で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、法令の規定又は当該事業に関する主務大臣の定めるところにより当該主務大

臣が激甚災害の発生後遅滞なく算定した事業費の額（法令の規定により当該費用に充てる収入金があるときは、その収入金の額を当該事業費の額から控除した額とし、以下「査定事業費の額」という。）から国が負担し、又は補助する額を控除した金額

（２）　都道府県若しくは市町村の組合若しくは港務局（港湾法（昭和25年法律第218号）に基づく港務局という。以下同じ。）又は当該組合の管理者若しくは長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第287条の３第２項（同法第291条の13において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会）若しくは港務局の長が施行する事業で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、査定事業費の額に対する当該組合の規約又は港務局の定款で定められた分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額からその分担額に対応する国の負担額又は補助額を控除した金額

（３）　国が施行する事業で都道府県又は市町村が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額について当該都道府県又は市町村が負担する金額

（４）　国が施行する事業で第２号に規定する組合又は港務局が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額に対する同号に規定する分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額

（５）　市町村（市町村の組合を含む。）が施行する事業で国及び都道府県がそれぞれ費用の一部を負担するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について当該都道府県が負担する金額、市町村にあつては査定事業費の額から国及び都道府県が負担する額を控除した金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による当該市町村の分担額からその分担額に対応する国及び都道府県の負担額を控除した金額）

（６）　市町村（市町村の組合を含む。）又は社会福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施行する事業（児童厚生施設等に係る事業を除く。）で都道府県（地方自治法第252条の19第１項の指定都市及び同法第252条の22第１項の中核市を含む。以下この号及び第９条第４項において同じ。）が費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該都道府県の負担し、又は補助する金額の一部を負担し、又は補助す

るものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について都道府県が負担し、又は補助する金額から国が当該都道府県に対して負担し、又は補助する金額を控除した金額、市町村にあつては査定事業費の額から都道府県が負担し、又は補助する額を控除した金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による市町村の分担額から当該市町村の分担額に対応する都道府県の負担額又は補助額を控除した金額）

（７）　都道府県又は市町村が施行する事業でその事業費につき国が費用を負担しないもの（児童厚生施設等に係る事業を除く。）については、査定事業費の額

２　法第３条第１項第５号から第10号までに掲げる災害復旧事業に係る前項の査定事業費には、１の施設についてその復旧に要する費用の額が60万円（児童福祉法第39条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第４条第１項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）及び認定こども園法一部改正法附則第３条第２項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（第12条第１項第１号において「幼保連携型認定こども園等」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第12項に規定する感染症指定医療機関（同条第16項に規定する結核指定医療機関を除く。）並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第１項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する幼稚園（第12条第１項第１号において「特定私立幼稚園」という。）については、30万円）未満のものは、算入しないものとする。

（特別財政援助額の事業別の交付等の方法）

第８条　国は、特定地方公共団体に係る特別財政援助額を次の算式により法第３条第１項各号に掲げる事業ごとに分割し、その分割した特別財政援助額（以下「事業別財政援助額」という。）の当該各事業に係る査定事業費の額等に対する割合を、次項から第４項まで又は次条に定めるところによ

り、これらの事業に係る国の負担割合に加算して、交付金を交付し、又は負担金を減少するものとする。

2　前条第１項第１号又は第２号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をこれらの事業に係る国の負担割合に加算し、同項第３号又は第４号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をこれらの事業に係る特定地方公共団体の負担割合から減少するものとする。

3　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業については、これらの事業を一の事業とみなして第１項の規定を適用するものとし、当該一の事業としての事業別財政援助額の前条第１項第１号又は第３号に該当する事業に係る査定事業費の額及び同項第２号又は第４号に該当する事業に係る特定地方公共団体の分担額の総額に対する割合（同項第２号又は第４号に該当する事業にあつては、その割合に当該組合の規約又は港務局の定款で定める特定地方公共団体の分担割合を乗じて得た割合）を前項に規定する事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合とみなして同項の規定を適用するものとする。

4　前条第１項第７号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をその事業に係る交付金の割合とする。

第９条　第７条第１項第５号に掲げる事業については、国の負担割合にあつては、市町村の事業別財政援助額及び都道府県の事業別財政援助額を合算した額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合に加算するものとし、特定地方公共団体である都道府県の負担割合にあつては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該都道府県の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合から減少するものとする。

2　市町村（市町村の組合を含む。）が施行する第７条第１項第６号に掲げる事業については、当該事業を施行する市町村又は当該事業を施行する市町村の組合を組織する市町村が特定地方公共団体である場合においては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該市町村の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該事業に係る都道府県の負担割合に加算するものとする。

3　前項の規定により都道府県が特定地方公共団体である市町村又はその組織する組合に対して事業別財政援助額を交付する場合における当該都道府県が負担し、又は補助する金額に対する国の負担割合は、国が他の法令の

規定により都道府県に交付する負担金又は補助金の額に市町村の事業別財政援助額（当該都道府県が特定地方公共団体である場合には、更に、都道府県の事業別財政援助額を加算した金額）を合算した金額の同項の規定により都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合とする。

４　前項に規定するもののほか、特定地方公共団体である都道府県が費用の一部を負担し、又は補助する第７条第１項第６号に掲げる事業については、都道府県の事業別財政援助額の当該都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合をそれぞれの事業に係る国の負担割合に加算するものとする。

（事業別財政援助額等に係る割合の算定）

第10条　前２条の規定により算定する事業別財政援助額の査定事業費の額等に対する割合は、小数点以下３位まで算出するものとし、４位以下は、四捨五入するものとする。

（排土排水事業に係る主務大臣の区分）

第11条　法第４条第４項の政令で定める区分は、法第３条第１項第12号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るものを除く。）、同項第13号に掲げる事業及び同項第14号に掲げる事業でその地域が主として市街地である一団の浸水地域に係るものにあつては、国土交通大臣、同項第12号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るものに限る。）及び同項第14号に掲げる事業で国土交通大臣の所掌に属するもの以外のものにあつては、農林水産大臣とする。

（事業別財政援助額に係る国の交付金の交付等）

第13条　第８条又は第９条の規定による事業別財政援助額に係る交付金は、毎会計年度において交付する法第３条第１項各号に掲げる事業に係る負担金若しくは補助金の額又は当該事業の実施状況等に応じて、当該年度内に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合においては、翌年度以降において交付することができるものとする。

２　この章に定めるもののほか、法第４条の規定による特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、法第３条第１項各号に掲げる事業に関する主務大臣が定める。

第２章　農林水産業に関する特別の助成

（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる地域）

第14条　法第５条第１項の政令で定める地域は、農地及び農業用施設の災害

復旧事業（法第５条第１項に規定する災害復旧事業をいう。以下この条及び次条から第19条までにおいて同じ。）並びに農業用施設の災害関連事業（法第５条第１項に規定する災害関連事業をいう。以下この条及び次条から第18条までにおいて同じ。）に係るものにあつては第１号、林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るものにあつては第２号に掲げる区域とする。

（１）　その市町村の区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、当該経費につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）第３条第１項の規定により国が補助する額又は通常国が補助する額を差し引いて得た額（以下この条及び次条から第17条までにおいて「通常補助控除額」という。）の総額が、その市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を２万円に乗じて得た額をこえる市町村の区域

（２）　（略）

２　前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる額）

第15条　法第５条第２項の政令で定める額は、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業に係るものにあつては第１号、林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るものにあつては第２号に掲げる額とする。

（１）　市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に係る通常補助控除額の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を１万円に乗じて得た額をこえる場合において、そのこえる部分の額を当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

（２）　（略）

（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる額の区分）

第16条　前条各号に掲げる額に相当する部分の額は、次の各号に掲げる事業

ごとに、当該各号に掲げる額に区分するものとする。

（１）　農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業

イ　市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設（以下この号において「農地等」という。）について、その年に発生した激甚災害に係る通常補助控除額の総額（以下この条において「市町村別通常補助控除総額」という。）のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けた者の総数を１万円に乗じて得た額をこえ２万円を乗じて得た額までの部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ロ　市町村ごとに、農地等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を２万円に乗じて得た額をこえ６万円を乗じて得た額までの部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ハ　市町村ごとに、農地等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を６万円に乗じて得た額をこえる部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

（２）　（略）

（農地等の災害復旧事業等に係る特別補助の率）

第17条　法第５条第２項の政令で定める率は、次のとおりとする。

（１）　農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業に係るもの

イ　前条第１号イに規定する額については、10分の７

ロ　前条第１号ロに規定する額については、10分の８

ハ　前条第１号ハに規定する額については、10分の９

（２）　（略）

（農地等の災害復旧事業等に係る補助金の交付等）

第18条　法第５条第１項の規定により国が補助する額のうち農地、農業用施

設又は林道の災害復旧事業に係るものの交付については、その額を暫定措置法第３条第１項の規定による補助金とみなして同法の規定を適用する。この場合において、補助を受けようとする都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、特別措置適用申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　法第５条第１項の規定により国が補助する額のうち農業用施設又は林道の災害関連事業に係るものは、通常の補助とあわせて、農林水産大臣の定めるところにより交付する。

（土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助の対象となる区域等）

第22条　法第10条の政令で定める区域は、激甚災害に伴う破堤又は溢｛いつ｝流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き１週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域とする。

２　前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

３　国が法第10条の規定により補助を行うことができる場合は、土地改良区又は土地改良区連合が、第１項の区域のうち、浸水面積について農林水産大臣が財務大臣と協議して定める一定割合以上の面積が土地改良区の地区である区域について、湛｛たん｝水の排除事業を施行する場合とする。

第４章　その他の特別の財政援助及び助成

（公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域）

第43条　法第24条第１項の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。

（１）　次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額をこえる地方公共団体であつて、その年に発生した法第３条第１項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で１箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては80万円以上120万円未満、その他の市町村にあつては30万円以上60万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第１項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。）の施設に係る災害復旧事業で１学校ごとの費用が10万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第３条の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行

について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和23年法律第109号）第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次条第１項及び第45条第１項において同じ。）の合計額が限度額（都道府県及び指定都市にあつては800万円、指定都市以外の市で人口30万人以上のものにあつては400万円、人口30万人未満10万人以上の市にあつては250万円、人口10万人未満５万人以上の市にあっては150万円、その他の市及び町村にあっては80万円とする。以下同じ。）を超える地方公共団体

イ　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第７条の規定により決定された事業費で、その年に発生した法第３条第１項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの

ロ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法第３条の規定により国が負担する事業費で、その年に発生した法第３条第１項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの

ハ　暫定措置法第３条の規定により国が補助する事業費で、その年に発生した法第５条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るもの

（２）　法第24条第１項の規定を公共土木施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた特定地方公共団体の地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。以下この項において同じ。）に適用する場合にあつては、その年に発生した法第３条第１項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額をこえる地方公共団体（前号に該当する地方公共団体を除く。）

（３）　法第24条第１項の規定を公立学校施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債に適用する場合にあつては、その年に発生した法第３条第１項

の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体（前２号に該当する地方公共団体を除く。）

２　前項の地域は、総務大臣が告示する。

（農地等の小災害債の対象となる事業の施行市町村）

第44条　法第24条第２項の政令で定める市町村は、その年に発生した法第５条の規定の適用に係る激甚災害のため当該市町村の区域内で施行される農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で暫定措置法第３条の規定によりその事業費を国が補助するもの及び同法第２条第６項に規定する災害復旧事業（同条第７項に規定する災害復旧事業とみなされるものを含む。）に相当する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で１箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの（以下「農林業施設小災害復旧事業」という。）の事業費の合計額が800万円を超える市町村であつて、当該激甚災害のため市町村が施行する農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため、法第24条第２項に規定する額の範囲内で発行について同意又は許可を得た地方債の合計額が限度額を超えるものとする。

２　前項の市町村は、総務大臣が告示する。

（特に被害の著しい地域及びその地域における農地等の小災害債の起債割合等）

第45条　法第24条第２項に規定する特に被害の著しい地域とされる地域は、同項の規定を農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつては、第14条第１項第１号に掲げる地域とし、法第24条第２項の規定を林道に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつては、第14条第１項第２号に掲げる地域とする。

２　前項の地域は、総務大臣が告示する。

３　法第24条第２項の政令で定める部分は、第１項の地域において施行される農地、農業用施設又は林道に係るそれぞれの農林業施設小災害復旧事業の事業費のうち５分の３に相当する部分とし、同項の政令で定める率は100分の90とする。

（公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業費の範囲）

第46条　公共土木施設小災害復旧事業、公立学校施設小災害復旧事業又は農林業施設小災害復旧事業に係る事業費は、工事費及び事務雑費とする。

（地方債の利息の定率及び償還方法）

第47条　法第24条第１項及び第２項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法第５条第４号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。

２　法第24条第１項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の４月１日の属する会計年度の翌年度以降10年以内の年賦（うち２年以内の据置期間を含む。）によるものとし、同条第２項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の４月１日の属する会計年度の翌年度以降４年以内の年賦（うち１年以内の据置期間を含む。）によるものとする。

３　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第１項の特別措置適用申請書に関する省令

昭和38年１月19日　農林省令第４号
改正　昭和53年７月５日　農林省令第49号
〃　平成24年１月30日　農林水産省令第５号
〃　平成27年１月20日　農林水産省令第３号
〃　令和元年12月27日　農林水産省令第51号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第18条第１項の規定に基づき、激甚｛じん｝災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第１項の特別措置適用申請書に関する省令を次のように定める。

農林大臣

（特別措置適用申請書の提出期限）

第１条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第１項の特別措置適用申請書は、災害発生の年の翌年の１月31日までに農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあっては、この限りではない。

２　都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。

（特別措置適用申請書の様式）

第２条　前条の特別措置適用申請書の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

附　　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（特別措置適用申請書の提出期限の特例）

２　平成23年に福島県において発生した災害に係る災害復旧事業（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第５条第１項に規定する災害復旧事業をいう。）又は災害関連事業（同項に規定する災害関連事業をいう。）について、同項の規定による補助を受けようとする場合における第１条の規定の適用については、同条中「１月31日」とあるのは、「１月31日（災害による被害状況の把握が著しく

困難であると福島県知事が認める市町村において実施する附則第２項に規定する災害復旧事業又は災害関連事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして福島県知事が定める日の属する年の翌年の１月31日）」とする。

３　平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業（激甚｛じん｝災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第５条第１項に規定する災害復旧事業をいう。）又は災害関連事業（同項に規定する災害関連事業をいう。）について、同項の規定による補助を受けようとする場合における第１条の規定の適用については、同条中「１月31日」とあるのは、「１月31日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する附則第３項に規定する災害復旧事業又は災害関連事業に係るものについては、平成28年１月31日）」とする。

附　　則（昭和53年７月５日　農林省令第49号）

第１条　この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（平成24年１月30日　農林水産省令第５号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（平成27年１月20日　農林水産省令第３号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　　則（令和元年12月27日　農林水産省令第51号）

この省令は、公布の日から施行する。

４　農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用申請書の様式

昭和38年１月23日　農林省告示第　66号
改正　昭和47年９月７日　農林省告示第1622号
〃　昭和53年７月５日　農林省告示第 793号
〃　令和元年５月７日　農林水産省告示第　32号
〃　令和２年12月21日　農林水産省告示第2445号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第１項の特別措置適用申請書に関する省令（昭和38年農林省令第４号）第２条の規定に基づき、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用申請書の様式を次のように定める。

農林大臣

年災害復旧事業特別措置適用申請書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣　殿

県（都道府）知事

年に発生した激甚災害により被害を受けた別表の市（町村）内における農地及び農業用施設の災害復旧事業について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第５条の規定による補助の特別措置の適用を受けたく申請する。

別表

郡　（支　庁）　市　町　村　名

災害別	事業別	当該市町村の総事業費 (A)	耕作の事業を行う者の実数 (B)	暫定措置法による補助額				特別財政援助法による補助額								補助額合計 (M)	特別措置適用後の補助率 (N)
				補助率	補助額 (C)	通常補助控除額		1万円までの部分	1万円をこえ2万円までの部分		2万円をこえ6万円までの部分		6万円をこえる部分		補助額計 (L)		
						総額 (D)	1人当りの額	負担額 (E)	負担額 (F)	補助額 (G)	負担額 (H)	補助額 (I)	負担額 (J)	補助額 (K)			
激甚災害	農地	円	人		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	農業用施設																
	災害関連			0.500													
	計																
その他の災害	農地																
	農業用施設																
	災害関連			0.500													
	計																
合計																	

注１　この表は、市町村ごとに別葉として作成すること。
２　旧市町村の区域に関し特別措置適用の申請をする市町村については、郡（支庁）市町村名の次に、旧市町村名及びその旧市町村が現市町村に合併した年月日をかっこ書で併記すること。
３　Ａ欄には、災害別の区分に従ってそれぞれ農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業の事業費を記入すること。
４　Ｂ欄には、災害別の区分に従い附表２の「年災別箇所別災害復旧事業費等内訳」の中の当年災の項の耕作の事業を行う者の数実数欄の小計の数値を記入すること。
５　Ｃ欄には、暫定措置法第３条第２項又は第３条の２の規定により補助率増高又は連年災害補助率適用の申請をする市町村についてはＡ欄の事業費に附表の１「暫定措置法による補助率算定表」によって算定した補助率（災害関連は0.500）を乗じて得た額を記入すること。
６　Ｄ欄には、Ａ欄の額からＣ欄の額を減じて得た額を記入すること。
７　Ｅ欄の計は、１万円にＢ欄の数値を乗じて得た額を記入し、その額をＤ欄の割合に応じてあん分しおのおのの事業ごとに記入すること。
８　Ｆ欄は、Ｅ欄と同じ要領で記入すること。
９　Ｇ欄には、Ｆ欄の額に10分の７の割合を乗じて得た額を記入すること。
10　Ｈ欄の計は、４万円にＢ欄の数値を乗じて得た額(Ｄ欄の計の額が６万円にＢ欄の数値を乗じて得た額より少額である場合は、Ｄ欄の計の額からＥ欄及びＦ欄の計の額を減じて得た額）を記入し、その額をＤ欄の額の割合に応じてあん分しおのおのの事業ごとに記入すること。
11　Ｉ欄には、Ｈ欄の額に10分の８の割合を乗じて得た額を記入すること。
12　Ｊ欄の計は、Ｄ欄の計の額が６万円にＢ欄の数値を乗じて得た額より多額である場合にＤ欄の計の額からＥ欄、Ｆ欄及びＨ欄の計の額を減じて得た額を記入し、その額をＤ欄の額の割合に応じてあん分しおのおのの事業ごとに記入すること。
13　Ｋ欄には、Ｊ欄の額に10分の９の割合を乗じて得た額を記入すること。
14　Ｌ欄には、Ｇ欄、Ｉ欄及びＫ欄の額の合計額を記入すること。
15　Ｍ欄には、Ｃ欄及びＬ欄の額の合計額を記入すること。
16　Ｎ欄には、Ｍ欄の額をＡ欄の額で除して褐た率を小数点以下４位を４捨５入して３位まで記入すること。
17　金額の単位は円とし、円未満は４捨５入すること。ただし、通常補助控除額１人当たりの額欄は、円未満は切上げること。

別表の１

暫 定 措 置 法 に よ る 補 助 率 算 定 表

市町村名	区　　分	当該市町村の総事業費			耕作の事業を行う者の実数	１人当たりの事業費(B)	補　　助　　率	
		農　地	農業用施設	計(A)			農　　地	農業用施設
	単年災	円	円	円	人	円		
	連年災							
	単年災							
	連年災							
	単年災							
	連年災							

注　１　暫定措置法第３条第２項又は第３条の２の規定により旧市町村の区域に関し補助率増嵩又は連年災害補助率適用の申請をする市町村については、市町村名の下に、旧市町村名及びその旧市町村が現市町村に合併した年月日をかっこ書きで併書すること。

２　当該市町村の総事業費欄の上段には、その年の12月31日までの１年間に発生した災害に係る災害復旧事業費のを、下段には、その年の12月31日までの３年間に発生した災害復旧事業費の額を記入すること。

３　耕作の事業を行う者の実数欄には、附表の２「年災別箇所別災害復旧事業費等内訳」中の耕作の事業を行う者の数実数欄の計及び合計の数値をそれぞれ該当の段に記入すること。

４　補助率欄は、１人当たりの事業費欄の額が少額の段は記入を要しない。

５　補助率は、Ｂ欄の額が８万円以下のときは、農地にあたっては0.500、農業用施設にあっては0.650とし、Ｂ欄の額が８万円をこえ15万円以下のときは、農地にあっては$\frac{80{,}000\times0.500+(B-80{,}000)\times0.800}{B}$、農業用施設にあっては$\frac{80{,}000\times0.650+(B-80{,}000)\times0.900}{B}$とし、Ｂ欄の額が15万円をこえるときは、農地にあっては$\frac{80{,}000\times0.500+(150{,}000-80{,}000)\times0.800+(B-150{,}000)\times0.900}{B}$、農業用施設にあっては$\frac{80{,}000\times0.650+(150{,}000-80{,}000)\times0.900+(B-150{,}000)\times1.000}{B}$として算出し、小数点以下４位を４捨５入すること。

ただし、沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率は、Ｂ欄の額が８万円以下のときは、農地および農業用施設いずれも0.800とし、Ｂ欄の額が８万円をこえ15万円以下のときは、農地にあっては$\frac{B\times 0.800}{B}$、農業用施設にあっては$\frac{80{,}000\times 0.800+(B-80{,}000)\times 0.900}{B}$とし、Ｂ欄の額が15万円をこえるときは、農地にあっては$\frac{150{,}000\times 0.800+(B-80{,}000)\times 0.900}{B}$とし、農業用施設にあっては$\frac{80{,}000\times 0.800+(150{,}000-80{,}000)\times 0.900+(B-150{,}000)\times 1.000}{B}$として算出し、小数点以下４位を４捨５入すること。

6　連年災の補助率が適用されない市町村（単年災のＢが４万円以下又は連年災のＢが10万円以下の市町村）については、連年災の段は記入しない。

別表の２

年災別箇所別災害復旧事業費等内訳

市

年災別		箇所番号	事業主体別	事業費			耕作の事業を行う者の数		摘　要
				農　地	農業用施設	計	延　数	実　数	
前前年災				円	円	円			
計									
前年災									
計									
当年災	激甚災害								
	小計								
	その他の災害								
	小計								
	計								
合　計									

町村名＿＿＿＿＿＿

注１　連年災の補助率の適用されない市町村については、当年災のみ記入すること。
　２　激甚災害については、摘要欄に被災月日を記入すること。
　３　耕作の事業を行う者の数実数欄の当年災の計は、災害別に区分しないで年間を通じた数値を、同欄の合計は、附表の３「耕作者名簿」中の氏名欄の計の数値を記入すること。

附表の３

耕　作　者　名　簿

市町村

名＿＿＿＿＿

住所（市町村字番地）	氏名	本人の該当する箇所及び番地							
		前前年災		前年災		当年災			
		箇所番号	地番	箇所番号	地番	激甚災害		その他の災害	
						箇所番号	地番	箇所番号	地番
計	人	延箇所数		延箇所数		延箇所数		延箇所数	

注　連年災害の補助率が適用されない市町村については、当年災の欄のみ記入すること。

5　激甚災害指定基準

中央防災会議決定　昭和37年12月７日
改正　昭和40年２月17日
〃　昭和47年８月11日
〃　昭和56年４月10日
〃　昭和56年10月14日
〃　昭和57年９月10日
〃　昭和58年７月９日
〃　平成12年３月24日
〃　平成12年10月31日
〃　平成19年２月27日
〃　平成21年３月10日
〃　平成28年２月９日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第２条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

１　法第２章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%をこえる災害

Ｂ　当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

（１）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%をこえる都道府県が一以上あること。

（２）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の５%をこえる都道府県が一以上あること。

２　法第５条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

Ａ　当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農

地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害

B　当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円をこえる都道府県が一以上あるもの

3　法第６条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第５条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第８条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第６条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

（１）当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

（２）当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第８条の措置が適用される災害

4　法第８条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A　当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%をこえる災害

B　当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のお

おむね0.15%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第２条第２項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%をこえる都道府県が一以上あるもの

5　法第11条の２（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害

B　当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が一以上あるもの

6　法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害

B　当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7　法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第２章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8　法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A　当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害

B　次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

（１）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の１割以上である災害

（２）当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の２割以上である災害

9　法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第２章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第５条の措置が適用される災害について適用する。

10　上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注　昭和40年２月17日改正の指定基準は、昭和39年９月の台風20号による災害以後の災害に適用。昭和47年８月11日改正の指定基準は、昭和47年６月６日以後に発生した災害について適用。昭和56年４月10日改正の指定基準は、昭和55年12月１日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年８月21日以後に発生した災害について適用。昭和57年９月10日改正の指定基準は、昭和57年１月１日以後に発生した災害について適用。昭和58年７月９日改正の指定基準は、昭和58年５月26日以後に発生した災害について適用。平成12年３月24日改正の指定基準は、平成12年１月１日以後に発生した災害について適用。平成12年10月31日改正の指定基準は、平成12年９月８日以後に発生した災害について適用。平成19年２月27日改正の指定基準は、平成18年10月６日以後に発生した災害について適用。平成21年３月10日改正の指定基準は、平成20年10月１日以後に発生した災害について適用。平成28年２月９日改正の指定基準

は、平成27年４月１日以後に発生した災害に適用。

６　局地激甚災害指定基準

中央防災会議決定　昭和43年11月22日
改正　昭和46年10月11日
〃　昭和56年10月14日
〃　昭和58年６月11日
〃　平成12年３月24日
〃　平成19年２月27日
〃　平成19年４月19日
〃　平成20年７月３日
〃　平成21年３月10日
〃　平成23年１月13日
〃　平成28年２月９日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第２条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月７日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月７日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第３条第１項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第４条第５項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第２章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第１項、第３項及び第４項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第５条、第６条及び第24条第２項から第４項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第６条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。））、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第11条の２の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第12条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

①　当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第３条第１項第１号及び第３号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が１以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の50％を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が２億5,000万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の20％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の20％に当該標準税収入から50億円を控除した額の60％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）。

（２）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第５条第１項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10％を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10％を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）。

（３）当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05％未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る

要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね25％を超える市町村が一以上ある災害

（４）当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10％を超える市町村（当該被害額が1.000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年１月１日以後に発生した災害について適用する。

注　昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年１月１日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年８月21日以後に発生した災害について適用。昭和58年６月11日改正の指定基準は、昭和58年４月27日以後に発生した災害について適用。平成12年３月24日改正の指定基準は、平成12年１月１日以後に発生した災害について適用。平成19年２月27日改正の指定基準は、平成18年10月６日以後に発生した災害について適用。平成19年４月19日改正の指定基準は、平成19年３月25日以後に発生した災害について適用。平成20年７月３日改正の指定基準は、平成20年６月14日以後に発生した災害について適用。平成21年３月10日改正の指定基準は、平成20年10月１日以後に発生した災害について適用。平成23年１月13日改正の指定基準は、平成22年１月１日以後に発生した災害について適用。平成28年２月９日改正の指定基準は、平成27年４月１日以後に発生した災害について適用。

７　市町村の合併の特例に関する法律（抄）

平成16年５月26日　法律第59号
最終改正　令和３年５月10日　法律第31号

（目的）

第１条　この法律は、地方分権の進展並びに経済社会生活圏の広域化及び少子高齢化等の経済社会情勢の変化に対応した市町村の行政体制の整備及び確立のため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を講ずることにより、自主的な市町村の合併の円滑化並びに合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、もって合併市町村が地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うことができるようにすることを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「市町村の合併」とは、２以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

２　この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

３　この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（災害復旧事業費の国庫負担等の特例）

第19条　国は、合併市町村が市町村の合併が行われた日の属する年及びこれに続く五年以内に生じた災害その他の事由に対する国の財政援助に関し市町村の合併により不利益を受ける結果となるような場合においては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）その他政令で定める法律及びこれに基づく命令の規定にかかわらず、当該市町村の合併が行われなかったものとして当該合併市町村が不利益とならないように措置しなければならない。

８　市町村の合併の特例に関する法律施行令（抄）

平成17年３月18日　政令第 55号
最終改正　令和３年８月25日　政令第237号

（災害復旧事業費の国庫負担等に関する法律の指定）

第38条　法第19条に規定する政令で定める法律は、次に掲げる法律とする。

１　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）

２　公営住宅法（昭和26年法律第193号）

３　東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律（平成23年法律第40号）

Ⅵ－２　激甚災害に係る湛水排除事業

§１　激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱

昭和47年11月10日　47農地Ｄ第 843号
最終改正　令和２年３月30日　元農振　第3685号
（農林事務次官から、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事あて）

（趣　　旨）

第１　激甚災害に係る湛水の排除事業に関する事務の取扱については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という）および激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（湛水排除事業の範囲）

第２　国が補助する湛水排除事業は、法第２条第１項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害による破堤または溢流により浸水した一団の地域につき、浸水面積が引き続き１週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域について、土地改良区または土地改良区連合（以下「土地改良区等」いう）が湛水の排除のために行なう堤防の切開（埋戻しを含む）、水路の掘さくもしくは断面の拡大、機械排水、仮締切、サイホンの設置または排水樋門もしくは水門の改築等の事業によって排除される湛水の量が30万立方メートルをこえないものを除く。

２　前項の一団の地域は、最大湛水面積のおおむね50パーセント以上の地域が土地改良区等の地区である地域とする。

（国が補助する経費の範囲等）

第３　国が補助する湛水排除事業の事業費は、当該湛水排除事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地補償費並びに船舶及び機械器具費とし、その算定については、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号農林事務次官依命通知）に準ずるものとする。

２　次に掲げる経費は、湛水排除事業の事業費に含めないものとする。

（１）既設排水機の運転に要した経費のうち通常運転のために要した部分

（２）排水機の購入に要した経費のうちその55パーセントに相当する額をこえる部分
（３）船舶の購入に要した経費
（４）排水樋門又は水門の新設に要した経費
（５）他の法令により国が負担し、又は補助する工事に要した経費

（湛水報告等）

第４　都道府県知事は、当該都道府県の区域内において湛水被害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。次項おいて同じ。）に報告するものとする。

２　都道府県知事は、前項の被害のうち土地改良区等が実施する湛水排除事業を確認のうえ湛水被害発生後20日以内に、湛水排除事業確認報告書（別紙様式第１）を農村振興局長及び地方農政局長に提出するものとする。

（湛水排除事業の実施等）

第５　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に発生した湛水被害について、土地改良区等が湛水排除事業を実施するときは、次の各号について適切な指導を行うものとする。
（１）工事の実施に当っては、関係機関と密接な連絡を図り、迅速かつ確実な施行を図ること
（２）河川の締切、堤防の切開等を行う必要がある場合には、河川等の管理者と十分に協議するとともに当該工事の施工が他の災害の発生原因となることのないようにすること
（３）機械排水を行なう場合には、既設排水機の運転によるほか、国または地方公共団体の管理している排水機の活用を図ること
（４）工事は、責任者の指導監督のもとに実施し、危険防止に万全を期すること

２　都道府県知事は、湛水排除事業を実施する土地改良区等に対し、次の書類等を整備させるものとする。
（１）湛水排除事業を実施することについての土地改良区等の決議書または議事録
（２）湛水排除事業出来高調書（別紙様式第２）
（３）現金出納に関する帳簿
（４）経費の整理に関する帳簿

（５）出面を証する帳簿
（６）工事用資材等の検収および受払を証する帳簿
（７）工事日誌
（８）工事の施工を示す写真
（９）その他工事の施行を証す書類

（湛水排除事業出来高調書等の提出）

第６　都道府県知事は、法第10条の規定による国の補助を受けようとするときは、湛水排除事業出来高調書に総括表（別紙様式第３）を添え、地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

（事業費の決定）

第７　農林水産大臣は第６の規定により湛水排除事業出来高調書等を受理したときは、係官を現地に派遣し、財務省立会のもとに関係書類等により事業の実施状況を調査し、適正な事業費を決定し、その結果を都道府県知事に通知するものとする。

（事業の監督）

第８　農林水産大臣は、国の補助を受ける都道府県知事に対し、その補助を受けて湛水排除事業を行う土地改良区等に対して当該都道府県知事が行う当該事業の施行に関する指導監督の適正化を図るため必要があるときは、報告を求めまたは指示をするものとする。

（補助金の交付手続）

第９　国が補助する場合の補助金の交付に関する手続きについては、別に定めるものとする。

別紙様式第１

湛水排除事業確認報告書

都道府県名

団地名	湛水期間 月　日 より 月　日 (見込)	湛水地域 郡市町村 字　名	湛水排除事業を行なう土地改良区等の名称	最大湛水時の浸水区域の面積(ha)			浸水面積が引き続き１週間以上30ha以上であった区域の面積(ha)			排除を要する湛水量(㎥)				推定事業費 千円	摘　要
				土地改良区等の区域	その他の区域	計	土地改良区等の区域	その他の区域	計	自然排水	機械排水	工事等による排水	計		
計															

添付図等

１．位置図（５万分の１又は２万５千分の１図）

２．平面図（最大湛水時の浸水区域及び浸水面積が引き続き１週間以上にわたり30ヘクタール以上であった区域等を記入すること。

３．被災写真

別紙様式第２

湛水排除事業出来高調書

１．団　地　名
２．所　在　地
３．事業主体名
４．湛水状況等
(1) 湛水の原因（湛水の原因となった災害名および湛水の直接原因等を記入すること。）
(2) 湛水期間　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日　　日間
(3) 湛水面積及び湛水排除量

	最大湛水時の浸水区域の面積(ha)				浸水面積が引き続き１週間以上30ha以上であった区域の面積(ha)				湛水排除量(㎥)				摘　　要
市町村名	土地改良区等の区域(A)	その他の区域(B)	計(C)	A/C %	土地改良区等の区域(A)	その他の区域(B)	計(C)	A/C %	自　然排水量	機　械排水量	工事等による排水量	計	

５．事業の実施状況

(1) 事業費総括表

費　　目	数　量	単　位	金　　額	摘　　要
工　事　費			千円	
本工事費 揚水機工 排水路工 ○○工				
附帯工事費 ○○工				
用地補償費				
船舶および機械器具費				
工事雑費				
事務雑費				
計				

(2) ○○工工事明細書

費　　目	数　量	単　位	単　価	金　額	摘　　要

(注)　工事明細書には、数量計算表、単価表、排水機の運転時間等の算出基礎を添付すること。

(3)添付図等

ア　位置図（５万分の１又は２万５千分の１図）

イ　平面図（湛水区域（最大湛水区域及び１週間後の湛水区域)、排水系等（原状排水系統及び湛水排除事業の排水系統)、締切堤、排水機、排水路等湛水排除に係る工事の位置を記入すること。）

ウ　縦横断面図

エ　構造図

オ　被災写真

別紙様式第３

総　　括　　表

都道府県名

団地名	湛水期間 自月日 至月日 日間	所在地 郡市町村	土地改良区 等の名称	最大湛水時の浸水区域の面積 (ha)			浸水面積が引き続き１週間以上30ha以上であった区域の面積 (ha)			湛水排除量(㎥)				事業費 千円	摘要
				土地改良区等の地区	その他の地区	計	土地改良区等の地区	その他の地区	計	自然排水	機械排水	工事等による排水	計		
計															

§２　激甚災害に係る湛水排除事業査定要領

昭和47年11月10日　47農地Ｄ第 844号
改正　昭和49年10月３日　49構改Ｄ第 804号
〃　昭和53年７月５日　53構改Ａ第1092号
〃　昭和53年９月28日　53構改Ｄ第 684号
〃　昭和56年６月30日　56構改Ｄ第 447号
（農地局長から、地方農政局長、沖縄総合事務局長あて）

（趣　旨）

第１　激甚災害に係る湛水排除事業の査定は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）同法施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という）及び激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱（昭和47年11月10日付け47農地Ｄ第843号農林事務次官依命通知。「以下「要綱」という）に定めるもののほか、この要領の定めるところにより行うものとする。

（事業採択の基準等）

第２　要綱第２に規定する「一団の地域」とは、次のものをいう。

（１）自由水面でつながっているか、又は樋管、水路、サイフォン等の施設で連絡した同一排水系統であるもの

（２）堤防、道路等で隔離された団地であって、一方の団地の排水を他方の団地を通じて二段排水を必要とするもの

（３）湛水時自由水面でつながっていた地域で湛水排除事業等により道路、堤防等で隔離されたもの

２　湛水排除事業は、応急排除のための堤防の切開若しくは埋戻し、水路（送水管、サイフォン、暗渠等を含む。）の改修若しくは新設、樋門、水門等の改修若しくは改築、排水機（付属品及び排水機専用動力機を含む。以下同じ。）の輸送、据付け、撤去（購入に係るものを除く。）若しくは修理（湛水排除事業実施に伴い生じたものに限る。）、送電施設若しくは機場の設置、仮締切若しくはサイフォンの設置、排水機の購入、借入若しくは償却（法第10条の規定により補助を受けたものに係るものを除く。）に要した経費、排水機の運転に要する燃料費、電力料金及び労務費とする。

（適用除外とする事業）

第３　次の各号に掲げる事業は湛水排除事業として採択しないものとする。

（１）既設排水機の通常運転（湛水排除のため運転した日の属する月の過去５カ年間（激甚災害に係る湛水排除事業を実施した年を除く。）の

最低を除いた４カ年の平均運転日数（排水機の設置後短年である場合にあっては前記に準じて算出した日数)）に見合う揚水機の損料、償却費（別記５により算出した額)、燃料費、電力料金、労務費）及び既契約の基本電力料金

（２）応急湛水排除の目的を著しく逸脱したものと認められる排水機（恒久的に設置するもの、消防ポンプ、自家用水道ポンプ等他の効用の方が著しく大きいもの）の購入

（３）湛水以前の状況以上に行う排水事業

（４）事業の実施が確認できないもの

（事業実施の確認）

第４　湛水排除事業の確認は、原則として、現地において次の各号を調査して行うものとする。

（１）出来高の確認は、事業によって造成し若しくは取得した工作物又は機械器具、写真、工事日誌、契約書等によること

（２）燃料費及び電力料金は、排水機の運転日誌、燃料受払簿、電力会社の請求書、領収書等によること

（３）機械器具の修理は、当該機械器具の修理の必要性を検討し、請求書、領収書等によること

（４）送電施設は、電気工事業者の請求書、領収書等によること

（国庫補助の対象とする事業費等）

第５　湛水排除事業の事業費は、次の各号により決定するものとする。

（１）工事費については、実際に要した額と農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1130号農林事務次官依命通知）第７の規定により農林水産大臣の同意を得た設計単価及び歩掛により算出した場合の工事費の額と比較し、少額のものを補助対象とする。

（２）排水機の購入に対する補助対象額は、別記１により算出した購入価格の55パーセントに相当する額の範囲内とする。

（３）排水機の借料に対する補助対象額は、別記２又は３により算出した額の範囲内とする。ただし、国の補助を受けて購入した排水機の貸付を受けた場合の借料については、当該排水機の購入費の額から国庫補助額を控除して得た額を基準とし、別記４により算出した額の範囲内とする。

（４）仮排水機場の設置は、必要最小限度とする。

（５）排水機の修理費は、運転中のもののみとし、必要最小限度とする。

（６）排水路の新設又は改修は、土水路を原則とするが、木造土留、柵工、暗渠工等技術上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（７）既設排水樋門水門等の改修又は改築は、応急排水のために通水能力が不十分な場合等に限るものとし、その工法は、必要最小限度とする。

（８）サイフォンの設置は、管水路による簡易施設とする。

（９）用地補償費は、必要不可欠な場合の立毛、用地等の補償とする。

（10）耐久資材鋼材（又はコンクリート製品）については、損料計算とする。ただし、材質、規格等他に転用しても利用度の少ないもの又は撤去に著しく費用のかかるものはこの限りでない。

別　記

１．機械購入価格

（１）新品の場合

湛水排除事業を実施した年の５月（５月以前に湛水排除事業を実施した場合には、その前年の５月）における各都道府県庁所在地の価格を標準とし、これに運搬据付け及び揚水試験等の費用を加算した価格とする。

（２）中古品の場合

下記算式により算出して得た価格とし、これに運搬据付及び揚水試験等の費用を加算した価格とする。

$$Y = A\left(1 - \frac{0.9}{X}B\right)$$

Ｙ＝中古品購入最高限度額

Ａ＝新品購入価格

Ｘ＝耐用年数

Ｂ＝使用年数

２．農林水産省保有小型ポンプ等の賃借料

土地改良機械器具の無償貸付等に関する省令（昭和34年７月21日農林省令第34号）第６条による貸付料とする。

算式　$L = P \times \frac{(0.9+f)\times(1+0.08)}{X} \times \frac{6}{10}$

Ｌ＝１日又は１時間当たりの単位貸付料額

Ｐ＝当該土地改良機械器具の購入価格

ｆ＝当該土地改良機械器具の定期整備費率

Ｘ＝当該土地改良機械器具の耐用日数又は耐用時間数

３．一般機械の賃借料

賃借料＝運転日当たり賃借料×運転日数＋供用日当たり賃借料×供用日数

$$運転日当たり賃借料＝基礎価格×\frac{0.5×償却費率＋維持修理費率}{耐用日数}$$

$$供用日当たり賃借料＝基礎価格×\frac{0.5×償却費率＋年間管理費率×耐用年数}{年間標準供用日数×耐用年数}$$

償却率は0.9とする。

４．国の補助を受けて購入した団体等が所有する機械の賃借料

賃借料＝運転日当り賃借料×運転日数＋供用日当たり賃借料×供用日数

$$運転日当り賃借料＝基礎価格×\frac{0.5\left(\begin{matrix}地元\\負担率\end{matrix}－\begin{matrix}残存\\価格率\end{matrix}\right)＋維持修理費率}{耐用日数}$$

$$供用日当り賃借料＝基礎価格×\frac{0.5\left(\begin{matrix}地元\\負担率\end{matrix}－\begin{matrix}残存\\価格率\end{matrix}\right)＋年間管理費率×耐用年数}{年間標準供用日数×耐用日数}$$

残存価格率は0.1とする。

５．償却費の算出

（１）　国の補助を受けて購入した団体等が所有する機械の場合

$$Z＝A×\frac{B}{X}×0.9×m$$

（２）　一般機械の場合

$$Z＝A×\frac{B}{X}×0.9$$

Ｚ＝償却費

Ａ＝新規購入価格

Ｘ＝耐用日数＝年間標準運転日数×耐用年数

Ｂ＝使用日数

ｍ＝地元負担率

６．適用機械及び基礎数値

上記１、３、４及び５が適用される機械は、渦巻ポンプ、水中ポンプ、エンジン及び電動機とする。

また、１、３、４及び５に用いられる耐用年数、基礎価格、維持修理費

率、年間標準運用日数、年間管理費率及び年間標準供用日数は、農村振興局長が別に定める基準によるものとする。

§３　通　　知

１　激甚災害に係る湛水排除事業の機械経費の積算の基礎数値について

昭和62年６月８日　62構改Ｄ第574号
（構造改善局長から、地方農政局長、沖縄総合事務局長あて）

激甚災害に係る湛水排除事業査定要領（昭和47年11月10日付け47農地Ｄ第844号農地局長通知）の別記６の構造改善局長が別に定める基準は、「土地改良事業等請負工事標準機械経費算定基準について」（昭和58年２月28日付け58構改Ｄ第147号構造改善局長通知）別表第１に定める土地改良事業機械損料算定表を準用するものとする。

２　激甚災害に係る湛水排除事業の機械経費の積算について

平成２年４月16日　２－２
（構造改善局防災課長から各地方農政局建設部長、沖縄総合事務局農林水産部長あて）

このことについては、激甚災害に係る湛水排除事業査定要領（昭和47年11月10日付け47農地Ｄ第844号農地局長通知・以下「要領」という）及び「激甚災害に係る湛水排除事業の機械経費の積算の基礎数値について」（昭和56年６月30日付け56構改Ｄ第448号構造改善局長通知）によって計算することとされているが、査定業務の簡素化のため、要領の別記の諸数値について下記のとおりまとめたので参考にされたい。

なお、これに伴い昭和62年６月８日付け62－８構造改善局防災課長通知は廃止する。

（記）

1　要領別記１の（２）耐用年数

渦巻ポンプ	40㎜～150㎜	８年
水中ポンプ	40㎜～250㎜	８年
ガソリンエンジン	2.2PS～9.5PS	６年
ディーゼルエンジン	3.5PS～8.2PS	５年
〃	10PS～91PS	６年
電動機低圧	0.2KW～7.5KW	10年
〃	11KW～40KW	10年

２．要領別記３の賃借料計算表

区　　分	基礎価格	運転日当たり賃借料	供用日当たり賃借料	規　　格
公　　式	A	$A \times \frac{0.5 \times 償却費率 + 維持修理費率}{耐用日数}$	$A \times \frac{0.5 \times 償却費率 + 年間管理費率 \times 耐用年数}{年間標準供用日数 \times 耐用年数}$	
渦巻ポンプ	A	$A \times \frac{1.55}{800}$	$A \times \frac{0.85}{1,120}$	m/m　m/m 40～150
水中ポンプ	A	$A \times \frac{1.65}{800}$	$A \times \frac{0.85}{1,120}$	m/m　m/m 40～200
ガソリンエンジン	A	$A \times \frac{1.40}{600}$	$A \times \frac{0.75}{780}$	PS　PS 2.2～9.5
ディーゼルエンジン	A	$A \times \frac{1.35}{650}$	$A \times \frac{0.70}{650}$	PS　PS 3.5～8.2
〃	A	$A \times \frac{1.45}{780}$	$A \times \frac{0.75}{1,020}$	PS　PS 10～91
電動機低圧	A	$A \times \frac{1.20}{1,100}$	$A \times \frac{0.95}{1,600}$	kw　kw 0.2～7.5
〃	A	$A \times \frac{1.25}{1,200}$	$A \times \frac{0.95}{1,600}$	kw　kw 11～40

３．要領別記４の賃借料計算表

区　　分	基礎価格	運転日当たり賃借料	供用日当たり賃借料	規　　格
公　　式	A	$A \times \frac{0.5 \times (\text{地元負担率} - \text{残存価格率}) + \text{維持修理費率}}{\text{年間標準運転日数} \times \text{耐用年数}}$	$A \times \frac{0.5 \times (\text{地元負担率} - \text{残存価格率}) + \text{年間管理費率} \times \text{耐用年数}}{\text{年間標準供用日数} \times \text{耐用年数}}$	
渦巻ポンプ	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 1.1}{800}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.40}{1{,}120}$	m/m m/m 40～150
水中ポンプ	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 1.2}{800}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.30}{1{,}120}$	m/m m/m 40～200
ガソリンエンジン	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.95}{600}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.30}{780}$	PS PS 2.2～9.5
ディーゼルエンジン	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.9}{650}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.25}{650}$	PS PS 3.5～8.2
〃	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 1.0}{780}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.30}{780}$	PS PS 10～91
電動機低圧	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.75}{1{,}100}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.50}{1{,}600}$	kw kw 0.2～7.5
〃	A	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.80}{1{,}200}$	$A \times \frac{0.5 \times (m - 0.1) + 0.50}{1{,}600}$	kw　kw 11～40

（注）　m＝地元負担率

４　要領別記５の耐用日数

渦巻ポンプ	40㎜～150㎜	800日
水中ポンプ	40㎜～250㎜	800日
ガソリンエンジン	2.2PS～9.5PS	600日
ディーゼルエンジン	3.5PS～8.2PS	650日
〃	10PS～91PS	780日
電動機低圧	0.2KW～7.5KW	1,100日
〃	11KW～40KW	1,200日

Ⅶ　適 正 化 法 関 係

Ⅶ　適正化法関係

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抄）

昭和30年８月27日　法律第179号
最終改正：令和元年５月31日　法律第 16号

第１章　総　　則

（この法律の目的）

第１条　この法律は、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（定　　義）

第２条　この法律において「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

(1)　補助金

(2)　負担金（国際条約に基く分担金を除く。）

(3)　利子補給金

(4)　その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるもの

２　この法律において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

３　この法律において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

４　この法律において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。

(1)　国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従つて交付するもの

(2)　利子補給金又は利子の軽減を目的とする前号の給付金の交付を受ける者が、その交付の目的に従い、利子を軽減して融通する資金

５　この法律において「間接補助事業等」とは、前項第１号の給付金の交付又は同項第２号の資金の融通の対象となる事務又は事業をいう。

６　この法律において「間接補助事業者等」とは、間接補助事業等を行う者

をいう。

7　この法律において「各省各庁」とは、財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいい、「各省各庁の長」とは、同法第20条第２項に規定する各省各庁の長をいう。

（関係者の責務）

第３条　各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当つては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

2　補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、法令の定及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付若しくは融通の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

（他の法令との関係）

第４条　補助金等に関しては、他の法律又はこれに基く命令若しくはこれを実施するための命令に特別の定のあるものを除くほか、この法律の定めるところによる。

第２章　補助金等の交付の申請及び決定

（補助金等の交付の申請）

第５条　補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

（補助金等の交付の決定）

第６条　各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤がないかどうか等を調査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をしなければならない。

2　各省各庁の長は、補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る

補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該各省各庁の長と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該各省各庁の長に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定め、かつ、これを公表するよう努めなければならない。

3　各省各庁の長は、第１項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

4　前項の規定により補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えてその交付の決定をするに当つては、その申請に係る当該補助事業等の遂行を不当に困難とさせないようにしなければならない。

第３章　補助事業等の遂行等

（補助事業等及び間接補助事業等の遂行）

第11条　補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

2　間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならず、いやしくも間接補助金等の他の用途への使用（利子の軽減を目的とする第２条第４項第１号の給付金にあつては、その交付の目的となつている融資又は利子の軽減をしないことにより間接補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいい、同項第２号の資金にあつては、その融通の目的に従つて使用しないことにより不当に利子の軽減を受けたことになることをいう。以下同じ。）をしてはならない。

（状況報告）

第12条　補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等の遂行の状況に関し、各省各庁の長に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行等の命令）

第13条　各省各庁の長は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従つて

遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを命ずることができる。

2　各省各庁の長は、補助事業者等が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（実績報告）

第14条　補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

（補助金等の額の確定等）

第15条　各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

（是正のための措置）

第16条　各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者等に対して命ずることができる。

2　第14条の規定は、前項の規定による命令に従つて行う補助事業等について準用する。

第４章　補助金等の返還等

（決定の取消）

第17条　各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2　各省各庁の長は、間接補助事業者等が、間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業等に関して法令に違反したときは、補助事業者等に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一

部を取り消すことができる。

3　前２項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4　第８条の規定は、第１項又は第２項の規定による取消をした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第18条　各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2　各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

3　各省各庁の長は、第１項の返還の命令に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第２項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

第５章　雑則

（財産の処分の制限）

第22条　補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

（立入検査等）

第23条　各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（不当干渉等の防止）

第24条　補助金等の交付に関する事務その他補助金等に係る予算の執行に関する事務に従事する国又は都道府県の職員は、当該事務を不当に遅延さ

せ、又は補助金等の交付の目的を達成するため必要な限度をこえて不当に補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して干渉してはならない。

（行政手続法の適用除外）

第24条の２　補助金等の交付に関する各省各庁の長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（電磁的記録による作成）

第26条の２　この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている申請書等（申請書、書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次条において同じ。）については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして各省各庁の長が定めるものをいう。次条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

（電磁的方法による提出）

第26条の３　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて各省各庁の長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

２　前項の規定により申請書等の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該申請書等の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

第６章　罰則

第29条　偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、５年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

２　前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

２　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）

昭和30年９月26日　政令第255号
最終改正：令和３年３月31日　政令第 88号

（定　　義）

第１条　この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（中略）第２条 に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

（補助金等とする給付金の指定）

第２条　法第２条第１項第４号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第55号から第193号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

(10)　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第13条第２項の規定による交付金

(17)　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第３条第１項及び第４条第５項の規定による交付金

(65)　後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額

（補助金等の交付の申請の手続）

第３条　法第５条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　申請者の氏名又は名称及び住所

(2)　補助事業等の目的及び内容

(3)　補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

(4)　交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

(5)　その他各省各庁の長（中略）が定める事項

２　前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

(1)　申請者の営む主な事業

(2)　申請者の資産及び負債に関する事項
(3)　補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
(4)　補助事業等の効果
(5)　補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
(6)　その他各省各庁の長が定める事項

3　第１項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

（事業完了後においても従うべき条件）

第４条　各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

第８条　法第14条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

第９条　法第18条第３項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

2　補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（中略）に提出しなければならない。

3　各省各庁の長は、法第18条第３項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

（処分を制限する財産）

第13条　法第22条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。
(1)　不動産
(2)　船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック

(3)　前２号に掲げるものの従物
(4)　機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
(5)　その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第14条　法第22条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
(1)　補助事業者等が法第７条第２項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
(2)　補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

２　第９条第３項から第５項までの規定は、前項第２号の期間を定める場合について準用する。

３　農林畜水産業関係補助金等交付規則（抄）

昭和31年４月30日　　農林省令第18号
最終改正：令和元年５月７日　農林水産省令第１号

（趣　　旨）

第１条　農林畜水産業に関する事務又は事業を行うために要する経費について農林水産大臣が行う補助金等の交付に関しては、他の法令に別段の定のあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（補助金等の交付の申請書類等）

第２条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「令」という。）第３条第１項第５号及び同条第２項第６号の各省各庁の長が定める事項、同条第３項の規定により各省各庁の長の定めるところにより省略することのできる事項及び添附書類並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「法」という。）第５条の各省各庁の長の定める時期は、補助金等の種類及び補助事業等の内容に応じて、農林水産大臣が別に定める。

（補助金等の交付の条件）

第３条　次に掲げる事項は、農林水産大臣が補助金等の交付を決定する場合に附する条件となるものとする。

(1)　補助事業者等は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならないこと。

イ　補助事業等に要する経費の配分の変更（農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ロ　補助事業等の内容の変更（農林水産大臣が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ハ　補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合

(2)　補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、すみやかに農林水産大臣に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3)　補助事業者等は、間接補助金等の財源に充てるべき補助金等の交付を前金払又は概算払により受けた場合において、当該交付を受けた補助金等の額が、既に間接補助事業者等に対して交付している間接補助金等の額をこえているときは、遅滞なく、当該間接補助事業者等に対し、そのこえている額に相当する金額の間接補助金等を交付しなければならないこと。

(4)　補助事業者等は、地方公共団体の場合にあっては、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした別記様式による調書を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあっては、当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかなければならないこと。

(5)　補助事業者等は、補助事業等に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、当該間接補助事業等について第１号及び第２号に掲げる条件その他農林水産大臣が補助金等の交付の決定に当って附した条件を遵守するに必要な条件を附し、かつ、前号に掲げる条件と同趣旨の条件を附すること。

（処分の制限を受ける期間）

第５条　令第14条第１項第２号に規定する期間は、別表に掲げるとおりとする。

（実績報告）

第６条　法第14条の規定による報告は、補助事業等の完了の日から起算して１箇月を経過した日又は補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の４月10日のいずれか早い期日までに、別に定める様式による実績報告書に別

に定める書類を添え、正副２部を農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

２　地方公共団体に対し補助金等の全額が前金払又は概算払により交付された場合における前項の報告の期日は、同項の規定にかかわらず、補助金等の交付の決定のあった年度の翌年度の６月10日までとする。

別記様式（省略）

別表（第５条関係）

	補助金等の名称	処分を制限する財産の名称		処分制限期間（年）
		施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
1	農業用施設災害復旧事業費補助 農地災害復旧事業費補助 海岸保全施設等詐害復旧事業費補助 農業用施設等災害関連事業費補助	建物	省略	省略
		建物附属設備	省略	省略
		建築物	省略	省略
		船舶	省略	省略
		航空機	省略	省略
		車両及び運搬具	省略	省略
		工具	省略	省略
		器具及び備品	省略	省略
		機械及び装置	省略	省略
		ソフトウェア	省略	省略
		生物	省略	省略

４．農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（抄）

平成12年４月１日　12構改Ｄ第 284号
最終改正　令和４年４月１日　３農振　第2877号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

第１　農林水産大臣は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第号。以下「暫定法」という。）の規定に基づく農地等の災害復旧事業に要する費用に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「施行規則」という。）、様式規定告示（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月１日農林省告示第1487号）、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年１月23日農林省告示第66号）、林地荒廃防止施設災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（平成12年３月30日農林水産省告示第449号）、林業用施設林道に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和31年11月20日農林省告示第903号）、林道の災害復旧に係る特別措置適用申請書の様式を定める件（昭和38年１月19日農林省告示第59号）、漁業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める件（昭和59年８月16日農林水産省告示第1645号）及び共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書等の様式を定める件（昭和59年６月21日農林水産省告示第1396号）をいう。以下同じ。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２　都道府県知事は、施行規則第４条の規定に基づき申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第３　都道府県知事は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第４　交付規則第３条第１号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

(1)　共通事項

ア　年災別事業費相互間の経費の配分の変更

イ　事業の施行箇所の変更又は間接補助事業の事業主体の変更

(2)　個別事項

ア　農地及び農業用施設について

(ｱ)　施行箇所ごとの工種（農地については田、畑及びわさび田の区分、農業用施設については、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、農地保全及び防災のため池の区分をいう。）の全部若しくは一部の変更又は廃止

(ｲ)　施行箇所ごとの工種別事業量の30％を超える増減

(ｳ)　施行箇所ごとの工種別の工事費が30％に相当する額を超える増減であって、かつ、当該増減の額が300万円を超えるもの。

イ　林業用施設のうち林地荒廃防止施設について（略）

ウ　林業用施設のうち林道について（略）

エ　漁業用施設について（略）

オ　共同利用施設について（略）

第５　都道府県知事は、交付規則第３条第１号イ又はロに掲げる場合に同条第１号の規定により農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設

（農業に係るものに限る。以下同じ。）にあっては地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）をいう。以下同じ））の承認を受けようとする場合には、別記様式第１号による災害復旧事業計画等変更承認申請書を農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等））に提出しなければならない。

第６　都道府県知事は、交付規則第３条第２号の規定に基づき農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）に提出しなければならない。

第７　適正化法第12条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第２号により当該年度の１月31日までに農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）に提出しなければならない。ただし、農地及び農業用施設にあっては地方農政局長等、共同利用施設にあっては農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官が別に定める概算払請求書の提出をもってかえることができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、都道府県知事が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和42年５月１日付け蔵計第946号）に係る報告を、各交付決定の単位により、農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

３　第１項による報告のほか、農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等、林地荒廃防止施設及び林道にあっては林野庁長官、漁業用施設にあっては水産庁長官は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第８　第２ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第６条の規定に基づき事業成績書を提出するに当たって第２ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかに

なった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2　第２ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、施行規則第６条の規定に基づき事業成績書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記様式第３号により速やかに農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）に報告するとともに、その返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、適正化法15条の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）に報告しなければならない。

3　都道府県知事は、施行規則第６条の規定に基づき収支精算書を提出するに当たって間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、収支精算書の摘要欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載するものとする。

第９　都道府県知事は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

第10　都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2　都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整理して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

3　都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、その他関係書類を整備保管しなければならない。

4　前３項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第11　都道府県知事は、令第７条による補助金交付の申請、令８条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出、第５の規定による計画変更、第７の規定による状況報告及び概算払請求並びに第８の規定による消費税仕入控除税額の実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、様式規定告示及び本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

２　都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、様式規定告示及び本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

３　地方農政局長等は、第１項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示及び命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

４　都道府県知事が第１項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用規約に従わなければならない。

第12　適正化施行令第13条第４号の規定に基づき農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、１件の取得価格が50万円以上となるものとする。

２　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

３　都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）の承認を受けなければならない。

４　前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第13　都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第３から第10までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。）においては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

２　都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第４号による契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

３　都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

４　都道府県知事は、第１項第２号により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣（農地、農業用施設及び共同利用施設にあっては地方農政局長等）の承認を受けてから承認を与えなければならない。

５　都道府県知事は、第１項第３号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

６　第１項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国

に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

７　都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附則

この通知は、令和３年４月１日から施行する。

別記様式第１号～４号　（省略）

５．農地防災事業等補助金交付要綱（抄）

昭和31年８月30日　31農地第4122号
最終改正　令和４年４月１日　３農振第2888号
（農林事務次官から各地方農政局長、国土交通省北海道開発局長、内閣府沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

第１　農林水産大臣は、農地及び農業用施設に係る農地防災事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法（昭和24年法律第195号）、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）、地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）、農業用施設災害関連事業の実施について（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1129号農林事務次官依命通知）、ため池災害関連特別対策事業実施要綱（昭和61年４月４日付け61構改Ｄ第272号農林水産事務次官依命通知）、特殊地下壕対策事業実施要綱（平成９年４月１日付け９構改Ｄ第264号農林水産事務次官依命通知）、農地災害関連区画整備事業実施要綱（平成元年５月29日付け元構改Ｄ第347号農林水産事務次官依命通知）、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱（昭和60年４月５日付け60構改Ｄ第395号農林水産事務次官依命通知）、海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱（昭和40年９月10日付け40農地Ｄ第1139号農林事務次官依命通知）、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成２年６月７日付け２構改Ｄ第239号農林水産事務次官依命通知）、東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業実施要綱（平成23年５月２日付け23農振第374号農林水産事務次官依命通知）、農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年２月26日付け

24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要綱（平成26年３月28日付け25農振第1987号農林水産事務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要領（平成25年２月26日付け24農振第2154号農林水産省農村振興局長通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年４月13日農林水産省告示第538号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２　第１の農地防災事業等に要する経費及びこれに対する補助金は次のとおりとする。

(1)　都道府県が行う別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる（１）から（９）までの事業については、当該事業に要する経費に対し、同表の補助率の欄に掲げる率を乗じた額

(2)　市町村、土地改良区、農業協同組合、その他都道府県知事が適当と認める者（以下「団体」という。）が行う別表（第２及び第８関係）の事業の欄の（１）から（８）までの事業については、当該事業に要する経費について都道府県が同表の補助率の欄に掲げる率を超えて補助する場合における当該補助に要する経費からその超える部分の補助に要する経費を除いた経費に相当する額

第３　交付規則第２条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号（別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる（１）の農業用施設災害関連事業（以下「災害関連事業」という。）にあっては、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（昭和43年10月１日付け農林省告示第1487号（以下「告示」という。）の３の補助金交付申請書の様式に準ずる様式))のとおりとし、補助

金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣（別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる(８)及び(10)の事業については国土交通省北海道開発局長（以下「北海道開発局長」という。）を経由し農林水産大臣）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他の都府県にあっては当該都府県区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

３　北海道開発局長は、北海道から第１項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に交付決定の依頼をするものとする。

第４　交付規則第２条の農林水産大臣が別に定める交付申請書の提出時期は、当該都府県の区域を管轄する地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。）が別に通知する日までとする。

第５　地方農政局長等は、第３第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事（北海道にあっては、別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる(８)の事業については、北海道開発局長を経由し北海道知事）（以下「都道府県知事等」という。）にその旨を通知するものとする。

２　第３第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

第６　都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第２号（災害関連事業にあっては、告示の８の災害復旧事業計画

等変更承認申請書の様式に準ずる様式）による変更承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第８に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第８に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　都道府県知事は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

３　地方農政局長等は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

４　北海道開発局長は、北海道から第１項及び第２項の変更承認申請書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第７　地方農政局長等は、第６第１項及び第２項による変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、変更承認すべきものと認めたときは速やかに変更承認を行い、都道府県知事等にその旨を通知するものとする。

第８　交付規則第３条第１項イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1)　都道府県が行う事業

ア　地区における次に掲げる変更

(ｱ)　経費の配分の変更

工事費の各費目相互間の30パーセント（30パーセントに相当する額が1,200万円以下の場合は1,200万円）を超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

(ｲ)　事業の内容の変更

ａ　工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が1,200万円以下の場合は1,200万円）を超える増減

ｂ　工種の新設、変更又は廃止

ｃ　構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2)　団体が行う事業

ア　事業実施主体の変更

イ　地区（災害関連事業にあっては、箇所）相互間の間接補助金の額の

流用

ウ　地区（災害関連事業にあっては、箇所）ごとに、次に掲げる事業の内容の変更

(ｱ)　工種別の事業量の30パーセント（30パーセントに相当する額が400万円以下の場合は400万円）を超える増減

(ｲ)　工種の新設、変更又は廃止

第９　都道府県知事は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第３号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

２　北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

３　第１項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって第１項の届出書の提出に代えることができる。

第10　都道府県知事は、第３第１項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第５第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

２　北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第11　補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第12　都道府県知事は、別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる（１）、（２）及び（４）から（９）の事業について、補助金の交付決定に係る年度の1 2月末日現在において、別記様式第４号により、遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月末日までに地方農政局長（北海道にあっては、農林水産大臣（別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる(８)の事業については、北海道開発局長を経由し農林水産大臣)、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に提出しなければならない。

ただし、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。)、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別

に定める概算払請求書の提出をもって代えることができるものとする。

2　北海道開発局長は、北海道から前項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

3　第１項の規定にかかわらず、都道府県知事が当該補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和42年５月１日付け蔵計第946号）に係る報告を、交付決定の単位により、地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

4　第１項による報告のほか、地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

第13　都道府県知事は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）が別に定める概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

第14　交付規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第５号（災害関連事業にあっては告示の７の事業成績書及び収支予算書の様式に準ずる様式）のとおりとし、都道府県知事は、当該事業が完了したとき（第６第１項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から１箇月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれかの早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の６月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2　補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月30日までに別記様式第６号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

3　第３第２項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第１項の

実績報告書を提出するに当たって第３第２項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　第３第２項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第７号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長（北海道にあっては北海道開発局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下この項において同じ。）に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

５　北海道開発局長は、北海道から第１項及び第２項の書類の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第15　地方農政局長等は、第14第１項による実績報告書の提出があったときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事等に通知するものとする。

２　地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第16　都道府県知事は、第15第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書

を第14第１項に準じて提出するものとする。

２　地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第15第１項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　第15第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

４　北海道開発局長は、北海道から第１項の実績報告書の提出を受けた場合、速やかに農林水産大臣に提出するものとする。

第17 地方農政局長等は、第６第１項第３号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第５第１項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接補助事業者が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　地方農政局長等は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第３項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

第18　都道府県知事は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第19　適正化法施行令第13条第４号及び第５号の規定に基づき、農林水産大臣が定める財産は、１件の取得価格が50万円以上（昭和45年度分以前の予算に係る補助事業により取得したものにあっては５万円以上）のものとする。

２　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

３　都道府県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けなければならない。

４　前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

第20　都道府県知事は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に報告しその指示を受けなければならない。

第21　都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２ 都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３ 都道府県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第５号別紙第７の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

４ 前３項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第22　都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第８

号による補助金調書を作成しておかなければならない。

第23　都道府県知事は、第３第１項の規定による交付の申請、第６第１項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第10の規定による申請の取下げ、第12の規定による状況報告、第13の規定による概算払請求、第14第１項による実績報告、第14第２項による年度終了実績報告及び第14第４項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

２　都道府県知事は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

３　地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）は、第１項の規定により交付申請等が行われた都道府県知事に対する通知、承認、指示、命令については、都道府県知事が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

４　都道府県知事が第１項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムの提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

第24　都道府県知事は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第６、第８、第９、第11、第12、第14、第16から第18及び第20から第22までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2) 間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに１件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めが無い財産については期間の定めなく。） に

おいては、都道府県知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号による都道府県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

2　都道府県知事は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第９号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3　都道府県知事は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4　都道府県知事は、第１項第２号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）の承認を受けてから承認を与えなければならない。

5　都道府県知事は、第１項第３号により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

6　第１項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

7　都道府県知事は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

附　則

1　この通知は、平成30年11月15日から施行する。ただし、別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は平成30年以降に発生した災害について適用する。

2　農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（平成30年11月15日付け30農振第2190号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附　則

1　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

2　この通知の施行に伴い、地すべり対策事業費補助金交付要綱（昭和33年９月30日付け33農地第3732号農林事務次官依命通知）は廃止する。

3　この通知による改正前の本要綱及び２に掲げる通知によって平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和２年１月30日から施行する。ただし、別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の営農飲雑用水施設復旧工事、農村公園施設復旧工事、集落防災安全施設復旧工事及び情報基盤施設復旧工事の補助率(2)は、令和元年以降に発生した災害について適用する。

2　農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（令和２年１月30日付け元農振第2576号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和２年４月１日から施行する。

2　農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（令和２年３月31日付け元農振第3340号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和３年１月28日から施行する。ただし、別表（第２及び第８関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の集落排水施設復旧工事の補助率(2)は令和２年以降に発生した災害について適用する。

2　この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱の規定により

実施することとされている事業については、なお従前の例による。ただし、第11の規定は、この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱第５に基づく交付決定通知により実施した事業についても適用する。

附　則

1　この通知は、令和３年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

附　則

1　この通知は、令和４年４月１日から施行する。

2　この通知による改正前の農地防災事業等補助金交付要綱（昭和31年８月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知）の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。

別紙

別表（第２及び第８関係）

事　　業	事業細目	補　助　率
(1)農業用施設災害関連事業	災害関連工事	工事費の50/100（沖縄県にあっては60/100、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「特別財政援助法」という。）第５条第１項に定める事業の工事費にあっては50/100（沖縄県にあっては60/100）に同条第２項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	ため池災害関連特別対策工事	工事費の50/100（特別財政援助法第５条第１項に定める事業の工事費にあっては50/100に同条第２項の規定により算定された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
	特殊地下壕対策に関する工事	工事費の50/100
(2)農地災害関連区画整備事業		工事費の50/100（農業用施設に係る部分については特別財政援助法第５条第１項に定める事業の工事費にあっては5 0/100に同条第２項の規定により算出された額を当該工事費の額で除して得た割合を加えた率）
(3)災害関連農村生活環境施設復旧事業	集落排水施設復旧工事	(1) (2)及び(3)の補助率が適用される場合以外の場合にあっては、工事費の50/100 (2) 特別財政援助法第２条第１項の規定により激甚災害として指定され、かつ同条第２項の規定により同法第２章又は第５条に規定する措置が指定された災害（以下「激甚災害」という。）に係る市町村等の集落排水施設の災害復旧事業費（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成２年２構改Ｄ第239号）第７に基づき採択通知された事業費をいう。以下「集排復旧事業

		費」という。）と当該集落排水施設の損害により当該市町村等に支払われる保険金額の合計が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の４月１日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第４項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。)の10％以上（激甚災害に係る集排復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の５％以上10％未満である場合にあっては、当該激甚災害が発生した日までの過去３年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る集排復旧事業費の合計を３で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10％以上）である場合にあっては、工事費の80/100なお、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第２条第２項に規定する合併市町村に係る補助率(2)の適用については、同法第19条の規定の例による。 (3) ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第３条第１項に基づき、同項第７号に定める集落排水施設の災害復旧事業について補助する場合は、同条第３項により算定された率とする。
	営農印雑用水施設復旧工事 農村公園施設復旧工事 集落防災安全施設復旧工事	(1) (2)の補助率が適用される場合以旧工事外の場合にあっては、工事費の農村公園施設復旧工50/100 (2) 特別財政援助法第２条第１項の規定により激甚災害とし

	情報基盤施設復旧工事	て指定され、かつ激甚災害に係る営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施事設及び情報基盤施設に該当する施設の災害復旧事業費の合計（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成２年２構改Ｄ第239号）第７に基づき採択通知された事業費をいう。以下「営農飲雑用水施設等復旧事業費」という。）が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の４月１日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第４項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。)の10%以上（激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の５％以上10％未満である場合にあっては、当該激甚災害が発生した日までの過去３年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費の合計を３で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上） である場合にあっては、工事費の80/ 100なお、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第２条第２項に規定する合併市町村に係る補助率(2)の適用については、同法第19条の規定の例による。
(4)災害関連緊急地すべり等防止事業		当該事業に要する経費の1/2又は2/3（渓流において施行するもの及びこれと一体となって直接渓流に土砂を排出することを防止するために施行するもの）
(5)地すべり等防止		当該事業に要する経費の1/3

施設補修事業		
(6)地すべり防止施設災害関連事業		当該事業に要する経費の1/2（ただし、特別財政援助法第３条第１項第２号に規定する事業にあっては1/2に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第８条第１項の規定により算定された割合を加えた率とする。）
(7)東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業	農用地災害復旧関連区画整理事業及び土地改良施設災害復旧関連事業 都道府県が行うもの 市町村が行うもの	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号。以下「特例法」という。）第６条第２号に定める額 特例法第６条第４号に定める額
（省略）	（省略）	（省略）

別記様式第１号から９号（省略）

６．農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱（抄）

昭和33年９月30日　33農地第3731号
最終改正　令和４年４月１日　３農振第2886号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、北海道開発局長、
沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（通則）

第１　農林水産大臣は、海岸法（昭和31年法律第101号）及び海岸法施行令（昭和31年政令第332号）の規定に基づき実施する農地保全に係る海岸保全施設整備事業等、農地保全に係る海岸耐震対策緊急事業実施要綱（平成19年３月30日付け18農振第1831号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸耐震対策緊急事業、農地保全に係る海岸堤防等老朽化対策緊急事業実施要綱（平成20年４月１日付け19農振第2170号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸堤防等老朽化対策緊急事業、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱（平成31年３月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸保全施設整備連携事業、農地保全に係る海岸メンテナンス事業実施要綱（令和４年４月１日付け３農振第2823号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する海岸メンテナンス事業、農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱（令和３年３月30日付け２農振第2707号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する津波対策緊急事業、農地保全に係る津波・高潮危機管理対策緊急事業実施要綱（平成18年３月31日付け17農振第1886号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する津波・高潮危機管理対策緊急事業、農地保全に係る海岸環境整備事業実施要綱（昭和49年10月21日付け49構改Ｄ第782号農林事務次官依命通知）に基づき実施する海岸環境整備事業及び災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱（平成12年３月24日付け12構改D第262号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施する災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等

の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第２　第１に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表１のとおりとする。

（申請手続）

第３　規則第２条の農林水産大臣（以下「大臣」という。）が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）に提出しなければならない。

（交付申請書の提出期限）

第４　規則第２条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第５　地方農政局長等は、第３の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

２　第３の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は１月とする。

（申請の取下げ）

第６　補助事業者は、第３の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第５第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約）

第７　補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

（計画変更、中止又は廃止の承認）

第８　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第２号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第９に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2)　補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第９に規定する軽微な変更を除く。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

３　地方農政局長等は、前２項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（軽微な変更）

第９　規則第３条第１号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

１　別表１の事業欄等に掲げる１、３及び４の事業（都道府県が実施するもの（以下「都道府県営事業」という。）及び市町村が実施するもの（以下「市町村営事業」という。））に係るものにあっては、次に掲げるものとする。

(1)　都道府県営事業

ア　地区相互間の経費の額の流用

イ　地区ごとに次に掲げる変更

(ｱ)　経費の配分の変更

工事費の各費目相互間の30パーセントを超える経費の額の増減。ただし、増減額が400万円以下の場合を除く。

(ｲ)　事業の内容の変更

ａ　工種別の事業量の30パーセントを超える増減

ｂ　工種の新設、変更又は廃止

ｃ　構造若しくは工法の変更又は施行箇所の変更

(2)　市町村営事業

ア　事業主体の変更

イ　地区相互間の経費の額の流用

ウ　地区ごとに次に掲げる事業の内容の変更

(ｱ)　工種別の事業量の30パーセントを超える増減

(ｲ)　工種の新設、変更又は廃止

（事業遅延の届出）

第10　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第３号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

２　前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

（状況報告）

第11　補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第４号により、事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月末日までに地方農政局長等に提出しなければならない。

ただし、別記様式第５号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、補助事業者が補助事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について（昭和42年５月１日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を、各交付決定の単位により、地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

３　第１項による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（概算払）

第12　補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第５号の概算払請求書を官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただ

し書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が整った範囲で行うものとする。

2　補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（実績報告）

第13　規則第６条第１項の別に定める実績報告書は、別記様式第６号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第８第１項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から１箇月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日（補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の６月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

2　補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の４月30日までに別記様式第７号により作成した年度終了実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14　地方農政局長等は、第13の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2　地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第15　補助事業者は、第14第１項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があった等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第13

第１項に準じて提出するものとする。

２　地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第14第１項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

３　第14第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

第16　地方農政局長等は、第８第１項第３号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第５の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)　補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2)　補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3)　補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4)　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　地方農政局長等は、第１項第１号から第３号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14第３項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（財産の管理等）

第17　補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第18　取得財産等のうち施行令第13第４号の大臣が定める機械及び重要な器具は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

２　適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第５条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

３　補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

４　前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第19　補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

第20　補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３　補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前２項に規定する帳簿等に加え、別記様式第６号別紙第７の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

４　前３項及び第21に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第21　補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第８号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（市町村の申請）

第22 補助事業者が市町村であり、この要綱に規定する書類を地方農政局長等に提出する場合には、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第23 補助事業者は、第３の規定による交付の申請、第６の規定による申請の取下げ、第８第１よる計画変更、中止又は廃止の申請、第11の規定による状況報告、第12の規定に概算払請求、第13第１項による実績報告及び第13第２項による年度終了実績報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面より提出することを妨げない。

２ 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

３ 地方農政局長等は、第１項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示、命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

４ 補助事業者が第１項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

別表１

事　業	経　費	補　助　率
1～3 （省略）		

4 海岸保全施設災害関連事業	海岸保全施設災害関連事業に要する経費	当該経費の１／２（ 離島、北海道にあっては設災害関連事関連事業に要する経5.5／10、沖縄県にあっては３／５、奄美群島にあっては２／３）ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第３条第１項第２号に規定する事業にあっては１／２（離島、北海道にあっては5.5／10、沖縄県にあっては３／５、奄美群島にあっては２／３）に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）第８条第１項の規定により算出された割合を加えた率とする。
5 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業に要する経費	当該経費の１／２

別記様式第１号～別記様式第８号（省略）

７．激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱（抄）

昭和48年３月12日　48構改Ｄ第　59号
最終改正　令和３年４月１日　２農振　第3614号
（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事あて）

（通則）

第１　農林水産大臣は、激甚災害に係る湛水排除事業を土地改良区又は土地改良区連合が行うために要する経費につき都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚災害法」という。）、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年６月23日農林水産省告示第899号）、激甚災害に係る湛水排除事業事務取扱要綱（昭和47年11月10日付け47農地Ｄ第843号農林事務次官依命通知）及び激甚災害に係る湛水排除事業査定要領（昭和47年11月10日付け47農地Ｄ第844号農地局長通知）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の対象及び補助率）

第２　補助率は、事業費にあっては都道府県が補助対象経費の10分の９以上を事業主体に補助する場合における当該補助に要する経費の10分の10（都道府県が補助対象経費の10分の９をこえて補助する場合にはそのこえる部分の補助に要する経費を除いた額）とする。

（申請手続）

第３　交付規則第２条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第１号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道及び沖

縄県にあっては農林水産大臣、それ以外の地域にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第４　第３に規定する交付申請書の提出期限は、地方農政局長等、が別に定める日までとする。

（交付決定の通知）

第５　地方農政局長等は、第３第１項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。

２　第３第１項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、１月とする。

３　地方農政局長等は、第３第１項の規定により提出された交付申請書が実績報告書を兼ねる場合には、その書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第１項に規定する交付決定と併せて都道府県知事にその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第６　都道府県知事は、第３第１項の規定による交付申請（実績報告を兼ねる場合は除く。）を取り下げようとするときは、第５第１項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（実績報告）

第７　交付規則第６条第１項の農林水産大臣が別に定める実績報告書は、別

記様式第２号のとおりとし、都道府県知事は、補助事業が完了したときは、その日から１箇月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

２　第３第２項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第３第２項ただし書の規定により交付の申請をした都道府県知事は、第３第１項による交付申請書（実績報告書を兼ねる場合に限る。）又は第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第３第２項又は前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第３号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

　また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年６月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第８　地方農政局長等は、第７第１項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。

２　地方農政局長等は、都道府県知事に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

３　前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難い場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第９ 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第５の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1)　都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合

(2)　都道府県知事が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(3)　都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合

(4)　土地改良区等が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合

(5)　土地改良区等が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合

(6)　交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　地方農政局長等は、第１項(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第８第３項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

（補助金の経理）

第10　都道府県知事は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　都道府県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

３　前２項及び第11に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（補助金調書）

第11　都道府県知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第４号による補助金調書を作成しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件等）

第12　都道府県知事は、土地改良区等に補助金を交付するときは、第７第２項及び第３項並びに第９から第10までの規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、土地改良区等から第２号イに係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(1)　適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

(2)　財産の管理等

ア　土地改良区等は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

イ　取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(3)　財産の処分の制限

ア　土地改良区等は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（ 昭和4 0年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）において、取得財産等のうち１件当たりの取得金額が50万円以上の機械及び器具を処分しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ　アの承認については、第２号イの規定を準用する。

(4)　財産管理台帳の整備

　土地改良区等は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、別記様式第５号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(5) 契約等

ア　土地改良区等は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

イ　土地改良区等は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係

る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第６号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

２　都道府県知事は、土地改良区等が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

３　都道府県知事は、第１項第３号のアの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

４　都道府県知事は、第１項第３号により土地改良区等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

５　第１項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第１項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。

６　都道府県知事は、土地改良区等に関して、土地改良区等から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

別記様式第１号～別記様式第６号　（省略）

8　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する閣議了解（抄）

昭和30年６月14日
閣　議　了　解

１、２　（省略）

３　災害復旧事業費決定に関しては、左記の事項について大蔵大臣に協議すること。

(1)　査定方針（「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」または「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」の解釈並びに自由裁量に属する部分の処理の基準）

(2)　単価の決定並びにその変更

(3)　査定の方法（査定の実施に関する具体的計画）

9　所謂施越工事に対する補助について

昭和31年４月30日　蔵計第1024
（補助金等適正化中央連絡協議会会長から補助金等適正化地方連絡協議会会長あて）

標記の件に関し、別紙のとおり、差し当りの見解及び方針として補助金等適正化中央連絡協議会の決定をみたので、その周知徹底につき宣しくお取計らい願いたい。

（別紙）

所謂施越工事に対する補助について

１　所謂施越工事を施行すること及び所謂施越工事に対して補助することは、法律上差し支えない。

２　所謂施越工事を施行した上、これに対して国庫の補助を申請する場合、従来通例行われていたようにその施工済にかかる工事を申請後施行する予定のものとして申請し補助金等の交付を受けることは、補助金等適正化法第29条第１項の要件に該当する場合があるので、その場合は罰則の適用をみることとなる。

３　補助金等適正化法の施行に伴い、所謂施越工事については今後施工済なる旨を明りようにして補助の申請がなされることとなろうが、このように申請の形式が変更されることによって特に所謂施越工事に対する補助予算

の配分に関する関係各省各庁の従来のそれぞれの取扱方を変更することはないものとする。

右の取扱は、関係各省各庁が従来所謂施越工事に対して補助することを例としていた事業種目以外の事業種目に属する所謂施越工事についてまで、新たに補助する例を開く趣旨ではない。

4　所謂施越工事は予算実行上の方針としては原則として好ましくない現象であるが、現状では公益上真にやむを得ないと認められる場合があることも否定できないので、その辺の具体的実情に即した取扱方の改善に関する一般的方針については、補助金合理化の線に沿って今後関係各省各庁が本連絡協議会において検討するものとする。

10　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助における消費税相当額の取扱いについて（抄）

平成５年７月26日　５総第403号

（農林水産事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、各都道府県知事あて）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「法」という）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「令」という。）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「規則」という）に基づいて農林水産業施設災害に係る災害復旧事業を実施する過程において、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払いを行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。

このため、農林水産業施設災害に係る災害復旧事業における補助金交付申請等における消費税相当額の取扱いは、今後、下記によるものとされ、平成５年度の補助金に係る予算の執行から適用することとされたので、御了知の上、これらの措置の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、既に平成５年度の補助金に係る補助金交付申請書を提出した都道府県知事については、下記の第１のただし書により補助金交付申請書を提出した都道府県知事とみなすこととされたので、御了知されたい。

以上、命により通達する。

記

第１　都道府県知事は、規則第１条の２の規定に基づき補助金交付申請書を提出する場合において、令第６条の規定により通知を受けた補助金の額に消費税仕入控除税額（災害復旧事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）が含まれているときは、その金額を補助金の額から減額して補助金交付申請書を提出しなければならない。ただし、補助金交付申請書の提出時において消費税仕入れ控除税額が明らかでない場合においては、この限りではない。

第２　第１ただし書により補助金交付申請書を提出した都道府県知事は、規則第４条の２の規定に基づき事業成績書を提出する場合において、消費税仕入控除税額が明らかになったときは、その金額を補助金の額から減額して事業成績書を提出しなければならない。

第３　第１ただし書により補助金交付申請書を提出した都道府県知事は、消費税の申告により、消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（別紙様式）を作成し、速やかに農林水産大臣に報告するとともに、確定した消費税仕入控除税額に相当する額（第２の規定により消費税仕入控除税額を補助金の額から減額して事業成績書を提出した都道府県知事については、その減額した額が確定した消費税仕入控除税額に満たない場合には、その差額に相当する額）を法第４条の規定により返還しなければならない。

別紙様式　（省略）

Ⅷ　地 方 財 政 措 置

Ⅷ　地方財政措置

１　地方債制度

地方債制度については、平成18年度に地方分権一括法が施行されたことに伴い、許可制度から原則協議制度へと移行しました。

協議制度においては、市町村は総務大臣又は都道府県知事と協議を行うことにより、地方債を発行できることとなりました。ただし、地方財政法の規定により、実質収支の赤字額や実施公債費比率が一定水準以上の市町村が起債する場合には、都道府県知事の許可が必要となります。

また、毎年度の地方債に係る同意の基準等は、総務省からの告示により定められることとなっています。

２　補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債とは、「負担法」及び「暫定法」等の規定に基づき、地方公共団体が行う災害復旧事業、又は公共的団体である土地改良区等が行う農地・農業用施設の災害復旧事業に対して、地方公共団体が負担又は助成する場合において、国が補助する当該年度の災害復旧事業費に見合う地方負担額を基礎に許可される起債で、この補助災害復旧事業債は、当年発生分と過年発生分とに分類されます。

起債の対象となる事業は、「負担法」に基づく河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園に係る公共土木施設の災害復旧事業であって、１箇所の工事費が都道府県及び指定都市にあっては、120万円以上、市町村にあっては60万円以上のもの、「暫定法」に基づく農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業であって、１箇所の工事費が40万円以上のものです。これらの事業に対しては、国庫負担金又は国庫補助金が交付されますが、地方債の配分の基礎となるのは、国の負担又は補助の基礎となった事業費に見合う地方負担額（地方公共団体以外のものの負担に属する部分を除く）です。従って超過負担分或いはつぎ足し工事分は、起債の対象とはなりません。

なお、「負担法」及び「暫定法」等に基づき補助率の引上げが行われる

場合においては、普通率との差額が災害発生年度の翌年度以降において精算交付されることになります。この場合当該年度分の地方負担額は、翌年度において交付される高率補助分を差し引いて地方債の対象となります。

(1) 起債の充当率

令和３年度の充当率は、「負担法」関係にあっては国庫補助残額の現年災分100％、過年災分おおむね90％、「暫定法」関係にあっては国庫補助残額の現年災分おおむね90％、過年災分おおむね80％の額とされています。「暫定法」関係の災害復旧事業は、その事業の性質上直接あるいは間接に私有財産の復旧又は改良につながるものと考えられ、いわゆる公共性の観点から公共土木施設等に比較して若干低位におかれているものです。なお、「暫定法」関係の災害復旧事業で、受益者負担金を分割払い又は減免により事業年度に徴収しない場合の充当率は100％とすることが可能です。

(2) 償還費に対する地方交付税措置

災害復旧事業債の償還については、総務省が地方交付税法による普通交付税の配分の際、補助災害復旧事業債の償還に引き当てて財政支出した額（1,000円につき950円）は地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されます。つまり、毎年償還しなければならない元利合計額は、災害という不慮の財政支出ですから、このために地方財政を圧迫しないよう、政府が措置するものです。ただし、この配分される交付税も全額ではなく、元利償還金の95％が認められることとなっているので、残り５％は、地方公共団体が負担しなければなりません。

３　一般公共事業債

(1) 起債の充当率

地方公共団体が行う各種災害関連事業については、国が補助する当該年度の事業費に見合う地方負担額を基礎に一般公共事業債として起債が許可されており、国庫補助残額のおおむね90％の額が充当されます。

(2) 償還費に対する地方交付税措置

（１）により起債を許可された地方公共団体に対しては、毎年度起債額の一定割合（財源対策債等分50％）が起債償還のためにあてるものとして地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されることとなっています。

４　単独災害復旧事業債

(1) 起債の充当率

地方公共団体が各事業主体において単独事業として施行する農業用施設の災害復旧事業については、補助災害復旧事業の採択基準に満たない（1箇所の工事の費用が40万円未満）事業、国庫補助制度があっても、補助災害復旧事業の対象となっていない施設の災害復旧事業等について、単独災害復旧事業債として起債が許可されています。単独災害復旧事業債の充当率は、査定事業費のおおむね65%となっており、災害の発生した年度にその暦年分の総額を申請に基づいて決定し、これを2カ年度に分割した形で許可されることとなっています。

(2) 償還費に対する地方交付税措置

（１）により起債を許可された市町村は、毎年度起債額の47.5%から85.5%に相当する額が起債償還のためにあてるものとして、地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されることとなっています。

（注）１　起債額の決定等については、補助災害復旧事業債の項を参照。

２　農地については、激甚災害で工事費が40万円以上の場合に対象

５　農地等小災害復旧事業債

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業であって、「激甚災害法」の激甚災害として政令で指定された災害により、被害を受けた当該市町村が事業主体となって実施する小災害（１カ所の工事の費用が13万円以上40万円未満のものをいう）復旧事業は、「激甚災害法」（第24条）に基づき、その財源に充てるため発行が許可された地方債の元利償還に要する経費に対し、地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されることとなっています。

(1) 起債許可の条件

農地等小災害債を起こすことのできる市町村は、その年に発生した「激甚災害法」第５条に規定する農地等の災害復旧事業等にかかる補助の特別措置を適用することとされた激甚災害のために、市町村の区域内で施行される農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業（「暫定法」第３条の規定によりその事業費を国が補助する補助災害復旧事業及び小災

害復旧事業の双方を含む。）の事業費の合計額が800万円を超える市町村であって、かつ、農地等小災害債の起債１件限度額を超える市町村となっています。

（令和３年度時点）起債の限度額　都道府県、指定都市　　800万円
人口30万人以上の市　　400万円
人口10万人以上の市　　250万円
人口５万人以上の市　　150万円
その他の市町村　　80万円

(2) 起債の充当率

農地等の小災害復旧事業に対する起債の充当率は、一般被災地（激甚災害として指定された災害ですが、「暫定法」を適用したのちの地元負担額が１戸当たり２万円以下の市町村）にあっては、農地50％、農業用施設及び林道65％であり、被害激甚地（「暫定法」を適用したのちの地元負担額が１戸当たり２万円を超える市町村）にあっては、事業費の５分の３に相当する額については90％、残りの５分の２に相当する額については農地50％、農業用施設及び林道65％で、これを平均すると農地74％、農業用施設及び林道80％となっています。

農地等小災害債の発行が許可される市町村は、総務大臣が告示します。また、特に被害の激甚な地域に該当する被災市町村は、農地等の災害復旧事業に対する特別補助の対象となる地域として農林水産大臣が告示した地域につき総務大臣が告示します。

(3) 償還費に対する地方交付税措置

農地等小災害債の復旧進度は、なるべく災害発生の単年度で完了するよう措置されますが、農地等小災害債として発行を許可された市町村について毎年度、その起債に対する元利償還に要する経費に対し、地方交付税の算定の基礎となる基準財政需要額に算入されることとなっています。これらの措置によって、実質的には「暫定法」の適用を受ける災害復旧事業に準じた助成と財政措置をしようとするものです。

（参考）激甚災害法　第24条

（小災害債に係る元利償還金の基準財政要額への算入等）

第24条

１　省略

２　激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項に

おいて「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、１箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のものの事業費に充てるため、農地に係るものにあっては当該事業費の100分の50、農業用施設又は林道に係るものにあっては当該事業費の100分の65に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあっては、当該事業費のうち政令で定める部分については100分の90の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内）で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

３
４　省略

６　特別交付税

国の補助（負担）の対象となる災害復旧事業分及び災害関連事業分（現年災）については、次のとおり特別交付税として措置されます。

都道府県・指定都市	：	事業費 ×	1.5%
市 町 村	：	事業費 ×	3.0%

（参考１）地方財政法（昭和23年7月7日法律第109号）

（地方債の制限）

第５条　地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一　交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合

二　出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）

三　地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四　災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合

五　学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

（地方債の協議等）

第５条の３　地方公共団体は、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない。

２　前項に規定する協議は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を明らかにして行うものとする。

３　実質公債費比率が政令で定める数値未満である地方公共団体（実質赤字額が政令で定める額を超えるもの、連結実質赤字比率が政令で定める数値を超えるもの又は将来負担比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第２条第５号の規定に基づく政令で定める数値以上のものを除く。第５項及び第６項において「協議不要対象団体」という。）は、政令で定める公的資金（以下この条において「特定公的資金」という。）以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合（特定公的資金をもつて起こすことについて、第１項の規定による協議において同意を得、又は次条第１項若しくは第３項から第５項まで若しくは同法第13条第１項に規定する許可を得た地方債の資金を変更し、第７項に規定する公的資金以外の資金をもつて地方債を起こそうとする場合を除く。）には、第１項の規定にかかわらず、同項の規定による協議をすることを要しない。

４　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　実質公債費比率　政令で定める地方債に係る元利償還金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地方債の元利償還金」という。）の額と地方債の元利償還金に準ずるものとして政令で定めるもの（以下この号において「準元利償還金」という。）の額との合算額から地方債の元利償還金又は準元利償還金の財源に充当することのできる特定の歳入に相当する金額と地方交付税法（昭和25年法律第211号）の定めるところにより地方債の元利償還金及び準元利償還金に係る経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（特別区にあつては、これに相当する額として総務大臣が定める額とする。以下この号において「算入公債費等の額」という。）との合算額を控除した額を標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額から算入公債費等の額を控除した額で除して得た数値で当該年度前３年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値

二　実質赤字額　当該年度の前年度の歳入（政令で定めるところにより算定した歳入をいう。以下この号において同じ。）が歳出（政令で定めるところにより算定した歳出をいう。以下この号において同じ。）に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額並びに実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額

三　連結実質赤字比率　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条第２号に規定する連結実質赤字比率

四　将来負担比率　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２条第４号に規定する将来負担比率

5　次に掲げる公営企業を経営する協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて当該公営企業に要する経費の財源とする地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした当該公営企業に要する経費の財源とする地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第３項の規定にかかわらず、第１項の規定による協議をしなければならない。

一　地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第２条第１項に規定する地方公営企業及び地方公営企業以外の企業で同条第２項又は第３項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用するもので、政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

二　前号に掲げるもののほか、第６条に規定する公営企業で政令で定めるもののうち政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額が政令で定めるところにより算定した額を超えるもの

６　協議不要対象団体は、特定公的資金以外の資金をもつて地方債を起こし、又は特定公的資金以外の資金をもつて起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合において第３項の規定により第１項の規定による協議をしないときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、資金、利率、償還の方法その他政令で定める事項を総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

７　地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

一　第一項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債　当該同意に係る公的資金

二　前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第１項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債　当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金

８　前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第７条の定めるところにより、同条第２号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

９　地方公共団体が、第１項の規定による協議の上、総務大臣又は都道府県知事の同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長は、その旨をあらかじめ議会に報告しなければならない。ただし、地方公共団体の長におい

て特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合その他政令で定める場合には、当該地方公共団体が、当該同意を得ないで、地方債を起こし、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更した後に、次の会議においてその旨を議会に報告することをもつて足りる。

10　総務大臣は、毎年度、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事が第１項の規定による協議における同意並びに次条第１項及び第３項から第５項まで並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第13条第１項に規定する許可をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、並びに第７項各号に掲げる地方債並びに次条第１項及び第３項から第５項まで並びに同法第13条第１項の規定により許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類を作成し、これらを公表するものとする。

11　総務大臣は、第１項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（国がその一部を負担する災害に係る事務に要する経費）

第10条の3　地方公共団体が実施しなければならない法律又は政令で定める災害に係る事務で、地方税法 又は地方交付税法 によつてはその財政需要に適合した財源を得ることが困難なものを行うために要する次に掲げる経費については、国が、その経費の一部を負担する。

一　災害救助事業に要する経費

二　災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費

三　道路、河川、砂防、海岸、港湾等に係る土木施設の災害復旧事業に要する経費

四　林地荒廃防止施設、林道、漁港等に係る農林水産業施設の災害復旧事業に要する経費

五　都市計画事業による施設の災害復旧に要する経費

六　公営住宅の災害復旧に要する経費

七　学校の災害復旧に要する経費

八　社会福祉施設及び保健衛生施設の災害復旧に要する経費

九　土地改良及び開拓による施設又は耕地の災害復旧に要する経費

（国と地方公共団体とが経費を負担すべき割合等の規定）

第11条　第10条から第10条の３までに規定する経費の種目、算定基準及び国と地方公共団体とが負担すべき割合は、法律又は政令で定めなければならない。

（参考２）令和３年度地方債同意等基準

第一　総括的事項

省略

第二　協議団体に係る同意基準

一　一般的同意基準

省略

二　協議に当たっての事業区分

１　通常収支分

地方債（通常収支分）の協議に当たっては、次に掲げる事業区分を協議の単位とし、それぞれに定める事業等を対象とするものとする（ただし、２に掲げる事業の対象となるものを除く。）。

(一)　一般会計債

(1)～(3)　　略

(4)　災害復旧事業

災害復旧事業については、次に掲げる事業を対象とするものとする。

ア　補助災害復旧事業及び直轄災害復旧事業

次に掲げる補助事業（地方公営企業に係るものを除く。）に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金（独立行政法人の行う災害復旧事業に係る法令に基づく地方公共団体の負担金を含む。）

(ｱ)　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第３条、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第３条の規定に基づき国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業

(ｲ)～(ｴ)　　略

イ　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第１項の

規定に基づく歳入欠かん債及び災害対策債

ウ　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第24条第１項及び第２項の規定に基づく公共土木施設等小災害復旧事業及び農地等小災害復旧事業

エ　地方公営企業災害復旧事業

オ　公共施設及び公用施設に係る火災復旧事業

カ　一般の単独災害復旧事業（公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち、アの対象とならなかったもので、イからオまでに掲げるものを除いたもの並びに単独の災害関連事業をいう。）

(5)～(11)　略

(二)～(八)　略

２　東日本大震災分（復旧・復興事業）　略

三　早期協議手続に関する事項　略

第三～五　略

（参考３）令和３年度地方債同意等基準運用要綱

第一　協議等手続に関する事項

令和３年度における地方債の協議及び許可に関する手続を円滑に進めるため、令和３年度地方債同意等基準（令和３年総務省告示第147号。以下「同意等基準」という。）に基づき、令和３年度地方債計画（令和３年総務省告示第148号）で予定している地方債についての協議又は許可申請（以下「協議等」という。）における同意又は許可（以下「同意等」という。）に係る手続きについては、同意等基準に定めるもののほか、以下に定めるところによるものとする。

一　一般的事項

１　地方債の同意等額については、原則として、同意等基準において協議等手続が適用される事業区分の対象事業に係る「地方負担額」又は「起債対象事業費」に地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第20条第４項の規定に基づき定める令和３年度地方債充当率（令和３年総務省告示第149号）に掲げる充当率を乗じて得た額の範囲内の額とするものであること。

(1)　「地方負担額」とは、地方公共団体が施行する国庫補助負担事業

において地方債を財源とすることができる経費であって補助要綱等に基づき算出した国庫支出金の対象事業費又は国庫補助基本額から国庫支出金（翌年度に交付される補助率差額見込額を除く。）、法令等に基づき国庫支出金に伴って交付することを義務付けられた市町村に対する都道府県支出金及び他団体負担金その他の控除すべき財源（以下「国庫支出金等」という。）を控除した額、又は、国直轄事業負担金の額から他団体負担金その他の控除すべき財源を控除した額にそれぞれ事業の実施に直接必要な事務的経費を加えた額をいうものであること。

(2) 「起債対象事業費」とは、地方単独事業であって、地方債を財源とすることができる経費の額をいうものであること。なお、公共施設及び公用施設に付随するものの工事に要する経費のほか、次のような経費も対象となるものであること。

ア　建設事業と一体として整備される備品で建設される施設等と一体不可分的な機能を有するものの購入費

ただし、原則として一品当たりの取得価格が20 万円以上であって、かつ耐用年数が５年以上のものを対象とするものであること。

イ　建設事業を実施するために直接必要であり、かつ、適正な範囲内の事務的経費（職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費等の物件費及び人件費をいう。）。

(3) 建設事業を実施するために直接必要な事務的経費については、次の範囲内のものは概ね適正な範囲内の事務費として取扱うものであること。なお、それ以上に必要な事務費がある場合には、実績等に応じ、それによることも差し支えないものであること。

ア　平成22年度に補助金の事務費が廃止された国土交通省及び農林水産省の補助事業の実施に直接必要な事務費

(ｱ) 新規事業（平成22年度に新規に補助金の交付決定通知を受けた事業）については全体事業費の5.0%以内の額

(ｲ) 継続事業（(ア）以外の事業）については廃止前の補助基準に定められていた計算方法により算出した事務費の範囲内の額

イ　ア以外の補助事業においては、補助基準に定める事務費の範囲内の事務費

ウ　単独事業

(ｱ) 設計監督費については、設計監督を外部に委託する場合には、当該委託費の実所要額。外部に委託せずに設計監督を行う場合には、全体事業費の2.75%以内の額

(ｲ) （ア）以外の事務費については全体事業費の2.75%以内の額

(ｳ) 水道事業、港湾整備事業、下水道事業にあっては、設計監督費とその他の事務費を合わせて全体事業費の6.0%以内の額

(ｴ) 交通事業、電気事業、地域開発事業及び有料道路事業・駐車場整備事業については適正必要額

(ｵ) 災害復旧事業及び工業用水道事業については補助事業と同様の計算方法により算出した事務費の範囲内の額

２～13　　略

二　対象事業に関する事項

１　通常収支分

協議等手続の対象となる事業区分（通常収支分）の対象事業の取扱いについては、同意等基準及び第１の１の一般的事項に定めるもののほか、次に掲げるところによるものであること。

（一）　一般会計債

(1)、～(3)　省略

(4) 災害復旧事業

ア　災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第43条第３項における総務大臣が指定する地方公共団体は、著しく異常かつ激甚な非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第102条第１項第１号の徴収金の減免の額と同項第２号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの額（災害救助法（昭和22年法律第118号）第４条第１項から第３項までに規定する救助が行われた市町村は、当該災害に係る当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものを含む。）との合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額の100分の５に相当する額を超えるものとする。

イ　一般単独災害復旧事業等は、災害にかかった公共施設（原則として、地方公共団体及び公共的団体（鉄道に係る事業については、地財法第５条第５号の政令で定める法人を含む。）

が所有し、管理するものに限る。以下同じ。）及び公用施設を原形に復旧するものをいい、原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設を建設すること、又は原形に復旧することが著しく困難若しくは不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設を建設する場合も対象となるものであること。

エ　農地については、一般単独災害復旧事業の対象とならないものであること。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条第１項に基づき指定された災害に係る農地であって、同法第５条の措置が適用されたもののうち一箇所の工事の費用が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第２条第６項に掲げる額以上のものについては、一般単独災害復旧事業の対象とするものであること。

オ　現年の災害復旧事業については、前年度の１月１日以降に発生した災害を対象とするものであること。

カ　過年の充当率を現年と同率とする著しく異常かつ激甚な非常災害等とは、既存の災害復旧制度の適用に加えて、特別の立法措置又は特別の予算措置等が広範に講じられるものであり、かつ、災害発生年の翌年度予算の編成時点において、災害復旧事業費の多くが確定できない状況にある災害をいうものであること。

(5)～(10)　　略

（二）～(七)　　略

２　東日本大震災分（復旧・復興事業）　　略

第二～五　　略

【別紙１～３】　　略

（参考４）災害復旧事業等充当率一覧表（令和３年度）

区分		対象施設	記載充当率（%）			元利償還金に地摺る地方交付税等の措置（基準財政需要額算入率（%））	備考
				現年	過年		
災害復旧事業債	補助災害	農地・農林漁業施設		90	80	95	注１．農地等小災害は、１箇所の事梁費が13万以上40万円未満の激甚災害で事業費の合計額が800万円を超え、かつ農地等小災害債の起債１件限度額を超える市町村が対象となる。 注２．災害関連事業のうち、※印については、地方債、事業費補正の充当残が農業行政費等の単位費用に含まれる。 注３．補助災害、直轄災害、災害関連（農地災害関連区画、農村生活環境、鉱毒対策は除く。）の現年災分については、特別交付税の対象となっている。
		公共土木施設等		100	90		
	単独災害	農林漁業施設	65			47.5～85.5[財政力補正]	
		公共土木施設等	100				
	農地等小災害	農地 １戸当たり２万円以下 〃　超	 50 74			100	
		農林業施設 １戸当たり２万円以下 〃　超	 65 80				
	公共土木施設等小災害	公共土木施設等	100			66.5～95.0[財政力補正]	
	直轄災害	農業用施設		90	80	95	
		地すべり防止施設		100	90		
	災害関連（公営企業債）	集落排水施設	100			50（特別交付税）	
公共事業等債	災害関連 上段：財源対策債分 下段：本来分	農業用施設※ ため池※ 農地災害関連※		 40 50	 40 50	 50 0	
		海岸保全施設※		40 50	40 5	50 0	
		地すべり防止施設※		40 50	40 50	50 0	
		災害関連緊急地すべり 直轄災害関連緊急地すべり		10 80	― ―	50 57	
		災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策※		40 50		50 0	
		鉱毒対策※	40 50			50 0	

Ⅸ　関 係 法 令 等

IX　関係法令等

１　災害対策基本法（抄）

昭和36年11月15日　法律第223号
最終改正　令和３年５月19日　法律第 36号

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害　暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

二　防災　災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三　指定行政機関　次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。

イ　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項及び第２項に規定する機関、デジタル庁並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する機関

ロ　内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第１項並びに国家行政組織法第８条に規定する機関

ハ　内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第２項並びに

国家行政組織法第８条の２に規定する機関

ニ　内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第８条の３に規定する機関

四　指定地方行政機関　指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第１項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第１項並びに国家行政組織法第９条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

五　指定公共機関　独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

六　指定地方公共機関　地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第４条第１項の港務局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第５条第１項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七　防災計画　防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八　防災基本計画　中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九　防災業務計画　指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第１項若しくは第２項若しくは国家行政組織法第３条第２項の委員会若しくは第３号ロに掲げる機関又は同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては、当該指定行政機関。第12条第８項、第25条第６項第２号、第28条第２項、第28条の３第６項第３号及び第28条の６第２項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十　地域防災計画　一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ　都道府県地域防災計画　都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ　市町村地域防災計画　市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ　都道府県相互間地域防災計画　二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ　市町村相互間地域防災計画　二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（基本理念）

第２条の２　災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一　我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二　国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三　災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四　災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限り的確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五　被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六　災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

（国の責務）

第３条　国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

２　国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

３　指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第１項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

４　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

（都道府県の責務）

第４条　都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。

２　都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村の責務）

第５条　市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

２　市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組

織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3　消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたつては、第１項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第５条の２　地方公共団体は、第４条第１項及び前条第１項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第５条の３　国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第６条　指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのつとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2　指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

第７条　地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2　災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備え

るための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第８条　国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

２　国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一　災害及び災害の防止に関する科学的研究とその成果の実現に関する事項

二　治山、治水その他の国土の保全に関する事項

三　建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項

四　交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

五　防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

六　災害の予報及び警報の改善に関する事項

七　地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第２条第３号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項

八　気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

九　台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

十　火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

十一　水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

十二　地方公共団体の相互応援、第61条の４第３項に規定する広域避難及び第86条の８第１項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十三　自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

十四　被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
十五　高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
十六　海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
十七　被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
十八　防災上必要な教育及び訓練に関する事項
十九　防災思想の普及に関する事項

第２章　防災に関する組織

第１節　中央防災会議

（中央防災会議の設置及び所掌事務）

第11条　内閣府に、中央防災会議を置く。

２　中央防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防災基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　内閣総理大臣又は内閣府設置法第９条の２に規定する特命担当大臣（以下「防災担当大臣」という。）の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。

三　前号に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣又は防災担当大臣に意見を述べること。

四　前三号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

３　内閣総理大臣は、次に掲げる事項については、中央防災会議に諮問しなければならない。

一　防災の基本方針

二　防災に関する施策の総合調整で重要なもの

三　非常災害又は第23条の３第１項に規定する特定災害に際し一時的に必要とする緊急措置の大綱

四　災害緊急事態の布告

五　その他内閣総理大臣が必要と認める防災に関する重要事項

（関係行政機関等に対する協力要求等）

第13条　中央防災会議は、その所掌事務に関し、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

２　中央防災会議は、その所掌事務の遂行について、地方防災会議（都道府

県防災会議又は市町村防災会議をいう。以下同じ。）又は地方防災会議の協議会（都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会をいう。以下同じ。）に対し、必要な勧告をすることができる。

第２節　地方防災会議

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第14条　都道府県に、都道府県防災会議を置く。

２　都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

三　前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。

四　当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

五　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（市町村防災会議）

第16条　市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

２　前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

３　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第１項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

４　市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第２項の規定により市町村防災会議を共同で設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

５　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

６　市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第２項の規定により設置された

市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（都道府県災害対策本部）

第23条　都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2　都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。

3　都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

4　都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

一　当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。

三　当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。

5　都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。

6　都道府県災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7　都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8　前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の２　市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

２　市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

３　市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

４　市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一　当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二　当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿つて災害予防及び災害応急対策を実施すること。

５　市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

６　市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

７　前条第７項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

８　前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第３節　特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

（非常災害対策本部の設置）

第24条　非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するた

め特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第２項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

２　第23条の３第２項の規定は、非常災害対策本部について準用する。

３　第１項の規定により非常災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部は廃止されるものとし、非常災害対策本部が当該特定災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

（緊急災害対策本部の設置）

第28条の２　著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第40条第２項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に緊急災害対策本部を設置することができる。

２　第23条の３第２項の規定は、緊急災害対策本部について準用する。

３　第１項の規定により緊急災害対策本部が設置された場合において、当該災害に係る特定災害対策本部又は非常災害対策本部が既に設置されているときは、当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部が当該特定災害対策本部又は非常災害対策本部の所掌事務を承継するものとする。

第３章　防災計画

（防災基本計画の作成及び公表等）

第34条　中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

２　中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

（指定行政機関の防災業務計画）

第36条　指定行政機関の長は、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

２　指定行政機関の長は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに都道府県知事及び関係指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

３　（略）

（指定公共機関の防災業務計画）

第39条　指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成し、及び毎年防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

２　指定公共機関は、前項の規定により防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかに当該指定公共機関を所管する大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び関係都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

３　（略）

（都道府県地域防災計画）

第40条　都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

２　（略）

３　都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

４　都道府県防災会議は、第１項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

５　内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第41条　都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防

災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

（各号省略）

（市町村地域防災計画）

第42条　市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

２～４　（略）

５　市町村防災会議は、第１項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

６　都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

７　（略）

第４章　災害予防

（防災に関する組織の整備義務）

第47条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

２　前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めなければならない。

（防災教育の実施）

第47条の２　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

２　災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災訓練義務）

第48条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

２　（略）

３　災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第１項の防災訓練に参加しなければならない。

４　災害予防責任者は、第１項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第49条　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）

第49条の２　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）

第49条の３　災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力

を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第５章　災害応急対策

第１節　通　　則

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条　災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

一～四　（略）

五　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

六～八

九　前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

２　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（被害状況等の報告）

第53条　市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

２　都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

３　指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

４　指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

５　第１項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害又は特定災

害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

6　市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第１項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

7　都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第２項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

8　内閣総理大臣は、第１項から第４項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

第４節　応急措置等

（指定行政機関の長等の応急措置）

第77条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、都道府県及び市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

2　前項の場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

第６章　災害復旧

（災害復旧の実施責任）

第87条　指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

（災害復旧事業費の決定）

第88条　国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業について当該事業に関する主務大臣が行う災害復旧事業費の決定は、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等

に基づき、適正かつ速やかにしなければならない。

2　前項の規定による災害復旧事業費を決定するに当たつては、当該事業に関する主務大臣は、再度災害の防止のため災害復旧事業と併せて施行することを必要とする施設の新設又は改良に関する事業が円滑に実施されるように十分の配慮をしなければならない。

（防災会議への報告）

第89条　災害復旧事業に関する主務大臣は、災害復旧事業費の決定を行つたとき、又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めたときは、政令で定めるところにより、それらの概要を中央防災会議に報告しなければならない。

（国の負担金又は補助金の早期交付等）

第90条　国は、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業の円滑な施行を図るため必要があると認めるときは、地方交付税の早期交付を行なうほか、政令で定めるところにより、当該災害復旧事業に係る国の負担金若しくは補助金を早期に交付し、又は所要の資金を融通し、若しくは融通のあつせんをするものとする。

第８章　財政金融措置

（災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助）

第94条　災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

第95条　前条に定めるもののほか、第23条の７第２項の規定による特定災害対策本部長の指示、第28条第２項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第28条の６第２項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

（災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助）

第96条　災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

（激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等）

第97条　政府は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発

生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

第98条　前条に規定する法律は、できる限り激甚災害の発生のつどこれを制定することを避け、また、災害に伴う国の負担に係る制度の合理化を図り、激甚災害に対する前条の施策が円滑に講ぜられるようなものでなければならない。

第99条　第97条に規定する法律は、次の各号に掲げる事項について規定するものとする。

一　激甚災害のための施策として、特別の財政援助及び助成措置を必要とする場合の基準

二　激甚災害の復旧事業その他当該災害に関連して行なわれる事業が適切に実施されるための地方公共団体に対する国の特別の財政援助

三　激甚災害の発生に伴う被災者に対する特別の助成

（災害に対処するための国の財政上の措置）

第100条　政府は、災害が発生した場合において、国の円滑な財政運営をそこなうことなく災害に対処するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めなければならない。

2　政府は、前項の目的を達成するため、予備費又は国庫債務負担行為（財政法（昭和22年法律第34号）第15条第２項に規定する国庫債務負担行為をいう。）の計上等の措置について、十分な配慮をするものとする。

第101条～117条　　略

２　災害対策基本法施行令（抄）

制定　昭和37年７月９日　政令第288号
最終改正　令和３年５月10日　政令第153号

第１条～第20条　　略

第６章　災害応急対策

（被害状況等の報告）

第21条　法第53条第１項から第４項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより、行なうものとする。

一　災害の原因
二　災害が発生した日時
三　災害が発生した場所又は地域
四　被害の程度
五　災害に対しとられた措置
六　その他必要な事項

第７章　災害復旧

（防災会議への報告）

第37条　法第89条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告は、災害復旧事業費の決定を行なつた日又は災害復旧事業の実施に関する基準を定めた日から20日以内に、内閣府令で定める様式の文書により行なうものとする。

（国の負担金又は補助金の早期交付等）

第38条　国は、法第90条の規定により、地方公共団体又はその機関が実施する災害復旧事業に係る国の負担金又は補助金を早期に交付しようとするときは、当該災害復旧事業の進捗状況、当該災害復旧事業に要する経費の支出時期及び当該地方公共団体の資金の状況等を勘案してこれを行なうものとする。

第39条～第46条　　略

３　災害対策基本法施行規則（抄）

制定　昭和37年９月21日　総理府令第 52号
最終改正　令和３年５月10日　内閣府令第 30号

（被害状況等の報告）

第２条　令第21条の規定による災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害の発生及びその経過に応じて逐次行うものとし、当該災害に対する応急措置が完了した後20日以内に最終の報告を行うものとする。

２　令第21条第４号に規定する被害の程度に関する報告は、法第53条第１項及び第２項の規定により市町村及び都道府県が行うものにあつては別表第１に掲げる事項について、同条第３項の規定により指定公共機関の代表者が行うものにあつては被害の概算額について、同条第４項の規定により指定行政機関の長が行うものにあつては別表第２に掲げる事項のうちその所掌事務に係るものについて行うものとする。

（防災会議への報告の様式）

第９条　令第37条に規定する災害復旧事業費の概要及び災害復旧事業の実施に関する基準の概要の報告の様式は、別記様式第10及び別記様式第11のとおりとする。

別表第１

一　人的被害に関する事項

イ　死者の数

ロ　行方不明者の数

ハ　重傷者の数

ニ　軽傷者の数

二　住家の被害に関する事項

イ　全壊（全流失・全埋没・全焼失を含む。）棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数

ロ　半壊（半流失・半埋没・半焼失を含む。）棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数

ハ　一部破損棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数

ニ　床上浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数

ホ　床下浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数

三　非住家の被害に関する事項
　　全壊又は半壊（流失・埋没・焼失を含む。）棟数
四　田畑の被害に関する事項
　イ　田の流失又は埋没面積並びに冠水面積
　ロ　畑の流失又は埋没面積並びに冠水面積
五　その他の被害に関する事項
　イ　道路決壊箇所数
　ロ　橋梁流失箇所数
　ハ　堤防決壊箇所数
　ニ　鉄道不通箇所数
　ホ　被害船舶数
　ヘ　その他の被害
六　り災者に関する事項
　　り災世帯数及び人員
七　被害額に関する事項
　　指定公共機関の代表者及び指定行政機関の長が報告すべき被害以外の物的被害の概算額

別表第２

一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第３条第１項第１号及び第３号から第10号までの各号中に規定する施設、第７条各号に掲げる施設並びに第14条、第16条第１項及び第17条第１項中に規定する施設にかかる被害の概算額

二　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の規定の適用を受ける施設にかかる被害の概算額

三　前２号に掲げるものを除くほか、法令又は予算により、その災害復旧事業費につき国が負担し、若しくは補助する施設（国有財産法（昭和23年法律第73号）第３条第２項に規定する公用財産、皇室用財産及び森林経営用財産であるものを除く。）に係る被害の概算額

四　農作物、林産物、畜産物（家畜・家きんを含む。）、蚕繭及び水産物の被害の概算額

（別記様式は省略）

４　土地改良法（抄）

制定　昭和24年６月６日　法律第195号
最終改正　令和４年３月31日　法律第　９号

第１章　総　　則

（目的及び原則）

第１条　この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

２　土地改良事業の施行に当たつては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

（定義）

第２条　この法律において「農用地」とは、耕作（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第１項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。）の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

２　この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行なう次に掲げる事業をいう。

一　農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、管理、廃止又は変更（あわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業及び土地改良施設の新設又は変更（当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。）とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することを相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第３号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のため必要な事業とを一体とした事業を含む。）

二　区画整理（土地の区画形質の変更の事業及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする次号の農用地の造成の工事又は農用地の改良若しくは保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

三　農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換又は農用地間における地目変換の事業（埋立て及び干拓を除く。）及び当該事業とこ

れに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のため必要な工事の施行とを一体とした事業をいう。）

四　埋立て又は干拓

五　農用地若しくは土地改良施設の災害復旧（津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業を含む。）又は土地改良施設の突発事故被害（突発的な事故による被害をいう。以下同じ。）の復旧

六　農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合

七　その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

第２章　土地改良事業

第１節　土地改良区の行う土地改良事業

第２款　土地改良区の管理

（重要事項の議決方法）

第33条　次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の３分の２以上が出席し、その議決権の３分の２以上で決する。

一　定款の変更

二　土地改良事業計画の設定若しくは変更、第85条の３第１項若しくは第６項の規定による申請、第87条の２第４項の規定による同意又は土地改良事業の廃止

三　解散又は合併

（経費の賦課）

第36条　土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費（第90条第４項（第91条第４項及び第96条の４第１項において準用する場合を含む。）、第90条第８項又は第91条第５項の規定により徴収される金銭を含む。）に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

２　前項の規定にかかわらず、土地改良区は、定款で定めるところにより、その准組合員が、その准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地に係る組合員の同意を得て同項の規定により当該組合員に対して賦課すべき金銭、夫役又は現品の全部又は一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して、当該金銭、夫役又は現品の全部又は一部を賦課徴収するものとする。

3　第１項の規定による賦課に当たつては、地積、用水量その他の客観的な指標により、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。

4　土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、第１項及び第２項に規定するもののほか、定款の定めるところにより、その土地について加入金を徴収することができる。

5　組合員又は准組合員は、第１項若しくは第２項の規定により賦課された金銭、夫役若しくは現品又は前項の加入金の徴収については、相殺をもつて対抗することができない。

6　夫役又は現品は、金銭に算出して賦課しなければならない。

7　夫役又は現品は、金銭で代えることができる。

8　土地改良事業の施行に関し第１項又は第２項の規定により賦課される夫役は、労働の基準又は賃金に関する法令の趣旨に沿うものでなければならない。

9　土地改良区は、第１項、第２項又は第４項の規定による場合のほか、定款の定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、その行う土地改良事業によつて利益を受ける者で農林水産省令で定めるもの（以下この条において「特定受益者」という。）から、特定受益者の受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができる。

10　土地改良区は、前項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、同項の徴収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見を聴かなければならない。

11　前項の規定により特定受益者又は市町村長の意見が述べられたときは、第９項の認可を申請するには、その申請書に、当該意見を記載した書面を添付しなければならない。

第３款　土地改良区の事業

第１目　事業の施行

（急施の場合）

第49条　災害又は突発事故被害のため急速に第２条第２項第五号の土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前条の規定にかかわらず、総会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができる。

2　前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

第２節　国又は都道府県の行う土地改良事業

（申請）

第85条　第３条に規定する資格を有する者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国営土地改良事業」という。）にあつては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

２　前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）並びにこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設の管理者及び管理方法に関する基本的事項（以下「予定管理方法等」という。）その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地について第３条に規定する資格を有する者の３分の２（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得なければならない。

３　農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第１項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の３分の２以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

４　第１項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第５条第５項及び第６条の規定を準用する。

５　第１項の場合には、 第５条第３項、 第６項及び第７項の規定を準用する。

６　第１項の者は、前項において準用する第５条第３項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、20日以上の相当の期間を定めて当該協議に係る土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

７　前項の規定による公告があつたときは、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告をした第１

項の者に対し意見書を提出することができる。

8　第１項の規定による申請をするには、その申請書に第２項の規定により公告した事項を記載した書面及び同項の３分の２以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の３分の２以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

9　第７項の規定による意見書の提出があつたときは、第１項の規定による申請をするには、その申請書に、前項に規定するもののほか、当該意見書の写しを添付しなければならない。

第85条の２　市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第１項又は第９条第１項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行なうべきことを、（その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して、）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2　市町村は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の３分の２（二以上の土地改良事業の施行を申請する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得なければならない。

3　農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第１項の規定による申請をするには、市町村は、前項の３分の２以上の同意のほか、

その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4　第１項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第５条第５項及び第６条の規定を準用する。

5　第１項の場合（次項の規定により市町村の議会の議決を経て第１項の規定による申請をする場合を除く。）には、第５条第６項及び第７項並びに前条第６項、第７項及び第９項の規定を準用する。この場合において、同条第６項中「前項において準用する第５条第３項の規定による協議」とあるのは「第85条の２第２項の規定による公告」と、「当該協議」とあるのは「同項の規定による公告」と、同条第９項中「前項」とあるのは「第85条の２第10項」と読み替えるものとする。

6　政令で定める基幹的な土地改良施設の新設又は変更を内容とする第２条第２項第一号に掲げる事業であつて、その他の土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもののうち、当該他の土地改良事業の計画内容がなお未確定であるため第２項の３分の２以上の同意を求めることが適当でないと認められるものについては、当該他の土地改良事業が計画内容を確定して施行される確実な見込みがあり、かつ、その確定をまつて当該第２条第２項第一号に掲げる事業に着手するときは、当該事業の規模からみてその完了が著しく遅延し、農業振興地域整備計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合においては、市町村は、第２項の規定によらず、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、第１項の規定による申請をすることができる。

7　市町村は、前項の規定により当該市町村の議会の議決を経て、第１項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を示して、当該申請につき、関係土地改良区その他農林水産大臣の指定する者の意見を聴くとともに、国営土地改良事業にあつては、都道府県の同意を得なければならない。

8　都道府県は、前項の同意をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

9　第６項の場合には、前条第６項、第７項及び第９項の規定を準用する。この場合において、同条第６項中「前項において準用する第５条第３項の規定による協議をしようと」とあるのは「第85条の２第７項の規定により同項に規定する事項を示そうと」と、「当該協議に係る」とあるのは「その示す」と、同条第９項中「前項」とあるのは「第85条の２第10項」と読み替えるものとする。

10　市町村は、第１項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に第２項の規定により公告した事項（第６項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、第７項の規定により示した事項）を記載した書面及び第２項の３分の２以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の３分の２以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意、第６項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、当該議決及び当該申請に係る第７項の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事を経由して、（第６項の規定により市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接、）農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては、関係都道府県知事に提出しなければならない。

（申請によらない土地改良事業）

第87条の２　国又は都道府県は、第85条第１項、第85条の２第１項、第85条の３第１項若しくは第６項又は第85条の４第１項の規定による申請によつて行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる土地改良事業を行うことができる。

一　第２条第２項第四号に掲げる事業

二　第２条第２項第一号又は第五号に掲げる事業（同項第一号に掲げる事業にあつては土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に係るもの、同項第５号に掲げる事業にあつては土地改良施設の災害復旧に係るものに限る。）であつて次に掲げるもの

イ　前号の事業に附帯してその施行に係る地域の近傍の土地について行うもので、その施行によりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められるもの

ロ　その事業による受益の範囲が広く、その工事に高度の技術を必要とする等その事業の性質又は規模に照らして適当と認められるもの

ハ　他の公共の利益となる事業と併せて行うことを相当とする等国土資源の総合的な開発又は保全の見地から適当と認められるもの

2　国又は都道府県は、前項の規定により同項第一号の事業につき土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）があるときは、併せて、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。

3　第１項の規定により同項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業（同項第一号の事業を除く。）に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては各土地改良事業に係る全体構成）及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地について第３条に規定する資格を有する者の３分の２（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業（同項第一号の事業を除く。）につき、その施行に係る地域内にある土地について同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得なければならない。

4　農林水産大臣又は都道府県知事は、第１項の規定により、同項第二号の事業のうち施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第２条第２項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区管理区域（当該土地改良区が現に行つている土地改良区管理施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域としている区域をいう。以下この項において同じ。）内の土地に係る当該土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。）に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合においては、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意をもつて前項の３分の２以上の同意に代えることができる。

一　施設更新事業の施行に係る地域の全部を土地改良区管理区域の全部又は一部とする場合　当該土地改良区の同意

二　前号に掲げる場合以外の場合　当該土地改良区の同意及びその施行に係る地域のうち土地改良区管理区域以外の地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者の３分の２以上の同意

5　土地改良区は、前項の規定による同意をするには、あらかじめ、総会の議決を経なければならない。

6　第１項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、（同項第二号の事業に係る土地改良事業計画を定める場合には、第３項の規定による公告をする前に、）その土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項（第１項第２号の事業に係る土地改良事業の計画を定める場合には、第３項の規定により公告する事項）について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

7　都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

8　農林水産大臣又は都道府県知事は、第６項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、その旨を公告し、20日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。

9　前項の規定により縦覧に供された土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣又は都道府県知事に対し意見書を提出することができる。

10　第１項の場合には、第５条第６項及び第７項、第７条第３項、第８条第２項及び第３項並びに前条第３項の規定（第１項第二号の事業については、これらの規定のほか、同条第５項から第10項までの規定）を準用する。

（急施の場合）

第87条の４　第85条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成

25年法律第95号）第９条第５号に規定する脆弱性評価の結果、地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るため急速に農業用用排水施設の変更を内容とする第２条第２項第１号の土地改良事業（当該変更に係る農業用用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。）を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。

２　前項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業による変更後の農業用用排水施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその農業用用排水施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならない。

３　都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

４　第１項の場合には、第７条第３項、第８条第２項及び第３項並びに第87条第３項及び第５項から第10項までの規定を準用する。

第87条の５　第85条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第２条第２項第五号に掲げる土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

２　前項の応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

（都道府県が行う国営土地改良事業の工事）

第89条　国は、政令の定めるところにより、国営土地改良事業の工事の一部を都道府県が行うこととすることができる。

（国営土地改良事業の負担金）

第90条　国は、政令の定めるところにより（国営土地改良事業が廃止された場合にあつては、農林水産大臣が当該廃止に係る国営改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区地の全部又は一部とする都道府県の知事と協議して定めるところにより）、国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2　前項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3　第87条の２第１項の規定により国が行なう同項第一号の事業（公有水面埋立法により行なうものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。）に係る第１項の規定による負担金については、前項の規定によるほか、都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、第94条の８第５項（第94条の８の２第６項において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収することができる。

4　前２項に掲げる者が国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

5　第１項の都道府県は、第２項及び第３項の規定による負担金の全部又は一部の徴収に代えて、政令の定めるところにより、国営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、当該市町村の区域内にある土地に係る第２項及び第３項に掲げる者に対する負担金に相当する部分の負担金を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

6　前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の負担金を徴収することができる。

7　第２項、第４項又は前項の場合において、第87条の４第１項又は第87条の５第１項の規定により国が行う土地改良事業に係る負担金の徴収については、都道府県又は市町村は、その徴収を受けるべき者の３分の２以上の

同意を得なければならない。

8　第１項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で国が行う市町村特別申請事業（以下「国営市町村特別申請事業」という。）と一体となつてその効果が生じ、若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を行う者その他国営市町村特別申請事業によつて利益を受ける農林水産省令で定める者から、その者の受ける利益（関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者にあつては、それぞれその行う関連土地改良事業又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者が当該国営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計）を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

9　第１項の都道府県は、第２項から第５項まで及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、第１項の規定による負担金の一部を負担させることができる。

10　第１項の規定による負担金について前項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聴いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

11　第２項から第４項まで、第６項又は第８項の規定による処分についての審査請求に関する行政不服審査法第18条第１項本文の期間は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して30日とする。

12　前項の審査請求については、行政不服審査法第43条の規定は、適用しない。

13　都道府県知事又は市町村長は、第11項の審査請求がされたときは、同項に規定する期間満了後50日以内にこれを裁決しなければならない。

（国営土地改良事業に係る特別徴収金）

第90条の２　国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業（第87条の２第１項の規定により国が行う同項第１号の事業、国営市町村特別申請事業及び第87条の４第１項又は第87条の５第１項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第３項において同じ。）の施行に係る地域内

にある土地につき第３条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき第113条の３第３項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。

２　前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には、前条第４項の規定を準用する。

３　第１項の特別徴収金の額は、国が徴収するものにあつては、国営土地改良事業に要した費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき前条第１項の規定により都道府県が負担する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、都道府県が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき同条第２項、第４項、第５項又は第９項の規定により都道府県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を限度とする。

４　国、都道府県又は市町村は、第87条の２第１項の規定により国が行う同項第１号の事業により造成された土地を第94条の８第５項（第94条の８の２第６項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はそ

の承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第94条の８第４項（第94条の８の２第６項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。

５　前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には前条第４項の規定を、前項の特別徴収金の額については第３項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第２項、第４項、第５項」とあるのは、「同条第３項から第５項まで」と読み替えるものとする。

６　国、都道府県又は市町村は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業にあつてはその工事の完了につき第113条の３第２項又は第３項の規定による公告があつた日、関連管理事業にあつては国営市町村特別申請事業の工事の完了につき同項の規定による公告があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該関連土地改良事業若しくは当該関連管理事業の計画において予定した用途以外の用途（政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業又は当該関連管理事業による利益を受けていないものとなつてい

る場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、（都道府県及び市町村にあつては、条例で、）特別徴収金を徴収することができる。

7　前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には前条第４項の規定を、前項の特別徴収金の額については第３項の規定を準用する。この場合において、同項中「国営土地改良事業」とあるのは「国営市町村特別申請事業」と、「同条第２項、第４項、第５項」とあるのは「同条第８項」と読み替えるものとする。

8　第１項、第４項、第６項又は第２項、第５項若しくは前項において準用する前条第４項の規定による処分についての審査請求については、同条第11項及び第13項までの規定を準用する。

9　国が徴収する第１項、第４項又は第６項の特別徴収金（これらの特別徴収金に代えて第２項、第５項又は第７項において準用する前条第４項の規定により徴収する金銭を含む。）の徴収については、第89条の３の規定を準用する。

（都道府県営土地改良事業の分担金等）

第91条　都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、地方自治法第224条の分担金を徴収することができる。ただし、第87条の３第１項の規定により行う土地改良事業については、その分担金を徴収しないものとする。

2　都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合においては、都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

3　前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。

4　第１項の場合には第90条第４項及び第７項の規定を、前項の場合には同条第７項の規定を準用する。

5　都道府県は、政令の定めるところにより、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で都道府県が行う市町村特別申請事業（以下「都道府県営市町村特別申請事業」という。）と一体となつてその効果が生じ、若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を行う者その他都道府県営市町村特別申請事業によつて利益を受ける農林水産省令で定める者から、その者の受ける利益（関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者にあつては、それぞれその行う関連土地改良事業又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者が当該都道府県営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計）を限度として、地方自治法第224条の分担金を徴収することができる。

6　都道府県は、第１項、第２項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第90条第10項の規定を準用する。

第94条の５　農林水産大臣は、土地改良財産につき、国営土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財産台帳を備えておかなければならない。

一　国営土地改良事業の種類及び地域名

二　土地改良財産の所在、種類、構造及び規模

三　購入又は収用に係る土地改良財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額

四　得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日及び事由

五　その他の必要な事項

2　前項の土地改良財産台帳は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第32条に規定する台帳に代わるものとし、その様式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

第94条の６　農林水産大臣は、土地改良財産（第94条第２号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

2　国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地改良施設（農林

水産省令で定めるものに限る。）についての前項の規定による管理の委託は、その国営土地改良事業に係る予定管理方法等に従い、その管理者として定められた者に対し、その管理方法に関する基本的事項として定められたところに準拠して管理が行なわれることとなるようにするものとする。

第４節　市町村の行う土地改良事業

（土地改良事業の開始）

第96条の２　市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

２　前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者の３分の２（二以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の３分の２）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

３　農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第１項の土地改良事業計画を定めるには、市町村は、前項の規定による同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

４　第１項の場合において、その土地改良事業計画が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第５条第５項及び第６条の規定を準用する。

５　市町村は、第１項の規定により土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする農業協同組合であつて土地改良事業をその事業とするものがあるときは、あらかじめ、その意見を聴かなければならない。

６　市町村は、第１項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告しなければならない。

７　第１項の場合には、第５条第６項及び第７項、第７条第３項から第６項

まで、第８条第２項及び第３項並びに第87条第３項から第10項までの規定を準用する。この場合において、第５条第６項及び第７項中「含めて第１項の一定の地域を定めるには」とあるのは「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、第７条第５項中「第１項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

（準用規定）

第96条の４　第96条の２第１項の規定により行う土地改良事業には、第36条第１項及び第５項から第８項まで、第36条の３第１項、第47条、第50条、第52条第１項から第３項まで、第５項前段及び第６項から第９項まで、第52条の２から第55条まで、第57条本文、第57条の２第１項から第３項まで、第57条の３、第58条から第65条まで、第87条の４第１項、第２項及び第４項、第87条の５、第88条第19項及び第20項、第90条第４項並びに第93条の規定を準用する。この場合において、第36条第１項及び第36条の３第１項中「定款」とあり、並びに第61条第３項中「規約」とあるのは「条例」と、第36条第１項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として、」と、同条第５項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第１項に規定する者」と、「第１項若しくは第２項」とあるのは「同項」と、第36条の３第１項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第３条に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第３条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第52条第６項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第７項中「第27条、第28条第１項」とあるのは「第28条第１項」と、第52条の３第２項中「「前条第２項に掲げる技術者」とあるのは「第52条第４項に掲げる者」と、「同条第６項」とあるのは「前条第６項」」とあるのは「「前条第２項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第６項」とあるのは「前条第６項」」と、第53条の４第２項中「第52条第４項から第９項まで及び」とあるのは「第52条第５項前段及び第６項から第９項まで並びに」と、第55条中「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第57条の２第１項及び第３項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、同条第１項中「管理規程を定

め」とあるのは「条例をもつて、管理規程を定め」と、第58条、第60条、第61条第１項及び第３項並びに第62条第１項中「組合員」とあるのは「第36条第１項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第64条中「第113条の３第２項」とあるのは「第113条の３第３項」と、第87条の４第１項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の２及び第96条の３」と、同条第２項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第７条第３項」とあるのは「第７条第３項、第５項及び第６項」と、第87条の５第１項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の２から第96条の４まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と、第88条第19項中「第８条第２項」とあるのは「第７条第５項及び第６項、第８条第２項」と、「第87条の４第２項及び第３項」とあるのは「第87条の４第２項」と、「同条第２項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後のその緊急防災工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第20項中「第１項、第７項、第12項、第16項又は前項」とあるのは「前項」と、「第６項、第10項、第13項又は前２項」とあるのは「同項」と、「手続（第６項において準用する第48条第６項の場合にあつては、これらの手続のほか、第６項において準用する第８条第２項に規定する手続）」とあるのは「手続」と、第90条第４項中「前２項に掲げる者」とあるのは「第36条第１項に規定する者」と、「対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、第93条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の

者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

第５章　補　則

（工事の完了等の場合の公告等）

第113条の３　国、都道府県及び市町村以外の土地改良事業（第２条第２項第六号に掲げるものを除く。）を行う者は、土地改良事業の工事（農用地の保全又は利用上必要な施設の管理の事業については、管理）に着手し、又は工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定により土地改良事業の工事の完了に係る届出があつた場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

３　農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

５　土地改良法施行令（抄）

制定　昭和24年８月４日　政令第295号
最終改正　令和４年３月31日　政令第166号

（国営土地改良事業として申請すべき事業の要件）

第49条　法第85条第１項、第85条の２第１項又は第85条の３第６項の規定により国が土地改良事業（法第２条第２項第一号において土地改良施設の新設、管理、廃止又は変更に含まれるものとされた事業（以下「一体事業」という。）を除く。）を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　農業用用排水施設の新設、管理、廃止、変更又は災害復旧であつて、おおむね３千ヘクタール（現に農業用用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とする農業用用排水施設の新設，管理若しくは変更（当該新設，管理又は変更に係る農業用用排水施設の変更を含む）を目的とするもの又は開田を目的とするものにあつては、おおむね１千ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

（第二号～第六号略）

七　国が管理する農用地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧

（都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件）

第50条　法第85条第１項、第85条の２第１項又は第85条の３第６項の規定により都道府県が土地改良事業（次項から第11項までに規定する計画に従つて行うもの及び一体事業を除く。）を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

（第一号～第五号略）

六　農用地の災害復旧であつて、おおむね20ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七　農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧であつて、おおむね100ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

七の二　カドミウム、硫黄、銅、浮遊物質等による農用地の土壌又はかんがい用用排水の汚染に起因して人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止するため必要な農業用用排水施設その他の施設の新設、管

理、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成、客土又は排土（以下「公害等防除事業」という。）であつて、おおむね20ヘクタール以上の地積にわたる土地を受益地とするもの

（急施の場合の要件）

第50条の２の11　法87条の４第１項（法第96条の４第１項において準用する場合を含む。）の政令定める要件は、次に掲げるものとする。

一　当該土地改良事業の施行にかかる農業用用排水施設について、次に掲げる変更を要することとならないこと。

イ　当該農業用用排水施設に係る受益地の変更

ロ　当該農業用用排水施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

二　当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第３条に規定する資格を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該農業用用排水施設の管理に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとすれば当該農業用用排水施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

イ　当該土地改良事業に要する費用

ロ　当該土地改良事業の施行後の当該農業用用排水施設の管理に要する費用

（国営土地改良事業の負担金）

第52条　国営土地改良事業（法第87条の２第１項の規定により国が行う同項第一号の事業を除く。）につき法第90条第１項の規定により都道府県に負担させる負担金の額は、次に掲げる額（当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を加えるほか、当該国営土地改良事業につき同条第２項の農林水産省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。） を加える。）とする。

（第一号～第二号略）

三　農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で法第85条第１項、第85条の２第１項若しくは第85条の３第６項の申請により、又は法第87条

の２第１項若しくは第87条の５第１項の規定により国が行うものにあつては、当該事業に要する費用の額の100分の35に相当する額（当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき法第３条に規定する資格を有する者の数（以下この号において「資格者数」という。）を８万円に乗じて得た額（以下この号において「基準額」という。）を超え、資格者数を15万円に乗じて得た額を超えない場合においては、その基準額を超える部分の額の100分の10に相当する額に基準額の100分の35に相当する額を加えて得た額、資格者数を15万円に乗じて得た額を超える場合においては、資格者数に７万円を乗じて得た額の100分の10に相当する額に基準額の100分の35に相当する額を加えて得た額）

（第四号～第五号略）

（第２項～第３項略）

４　北海道の区域内において行う国営土地改良事業についての第１項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第１項第３号	100分の35	100分の15

５　奄美群島の区域内において行う国営土地改良事業についての第１項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第１項第３号	100分の35	100分の15

６　離島の区域内において行う国営土地改良事業についての第１項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第１項第３号	100分の35	100分の15

（国営土地改良事業の負担金についての都道府県の支払方法）

第52条の２　前条第１項の負担金（次項及び第６項に規定するものを除く。）は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。ただし、当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税及び地方消費税に相当する額に応ずる負担金の部分については、国が消費税及び地方消費税を納めるべき各年度に応じて農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

一　都道府県が法第90条第２項の規定により当該国営土地改良事業の施行

に係る地域内にある土地につき法第３条に規定する資格を有する者から当該負担金の全部又は一部を徴収する場合（これらの者からの徴収金に代えて法第90条第４項の規定により土地改良区から徴収する場合を含む。）におけるその徴収すべき金額に応ずる負担金又はその部分、都道府県が法第90条第５項の規定により当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金又はその部分及び都道府県が同条第９項の規定により当該国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金の部分については、支払期間（据置期間を含む。）を17年（前条第１項第一号の３及び第五号に掲げる事業に係るものにあつては、15年）、据置期間を２年（前条第１項第一号の３及び第五号に掲げる事業に係るものにあつては、３年）、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

二　都道府県が法第90条第２項の規定により当該国営土地改良事業に係る同項の農林水産省令で定める者から当該負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収すべき金額に応ずる負担金の部分については、農林水産大臣の定める支払の方法

三　都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第90条第２項、第４項、第５項又は第９項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法

2　前条第１項の負担金で同項第二号の２及び第４号に掲げる事業に係るものは、農林水産大臣の定める支払の方法により支払わせるものとする。

3　前条第２項及び第３項の負担金は、次に掲げる方法により支払わせるものとする。

一　都道府県が法第90条第２項の規定により当該国営土地改良事業に係る同項の農林水産省令で定める者から当該負担金の一部を徴収する場合におけるその徴収すべき金額に応ずる負担金の部分については、農林水産

大臣の定める支払の方法

二　都道府県が法第90条第３項の規定により同項に規定する土地を取得した者から当該負担金の全部又は一部を徴収する場合（その者からの徴収金に代えて同条第４項の規定により土地改良区から徴収する場合を含む。）におけるその徴収すべき金額に応ずる負担金又はその部分、都道府県が同条第５項の規定により当該国営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に当該負担金の全部又は一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金又はその部分及び都道府県が同条第９項の規定により当該国営土地改良事業によつて利益を受ける市町村に当該負担金の一部を負担させる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる負担金の部分については、支払期間（据置期間を含む。）を25年、据置期間を３年、利率を国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率とする元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該都道府県の申出があるときはその全部若しくは一部につき一時支払の方法

三　都道府県が当該負担金の全部又は一部につき法第90条第２項、第３項、第４項、第５項又は第９項の規定による徴収を行わず又は負担をさせない場合におけるその徴収を行わず又は負担をさせない金額に応ずる負担金又はその部分については、これを当該国営土地改良事業が施行される各年度に要する費用の額に応じて分割し、その分割部分について当該国営土地改良事業が施行される各年度に支払う方法

４　第１項第一号の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第85条第１項、第85条の２第１項若しくは第85条の３第１項若しくは第６項の申請により、又は法第87条の２第１項若しくは第87条の４第１項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の５第１項の規定により災害復旧又は突発事故被害の復旧（以下この項及び次条第２項において「災害復旧等」という。）を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる部分の負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度とする。

一　農林水産大臣が、国営土地改良事業の完了する以前において、当該国

営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度

二　農林水産大臣が、第49条第１項第一号に掲げる国営土地改良事業の完了する以前において、指定工事（農林水産省令で定めるところにより、当該国営土地改良事業の工事のうち早期に完了すべきものとして土地改良事業計画においてあらかじめ指定した工事をいう。以下この項及び次条第２項において同じ。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち指定工事に係る事業の部分に要する費用の額（以下次条までにおいて「指定事業費額」という。）に係る部分の額（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、同号の第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を負担させているときは、当該指定事業費額に係る部分の額から当該第一種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額）を負担させることが適当であると認める場合　当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度

三　農林水産大臣が、農業用用排水施設の新設又は変更に係る指定工事の完了する以前において、イに掲げる第一種指定工事及びロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程（土地改良事業計画に定める農業用用排水施設の機能が当該農業用用排水施設の新設又は変更に係る工事による地盤又は地下水位の状況の変化に起因して低下することを防止するため必要なものとして農林水産大臣が指定する工程をいう。以下この項及び次条第２項において同じ。）を除く工事（以下この号及び同項第三号において「第一種指定工事等」という。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（当該第一種指定工事等に係る事業の部分に要する費用の額（同項第二号及び第三号において「第一種指定工事等事業費額」という。）に係る部分の額に限る。）を負担させることが適当であると認める場合　当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度（ロに掲げる第二種指定工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度）

イ　第一種指定工事（当該指定工事のうちロに掲げる第二種指定工事以外の工事をいう。）

ロ　第二種指定工事（当該指定工事のうち、指定工程を含む工事であつて、土地改良事業計画においてあらかじめ指定したものをいう。次条第２項第三号において同じ。）

四　農林水産大臣が、農業用用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む国営土地改良事業の完了する以前において、イに掲げる第一種工事及びロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事（以下この号及び次条第２項第四号において「第一種工事等」という。）が完了し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうち当該第一種工事等に係る事業の部分に要する費用の額（同号において「第一種工事等事業費額」という。）に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合　当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣の指定する年度（ロに掲げる第二種工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る部分の額については、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が当該都道府県の同意を得て指定する年度）

イ　第一種工事（当該国営土地改良事業の工事（指定工事を除く。ロにおいて同じ。）のうちロに掲げる第二種工事以外の工事をいう。）

ロ　第二種工事（当該国営土地改良事業の工事のうち、指定工程を含む工事であつて、土地改良事業計画においてあらかじめ指定したものをいう。次条第２項第四号において同じ。）

（第５～６項略）

（国営土地改良事業の負担金についての都道府県の徴収方法等）

第53条　法第90条第２項の規定により徴収する負担金（第３項に規定するものを除く。）は、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第３条に規定する資格を有する者については、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）又は当該負担金の徴収を受ける者の申出があるときに限りその負担金の全部若しくは一部につき一時支払の方法により支払わせるものとし、当該国営土地改良事業に係る法第90条第２項の農林水産省令で定める者については、当該都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。ただし、当該国営土地改良事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合における当該消費税及び消

費税に相当する額に応ずる負担金の部分については、前条第１項ただし書の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。

２　前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間（据置期間を含む。以下この項において同じ。）は、当該国営土地改良事業が完了した年度（法第85条第１項、第85条の２第１項、第85条の３第１項若しくは第６項若しくは法第85条の４第１項の申請により、又は法第87条の２第１項若しくは第87条の４第１項の規定により行う国営土地改良事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の５第１項の規定により災害復旧等を併せ行う場合における当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等については、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧のすべてが完了した年度）の翌年度以後の年度で都道府県が定める年度の初日から起算して、第52条第１項第一号の２及び第五号に掲げる事業にあつては15年を、その他の国営土地改良事業にあつては17年をそれぞれ下らないものとし、据置期間は、同項第一号の２及び第五号に掲げる事業にあつては３年を、その他の国営土地改良事業にあつては２年をそれぞれ下らないものとし、利率は、国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率を超えないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の初日から起算するものとする。

一　国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の全てが発生し、かつ、当該土地につき法第３条に規定する資格を有する者から当該土地に係る前項の負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合　その利益の全てが発生した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度

二　第49条第１項第一号に掲げる国営土地改良事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第３条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る同項の負担金から当該第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を除いた負担金）を徴収することが適当であると都道府県が認める場合　当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年

度で都道府県の指定する年度

三　農業用用排水施設の新設又は変更に係る指定工事が完了する以前において、第一種指定工事等が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第３条に規定する資格を有する者から指定事業費額に係る前項の負担金（第一種指定工事等事業費額に係る同項の負担金に限る。）を徴収することが適当であると都道府県が認める場合　当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度（当該第二種指定工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る前項の負担金については、当該第一種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の３分の２以上の同意を得て指定する年度）

四　農業用用排水施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む国営土地改良事業が完了する以前において、第一種工事等が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第３条に規定する資格を有する者から第一種工事等事業費額に係る前項の負担金を徴収することが適当であると都道府県が認める場合　当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県の指定する年度（当該第二種工事のうち指定工程を除く工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る前項の負担金については、当該第一種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で都道府県が当該負担金の徴収を受けるべき者の３分の２以上の同意を得て指定する年度）

３　法第90条第２項の規定により徴収する負担金で第52条第１項第２号の２及び第４号に掲げる事業に係るものは、前条第２項の規定により農林水産大臣が定める支払の方法に準拠して都道府県が定める支払の方法により支払わせるものとする。

６　土地改良法施行規則

制定　昭和24年８月４日　　農林省令第75号
最終改正　令和４年３月31日　農林水産省令第31号

（急施の場合）

第40条　法第49条第１項の応急工事計画においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一　当該土地改良事業の施行に係る地域の所在、地積及び災害前後又は突発事故被害前後の状況

二　当該土地改良事業の一般工事計画

三　主要工事計画

四　工事の着手及び完了の予定時期

五　事業費

六　当該土地改良事業の効果

七　現況図、計画図その他当該土地改良事業に関する図画

第41条　法第49条第１項の規定により認可の申請をするには、その申請書に左に掲げる書類を添附しなければならない。

一　当該土地改良事業を急速に行なうことを必要とする事由

二　法第49条第１項の議決に係る総会の議事録の謄本

三　当該土地改良事業の事業費の細目及び資金計画を記載した書面

（急施の場合）

第67条の２　令第50条の２の11第１号ロの農林水産省令で定める重要な部分は、当該農業用用排水施設の種類並びにその管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干ばつ時及び洪水時における措置に係る事項であって農林水産大臣が定めるものとする。

第67条の３　法第87条の４第１項の緊急防災工事計画には、第14条の２の規定を準用する。この場合において、同条第１項第10号中「農作物の増産、営農に要する労力の節減」とあるのは「災害の防止」と、同条第２項中「法第７条第３項」とあるのは「法第87条の４第４項において準用する法第７条第３項」と読み替えるものとする。

第67条の４　法第87条の４第４項において準用する法第８条第２項及び法第87条第５項の場合には、それぞれ第15条及び第59条の規定を準用する。

第67条の５　法第87条の５第１項の応急工事計画には、第40条の規定を準用する。

7　海　岸　法（抄）

制定　昭和31年５月12日　法律第101号
最終改正　平成30年12月14日　法律第 95号

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「海岸保全施設」とは、第３条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので主務省令で定めるところにより、指定したものに限る。）その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設（堤防又は胸壁にあつては、津波、高潮等により海水が当該施設を越えて侵入した場合にこれによる被害を軽減するため、当該施設と一体的に設置された根固工又は樹林（樹林にあつては、海岸管理者が設けたもので、主務省令で定めるところにより指定したものに限る。）を含む。）をいう。

２　この法律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち第３条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。

３　この法律において「海岸管理者」とは、第３条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域（以下「海岸保全区域等」という。）について第５条第１項から第４項まで及び第37条の２第１項並びに第37条の３第１項から第３項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

（海岸保全基本方針）

第２条の２　主務大臣は、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係

る海岸の保全に関する基本的な方針（以下「海岸保全基本方針」という。）を定めなければならない。

2　主務大臣は、海岸保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　主務大臣は、海岸保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　前２項の規定は、海岸保全基本方針の変更について準用する。

（海岸保全基本計画）

第２条の３　都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ海岸に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

3　都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴かなければならない。

4　都道府県知事は、海岸保全基本計画のうち、海岸保全施設の整備に関する事項で政令で定めるものについては、関係海岸管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。

5　関係海岸管理者は、前項の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

6　都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

7　第２項から前項までの規定は、海岸保全基本計画の変更について準用する。

（海岸保全区域の指定）

第３条　都道府県知事は、海水又は地質の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第２章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川の河川区域、砂防法（明治30年法律第29号）第２条の規定により指定された土地又は森林法（昭和26年法律第249号）第25条第１項若しくは第25条の２第１項若しくは第２項の規定による保安林（同

法第25条の２第１項後段又は第２項後段において準用する同法第25条第２項の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という。）若しくは同法第41条の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という。）については、指定することができない。

２　都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の防護上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は一部を、農林水産大臣（森林法第25条の２の規定により都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事）に協議して、海岸保全区域として指定することができる。

３　前２項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時（指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。）の水際線から、水面においては干潮時（指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。）の水際線からそれぞれ50メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ50メートルをこえて指定することができる。

４　都道府県知事は、第１項又は第２項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

５　海岸保全区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

第２章　海岸保全区域に関する管理

（管理）

第５条　海岸保全区域の管理は、当該海岸保全区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複して存するときは、その重複する部分については、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の港湾管理者の長又は当該漁港の漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、港湾区域若しくは港湾隣接地域

又は漁港区域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長とが協議して定める区域については、当該港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長がその管理を行うものとする。

5　前４項の規定にかかわらず、海岸管理者を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の海岸管理者が管理することが適当であると認められるものがある場合において、第40条第２項の規定による関係主務大臣の協議が成立したときは、当該協議に基きその管理を所掌する主務大臣の監督を受ける海岸管理者がその管理を行うものとする。

6　市町村の長は、海岸管理者との協議に基づき、政令で定めるところにより、当該市町村の区域に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことができる。

7　都道府県知事は、第２項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該市町村長の意見をきかなければならない。

8　都道府県知事は、第２項の規定により指定をするとき、又は第４項の規定により協議して区域を定めるときは、主務省令で定めるところにより、これを公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

9　市町村長は、第６項の規定により協議して海岸保全区域の管理を行うときは、主務省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

10　第２項に規定する指定並びに第４項及び第６項に規定する協議は、前２項の公示によつてその効力を生ずる。

（主務大臣の直轄工事）

第６条　主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代つて自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該海岸管理者の意見をきかなければならない。

一　海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事の規模が著しく大であるとき。

二　海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が高度の技術を必要とするとき。

三　海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四　海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2　主務大臣は、前項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、海岸管理者に代つてその権限を行うものとする。

3　主務大臣は、第１項の規定により海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（海岸保全区域における行為の制限）

第８条　海岸保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。

一　土石（砂を含む。以下同じ。）を採取すること。

二　水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること。

三　土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為をすること。

2　前条第２項の規則は、前項の許可について準用する。

第８条の２　何人も、海岸保全区域（第二号から第四号までにあつては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全上特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一　海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物（以下「海岸保全施設等」という。）を損傷し、又は汚損すること。

二　油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。

三　自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。

四　その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。

2　海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3　前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

（海岸管理者以外の者の施行する工事）

第13条　海岸管理者以外の者が海岸保全施設に関する工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者の承認を受けなければならない。ただし、第６条第１項の規定による場合は、この限りでない。

2　第10条第２項に規定する者は、前項本文の規定にかかわらず、海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画について海岸管理者に協議することをもつて足りる。

（技術上の基準）

第14条　海岸保全施設は、地形、地質、地盤の変動、侵食の状態その他海岸の状況を考慮し、自重、水圧、波力、土圧及び風圧並びに地震、漂流物等による振動及び衝撃に対して安全な構造のものでなければならない。

2　海岸保全施設の形状、構造及び位置は、海岸環境の保全、海岸及びその近傍の土地の利用状況並びに船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。

3　前２項に定めるもののほか、主要な海岸保全施設の形状、構造及び位置について、海岸の保全上必要とされる技術上の基準は、主務省令で定める。

（兼用工作物の工事の施行）

第15条　海岸管理者は、その管理する海岸保全施設が道路、水門、物揚場その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」と総称する。）の効用を兼ねるときは、当該地の工作物の管理者との協議によりその者に当該海岸保全施設に関する工事を施行させ、又は当該海岸保全施設を維持させることができる。

（海岸保全区域台帳）

第24条　海岸管理者は、海岸保全区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2　海岸管理者は、海岸保全区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

3　海岸保全区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第３章　海岸保全区域に関する費用

（海岸保全区域の管理に要する費用の負担原則）

第25条　海岸管理者が海岸保全区域を管理するために要する費用は、この法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）並びに他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該海岸管理者の属する地方公共団体の負担とする。ただし、第５条第６項の規定により市町村が行う海岸保全区域の管理に要する費用は、当該市町村長が統括する市町村の負担とする。

（主務大臣の直轄工事に要する費用）

第26条　第６条第１項の規定により主務大臣が施行する海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に要する費用は、国がその３分の２を、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその３分の１を負担するものとする。

２　前項の場合において、当該海岸保全施設の新設又は改良によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該海岸保全施設を管理する海岸管理者の属する地方公共団体の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

３　前項の規定により主務大臣が著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

（海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に要する費用の一部負担）

第27条　海岸管理者が管理する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で政令で定めるものに要する費用は、政令で定めるところにより国がその一部を負担するものとする。

２　海岸管理者は、前項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なけなければならない。

３　主務大臣は、前項の同意をする場合には、第１項の規定により国が負担することとなる金額が予算の金額を超えない範囲内でしなければならない。

（負担金の納付）

第29条　主務大臣が海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を施行する場合においては、まず全額国費をもつてこれを施行した後、海岸管理者の属する地方公共団体又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより第26条第１項又は第２項の規定に基く負担金を国庫に納付しなければならない。

（附帯工事に要する費用）

第32条　海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事により必要を生じた他の工事又は当該海岸保全施設に関する工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第７条第１項及び第８条第１項の規定による許可に附した条件に特別の定がある場合並びに第10条第２項の規定による協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該海岸管理者の属する地方公共団体がその全部又は一部を負担するものとする。

２　前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事、砂防工事又は地すべり防止工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第67条、道路法第58条第１項、砂防法第16条又は地すべり等防止法第34条第１項の規定を適用する。

３　海岸管理者は、第１項の海岸保全施設に関する工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

第４章　雑　　則

（主務大臣等）

第40条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　港湾区域、港湾隣接地域、公告水域及び特定離島港湾区域に係る海岸保全区域に関する事項については、国土交通大臣

二　漁港区域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

三　第３条の規定による海岸保全区域の指定の際現に国、都道府県、土地改良区その他の者が土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項の規定による土地改良事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域に係る海岸保全区域及び同法の規定により決定されている土地改良事業計画に基き海岸保全施設に該当するものを設置しようとする地域に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣

四　第３条の規定による海岸保全区域の指定の際現に都道府県、市町村その他の者が農地の保全のため必要な事業として管理している施設で海岸保全施設に該当するものの存する地域（前号に規定する地域を除く。）に係る海岸保全区域に関する事項については、農林水産大臣及び国土交通大臣

五　一般公共海岸区域のうち、第37条の３第２項の規定により特定区域の管理者が管理するものに関する事項については、前各号の規定により特定区域に関する事項を所掌する大臣

六　前各号に掲げる海岸保全区域等以外の海岸保全区域等に関する事項については、国土交通大臣

２　前項の規定にかかわず、主務大臣を異にする海岸保全区域相互にわたる海岸保全施設で一連の施設として一の主務大臣がその管理を所掌することが適当であると認められるものについては、関係主務大臣が協議して別にその管理の所掌の方法を定めることができる。

３　前項の協議が成立したときは、関係主務大臣は、政令で定めるところにより、成立した協議の内容を公示するとともに、関係都道府県知事及び関係海岸管理者に通知しなければならない。

４　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第40条の２　この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

８　海岸法施行令（抄）

昭和31年11月７日　政令第332号
最終改正　令和２年12月１日　政令第217号

（国が費用を負担する工事の範囲及び国庫負担率）

第８条　法第27条第１項の規定により国が費用を負担する工事及び当該工事に要する費用に対する国の負担率は、次のとおりとする。

一　地盤の変動により必要を生じた海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で海岸保全の機能を従前の状態までに復旧するもの　２分の１

二　海水による著しい侵食を防止するための海岸保全施設の新設又は改良に関する工事　２分の１

三　前２号に掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第２項に規定する災害復旧事業（同法第２条第３項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるもの　２分の１

四　前３号に掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもののうち次号に掲げるもの以外のもの　２分の１

五　第一号から第三号までに掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なもののうち主として市街地を保護するためのもの　５分の２

六　前各号に掲げるものを除き、海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で主務大臣が指定するもの　３分の１

２　前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる工事で主務大臣が指定するものに要する費用に対する国の負担率は、同項の規定にかかわらず、３分の２とする。

３　第１項第二号から第五号までに掲げる工事で北海道において施行されるものに要する費用に対する国の負担率は、同項の規定にかかわらず、20分の11とする。

４　第１項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる工事で離島振興法（昭和28年法律第72号）第４条第１項の離島振興計画に基づくもの（第２項又は前項に規定する工事を除く。）に要する費用に対する国の負担率は、第１項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる工事にあつては20分の11、同項第六号に掲げる工事にあつては２分の１とする。

（負担基本額等の通知）

第11条　主務大臣は、海岸保全施設に関する工事を施行する場合においては、負担基本額及び地方公共団体負担額を当該海岸保全施設を管理する海岸管理者の属する地方公共団体に対して（法第26条第２項の規定により他の都府県に分担を命じたときは、当該分担額並びに負担基本額及び地方公共団体負担額を関係地方公共団体に対して）通知しなければならない。負担基本額、地方公共団体負担額又は都府県分担額を変更したときも、同様とする。

９　地すべり等防止法（抄）

制定　昭和33年３月31日　法律第30号
最終改正　平成29年６月２日　法律第45号

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「地すべり」とは、土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴つて移動する現象をいう。

２　この法律において「ぼた山」とは、石炭又は亜炭に係る捨石が集積されてできた山であつて、この法律の施行の際現に存するものをいい、鉱山保安法及び経済産業省設置法の一部を改正する法律（平成16年法律第94号）第１条の規定による改正前の鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第４条又は第26条の規定により鉱業権者又は鉱業権者とみなされる者がこの法律の施行の際必要な措置を講ずべきであつたものを除くものとする。

３　この法律において「地すべり防止施設」とは、次条の規定により指定される地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設をいう。

４　この法律において「地すべり防止工事」とは、地すべり防止施設の新設、改良その他次条の規定により指定される地すべり防止区域内における地すべりを防止するための工事をいう。

（地すべり防止区域の指定）

第３条　主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事の意見をきいて、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域をいう。以下同じ。）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいもの（以下これらを「地すべり地域」と総称する。）であつて、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる。

２　前項の指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のもので

なければならない。

3　主務大臣は、第１項の指定をするときは、主務省令で定めるところにより、当該地すべり防止区域を告示するとともに、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

4　地すべり防止区域の指定又は廃止は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

第２章　地すべり防止区域に関する管理

（地すべり防止区域の管理）

第７条　地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。

（標識の設置）

第８条　都道府県知事は、第３条第３項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その地すべり防止区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

（地すべり防止工事基本計画）

第９条　都道府県知事は、第３条第３項の規定による地すべり防止区域の指定の通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、関係市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の意見をきいて、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これを主務大臣に提出するものとする。これを変更するときも、同様とする。

（主務大臣の直轄工事）

第10条　主務大臣は、次の各号の一に該当する場合において、当該地すべり防止工事が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、都道府県知事に代つて自ら当該地すべり防止工事を施行することができる。この場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

一　地すべり防止工事の規模が著しく大であるとき。

二　地すべり防止工事が高度の技術を必要とするとき。

三　地すべり防止工事が高度の機械力を使用して実施する必要があるとき。

四　地すべり防止工事が都府県の区域の境界に係るとき。

2　主務大臣は、前項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、政令で定めるところにより、都道府県知事に代つてその権限を行う

ものとする。

3　主務大臣は、第１項の規定により地すべり防止工事を施行する場合においては、主務省令で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

（主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事）

第11条　主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。

2　国又は地方公共団体は、前項の規定にかかわらず、地すべり防止工事に関する設計及び実施計画について都道府県知事に協議することをもつて足りる。

3　都道府県知事は、第１項の承認に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

（築造等の基準）

第12条　地すべり防止施設の種類、配置、構造及び規模並びに水流の付替、地すべり地塊の除去その他地すべりの防止のための工事は、当該地すべり防止区域における地すべりの原因、機構及び規模に応じて、有効かつ適切なものとしなければならない。

2　地すべり防止施設は、次の各号に定めるところにより築造しなければならない。

一　排水施設は、次に掲げるところにより、地すべりの原因となるべき地表水及び地下水をすみやかに地すべり防止区域から排除することができるものであること。

イ　地表水の排除については、明渠、管渠、暗渠、導水管又は排水トンネルを用いること。

ロ　地下水の排除については、暗渠、ボーリング排水孔、排水トンネル、集水井戸、地下止水壁、明渠、管渠又は導水管を用いること。

二　擁壁、くい及び土留は、地すべり力に対して安全な構造のものであること。

三　ダム、床固、護岸、導流堤及び水制は、特に地すべりの規模及び流水による浸食の防止に適合するものであること。

（兼用工作物の工事の施行）

第13条　都道府県知事は、その管理する地すべり防止施設が砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249

号）第41条第３項に規定する保安施設事業に係る施設、かんがい排水施設その他の施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」と総称する。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該地すべり防止施設に関する工事を施行させ、又は当該地すべり防止施設を維持させることができる。

（土地の立入等）

第16条　都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

２　第６条第２項から第11項までの規定は、前項の規定により他人の占有する土地に立ち入り、又は他人の土地を一時使用する場合について準用する。この場合において、同条第８項から第10項まで中「国」とあるのは、「都道府県知事の統括する都道府県」と読み替えるものとする。

（行為の制限）

第18条　地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一　地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）

二　地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。）

三　のり切又は切土で政令で定めるもの

四　ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良

五　前各号で掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

２　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、当該許可の申請に係る行為が地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものであると認めるときは、これを許可してはならない。

３　都道府県知事は、第１項の許可に、地すべりを防止するため必要な条件を附することができる。

（地すべり防止区域台帳）

第26条　都道府県知事は、地すべり防止区域台帳を調製し、これを保管しなければならない。

２　都道府県知事は、地すべり防止区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

３　地すべり防止区域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第３章　地すべり防止区域に関する費用

（地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則）

第27条　地すべり防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とする。

（主務大臣の直轄工事に要する費用の負担）

第28条　第10条第１項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で、渓流（山間部におけるその直下流を含む。以下同じ。）において施行するもの及びこれと一体となつて直接渓流に土砂を排出することを防止するために施行するものに要する費用は、国がその３分の２を、都道府県がその３分の１を負担する。

２　第10条第１項の規定により主務大臣が施行する地すべり防止工事で前項に規定するもの以外のものに要する費用は、国及び都道府県がそれぞれその２分の１を負担する。

３　前２項の場合において、当該地すべり防止工事によつて他の都府県も著しく利益を受けるときは、主務大臣は、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、当該地すべり防止区域を管理する都府県知事の統括する都府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都府県に分担させることができる。

４　前項の規定により著しく利益を受ける他の都府県に負担金の一部を分担させようとする場合においては、主務大臣は、あらかじめ当該都府県の意見をきかなければならない。

（都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の一部負担）

第29条　国は、政令で定めるところにより、都道府県知事の施行する地すべり防止工事に要する費用の２分の１を負担する。ただし、渓流において施行する地すべり防止工事及びこれと一体となつて直接渓流に土砂を排出することを防止するために施行する地すべり防止工事については、当該地す

べり防止工事が災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものであるときは３分の２を、当該地すべり防止工事が再度災害を防止するために施行するものであつて災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものであるときは10分の5.5を国の負担割合とする。

（負担金の納付）

第32条　主務大臣が地すべり防止工事を施行する場合においては、まず全額国費をもつてこれを施行した後、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の総括する都道府県又は負担金を分担すべき他の都府県は、政令で定めるところにより、第28条第１項又は第２項の規定に基く負担金を国庫に納付しなければならない。

（附帯工事に要する費用）

第35条　都道府県知事の施行する地すべり防止工事により必要を生じた他の工事又はその施行する地すべり防止工事を施行するため必要を生じた他の工事に要する費用は、第18条第１項の許可に附した条件に特別の定がある場合及び第20条第２項の協議による場合を除き、その必要を生じた限度において、当該都道府県知事の統括する都道府県がその全部又は一部を負担するものとする。

２　前項の場合において、他の工事が河川工事、道路に関する工事又は砂防工事であるときは、他の工事に要する費用については、河川法第67条、道路法第58条第１項又は砂防法第16条の規定を適用する。

３　都道府県知事は、第１項の地すべり防止工事が他の工事又は他の行為のため必要となつたものである場合においては、同項の他の工事に要する費用の全部又は一部をその必要を生じた限度において、その原因となつた工事又は行為につき費用を負担する者に負担させることができる。

第５章　雑　　則

（主務大臣等）

第51条　地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定及び管理についての主務大臣は、次のとおりとする。

一　砂防法第２条の規定により指定された土地（これに準ずべき土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

二　森林法第25条第１項若しくは第25条の２第１項若しくは第２項（同法第25条の２第１項後段又は第２項後段において準用する同法第25条第２

項を除く。）の規定により指定された保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

三　前２号に該当しない地すべり地域又はぼた山のうち、

イ　土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項に規定する土地改良事業が施行されている地域又は同法の規定により土地改良事業計画の決定されている地域（これらの地域に準ずべき地域を含む。）の存する地すべり地域又はぼた山に関しては、農林水産大臣

ロ　イに該当しない地すべり地域又はぼた山に関しては、国土交通大臣

２　地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域の指定は、関係主務大臣が相互に協議してしなければならない。

３　この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

10　地すべり等防止法施行令（抄）

昭和33年５月７日　政令第112号
最終改正　平成30年10月17日　政令第294号

（負担基本額等の通知）

第10条　主務大臣は、地すべり防止工事を施行する場合においては、負担基本額及び都道府県負担額を当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県に対して（法第28条第３項の規定により他の都府県に分担を命じたときは、当該分担額並びに負担基本額及び都道府県負担額を関係都府県に対して）通知しなければならない。負担基本額、都道府県負担額又は都府県分担額を変更したときも、同様とする。

11　沖縄振興特別措置法（抄）

制定　平成14年３月31日　法律第14号
最終改正　令和３年６月16日　法律第70号

第８章　沖縄振興の基盤の整備のための特別措置

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第105条

４　沖縄における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第３条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第４条の規定によって算出した率が５分の４に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、５分の４とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第３条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、５分の４とする。

５　沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第３条第１項及び第２項第１号又は第二号の規定により沖縄県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行う補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、10分の８とする。

６　国は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第２条第２項に規定する災害復旧事業（同条第３項において災害復旧事業とみなされるものを含む。）と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その10分の６以内を負担するものとする。

７　（略）

８　沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第１項の規定により沖縄県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の額の100分の10に相当する額以内の額（以下この項において「負担額」という。）とする。ただし、当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合その他の政令で定める場合にあっては、負担額に当該消費税及び地方消費税に相当する額その他の政令で定める額を加えた額とする。

12　沖縄振興特別措置法施行令（抄）

制定　平成14年３月31日　政令第102号
最終改正　令和３年６月18日　政令第174号

第５章　国の負担又は補助の割合の特例等

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第32条

５　国は、沖縄における海岸保全施設の新設又は改良に関する工事に要する経費で法第105条第６項に規定するものについては、その10分の６を負担するものとする。

６　沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき沖縄県に負担させる法第105条第８項の負担金の額は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条第１項第三号の規定にかかわらず、当該事業に要する費用の額（当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合には、当該消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該事業につき土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第２項の省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したときは、その指定に係る者の受ける利益を限度として農林水産大臣が定める額（国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除く。次項第２号において「農林水産大臣が定める額」という。）を除く。以下この項において同じ。）の100分の10に相当する額（当該事業に要する費用の額が、当該事業の施行に係る地域内にある土地につき同法第３条に規定する資格を有する者の数を15万円に乗じて得た額を超える場合においては、当該資格を有する者の数を15万円に乗じて得た額の100分の10に相当する額）とする。

７　法第105条第８項ただし書の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書の政令で定める額は当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　前項の事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合　当該消費税及び地方消費税に相当する額

二　前項の事業につき土地改良法第90条第２項の省令で定める者がある場合において、その一部につき農林水産大臣が特に必要があると認めて指定したとき　農林水産大臣が定める額

13　離島振興法（抄）

制定　昭和28年７月22日　法律第72号
最終改正　平成27年６月24日　法律第46号

（国の負担又は補助の割合の特例等）

第７条

４　離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第３条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第４条の規定によつて算定した率が５分の４に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、５分の４とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第３条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、５分の４とする。

14　奄美群島振興開発特別措置法（抄）

制定　昭和29年６月21日　法律第189号
最終改正　平成31年３月30日　法律第　8号

第２章　奄美群島振興開発計画等

（特別の助成）

第６条　振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とする。

２、３　（略）

４　第１項に規定する事業に要する経費につき、第１項及び第２項の規定による国の負担又は補助の割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で必要な特例を定めることができる。

５　奄美群島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第３条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第４条の規定によつて算出した率が５分の４に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、５分の４とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第３条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、５分の４とする。

別表（第６条関係）

海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全施設の新設又は改良	３分の２以内
地すべり防止	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第２条第４項に規定する地すべり防止工事	鹿児島県知事が施行する場合にあつては３分の２（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業（以下「緊急地すべり対策事業」という。）に係るものにあつて

施設		は10分の８、再度災害を防止するために施行する地すべり防止工事であつて緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものにあつては10分の７）以内、地すべり等防止法第51条第１項に規定する主務大臣が施行する場合にあつては10分の7.5（緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、10分の８）以内

15　奄美群島振興開発特別措置法施行令（抄）

制定　昭和29年８月13日　政令第239号
最終改正　令和２年12月23日　政令第363号

（特別の助成）

第１条　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第６条第１項に規定する政令で定める事業は、別表第１に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、当該事業につきそれぞれ同表に掲げる割合とする。

２　（略）

３　前項の規定により法第６条第１項の規定による国の負担又は補助の割合によつて算定した国の負担金又は補助金の額を交付した場合において、同条第２項の規定が適用されることとなつたときは、同項の規定による国の負担又は補助の割合によつて算定したその年度の国の負担金又は補助金の額と前項の規定により交付した額との差額は、その年度の翌年度（特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、その年度の翌々年度）に交付するものとする。

別表第１（第１条関係）

海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）第８条第１項第２号から第４号までに掲げるもの	３分の２
	海岸法第２条第１項に規定する海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で、海岸法施行令第８条第１項第６号に掲げるもの	10分の５
地すべ	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第２条第４項に規定する地すべり防止工事	鹿児島県知事が施行する場合にあつては３分の２（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処する

り防止施設	で、渓流（山間部におけるその直下流を含む。以下同じ。）において施行するもの及びこれと一体となつて直接渓流に土砂を排出することを防止するために施行するもの	ために施行する緊急地すべり対策事業（以下この表において「緊急地すべり対策事業」という。）に係るものにあつては10分の８、再度災害を防止するために施行する地すべり防止工事であつて緊急地すべり対策事業に係るもの以外のものにあつては10分の７）、地すべり等防止法第51条第１項に規定する主務大臣が施行する場合にあつては10分の7.5（緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、10分の８）

16　小笠原諸島振興開発特別措置法（抄）

制定　昭和44年12月８日　法律第79号
最終改正　令和２年３月31日　法律第 8号

第２章　小笠原諸島振興開発計画等

第２節　振興開発計画及びこれに基づく措置

第７条

２　小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第３条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第４条の規定によつて算定した率が５分の４に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、５分の４とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）第３条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、５分の４とする。

17　行政不服審査法（抄）

制定　昭和37年９月15日　法律第160号
最終改正　令和３年５月19日　法律第 37号

第１章　総　　則

（処分についての審査請求）

第２条　行政庁の処分に不服がある者は、第４条及び第５条第２項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

（審査請求をすべき行政庁）

第４条　審査請求は、法律（条例に基づく処分については、条例）に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める行政庁に対してするものとする。

一　処分庁等（処分をした行政庁（以下「処分庁」という。）又は不作為に係る行政庁（以下「不作為庁」という。）をいう。以下同じ。）に上級行政庁がない場合又は処分庁等が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第１項若しくは第２項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第３条第２項に規定する庁の長である場合　当該処分庁等

二　宮内庁長官又は内閣府設置法第49条第１項若しくは第２項若しくは国家行政組織法第３条第２項に規定する庁の長が処分庁等の上級行政庁である場合　宮内庁長官又は当該庁の長

三　主任の大臣が処分庁等の上級行政庁である場合（前２号に掲げる場合を除く。）　当該主任の大臣

四　前３号に掲げる場合以外の場合　当該処分庁等の最上級行政庁

（再調査の請求）

第５条　行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合において、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときは、当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。ただし、当該処分について第２条の規定により審査請求をしたときは、この限りでない。

２　前項本文の規定により再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　当該処分につき再調査の請求をした日（第61条において読み替えて準

用する第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して３月を経過しても、処分庁が当該再調査の請求につき決定をしない場合

二　その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由がある場合

X　索　　引

X　索　　引

あ　行

維持管理…… Ⅱ-63, 102, 233, 474, Ⅲ-4, 61
維持工事…… Ⅰ-10, Ⅱ-6, 60, 64, 102, Ⅲ-80
井　　堰…… Ⅱ-63, 118, 119, 124, 125, 135, 137, 144, 145, 173, 422
位置変更後の原施設の増破…… Ⅱ-193, Ⅲ-101
一箇所工事…… Ⅱ-189, 396
一定計画…… Ⅱ-151, 157, 196, Ⅲ-99
一般管理費…… Ⅱ-74, 184, 186, Ⅲ-94, 96, Ⅴ-20
一般公共事業債…… Ⅶ-2
飲雑用水…… Ⅱ-196
インターネット…… Ⅱ-288, 299
迂 回 路…… Ⅳ-8
請負施行…… Ⅱ-74, 78, 183, Ⅲ-66, 94
うち転属…… Ⅱ-100, 192, Ⅲ-69, 79
うち未成…… Ⅱ-100, 192, Ⅲ-69, 79
雨　　量…… Ⅱ-8, 67, 68, 98, 168, Ⅲ-77, Ⅴ-6
永 久 橋…… Ⅱ-199
Ａ項関連…… Ⅱ-401, 421
営 繕 費…… Ⅱ-74, 437, 442, Ⅲ-65, 97
営農飲雑用水…… Ⅱ-482
応急仮工事…… Ⅰ-17, Ⅱ-82, 209, Ⅲ-101
応急工事費…… Ⅱ-78, 82, 305, Ⅲ-13, 66, 67
応急本工事…… Ⅰ-20

か　行

海　　岸…… Ⅱ-154, 418, Ⅲ-12, 131, Ⅸ-52, 61
海岸災害状況報告…… Ⅲ-29
海岸保全基本計画…… Ⅸ-53
重ねため池…… Ⅱ-414
火山噴火…… Ⅱ-67, 68, 96, 121, 165, 278, 379, Ⅴ-6

果 樹 園…… Ⅱ-262
合併事業費…… Ⅱ-192, 428, Ⅲ-102
合併市町村…… Ⅵ-40
合併施行…… Ⅱ-360
滑　　落…… Ⅱ-131
過年災害…… Ⅱ-33
干　　害…… Ⅱ-68
干害応急対策事業…… Ⅰ-3, Ⅱ-382
かんがい排水施設…… Ⅱ-1, 80, 83
関係耕作者…… Ⅱ-353
貫孔作用…… Ⅱ-131, 139
間接補助…… Ⅰ-10, Ⅳ-62, Ⅶ-3
簡 素 化…… Ⅱ-337, 360, 492
干拓堤防…… Ⅱ-17
換 地 費…… Ⅱ-466, Ⅳ-4, 5
干天日数…… Ⅱ-68, 168, 382
干 ば つ…… Ⅰ-8, Ⅱ-96, 167
干ばつ災害復旧事業…… Ⅱ-167, 274, 277
管理委託…… Ⅴ-1, 7, 8, 25, 39, 57, 82
管理事業…… Ⅴ-7
完了公告…… Ⅴ-36
管理用道路…… Ⅱ-258, 259
完了報告…… Ⅴ-35, 42, 61
ガードレール…… Ⅱ-261
起　　債…… Ⅰ-15, Ⅵ-21, Ⅷ-1
技術支援…… Ⅱ-365
基準財政需要額…… Ⅵ-7
机上査定…… Ⅱ-105, 335, 338, Ⅲ-81
軌　　道…… Ⅱ-210
基本事業…… Ⅴ-39
急　　施…… Ⅸ-24, 51
共通仮設費…… Ⅱ-74, 183, 185, Ⅲ-94, 96, Ⅴ-20
共同利用施設…… Ⅰ-8, Ⅱ-2, 10
橋　　梁…… Ⅱ-62, 81, 112, 160, 161, 229

局地激甚災害…… Ⅵ-37
魚　　道…… Ⅱ-145
き　　裂…… Ⅱ-61, 131, 168
緊急応急工事…… Ⅴ-16, 41, 60
緊急概査…… Ⅱ-364
緊急順位…… Ⅱ-104, Ⅲ-80
緊要な災害復旧事業…… Ⅱ-5, 16, 105, 366, Ⅲ-5, 16, 116
杭 打 工…… Ⅱ-283
区画変更…… Ⅱ-172, 193, 328
警戒水位…… Ⅱ-67, Ⅴ-6
計画変更…… Ⅰ-25, 85, 103, 169, 342, 347, 460, 470, Ⅳ-23, Ⅶ-37
景観配慮…… Ⅱ-268
経済効果小…… Ⅱ-102, Ⅲ-80
傾 斜 度…… Ⅱ-289
畦　　畔…… Ⅰ-21, 115, 168, 191, 210, 321, 464
軽微な変更…… Ⅱ-23, 343, 401, Ⅲ-16, 68, 107, Ⅴ-57, 77, Ⅶ-13, 21, 37
経理検査…… Ⅳ-51
激甚災害…… Ⅰ-13, Ⅱ-337, Ⅵ-1, 9, 23, 32, 37, 42, 49, 54, Ⅶ-44, Ⅸ-17
激甚指定…… Ⅵ-32, 37
桁 下 高…… Ⅱ-161, 164
欠　　壊…… Ⅱ-16, 127, 151, 470, Ⅲ-16
欠　　格…… Ⅱ-102, Ⅲ-79
欠　　口…… Ⅱ-119, 251
原形復旧…… Ⅱ-115, Ⅲ-81
原形復旧困難…… Ⅱ-129, Ⅲ-82
原形復旧不可能…… Ⅱ-122, Ⅲ-81
原形復旧不適当…… Ⅱ-130, Ⅲ-82
権限の委任…… Ⅱ-7, 25, Ⅲ-7, 20, Ⅸ-60
検査立会…… Ⅱ-330
現地調査…… Ⅱ106, 336, 344, 400, 489, Ⅳ-32, Ⅴ-10, 17, 24, 29
現場管理費…… Ⅱ-185, Ⅲ-96
兼用工作物…… Ⅱ-98, Ⅲ-78, Ⅸ-57
降　　雨…… Ⅱ-67, 96, Ⅲ-77, Ⅴ-6
降　　灰…… Ⅱ-68, 379, 390

公共海岸…… Ⅸ-52
公共土木施設…… Ⅲ-1, 11
工事雑費…… Ⅱ-75, 78, 185, 317, Ⅲ-65, 66, 97, Ⅳ-5
工事台帳…… Ⅲ-26
工事中災害…… Ⅱ-103, Ⅲ-80
工種区分…… Ⅱ-60
洪　　水…… Ⅱ-66, 96
洪 水 量…… Ⅱ-122, 131, 133, 160, 164, 210
耕土の流失…… Ⅱ-468
効用回復…… Ⅰ-9, Ⅱ-116, 196
効用を兼ねる施設…… Ⅱ-98
高　　欄…… Ⅱ-62
高率補助…… Ⅰ-12, Ⅱ-13
小規模施設…… Ⅱ-103, Ⅲ-80
国営土地改良事業…… Ⅸ-25
国庫負担…… Ⅲ-2
コンクリートブロック…… Ⅱ-282

さ　行

災害概要報告…… Ⅰ-19, Ⅱ-70, Ⅲ-63
災害関連緊急地すべり防止工事…… Ⅳ-3, 13
災害関連事業…… Ⅱ-337, 370, 398, 424, Ⅲ-126
災害関連農村生活環境施設復旧事業…… Ⅱ-473, 479, 482
災害緊急派遣…… Ⅱ-363
災害原因…… Ⅰ-8, Ⅱ-96, Ⅲ-77
災害査定…… Ⅱ-327
災害査定設計委託費…… Ⅳ-70
災害状況報告…… Ⅲ-25
災害対策本部…… Ⅸ-9
災害とは…… Ⅰ-1, Ⅱ-2, Ⅲ-1
災害トリアージ…… Ⅰ-19, Ⅱ-364
災害一人歩き…… Ⅱ-113
災害復旧事業計画概要書…… Ⅱ-11, 22, 25, 29, 71, 183, 194, 399
災害復旧事業計画書…… Ⅱ-39, 73, Ⅴ-40, 59

災害復旧事業とは…… Ⅰ-9, Ⅱ-2,Ⅲ-1
災害復旧事業（補助）計画概要書…… Ⅰ-21,Ⅱ-11,71,73,399
災害復旧事業（補助）計画書…… Ⅱ-39,73,343
災害報告…… Ⅰ-18,Ⅱ-70,Ⅲ-14,63,Ⅴ-40,59
採 草 地…… Ⅱ-188
最大24時間雨量…… Ⅰ-8,Ⅱ-67,96
採択下限…… Ⅴ-56,77
採択基準…… Ⅱ-167,430,Ⅲ-131,Ⅳ-34
索　　道…… Ⅱ-210
査　　定…… Ⅰ-22,Ⅱ-105,Ⅲ-81
査定計画…… Ⅱ-105,Ⅲ-81
査定調書…… Ⅱ-107,Ⅲ-81
査 定 票…… Ⅱ-176,Ⅲ-86
査定前着工…… Ⅰ-21,Ⅱ-321
査定見込額…… Ⅰ-3,13,Ⅱ-382,Ⅵ-32
三次元点群測量…… Ⅰ-23,Ⅱ-106,Ⅱ-294,Ⅴ-27
残存物件…… Ⅲ-19,26
GIS…… Ⅱ-289,290
支援要請…… Ⅰ-19
時間雨量…… Ⅰ-8,Ⅱ-67,Ⅴ-6
事業完了…… Ⅴ-57
事業成績書…… Ⅰ-26,Ⅱ-18,24,42
事業の監督…… Ⅲ-5,18,Ⅵ-44
事業の廃止…… Ⅲ-15,69
事業費の決定…… Ⅰ-24,Ⅱ-12,302,Ⅲ-5,26,Ⅴ-33,Ⅵ-44
事業費の精算…… Ⅲ-6
事業費目…… Ⅱ-74,Ⅲ-65
地　　震…… Ⅰ-8,Ⅱ-96,Ⅲ-1,78,Ⅳ-1
地すべり…… Ⅰ-8,Ⅱ-96,286
地すべり防止区域…… Ⅲ-132,Ⅳ-17,Ⅸ-63,64,67
地すべり防止工事…… Ⅳ-1,3,13,16
地すべり防止施設…… Ⅲ-25,107
施設統合…… Ⅱ-170,422
自然環境…… Ⅱ-167,214,263,264,273,Ⅲ-102

失　　格…… Ⅱ-102, Ⅲ-79
実施計画書…… Ⅳ-17, Ⅴ-34, 41, 60
実績報告…… Ⅶ-4, 8, 10, 39, 45
指定基準…… Ⅵ-32, 37
事務雑費…… Ⅱ-78, 478, Ⅳ-26
事 務 費…… Ⅲ-13, 66, Ⅳ-5
シャウプ勧告…… Ⅰ-5
収支精算書…… Ⅱ-42
収支予算書…… Ⅱ-40, Ⅲ-51, Ⅳ-65
充当率…… Ⅰ-15, Ⅷ-2, 15
重粘土地帯…… Ⅱ-168
集落排水施設…… Ⅱ-481
集落防災安全施設…… Ⅱ-481
受益戸数…… Ⅰ-22, Ⅱ-361, 461
取水施設…… Ⅱ-134
主任査定官…… Ⅱ-328
主務大臣…… Ⅲ-7, 48, Ⅸ-55, 59, 68
しゅん工認定…… Ⅰ-27, Ⅱ-87
小災害債…… Ⅵ-7, Ⅷ-3
消 費 税…… Ⅱ-185, 317, Ⅲ-96, Ⅶ-51
情報基盤施設…… Ⅱ-480, 481, Ⅶ-33
剰 余 金…… Ⅲ-6, 19
除塩事業…… Ⅰ-2
初期情報収集…… Ⅰ-20, Ⅱ-370
水田養魚…… Ⅱ-212
水量割支出法…… Ⅲ-352, Ⅴ-19
水　　路…… Ⅱ-60, 117, 147
すり付け工…… Ⅱ-255
成功認定…… Ⅲ-19, 26,
積算基準…… Ⅱ-183, Ⅲ-94, Ⅴ-40, 59
施行粗漏…… Ⅰ-10, Ⅱ-102, Ⅲ-80
施越工事…… Ⅰ-24, Ⅶ-50
設計単価…… Ⅰ-21, Ⅱ-73
設計の変更…… Ⅲ-15, 68, 127

設計不備…… Ⅰ-10, Ⅱ-102, Ⅲ-80
接続施設…… Ⅱ-207, Ⅲ-100
全国農業所得推定額…… Ⅰ-13, Ⅵ-33
前災処理…… Ⅱ-102, Ⅲ-79
潜 水 橋…… Ⅱ-160
船舶及機械器具費…… Ⅲ-65, Ⅳ-5, Ⅴ-20, 41
総合単価…… Ⅱ-303, 304, 313, 317
増　　破…… Ⅱ-193, 209, 402, 436, 465, 475, Ⅲ-101, 127, Ⅳ-24
測量及試験費…… Ⅱ-74, 185, 439, 466, 478, 482, Ⅲ-65, 96, Ⅳ-2, 5, 26, 36
底　　樋…… Ⅱ-134
側　　溝…… Ⅱ-66

た　行

代替開墾…… Ⅱ-172, 195
大規模災害査定方針…… Ⅰ-24, Ⅱ-342
高　　潮…… Ⅰ-8, Ⅱ-2, 96, 473, Ⅲ-1, 62, Ⅸ-1, 52
他 事 業…… Ⅱ-96, 200, 221, 351, Ⅲ-99
多段石張堰…… Ⅱ-138, 141
竜　　巻…… Ⅱ-243, Ⅸ-1
た め 池…… Ⅱ-130, 250, 413, 422, 428, 429, 440, 448
ため池災害関連特別対策事業…… Ⅱ-429, 440, 448
湛水排除事業…… Ⅰ-2, Ⅳ-42, 49, Ⅶ-44
単独災害復旧事業債…… Ⅷ-3
地方交付税…… Ⅷ-2
地方財政措置…… Ⅷ-1
中央防災会議…… Ⅱ-71, Ⅵ-2, 32, 37, Ⅸ-2, 7
中止報告…… Ⅱ-24
直営施工…… Ⅱ-376
直接補助…… Ⅰ-10, Ⅱ-398
直轄災害復旧事業…… Ⅴ-1
直轄事業…… Ⅲ-3
直轄地すべり対策災害関連緊急工事…… Ⅳ-1, 7
直轄・代行災害復旧事業…… Ⅰ-28, Ⅴ-1
低　　温…… Ⅱ-384, 385, 387

堤　　体…… Ⅱ-62, 132, 413
堤　　防…… Ⅱ-60, 61, 64
出来高検査…… Ⅳ-51
適用除外…… Ⅰ-10, Ⅱ-6, 19, 60, Ⅲ-4, 61, Ⅵ-49
撤 去 費…… Ⅱ-229
天然水路…… Ⅱ-126, 210
天然の海岸…… Ⅱ-127, 158
同　　意…… Ⅴ-37
頭 首 工…… Ⅱ-135, 210, 229, 251, 414
凍 上 災…… Ⅱ-388
道　　路…… Ⅱ-60, 420
道路の路面…… Ⅱ-66, 210, Ⅲ-25
特殊地下壕対策事業…… Ⅳ-22, 28, 32
特性整理表…… Ⅱ-267
特別交付税…… Ⅷ-5
特別地域…… Ⅲ-57
都市計画区域…… Ⅱ-193, 221
土壌改良…… Ⅱ-238, 379
土地改良事業…… Ⅸ-22, 23, 28
土 留 工…… Ⅱ-17

な　行

波除護岸…… Ⅱ-210, 250
新潟県中越地震…… Ⅱ-389, 492
二重採択防止…… Ⅰ-22, Ⅱ-222, 224, 225
農業所得推定額…… Ⅵ-33, 38
農業用施設災害関連事業…… Ⅱ-399
農業用施設とは…… Ⅰ-8, Ⅱ-1
農業用道路…… Ⅰ-8, Ⅱ-1
農村公園…… Ⅱ-481
農村生活環境施設…… Ⅱ-473
農地畦畔…… Ⅱ-211
農地災害関連区画整備事業…… Ⅱ-455
農地とは…… Ⅱ-1, 188

農地被害小…… Ⅱ-196
農地保全施設…… Ⅱ-60, 125, 166
農　　道…… Ⅱ-159, 420
農道の幅員…… Ⅱ-189

は　行

廃止報告…… Ⅲ-26, 69
排 水 機…… Ⅱ-121, 174
排 水 路…… Ⅱ-117, 148, 160, 416
排　　土…… Ⅱ-209
パイピング…… Ⅱ-440
はん濫注意水位…… Ⅱ-67
Ｂ項関連…… Ⅱ-401
被害報告…… Ⅰ-18, Ⅱ-70, 284
被災写真…… Ⅰ-22, Ⅱ-106, 287, Ⅴ-26
標準税収入…… Ⅲ-1
漂着流木…… Ⅳ-34, 37
風　　速…… Ⅰ-8, Ⅱ-68, Ⅲ-62
歩 掛 り…… Ⅱ-73, Ⅲ-107
付帯工事費…… Ⅱ-74, Ⅲ-65
負 担 金…… Ⅲ-5, 6, 15, 26, Ⅴ-42, 61
普通交付税…… Ⅷ-2, 7
普通補助率…… Ⅰ-10
復旧工法…… Ⅱ-108, Ⅲ-81
復旧進度…… Ⅰ-26, Ⅴ-1
復旧面積…… Ⅱ-235
部分検査…… Ⅲ-101
分離施行困難…… Ⅱ-3, 189
防災ため池…… Ⅱ-17
防除用水…… Ⅱ-195
崩　　土…… Ⅱ-66
暴　　風…… Ⅱ-96, Ⅲ-62
放 牧 地…… Ⅱ-188
牧 草 地…… Ⅱ-195

補助金交付…… Ⅱ-15,23,Ⅶ-2
補助金の額の決定…… Ⅱ-15
補助金返還…… Ⅱ-5,Ⅶ-4,5
補助災害復旧事業債…… Ⅷ-1
補 助 率…… Ⅰ-10
補助率増高…… Ⅱ-12,33,85,353
保　　留…… Ⅱ-170,Ⅲ-84
本工事費…… Ⅱ-74,183,Ⅲ-65,94,Ⅴ-20

ま　行

埋 そ く…… Ⅱ-117
前 刃 金…… Ⅱ-131,132
巻 堤 工…… Ⅱ-153,157,199,Ⅲ-99
MAFF-SATT…… Ⅰ-20,Ⅱ-366
身替妥当支出法…… Ⅱ-98,352,Ⅴ-19
未しゅん工…… Ⅱ-367,369
水たたき工…… Ⅱ-157,199,Ⅲ-99
三 宅 島…… Ⅱ-379
目論見書…… Ⅲ-25
木工沈床…… Ⅱ-61

や　行

融　　雪…… Ⅱ-96,389
優先支出法…… Ⅱ-352,Ⅴ-19
ＵＡＶ（無人航空機）…… Ⅱ-106,395,Ⅴ-27
揚 水 機…… Ⅱ-60,80,118,119,120,165
用 水 路…… Ⅱ-118,147,415
用地費及補償費…… Ⅱ-74,Ⅲ-65,Ⅴ-20
用排水路…… Ⅱ-16
予算措置…… Ⅰ-26
余 水 吐…… Ⅱ-133,413

ら　行

流入土砂…… Ⅱ-189

流　　木 …… Ⅳ-34, 37
連続干天日数 …… Ⅰ-8, 68, 96, 167
連年災害 …… Ⅱ-4, 14, Ⅲ-3
漏　　水 …… Ⅱ-62, 440

わ　行

わさび田 …… Ⅱ-60, 188